障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査

事例集

平成２１年３月

財団法人　日本障害者リハビリテーション協会

はじめに

我が国は、平成19年９月に障害者権利条約に署名しましたが、同条約においては障害を理由とする差別の禁止とともに、「合理的配慮の否定」という新たな差別の概念が盛り込まれています。今後、障害者に対する障害を理由とする差別の防止を図っていくためには、差別の内容をできる限り具体的に明らかにしていくことが求められています。

内閣府では、この程、障害のある人が自らの体験などをもとに、日ごろから差別に当たると考え人々に行ってほしくないと望んでいることや人々に対し配慮を望んでいること等を把握するための調査を行いました。

この調査は全国の延べ6,000人を超える障害のある人を対象に、平成20年８月～10月（第一次調査）および平成21年１月～３月（第二次調査）にかけて行われ、その結果、8,000件を超える事例・事案が寄せられました。その結果は、報告書として内閣府のホームページに掲載しています。

この小冊子は、学識経験者、障害当事者等で構成する調査委員会（委員長　佐藤久夫　日本社会事業大学教授）の意見を聞きながらその内容を抜粋し、分かりやすく整理したものです。

この小冊子が、障害を理由とする差別について共に考え、その防止が図られ、さらに、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて寄与することになれば幸いです。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
障害者施策担当

● 目　次

第１章　調査の概要…… 1

１．調査概要…… 1

２．調査結果（第二次調査）…… 3
（１）回答者の属性
（２）各生活分野の場面で重要だと思うもの
（３）重要だと思う生活分野
（４）障害別のクロス集計（重要だと思う生活分野）
（５）男女別のクロス集計（各生活分野の場面等）

第２章　事例・事案…… 36

１．事案数一覧……37

２．事例・事案の概況……38

３．事案一覧……76

資　　料…… 315

第一次調査票…… 317
第二次調査票…… 328
調査委員一覧…… 380

第１章　調査の概要

１　調査概要

１．目的　障害のある人が日ごろから障害を理由とする差別にあたると考え、人々にしてほしくないことや望む行為、また、配慮や工夫を望む行為などを調べ、明らかにし、差別の防止を図る。

２．調査の企画と実施　障害者団体、関係団体、学識経験者等による調査委員会を設置し、二次にわたる調査を企画・実施した。

第一次調査では、さまざまな生活の分野において、「障害を理由とする差別に当たるものと考え、してほしくないこと」および「障害によって区別や排除や制限がされないように、配慮や工夫をしてほしいこと」を自由記述で尋ね、事例を収集した。

第二次調査では、一次調査で挙げられた事例のうち重要と思うものを尋ねるとともに、さらに追加の事案（具体例）も尋ねた。

３．調査対象者　第一次調査　障害をもつ人　1,028人、第二次調査　障害をもつ人　5,071人

日本障害フォーラム（JDF）を構成する次の団体等を通じて、全国の居住地域ブロック、市区町村の人口規模、年齢、性別、居住形態等ができるだけ均等になるように、対象者の選定を依頼した。

団体名	第一次調査	第二次調査
社会福祉法人　日本身体障害者団体連合会	100	400
社会福祉法人　日本盲人会連合	61	600
財団法人　全日本ろうあ連盟	50	350
日本障害者協議会（ＪＤ）	180	850
特定非営利活動法人　ＤＰＩ日本会議	172	628
社会福祉法人　全日本手をつなぐ育成会	80	538
社団法人　全国脊髄損傷者連合会	80	300
全国「精神病」者集団	40	200
社会福祉法人　全国盲ろう者協会	30	100
社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	50	350
特定非営利活動法人　全国精神保健福祉士会連合会	105	405
日本発達障害ネットワーク	60	300
弱視者問題研究会	20	50

４．調査方法　アンケート調査票を、障害者団体を通じて配付し、郵便で回収した。

５．調査期間　第一次調査2008年８月14日～10月７日（最終締切）
第二次調査2009年１月22日～３月13日（最終締切）

６．有効回答数　第一次調査　399人、第二次調査　1,654人

７．回答率　第一次調査　38.8％、第二次調査　32.6％

８．調査結果の見方、留意点

第二次調査においては、各生活分野の場面で、特に重要だと思うもの（単一回答）と、重要だと思うもの（複数回答）について尋ねるとともに、これらの生活分野のなかで、特に重要だと思うもの（単一回答）と、重要だと思うもの（複数回答）について尋ねた。この結果を以下に示す。

また第二次調査では、第一次調査で挙げられた事例およびその事案（具体例）に基づいて、各事例ごとに追加の事案が多数挙げられたことから、第二章では、その事案の数、ならびに記述の全一覧を示す。

さらにこれらの事例･事案のうち、調査委員会の意見を踏まえ、分かりやすいものを「事例･事案の概況」として例示する。

２．　調査結果（第二次調査）

（１）回答者の属性

第二次調査における回答者の属性は、下表のとおりである。

表１　問１　性別

男	女	回答なし	合計
1,027	559	68	1,654
62.1	*33.8*	*4.1*	*100.0*

表２　問２　年齢

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	回答なし	合計
8	55	145	243	246	314	356	224	63	1,654
0.5	*3.3*	*8.8*	*14.7*	*14.9*	*19.0*	*21.5*	*13.5*	*3.8*	*100.0*

表３　障害種別：「単一の障害」または「重複障害のうち主な障害」による分類　①

視覚障害（全盲・弱視・その他）	聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）	言語障害	盲ろう	肢体不自由	内部障害	知的障害
325	261	3	27	271	188	183
19.5	*15.8*	*0.2*	*1.6*	*16.4*	*11.4*	*11.1*

②

精神障害	発達障害＊	難病	その他	重複障害で主な障害が特定できない人	回答なし	合計
140	59	21	10	104	62	1,654
8.5	*3.6*	*1.3*	*0.6*	*6.3*	*3.7*	*100.0*

＊発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD などをいいます

表４　重複障害／単一障害の別

重複障害で主な障害が特定できる	重複障害で主な障害が特定できない	単一障害	回答なし	合計
119	104	1,369	62	1,654
7.2	*6.3*	*82.8*	*3.7*	*100.0*

表５　問４　居住形態（１）

個人の持ち家や分譲マンション	賃貸のアパートやマンション、借家	公営住宅	グループホーム	入所施設	その他	回答なし	回答者数
1,162	201	88	43	61	25	74	1,654
70.2	*12.2*	*5.3*	*2.6*	*3.7*	*1.5*	*4.5*	*100.0*

表６　問５　居住形態（２）

ひとりで住んでいる	配偶者・子と同居	親・兄弟・親族と同居	グループホーム・入所施設で1人部屋	グループホーム・入所施設で相部屋	その他	回答なし	回答者数
204	766	467	55	41	39	82	1,654
12.3	*46.3*	*28.2*	*3.3*	*2.5*	*2.4*	*5.0*	*100.0*

表７　問６　居住地域（都道府県）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
61	22	33	48	13	44	19	27	26	15	52
3.7	*1.3*	*2.0*	*2.9*	*0.8*	*2.7*	*1.1*	*1.6*	*1.6*	*0.9*	*3.1*

千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県
78	125	67	34	16	13	9	32	13	9	75
4.7	*7.4*	*4.1*	*2.1*	*1.0*	*0.8*	*0.5*	*1.9*	*0.8*	*0.5*	*4.5*

愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
69	48	30	37	80	42	29	14	24	15	23
4.2	*2.9*	*1.8*	*2.2*	*4.8*	*2.5*	*1.8*	*0.8*	*1.5*	*0.9*	*1.4*

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
66	23	13	21	29	4	34	11	15	44	23
4.0	*1.4*	*0.8*	*1.3*	*1.8*	*0.2*	*2.1*	*0.7*	*0.9*	*2.7*	*1.4*

宮崎県	鹿児島県	沖縄県	回答なし	合計
21	11	13	84	1,654
1.3	*0.7*	*0.8*	*5.1*	*100.0*

表８　問６　居住地域（市区町村規模）

大都市	中都市	小都市Ａ	小都市Ｂおよび町村	市区町村名	回答なし	回答者数
259	531	312	240	0	312	1,654
15.7	*32.0*	*18.9*	*14.5*	*0.0*	*18.9*	*100.0*

表９　問７　記入者

自分自身で記入	介助者などが代理記入	回答なし	回答者数
1,279	292	83	1,654
77.3	*17.7*	*5.0*	*100.0*

（2）各生活分野の場面で重要だと思うもの

各生活分野において、「障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこと」と、「障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこと」の双方について、それぞれ特に重要だと思うもの（単一回答）と、重要だと思うもの（複数回答）について、尋ねた。

Ⅰ．福祉について

福祉について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「福祉サービスの制度について差別的に取り扱う」が21.7%で最も多く、次いで「福祉サービスの利用を制限する」が9.9%で多い。重要だと思うものは、「福祉サービスのなかで差別的な言動をする」(39.6%)、「福祉サービスの利用を制限する」(37.7%）の順に多くなっている。

表10　問１－１福祉に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

福祉サービスの利用を拒否する	福祉サービスの利用を制限する	福祉サービスのなかで差別的に取り扱う	福祉サービスのなかで差別的な言動をする	福祉サービスの制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
164	61	49	123	359	898	1,654
9.9	*3.7*	*3.0*	*7.4*	*21.7*	*54.3*	*100.0*

表11　問１－１福祉に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

福祉サービスの利用を拒否する	福祉サービスの利用を制限する	福祉サービスのなかで差別的に取り扱う	福祉サービスのなかで差別的な言動をする	福祉サービスの制度について差別的に取り扱う	回答なし	回答者数
563	624	585	655	588	729	1,654
34.0	*37.7*	*35.4*	*39.6*	*35.6*	*44.1*	*100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい」が11.7%で最も多く、次に「福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい」が11.4%で多くなっている。重要だと思うものは、「福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい」(50.7%)、「福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい」(49.9%）の順に多くなっている。

表12　問１－２福祉に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい	福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい	職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
188	107	182	66	194	917	1,654
11.4	*6.5*	*11.0*	*4.0*	*11.7*	*55.4*	*100.0*

表13　問１－２福祉に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい	福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい	職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
839 *50.7*	826 *49.9*	772 *46.7*	759 *45.9*	720 *43.5*	495 *29.9*	1,654 *100.0*

Ⅱ．保健・医療について

保健・医療について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「治療・入院を拒否する」が10.9%で最も多く、次いで「診察しているときなどに暴力や虐待を行う」が8.1%で多い。重要だと思うものは、「治療・入院を制限する」(38.0%)、「診療しているときなどに差別的に取り扱う」(35.4%) の順に多くなっている。

表14　問２－１保健・医療に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

治療・入院を拒否する	治療・入院を制限する	診療しているときなどに差別的な言動をする	診療しているときなどに差別的に取り扱う	診療しているときなどに暴力や虐待を行う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
180	102	119	63	134	120	936	1,654
10.9	*6.2*	*7.2*	*3.8*	*8.1*	*7.3*	*56.5*	*100.0*

表15　問２－１保健・医療に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

治療・入院を拒否する	治療・入院を制限する	診療しているときなどに差別的な言動をする	診療しているときなどに差別的に取り扱う	診療しているときなどに暴力や虐待を行う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	回答者数
547	629	577	586	522	509	794	1,654
33.1	*38.0*	*34.9*	*35.4*	*31.6*	*30.8*	*48.0*	*100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい」が14.9%で最も多く、次に「制度について配慮や工夫をしてほしい」が8.9%で多くなっている。重要だと思うものは、「本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい」(45.6%)、「コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい」(45.2%) の順に多くなっている。

表16　問２－２保健･医療に関して配慮や工夫をしてほしいこととして､特に重要だと思うもの（単一回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい	本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
101	247	101	97	117	148	843	1,654
6.1	*14.9*	*6.1*	*5.9*	*7.1*	*8.9*	*51.0*	*100.0*

表17　問２－２保健･医療に関して配慮や工夫をしてほしいこととして､重要だと思うもの（複数回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい	本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
733	748	600	754	678	685	514	1,654
44.3	*45.2*	*36.3*	*45.6*	*41.0*	*41.4*	*31.1*	*100.0*

Ⅲ. 雇用・就業について

雇用・就業について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「採用（募集）を拒否する」が12.6％で最も多く、次いで「賃金について差別的に取り扱う」が5.8％で多い。重要だと思うものは、「賃金について差別的に取り扱う」（45.9％）、「仕事のなかで差別的に取り扱う」（42.9％）の順に多くなっている。

表18　問３－１雇用・就業に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

①

採用（募集）を拒否する	採用（募集）を制限する	賃金について差別的に取り扱う	職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う	昇進、降格などについて差別的に取り扱う	仕事のなかで差別的に取り扱う	勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う
209 *12.6*	52 *3.1*	96 *5.8*	51 *3.1*	30 *1.8*	35 *2.1*	10 *0.6*

②

教育や訓練などについて差別的に取り扱う	退職（解雇）について差別的に取り扱う	福利厚生などについて差別的に取り扱う	職場において差別的な言動をする	求職活動で差別的に取り扱う	回答なし	合計
15 *0.9*	25 *1.5*	7 *0.4*	73 *4.4*	43 *2.6*	1,008 *61.1*	1,654 *100.0*

表19　問３－１雇用・就業に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

①

採用（募集）を拒否する	採用（募集）を制限する	賃金について差別的に取り扱う	職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う	昇進、降格などについて差別的に取り扱う	仕事のなかで差別的に取り扱う	勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う
705 *42.6*	694 *42.0*	759 *45.9*	675 *40.8*	656 *39.7*	710 *42.9*	596 *36.0*

②

教育や訓練などについて差別的に取り扱う	退職（解雇）について差別的に取り扱う	福利厚生などについて差別的に取り扱う	職場において差別的な言動をする	求職活動で差別的に取り扱う	回答なし	回答者数
652 *39.4*	640 *38.7*	611 *36.9*	688 *41.6*	625 *37.8*	539 *32.6*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい」が6.6％で最も多く、次に「職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい」が6.5％で多くなっている。重要だと思うものは、「仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい」（46.9％）、「ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい」（46.7％）の順に多くなっている。

表20　問３－２雇用・就業に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

①

採用のときに配慮や工夫をしてほしい	職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい	業績の評価について配慮や工夫をしてほしい	勤務時間について配慮や工夫をしてほしい	通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい	休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい
89	43	107	109	27	17	16	26
5.4	*2.6*	*6.5*	*6.6*	*1.6*	*1.0*	*1.0*	*1.6*

②

仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい	職場での相談について配慮や工夫をしてほしい	職場での介助について配慮や工夫をしてほしい	福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい	求職活動について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
34	22	14	6	23	54	1,067	1,654
2.1	*1.3*	*0.8*	*0.4*	*1.4*	*3.3*	*64.4*	*100.0*

表21　問３－２雇用・就業に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

①

採用のときに配慮や工夫をしてほしい	職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい	業績の評価について配慮や工夫をしてほしい	勤務時間について配慮や工夫をしてほしい	通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい	休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい
740	732	699	773	647	535	557	598
44.7	*44.3*	*42.3*	*46.7*	*39.1*	*32.3*	*33.7*	*36.2*

②

仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい	職場での相談について配慮や工夫をしてほしい	職場での介助について配慮や工夫をしてほしい	福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい	求職活動について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
775	681	565	618	695	723	462	1,654
46.9	*41.2*	*34.2*	*37.4*	*42.0*	*43.7*	*27.9*	*100.0*

Ⅳ. 教育・育成について

教育・育成について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める」が9.6%で最も多く、次いで「教育・育成への受け入れを拒否する」が8.5%で多い。重要だと思うものは、「授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う」(39.2%)、「授業や学校生活のなかで差別的な言動をする」(38.8%) の順に多くなっている。

表22　問４－１教育・育成に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める	教育・育成への受け入れを拒否する	教育・育成への受け入れを制限する	授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う	授業や学校生活のなかで差別的な言動をする	回答なし	合計
159 *9.6*	141 *8.5*	29 *1.8*	77 *4.7*	111 *6.7*	1,137 *68.7*	1,654 *100.0*

表23　問４－１教育・育成に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める	教育・育成への受け入れを拒否する	教育・育成への受け入れを制限する	授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う	授業や学校生活のなかで差別的な言動をする	回答なし	回答者数
592 *35.8*	597 *36.1*	566 *34.2*	649 *39.2*	641 *38.8*	806 *48.7*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい」が8.9%で最も多く、次に「施設や設備について配慮や工夫をしてほしい」が8.7%で多くなっている。重要だと思うものは、「コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい」(44.7%)、「施設や設備について配慮や工夫をしてほしい」(43.5%) の順に多くなっている。

表24　問４－２教育・育成に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	教材について配慮や工夫をしてほしい	介助について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	手話の使用について配慮や工夫をしてほしい	教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
144 *8.7*	50 *3.0*	41 *2.5*	133 *8.0*	46 *2.8*	147 *8.9*	80 *4.8*	1,013 *61.3*	1,654 *100.0*

表25　問４－２教育・育成に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	教材について配慮や工夫をしてほしい	介助について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	手話の使用について配慮や工夫をしてほしい	教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
719	640	592	740	555	686	688	601	1,654
43.5	*38.7*	*35.8*	*44.7*	*33.6*	*41.5*	*41.6*	*36.3*	*100.0*

Ⅴ．建物・公共交通機関などについて

建物・公共交通機関について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する」が13.5%で最も多く、次いで「鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う」が11.4%で多い。重要だと思うものは、「鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う」(39.8%)、「市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する」(39.6%）の順に多くなっている。

表26　問５－１建物・公共交通機関に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する	鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する	市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する	回答なし	合計
223 *13.5*	188 *11.4*	33 *2.0*	131 *7.9*	1,079 *65.2*	1,654 *100.0*

表27　問５－１建物・公共交通機関に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する	鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する	市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する	回答なし	回答者数
601 *36.3*	659 *39.8*	649 *39.2*	655 *39.6*	801 *48.4*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい」が11.5%で最も多く、次いで「鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい」が7.9%で多い。重要だと思うものは、「鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい」(52.3%)、「鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい」(49.1%）の順に多くなっている。

表28　問５－２建物・公共交通機関に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい	公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
190 *11.5*	131 *7.9*	61 *3.7*	126 *7.6*	160 *9.7*	986 *59.6*	1,654 *100.0*

表29　問５－２建物・公共交通機関に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい	公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
865	812	736	774	674	523	1,654
52.3	*49.1*	*44.5*	*46.8*	*40.7*	*31.6*	*100.0*

Ⅵ. 情報・コミュニケーションについて

情報・コミュニケーションについて、「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う」が16.4%で最も多く、次いで「文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う」が15.5%で多い。重要だと思うものは、「講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う」(38.1%)、「文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う」(35.9%) の順に多くなっている。

表30　問６－１情報・コミュニケーションに関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う	講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う	文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
271	87	257	51	988	1,654
16.4	*5.3*	*15.5*	*3.1*	*59.7*	*100.0*

表31　問６－１情報・コミュニケーションに関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う	講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う	文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	回答者数
570	630	593	542	808	1,654
34.5	*38.1*	*35.9*	*32.8*	*48.9*	*100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい」が12.6%で最も多く、次に「テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい」が9.5%で多くなっている。重要だと思うものは、「講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい」(45.6%)、「テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい」(43.2%) の順に多くなっている。

表32　問６－２情報・コミュニケーションに関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい	テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい	情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい	講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい	文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
208	157	67	95	123	1,004	1,654
12.6	*9.5*	*4.1*	*5.7*	*7.4*	*60.7*	*100.0*

表33　問６－２情報・コミュニケーションに関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい	テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい	情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい	講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい	文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
714 *43.2*	728 *44.0*	695 *42.0*	754 *45.6*	697 *42.1*	602 *36.4*	1,654 *100.0*

Ⅶ. 商品サービス提供について

商品サービス提供について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う」が11.4%で最も多く、次いで「金融や保険の利用について差別的に取り扱う」が10.6%で多い。重要だと思うものは、「金融や保険の利用について差別的に取り扱う」(38.5%)、「不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う」(37.7%) の順に多くなっている。

表34　問７－１商品・サービス提供に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う	金融や保険の利用について差別的に取り扱う	デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う	レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う	接客するときに差別的な言動をする	回答なし	合計
188 *11.4*	175 *10.6*	40 *2.4*	73 *4.4*	151 *9.1*	1,027 *62.1*	1,654 *100.0*

表35　問７－１商品・サービス提供に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う	金融や保険の利用について差別的に取り扱う	デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う	レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う	接客するときに差別的な言動をする	回答なし	回答者数
623 *37.7*	636 *38.5*	525 *31.7*	570 *34.5*	571 *34.5*	761 *46.0*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい」が10.3%で最も多く、次に「金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい」が9.6%で多くなっている。重要だと思うものは、「ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい」(42.9%)、「レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい」(41.4%) の順に多くなっている。

表36　問７－２商品・サービス提供に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい	金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい	ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい	デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい	レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
62 *3.7*	159 *9.6*	171 *10.3*	35 *2.1*	82 *5.0*	110 *6.7*	1,035 *62.6*	1,654 *100.0*

表37　問７－２商品・サービス提供に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい	金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい	ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい	デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい	レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
592	648	710	645	684	669	638	1,654
35.8	*39.2*	*42.9*	*39.0*	*41.4*	*40.4*	*38.6*	*100.0*

Ⅷ. 政治・行政・司法について

政治・行政・司法について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う」が17.2%で最も多く、次いで「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する」が8.0%で多い。重要だと思うものは、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する」(31.2%)、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的な言動をする」(30.2%) の順に多くなっている。

表38　問８－１政治・行政・司法に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する	窓口や議会･審議会･裁判の傍聴などで差別的な言動をする	回答なし	合計
285	132	82	1,155	1,654
17.2	*8.0*	*5.0*	*69.8*	*100.0*

表39　問８－１政治・行政・司法に関して差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する	窓口や議会･審議会･裁判の傍聴などで差別的な言動をする	回答なし	回答者数
486	516	499	1,007	1,654
29.4	*31.2*	*30.2*	*60.9*	*100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい」が14.1%で最も多く、次いで「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい」が5.4%で多い。重要だと思うものは、「関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい」(52.4%)、「災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい」(51.8%) の順に多くなっている。

表40　問８－２政治・行政・司法に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい	連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい	手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい	選挙について配慮や工夫をしてほしい	災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい	関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
79	89	44	48	68	234	133	959	1,654
4.8	*5.4*	*2.7*	*2.9*	*4.1*	*14.1*	*8.0*	*58.0*	*100.0*

表41　問８－２政治・行政・司法に関して配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい	連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい	手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい	選挙について配慮や工夫をしてほしい	災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい	関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
733	729	658	672	758	856	866	451	1,654
44.3	*44.1*	*39.8*	*40.6*	*45.8*	*51.8*	*52.4*	*27.3*	*100.0*

Ⅸ. その他について

その他について「差別にあたると考え、してほしくないこと」として、特に重要だと思うものは、「結婚、出産を禁じる、制限する」が9.8%で最も多く、次いで「障害者の家族を差別的に取り扱う」が8.2%で多い。重要だと思うものは、「団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする」(40.1%)「団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う」「障害者の家族を差別的に取り扱う」がともに（38.9%）の順に多くなっている。

表42　問９－１その他差別にあたると考え、してほしくないこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

結婚、出産を禁じる、制限する	性について差別的に取り扱う	家族のなかで差別的に取り扱う	障害者の家族を差別的に取り扱う	団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う	団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする	回答なし	合計
162	48	98	136	68	72	1,070	1,654
9.8	*2.9*	*5.9*	*8.2*	*4.1*	*4.4*	*64.7*	*100.0*

表43　問９－１その他差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うもの（複数回答）

結婚、出産を禁じる、制限する	性について差別的に取り扱う	家族のなかで差別的に取り扱う	障害者の家族を差別的に取り扱う	団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う	団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする	回答なし	回答者数
613	633	614	643	644	664	727	1,654
37.1	*38.3*	*37.1*	*38.9*	*38.9*	*40.1*	*44.0*	*100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこと」として、特に重要だと思うものは、「障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい」が18.0%で最も多く、次いで「団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい」が10.2%で多い。重要だと思うものは、「団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい」(37.2%)「障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい」「結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい」がともに34.2%の順となっている。

表44　問９－２その他配慮や工夫をしてほしいこととして、特に重要だと思うもの（単一回答）

結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい	性について配慮や工夫をしてほしい	障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい	団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
83	41	298	168	1,064	1,654
5.0	*2.5*	*18.0*	*10.2*	*64.3*	*100.0*

表45　問９－２その他配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うもの（複数回答）

結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい	性について配慮や工夫をしてほしい	障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい	団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	回答者数
566	529	565	615	852	1,654
34.2	*32.0*	*34.2*	*37.2*	*51.5*	*100.0*

（3）重要だと思う生活分野

９つの生活分野のなかで、特に重要だと思うもの（単一回答）と、重要だと思うもの（複数回答）について尋ねた。

差別の防止や配慮・工夫が「特に重要」と思う生活の分野については、「福祉」、「雇用・就業」、「情報・コミュニケーション」、「保健・医療」の順に多くなっている。

「重要」と思う生活の分野については、全体で見ると、「商品サービス提供」分野と「その他」分野が比較的少なくなっているものの、多くの生活の分野において、各障害種別を通じて差別の防止や配慮・工夫が「重要」と認識されていることが分かる。

表46　問１から問９までの分野のなかで、特に重要と思うもの（単一回答）

福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
332	158	266	83	80	211	16	83	13	412	1,654
20.1	*9.6*	*16.1*	*5.0*	*4.8*	*12.8*	*1.0*	*5.0*	*0.8*	*24.9*	*100.0*

表47　問１から問９までの分野のなかで、重要だと思うもの（複数回答）

福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
927	968	772	775	865	789	506	728	268	238	1,654
56.0	*58.5*	*46.7*	*46.9*	*52.3*	*47.7*	*30.6*	*44.0*	*16.2*	*14.4*	*100.0*

（4）障害別のクロス集計（重要だと思う生活分野）

「特に重要と思う生活分野」「重要と思う生活分野」のそれぞれについて、障害別のクロス集計を行った。

身体障害がある人については、「福祉」、「情報・コミュニケーション」、「雇用・就業」、「保健・医療」の順に多く、知的障害のある人については、「雇用・就業」、「福祉」、「保健・医療」の順に多く、精神障害のある人についても、「雇用・就業」、「福祉」、「保健・医療」の順に多くなっている。

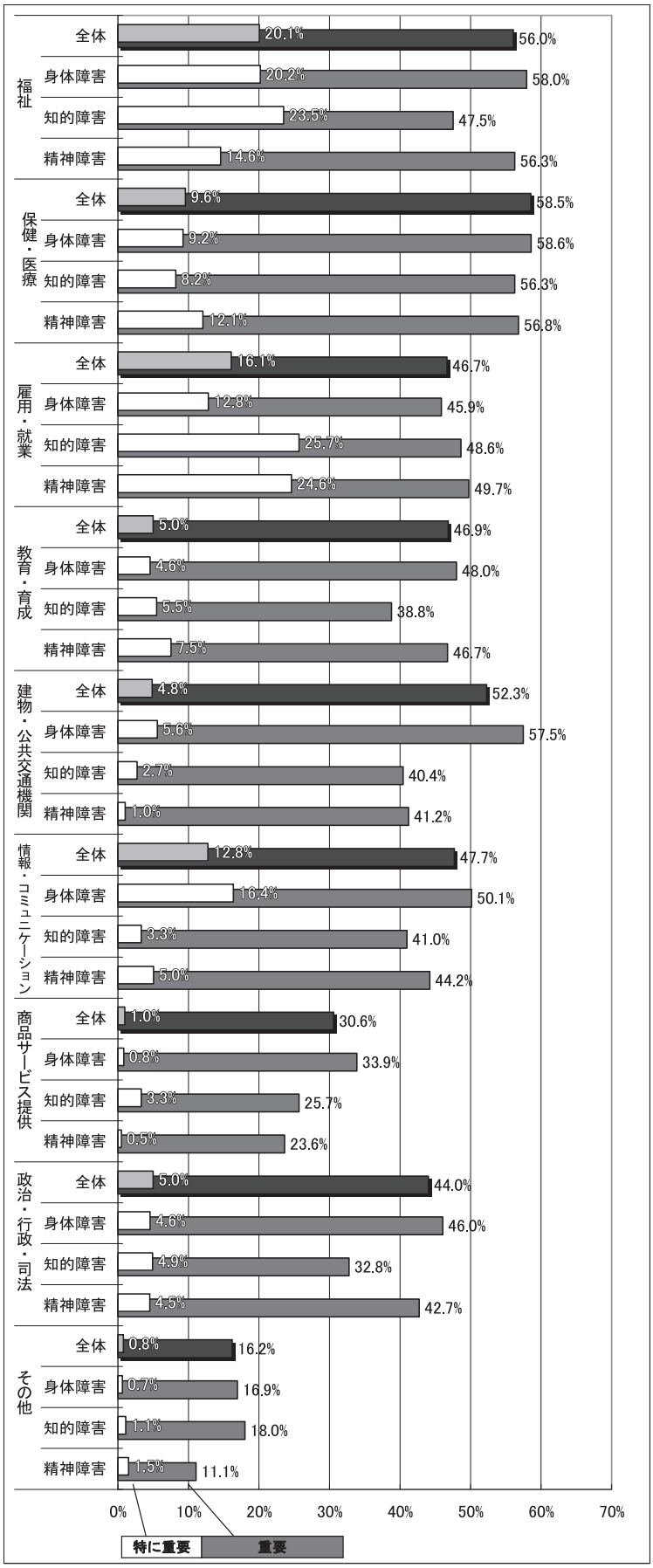

※注:「身体障害」は、視覚障害、聴覚障害、言語障害、盲ろう、肢体不自由、内部障害の合計

「精神障害」は、精神障害、発達障害の合計

グラフの数値を下表に示す。

表１　障害種別のうち３障害×問１から問９までの分野の中で特に重要と思うもの（単一回答）

	福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
身体障害※	217 *20.2%*	99 *9.2%*	138 *12.8%*	49 *4.6%*	60 *5.6%*	176 *16.4%*	9 *0.8%*	49 *4.6%*	7 *0.7%*	271 *25.2%*	1075 *100.0%*
知的障害	43 *23.5%*	15 *8.2%*	47 *25.7%*	10 *5.5%*	5 *2.7%*	6 *3.3%*	6 *3.3%*	9 *4.9%*	2 *1.1%*	40 *21.9%*	183 *100.0%*
精神障害※	29 *14.6%*	24 *12.1%*	49 *24.6%*	15 *7.5%*	2 *1.0%*	10 *5.0%*	1 *0.5%*	9 *4.5%*	3 *1.5%*	57 *28.6%*	199 *100.0%*
合計	332 *20.1%*	158 *9.6%*	266 *16.1%*	83 *5.0%*	80 *4.8%*	211 *12.8%*	16 *1.0%*	83 *5.0%*	13 *0.8%*	412 *24.9%*	1,654 *100.0%*

表２　障害種別のうち３障害×問１から問９までの分野の中で重要と思うもの（複数回答）

	福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
身体障害※	623 *58.0%*	630 *58.6%*	493 *45.9%*	516 *48.0%*	618 *57.5%*	539 *50.1%*	364 *33.9%*	495 *46.0%*	182 *16.9%*	152 *14.1%*	1075 *100.0%*
知的障害	87 *47.5%*	103 *56.3%*	89 *48.6%*	71 *38.8%*	74 *40.4%*	75 *41.0%*	47 *25.7%*	60 *32.8%*	33 *18.0%*	27 *14.8%*	183 *100.0%*
精神障害※	112 *56.3%*	113 *56.8%*	99 *49.7%*	93 *46.7%*	82 *41.2%*	88 *44.2%*	47 *23.6%*	85 *42.7%*	22 *11.1%*	32 *16.1%*	199 *100.0%*
合計	927 *56.0%*	968 *58.5%*	772 *46.7%*	775 *46.9%*	865 *52.3%*	789 *47.7%*	506 *30.6%*	728 *44.0%*	268 *16.2%*	238 *14.4%*	1654 *100.0%*

クロス集計全体（各障害別）の結果は、下表のとおりである。

表48　障害種別:「単一の障害」または「重複障害のうち主な障害」による分類×問１から問９までの分野の中で特に重要と思うもの（単一回答）

	福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
視覚障害（全盲・弱視・その他）	67 *20.6*	19 *5.8*	36 *11.1*	12 *3.7*	13 *4.0*	33 *10.2*	8 *2.5*	13 *4.0*	2 *0.6*	122 *37.5*	325 *100.0*
聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）	32 *12.3*	15 *5.7*	32 *12.3*	12 *4.6*	5 *1.9*	118 *45.2*	0 *0.0*	3 *1.1*	2 *0.8*	42 *16.1*	261 *100.0*
言語障害	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *33.3*	1 *33.3*	1 *33.3*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	3 *100.0*
盲ろう	5 *18.5*	1 *3.7*	4 *14.8*	0 *0.0*	0 *0.0*	11 *40.7*	0 *0.0*	1 *3.7*	0 *0.0*	5 *18.5*	27 *100.0*
肢体不自由	65 *24.0*	35 *12.9*	34 *12.5*	19 *7.0*	29 *10.7*	8 *3.0*	1 *0.4*	17 *6.3*	3 *1.1*	60 *22.1*	271 *100.0*
内部障害	48 *25.5*	29 *15.4*	31 *16.5*	5 *2.7*	12 *6.4*	6 *3.2*	0 *0.0*	15 *8.0*	0 *0.0*	42 *22.3*	188 *100.0*
知的障害	43 *23.5*	15 *8.2*	47 *25.7*	10 *5.5*	5 *2.7*	6 *3.3*	6 *3.3*	9 *4.9*	2 *1.1*	40 *21.9*	183 *100.0*
精神障害	17 *12.1*	22 *15.7*	36 *25.7*	3 *2.1*	2 *1.4*	8 *5.7*	0 *0.0*	7 *5.0*	1 *0.7*	44 *31.4*	140 *100.0*
発達障害	12 *20.3*	2 *3.4*	13 *22.0*	12 *20.3*	0 *0.0*	2 *3.4*	1 *1.7*	2 *3.4*	2 *3.4*	13 *22.0*	59 *100.0*
難病	3 *14.3*	4 *19.0*	6 *28.6*	2 *9.5*	1 *4.8*	1 *4.8*	0 *0.0*	2 *9.5*	1 *4.8*	1 *4.8*	21 *100.0*
その他	0 *0.0*	2 *20.0*	4 *40.0*	0 *0.0*	1 *10.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *10.0*	0 *0.0*	2 *20.0*	10 *100.0*
重複障害で主な障害が特定できない人	29 *27.9*	9 *8.7*	11 *10.6*	3 *2.9*	6 *5.8*	12 *11.5*	0 *0.0*	10 *9.6*	0 *0.0*	24 *23.1*	104 *100.0*
回答なし	11 *17.7*	5 *8.1*	11 *17.7*	4 *6.5*	5 *8.1*	6 *9.7*	0 *0.0*	3 *4.8*	0 *0.0*	17 *27.4*	62 *100.0*
合計	332 *20.1*	158 *9.6*	266 *16.1*	83 *5.0*	80 *4.8*	211 *12.8*	16 *1.0*	83 *5.0*	13 *0.8*	412 *24.9*	1,654 *100.0*

表49　障害種別:「単一の障害」または「重複障害のうち主な障害」による分類×問１から問９までの分野の中で重要と思うもの（複数回答）

	福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
視覚障害（全盲・弱視・その他）	178 *54.8*	176 *54.2*	139 *42.8*	151 *46.5*	189 *58.2*	196 *60.3*	140 *43.1*	152 *46.8*	68 *20.9*	54 *16.6*	325 *100.0*
聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）	173 *66.3*	176 *67.4*	133 *51.0*	142 *54.4*	152 *58.2*	113 *43.3*	75 *28.7*	141 *54.0*	36 *13.8*	25 *9.6*	261 *100.0*
言語障害	2 *66.7*	2 *66.7*	1 *33.3*	1 *33.3*	0 *0.0*	2 *66.7*	0 *0.0*	1 *33.3*	0 *0.0*	0 *0.0*	3 *100.0*
盲ろう	14 *51.9*	16 *59.3*	13 *48.1*	15 *55.6*	17 *63.0*	11 *40.7*	12 *44.4*	11 *40.7*	6 *22.2*	8 *29.6*	27 *100.0*
肢体不自由	154 *56.8*	154 *56.8*	122 *45.0*	127 *46.9*	168 *62.0*	140 *51.7*	98 *36.2*	124 *45.8*	48 *17.7*	38 *14.0*	271 *100.0*
内部障害	102 *54.3*	106 *56.4*	85 *45.2*	80 *42.6*	92 *48.9*	77 *41.0*	39 *20.7*	66 *35.1*	24 *12.8*	27 *14.4*	188 *100.0*
知的障害	87 *47.5*	103 *56.3*	89 *48.6*	71 *38.8*	74 *40.4*	75 *41.0*	47 *25.7*	60 *32.8*	33 *18.0*	27 *14.8*	183 *100.0*
精神障害	85 *60.7*	74 *52.9*	66 *47.1*	60 *42.9*	54 *38.6*	58 *41.4*	30 *21.4*	56 *40.0*	10 *7.1*	26 *18.6*	140 *100.0*
発達障害	27 *45.8*	39 *66.1*	33 *55.9*	33 *55.9*	28 *47.5*	30 *50.8*	17 *28.8*	29 *49.2*	12 *20.3*	6 *10.2*	59 *100.0*
難病	14 *66.7*	14 *66.7*	8 *38.1*	14 *66.7*	13 *61.9*	13 *61.9*	5 *23.8*	12 *57.1*	3 *14.3*	2 *9.5*	21 *100.0*
その他	6 *60.0*	5 *50.0*	2 *20.0*	5 *50.0*	3 *30.0*	4 *40.0*	1 *10.0*	2 *20.0*	2 *20.0*	2 *20.0*	10 *100.0*
重複障害で主な障害が特定できない人	52 *50.0*	64 *61.5*	50 *48.1*	48 *46.2*	44 *42.3*	41 *39.4*	28 *26.9*	43 *41.3*	16 *15.4*	14 *13.5*	104 *100.0*
回答なし	33 *53.2*	39 *62.9*	31 *50.0*	28 *45.2*	31 *50.0*	29 *46.8*	14 *22.6*	31 *50.0*	10 *16.1*	9 *14.5*	62 *100.0*
合計	927 *56.0*	968 *58.5*	772 *46.7*	775 *46.9*	865 *52.3*	789 *47.7*	506 *30.6*	728 *44.0*	268 *16.2*	238 *14.4*	1,654 *100.0*

（5）男女別のクロス集計（各生活分野の場面等）

各生活分野の場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」（単一回答）、および「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」（単一回答）について、男女別のクロス集計を行った。

1）福祉

福祉に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男女いずれも「福祉サービスの制度」、「福祉サービスの利用を拒否」、「差別的な言動」の順に多くなっており、大きな傾向の違いは見られない。

表50　男女別　×　福祉に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	福祉サービスの利用を拒否する	福祉サービスの利用を制限する	福祉サービスのなかで差別的に取り扱う	福祉サービスのなかで差別的な言動をする	福祉サービスの制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
男	108 *10.5*	41 *4.0*	26 *2.5*	78 *7.6*	209 *20.4*	565 *55.0*	1,027 *100.0*
女	48 *8.6*	18 *3.2*	20 *3.6*	41 *7.3*	132 *23.6*	300 *53.7*	559 *100.0*
回答なし	8 *11.8*	2 *2.9*	3 *4.4*	4 *5.9*	18 *26.5*	33 *48.5*	68 *100.0*
合計	164 *9.9*	61 *3.7*	49 *3.0*	123 *7.4*	359 *21.7*	898 *54.3*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「福祉サービスの情報提供」、「職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり」の順に多くなっているが、女性では「コミュニケーションや情報のやりとり」が最も多く、次いで「情報提供」の順となっている。

表51　男女別　×　福祉に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい	福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい	福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい	職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	121 *11.8*	61 *5.9*	119 *11.6*	46 *4.5*	108 *10.5*	572 *55.7*	1,027 *100.0*
女	61 *10.9*	42 *7.5*	57 *10.2*	17 *3.0*	81 *14.5*	301 *53.9*	559 *100.0*
回答なし	6 *8.8*	4 *5.9*	6 *8.8*	3 *4.4*	5 *7.4*	44 *64.7*	68 *100.0*
合計	188 *11.4*	107 *6.5*	182 *11.0*	66 *4.0*	194 *11.7*	917 *55.4*	1,654 *100.0*

2）保健・医療

保健・医療に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「治療・入院を拒否」、「診療しているときなどの暴力や虐待」、「入院・治療を制限」の順に多くなっている一方、女性では「入院・治療を拒否」、「診療しているときなどの差別的な言動」、「制度について」の順となっている。男性では暴力や虐待、女性では差別的な言動をやや重視している傾向がうかがえる。

表52　男女別　×　保健・医療に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	治療・入院を拒否する	治療・入院を制限する	診療しているときなどに差別的な言動をする	診療しているときなどに差別的に取り扱う	診療しているときなどに暴力や虐待を行う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
男	115 *11.2*	64 *6.2*	56 *5.5*	35 *3.4*	87 *8.5*	62 *6.0*	608 *59.2*	1,027 *100.0*
女	59 *10.6*	38 *6.8*	56 *10.0*	27 *4.8*	39 *7.0*	49 *8.8*	291 *52.0*	559 *100.0*
回答なし	6 *8.8*	0 *0.0*	7 *10.3*	1 *1.5*	8 *11.8*	9 *13.2*	37 *54.4*	68 *100.0*
合計	180 *10.9*	102 *6.2*	119 *7.2*	63 *3.8*	134 *8.1*	120 *7.3*	936 *56.5*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「コミュニケーションや情報のやりとり」、「制度について」、「施設や設備について」の順に多くなっているが、女性では「コミュニケーションや情報のやりとり」、「そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫」、「制度について」の順となっている。

表53　男女別　×　保健・医療に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい	本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	70 *6.8*	131 *12.8*	55 *5.4*	66 *6.4*	67 *6.5*	99 *9.6*	539 *52.5*	1,027 *100.0*
女	24 *4.3*	108 *19.3*	41 *7.3*	25 *4.5*	47 *8.4*	43 *7.7*	271 *48.5*	559 *100.0*
回答なし	7 *10.3*	8 *11.8*	5 *7.4*	6 *8.8*	3 *4.4*	6 *8.8*	33 *48.5*	68 *100.0*
合計	101 *6.1*	247 *14.9*	101 *6.1*	97 *5.9*	117 *7.1*	148 *8.9*	843 *51.0*	1,654 *100.0*

3）雇用・就業

雇用・就業に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「採用（募集）を拒否」、「賃金について」、「採用（募集）を

制限」の順に多くなっている一方、女性では「採用（募集）を拒否」、「賃金について」に続いて「職場の配置など」の順となっている。

表54　男女別　×　雇用・就業に関する「差別」（特に重要と思うもの）　①

	採用（募集）を拒否する	採用（募集）を制限する	賃金について差別的に取り扱う	職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う	昇進、降格などについて差別的に取り扱う	仕事のなかで差別的に取り扱う	勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う
男	142 *13.8*	34 *3.3*	58 *5.6*	28 *2.7*	20 *1.9*	18 *1.8*	5 *0.5*
女	60 *10.7*	18 *3.2*	36 *6.4*	23 *4.1*	8 *1.4*	13 *2.3*	5 *0.9*
回答なし	7 *10.3*	0 *0.0*	2 *2.9*	0 *0.0*	2 *2.9*	4 *5.9*	0 *0.0*
合計	209 *12.6*	52 *3.1*	96 *5.8*	51 *3.1*	30 *1.8*	35 *2.1*	10 *0.6*

②

	教育や訓練などについて差別的に取り扱う	退職（解雇）について差別的に取り扱う	福利厚生などについて差別的に取り扱う	職場において差別的な言動をする	求職活動で差別的に取り扱う	回答なし	合計
男	10 *1.0*	15 *1.5*	4 *0.4*	32 *3.1*	19 *1.9*	642 *62.5*	1,027 *100.0*
女	5 *0.9*	10 *1.8*	3 *0.5*	40 *7.2*	20 *3.6*	318 *57.0*	559 *100.0*
回答なし	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *1.5*	4 *5.9*	48 *70.6*	68 *100.0*
合計	15 *0.9*	25 *1.5*	7 *0.4*	73 *4.4*	43 *2.6*	1,008 *61.1*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「ほかの職員への教育」、「職場でのコミュニケーションや情報のやりとり」、「採用のとき」の順に多くなっているが、女性では「職場でのコミュニケーションや情報のやりとり」、「ほかの職員への教育」、「採用のとき」の順となっている。男性ではほかの職員への教育、女性では対人的なコミュニケーションを重視している傾向がうかがえる。

表55　男女別　×　雇用・就業に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）　①

	採用のときに配慮や工夫をしてほしい	職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい	業績の評価について配慮や工夫をしてほしい	勤務時間について配慮や工夫をしてほしい	通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい	休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい
男	56 *5.5*	35 *3.4*	60 *5.8*	64 *6.2*	15 *1.5*	13 *1.3*	9 *0.9*	15 *1.5*
女	28 *5.0*	7 *1.3*	45 *8.1*	42 *7.5*	12 *2.1*	4 *0.7*	7 *1.3*	8 *1.4*
回答なし	5 *7.4*	1 *1.5*	2 *2.9*	3 *4.4*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	3 *4.4*
合計	89 *5.4*	43 *2.6*	107 *6.5*	109 *6.6*	27 *1.6*	17 *1.0*	16 *1.0*	26 *1.6*

②

	仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい	職場での相談について配慮や工夫をしてほしい	職場での介助について配慮や工夫をしてほしい	福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい	求職活動について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	24 *2.3*	11 *1.1*	6 *0.6*	2 *0.2*	16 *1.6*	28 *2.7*	673 *65.4*	1,027 *100.0*
女	8 *1.4*	10 *1.8*	7 *1.3*	2 *0.4*	7 *1.3*	21 *3.8*	351 *62.6*	559 *100.0*
回答なし	2 *2.9*	1 *1.5*	1 *1.5*	2 *2.9*	0 *0.0*	5 *7.4*	43 *63.2*	68 *100.0*
合計	34 *2.1*	22 *1.3*	14 *0.8*	6 *0.4*	23 *1.4*	54 *3.3*	1,067 *64.4*	1,654 *100.0*

4）教育・育成

教育・育成に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める」、「教育・育成への受け入れを拒否」、「授業や学校生活のなかで差別的な言動」の順に多くなっている一方、女性では「本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める」に続いて「授業や学校生活のなかで差別的な言動」、「教育・育成への受け入れを拒否」の順となっている。

表56　男女別　×　教育・育成に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める	教育・育成への受け入れを拒否する	教育・育成への受け入れを制限する	授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う	授業や学校生活のなかで差別的な言動をする	回答なし	合計
男	102 *9.9*	86 *8.4*	19 *1.9*	47 *4.6*	56 *5.5*	717 *69.7*	1,027 *100.0*
女	54 *9.7*	46 *8.2*	10 *1.8*	24 *4.3*	52 *9.3*	373 *66.7*	559 *100.0*
回答なし	3 *4.4*	9 *13.2*	0 *0.0*	6 *8.8*	3 *4.4*	47 *69.2*	68 *100.0*
合計	159 *9.6*	141 *8.5*	29 *1.8*	77 *4.7*	111 *6.7*	1,137 *68.7*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「施設や設備について」、「教員や児童生徒が障害を理解するために配慮や工夫」、「コミュニケーションや情報のやりとり」の順に多くなっているが、女性では「コミュニケーションや情報のやりとりについて」、「教員や児童生徒が障害を理解するために配慮や工夫」、「施設や設備」の順となっている。男性では施設や設備面を、女性では対人的なコミュニケーションを重視している傾向がうかがえる。

表57　男女別　×　教育・育成に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	教材について配慮や工夫をしてほしい	介助について配慮や工夫をしてほしい	コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい	手話の使用について配慮や工夫をしてほしい	教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい	そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	98 *9.5*	32 *3.1*	21 *2.0*	62 *6.0*	26 *2.5*	88 *8.6*	51 *5.0*	649 *63.3*	1,027 *100.0*
女	42 *7.5*	15 *2.7*	18 *3.2*	64 *11.4*	18 *3.2*	51 *9.1*	27 *4.8*	324 *58.1*	559 *100.0*
回答なし	4 *5.9*	3 *4.4*	2 *2.9*	7 *10.3*	2 *2.9*	8 *11.8*	2 *2.9*	40 *58.9*	68 *100.0*
合計	144 *8.7*	50 *3.0*	41 *2.5*	133 *8.0*	46 *2.8*	147 *8.9*	80 *4.8*	1,013 *61.3*	1,654 *100.0*

5）建物・公共交通機関

建物・公共交通機関に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「鉄道、バス、タクシー等の利用の拒否・制限」、「鉄道、バス、タクシー等利用時の差別的取り扱い」、「市役所、ホテル、劇場などの利用の拒否・制限」の順に多くなっている一方、女性では「鉄道、バス、タクシー等利用時の差別的取り扱い」、「鉄道、バス、タクシー等の利用の拒否・制限」、「市役所、ホテル、劇場などの利用の拒否・制限」の順となっている。

表58　男女別　×　建物・公共交通機関に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する	鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する	市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する	回答なし	合計
男	138 *13.4*	99 *9.6*	21 *2.0*	81 *7.9*	688 *67.1*	1,027 *100.0*
女	73 *13.1*	81 *14.5*	12 *2.1*	44 *7.9*	349 *62.4*	559 *100.0*
回答なし	12 *17.6*	8 *11.8*	0 *0.0*	6 *8.8*	42 *61.8*	68 *100.0*
合計	223 *13.5*	188 *11.4*	33 *2.0*	131 *7.9*	1,079 *65.2*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「鉄道、バス、タクシー等利用時の配慮や工夫」、「制度について」、「公園、道路、歩道、駐車場利用についての配慮や工夫」の順に多くなっているが、女性では「鉄道、バス、タクシー等利用時の配慮や工夫」、「駅、空港、バスターミナル等利用時の配慮や工夫」、「制度について」の順となっている。

表59　男女別　×　建物・公共交通機関に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい	市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい	公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	107 *10.4*	60 *5.8*	42 *4.1*	76 *7.4*	104 *10.1*	638 *62.2*	1,027 *100.0*
女	76 *13.6*	66 *11.8*	18 *3.2*	45 *8.1*	49 *8.8*	305 *54.5*	559 *100.0*
回答なし	7 *10.3*	5 *7.4*	1 *1.5*	5 *7.4*	7 *10.3*	43 *63.1*	68 *100.0*
合計	190 *11.5*	131 *7.9*	61 *3.7*	126 *7.6*	160 *9.7*	986 *59.6*	1,654 *100.0*

6）情報・コミュニケーション

情報・コミュニケーションに関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「文化活動・報道活動などでの差別的取り扱い」、「対人のコミュニケーション」、「講演会や大勢が利用する施設などでの差別的取り扱い」の順に多くなっている一方、女性では「対人のコミュニケーション」、「文化活動・報道活動などでの差別的取り扱い」、「講演会や大勢が利用する施設などでの差別的取り扱い」の順となっている。女性では、ここでも対人コミュニケーションをより重視している傾向がうかがえる。

表60　男女別　×　情報・コミュニケーションに関する「差別」（特に重要と思うもの）

	対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う	講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う	文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う	制度について差別的に取り扱う	回答なし	合計
男	135 *13.1*	52 *5.1*	164 *16.0*	39 *3.8*	637 *62.0*	1,027 *100.0*
女	122 *21.8*	35 *6.3*	81 *14.5*	11 *2.0*	310 *55.4*	559 *100.0*
回答なし	14 *20.6*	0 *0.0*	12 *17.6*	1 *1.5*	41 *60.3*	68 *100.0*
合計	271 *16.4*	87 *5.3*	257 *15.5*	51 *3.1*	988 *59.7*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「対人のコミュニケーション」、「マスメディアの利用について」、「文化活動・報道活動について」の順に多くなっているが、女性では「対人のコミュニケーション」、「マスメディアの利用について」、「講演会や大勢が利用する施設などで」の順となっている。

表61　男女別　×　情報・コミュニケーションに関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい	テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい	情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい	講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい	文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	114 *11.1*	95 *9.3*	46 *4.5*	41 *4.0*	86 *8.4*	645 *62.7*	1,027 *100.0*
女	85 *15.2*	57 *10.2*	14 *2.5*	48 *8.6*	31 *5.5*	324 *58.0*	559 *100.0*
回答なし	9 *13.2*	5 *7.4*	7 *10.3*	6 *8.8*	6 *8.8*	35 *51.5*	68 *100.0*
合計	208 *12.6*	157 *9.5*	67 *4.1*	95 *5.7*	123 *7.4*	1,004 *60.7*	1,654 *100.0*

7）商品・サービス提供

情報・コミュニケーションに関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「不動産の賃貸や売買での差別的取り扱い」、「金融や保険の利用での差別的取り扱い」、「接客するときの差別的な言動」の順に多くなっている一方、女性では「接客するときの差別的な言動」、「不動産の賃貸や売買」、「金融や保険の利用」の順となっている。女性では、ここでも対人での差別的な言動をより重視している傾向がうかがえる。

表62　男女別　×　商品・サービス提供に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う	金融や保険の利用について差別的に取り扱う	デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う	レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う	接客するときに差別的な言動をする	回答なし	合計
男	107 *10.4*	113 *11.0*	18 *1.8*	48 *4.7*	73 *7.1*	668 *65.0*	1,027 *100.0*
女	67 *12.0*	55 *9.8*	20 *3.6*	24 *4.3*	73 *13.1*	320 *57.2*	559 *100.0*
回答なし	14 *20.6*	7 *10.3*	2 *2.9*	1 *1.5*	5 *7.4*	39 *57.3*	68 *100.0*
合計	188 *11.4*	175 *10.6*	40 *2.4*	73 *4.4*	151 *9.1*	1,027 *62.1*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「ATM・自動券売機などの利用について」、「金融や保険の利用について」、「制度について」の順に多くなっているが、女性では「金融や保険の利用について」、「ATM・自動券売機などの利用について」、「レストラン、レクリエーション施設などのサービス利用について」の順となっている。

表63　男女別　×　商品・サービス提供に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい	金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい	ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい	デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい	レストラン､レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい	制度について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	35 *3.4*	91 *8.9*	110 *10.7*	15 *1.5*	46 *4.5*	74 *7.2*	656 *63.8*	1,027 *100.0*
女	21 *3.8*	61 *10.9*	54 *9.7*	20 *3.6*	33 *5.9*	29 *5.2*	341 *60.9*	559 *100.0*
回答なし	6 *8.8*	7 *10.3*	7 *10.3*	0 *0.0*	3 *44*	7 *10.3*	38 *55.9*	68 *100.0*
合計	62 *3.7*	159 *9.6*	171 *10.3*	35 *2.1*	82 *5.0*	110 *6.7*	1,035 *62.6*	1,654 *100.0*

8）政治・行政・司法

政治・行政・司法に関する場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男女ともに「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの差別的取り扱い」、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応の制限」、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの差別的言動」の順に多くなっており、特に傾向の違いは見られない。

表64　男女別　×　政治・行政・司法に関する「差別」（特に重要と思うもの）

	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的な言動をする	回答なし	合計
男	172 *16.7*	83 *8.1*	45 *4.4*	727 *70.8*	1,027 *100.0*
女	101 *18.1*	46 *8.2*	36 *6.4*	376 *67.3*	559 *100.0*
回答なし	12 *17.6*	3 *4.4*	1 *1.5*	52 *76.5*	68 *100.0*
合計	285 *17.2*	132 *8.0*	82 *5.0*	1,155 *69.8*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「災害対応などについて」、「関係者の障害への理解について」、「施設や設備について」の順に多くなっているが、女性では「災害対応などについて」、「関係者の障害への理解について」、「窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について」の順となっている。

表65　男女別×政治・行政・司法に関する「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	施設や設備について配慮や工夫をしてほしい	窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい	連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい	手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい	選挙について配慮や工夫をしてほしい	災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい	関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	58 *5.6*	41 *4.0*	33 *3.2*	30 *2.9*	45 *4.4*	130 *12.7*	79 *7.7*	611 *59.5*	1,027 *100.0*
女	18 *3.2*	44 *7.9*	10 *1.8*	18 *3.2*	20 *3.6*	93 *16.6*	49 *8.8*	307 *54.9*	559 *100.0*
回答なし	3 *4.4*	4 *5.9*	1 *1.5*	0 *0.0*	3 *4.4*	11 *16.2*	5 *7.4*	41 *60.2*	68 *100.0*
合計	79 *4.8*	89 *5.4*	44 *2.7*	48 *2.9*	68 *4.1*	234 *14.1*	133 *8.0*	959 *58.0*	1,654 *100.0*

9）その他

その他の場面で、「差別にあたると考え、してほしくないこととして特に重要だと思うもの」については、男性では「結婚、出産を禁じる、制限する」、「障害者の家族を差別的に取り扱う」、続いて「家族のなかで差別的に取り扱う」と「団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う」(同数）の順に多くなっている一方、女性では「家族のなかで差別的に取り扱う」、「結婚、出産を禁じる、制限する」、「障害者の家族を差別的に取り扱う」の順となっている。

表66　男女別　×　その他の「差別」（特に重要と思うもの）

	結婚、出産を禁じる、制限する	性について差別的に取り扱う	家族のなかで差別的に取り扱う	障害者の家族を差別的に取り扱う	団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う	団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする	回答なし	合計
男	103 *10.0*	38 *3.7*	43 *4.2*	89 *8.7*	43 *4.2*	40 *3.9*	671 *65.3*	1,027 *100.0*
女	50 *8.9*	9 *1.6*	52 *9.3*	44 *7.9*	23 *4.1*	31 *5.5*	350 *62.7*	559 *100.0*
回答なし	9 *13.2*	1 *1.5*	3 *4.4*	3 *4.4*	2 *2.9*	1 *1.5*	49 *72.1*	68 *100.0*
合計	162 *9.8*	48 *2.9*	98 *5.9*	136 *8.2*	68 *4.1*	72 *4.4*	1,070 *64.7*	1,654 *100.0*

「配慮や工夫をしてほしいこととして特に重要だと思うもの」については、男女ともに「障害者の家族に対して」、「団体組織、町内会の行事などへの参加について」、「結婚、出産について」の順に多くなっており、特に傾向の違いは見られない。

表67　男女別　×　その他の「配慮・工夫」（特に重要と思うもの）

	結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい	性について配慮や工夫をしてほしい	障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい	団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい	回答なし	合計
男	43 *4.2*	32 *3.1*	174 *16.9*	95 *9.3*	683 *66.5*	1,027 *100.0*
女	36 *6.4*	8 *1.4*	114 *20.4*	68 *12.2*	333 *59.6*	559 *100.0*
回答なし	4 *5.9*	1 *1.5*	10 *14.7*	5 *7.4*	48 *70.5*	68 *100.0*
合計	83 *5.0*	41 *2.5*	298 *18.0*	168 *10.2*	1,064 *64.3*	1,654 *100.0*

10）重要だと思う生活分野

「特に重要と思う生活分野」について、男女別のクロス集計は次のとおりである。

男性では「福祉」、「雇用・就業」、「情報・コミュニケーション」、「保健・医療」、「教育・育成」、「建物・公共交通機関」と「政治・行政・司法」（同数）、「商品サービス提供」の順となっている。

女性では「福祉」、「情報・コミュニケーション」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「政治・行政・司法」、「教育・育成」、「建物・公共交通機関」、「商品サービス提供」の順となっている。

表68　男女別　×　問１から問９までの分野の中で特に重要と思うもの（単一回答）　①

	福祉	保健・医療	雇用・就業	教育・育成	建物・公共交通機関	情報・コミュニケーション
男	201 *19.6*	93 *9.1*	185 *18.0*	54 *5.3*	52 *5.1*	108 *10.5*
女	117 *20.9*	59 *10.6*	69 *12.3*	25 *4.5*	22 *3.9*	96 *17.2*
回答なし	14 *20.6*	6 *8.8*	12 *17.6*	4 *5.9*	6 *8.8*	7 *10.3*
合計	332 *20.1*	158 *9.6*	266 *16.1*	83 *5.0*	80 *4.8*	211 *12.8*

②

	商品サービス提供	政治・行政・司法	その他	回答なし	回答者数
男	7 *0.7*	52 *5.1*	6 *0.6*	269 *26.2*	1,027 *100.0*
女	9 *1.6*	28 *5.0*	7 *1.3*	127 *22.7*	559 *100.0*
回答なし	0 *0.0*	3 *4.4*	0 *0.0*	16 *23.5*	68 *100.0*
合計	16 *1.0*	83 *5.0*	13 *0.8*	412 *24.9*	1,654 *100.0*

第２章　事例・事案

１　事案数一覧

第二次調査では、第一次調査で挙げられた事例およびその事案（具体例）に基づいて、各事例ごとに追加の事案が多数挙げられた。下表は、その事案の記述（回答）の総数である。

図１　事案の数（回答総数）

生活の分野	差別に当たると考え、してほしくないと望んでいること		配慮や工夫をしてほしいと望んでいること	
	〈主な事例〉	事案数	〈主な事例〉	事案数
福祉	重度の障害等を理由とする福祉サービスの利用の拒否・制限、福祉サービスの中での差別的取扱い、差別的言動など	726	福祉サービスの情報提供、建物・設備、職員とのコミュニケーションについての配慮・工夫など	1,166
保健・医療	重度の障害等を理由とする治療・入院の拒否・制限、診療時の差別的取扱い、差別的言動など	565	コミュニケーション、介助・移動、施設・設備、本人の了解を得る上での配慮・工夫など	979
雇用・就業	車椅子の利用等を理由とする採用（募集）の拒否・制限、賃金等の差別的取扱い、職場での差別的言動など	1,012	職員教育、職場でのコミュニケーション、施設・設備、採用についての配慮・工夫など	1,193
教育・育成	入学定員に達したこと等を理由とする教育・育成への受入の拒否・制限、意向を無視した教育内容の決定、学校生活での差別的言動など	310	教員等の障害への理解、施設・設備、コミュニケーションについての配慮・工夫など	584
建物・公共交通機関	車椅子の利用者であること等を理由とする公共交通機関や公共施設の利用の拒否・制限、利用の際の差別的取扱いなど	381	公共交通機関、旅客施設、公共施設等の利用に当たっての配慮・工夫など	822
情報・コミュニケーション	対人コミュニケーション、文化活動・報道活動、講演会等での差別的取扱いなど	357	対人コミュニケーション、テレビ・出版・情報通信機器の利用、講演会等における配慮・工夫など	644
商品サービス提供	不動産の売買、金融・保険の利用、商品購入、サービス利用の際の差別的取扱い、接客時の差別的言動など	464	ＡＴＭ／自動販売機などの利用、金融・保険の利用、サービスの利用等の際の配慮・工夫など	589
政治・行政・司法	行政窓口、議会、裁判の傍聴等での差別的取扱い、差別的言動など	153	災害対応、行政などの関係者への障害理解等の配慮・工夫など	806
その他	結婚出産の制限、町内会での差別的取扱いなど	415	障害者の家族に対する配慮・工夫、町内会等での配慮・工夫など	271
合計		4,383		7,054

上記（図１）の総数の中には、重複して挙げられた同様の事案や、一部非該当の記述（「特になし」など）が含まれていることから、これらを調整した数が下表（図２）である。

図２　事案の数（調整後）

生活の分野	差別に当たると考え、してほしくないと望んでいること		配慮や工夫をしてほしいと望んでいること	
	〈主な事例〉	事案数	〈主な事例〉	事案数
福祉	重度の障害等を理由とする福祉サービスの利用の拒否・制限、福祉サービスの中での差別的取扱い、差別的言動など	617	福祉サービスの情報提供、建物・設備、職員とのコミュニケーションについての配慮・工夫など	981
保健・医療	重度の障害等を理由とする治療・入院の拒否・制限、診療時の差別的取扱い、差別的言動など	492	コミュニケーション、介助・移動、施設・設備、本人の了解を得る上での配慮・工夫など	800
雇用・就業	車椅子の利用等を理由とする採用（募集）の拒否・制限、賃金等の差別的取扱い、職場での差別的言動など	836	職員教育、職場でのコミュニケーション、施設・設備、採用についての配慮・工夫など	861
教育・育成	入学定員に達したこと等を理由とする教育・育成への受入の拒否・制限、意向を無視した教育内容の決定、学校生活での差別的言動など	233	教員等の障害への理解、施設・設備、コミュニケーションについての配慮・工夫など	415
建物・公共交通機関	車椅子の利用者であること等を理由とする公共交通機関や公共施設の利用の拒否・制限、利用の際の差別的取扱いなど	291	公共交通機関、旅客施設、公共施設等の利用に当たっての配慮・工夫など	670
情報・コミュニケーション	対人コミュニケーション、文化活動・報道活動、講演会等での差別的取扱いなど	257	対人コミュニケーション、テレビ・出版・情報通信機器の利用、講演会等における配慮・工夫など	443
商品サービス提供	不動産の売買、金融・保険の利用、商品購入、サービス利用の際の差別的取扱い、接客時の差別的言動など	354	ＡＴＭ／自動販売機などの利用、金融・保険の利用、サービスの利用等の際の配慮・工夫など	434
政治・行政・司法	行政窓口、議会、裁判の傍聴等での差別的取扱い、差別的言動など	101	災害対応、行政などの関係者への障害理解等の配慮・工夫など	518
その他	結婚出産の制限、町内会での差別的取扱いなど	282	障害者の家族に対する配慮・工夫、町内会等での配慮・工夫など	171
合計		3,463		5,293

２　事例・事案の概況

本調査で寄せられた事例・事案のうち、調査委員会の意見を踏まえ、分かりやすいものを概況として例示する。

◆１－１「福祉」（差別関係）

１　福祉サービスの利用を拒否する

○人工透析、人工肛門、人工呼吸器、インシュリン注射、重度の障害、多動などを理由として障害者本人のサービスの利用を拒否すること
○障害を理由として子どもの保育所利用を拒否すること　　など

【記述の例】
・老健施設見学会に於て、「ALS とオストメイトの入所は認めない」との説明があった。（重複障害、60代、男性）
・情報保障のための福祉機器の要望を出したが、利用率が少ないことから断られた。自分にぴったりの機器は人それぞれだからニーズが少ないのはあたりまえである。（盲ろう、60代、女性）

２　福祉サービスの利用を制限する

○障害児について保護者の同伴を利用条件とすること　　など

【記述の例】
・（録音図書を利用するうえで）、テープ、CD とプレクストークの並用はだめといわれた。（視覚障害、60代、男性）
・盲ろう者向けの通訳介助者派遣制度では１ヶ月に20時間ていどしか通訳介助を認めてもらえず、自由に外出や社会参加ができない。是非時間は無制限にしてほしい。（盲ろう、50代、女性）

３　福祉サービスのなかで差別的に取り扱う

○保育所などで、障害児が参加できないゲームや学習などを行うこと
○保育所などで、障害児だけ目立つ帽子をかぶせること
○保育所において障害児だけを特別の部屋に閉じ込めること
○障害者の存在を無視し付き添いの者としか話をしないこと　　など

【記述の例】
・介護者が病気を理解しておらず、やる気がないとか直す気がないなどと言われ、精神的に責

められた。他の病気の人にそんなことを言うだろうか。（難病、50代、女性）
・重度障害者は移動させるのが困難という理由で、他の入所者が参加する施設の行事に参加させてもらえない。施設職員が視覚障害者の移動介助の方法を知らず、押して歩いていたためにころんで骨折をした。（視覚障害、50代、女性）

4　福祉サービスのなかで差別的な言動をする

○大人の障害者を子ども扱いし、赤ちゃん言葉を使ったり、「ちゃん」づけで呼ぶこと
○命令的・威圧的な発言をすること・呼び捨てにすること　　など

【記述の例】
・公衆（電車）の面前で、ガイドヘルパーから子供扱いされ、赤ちゃん言葉で話しかけられた。「○○ちゃん、お席を譲ってもらったからお座りしましょうね。ありがとうは？」といいながら肩を押さえつけられた。（視覚障害、60代、女性）
・動作が「のろい」で「のろちゃん」と呼ばれた人がいた。抗議した結果本名で呼ぶようになった。（重複障害、60代、男性）

5　福祉サービスの制度について差別的に取り扱う

○障害の種類・等級によって利用できるサービス内容が異なること
○サービスの供給が少ないこと・地域によってサービス内容が異なること・利用負担が高額であること
○障害種別の違いや、手帳がないことによって、障害者センターなど地域資源の利用を認めなかったり、就労支援などの対象としないこと　　など

【記述の例】
・手話通訳者、登録者の派遣や養成の進んでいる地域と、そうでない地域の格差（聴覚障害、50代、男性）
・補聴器は中・軽度の方が利用頻度が多い。むしろ重度、最重度（ろう）には役立たないことも多い。障害等級によって区分する方法はおかしい。利用状況にあわせてほしい。（聴覚障害、50代、女性）
・精神保健福祉手帳に写真を貼るようになったが、身体知的との手帳との差がいまだに幾つもある。例としてJRが減免にしてくれないので私鉄も安くしてくれない所が多い。（精神障害、50代、男性）

◆1－2「福祉」（配慮工夫関係）

1　福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい

○説明文書の点字版、拡大文字版、録音版を作成したり、音声コードを付けること

○手話、要約筆記、図解を使用したり、わかりやすい説明を行うこと
○電子メール、ホームページ、ファックス、携帯電話など多様な媒体で情報提供すること
など

【記述の例】
・サイトにも掲示し、必要なときにはすぐアクセスしてテキストデータを利用しやすいようにしてほしい。日常生活用具や火災報知器など、聴障者に役立つ制度はあっても具体的に何があるのか、どこを見ればよいのかがわかりにくく、結果としてアクセスの障害になっている。(聴覚障害、40代、男性)
・説明文書は知的障害者にとってわかりやすいものにしてほしいです。(重複障害、30代、男性)
・聴覚障害＝手話コミュニケーションの図式が一般に根づよく、難聴、中途失聴当事者も知らない場合が多い。一般向けの啓発、広報強化を。(聴覚障害、30代、男性)

2　福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい

○送付封筒の差出人を点字にしたり、点字・メール・ファックスなどでの受け付けをすること
○手話、要約筆記、図解を使用したり、わかりやすい説明を行うこと
○利用のための書類の点字版、拡大文字版、録音版を作成したり、音声コードを付したりすること
○窓口職員の出張・訪問などを行うこと　　など

【記述の例】
・これまでは申請がＦＡＸでもできたのに、今は、持参か郵送でないと受け付けない。負担が大きい。行政の用語はわかりずらい。一般化した言葉で、わかりやすい書き方をしてほしい。(聴覚障害、50代、女性)
・視覚障害者など移動が困難な障害者の方には、担当職員が出向いたり、書類を郵送して手続きができるようにすること。点字やメールによる書類を受け付けること。(視覚障害、50代、女性)

3　福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい

○施設内の段差を解消すること・スロープを設置すること
○トイレをバリアフリー化・オストメイト対応にすること
○床を滑りにくくすること･靴のまま入れるようにすること･階段や表示を見やすくすること
など

【記述の例】
・階段の段鼻を見やすくしてほしい。トイレの男女の識別を見やすくしてほしい（盲ろう、20代、男性)

・オストメイト対応トイレの設置希望。又、避難所となる施設にはオストメイト対応簡易ポータブルトイレの設置希望（内部障害、60代、男性）
・聴覚障害者（特に難聴、中途失聴者）で補聴器を使用する人が高齢化社会にともない、手話がわからないため、会場内の会議室や集会の場所に磁気誘導ループの設置や要約筆記者用のＯＨＰ、スクリーン、プロジェクターを設置しておくこと。（聴覚障害、60代、男性）

４　福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい

○入り口で靴を履きやすくするために椅子や柄の長い靴べらを設置すること
○車いすで利用しやすい高さにカウンターを改善すること
○電光表示板、磁気誘導ループなど補聴装置、音声ガイドなどを設置すること　　など

【記述の例】
・公の施設には全て非常口に聴覚障害者でも分かるようフラッシュがついている。非常口ランプをつけてほしい。施設のロビーなどにおかれているテレビに字幕アダプターをつけてほしい。（聴覚障害、30代、男性）
・入口が分かるよう、盲導鈴を設置してもらいたい。トイレ内音声案内をつけてもらいたい。（水洗スイッチの位置や手洗い場の位置など）（視覚障害、30代、男性）

５　職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

○福祉施設の館内放送を文字化すること・電光表示板を設置すること
○やさしくわかりやすい説明をすること
○手話通訳者や要約筆記者を配置すること・ヘルパーや施設職員が手話を習得したり、筆談を行うこと
○口話が読めるように職員などはマスクをはずすこと　　など

【記述の例】
・配布資料等の内容は視覚障害者にもそれぞれの読みやすい方法で伝えるように配慮する（点字・大活字・メール・対面朗読など）。職員は、声をかけずいきなり移動させたり着替えさせたり部屋に入ってきたりしないでほしい。視覚障害者に対しては、その場の状況や次に行うことなどを必ず伝えてから介助すること。セクシャルハラスメントにあたる失礼なことを言わないこと。（視覚障害、50代、女性）
・「こちらが理解しているか」を主体にして説明などしてほしい（難病、20代、女性）

◆２－１「保健・医療」（差別関係）

１　治療・入院を拒否する

○精神科に通っていたこと・見えない・聞こえないこと・肝炎や感染症などを理由に治療・入

院を断ること
○障害者は対応できないから大きな病院へ行ってくれということ　　など

【記述の例】
・歯科でⅠ型糖尿病を理由に診察を拒否された。（内部障害、30代、女性）
・食欲がなく、やせて10kg近く体重がへったので内科医院に行ったのに、統合失調症であることを言ったら、通院している精神科の病院に行けと追い出された。（精神障害、60代、男性）

2　治療・入院を制限する

○介助者や親と一緒でなければ受け入れられないと入院を断ること　　など

【記述の例】
・重度の障害があると、ヘルパーや介護者が付き添っていないと入院を拒否される場合がある。しかし入院中はヘルパー制度が使えないことからヘルパーなどの付き添いは難しい。（肢体不自由、20代、男性）
・今度はきこえる方と一緒に来て下さい、と言われた。筆談するかわかりやすく話してくれれば伝わるのに。（聴覚障害、40代、男性）

3　診療しているときなどに差別的な言動をする

○赤ちゃん言葉で接すること
○車いすに乗っているだけで医師が「働いているの？」と聞くこと
○わずらわしそうな態度で接すること
○医師の処方なのに薬剤師が毎回薬の必要性を尋ねること　　など

【記述の例】
・障害の説明をしているにもかかわらず、パニック時に「どんなしつけをした。」とどなる。（発達障害、20代、女性）
・①出産の時、看護師に「一人で育てるの」と驚かれた。②本人を無視して、付き添いの友人に検査の説明を始めた（視覚障害、50代、女性）
・聞えないから書いて！と言っても家族か要約筆記者、同伴で来い！と言われた。（聴覚障害、70代、男性）

4　診療しているときなどに差別的に取り扱う

○精神科の患者を救急車でなくパトカーで運ぶこと
○重度の自閉症者を料金の高い個室に入れること
○声が聞こえないからとはいえ待合室で大きなプラカードに名前を書いて回すこと
○人工呼吸器の利用者が風邪をひいても、担当医の診療日まで診察しないこと　　など

【記述の例】

・高次脳機能障害で記憶する事がニガテなので何度も聞きかえす事が多くなると不機嫌になる（重複障害、20代、男性）

・耳鼻科で順番待ちをしている時に、ナースに聴こえない旨を伝え、ではここでおまち下さいといわれた。イスに座ってまっていたが、２時間またされたのでナースにいうと、「何度も呼んだのよ！」とどなられた。それについて病院のご意見箱に投書したら、次からは私の事を肩をかかえ、支えて歩こうとした。聴こえないだけで自分で歩ける。耳鼻科のナースなのに、ちっとも聴障者を解っていない、屈辱的だった。（聴覚障害、40代、女性）

５　診療しているときなどに暴力や虐待を行う

○看護師が患者に暴力をふるったりいじめること
○時間がないとはいえ体を押さえ拘束して治療すること
○男性看護師が女性の体を洗うこと　　など

【記述の例】

・精神病院に入院していた時、何人かの人が看護師が患者をなぐっていた（精神障害、50代、男性）

・マッサージ師による猥褻行為。女性の障害者に対する男性看護師による排泄行為。全盲女性の病室に、男性看護師や医師が黙って入ってくること。黙ったまま医療行為やケアをすること。全盲で全身性の障害のある患者が、方向を確かめ、ベッドから落ちないように身を守るものとして頼りにしていたベッドの柵を看護師が勝手にはずし、なぜ外すのかという説明をしなかったため、不安に襲われた。（視覚障害、50代、女性）

・聞き直しをするたびに「チェッ！またか」と舌打ちをする精神的な虐待である（聴覚障害、60代、男性）

６　制度について差別的に取り扱う

○病院の人員、病室などに関する「精神科特例」があること
○制度利用に医師の診断書・意見書の作成が必要な場合に費用が自己負担であること　　など

【記述の例】

・制度利用に医師の診断書作成が必要な場合、費用が10割全て自己負担である。また病院に行くとき移動支援を頼んだ場合、病院の職員が全て案内をしてくださることは考えにくいので、病院での待ち時間が全て10割負担というのはおかしいと思う。（視覚障害、30代、女性）

・医療費負担に知的障がい者との間に大きな異いがある。精神科通院者は、一般（精神科以外）治療は、３割負担。（精神障害、30代、男性）

◆２－２「保健・医療」（配慮工夫関係）

１　施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

○病室を車いすで利用しやすい広さにしたり、窓口のカウンターなどを車いすで使いやすい高さにすること。レントゲン車などの診察車を車いすで利用できるようにすること。
○補助犬が診察室まで入れるようにすること
○靴を脱がずに診察室に入れるようにすること
○オストメイト対応トイレを設置すること　　など

【記述の例】
・病院内は弱視者も見やすい表示や配色にすること。階段の降り口などに必ず黄色い点字ブロックを設置すること。視覚障害者も安全に院内を移動できるために、通路などに空中に飛び出したものがないように配慮すること。障害者用の駐車場を十分に確保すること。精神科等の入院病棟にも障害者トイレを設置すること。（視覚障害、50代、女性）
・大規模施設（病院・公共機関）には障害者用トイレが備わっているが、小規模施設には未だ備わっていない所があり、何等かの対策で備えるようにすること。（内部障害、70代以上、男性）

２　コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

○医師が筆談で対応すること・窓口などに筆談具を用意すること
○病院の案内や情報を、わかりやすく伝えること・電子データで提供すること
○いろいろな薬（の袋）を触覚で区別できるようにすること
○医師・看護師がマスクをはずし、口の動きを読めるようにすること
○検診申し込みに電話番号だけでなくファックス番号も記すること
○待合室などで順番が来たら電光表示や振動の出る機器などで知らせること　　など

【記述の例】
・検査結果や薬の説明をテキストかワードでいただきたい。（認められるなら、USB を携帯する）（視覚障害、40代、女性）
・全身性の障害である為、ナースコールが押せなかった。（肢体不自由、60代、男性）

３　医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい

○入院中に重度障害者には洗濯・買い物・外部との通信に介助をすること
○冬は雪で通院がしにくいので送迎などを行うこと
○診療時にガイドヘルパーを診察室内に入れること　　など

【記述の例】
・現在の制度では院内はガイトヘルパーを使えないため、手伝ってくれる人を見つけるにも困難がある視覚障害者にとって、病院はたいへん利用しづらい場所になっている。案内カウンターはできるだけ出入り口に近いところにし、いつでも対応可能な人を配置してほしい。(視覚障害、20代、女性)
・入院した時盲ろう者とのコミュニケーションを医師看護師にも覚えてほしい。(盲ろう、60代、女性)

4　本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい

○本人にわかるように医療情報を提供し、本人が納得して医療を受けられるようにすること
○家族や付添人の説明ではなく、本人が説明することを聞くこと
○検査前に「大丈夫、痛くありません」と言うだけでなく流れをきちんと教えること　　など

【記述の例】
・私は７回入院しているが、全て、私の説明を聞かず、即入院でした。自分で納得してないので入院中医師と信頼関係が結べない。(精神障害、40代、女性)
・付添人が一緒だと医師の説明は長いが難聴一人だと何も説明しないで３時間待って５秒で終る。(聴覚障害、70代以上、女性)

5　そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

○脳性まひは怒鳴られるとますます緊張して動いてしまうので、検査などで動くなと怒鳴らないこと
○障害のため待てない、落ち着かないなどの特性に配慮し対応すること　　など

【記述の例】
・しんさつのための丸イスもひどい。ちゃんとすわっていられない病人もいるのに。２本のつえを体のささえにしていたら、「君、何、そのタイドは？」と言われた。キンジストロフィーだからと答えたら、別のはなしをはじめた。(難病、50代、女性)
・採血などをする際、脳性まひ特有の緊張のため動いてしまうので、緊張がゆるむまでまって欲しい（重複障害、20代、男性)

6　制度について配慮や工夫をしてほしい

○知的障害者も身体障害者と同じように医療費を軽減すること
○入院中も自立支援法が使えるようにすること
○医療の自己負担を減らすこと　　など

【記述の例】
・小児特定慢性疾患に認定されていたが、大人になると制度外になり医療費の負担が大きく大変。難病指定してほしい。あるいは療育手帳Ｂでも医療証がほしい。（知的障害、20代、女性）
・入院中、重度障害者はコミュニケーションが慣れた者でなければ取りにくい。ナースコールが押せない、細やかな体位交換が必要、水分補給が必要など病院側だけでは対応できないので、自立支援法でヘルパーを使えるようにして欲しい。（肢体不自由、50代、女性）

◆３－１「雇用・就業」（差別関係）

１　採用（募集）を拒否する

○車いすの利用、人工呼吸器の使用、難病、聴覚障害、視覚障害、精神障害、てんかんなどを理由として採用を拒否すること
○電話対応などの業務ができないことを理由に採用を拒否すること
○トイレなどの設備がないことを理由に採用を拒否すること　　など

【記述の例】
・車椅子の男性が上半身は丈夫でもトイレの設備がないため採用が困難と言われた。（肢体不自由、70代以上、男性）
・精神状態が良くなってきたので三十四、五のとき働きたいと思いある会社に行き面接をしている途中安定剤を飲んでいる事を話したときその場で面接を中止された。（精神障害、50代、男性）

２　採用（募集）を制限する

○公共交通機関での通勤、自力による通勤、介助者なしでの勤務、自動車免許の所持、「普通活字印刷に対応できること」などを採用の条件とすること　　など

【記述の例】
・障害者の就職面接会にくる企業でも履歴書の記入を自筆とする企業がある、視覚障害者は排除されている。（視覚障害、50代、男性）
・ハローワークの障がい者の窓口に、電話をしたら、医師の「働ける」と証明したものを持ってこいと言われた。また、２～３時間の仕事しかない、と言われた。（精神障害、40代、女性）

３　賃金について差別的に取り扱う

○賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと
○残業手当、通勤手当、交通費などを支払わないこと　　など

【記述の例】
・他の人間よりも賃金は低く設定された。大卒だが高卒扱いでの採用だった。理由は他の社員に業務外での仕事、私の補助があるため。同じ賃金では同僚から不満が出るからとのこと。（肢体不自由、20代、男性）
・採用時に提示された賃金（時給）を、働き始めたあとに、減額された。一応、雇用者側から減額について、どうかという相談はあったものの、親としては働き続けさせてもらう上で拒否する訳にはいかなかった。３年目になっても時給アップの話はない。（知的障害、30代、女性）

４　職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う

○嘱託、パートなどとしてしか働かせないこと
○窓口業務などに配属しないこと・清掃業務だけに従事させること
○障害が起きたあと復職しても障害を理由に仕事を与えないこと　　など

【記述の例】
・失明後、リハビリを受けて教職に復帰したが、何年間も担当科目や担当クラスを与えられなかった。（視覚障害、50代、女性）
・以前15年間働いていた所で障害者ということで嘱託でした。（肢体不自由、50代、女性）

５　昇進、降格などについて差別的に取り扱う

○昇進をさせないこと
○異動までの期間が長くなること
○昇進試験を受けさせないこと　　など

【記述の例】
・入院がきっかけで降格の対象になった。病気という理由で降格の対象になった。（重複障害、30代、女性）
・一般事務職から総合職に変わりたいと希望し、規定通り論文を書いたが、上司が相手にしてくれず内容のチェックさえしてくれなかった。（肢体不自由、年齢記載なし、女性）

６　仕事のなかで差別的に取り扱う

○立ち上がりが困難な障害者に立ち上がることを強いること、体力的に負担のかかる労働を強いること
○会議への参加を認めないこと、回覧を回さないこと、ネットメールを接続しないこと
○仕事を与えずに放っておくこと
○本人の存在を無視して担当でない別の人に尋ねること　　など

【記述の例】
・盲ろうである私に「これ確認して」と言われたが、見えないので難しかった。会ギ（のようなもの）にも何を言っているのか分からず、一人ポツンとしていた（盲ろう、40代、女性）
・接客業で、立ち上がってのあいさつを強いられた。車イスを仕事中は使えと言われた。（お客様から見て障害者とわかる様に）（肢体不自由、20代、男性）

7　勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う

○障害を無視して長時間の残業をさせること
○他の人より作業時間がかかるという理由で休憩を取らせないこと　　など

【記述の例】
・透析時間があるので３時頃退社しようとしたら、だから透析患者は、いやだ、一番忙しい時に帰るなど言われた（内部障害、40代、男性）
・職場での休憩時間は45分と決められていたが、仕事がこなせていないということで休憩時間を取らせてもらえないことが多かった。（何もしていなければすぐにサボっていると見なされた）（肢体不自由、20代、男性）

8　教育や研修などについて差別的に取り扱う

○研修、現場実習を受けさせないこと
○研修に情報保障がないこと
○聞こえないのに電話応対の研修を受けさせること　　など

【記述の例】
・障害を理由に、本格的な研修はさせない。（新施策などの）・障害で電話ができないのに、電話対応の業務訓練を強制的にやらせられた。（聴覚障害、50代、男性）
・耳が悪いからと言って、研修や会議出席の免除を言われる。（聴覚障害、60代、女性）

9　退職（解雇）について差別的に取り扱う

○障害の進行、長期入院を理由として退職を強いること
○隠していた障害が明らかとなった場合に退職を強いること
○サポート体制が不足したことを理由に退職を強いること　　など

【記述の例】
・視力が落ちてもできる仕事に変えてもらいたいと申し出たが認めてもらえず退職した（盲ろう、40代、女性）
・障害者雇用で受け入れたのに、パニックを起こすかもしれない。事故が起こると、工場長の汚点になるということで解雇された。（知的障害、20代、男性）

10　福利厚生などについて差別的に取り扱う

○親睦会、懇親旅行などに参加させないこと・誘わないこと　　など

【記述の例】
・給料の一部で積立た会社行事に参加させないこと。会社の保養所に行かせないこと（情報おしえないこと）（知的障害、40代、男性）
・車椅子ではバスの乗り降りやトイレに時間がかかるので次の機会にと旅行に参加させない（肢体不自由、50代、男性）

11　職場において差別的な言動をする

○休息時間などに存在を無視すること
○上司や同僚が罵声をあびせること、中傷すること　　など

【記述の例】
・障害ゆえに、できにくい仕事について､「給料をもらっているのだから･･･頑張ってやれ！！」と人の前で言われること。（内部障害、70代以上、男性）
・知的しょうがい者はこんなんだからと言っている人がいる。（知的障害、30代、女性）

12　求職活動で差別的に取り扱う

○職業紹介において、視覚障害者に対しマッサージや針灸といった限られた選択肢しか示さないこと
○就職相談などで本人の存在を無視して付き添いの者としか話さないこと
○障害者のできない仕事を紹介すること　　など

【記述の例】
・「そんな重度な障害者には仕事があるわけがない」「健常者でも見つからないのに…」当事者の意見や能力についての理解をしない。（肢体不自由、50代、男性）
・職安で希望職種をだしても、初めから「この仕事は無理」との一点張りで、屈辱感を味わったり求職活動の意欲減退、自分の障害を恨むなど自己肯定感がますますもてなくなったりする。（聴覚障害、40代、女性）

◆３－２「雇用・就業」（配慮工夫関係）

1　採用のときに配慮や工夫をしてほしい

○書類だけでなく面接を実施すること、詳しい適性検査を行うこと
○問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験

の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること
○面接や試験の際に手話通訳や要約筆記を用紙すること　　など

【記述の例】
・私は弱視ろうです。ただし、拡大器があればある程度は見る事が可能。テストの時も拡大器利用させて下さればどんなに助かったか。10年前はありませんでした。これからは障者のニーズに合わせて準備してほしいです。(盲ろう、50代、女性)
・いくら知的障害者でも、しゅうしょくの時に出す、りれきしょうを見て、それをはんだんをしてほしくありません。ちゃんとめんせつをしてほしい（知的障害、30代、女性）

2　職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

○休憩できる部屋を設けること
○車いすでも動きやすい机、音声パソコン、拡大読書器・電光掲示・音声ガイドなどを設置すること
○車いす用トイレ、オストメイト用トイレ、広い出入口、手すりを設置すること、段差を解消すること
○障害者専用駐車場を確保すること・屋根つきの駐車場を確保すること　　など

【記述の例】
・職場の改装などをする場合は障害者の意見を聞いてほしい。職場の床に厚い絨毯が敷かれ、車椅子で動くことが非常に困難になった。配置転換を命ずるときは、そこがその障害者にとって働ける環境かどうかを確認してほしい。どうしても移動が必要な際は、改めて環境を改善することが必要。他の部署へ移るよう命じられたが、その部署は机がびっしりと入り、車椅子では移動できなかった。(視覚障害、50代、女性)
・職場にもオストメイト対応トイレを１個は設置してほしい。(内部障害、60代、男性)

3　職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

○手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、手話のできる職員を確保すること
○点字・拡大文字で書類を作れるようにすること
○文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること
○書類の代読・代筆ができるようにすること　　など

【記述の例】
・職場で聴覚障害者がいた時、その職場の同僚、管理職が情報保障を意識できる環境をつくってほしい。当の聴覚障害者自身の努力では限界がある。(聴覚障害、50代、男性)
・会議の際は点字や大活字、データなどで平等に情報を保障してほしい。(視覚障害、50代、女性)

４　ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい

○職員に対し障害・障害者への理解を促進すること
○職員に対し手話、介助方法の研修を行うこと・障害当事者による講話を行うこと　　など

【記述の例】
・勤め始めた頃一緒に働いている職員に「なぜ障害者を雇用しなければならないの」等よく言われ、約３年間は口も利いてもらえなかった。職員の人たちに障害者の雇用について説明をして欲しかった。（肢体不自由、50代、女性）
・聞こえない障害の特性を理解するために、障害当事者の講話を行うことが望ましい。（理解しないために、ろう者いじめの原因になる）（聴覚障害、60代、男性）

５　業績の評価について配慮や工夫をしてほしい

○健常者とは別に障害者枠として評価すること
○仕事に直接必要な能力で評価すること　　など

【記述の例】
・障害であるために個人の努力では出来ない部分を見るのではなく、その人の能力、実績、努力をみて欲しい（聴覚障害、60代、女性）
・能力基準をもうけていない所がある。評価基準の具体化が必要と思う（重複障害、40代、女性）

６　勤務時間について配慮や工夫をしてほしい

○ＩＴを活用した在宅勤務によって勤務時間を短縮すること
○障害者同士が分担できる勤務時間とすること
○通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること　　など

【記述の例】
・透析患者にとっては、透析時間が絶対的に必要なものなので、その為に勤務時間への配慮をしてほしい。（内部障害、60代、女性）
・難病者は、１日のうちで、症状が出たり、出なかったりです。休けい時間、勤務時間の短縮を考えてほしい（難病、30代、女性）

７　通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい

○移動のための介助サービスを利用できるようにすること
○ガイドヘルパーを利用できるようにすること
○手話通訳や要約筆記など情報保障を利用できるようにすること　　など

【記述の例】
・人工肛門、人工膀胱保有者にとって、ひどく混雑した電車で腹部を圧迫されることは危険である。時差出勤と、対応した勤務スケジュールを考えてほしい。(内部障害、70代以上、男性)
・出張先で手話通訳をつけるよう、出張先の研修等の主催者に連絡してほしい。(聴覚障害、40代、女性)

8　休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい

○障害による通院を年次休暇とは別に取り扱うこと
○症状が悪化したときは有給休暇として認めること　　など

【記述の例】
・パート職で年次休暇が40日もあるが、気を使って欠勤している。本人が休むと代りのバイトを入れるので、二重に賃金を支払い会社の負担が大きい・・・・・それらしき言葉があり、親が有給を使わないで申請している。(知的障害、30代、女性)
・障害者が年休を取ることをためらう職場（休めば他の職員に負担がかかる。迷惑になるといった）気持ちになるので年休は職員の当然の権利であり、年休をとっても、職場は困らないようシフトをつくるとか等の工夫がほしい。(聴覚障害、50代、男性)

9　仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい

○時間をかけて説明・指導すること・ゆっくりとわかりやすい説明をすること
○パソコンや資格のための講習会・研修会に参加する機会を作ること
○職員研修などで手話通訳・要約筆記など情報保障を行うこと　　など

【記述の例】
・パソコンのメールや筆談でも良いので､「朝礼」で言った事や、重要なことはわかりやすく伝えて欲しい。また「会議」では要約筆記（ノートテイク）をつけてほしい（聴覚障害、40代、男性)
・発達障害者、知的障害者、精神障害者、聴覚障害者それぞれの各自の生育環境、障害程度、能力、障害特性が違う。それに合わせた職場定着ができるようなジョブコーチを養成、活用してほしい。(聴覚障害、40代、女性)

10　職場での相談について配慮や工夫をしてほしい

○職場において相談できる場所を設けること・カウンセラー・ジョブコーチを置くこと
○雇用主との間で調整する相談員を置くこと
○相談の際に手話通訳や要約筆記などの情報保障を行うこと　　など

【記述の例】
・精神障がいがあると、人とのコミュニケーションが、ものすごく、ストレスになるので、精神障がい者のことを専門にしている方（PSW など）を、１人はおいてほしい。（精神障害、40代、女性）
・聴覚障害者が何人かいる職場では、手話ができるカウンセラー（聴覚障害の立場が分かる）を配置してほしい。（聴覚障害、60代、男性）

11　職場での介助について配慮や工夫をしてほしい

○盲ろうのための介助者など、障害に応じた介助者を置くこと
○介助のための機器を設置すること　　など

【記述の例】
・必要に応じてヒューマンアシスタントを配置してほしい。また、誰をヒューマンアシスタントにするかは、障害者本人の意思を尊重して決めてほしい。（視覚障害、50代、女性）
・精神障害は「目に見えない為」その障害は無視されがちです。出来れば職場通勤に慣れるまでガイドヘルパー利用できるようなシステムが必要です。（フェイスシート記載なし）

12　福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい

○職員旅行、忘年会、送別会などのときに車いすの利用に配慮すること・介助者を置いたり派遣したりすること・手話通訳や要約筆記など情報保障を行うこと
○職員旅行、忘年会、送別会のときに声かけをすること　　など

【記述の例】
・職員旅行、飲み会等（歓送迎会・新年・忘年会）聞こえに配慮がなければ楽しめない。（聴覚障害、60代、女性）
・福利厚生の内容を本人にわかりやすく説明した上で、「参加しない」という選択肢もある事を伝えてほしい。「行かねばならない」とつらくなる事もあるので。（発達障害、10代、男性）

13　求職活動について配慮や工夫をしてほしい

○職業紹介の窓口に障害当事者を相談員として置くこと
○就職後も引き続き相談や支援などをすること
○職業紹介の施設におけるバリアフリー化・情報保障を行うこと　　など

【記述の例】
・一番の理解者は障害者同志、出来る事なら就職窓口に当事者を置くことは良い事と思います。（精神障害、70代以上、女性）
・就職後も、ハローワークの担当者が職場訪問して、様子を見て下さると安心。親が職場を訪

問するのは気兼ねがある。(知的障害、30代、女性)

14　制度について配慮や工夫をしてほしい

○公的機関で障害者雇用を進めること、法定雇用率を引き上げること、
　雇用率を障害種類別・部位別に設定すること、
　障害者の失業率を把握し健常者のものに近づけること、
○ジョブコーチやヒューマンアシスタントなどの制度を充実させること　　など

【記述の例】
・ジョブコーチをもっと使いやすいように、また、企業の方でも、ジョブコーチについて理解を進め、積極的に利用するよう PR してほしい。(知的障害、30代、女性)
・障害者雇用罰金が少ない為、障害者雇用にほとんど結び付いていない。罰金を支払う企業ばかりで、障害者の雇用率が上がらない。ただ障害者を雇用させるだけでなく、雇用後のアフターケアも大切。(肢体不自由、20代、男性)

◆4－1「教育・育成」(差別関係)

1　本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める

○本人や保護者の意見を聞くことなく、教育委員会や学校長、教員などの判断で就学先を決めること　　など

【記述の例】
・障害を理由に養護学校に入学させたり、1クラスの人数が少ないという理由で1学年下の生徒とクラスを一緒にされ、勉強内容も1学年下の勉強をさせられた。(肢体不自由、20代、男性)
・「障害者が大学に行ってどうする？」、「障害者には手に技術をつけて働けるようになるべきだ。」と、校長をはじめほとんどの教師に大学入試挑戦を反対された。(肢体不自由、年齢記載なし、女性)

2　教育・育成への受け入れを拒否する

○特別支援学校の定員がいっぱいということで入学を認めないこと
○点字受験などの対応が難しい、環境が整備されていない、障害者が入学した前例がない、手話通訳者や要約筆記ができないなどの理由で受験を認めないこと　　など

【記載の例】
・脳性マヒで普通の高校を受験した時、受ける前から「うちは養ゴ学校ではありません。他の人より点数が良くなければ落とします」と言われた。(肢体不自由、30代、女性)

・幼稚園・小学校と普通校で教育を受けてきた全盲生徒が、普通中学への進学を希望した際、教育委員会に呼び出され、階段はのぼりおりできるのか？計算は難しくなるけどついていけるのか？調理実習はやれるのか？など、攻めるように質問された上、特別支援学校を勧められた。（視覚障害、50代、女性）

3　教育・育成への受け入れを制限する

○家族の同伴・付き添いを前提に入学を認めること
○就学中に障害に関する支援を求めないことを条件とすること　　など

【記載の例】
・安全が確保出来ないので、親の付き添いが必要と言われた。（知的障害、10代、男性）
・ある教科を特別支援学級で受けようと思うとすべての教科を特別支援学級で受けなければならず、他のクラスの生徒と関わる時間が制限される（視覚障害、20代、女性）

4　授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う

○障害があるので無理だから、危険だからということで、一方的に行事、クラブ活動、体育などの授業、実習などに参加させないこと
○カリキュラムなどを必要以上に特別扱いすること
○校外学習などで特別支援学級だけで班編制すること
○交流学級などで名簿番号や席順を特別扱いすること　　など

【記述の例】
・中学校時代担任がどうせできないから、と体育祭にも参加課目がなかった。卒業式にさわぐかも、うるさいかもという理由で出席を拒否されました。（発達障害、30代、男性）
・課外活動に参加できないと判断され、その代わりに違う課題（問題集などを解く）を与えられた。（肢体不自由、20代、男性）

5　授業や学校生活のなかで差別的な言動をする

○「どうせ理解できないから」「聞こえないから」と、授業中に障害児を無視すること
○障害があることについて、ことさらにガンバレと声をかけること　　など

【記述の例】
・教員が「あいつ（障害児）でもこんなにがんばっているんだから、君らももっとがんばらないといけない」というように、他の子どもをしかる材料として障害児を取り扱うこと。教員が、他の子どもには呼び捨てするのに、視覚障害児には「○○ちゃん」と猫なで声で呼ぶこと（視覚障害、30代、男性）
・「できないのは当たり前、障害があるのだから。」と言われる。（肢体不自由、20代、男性）

◆４－２「教育・育成」（配慮工夫関係）

１　施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

○点字ブロックや音声ガイドの設置、点字表示をすること
○段差の解消、スロープの設置、エレベーターの設置、車いす用・オストメイト用トイレの設置をすること
○電光表示板や、磁気誘導ループなど補聴システムを設置すること。
○見やすい案内表示や照明、障害に応じた机・イス、補装具交換などができる部屋を設置すること　　など

【記述の例】
・就学中のオストメイトも多く　学校へのオストメイト対応トイレを設置してほしい（内部障害、60代、男性）
・図書室には蛍光灯、拡大読書機など、見えにくい児童・生徒のための配慮をすること。階段の降り口などには黄色い点字ブロックを設置すること。弱視児童にとって必要な場合はホワイトボードなどを使うこと。夜盲の児童･生徒がいる場合は照明に配慮すること。（視覚障害、50代、女性）

２　教材について配慮や工夫をしてほしい

○点字や音声・拡大文字の資料を用意すること、音声で確認できるようにテキストデータを用意すること、工夫した入力装置を用意すること
○デイジーなどマルチメディアの教材を用意すること　　など

【記述の例】
・視覚障害児・学習障害児などが共に使えるデイジー教科書の配布を検討すること。触図・拡大図など、障害の特性にあった教材を用意すること。音の出るボール・盲人用卓球台など、盲人用スポーツ用具を必要に応じて取り入れる。（視覚障害、50代、女性）
・知的障害者にも、かなをふってあげたりするのを多くしてほしい。（知的障害、30代、男性）

３　介助について配慮や工夫をしてほしい

○授業や行事参加については親が同伴しなくてもよいように介助サービスを提供すること
○呼吸器利用者の医療的ケアを、担当の介助者や教員などが行うこと
○通学や移動のための介助サービスを提供すること　　など

【記述の例】
・黒板に書いたものをノートにかいてくれる介助者がほしい。レポートを書いてくれる介助者がほしい。（肢体不自由、60代、男性）

・教育行事の時は必ず介助者を準備してほしい。（盲ろう、50代、女性）

4　コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

○学校、大学、市民講座などにおいて手話通訳者、要約筆記者を配置すること、またはその同行を認めること
○点字資料、音声資料、拡大資料を用意すること、拡大読書器や、音声・点字対応のパソコンの利用を認めること
○板書すること　　など

【記述の例】
・黒板が見えず、ノートが写せないことに対して配慮をしてほしい。難聴の生徒に授業以外の連絡もちゃんと伝わるように工夫してほしい。（盲ろう、20代、女性）
・知的障害者の場合は見守りや付き添い、口ぞえといった。介助（支援）者の同行を認めること。（知的障害、30代、男性）

5　手話の使用について配慮や工夫をしてほしい

○手話を理解できる教員を配置したり増やすこと
○手話による授業を行うこと　　など

【記述の例】
・希望していない教員を無理矢理に異動させないでほしい。手話経験もった教員に教育してほしい。（聴覚障害、20代、女性）
・ろう児の集団学習の場（ろう学校）を保障してほしい。ろう児を教える教員は手話を必ず習得するようにしてほしい（聴覚障害、40代、男性）

6　教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい

○教員や児童、生徒が自閉症、学習障害、精神疾患、てんかんなどの障害について研修し学習すること
○障害児と一般児童が交流できる時間を多くすること
○障害当事者による講話を行うこと　　など

【記述の例】
・普通学校の普通学級に様々な障害のある子どもが入学することを前提として、教員養成課程において、障害を理解できるカリキュラムを位置づけること。また障害児の入学が決まった際に、障害理解のために必要な研修を容易に受けられるようにすること。さらに、普通学級において障害児教育を経験した教員同士が経験の共有などができるような仕組みを公的に作ること。（視覚障害、30代、男性）

・障害児が普通学級にいるケースは少ない。大人になる前に身近に障害児と関った経験は、その後にも活きる。障害を理解するには、その障害のある人と同じ時間を過ごすことが一番良い。（肢体不自由、20代、男性）
・聴障害のコミュニケーション手段の多様性を理解してもらうため、手話、筆談、要約筆記についての学習を入れてもらう（聴覚障害、30代、男性）

７　そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

○障害の特性に応じた個別の支援計画、指導計画を作成し学習指導すること
○学校での試験や資格試験などは、障害に応じて時間を延長すること　　など

【記述の例】
・教育委員会、学校、教師、生徒がそれぞれの障害の特性を理解し特性に応じた個々の教育が必要。（聴覚障害、60代、女性）
・筆記試験でマークシート方式だったが義手使用の私は義手には神経は通っていないので、一ヶ所マークシートを塗りつぶすのに時間がかかったが延長配慮はなかった（肢体不自由、60代、男性）

◆５－１「建物・公共交通機関など」（差別関係）

１．鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する

○バス、タクシーなどで車いす利用者・白杖利用者などの乗車を拒否すること
○混み合うときは利用を避けてほしいと言うこと
○乗車の際に家族で対応してほしいと言うこと　　など

【記述の例】
・白杖を持って一人でタクシーに乗ろうとした時、いきなりドアを閉められ、乗車拒否された経験がある（視覚障害、50代、女性）
・公共バスで「７時～９時は無理」と乗車拒否された。（肢体不自由、40代、男性）

２．鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う

○タクシーで視覚障害者だとわかるとわざと遠回りすること
○乗員やほかの乗客が嫌な表情や態度をしたり、邪魔者扱いすること
○障害者を特定の座席に案内すること　　など

【記述の例】
・タクシーで、乗せたくないという態度をとられたり、こちらが指定した場所でないところで降ろされて、非常に困る。（おろされた位置がわからない）（視覚障害、50代、女性）

・外国旅行に行きたいと申込と旅行会社が、念書をかかせたり、同伴者を連れて来てほしいと言われる。（聴覚障害、50代、女性）

３．鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する

○駅の構造上利用が大変なのでほかの駅から乗ってくれと言うこと
○介助を頼んだ障害者を男性なのに女性専用車両に乗せること
○誘導や介助を頼むと時間制限があったり、３日前までの連絡や、１時間以上前の到着を求めること　　など

【記述の例】
・駅の構造上、人員上対応できないので利用を拒否されることはたくさんある。構造上は納得できても人員上の都合という理由は納得できない。（肢体不自由、20代、男性）
・ホームまでの手引きを前もっての連絡なしだからと拒否すること。会議の終わりの時間が未定だったので直接新幹線の改札に行ったらいやな顔をされた。全盲は計画的に旅行しなければならないのかと友人が憤慨していた。歩行能力は高い全盲二人連れだったので。（視覚障害、30代、女性）

４．市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する

○ほかのお客様に迷惑になるからと、外に出すこと
○障害者だけ最後列など特定の座席に案内すること
○障害を理由に宿泊や施設の利用を断ること
○オストメイトの入浴を拒否・制限すること　　など

【記述の例】
・劇場（映画館）の車イス席が、最前列だった。大変観にくかった。遊園地の乗り物には、乗れるもの、乗れないものが、どうしてもあるが、利用料の割引きがなかった。（難病、20代、女性）
・人工肛門保有者（オストメイト）の銭湯又は私営プール等への入場を拒否すること。（内部障害、70代以上、男性）

◆５－２「建物・公共交通機関など」（配慮工夫関係）

１．鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

○空港やバス、地下鉄、電車など、乗り換えの際の誘導ができるように、企業間の連携を密にすること
○タクシー券や障害者手帳を提示しても嫌な顔をしないで対応すること
○車内の電光表示・文字表示を増やすこと　　など

【記述の例】
・鉄道などが突然止まって動かなくなるときに、事情を音声だけではなく、文字で知らせてほしい。新幹線で台風の為、途中で運転を打切るときも、電光表示板があるのに音声だけだった。(聴覚障害、60代、男性)
・電動車いすで航空機を利用するとき、すでに事前に知らせてある車いすの状況や配慮してほしい事項をきちんと把握しておき、当日に何度もきいて時間をかけることのないようにする。(肢体不自由、20代、女性)
・都営の無料パスで電車にのり、その電車が乗り入れの為、改札を出る時は、他社線の為、精算が必要です。ですが、改札が無人駅で自動精算ですと、無料パスは反応しないので、応答が必要になるのですが、聴覚障害者には、むずかしいです。(聴覚障害、40代、女性)

2．鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

○障害者が介助者と一緒に休んだり、服薬などができる場所を作ること
○緊急時や、事故が起きたときのアナウンスを、音声だけでなく、電光掲示板などで表示すること。また文字だけでなく音声でも案内すること
○ホームや駅改札付近に案内のできる人を配置すること
○駅員との連絡のため、インターホンだけでなく、テレビインターホンを設置すること　　など

【記述の例】
・バスはバス停では車外アナウンスをしてほしい。中心的なバス停には点字の時刻表を設置してほしい。バスの路線が変更される場合は、文字で書くだけでなく、盲人にもわかるように伝えてほしい。さんざん待ったがバスが来ないということが何度もあった。駅員は視覚障害者の誘導方法を身につけてほしい。誘導する際は、勝手に障害者専用通路などへ連れていくのではなく､階段とエスカレーターとエレベーターなど､選択肢を示し､どれを使いたいか､本人の意志を聞いて誘導してほしい。視覚障害者のホームからの転落事故などがおきないようホームに安全柵を設置してほしい。(視覚障害、50代、女性)
・エスカレーターが途中までしかなく、とほうにくれる。ないなら、全くない方が親切。(肢体不自由、50代、女性)

3．市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい

○内装や照明を、デザイン優先でなく弱視者などにも見やすくすること
○トイレやエレベータの使用時間に制限を設けずいつでも使えるようにすること
○劇場などでどこでも座れるよう、ひじ掛けや座席が取り外しができる椅子を設置すること
○ホテルの居室などで、ノックや緊急連絡用の電光表示を設置すること　　など

【記述の例】
・ホテルなどの設備は、耳の不自由な者のことは全く考えていない所が大部分です。50室以上

のホテルには、せめて一室はＴＶは字幕を備え、外部からのノックは光で伝わるものがほしいです。（聴覚障害、70代以上、女性）
・（航空、鉄道駅舎をふくめ）オストミー共用トイレが配慮されていない（肢体不自由､70代以上、男性）

４．公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい

○点字ブロックのうえに物や自転車を放置しないこと
○障害者専用駐車場に、雨に濡れないよう屋根をつけること
○民間のコインパーキングなどにも障害者用スペースを設けること　　など

【記述の例】
・公園のトイレは昼間しか使えない場所もあるので24時間開放にして欲しい。水飲み場は高い為、もうちょっと低くして欲しい。（重複障害、30代、男性）
・スーパーなどの駐車場で障害者マークのある場所に一般の車が停めているのが目立ちます。（内部障害、50代、男性）

５．制度について配慮や工夫をしてほしい

○障害者専用駐車場を法制化すること
○精神障害者や難病者なども鉄道運賃を割り引きすること
○トイレなどの公共物のデザインを統一すること
○運転免許を取得できない人の交通費を補助すること　　など

【記述の例】
・どんな障がいでも手帳があれば運賃割引がほしい　軽度の人程出かけることが多くなっている（知的障害、40代、男性）
・単独乗車でも半額にしてほしい。定期券を持っているんですが、一人で行く事もあるし、介助者と行く時もあるので、その時介助者は別に切符を買わないと行けないので２重払いになる。（肢体不自由、20代、男性）

◆６－１「情報・コミュニケーション」（差別関係）

１　対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う

○耳が聞こえない、口頭での会話ができない、相手が理解できないだろうという思いこみなどで、コミュニケーションを拒否すること、無視すること、情報を伝えないこと
○介助者などにだけ話しかけること
○口頭での発言・発表しか認めず、代読、コミュニケーション機器などの使用を拒むこと
など

【記述の例】
・視覚障害者は見えないのでどうせわからないだろうと考え、挨拶もせずに無視する。みんなに配っている名刺や資料を視覚障害者には渡さない。補助犬と一緒に近づくと大げさに嫌がる。（視覚障害、50代、女性）
・聞えないから書いて下さいというと無視されたり、遠ざかったりされる。（聴覚障害、60代、女性）

２　講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う

○講演会や映画館などで、聴覚障害や精神障害などの障害をもっているという理由で参加や入館を拒否したり制限したりすること
○障害者だけ見えづらい・聞こえづらい・参加しにくい特別な座席に案内すること　　など

【記述の例】
・どんなにすいていても20分前に来てください、と言われる。（肢体不自由、30代、女性）
・講演会場で殆どの関係者は、私を案内する時に、周囲に誰もいない席につれて行く。（視覚障害、70代以上、男性）

３　文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う

○障害について偏った・間違ったイメージ（暗い悲惨なイメージ、反社会的イメージ、かわいそうだというイメージ、半人前だというイメージなど）で描いたり報道すること
○犯罪報道などで障害名や通院歴を強調すること
○障害者を蔑んで取り扱うこと
○プライバシーや個人情報を勝手に流すこと　　など

【記述の例】
・特定の障害と犯罪が結びついているような報道をする・障害をよく知らないクセに間違った話をしたり、悪いイメージを話すコメンテーターがいる（発達障害、10代、男性）
・障害者＝がんばるというイメージを報道により加速している（肢体不自由、20代、男性）

４　制度について差別的に取り扱う

○録音図書を貸し出さないなど、障害種別や手帳の有無によって情報支援を行わないこと
○手話通訳・要約筆記・盲ろう者通訳などの制度が、手帳の有無や地域によって異なり、利用できない・利用しづらい状況にあること　　など

【記述の例】
・学習障害者や知的障害者が、情報提供施設にある膨大な録音資料を利用できないこと。著作権者の許可がないと、図書を音訳できないこと。著作権者の許可がないと、せっかくのデジ

タル図書をネットで利用できないこと。行政などが進んで視覚障害者に情報を提供するシステムが不足しているため、重要な情報が届かないこと。たとえば「声の広報」があっても、それがあるという情報自体が届かない。（視覚障害、50代、女性）
・手帳のない難聴者に対して情報支援はできないとすることがある。（聴覚障害、30代、男性）

◆６－２「情報・コミュニケーション」（配慮工夫関係）

１　対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい

○わかるまできちんと話を聞くこと
○手話通訳・要約筆記・筆談・指点字・触手話などを使って会話すること
○ゆっくり、はっきり、わかりやすく話すこと・相手に通じるよう、さまざまな手段を使うこと　　など

【記述の例】
・私は盲ろうで人工内耳をつけています。ゆっくり大きな声で話して下されば、ほぼ50～70％まで聞き取れる。ですが健常者の方の多くは早口でしゃべりまくる人が多いので、20～30％、しかもとぎれとぎれなので困る。講演会でも役に立たない。（盲ろう、50代、女性）
・視覚障害者に対しては、自分の名前を言って話しかけること。周りの状況を言葉で伝えること。会議などのおり、その中に視覚障害者がいる場合は、それぞれ自分の名前を言って発言すること。手助けの仕方がわからないときは本人に聞いておこない、勝手におこなわない。（視覚障害、50代、女性）
・中途失聴・難聴者には「筆談」が確実な伝達方法です。要約筆談が出来る方をおくか、一般の職員の方々は面倒臭がらずに応待して欲しい（これは切実）（聴覚障害、70代、男性）

２　テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい

○テロップや外国語の翻訳字幕などの文字情報を読み上げること
○ニュースなどにはふりがなをつけること、難しい内容はわかりやすくすること
○印刷物は点字版や録音版・拡大文字版を作る、音声コードを付けること、テキストデータを提供すること
○テレビでは字幕放送、解説放送、手話放送を行うこと　　など

【記述の例】
・ＴＶ番組については、生放送以外の収録番組に字幕付与する際にはリアルタイム字幕でなく、あらかじめ字幕をつけて作成してほしい。遅れが出るため、映像が消えてしまったり移ってしまう。生放送のみにしてほしい。･邦画ＤＶＤに日本語字幕をつけてほしい。既存のものも、字幕が観れるようなシステムを。･全ての邦画に日本語字幕付与してほしい。字幕版については全国どの映画館でも観れるように。（聴覚障害、30代、男性）
・印刷物は点字版やパソコンのテキストデータでも読めるようにしてほしい。ホームページに

載せる場合、音声ソフト利用でも読めるよう工夫してほしい。(視覚障害、30代、女性)

3　情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい

○通信の内容や機器を音声読み上げ・点字表示対応にすること
○表示の文字や絵柄を見やすくしたり、利用者が自由に変えられるようにすること
○パソコンやインターネットの利用講座を充実すること
○機器やソフトウェアの購入、プロバイダ料金の割引や補助をすること
○電話のリレーサービスなどを行うこと　　など

【記述の例】
・盲ろう者のインターネット講習会を増やしてほしい。･盲ろう者向けのソフトや点字ピンディスプレイ、特にブレイルセンス等の特別補助や給付がほしい。(盲ろう、50代、女性)
・タッチパネルの代替手段を用意すること。(視覚障害、20代、男性)

4　講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい

○講演ではスライドで示すだけでなく言葉や音声で説明すること
○手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳を付けること・磁気ループなどの補聴装置を設置すること
○必要資料を点訳すること、視覚障害者にも墨字資料を渡すこと　　など

【記述の例】
・精神障がいがあると、長時間集中するのが、著しく難しい（薬の副作用）ので、会場の出入口のそばに、背もたれのある、ベンチを置いてほしい。(精神障害、40代、女性)
・美術館の音声案内を無料にして欲しい。(視覚障害、50代、女性)
・難聴者にとって磁気ループは健聴と共に講演を聞くことのできるありがたい設備です。公的な施設にはぜひつけてほしいが、私の市ではつけたが、全く機能していません。つけた以上は使えるかどうか、責任をもって管理して下さい。(聴覚障害、70代、女性)

5　文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい

○障害者に関する情報（啓発情報やパラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックなどの番組）を増やすこと
○政治などの難しい内容をわかりやすくすること
○邦画にも字幕をつけること　　など

【記述の例】
・番組制作やアクセシブルな番組づくりに、障害者が参画できるようにすること。美術館や博物館は、視覚障害者を含む障害者が平等に鑑賞できるよう、工夫や配慮をすること。講演会

や文化活動などへの参加を呼びかける募集記事などには、障害者の参加が可能である旨の言葉を書き添えること。(視覚障害、50代、女性)
・邦画の映像時字幕があまりない。見たくても日本語でしゃべっててもわからない。邦画も字幕を増やしてほしい。(聴覚障害、20代、男性)

◆7－1「商品サービス提供」(差別関係)

1．不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う

○障害を理由に、アパートなどの見学や賃貸契約を断ること
○火災を起こしやすいなどの誤解から住宅の賃貸・売買契約に制限を加えること　　など

【記述の例】
・精神障害を明らかにするとアパートの賃貸契約を拒否された。(精神障害、20代、女性)
・視覚障害があると、火事を起こすという偏見からかガスを使っての調理は駄目だと言われるケースが多い。ガス利用について訓練を受け、安全な取り扱いができるのにと思うと悔しい。ガスが使えないと焼き魚や餅がうまく焼けないので困っている。(視覚障害、30代、女性)

2．金融や保険の利用について差別的に取り扱う

○書類の記入ができないことを理由に申し込みを断ること
○ほかの人よりも高額の保険に加入させること　　など

【記述の例】
・契約書類が書けない、判断が出来ないからと店員が決めつけ、商品購入させてもらえない。保護者や後見人と同席でなければ契約させてくれない。(肢体不自由、20代、男性)
・精神障害を理由に生命保険等に断られる（精神障害、30代、男性)

3．デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う

○汚れた商品や古い商品を売ること
○値段を高くとること・高い商品を買わせること　　など

【記述の例】
・展示販売などの折、本人の意志を無視して無理矢理契約させられたことがあった（公共の施設での展示販売で信用していた）(知的障害、30代、男性)
・魚屋で「こちらの方が良いですよ」と自分が選んでいたものより古いものを買わされた（盲ろう、60代、女性)

4．レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う

○スポーツセンターやカルチャーセンターで、危険だからという理由で入会を拒否
すること
○映画館で呼吸器の音がするからと、退室を求めること
○手話通訳を同行した場合に二人分の料金を請求すること
○障害者だけ本人の望まない座席に案内すること　　など

【記述の例】
・スポーツジムで「聞こえない」を理由に入会を拒否（断わる）するような事があった。(聴覚障害、30代、男性)
・遊園地で腎臓が悪いというだけで乗れなくてそのしせつの半分以上乗せてもらえなかった。（メイン的なものはすべてダメ）障害者というひとくくりにされた。(内部障害、40代、女性)

5．接客するときに差別的な言動をする

○本人ではなくて介助者に話しかけること
○聞こえる家族はいないのかと尋ねること
○子ども扱いすること
○障害があるからといって無視したり、嫌な顔をすること　　など

【記述の例】
・聞こえないとわかると話をやめてしまう。(聴覚障害、50代、女性)
・吃音（どもる）などの障害を笑ったり嫌な顔をされる（知的障害、50代、男性)

◆7－2「商品サービス提供」(配慮工夫関係)

1．不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい

○家主が障害者にとって必要な改造を認めること
○障害者に対応した物件を増やし、また購入の補助を行うこと　　など

【記述の例】
・住宅改修制度を利用できる回数などについて正確に説明すること。視覚障害者が不動産情報にアクセスしやすいようにするため、ホームページを改善すること（視覚障害､30代、男性)
・めんどうくさがらないできちんと説明してほしい。「家賃支払えるのか？」という差別的な考えはやめてほしい。(聴覚障害、40代、女性)

２．金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい

○金融機関で、見やすいようにゴシック文字や太線の伝票を用意すること
○本人が記入できない場合に代筆での申し込みや手続きを認めること
○インターネットの利用など書類以外の代替手段を設けること　　など

【記述の例】
・本人が記入できないので、郵便局職員や銀行員に記入を依頼するが、断られることがある。まちがいがおきないためとのことだが、その場合、複数の職員で記入した内容を確認することで対応してほしい。銀行は通帳の内容や、貯金や保険に関わる情報を希望者には点字で通知してほしい。(視覚障害、50代、女性)
・本人がいろんなしりょうなどに手続きをする時に、相手の人がもうちょっとわかりやすくせつめいをしてくれたら私達でも、ちゃんと手続きができますのでそれをしてほしい（知的障害、30代、女性)

３．ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい

○車いすでも手が届く高さに設計すること
○画面の白黒反転、文字の拡大、ふりがなの表示、点字表示、音声案内など、利用者が選べるようにすること
○タッチパネルだけでなくボタンでも操作できるようにすること
○画面やボタンの配置などを統一すること
○連絡用のインターフォンを、テレビ電話にすること　　など

【記述の例】
・車いすからだと画面が光って見えにくく操作がしづらい。車いす用のＡＴＭの設置をして欲しい。パネルをタッチするのに画面に添うように手を伸ばすので目的のところではなく違うところが反応してしまう。(肢体不自由、50代、女性)
・ATM ブッシュボタンで　暗証番号　金額等を入力してヘッドホーンで音声確認できる機械の設置、駅名を入力し券売可能機設置　自動券売機　音声入力（路線)(視覚障害、70代以上、男性)

４．デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい

○ショーケースを低くしたり、鏡をつけて車いすでも見えるように商品を展示すること
○電化製品など障害があっても使えるかどうか試用できるようにすること・商品を手にとって触れるようにすること・車いすで試着できるスペースを確保すること
○筆談の対応や、店内の案内など必要に応じた配慮をすること
○値札や賞味期限は見えやすい大きさ、色に、記載場所を規格化し、統一すること　　など

【記述の例】
・商品を実際にさわれて、動かしてみることができると良い。食品も同様で、ラップだと分からない。匂いと味見ができたらうれしい。（盲ろう、60代、女性）
・試着室に段差があったり、スペースが狭く試着できない（肢体不自由、50代、男性）

5．レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい

○映画館や美術館などの案内表示に、ふりがなをつけたり、挿し絵を入れてわかりやすくすること。また音声ガイド・文字ガイドを併用すること
○スポーツクラブ・カルチャーセンターを障害者が使えるように設計すること
○床屋や美容院の出張サービスを充実すること
○点字や拡大文字のメニューを置くこと　　など

【記述の例】
・レストランに点字のメニューや美術館に触れてみる企画展を開催して欲しい。（視覚障害、60代、男性）
・オストメイトは補装具さえきちんと付けていればカルチャーセンターやスポーツセンターで他の人に迷惑をかけることはないということを周知すること。（内部障害、70代以上、男性）

6．制度について配慮や工夫をしてほしい

○障害者が重要な契約（住宅や店舗の賃貸・売買や高額の買い物）をするときの支援制度を設けること
○個人商店などのバリアフリー化を促進するために、改築の補助制度を設けること
○障害者が自立して生活できる住宅（公営住宅）を増やしたり家賃などを補助すること
○精神科に通院中でも旅行保険や民間保険に加入できるようにすること
○金融機関などで用紙に記入できない障害者のための代筆についての制度を設けること
○消費者庁などに、障害者専門の窓口を作ること　　など

【記述の例】
・10年以上前の話であるが、一式百万円のスーツを誤って、買ってしまったことがある。（後で、親が情報を調査したところ、あまり評判の良くない会社だったことが判明した。→重要な契約をするときの支援制度の充実化。（精神障害、30代、女性）
・ユニバーサル商品の開発を促進する。詰め替えの洗剤などを牛乳パックの容器に入れないことを決める。表示を読めない視覚障害者や子ども、知的障害者などは非常に危険である。劇薬である旨の表示は、高齢者や弱視者にも見えやすいように、はっきりと表示することを決める。身体障害者補助犬法に反した場合の罰則規定を設ける。（視覚障害、50代、女性）

◆８－１「政治・行政・司法」（差別関係）

１　窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う

○本人ではなく付き添いの者に話すこと
○言ってもわからないだろうと必要な説明をしないこと
○電話で「ほかの者にかわって」と言うこと
○聞こえないなら来なくていい、と言うこと　　など

【記述の例】
・「時間がないから」という理由で説明を省かないでほしい（盲ろう、50代、男性）
・難しい言葉で説明すること、解らない資料で話をすること（知的障害、30代、男性）

２　窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する

○家族や介助者、手話通訳者などの同伴を求めること　　など

【記述の例】
・障害者が座る座席を決めつけ、そこへ着席するため、一般の人と分けて入場を促された（視覚障害、50代、女性）
・聞こえないことを伝えると「聞こえる人と来て下さい」と言う（聴覚障害、60代、女性）

３　窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的な言動をする

○子どもに話しかけるような言葉づかいをすること　　など

【記述の例】
・障害者の話を途中で切らないで最後まで聞いてほしい。（盲ろう、60代、女性）
・対等の立場で対応してほしい。上からの目線でなく（聴覚障害、70代以上、女性）

◆８－２「政治・行政・司法」（配慮工夫関係）

１　施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

○行政機関、議会、裁判所、投票所などに、スロープ、エレベーター、車いす用・オストメイト用トイレ、車いす用の座席などを設置すること　　など

【記述の例】
・車いす利用者も同じ導線で行動できる施設であって設備にしていただきたい。舞台席がある時は昇降機の設置を義務か願いたい。（肢体不自由、60代、男性）

・オストメイトの排泄は腹部であることを理解して、車いすトイレと共にオストメイト用トイレの設置が必要です。(内部障害、60代、女性)

2　窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい

○筆談に応ずること、必要に応じて代筆を認めること
○手話通訳、パソコン要約筆記を行うこと、磁気誘導ループなどの補聴装置、電光表示板を設置すること
○点字・拡大文字の資料などを用意すること　　など

【記述の例】
・視障者の分かり易い資料とその配慮（点字でも当日にバク大な量の資料では現場で読み切れない)・スライド様のものについて充分な説明を（視覚障害、50代、男性）
・裁判所で証人になったときのこと、手話通訳はついたが裁判長は、ここは「手話通訳しなくてよい」と勝手なことを言った。裁判の進行を知るのも証人の権利と思う。裁判員制度が施行されるので気になる。(フェイスシート記載なし)

3　連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい

○行政の連絡通知や公報、選挙公報の、点字版、録音版、拡大文字版を作ること。音声コードを付けること
○電子メール、ホームページ、ファックスなどで通知すること　　など

【記述の例】
・点字、音声コードの貼布、データでの提供、メールの活用など、いろいろの手段を用いるようにしてほしい。(視覚障害、50代、女性)
・市町村の広報には催しの申込みなど、電話番号だけでなくファックス番号も必ずのせてほしい。電話だけでは、耳の不自由な人は困る（聴覚障害、70代以上、女性）

4　手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい

○行政への連絡や申請、裁判手続きを、点字、電子メールやホームページ、ファックスでできるようにすること
○手続きのわかりやすい説明をすること、書類にかなをふること　　など

【記述の例】
・行政への連絡や申請、裁判手続きを郵送でもできるようにすること。行政手続きなどをわかりやすく簡略化すること。福祉行政に関わる情報などは、行政から障害者に対して積極的に情宣すること。(視覚障害、50代、女性)
・申請書等の書類内容が障害者にとって解りにくい。手続きをもっと簡単に出来る様にしてほ

しい。（精神障害、40代、男性）

5　選挙について配慮や工夫をしてほしい

○テレビの政見放送に手話や字幕を入れること
○政見放送の内容をわかりやすくすること
○必要な点字投票用紙や点字器を用意すること
○成年被後見人となっても選挙権を認めること
○投票用紙の記入台を明るくすること、低い記入台を設置すること　　など

【記述の例】
・第三者が行う候補者の公開討論会などにも手話や字幕を入れること。政治的活動に手話通訳や文字通訳の派遣を認めないところがあるが、これは聴障者の知る権利を奪っている（聴覚障害、60代、男性）
・投票所に、手話のできるスタッフをいつも置いて欲しい。自分はろう＋盲人なので、手の平に書かれるより触手話でのサポートを希望する。投票所で用意されている点字器は使いづらいので、使いなれている点字器の持ちこみを認めてほしい。手話スタッフを配置してほしい。（手話さえできれば、十分という盲ろう者は多くいる）（盲ろう、50代、男性）

6　災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい

○聴覚障害者にはサイレンや音声に代わる伝達手段を用意すること
○防災訓練に各種別の障害者を参加させること
○避難所などで、障害者に配慮したスペースやトイレ、衛生用品、ストーマ用装具などを用意すること
○避難所などで、移動手段や介助者、手話通訳者、要約筆記者などを確保すること　　など

【記述の例】
・視覚障害者には携帯電話などを通じて避難勧告などの情報が伝わるように体制を整備すること。避難所において、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者などに分かりやすい情報が適切に伝えられるよう、障害に応じた方法で情報提供すること（視覚障害、30代、男性）
・避難に際し、地域の要介護者の所在を官公庁が把握して、災害時に対応する、勧告などは障害者へは早めに出してほしい。地方自治体として責任を持って対応してほしい。耐震など、要介護者には自治体でおせっかいでも手を差し伸べてほしい。（精神障害、40代、男性）

7　関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい

○一般公務員や警察官に対して、各障害の特性などを理解させるための講習を行うこと
○障害者世帯などへの民生委員や自治会長の訪問活動を強化すること　　など

【記述の例】
・各障害への理解は資料や文書だけで理解できる訳ではありません。どのような特性や不便なところがあるか実際に接してコミュニケーションをとりながら理解してほしいです。（視覚障害、50代、女性）
・民生委員の定期的家庭訪問（転居して20年以上たつが、過去に１回あったのみ）市町村や自治会などでの、障害者のいる家庭の把握と、緊急事への対応策作りとその内容の、対象家庭への周知。（知的障害、30代、女性）

◆９－１「その他」（差別関係）

１　結婚、出産を禁じる、制限する

○障害を理由として結婚を認めないこと
○障害を理由として結婚や婚約を解消すること
○障害を理由として出産を禁じること
○障害を理由として人工中絶すること　　など

【記述の例】
・私の娘は親が視覚障害者であることで、相手の両親から反対された。障害者の血を入れたくないという理由。本人の障害でなくてもこのようなことがある。（視覚障害、60代、男性）
・子供ができた時「生みますか？」ときくこと。（重複障害、30代、女性）
・重度障害を理由に医師から人工中絶を勧められた。病気の遺伝の可能性があることを理由に家族から人工中絶を勧められた。（視覚障害、50代、女性）

２　性について差別的に取り扱う

○障害者は性ある存在と認めない行為や言動をすること
○性に関する情報から遠ざけたり隠したりすること
○障害があり女性であるという複合的な差別の視点を持たないこと　　など

【記述の例】
・暗黙のうちに性ある存在と認めない教育をされた。何がどうという証拠が思いつかないが、家族による差別（聴覚障害、60代、女性）
・若い女性障害者の入浴介助、トイレ介助に男性がつくことは、やめてほしい。（難病、20代、女性）

３　家族のなかで差別的に取り扱う

○親や家族が本人の意志に関わらず物事を決めること
○家族の障害を隠したり恥じるような言動をすること

○冠婚葬祭への参加をさせないこと　　など

【記述の例】
・家族が年金を管理しており、障害者本人に渡さない。家族が年金を管理しており、障害者本人は家族の許可を一回ごともらわないとお金を使うことができない。そのため生活や行動を大きく制限される。障害者本人は家族から独立して自立生活をしたいと願っているが、家族が認めない。両親が障害者に残した遺産を、通帳を預けていた義兄弟が使ってしまった。実の兄から暴力を受けているが両親は我慢しなさいと言う。家族から冠婚葬祭への参列を拒否される。両親から生涯結婚しないようにと禁止された。(視覚障害、50代、女性)
・私が聴覚ということで、家を出され、一人で暮らしている。子供は両親がみている。生活費は私が出している。私といるとろくな子供にならないといわれた（聴覚障害、40代、女性）

4　障害者の家族を差別的に取り扱う

○家族が障害者だから付き合うななどと言うこと　　など

【記述の例】
・近隣の人が「お母さんが障害があってかわいそう」「ご飯は誰が作るの」と、小さな子どもに言う（視覚障害、50代、女性）
・葬式に障害者を参列させたことを他の家の人間が非難する。(肢体不自由、50代、女性)

5　団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う

○障害があるからと行事に欠席させること、活動に誘わないこと、回覧板などの情報を回さないこと
○障害者だけ別の行事やレクリエーションを行うこと、または障害者向け行事やサークルがあるからそちらへ参加してほしいと言うこと
○障害者が参加できない計画や仕組みを作ること　　など

・葬儀や結婚式に呼ばない。地域の行事や防災訓練など、台所に立てないとみなされている障害女性は、参加してほしいと声をかけられることがない。ある地域の役員が回覧板の内容をカセットテープにいれて届けようとしたが、長老たちから、そんなことをされたら後に続く役員も、その仕事を継続しなければならなくなるのでやめてほしいと言われ、やめさせられた。(視覚障害、50代、女性)
・同居しているいとこだけがおみこしをかつぎ、同じ年代の自分だけが障害を理由に、町内会のお祭りに、参加できなかった事があります。(重複障害、30代、男性)

6　団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする

○かわいそうなどと上からものを見る態度をとったり、子ども扱いの言葉づかいをすること

○本人でなく介助者・同伴者に話しかけること
○頼んでいないのに手伝おうとすること　　など

【記述の例】
・小さい子供などが、障害者を、指さしをしたり、じっと見たりする。親が子供に指導してほしい。（肢体不自由、60代、女性）
・「話し方が変!!」と近所の方から指摘受けた。障害者に対する先入観がある模様。（聴覚障害、40代、女性）

◆９－２「その他」（配慮工夫関係）

１　結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい

○結婚や出産に関する相談を行うこと　　など

【記述の例】
・障害者どうしの結婚出産の周りの反対をなっとくさせる研修会を行こなってほしい。（本人たち（結婚）の話が聞けるようにしてほしい）出会いの場を作ってほしい。一般の人の結婚をみとめてほしい。（知的障害、40代、男性）
・妊娠、出産の緊急体制などの配慮が必要。（肢体不自由、20代、男性）

２　性について配慮や工夫をしてほしい

○障害者の性や生殖に関する情報をオープンに提供すること
○性ある存在ということについての啓発・教育を行うこと　　など

【記述の例】
・社会的な偏見・誤解・無理解により孤立するので理解を進めるために、当事者が研修会やシンポジウム・講演会・討論会・サークル活動・学校の授業などあらゆる機会を通じ理解を進める。（肢体不自由、50代、男性）
・障害のある児童・生徒に性教育をおこなう。障害児・者のための暴力禁止プログラムを実施する。視覚障害者の職業選択の自由を広げる。盲女性の安全のためには更に新職業の開発が必要。（視覚障害、50代、女性）

３　障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい

○家族だけで介助・支援するのは限界があるので制度的にサポートすること
○家族を心理的にもサポートする親の会などの仕組みを充実させること　　など

【記述の例】

・福祉制度などにおいても家族がいることで介助時間が削られることもあり、また、家族による介助を前提とした発言が公務員から聞かれるという現実を踏まえ、まずは、行政において家族介助を前提とする意識を変えること（視覚障害、30代、男性）

・一般から障害者になった本人と家族がカウンセリングやこれからのことを相談できる機関がほしい。障害者の家族が入院（病気）しても働けるように支援してほしい。(知的障害、40代、男性)

・家族の中で聴障者が無理なくコミュニケーションがとれる方法、親や他の家族の会話を聴障児が理解できることの大切さを知らせ、そのためにはそのようにすればよいかを専門家がアドバイスできるシステムを作ること。(聴覚障害、60代、男性)

4　団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい

○障害者も参加しやすい活動を企画すること
○イベントなどで障害者の席を設けること、行列や待ち時間で優先すること
○障害者が参加しやすいような物理的な環境を整えること
○あらゆる場面で手話通訳、要約筆記者の配置などを充実させること　　など

【記述の例】

・障害者が参加しやすい工夫がされていることのわかりやすいインフォメーションがほしい。一般の参加者にも、理解が得られるようインフォメーションを工夫してほしい（難病、20代、女性）

・地域の行事で情報保障を求める時、手話通訳の依頼で費用がかかると受けとめられて、拒否されれることがあり、行政からの補助制度や福祉課依頼があることの宣伝を徹底してほしい。(聴覚障害、50代、男性)

3　事案一覧

Ⅰ福祉について

1（1）福祉サービスの利用を拒否する

記述内容	障害種別	年齢	性別
人工透析、人工肛門、人工呼吸器、インシュリン注射、重度の障害などを理由として障害者本人のサービスの利用を拒否すること（同意見 他13名）	肢体不自由	50～59歳	女
障害を理由として子どもの保育所利用を拒否すること（同意見 他8名）	視覚障害	50～59歳	男
週3回の人工透析への通院対応がやっかいだから、体調が悪くなることが多く対応しきれないと入所をことわられることがある。	内部障害	40～49歳	女
障害を理由として子どもの保育所利用を拒否すること→言葉がわからないで大変のようでした。手話の出来る人がいないため。	肢体不自由	60～69歳	男
「福祉」とは与えられるサービスではなく、当然の権利をカバー（フォロー）するもの。	聴覚障害	30～39歳	男
・聞こえない為に各種学校、講習等への参加ができない。募集時、通訳はありません等	聴覚障害	60～69歳	女
オストメイトのパウチの交換・排セツ処理を拒否されているので可能にしてほしい　認知症のオストメイトの入所を可能にしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
オストメイトの社会適応訓練事業（入浴訓練）で、自分達の障害を説明したら、足湯だけにして欲しいと言われた。	内部障害	70歳以上	男
ガイドヘルパーを申請したが、両下肢1級なのに上肢3級で拒否された。	肢体不自由	60～69歳	男
サービスに時間がかかりすぎる。			
サービスをしてくれる施設がない、近くになく知らない	肢体不自由	60～69歳	男
せっかくの福祉サービスを制度としてあるのにサービスの利用拒否は何の意味もないと思う	肢体不自由	50～59歳	男
そもそも「サービス」と言う言葉が間違ってます。「補償」とか「保障」と言うべきです。「サービス」とは理容所で耳掃除をして貰うようなもので、「補償」とは、その人の苦しみや傷みに補い償われる心です。誰も自ら障害に成ったのでは、ありませんから。今の福祉が「サービス」との言葉を使われるところに偽善が見えます。働いている人はそれで食べているのですから。	肢体不自由	60～69歳	女
ホームページでの取り扱いが充実し、この際スクリーンリーダーでも簡単に読める画面作りをして欲しい。	視覚障害	40～49歳	女
以前住んでいた県で、視覚障害者のホームヘルプサービスとして、代読・代筆をお願いしたところ、最初は「前例がないため」と断られた。	視覚障害	40～49歳	女
医療的ケアの必要な人は学校卒業後通う場がない。家で家族の介助を受けるか、病院に入院となる。	視覚障害	50～59歳	男
一般だと、よくわかってきたけども、まわりが、少しきむずかしいと思う。（保育所とか）（障がい）	発達障害	30～39歳	男
飲んでいる薬により病院をきめつけ、入所を拒否した。（後Dr.の確認でOKとなる）	肢体不自由	50～59歳	女
家族所得がある為にタクシー券（市）がもらえないこと	難病	40～49歳	男
基本的人権の無視は許されないこと。	肢体不自由	70歳以上	男
拒否された事は有りませんが、近隣市に越した時介助時間が20時間以上も減らされてしまい、困った事が有りますが、不服申し立てで、その時間の半分の時間を増える事になりました。	重複障害	30～39歳	男
拒否するとありますが、自分の立場ではなく、相手側からの言葉（態度）と解し記入した。	視覚障害	70歳以上	男
強度行動障害のためにショートステイ等をことわる、みれない等と理由をつける	重複障害	30～39歳	男
県主催のボラ養成講座に応募したところ、あなたは聞こえないのでボラは出来ない、聴講のみとしてはどうか？と言われた。聞こえない同志でも必要と思ったボラ講座なのに！	聴覚障害	60～69歳	女
公立の幼稚園の入園を拒否された	発達障害	20～29歳	男
今は82才になる母が私のめんどうをずっとみてくれてきた。2年前に寝たきりになるまでは、家族が同居しているという理由で居宅介護が使えず、きちんとした介護が受けられず、障害がどんどん悪化し、今は寝たきりに近い状態になった。慢性疲労症候群という病気だった。きちんと病気の深刻さをわかってほしい	難病	50～59歳	女
今は成人しましたが、小さい頃私が聞こえない、目まい、耳なりをよくおこす為、子供の要求、コミュニケーションがとれず、困っていた時保育園に入れたいと申し込んだが断られた。			
○○県の福祉助成利度がとりやめになったこと	精神障害	40～49歳	男
産婦人科で、子供の出産のために、みてもらう事が、できなかった事がありますが、精神科併設でなかった事もあるかもしれませんが、なくても見てくれた所もありました。でも入院の際は、やはり併設の所だったと思い	精神障害	40～49歳	女
市の福祉サービスを希望して本人を連れて面接に行ったら、多動、衝動を理由に参加を拒否された。	発達障害	10～19歳	男
市の補助金で運営されていますので	精神障害	70歳以上	女
市行政に手話通訳者がいないので、手話通訳者がいないので、手話通訳者設置を設けてほしいとお願いしたが拒否した	聴覚障害	50～59歳	男
市町の定期検診で拒否された人がいた。	肢体不自由	70歳以上	男
施行などのホテルによっては、宿泊拒否される。	発達障害	40～49歳	男
私的契約をして就労していたのですがこまった時に連絡すると適切なアドバイスがなくこまりました。就労してた所も退職させられました。	知的障害	30～39歳	男
視力障害を理由に（全盲）保育の拒否	視覚障害	20～29歳	女
手帳をもたなくても、病院の診断書があれば福祉サービスの利用拒否されないようにしてほしい	知的障害	40～49歳	男
手話通訳者派遣を申込んだところ、健聴者の忘年会参加は公費でないから、派遣申込を拒否されたことがある。	聴覚障害	60～69歳	男
宗教の通訳を拒否する。			
重度の障害（1日10分くらいしか座位が保てない、1日数走しか走けない）を理由にリハビリや利用を拒否されました。ぜんぜん歩けないのではないからと手帳はなかなかもらえず、座れないから訓練を受けさせないと言われました。	重複障害	40～49歳	女
重度の障害者には付きそい、見守り等が必要であるが、受け入れ側が条件がない、と断られる	聴覚障害	50～59歳	男
重度訪問介護を事業所が拒否する。	肢体不自由	50～59歳	男
重複障害のため、就労したいのが断られたこと	重複障害	50～59歳	男
障害があるからと、一方的に「できません」と断わることがあった。	聴覚障害	30～39歳	男
障害が重いこと、または軽いことを理由にしたサービス利用の拒否	肢体不自由	20～29歳	女
障害の種で保育所（公立）を拒否された。	視覚障害	50～59歳	男
障害の種類・度合い個人の諸感情に左右される　やむえない事と思うが・・・愛情を持って接して下さい。	精神障害	30～39歳	男
障害の種類や条件が合わないことから24時間の介護サービスを受けることが出来ない。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者だからという理由で子どもの保育所の利用を拒否したりすること	知的障害	30～39歳	男
障害種別によってサービスは異なるが、関係者の利用が簡単になるようPRしてもらいたい。	内部障害	70歳以上	男

Ⅰ－1(1)

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害等級を理由にサービスを拒否する	視覚障害	50～59歳	男
情報保障のための福祉機器の要望を出したが、利用率が少ないことから断られた。自分にぴったりの機器は人それぞれだからニーズが少ないのはあたりまえである。	盲ろう	60～69歳	女
親が障害理由で子供は健聴者なのに、差別がある。サークルや学校関係で拒否された事がありました。関係なく聴力や体の障害ともに活用してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
人工透析を理由に施設等の入所を拒否されること。	内部障害	40～49歳	男
人工透析患者である事を、理由に特養施設に入所拒否される事が多い。	内部障害	50～59歳	男
人工肛門、人工膀胱である事を他人に知られたくないので障害者本人のサービスの利用を拒否すること	内部障害	60～69歳	男
人工膀胱、人工肛門等内部障害者に対して理解がない	内部障害	70歳以上	男
世帯主でない為、防災感知器の補助ができなかった。	聴覚障害	40～49歳	女
生命保険になかなか入れない。代筆ができなくて入れない。	視覚障害	70歳以上	女
息子が勤務中で独り暮らしの上に失聴者（中途45才の時）です。緊急の時健聴者には家族と同居でも、緊急ブザーがあるのに緊急の時に分からない私には80才まで過ぎないとブザーは渡せないと言われて疑問を強く感じています。（72才の聴覚障害者2級）	聴覚障害	70歳以上	女
他傷があることを理由に日中一時支援事業の利用を拒否された。			
地域差は困るが、等級による制限はあっても仕方ないと思う。	視覚障害	50～59歳	女
当町には、要約筆記者がいないから、派遣できないと言われた。	聴覚障害	50～59歳	女
特に自分は利用を拒否しなくても良いと思う	知的障害	20～29歳	男
特別支援学校において、学校側が一方的に、（とくに医療的ケアで私がよくきく例は、肢体不自由児で、人工呼吸器をつけている児童・生徒の通学用スクールバスのキョヒ！）また、ふくし上においても、「毎日利用は不可能」という事実。（ヘルパーや、NSがいないという理由。）	重複障害	40～49歳	女
内部障害は外から見えないだけに、事例として身障者用トイレの利用を拒否されたり、又、銭湯又は温泉の入浴を拒否されたりする。従って健常者に対する認識を改めて貰う努力を政府及び自治体が責任を持ってPRして頂きたい	内部障害	70歳以上	男
難聴児の利用を拒否された。	内部障害	70歳以上	男
日常生活では困ってない状況で、突然ケガ等して、ストーマ（人工肛門）の装具が貼り替えられなくなった時、介護保険も更生保険も使えないときく。介護保険は前倒しで使っても、認定された時に治っていれば、10割負担となる。日頃の福祉施設でも、高令者でも元気な人は、登録して、いざという時の対処をしてもらえる体制づくりがなされていない。	内部障害	60～69歳	女
入所施設・通所施設を利用したいと思っていても、重度障害の為、利用を拒否された。	重複障害	20～29歳	男
入所施設で看護師の研修が不足しているために対応できないとして入所をことわるのはおかしい。	内部障害	70歳以上	男
入浴にストーマをきらう	内部障害	70歳以上	男
福祉（障害者サービス）は障害があるがゆえに、その障害を補助する手段として宗設されるべきであり所得などでサービス基準が設けられている事は本来間違っていると思います。たとえ所得でサービスを判断するとしても、所得の制限額をもっと高くするべきです。就労でわずか所得が上回るだけでサービスが受けられない、決して所得で障害程度が変化するものではありません。	視覚障害	60～69歳	男
福祉サービスを使う前に家族がやるべきだと言う	肢体不自由	50～59歳	女
保育園とは異なりますが兄と同じ幼稚園へ行かせたかったのですが障害を理由に拒否されました。	知的障害	20～29歳	女
保育園に入れなかった	発達障害	20～29歳	男
保育園に入園してから先生より他の園に移って欲しいと言われた（親が弱視で色々お願いした結果）	視覚障害	50～59歳	男
本人の自己責任を問いながら、強制医療の押しつけがある。精神障害者の人権・患者の権利が存在しない我が国では「医師がそう思っただけで患者となり様々な権利が奪われる」自己責任があるならば拒否権もあるべきと思う。			
盲ろう向けの福祉サービスが皆無である。他の障害者会に入りたくても入れない。	盲ろう	60～69歳	女
友人がバイブレーター付腕時計を申請しようとした。父親息子が難聴で妻、息女は健聴である環境にあり、父子は自分で時間の設定をして起きたり、指定された時間に使いたいということで申し込んだ　しかし市役所は給付の対象にならないと拒否された。事情は説明してある。	聴覚障害	40～49歳	男
要約筆記の派遣をなくすまたは、なくそうとする自治体のやり方には、納得がいかない	聴覚障害	40～49歳	男
療育手帳の等級と障害基礎年金の等級が異なっている。	知的障害	20～29歳	女
老健施設見学会に於て、「ALSとオストメイトの入所は認めない」との説明があった。	重複障害	60～69歳	男
老人だから、障害者だから、治しても同じ、というような接し方。年とれば皆そうなるのだから、がまんをしなさい、のような話し方	肢体不自由	50～59歳	女

Ⅰ 福祉について
1（2）福祉サービスの利用を制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊ガイドヘルパー制度を利用して、我が子の保育所送迎をすることについて行政が拒否すること	視覚障害	30～39歳	男
障害児について保護者の同伴を利用条件とすること（同意見　他4名）	重複障害	50～59歳	男
○ガイドヘルパーのサービスを受けられる時間は○○区はわずか25時間（月間）。隣りの○○区は6倍の150時間／月。同じ都民でありながらこの差はあまりにひどすぎる。	視覚障害	60～69歳	女
◎手話通訳の団体の派遣を制限する。1つ1つ行政に確認しながら派遣をしなければならない。	聴覚障害	30～39歳	男
・2003年の支援費制度開始時に、市が1ヶ月に380時間という制限をつけた事。・入院時に自立支援法（居宅サービス）を使えない事。	重複障害	20～29歳	男
・医療ケアがあるために福祉園外出時には親が付き添わなければならない。（園内活動の場合には、看護師にケアしてもらえるが。）また、園送迎バス内も、親が付き添うこととなるが、時間的余裕がないので、結局は自家用車での自力送迎をしている。	難病	20～29歳	女
・学校や施設などでホームヘルパーが使えない・入院中にホームヘルパーが使えない	肢体不自由	30～39歳	男
・重度の障害者の人には利用条件をつけても良いと思う・福祉の手帳をカードみたいにしてほしい	知的障害	20～29歳	男
・障害者についても介護者の同伴を求められる	内部障害	60～69歳	男
・福祉設備で手帳のない人の利用が出来ない（発達障害）	発達障害	20～29歳	女
・老々介護や重度障害者が重度障害者を介護・認知症患者が重度障害者を介護（在宅）	視覚障害	50～59歳	男
FAXやお知らせランプなど健聴者と同居と言う理由で付けてもらえないのはおかしくないか?	聴覚障害	50～59歳	女
普通電車でも、短距離だと半額にならない。	聴覚障害	40～49歳	女
ある人の自宅の風呂が障がいが重くなって利用できないのに、移動支援を認めず、近所のおいの所の風呂を使えと言う	肢体不自由	50～59歳	女
オストメイトへの知識が不足しているため福祉施設への入所を拒否される場合が有る	内部障害	60～69歳	男
ガイドヘルパー、登録制度に登録があっても必要時に利用をことわられる（登録者の都合により）	視覚障害	50～59歳	女
ガイドヘルパー派遣や通訳介助員派遣を受ける時に、手引き者の自家用車利用を認めないので、交通の不便なわが家では外出できにくくなっている	盲ろう	50～59歳	女
ガイドヘルパー利用にあたり、月あたりの利用時間に上限があり、予定外の外出の不安がある。また、居住地外への利用には、目的に制限がある。	視覚障害	60～69歳	女
ケースバイケース	肢体不自由	60～69歳	女
サービスが市町村にとってことなる事	視覚障害	70歳以上	男
サービスの利用ばかり考えずに地域の中で自分のできることをやって役に立つこと。	重複障害	40～49歳	男
サービス等は大いにかん迎します。	精神障害	70歳以上	女
タクシーの利用交付券が初乗り金額であり、地元では広い面積であり、かなりオーバーしてしまう。負担がかなり大きい。	聴覚障害	40～49歳	男
てんかん発作があったので、小学校（1～2年生）のプール遠足時は保護者の同伴が必要であった。	知的障害	20～29歳	男
ニーズに応えない行政サービス。	肢体不自由	50～59歳	男
ヘルパー制度は国が1人1人の障害者の支給量を認めているが、地方は予算などを理由に1人1人の支給を制限している。	肢体不自由	50～59歳	男
ホームヘルパーの時間数が少くない、ガイドヘルパーの時間数が少くない。	重複障害	30～39歳	男
やりたい仕事をやらせてもらえない	知的障害	20～29歳	女
移動介護の時間を制限された。	発達障害	20～29歳	男
移動支援に時間制限を言われた。	視覚障害	40～49歳	男
移動支援のさいの時間や、利用目的などの制限	視覚障害	60～69歳	男
移動支援制限、時間の制約がある	視覚障害	60～69歳	男
一律一割負担になり、移動支援サービス等、負担が大きい。	視覚障害	60～69歳	女
遠足などの同伴。おかあさんといっしょ。	発達障害	20～29歳	男
応益負担と一割負担により、収入が減ったこと	精神障害	40～49歳	男
介護保険制度と併用出来る様にしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
外出えん助が受けられない。	肢体不自由	50～59歳	女
外出目的の制限	肢体不自由	50～59歳	男
希望する聴覚障害の助けとなる機器を受けられなかった。ドアホン等	聴覚障害	60～69歳	男
居宅介護で重度訪問介護を使っているのに、ケースワーカーが、重度訪問をうけてくれる事業所が少ないから、家事介護・身体介護に分けろ、という。	肢体不自由	40～49歳	女
拒否された事は有りませんが、近隣市に越した時介助時間が20時間以上も減らされてしまい、困った事が有りますが、不服申し立てで、その時間の半分の時間を増える事になりました。	重複障害	30～39歳	男
銀行の投資信託で応答があいまいと判断されて、投資信託する事ができなかった。	精神障害	30～39歳	男
区の指定管理者の管理する施設の体操設備などの利用に際し大度などの見守り者の同伴を必要といわれた。	視覚障害	40～49歳	男
限度額や年数制限が設けられている	肢体不自由	60～69歳	男
厚生労働省でさえ「精神障害者福祉の遅れ」を認めている。社会そのものが社会資源・サービス制度の遅れを認めながら予算の反映が少ない。退院促進事業は名ばかりのものとなっている。			
市は精神障がい者1、2級の福祉乗車証をなくして、社会参加への福祉サービスの利用を制限しようとしている。	精神障害	40～49歳	女
子ども（小学生）までであれば、しかたがないと思う。親ゴさんとともに歩んでいけたらと、思う。	発達障害	30～39歳	男
子供の頃のショックは深い。特別扱いされ、それでいじめられたりもした。	聴覚障害	30～39歳	男
市役所などに行くと、よく「手話通訳士がいる当番日に来て下さい」と強く言われる。こちらの都合で時間が合わない。できることは筆談として行けるから制限しないで欲しい。また、「今、通訳士をよぶから待って下さい」と一方的にとめられてしまう。こちらの都合で、めいわく。	聴覚障害	40～49歳	女
支えん事業時間を必要としている時間	視覚障害	60～69歳	女
支援者と一緒に行けるようにする。サービスのせつめいを絵とわかりやすくすること。本人が行けない時に代理人が行けるようにしてほしい	知的障害	40～49歳	男
施設入所の場合土日帰省の時他のサービスを受けたいが、今のところ入所なので受けられない	知的障害	50～59歳	0

Ⅰ－1（2）

記述内容	障害種別	年齢	性別
視覚障害でガイドヘルパーを利用しているが、ヘルパーの車にのせてはいけないというきまりがあるが、車社会の地域なので、短い利用時間では、ヘルパーの車にのせての移動をおねがいしたい	視覚障害	50～59歳	女
視覚障害者は資料として点字を出して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
事例を挙げればきりがありませんが視覚障害者にはかなり制限があると思います、視覚障害者は指紋以外個人を認証できるものが公的に明確でなく自筆を要求されてもかけないなど、代筆も認められない事がそこここに現状として存在します。	視覚障害	60～69歳	男
時間1日の制限がこまる。	視覚障害	60～69歳	女
自立支援法で、実質的に受けられるサービスが制限されている。（金銭的限界）	精神障害	40～49歳	男
自立支援法の介助サービスを受ける中で、利用時間に上限をもうけることじたいに障害差別とあたるのではないか。	肢体不自由	40～49歳	男
社会福祉協ギ会職員に手話通訳者と呼んでほしいとお願いしたが、ここは関係ないとことわれた	聴覚障害	50～59歳	男
弱視のため、文字拡大器を使っているが、卓上型の購入支援は受けられるのに、けいたい型（外出先で使うため）の購入支援が受けられない	盲ろう	50～59歳	男
手帳がないと施設の利用を制限してしまう（施設長の独断で）こと	精神障害	20～29歳	女
手話通訳については社会的にも理解が広がっていて、町村あたりにも何かの行事にも手話通訳はつくが、手話通訳の認識が浅い。例として、町村の主導で手話講座を1年位開いてその受講者を通訳に立てて町が成果を示そうとする。手話通訳の未熟さから、聴障者には、何の情報も得られない、このことをよく知らず町は、いばることがある。これも一つの差別であろうか。			
手話通訳派遣制度の条件に合うのに、行政の制度でなく、手話通訳者の所属する団体へ通訳依頼を行なわせ、社会を団体運営書にプールする。権利としてのきこえの保障でなく手話学習者の運営費集めに障害者を使う。その通訳が役所の設置通訳者。どうなっているのか。	聴覚障害	60～69歳	男
受け入れの体制がない、責任がもてない、と理由を言ってくる	聴覚障害	50～59歳	男
所得制限や障害程度区分によって規制されている事が多い。障害故の補償であり、障害を軽減するものであれば、同等にしてほしい（事業収入が多ければ所得税で徴収すればよい。＝手当、障害基礎年金、日常生用具他	視覚障害	50～59歳	男
障害の種別によってはなんともいえない	内部障害	50～59歳	男
障害の種類、級別、年齢で、本人が利用を必要としても、利用が出来ない。	内部障害	70歳以上	男
障害の程度が軽度（3級か4級）であることを理由に利用できないこと。（盲ろう者通訳・介助派遣事業）	盲ろう	20～29歳	男
障害の等級により受けられない福祉の内容があり、不満。	肢体不自由	30～39歳	女
障害児は親が必要です。だから同伴が良い	聴覚障害	70歳以上	男
障害児も一人で利用出来るようにしてほしい	知的障害	30～39歳	男
障害者について同伴（健常者）を条件とすること	聴覚障害	60～69歳	女
障害者自立支援法となり利用出来る福祉サービスが市町村の権限となり、利用制限されたり、利用拒止される事が多くなった。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者自立支援法の認定調査により視覚障害者のニーズが十分反映されず、必要な介助時間を削られてしまった。高齢になり介護保険になったとたん、介助の利用時間が削られ、これまで頼めていた必要な散歩の介助が受けられなくなった。教会へ通うためのガイドヘルプは利用できないと行政から言われた。	視覚障害	50～59歳	女
障害者単独での来場、来所を遠慮してもらいたい	視覚障害	60～69歳	女
障害等級が1・2級の場合、色々なサービスが受けられるが、3級の私は、ほとんど受けられない。もう少し、サービスわくを広げて欲しい	視覚障害	50～59歳	女
障害等級でサービスを制限する事。必要に応じてサービスをしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
乗り合いバスで精神障害者手帳を提示しても、知的身体の障害のように割り引きで乗車できない			
職業支援が受けられなかったのです。	精神障害	40～49歳	女
親などの所得制限	肢体不自由	40～49歳	男
人工肛門、膀胱保有者（オストメイト）が誰でもトイレを利用する際、混雑時には外見的判断のみですること。その時の緊急度に応じて、お互い譲り合いの精神で行いたい。	内部障害	70歳以上	男
生活に合わせて、重い電動車イスと軽量のものがほしいがなかなか認められない	肢体不自由	40～49歳	男
精神障害者。交通費の割引サービスが受けられない。	精神障害	30～39歳	男
全ての公共の場に通訳者を設置すること	聴覚障害	20～29歳	女
知的障害の場合単独通園もあるが、肢体障害の場合母子通園が原則となる。母子家庭などで親が働かなければならないのに働けない。	視覚障害	50～59歳	男
地域生活支援事業の中の移動支援の支給時間が少ない（40時間）	視覚障害	30～39歳	男
テープ、CDとプレストークの並用はだめといわれた。	視覚障害	60～69歳	男
盲ろう者向けの通訳介助者派遣制度では1ヶ月に20時間ていどしか通訳介助を認めてもらえず、自由に外出や社会参加ができない。是非時間は無制限にしてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
中途失聴者、難聴者の為のコミュニケーションを習得する為の会場を都合で勝手に手話通訳者の養成に使かう為別の会場にさせられてしまった事がある。			
聴覚障害者の機器（補聴器）購入の一部負担など。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者は通訳派遣が制度化されているが冠婚葬祭には通訳が派遣されなかった。遺族とのコミュニケーションが取れず、大変失礼な事をしてしまった。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者へのコミュニケーション支援制度について、通訳者の派遣範囲を拡大してほしい。（枠をせばめず、原則どんな用件にも対応できるよう）	聴覚障害	30～39歳	男
通所施設に一時通っていたとき、他の利用者より遅く送り早く迎えに来てほしいと言われていた。	重複障害	20～29歳	男
通訳・ガイドヘルパー利用券の枚数が限られていること	重複障害	50～59歳	男
同一家庭の配偶者の収入により制限される	肢体不自由	50～59歳	女
日常生活用具に申請する時、条件があるため、断われた。同居しても認めない、やはり、障害者本人である以上、認めて欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
日常生活用具の給付を断わられる。障害の等級や本人の所得で差を付けられるのは不愉快です。その他、沢山有り、書ききれません。	聴覚障害	60～69歳	女
日常生活用具給付制度の中に、所得制限による支給停止や割負担があるが、所得制限を撤廃するべきではないかと考えます。まる福も所得制限で返還しましたが、障害者に何故所得制限がなされるのかわからない。	聴覚障害	50～59歳	男

Ⅰ－1（2）

記述内容	障害種別	年齢	性別
認定区分上で、療育手帳がAなのに、「区分にんてい2」のケース。不ふく申せいを家族がしたが、「区分にんてい2」のまま。（サービス区分にんていの不備）共同作業に通っている場合（本人単独移動可能のケース）、賃金よりも交通費や、利用料の方が2～3倍以上かかってしまうので制限せざるをえないし、利用メニューがない	重複障害	40～49歳	女
年齢制限など	肢体不自由	50～59歳	男
派遣制度につき、市町村での派遣の為、団体で集まっての（市町村等で）会議に利用出来ない	聴覚障害	60～69歳	女
配偶者の所得により、サービスが受けられない。	肢体不自由	60～69歳	男
付添の人の予定があるので、なかなか、自分の思いどおりに参加できない事がある	視覚障害	60～69歳	女
福祉用具の申請が希望していても通らない。	肢体不自由	20～29歳	男
平等であるべき。	聴覚障害	30～39歳	男
保ゴ者の同伴を求める	肢体不自由	70歳以上	男
保育園の頃、障害児という事で、保育園に措置費が入る他、親からも負担金として、（保母さんの給与保障）	知的障害	20～29歳	男
保護者や友達と同伴でも利用する事	知的障害	40～49歳	女
慢性疲労症候群という病気だが、ほんの短時間の動作であればできるので、障害を理解してもらえず、サービスが制限され、結局は無理せざるを得なくなり、今は寝たきりに近い。1、2分それも一日に数回坐っていられると坐っているとみなされ、必要な補装具を支給されるのに2年かかり、その間ほとんど外出ができなかった。病気の特性を理解してもらいたい。一時期、外出介護は通院だけしか認められず、他のところへ行くにも介護者が必要なのに、全く自由がうばわれて、社会参加ができなかった。	難病	50～59歳	女
盲導犬の利用条件を完全にする。	内部障害	70歳以上	男
予算が無いため、全額負担になりますと言われた。	聴覚障害	30～39歳	男
予算の関係で活動など区切られていること	聴覚障害	40～49歳	女
要約筆記の利用ですが自立支援法になり団体派遣がしてもらえなくなり、行事を開くのが制限され不便になった。	聴覚障害	60～69歳	女
要約筆記又は手話通訳の同伴を断わる場合が希にある	聴覚障害	30～39歳	男

Ⅰ福祉について
1（3）福祉サービスのなかで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
保育所などで、障害児が参加できないゲームや学習などを行うこと（同意見 他3名）	肢体不自由	70歳以上	男
保育所などで、障害児だけ目立つ帽子をかぶせること（同意見 他4名）	難病	50～59歳	女
聴力（例えば2級と3級）の差がはっきりしていない。電話ができるかできないかで区別はしないのか？dbで分けても補聴器で何とでもできる。	聴覚障害	30～39歳	男
会議等に協力をお願いしたが、筆談、手話とな ど教えてくれない。	聴覚障害	50～59歳	男
・最重度患者をい施設から在宅へ移す。	視覚障害	50～59歳	男
・障害者は見学ときめつけていること、（スポーツ、ゲーム、団体遊戯等）	内部障害	60～69歳	男
あまり差別されても悲しいし、さりとて全然気を使われないのも困る。難しい（丁度良い程度が）	視覚障害	60～69歳	女
かってにきめつけてひどいめにあう事はやめてほしい。	重複障害	50～59歳	男
サービス取り扱いの制度等の呼称は、全て「障害者割引き」とされているが、「割引き」又は、「特別割引き」等にならないのか。	内部障害	50～59歳	男
スタッフ全員が一人一人の心を理解（リカイ）出来てのリハビリが無理なら、スタッフドウシの話し合いを多く解ってあげれるように考えてほしい。	重複障害	30～39歳	男
スポーツを通してのリハビリ（OT）の施設に行ったとき、希望のスポーツ（卓球）をさせてくれないことが多いので何もすることがなく いやになる	精神障害	30～39歳	男
デイサービスなどで、視覚障害者が行えないゲームなどをすること	視覚障害	30～39歳	男
ホームヘルパーの仕事を一律にする必要はないと思う	精神障害	40～49歳	男
マイクで話せば聞こえると思われる。手話通訳者に話しかける。	聴覚障害	40～49歳	女
移動サービスであまり時間数が多いので、ことこまかに内容を聞き、いちゃもんをつけてくる	視覚障害	50～59歳	男
駅での切符を通過位置がちがう（ガイドと離れなければならない	視覚障害	50～59歳	男
何時間もまたされたり、自分のしたいことを制限される。	重複障害	50～59歳	男
介護事業所の管理者から家族のことについて余計な口出しをされた			
介護者が病気を理解しておらず、やる気がないとか直す気がないなどと言われ、精神的に責められた。他の病気の人にそんなことを言うだろうか。	難病	50～59歳	女
学校などで色々な行事は健常児のことしか考えていない	重複障害	10～19歳	女
学校行事（運動会、遠足等）親が同伴する事が条件	発達障害	10～19歳	男
義務教育（特別支援学級のない学校）である教室内でクラスの仲間と机を並べて学習するのでなく教壇のワキや前列の隅に障害児の机だけを置いて学習させること	知的障害	30～39歳	男
公文書について、音声コード付きの文書作成を申し込んだとき「器具の普及がどのくらいあるのか、利用者がどれだけいるか分からない」と言われた	視覚障害	50～59歳	男
行政の行事に参加しても、見えなく聞えない私達はゲームにも参加しにくく、進行も早くてとり残されてしまう。	盲ろう	50～59歳	女
行動療法と言う使役保護と言う監禁「万が一が無い事の押しつけ」の下に様々な虐待がある。			
講演会の時などの座席指定（障害者用、聴覚障害者用など）を設置。	聴覚障害	50～59歳	女
国籍のちがいのため年金がうけられない。	肢体不自由	40～49歳	男
座位を保つことが、できないという障害をわかってくれるところはほとんどなかったです。	重複障害	40～49歳	女
仕事関係の講習会や研修会などで手話通訳の派遣を依頼しても、断わられることがある。	聴覚障害	30～39歳	男
施設等で利用者の動ける範囲が少なく、もっと自由に行動ができるようにするべきだと思う	重複障害	50～59歳	女
私は行けなかった。通えませんでした。	肢体不自由	40～49歳	女
視覚障害者も同様に一般大衆の中で行動する（団体行動）あるいは連動する人の流れが想定されるイベントやそれぞれのイメージで考え特別な事が要求される事があります。	視覚障害	60～69歳	男
社会福祉団体主催の「福祉大会」で（要約筆記通訳（OHP）を依頼しようとしたら、「場所がない（せまいから）」という理由が主催側からことわられた。（手話通訳はOKでした。）	聴覚障害	40～49歳	男
守秘義務に違反し、利用者のプライバシーを無関係の者にしゃべっている手話通訳者を、しゃべられた利用者の訴えに「証拠がない。」と。更に追求されると「罰則規定がない」と行政側は逃げ続け、当該通訳者の辞任申出を7ヶ月慰留し、やっと本人が辞任決定するまで7年間に亘って当該通訳者の派遣を続けてきた事実があります。被害者にきちんとした「おわび」がないまま現在に至っている。	聴覚障害	50～59歳	男
就労していたのですが退職した後、就労支援の施設から、病人にされました。（通院中）	知的障害	30～39歳	男
重度障害者は移動させるのが困難という理由で、他の入所者が参加する施設の行事に参加させてもらえない。施設職員が視覚障害者の移動介助の方法を知らず、押して歩いていたためにころんで骨折をした。	視覚障害	50～59歳	女
小、中学校で障害者だけ別の教室で勉強を行なうこと	知的障害	30～39歳	男
小学校で、本人への確認がないまま、仕事をわりふる（清掃時等）配慮としても、本人はつらい。	肢体不自由	50～59歳	女
障害者が参加できないチームや学習があっても良いと思う。目立つ帽子をかぶせることはしない方が良いと思う。	肢体不自由	70歳以上	女
障害者だけ目立ついしょうをさせること	知的障害	30～39歳	男
上の事例については健常者と一緒に行動する時参加出来ないゲームや学習があっても仕方ないと思うが、下の事例はあってはならない事と思います。	重複障害	60～69歳	女
職員が自分は利用者の上に居ると思っている	肢体不自由	60～69歳	男
食事時間が長くかかるとして別室での食事とした話を聞いた（親と一緒に）	重複障害	60～69歳	男
申請して早くて2週間遅くて2ヶ月も及ぶことがある。サービスがなっていない（「あっすみません」「担当者がいないので私は出来かねます等」）	聴覚障害	40～49歳	男
親が障害者なので運動会等に参加しにくい。	肢体不自由	40～49歳	男
親子フォーラムなどで、視覚障害者ではできないゲームなどを行うことがある。	視覚障害	60～69歳	女
障害者団体の総会などでカラオケ大会有名人の歌などでアトラクションを終らせること。きこえない人にはいたゝまれない	聴覚障害	60～69歳	男
人権の研修会の勉強で映像が映されたが字幕がついてなくて要約筆記者はついていたものの暗いので役に立たない。	聴覚障害	50～59歳	女
精神障害は、他の障害のようなサービスを受けられない	精神障害	40～49歳	男
先生方が解れば「目立つ帽子など」使用しない方が良い	肢体不自由	70歳以上	男

Ⅰ－1（3）

記述内容	障害種別	年齢	性別
多くの項目で差別と区別が同一視される傾向がある。区別される事によってその配慮が行われるのなら、それは区別であって差別ではない。	視覚障害	50～59歳	男
地域手話サークルへの入会を断わられる。	聴覚障害	60～69歳	女
地区内放送が耳に入られないため、情報を確保できないこと	重複障害	50～59歳	男
聴覚障害者ができないゲームをされて、後から気づいて謝まられた。但し、気づいておらず説明していなかったので差別ではなくすれちがい。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者には手話通訳があれば大丈夫と思われているが手話の読み取りが出来ない者は全く何もわからない。	聴覚障害	60～69歳	女
当事者にかかわる問題を、本人ではなく、家族やヘルパーにたずねる事	肢体不自由	50～59歳	男
透析を1日おきにしていると連日の学習会（市民講座）等に（パソコン教室等）参加する事が出来ないので残念です	内部障害	50～59歳	女
同じ仲間と一緒の行事に参加させてもらえない。	重複障害	20～29歳	男
同じ聴覚障害者と言えるのにろう者には手話通訳がどこにでも付いていく。それが難聴者には、要約筆記者をついてもらうにも制限され、書いてもらえば通じるので相手に書いてもらってと、云われる。	聴覚障害	60～69歳	女
日常生活用具等の支給に当たって、家族の有無が支給条件になる。家族がいると本人の自立が保障されない。	視覚障害	50～59歳	男
普通の子供と同じ扱いで、同じゲーム（遊び）をしてほしい。目立つしるしは絶対付けない。	視覚障害	70歳以上	女
保育園自体が障害者をはあくしていない（〇〇市）	視覚障害	50～59歳	男
保育所に子供を預ける時、うちだけ連絡網が保育所直接だった。それをあきらかに皆に見られる紙で渡された。	精神障害	40～49歳	女
保育所や学校（学校の場合は教育委員会や文科省！）の担任や、学校かんり者の知しき不足（けんしゅうせいどの不備）によることで、「参加できない」もしくは、「むりじいさせている」ケース⇒じっさい、不登校になった人も何人かきいてます	重複障害	40～49歳	女
幼い頃から差別的な事は許されません。保育所等の職員は豊かな人間性をもたなければいけません。一考をお願いしたいと思います。	精神障害	70歳以上	女
利用ニーズに沿ってない福祉サービスを強要される。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅰ 福祉について
1（4）福祉サービスのなかで差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
大人の障害者を子ども扱いし、赤ちゃん言葉を使ったり、「ちゃん」づけで呼ぶこと（同意見 他10名）	肢体不自由	50～59歳	女
命令的な発言をすること・呼び捨てにすること（同意見 他12名）	視覚障害	50～59歳	男
ろう者なので言葉は手話ですがめいわくそうな顔をされたとき。	重複障害	50～59歳	女
～だから難聴者を入所させない方がよかったのに……。	肢体不自由	60～69歳	男
「こんなこともできないのか」との発言（施設職員）	その他	50～59歳	女
「一般の社会人として扱えない」と言われる	内部障害	50～59歳	男
「健常者」に近づくような支援のみ求めること。→考えること（提供側）	肢体不自由	20～29歳	女
・「背筋をのばせ」「お客さん相手だから明るい顔せよ」などと馬鹿扱いをする→自分は“どうせ精神病だから”とつらくなる	精神障害	30～39歳	男
・威圧的な言葉を使用する。	肢体不自由	70歳以上	男
・威圧的言動が多い。	肢体不自由	50～59歳	女
・健常者、障害者と区別した言葉使いをすること	精神障害	30～39歳	女
・現状のサービスの特例（難病のため特殊な生活形態があるので、）を認めてもらえるよう申請したが、不当な条件を言われ、医ケアのため、休むヒマもない母だったが証明書等を集めに奔走。しかし、特例を認めてもらえるために必要なこととは考えられず、担当者の無理解、無配慮に悲しい思いをしている人がいます。福祉担当窓口だからこそ、障害者や、その家族の味方であってほしいと思う。	難病	20～29歳	女
・言語障害、や知的障害があると子供あつかいされるという事例をよくきく。	肢体不自由	40～49歳	男
・手を強く引っぱったり、背中を押したりして、行動を促すこと。	知的障害	10～19歳	男
・周りの人にいたずらされる	知的障害	20～29歳	男
・障害があることにより年を下にみられやすい	肢体不自由	20～29歳	女
・障害者本人の意見を無視する。聞くことをしない。・障害者同士をくらべて、よい、わるいをくらべる（人の難しさに、よい、わるいはあるのだろうか？）	発達障害	10～19歳	男
・利用者の年令を無視しない	重複障害	20～29歳	男
あなたは、まわりの人の援助を受けて生活しているのだからわがままを言ってはいけません	肢体不自由	50～59歳	男
あの人はどうせ聞こえないのだからむだ、言うのをやめようとか、大きな声であの人は知識のない人だからと平然と公言される。	聴覚障害	70歳以上	女
ある親は、あんなにりっぱな家を建てる位の助力があるのだから、働かないで子供（障がい児）の面倒をみろ、そんなに自分の子供のめんどうみるの嫌か？と役所に言われた	肢体不自由	50～59歳	女
アンケート等にフリガナをつけないで。それ自体さべつです	肢体不自由	30～39歳	女
サービスを提供する者が「してあげる」「させてあげる」と上から目線の言いまわしをする。			
すごくいあつ的こうあつ的たいどで命令でもされたかのようにしかられて非常に傷ついた。	精神障害	40～49歳	女
その方にとって不必要な時に、声をかけすぎること。それは人格を奪うことになる。	肢体不自由	30～39歳	女
ちゃん付けはまだあると思う。現在は～さんと呼んでいる。	重複障害	30～39歳	男
なれなれしく接っしられる。	肢体不自由	30～39歳	女
ホームヘルプサービス事業所に、買い物、家事援助、通院援助を依頼しているが、ホームヘルパーさんの氏名と日時を希望しても、時々事業所から「あなたは（食事介助や排泄介助など）生命維持に関わるサービスではないので」という理由で日時やヘルパーの変更を求められる。誰にとってもサービスを受ける必要がそのときにあるのではないだろうか。	視覚障害	30～39歳	女
ボランティアさんでさえ障害者を見下しいばっていることに気付かない。ボランティアさんでさえ障害者が行う事に関して「迷わくだ」とか傷つけるようなことを影で（後で）言う人もいるなど・・・。	聴覚障害	40～49歳	女
移動支援で弱視の人にヘルパーが目の前で手を振って見えているか確認し、見えているのねという。	視覚障害	50～59歳	男
一般の方々と同じ呼び方が良い	聴覚障害	70歳以上	男
家族共々同じ目で見て、軽くあつかう。言葉遣いがきつい。上から下までジロジロと見る。	難病	50～59歳	女
会話の場合、お互いに慣れ合っている者同志であれば子供あつかいのような話し方は問題ないと思うのですが、初対面でわざと子供あつかいするような話し方は嫌な気持ちになります。ききとれなくてぼんやりしてる時はよくこのような態度をとられる時もあります。	聴覚障害	50～59歳	女
看護師が70才過ぎの患者に対して、「〇〇ちゃん（苗字らしいです）おはよー！」等と言う場面を時々見かける	内部障害	60～69歳	女
現在43才の男性ですが、若い指導員の先生からマーちゃんと呼ばれていますが、本人も親の私も親しみさえ感じています、差別言動と思いません、本人もむしろうれしいと言っています。	知的障害	40～49歳	男
言動としてはないが、いやな顔をする（結局は面倒なのでしょうか…）コミュニケーションがうまくいかないといやな顔をする。	聴覚障害	50～59歳	女
言葉使いが悪い「おい」「こら」「バカヤロー」と通所施設において、言われる。	重複障害	20～29歳	男
言葉尻をとらえて笑うのも教養がありません。例えば「股関節を病院でミスされ、8cm短くなった」と言うと『ハ、ハハハ8cm短くなった』等。「うん」と言うのは止めるべきです。その仕事をして、お金を貰ってそれで食べているのですから。今の日本で仕事で「うん」と言う所は私の知るかぎりありません。買物の店で、タクシーで皆、お客さんに対して「はい」と言ってます。おじいちゃんにおばあちゃんに子供たちにみんな「はい」と言って下さい。『ヤツ』も止めるべきです。例えば「福祉に届けるヤツ」カレーに入れる牛肉のヤツ、玉ネギのヤツ、人参のヤツ等。	肢体不自由	60～69歳	女
公衆(電車)の面前で、ガイドヘルパーから子供扱いされ、赤ちゃん言葉で話しかけられた。「〇〇ちゃん、お席を譲ってもらったからお坐りしましょうね。ありがとうは？」といいながら肩を押さえつけられた。	視覚障害	60～69歳	女
公的機関の会議の席上の発言で「障害者を車に同乗させるのは負担に(事故が起った時の事)なるので余りやりたくない」	視覚障害	70歳以上	男
行政に設置された通訳者が、ろう者を評価する。「あのろう者は勤務成績が悪いから、〇〇会社へはお願いできない」等々、設置通訳者に「従順なろう者」を求める設置通訳者が居る。課長さんに訴えても門外漢は悪人にされる。訴えられる第3機関が必要である。	聴覚障害	60～69歳	男
行政の対応の言葉遣い	精神障害	30～39歳	男
国民健康保険の説明にうかがった時聞こえないので、筆談して下さいと頼んだが断られた。	聴覚障害	60～69歳	男
残念な事で、大人を子供扱いするのはスタッフの（心的に考え）人数や教育不足が考えられます。	重複障害	30～39歳	男
子ども扱いされる。（説明等をされる場合、本人ではなく、ヘルパーを対象として行なわれる事が多い。）	肢体不自由	40～49歳	男

Ｉ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
子ども扱いほど極端ではないにしても、保護者的な態度を取る	視覚障害	50～59歳	女
子供の風邪の診察の時、順番をいつまでもいつまでも待たせて、どうなってるのか、ちゃんと説明できないというかしない。	精神障害	40～49歳	女
市民の一部、理解していない人がいる。	聴覚障害	50～59歳	男
市役所の窓口手続きの順番を待っていると、カウンターの奥から呼びつけられ、大きな声で「こっちこっち」と叫ばれた。白杖をついて一人で歩いていたとき、歩行者にぶつかってしまい、「すみません」と謝ったが「あら、目が見えないの？目が悪いということがわかるように目立つマークか何かを貼って歩きなさいよ」と言われた。	視覚障害	30～39歳	男
施設等で「ちゃん」など言われてきずついた人がいます	知的障害	30～39歳	男
私ではないが、年輩の障害者に子ども扱いして非礼なふるまいをしてケンガしたことがある	聴覚障害	30～39歳	男
私のところはバーサンヘルパーしかこない。みた目はしょうがい者に（したい不自由なのに）みえないから、「あなたヘルパーなんかいらないんじゃない？」とまるでダメなヨメをしかるババアみたいに命令する。	難病	50～59歳	女
私の病気は慢性疲労症候群という難病ですが、市役所の職員が認定調査に来て、具合が悪いのは「精神的」なものだと言い、精神障害者であるかのように扱われた。また、早く病院に言って直してほしいとも言われた。好きで病気が重くなっているわけではなく、必要な介護が受けられなかったから無理して障害が重くなったという認識を持ってほしい。	難病	50～59歳	女
私も、あちこちの外出先で幼児扱いを受けたり、顔のそばで大声でかたられたり、鉄道駅員が介助者に向かって説明するなど失礼極まりない態度を取ることがある。	肢体不自由	40～49歳	男
視覚者本人ではなく、付き添い者に発問したり回答を求めたりする。	視覚障害	60～69歳	女
視覚障害者のばあい「そこ」「あっち」「あちらに見える、こちらに見えるなど」	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者を盲人さんという呼び方をする　正しい呼び方「目の不自由な人」とかにしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
事業所内での呼び名愛称として「ねこ」「いぬ」等で呼び合っているのはおかしいと思う	難病	40～49歳	男
時、場所と場合により「ちゃん」をつけることも良い	肢体不自由	70歳以上	男
治療･福祉の名の下で選び様の無い状況におかれ、「あなたの為と言いながら様々な押しつけがある。（これは共依存に他ならない）福祉と言う限り、または自立支援と言うならば「本人の自発的なしたい･する」を支援すべきである。「されて･させられて周りのお許しの中で生きる事」は自立ではない。			
耳がきこえない人に対し、会話ができたら、聴覚障害をごまかしているのではないかと言われた事があります。聴覚障害者といっても内容がこういう広範囲にわたることを理解していない人が行政に多い。	聴覚障害	50～59歳	男
耳が悪いのでと言うとろこつに嫌な顔をして、筆談用紙にメモ書きのような短い文章だけ書いて話をする人がある。「メモ書き」程度では、話がわからない。	聴覚障害	60～69歳	女
耳が聞こえないと分かると子供あつかいにしたり、バカにしたり自分よりレベルが低いと思う人がいる。	聴覚障害	60～69歳	女
失聴と伝えているにもかかわらず、勝手にしゃべり続け、聴こえないからわからない、書いてほしいと言ったら、大きな溜め息と共に、嫌な顔をされたあげく、とっても乱筆で書かれ読めなかった事	聴覚障害	40～49歳	女
車イス利用者は、その場にずっと居る事ができるからか、「待っててね」と待たせる事が多いと思う。	肢体不自由	20～29歳	男
手話通訳者派遣事業を受託している社協事務局長が、前問のケースで苦情を申し立てた際、社協事務局長が障害者に「お前らはわがままだ！」と発言。また第三者委員の代表も「私は障害者に長年関わってきて障害者のことはよく知っている。障害者はがまんが足りない」という旨、発言していた。「わがままだ！」と発言した人物は町議会議員を現在続けている。大きな不安がある。	聴覚障害	50～59歳	男
十分な情報をもたないまま、サービスを受けられないと言う。ex年金課で「あなたのようにここまで来れる人は、障害年金の対象にならない」と言われること	肢体不自由	50～59歳	女
女性ヘルパー介護のさい、赤ちゃん言葉で対応する人がいる。子供扱いする。	肢体不自由	60～69歳	男
少しふざけて「オーイ！〇〇くん」（TVのまね）と呼ぶ（注年下の人が）「生イキ！〇〇さんと呼べ！」と怒る	聴覚障害	60～69歳	男
障害の度合や等級によりできることできないことがありますが、本人の意志に関わらず、障害者すべてが知能的にも行動も同じくされ、子ども扱いにされたことがある。	視覚障害	50～59歳	女
障害者スポーツ大会に際し、選手に対して、県職員は通常ではありえない命令を行った。	視覚障害	60～69歳	男
障害者の気持になって介護してもらいたい	重複障害	70歳以上	男
障害者を「がんばっている人」「かわいそうな人」という見方で上から目線で話をすること。	難病	30～39歳	女
障害者手帳を福祉課全員で回覧された	肢体不自由	20～29歳	女
障害者本人ではなく、家族やヘルパーに説明をすること	視覚障害	30～39歳	男
障害当事者によって窓口で態度や違う扱いをする。	肢体不自由	50～59歳	男
職安の調査員が障害者の私に会いに来たときので面接室に行った！職安の調査員と二人になった。男（初老）の人でやさしそうな口調で「元気にやってますか？何か職場で困っている事は？」などと言うので、「冷房の真下に席が有り寒い」と言ったら「雇ってもらっている身でなにを言う！だいたい耳が悪いクセにメモ用紙もってなくて自分の身分をなんだと思っているんだ！」というのに声も出なかった。	聴覚障害	60～69歳	女
職員どうしのパワーハラスメント。現在、ふくししせつや、ふくしサービスにおいては、低賃金、キケン、キタナイ等を「3k」といわれている中、職員（正キ、はけん、パートともに）が火の車的に仕事をしている中、どうしても障害をもちながら仕事をしている職員が、足をひっぱられ、知らず知らずのうちにおこられっ放しになってしまい、仕事がかなりしんどくなってしまう。	重複障害	40～49歳	女
職員の無知	肢体不自由	60～69歳	男
人の気持にきづつくようなぼう言はやめてほしい。	重複障害	50～59歳	男
人間の尊厳を思い傷つけないこと。弱者には特に協力してあげることが大事だと思います。	精神障害	70歳以上	女
精神科の病院に入院中人精抑圧させられて注射あることで脅して患者を看護士の言う通りにさせたこと。	精神障害	40～49歳	女
会の代表をしているせいで妙に担当部長がきつく当たってくる。	重複障害	40～49歳	男
赤ちゃんことばを使われる。まともにこたえない。	視覚障害	50～59歳	男
先日私もちゃんづけして呼ばれ、気分が悪くなった。60過ぎてちゃんはないだろう。	視覚障害	60～69歳	男
早起き等できない、障害者（本人）や、嫁を他の多くいるまえで、朝から食事用意するか？どうか、話題にして、笑いものにする	肢体不自由	60～69歳	男
窓口で聞こえないが、口を読み取るのでゆっくりとお願いをしたら、あからさまにゆっくりどころか一つずつ口パクでやられて不ゆかいになった。			

Ⅰ－1（4）

記述内容	障害種別	年齢	性別
総務関係の本(20年位前)を読んでいて、内部障害はよく休むので雇わないとあった。最近の雇用不安(障害者の解雇など)を新聞等でみていると現今でも経営者の考え方は変わっていない	内部障害	70歳以上	男
対障害者だけでなく高齢者や認知能力の程度によって目下すような言葉使いをする支援員などに出会うと、相手を対等の人間として認めていない気持ちの貧しさを感じることがよくあります。	肢体不自由	70歳以上	女
大阪の宅間の事件が起った時に、作業所の職員がメンバーに「ああういう人と一緒に仕事をしているのは恐い」と言った。	精神障害	40～49歳	男
大人としてとあつがひつよう	知的障害	20～29歳	男
大人なのに「ちゃん」と呼ばれる。	視覚障害	30～39歳	女
大人の障害者を子ども扱いしてうずんで椅子に座らせる	視覚障害	60～69歳	女
大人の精神障害者ですが、作業所で（職員の）言葉使いに心配りがないことがあり胸に深くつきささる事がある	精神障害	30～39歳	男
知り合いの脳性マヒの人達に特に赤ちゃん言葉を使う！	肢体不自由	40～49歳	男
地域活動支援センターを利用した際、私ではないが、別の登録者の男性が女性職員に「うぜい」と数回直接言われていた。	精神障害	30～39歳	女
聴覚障害の場合、大きな声で対応すれば良いと思いがちであるが、それは理解が足りない。筆談の方が良い場合もある。大きな声はプライバシーの問題になる。	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者に対して、難聴者・中途失聴者も話すことも声を出すことも出来ないと一方的に決めて、字は書けるか等、役所での差別に泣いた。	盲ろう	70歳以上	女
聴覚障害者は協調性にかける。わがまま…とひとくくりにされる。	聴覚障害	40～49歳	女
通訳派遣をお願いして県の講座を受講したいと思い、市の窓口に行った時、「あなたの年で税金を使ってまでなぜ受講したいのですか？」と言われたことがある。	聴覚障害	60～69歳	女
動作が「のろい」で「のろちゃん」と呼ばれた人がいた。抗議した結果本名で呼ぶようになった。	重複障害	60～69歳	男
同じ職員なのに、健常者から、どことなくよそよそしい態度を取られる。	視覚障害	40～49歳	女
同じ聴覚障害者と言えるのにろう者には手話通訳がどこにでも付いていく。それが難聴者には、要約筆記者をついてもらうにも制限され、書いてもらえば通じるので相手に書いてもらってと、云われる。障害者を一人前とみなさず、見下した言い方をする。	聴覚障害	60～69歳	女
日常生活に必要だと訴えても、規則だからの一点張りで、こちらの要望が通らない。マニュアル通りの対応しかしないので話にならない。	肢体不自由	20～29歳	男
入所施設で職員がトシ上の入所者を呼び捨てにする。	肢体不自由	60～69歳	男
病院に入院していた時、看護師に何か言われる時の言葉が命令だったり、子供扱いした言い方をする。	重複障害	40～49歳	女
病状の悪化の心配により、異性とのつきあいをとめられた	精神障害	40～49歳	男
福祉および医療サービス従事者がやたら横柄な態度で接すること　こちらの状態が悪くて、恐らくわからないと思ったのか「キチガイめ」と吐き捨てられた	精神障害	20～29歳	女
福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ等）が、利用できない地域、利用負担額がまちまちである	知的障害	30～39歳	男
分からないところを質問すると、嫌な顔をしたり、舌うちをしたりする。めんどうくさいようにしないでほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
補装具（人工肛門）の申請手続きで、担当の窓口に行った処あなたは元気じゃないかと一喝され手続きできなかった。	内部障害	70歳以上	男
暴言や威圧的言動	肢体不自由	60～69歳	女
本人に直接伝えるばきことを傍にいる家族や介助者などに話すこと。言語障害のある方や、知的障害の方の話をよく聞かず、話のわかる人はいないのかなどと言うこと。ホームヘルパーが利用者本人や家族の批判をすること。	視覚障害	50～59歳	女
本人に話しかけないで介助者に話す。	肢体不自由	40～49歳	女
娘と一緒に手続きすると、私より娘(聞こえる)に話しかける。私は筆談するない、対応してほしかった。	聴覚障害	50～59歳	女
盲ろうなので、呼ばれることがない。	盲ろう	60～69歳	女
役所窓口で、命令調な言動だったり、専門用語を平然と使ってくる。相手に応じたトッサの判断を要する。	視覚障害	50～59歳	男
流行なブーム発言をすること	聴覚障害	20～29歳	男
老人保健施設や日中活動の場で等々	肢体不自由	60～69歳	男
話の輪の中に入れてもらえず、一人ポツンとしている。	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅰ 福祉について
1（5）福祉サービスの制度について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
近隣市に越したら、20時間減らされてしまい、生きたい所も行けなくなった時もあります。又、宿泊をともなう介助も認めていない為、宿泊の時は一人で行き、行き先のヘルパーを有料で利用し、自己負担が発生し、生活が圧迫した事も有ります。	重複障害	30～39歳	男
発達障害のばあいは、現行の自立支援法下ではかいとうこうもくがないために利用不可能。介護ほけんのように、「要支援」があれば、コミュニケーション障害をもっている場合などコーチングしてもらえるとおもうか？そのせいどがない。ジョブコーチせいどが自治住によりまちまち。なんとかしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
障害の種類・等級によって利用できるサービス内容が異なること（同意見 他15名）	聴覚障害	60～69歳	女
サービスの供給が少ないこと・地域によってサービス内容が異なること・利用負担が高額であること（同意見他32名）	内部障害	60～69歳	女
地域によってサービスの種類や内容が誤ったり、利用時間、金額などの格差	視覚障害	60～69歳	男
地域によってサービス内容が異なる…利用負担の額が違う。	精神障害	30～39歳	男
地域によってサービス内容に格差がないようにして欲しい　福祉サービスに利用負担が必要なのは、おかしいと思う（生活するのに必要なサービス）	視覚障害	40～49歳	女
地域格差が大きい事（ヘルパー時間数）			
利用出来るサービスが少ない	知的障害	30～39歳	男
「同世代の同じ人のする社会生活を保障する事」が福祉サービスだと思う。障害者のランク分け・障害者の認定DSM－Ⅴによる安易なLD児への振り分け等様々な差別がある。福祉とは異端審問者が人を選別して与えるものなのか？			
▽地域格差がひどい。（同じ都内でマチマチ）▽非人間的。人を人と思っていない。▽自治体のスローガンは「歩きながら元気と文化が生まれる街」だ。これは健常者のみを対象にしたもので視覚障害者を排除している。	視覚障害	60～69歳	女
・健聴者（両親）がいる場合は福祉設備を市申請されたが、家族が同じ障害者でなければ福祉サービスを与えられなかった。（条件が合わず）本人障害であればサービスをもらえれば幸いと思います。	聴覚障害	20～29歳	女
・交通費の補助がない	知的障害	40～49歳	男
・自治体の財政規模によって、通級学級、特別支援級の数、そこに配置される教員数に大きな差が出来る。	知的障害	0～9歳	男
・小さな自治体だと、介助サービスの内容が低い。	肢体不自由	40～49歳	男
・障害種別や程度区分で生活に必要な介助時間の支給量が決まってしまうこと・他市からの移動にともない生活に必要な介助の時間が保障されない	肢体不自由	30～39歳	男
・障害福祉サービス(家事援助を1.5h)が国の基本と言うだけで、それに利用者を合わせようと言うだけだった。(変な平等意識)・所得を証明するために、通帳のコピーを提出しなければならない←プライバシー侵害だ	肢体不自由	50～59歳	男
・人工肛門の装具全ての交換（面板を含む）をヘルパーも行えるようにする・寝たきりでなくても人工肛門、人工膀胱の人は、介護保険サービスを受けられるようにすること。	内部障害	60～69歳	女
・精神障害者の作業所が少ない・精神障害者の利用できるサービスが市によってことなるから平等にしてほしい	知的障害	20～29歳	男
・地域によってサービス、福祉手当てが無い。・障害の種類、等級によって利用できるサービスの内容を年々良くして増加してほしい見直しも必要である。	難病	50～59歳	女
・地域によってサービスの内容、利用負担が異なること	知的障害	10～19歳	女
・特殊なケアを必要とするが（紫外線防御）、福祉制度、等級等にないので、必要な特別な物品は自己負担となっている。・一部制度で、物品支給されるものもあるが地方によっては自治体の経済状況が、制度有無に影響している。（サービス内容が異なる）同じ国、同じ病気なのに、扱いが異なるのは納得いかない。	難病	20～29歳	女
・問題行動のとらえ方が、老人と重度自閉症児では違う。（老人の場合、主治医が、意見書を積極的に書いてくれる。）	発達障害	20～29歳	女
1、2級のみが医療費無料や年金の対象となる	視覚障害	40～49歳	男
1. 有料道路の障害者割引が、視覚障害者自らが運転する車でないとして適用されないのが納得できない。 2. 補装具や日常生活用具が、視覚障害者の実態に適合しているとは言えない。	視覚障害	60～69歳	男
1わりふたんがないほうがいい。	重複障害	30～39歳	男
1級でなければ受けられるサービスが少ない事	内部障害	40～49歳	男
1時間以上ガイドヘルパーを利用すると目的地に行った事を証明する資料が必要	視覚障害	50～59歳	男
1人1人に声かけが欲しい	精神障害	30～39歳	女
B等級によって利用できるサービスが少ない	知的障害	20～29歳	男
JRの割引がない（精神障害者として）携帯電話の障害者割引き変更等にめんどくさがられた	精神障害	30～39歳	男
JR等の運賃が障害の等級で割引サービスが違うこと。	聴覚障害	60～69歳	男
あまりサービスがない	視覚障害	60～69歳	女
オストメイト(人工肛門、人口膀胱保有者)の障害等級が4級では不当ストーマ装具を付けない状態では日常生活は出来ない他の障害は補装具の付けない状態での認定になっているのにオストメイトはストーマ装具を付けた状態での認定となっているストーマ装具の給付が日常生活用具になってから市町村により利用負担がバラバラで高額である。	内部障害	60～69歳	男
ガイドヘルパーの利用時間を越えたとき、超過分を申し出たときに余暇の時間を調整するように言われた。長時間の交通機関を利用するとき半分は認めないというようなことを言われた	視覚障害	50～59歳	男
ガイドヘルパーの利用時間を越えたとき、超過分を申し出たときに余暇の時間を調整するように言われた。長時間の交通機関を利用するとき半分は認めないというようなことを言われた	視覚障害	50～59歳	男
グループホーム等に入所したくても、満員で入れない。	精神障害	30～39歳	男
くるまイスじゃないのでしょうがいをかるくみられる。おフロでつかまり立ちしかできないのにセナカをあらってくれない。家事ヘルパーばかりでしかも若いヘルパーなら、すぐ仕事おわるのに2時間かかる（手ぬき仕事）お金がちがうらしい「私のからだはさわれないの」といつもいう。足のツメ切ってほしい	難病	50～59歳	女
コミュニケーションだけでなく行動に制約を受けているが、限りがあり、自由に外出できない。→（盲ろう者向け通訳介助派遣の利用）	盲ろう	60～69歳	女
サービスの供給が少くなく　地域によってぜんぜんちがってくるので！！	視覚障害	60～69歳	男
サービスの供給が少ない、地域に利用したいサービスがない	重複障害	20～29歳	男
サービスの供給が少ない。通勤するのに一人で出来ないのに、サービスが認められない。親が送迎している。	発達障害	30～39歳	男

Ⅰ－1（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
サービスの供給時間が少ない。地域によってサービス内容が異なる。例えば、視覚障害者ガイドヘルパーについて、派遣時間が区によってまちまちで、無理無理残さないように散歩をしている区もあれば、医療機関にガイドヘルパーを使うと、余裕がなくなり、他の外出ができない区もある等。	視覚障害	30～39歳	女
サービスの時間が短い。	内部障害	0～9歳	女
サービスの利用時間の制限が各区により異なる	知的障害	30～39歳	男
サービスを受けたい事が、ありましたが、お金が必要だった為、家族で対応するしかありませんでした。	重複障害	40～49歳	女
サービスを受けるにあたって地域によってサービス内容や負担金が異なることは多々あります。加えて、受ける側と提供する側に、かなりの誤差が障じている事も確かです。	知的障害	30～39歳	男
サービスを提供できる体制ができていませんと断わられる	発達障害	10～19歳	男
サービス利用時間の制限をする。地域間格差があること。	視覚障害	70歳以上	男
しょうがいのするいでサービスないようがちがう	知的障害	20～29歳	男
そうです。等級によって利用出来ない場所が有ります。障害(赤手帳)を持っていたら皆んなが平等と思います。	聴覚障害	70歳以上	男
タクシーの助成券などに地域に寄る格差が見られる。	視覚障害	60～69歳	男
デイサービスでもサービス内容が異なる。又、金額が高い所もある。サービスでも利用金額がかかると利用しにくい。	聴覚障害	40～49歳	女
デイサービス等で障害ごと分けている。	肢体不自由	70歳以上	男
なんともいえない	内部障害	50～59歳	男
ヘルパーさんの利用負担が大きい、町には1ヵ所しかヘルパーさんの事業所がない為に殿様ヘルパーになっている。利用者がお金を出しているのにイヤな思いをしなければならない。もっとホームヘルパーの事業所をふやしてもらいたい。	肢体不自由	50～59歳	男
ヘルパーの申請時間と支給される時間数に違いがあることがあった。	肢体不自由	20～29歳	男
もう少し、サービスの供給が高いことと、サービス内容がことなること、利用ふたんが高額であってもいいと思います。	知的障害	40～49歳	女
わかりやすいせつめいをする事。	知的障害	20～29歳	女
わざと私が、参加できないような時間組にしたり、場所にしたり、主婦なんかは午後はたいへんだ。	精神障害	40～49歳	女
移動支援サービスにおいて、他障害はグループ利用を認めているのに視覚に対しては、手がかかるとか、危いなどといって、公共の場でのグループサービスを認めてもらえない（例、大会とか総会等社会参加する時、2・3人の面倒を見て欲しい）	視覚障害	50～59歳	女
移動支援サービスを必要とするか、制度的に利用が出来ないようにしている。	内部障害	70歳以上	男
一種と二種では運賃割引の差が多く介助者の必要性は目的などによって一種二種でわけられるものではない	知的障害	50～59歳	男
一人でむりなことがある			
応益負担になってほしくないこと	重複障害	50～59歳	男
応益負担の問題がバラツキ	聴覚障害	50～59歳	男
屋内信号装置は等級により補助を受けられない。聞え難い困難は変らない。	聴覚障害	50～59歳	女
音声血圧計、体重計等家族が正眼者の場合受給対象にならない。	視覚障害	60～69歳	男
外出えん助が受けられない。	肢体不自由	50～59歳	女
居住地によってサービス内容、利用者負担が異なること。	内部障害	70歳以上	男
○○市は障害者の公共交通利用が無料なのがうらやましいと思う。	内部障害	50～59歳	女
供給されるサービス量が少くないと思う（回数制限があるので）	視覚障害	70歳以上	男
供給量が少ない（日中一時支援56h／日）	発達障害	10～19歳	男
区分認定が6なのに、利用負担がかかるということで負担額が多くなる。	重複障害	40～49歳	女
健常の家長がいる障害を持つ妻は、TV受信料や市の制度の中でサービスを受けられないものがいくつもある。主人が代役を全て出来るのではないのに。○聴覚障害者の中では「音」としては聞き取れても「言葉」として聞き分けられない者が多いのに障害認定からはずされる。	聴覚障害	60～69歳	女
健常者と障害者を平等にみてほしい。接して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
現在の福祉サービスは家族としての役割を果たすための支援を認めていない。一例として障害者が子どもの保育所の送迎をする時、移動支援サービスが使えない	視覚障害	50～59歳	女
現在は就職しているが、職を失なった場合など、障害程度区分1の娘が利用できる（又は利用したい）福祉サービスを提供している事業所が地域にない。	知的障害	30～39歳	女
交通機関（私バス、私鉄）料金	肢体不自由	70歳以上	男
交通機関→等級に依って違うすべて平等で	内部障害	70歳以上	男
交通機関がなぜ100KM以上なの？JR→旧国鉄時代のものを引きづっている！	内部障害	60～69歳	男
今は、何とか歩けるが、将来にそなえて、リハビリや体力づくりしたいと思っても、施設を利用できない、ことわられた。市の施設ー社協が運営している所で	肢体不自由	60～69歳	男
今は、盲ろうガイドヘルパーが無料で頼めるから大丈夫です。	盲ろう	40～49歳	女
差別ではありませんが聴覚障害者の場合、音や声が聴こえないので特に受付で名前を呼ぶ場合には電光掲示板などがない場面には名札を書いたものを見せるなどしてほしいと思います	聴覚障害	70歳以上	女
差別ではないが、福祉担当者が法律改正を知らなかったため不利益をこうむった。	肢体不自由	50～59歳	男
差別はしてはならないが、障害度合によっては指導方法が異なると思います	精神障害	30～39歳	男
差別的という事にあてはまるかどうか？障害者が多いと財政的な面（かぎられた金額などにより生活用具等給付できない事がある。（期間・条件により）他の地域では給付できるのに。（障害者が少ないという事もある）	聴覚障害	50～59歳	女
○○市は聴覚2級～乗車券(JR、地下鉄)が無料。となりの市・町・村に行くと、半額を払うことになっている。地域によって不公平になってしまう。バスに乗って(市内→市外)気がつかず無料パスを出すと注意された。	聴覚障害	50～59歳	女
○○県内においても市町村によって、タクシー券の枚数、ガソリン券の有無があります。	肢体不自由	60～69歳	女
市、町によって移動サービスの範囲がまちまちである。又市町で話し合で調整している所がある。	重複障害	60～69歳	男
市として予算がないので給付出来ませんと言われた事がある。「来年の4月まで待って下さい」とか「市がびんぼうなのでそういうものは出せません」と言われた事がある。	聴覚障害	40～49歳	男
市町村によりサービス内容が異い負担が多い。年令等で利用できない	肢体不自由	50～59歳	女

Ｉ－１（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
市内はバス代がただだけど階上はバス代がある。	知的障害	20～29歳	女
施設入居者が福祉サービスを制限されていること	視覚障害	60～69歳	男
施設入所者のヘルパー利用や日常生活用具の給付等	視覚障害	50～59歳	男
施設利用の負担が大きすぎる。自立支援法を見直して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
私は直接関係ないが、通所施設利用量の高額が現在もあるそうです……	視覚障害	70歳以上	男
肢体、ろうあ者、視覚障害者に比べ、内部障害者の福祉サービスは、欠落したり、遅れている	内部障害	40～49歳	男
視覚障害と聴覚障害者で利用料金に大きな差がある。	視覚障害	40～49歳	男
視覚障害へのサービス提供包括的とする。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害ゆえに歩くことができないのに、移動介護が不十分であること。例えば、通院や買い物に行くのにガイドヘルパーは派遣されても、車による移動は認められていない。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者のためのデイジープレイヤーが重度者にしか支給されない。軽度でも録音図書を利用している。実費で買うと10万円以上する。以前はカセットテープだったので機械は数千円で買えた。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者の移動支援は主にガイドヘルプであり、公共交通機関を使うことになっている。しかし、バスなどの公共交通機関のない地域、有償福祉運送を行う事業所も、はるか遠くにしかないという地域はどうやって移動したらよいのだろう。田舎に住む障害者も平等に移動し社会参加できるしくみが必要。	視覚障害	50～59歳	女
視覚障害者の地域支援の場合、国は補助的経費としているが、前に戻って義務的経費にすれば地域差が出ることが少ないと思うので、ぜひそうしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
歯科及び風邪治療等で他の障害との負担に差があこと（精神障害者の場合）			
時間の制約と料金の負担額の制限がある	視覚障害	60～69歳	男
自治体によって生活用具で利用出来る物が違うのはおかしい。	視覚障害	60～69歳	男
自分の住んでいる地域によって、交通機関の利用料が異なる			
自分の障害に合ったサービスの利用を制限されている。障害程度区分や年齢によって、行政が利用できるサービスを決めてしまい、利用者本人の意思、希望は聞き入れてもらえない。	盲ろう	60～69歳	女
自立支援のサービス提供時間の差	肢体不自由	50～59歳	女
自立支援の利用負担など負担が重い。所得制限の区分にも、問題があると思う。	視覚障害	60～69歳	女
自立支援法で、視覚障害者が軽く認定され、サービスに制限を受けること	視覚障害	30～39歳	男
自立支援法になり、障害者サービスをする、事業所が少ない（地方）ので選択できない。	肢体不自由	50～59歳	女
車イスの方は、車での送迎が認められているのに盲ろう者は認められない。どちらも外出の困難さをともなうのに納得いかない	盲ろう	50～59歳	男
車イス生活しています。自分で運転して、外出していますが車なしでは、外出出来ません。同じ県内でガゾリン代補助が出ている市は、多くあります。私の住んでいる町は、補助ないです。県内全体のサービスしてほしいです。灯油代も補助のある市、ない市町村があります。重度障害者家庭のサービスは、市町村関係なく一律してほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
主人と私は4級の難聴者（中途）です。以前は補聴器代と電池代の保障がありましたが今は全額自分で支払いしています。補聴器は少くても5年に1度買わななりません。二人分となれば金額も大きいです。‼電池代も節約して外出の時だけ付けて家でテレビを見ている時は字幕だけです。音は何も聞こえません。慣れました。…仕方がありません。二人共国民年金だけの収入で介護保険料や健康保険料を引かれたら二人分で1ヶ月10万円切れますが頑張って生活をしています。その中から補聴器代と電池代は大変です。	聴覚障害	60～69歳	女
手話通訳の制限があること（利用地域や金額など負担が大きい）	聴覚障害	20～29歳	女
手話通訳の派遣できる条件が市によってマチマチ。就職や通院のための県外派遣が認められない。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳の有料化のおそれ、どこでもいつでも通訳者をたのめるようにしたい（市町村でちがう）	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳者、登録者、派遣や養成の進んでいる地域と、そうでない地域の格差	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳派遣制度を実施していない市町が県内にまだいくつかある。	聴覚障害	30～39歳	男
手話等通訳なしで行う例、JRの切符を購入時「耳の障害者ですので筆記で…」とおねがいすると、時々荒っぽい書き方をする人がいる			
収入がないのに自己負担があること。	肢体不自由	50～59歳	男
住んでいる地域に設備がなく、他市だと利用料金が一般と同じになる。	肢体不自由	20～29歳	女
所得が低い障害者サービス負担金は全額補助で、所得割の基準額を明確にする事。			
所得制限を設けること。所得があっても、なくても、障害により生活が困難なことに変りない。	肢体不自由	60～69歳	男
障がいの程度によってサービスに差があること。（例えば、A、Bでの差）	知的障害	30～39歳	女
障がい者自立支援法の応益負担から応能負担へ早急に改正して下さい。	視覚障害	50～59歳	男
障害によって1級2級でも違って居る　視覚は目が見えにくい　皆さんよりどうしてもおとる事が多い	視覚障害	60～69歳	女
障害の基礎年金を上げてほしい	視覚障害	70歳以上	女
障害の級で差別をうけた	精神障害	30～39歳	女
障害の種類・等級によって自動車税が違う。	内部障害	70歳以上	男
障害の種類と等級によって24時間の介護サービスが受けることが出来ない。	肢体不自由	20～29歳	男
障害の種類等級によって、重い方は有、軽い方は無は、納得行かない。すべての障害者がすみずみまでサービスを受けられるようにしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害の種類等級によって、日常生活補助具などの支給に差がある。（例えば3級以下は支給なし）聴覚障害者の2級・3級はほとんど変わらないのに、支給が受けられないのはおかしい。	聴覚障害	40～49歳	女
障害の種類等級は何を基準として決定されるのか、わからない。聴覚3級手帳もっている友人がいるがカゼひいたりしたら全くきこえなくなりコミュニケーションがムリ。サービス内容が違うとはいかに？	聴覚障害	50～59歳	女
障害の等級によってあまり細かく分けないで、重度、中度、2つだけに分け（軽く見える人でも年を取るにつれ、重度に、又、若い人でも進行形の病気の人も多いから、重度の人には当然サービスはよくすべき	盲ろう	50～59歳	女
障害の等級によってではなく、本人の適性に合ったサービスを提供すると施設では説明するが、新支援法前のサービスの方が行きとどいていた。	知的障害	40～49歳	女
障害の等級によって利用できないことは不合理（困っている人が受けられるようにしてほしい）	肢体不自由	60～69歳	男
障害格差がある	視覚障害	50～59歳	男
障害厚生年金3級の判定では自立できない。2級であれば生まれた町で生活“保護”を受けずに生活できたはず。	精神障害	50～59歳	男

Ⅰ－1（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者の交通費助成制度で、JRやバス事業者は知的、身体は、半額、助成の制度があるのに、精神にはありません。また、等級によって、市では、等級によって、助成が大きくちがう。良くなったら、等級が下がって、助成額が減るので、症状が良くなることをうれしく思いません。	精神障害	40～49歳	女
障害者の男性と結婚して、生まれつき障害を持った女性が結婚をして子供をさずかった時には児童手当は支給されない。健常者の女性が結婚をして子供をさずかり、何らかの状態で障害になったときには障害者年金では子供の加算が受けられる	視覚障害	50～59歳	男
障害者の通院サービス制度などの体制が実現しない。	内部障害	70歳以上	男
障害者自立支援法の中の自立訓練の期間が2年間というのは知的障害者にとっては短すぎると思う。	知的障害	30～39歳	女
障害者等級によって福祉サービスを受けられない事がある。移動支援の時間量に地域差がある。	視覚障害	60～69歳	女
障害手帳では1級でも障害年金は2級になり納得がいかない	内部障害	60～69歳	女
障害手帳所持者は基本的には同一の福祉サービスを受けられるようにする。但し重度障害者には更に充実したサービスを受けられるようにすること。	内部障害	60～69歳	男
障害種別に応じて障害認定級を設けていること自体が差別である。	内部障害	70歳以上	男
障害等級だけで不自由の度合いは決められない	視覚障害	30～39歳	男
障害等級により受けられるサービスが違う。自治体でも受けられるサービスが違う。	聴覚障害	60～69歳	男
障害等級により福祉手当や障害年金の支給がさまざまな形でわかれています。障害等級、介護の要否によりわけるべきではないと思う。1級～6級までの障害者手帳保有者は同等に扱われるべきと考えます。	聴覚障害	50～59歳	男
障害年金1級と2級で、金額の差がありまた、医療費やバス運賃などが1級は無料で、2級は払わなくてはならないこと	精神障害	40～49歳	男
情報保障を費用がかかるからと断ったり、不勉強である例もある。	聴覚障害	30～39歳	男
職員さん、身内が軽度である私に対して、重度に方に対する扱いより乱雑。	肢体不自由	30～39歳	女
身障手帳をもらえない人へのコミュニケーション支援サービスを拒否すること。必要としている人には、社会として支援するのは当り前ではないか	聴覚障害	60～69歳	男
身体介護の項目で、通院介助4時間／月と決められたので、オーバーしてしまうと自己負担になってしまいますが、支援事業所の好意で身体介助の分でして頂いています。次回からは通院分を増加してもらおう。	難病	50～59歳	男
身体障害2級、知的障害Aを持っていますが、年金は月65000程度です。理由は言語ができる、下肢障害でも何とか歩ける理由です。補装具をはいて歩いていますが、プールのリハビリ等いろいろなスポーツをやって、これ以上悪くならない様に努力しているにもかかわらず、途中から安い年金に変更されました。がんばっている人はわりが合わず、私よりもっと軽い人は月々の年金もっともらっているのがおかしい、ちゃんと全員不公平のない様にしてほしい。	重複障害	30～39歳	女
人工肛門、人工ボウコウの等級によってトイレ改造費の助成が受けられない。全てのオストメイトを3等級にお願いしたい。	内部障害	60～69歳	男
人工肛門、人工膀胱の補装具取りかえについて医療行為にもかかわらず、訪問看護士は点数にならない理由で行ってくれない。	内部障害	70歳以上	男
制度として、全部おしえてもらっていない様に思う。友達などからきき、必要な物はききに行きたのむ。	聴覚障害	50～59歳	女
精神、鉄道の割引きがない	精神障害	50～59歳	男
精神は他の障害にくらべて利用できる福祉が少ない	精神障害	40～49歳	女
精神障害に対するサービスが他障害に比べて遅れている	精神障害	30～39歳	男
精神保健福祉手帳に写真を貼るようになったが、身体知的との手帳との差がいまだに幾つもある。例としてJRが減免にしてくれないので私鉄も安くしてくれない所が多い。	精神障害	50～59歳	男
○○県では重度障害者の医療費助成が精神障害だけは対象になっていない。近隣県では対象となっている。	精神障害	50～59歳	女
設問がよく分からない。この問題は、(1)や(2)に重複する。制度があるから利用するので、利用しかけて差別されれば、制度そのものに差別があるのでは、・・・？・地域間格差（田舎ではサービス提供業者も少なく選択肢が少ない。国的レベルで配慮＝都心の業者との連携、費用等配慮）	視覚障害	50～59歳	男
装具でも子供の成長はすさまじく年一回の申請では間に会わない	重複障害	10～19歳	女
他の障害者サービスと精神障害の受けることのできるサービスに差がある。	精神障害	40～49歳	女
多く実在しているのは残念！	視覚障害	70歳以上	男
退職後に就労支援の作業所に通所したかったのですが、退職を気に通所をことわられてしまい、病院のDケアーに通院させられています。	知的障害	30～39歳	男
○○市交通局では2、3級でサービスが違う。	精神障害	40～49歳	男
知的な遅れのない発達障害への福祉サービスがきょくたんに少ない	発達障害	10～19歳	男
知的障害のように見た目で判断出来ない障害に付ってはサービスの内容が十分でない。理解されていない。	知的障害	30～39歳	女
知的障害者と身体障害者ではサービスが違いすぎる。	重複障害	30～39歳	女
地域によって、交通費が倍違う	聴覚障害	40～49歳	女
地域によって受け皿がないことがある	肢体不自由	20～29歳	男
地域によって日常生活用具の制限があったりガイドヘルパー利用の時間数がまちまちだったり、地域格差があり、不公平だと思う。	視覚障害	50～59歳	女
地域によって福祉タクシー利用券があるところと無いところがある。高速代の割引が等級によって受けられる受けられないがある、平等に受けられるようにしてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
地域によって利用者負担の格差が大きく不明である	重複障害	30～39歳	女
地域生活支援事業の移動支援のサービス内容が市町村によって異なる。例えばある市では通勤・通学に利用できるが、ある市では利用できない等がある。	肢体不自由	50～59歳	女
聴覚障害の最高等級が2級。何故、1級がないのか？	聴覚障害	40～49歳	男
聴覚障害の等級はナンセンスである。まだ認定デシベルが変過ぎる。等級に差があっても、日常的に必要な福祉機器は同じ物が必要である。			
聴覚障害者の2級～4級は電話の対応は不可。障害に応じて、等級に関係なく日常必需品（シルウォッチ、火災報知器等）は支給対象にしてほしい。	盲ろう	70歳以上	女
聴覚障害者の手話通訳1割負担、なし　視覚障害者のガイドヘルプ1割負担 、有料　これは差別にあたるのではないか	肢体不自由	70歳以上	男

Ⅰ－1（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者の場合、手帳が無いと受けられない手話、要約筆記があると聞きます。聴力で査定が基準ですが音が解っても聴き取れない難聴者に通訳派遣など利用出来たら良いと思います。（ちなみに私は1種2級ですが）			
聴覚障害者は、2・3級でも聞えないのは同じであるがサービス（福祉給付の面で差がある）デシベルが100と99（両耳）では余り聞えに関しては差はないのにサービスが違う	聴覚障害	60～69歳	女
通院などで交通費がかさむのに、割引を使える交通機関が少ない。諸々の事情で手帳を持たない精神障害者も多いので、自立支援医療受給者証でも割引が効くようにしてほしい。	精神障害	20～29歳	女
定率負担（自立支援法）が大変負担になっている。障害の重い者ほどサービスの必要性は多く、費用を多く払わないといけないのは差別である。	盲ろう	50～59歳	女
提供されるサービスが障害の種類や程度（等級）によって、異なるのは理解するものの、生活困窮者に対するサービス利用は、併行して実施されるべきではと考える。	内部障害	50～59歳	男
都道府県、市町村によって制度に格差がありすぎる	聴覚障害	50～59歳	男
等級が異なっても結果として就労ができない状態は同じなのであるから、サービス内容は同じにしてほしい（大阪市、水道料金、精神障害、1級のみ免除）			
等級によって、内容が異なる	聴覚障害	50～59歳	男
等級によって交通費が半額になる人と全額負担になるので、しんどい。	知的障害	30～39歳	男
等級の線引がむずかしいと思いますが必ず悪い時	精神障害	70歳以上	女
同じようなサービスニーズを持っていても障害者手帳のない難病の人は自立支援法上の認定調査を受けることさえできないこと。	難病	20～29歳	男
同じ地域同じ等級なのに、サービスが違うこと。認定調査員の視線と言動、怖いものを感じた。自宅での調査は嫌だった。	視覚障害	40～49歳	女
同じ聴覚障害者でも(色々な催し物に)手話通訳は付くのに要約筆記者はつけてもらえないことが多いように思う。	聴覚障害	50～59歳	女
同じ聴覚障害者と言えるのにろう者には手話通訳がどこにでも付いていく。それが難聴者には、要約筆記者をついてもらうにも制限され、書いてもらえば通じるので相手に書いてもらってと、云われる。聴覚障害者として感じるのは、身体障害は等級上がる程、不自由さが増すがチシ者は等級で計れない、軽いと言われる6級の方が、聞こえていると思われ、配慮されないし、又、自身が聞こえることで障害を受容するのが、おくれる。	聴覚障害	60～69歳	女
同じ〇〇県内でありながら各市町村によって格差（サービス、利用者負担金）がありすぎる。	視覚障害	60～69歳	女
同じ難聴者でも等級で利用負担に差があるのはしかたがないが、少し細かすぎないか？難聴の場合、等級に関係なく正しく聞き取れないのはどの級でも同じなのだから!!	聴覚障害	50～59歳	女
内部障害3級4級の格差をなくしてほしい	内部障害	50～59歳	男
難聴は等級に関係無く、補聴器使用でも、言葉は不明瞭の為、筆談、手話、読話のトータルコミュニケーション。2級の知人は、疲れたから点滴・肩凝りでマッサージと、医療は0だからと…〇〇県の様な事が起きるのも分かる様な気がする。必要としている方に、手厚くと思います。（一寸的外れですみません）	聴覚障害	70歳以上	女
難病者は手帳がないので、福祉サービスの利用負担が障害者手帳を持っている人によって高額であること	難病	30～39歳	女
日常生活用具となってから、各市町村によって利用負担が異なってきた。（ストーマ保持者の装具費用）	内部障害	70歳以上	男
日常生活用具のうち紙おむつ対象者が先天性疾患等に限定されている、紙おむつを必要とするすべての重度障害者に枠を拡大してほしい。			
日常生活用具の給付について地域差が大きい	視覚障害	50～59歳	男
日常生活用具の給付等によりサービスの内容がことなる	視覚障害	60～69歳	女
日常生活用具の申請について、各自治体でかく差があり負担額が大きい	視覚障害	50～59歳	女
入所施設は満員状態。自立させる為にグループホームの生活を行う為には多額の負担がありました。週末は自宅で、年金だけでは無理（入所施設では365日で年金内での暮らし）不公平！！	知的障害	30～39歳	男
認定調査制度と調査員の格差	肢体不自由	60～69歳	男
発達障害で運動協調に問題があり、アメリカではOT、PT、STなどによる支援をうけていたが、・歩ければPTは無理・文字が書ければOTは無理・きつ音障害などでなければSTは無理と地域の療育センターでいわれた。	発達障害	10～19歳	男
発達障害は手帖制度などないのでサービスがうけにくい	発達障害	20～29歳	男
福シといえるかどうか分らぬが公共機関（シセツ）利用申しこみを他の理由をつけてことわられつづけ	聴覚障害	60～69歳	男
福祉サービスに地域差があり又障害によっても差がある	精神障害	40～49歳	男
福祉サービスのコストは標準化されたが、そのコストを障害者が負担する事になったが負担コストが市町村で格差が発生している。同じサービスを同じコストで同じ負担で受けるのが本来ではないか	内部障害	60～69歳	男
福祉サービスの制度、いわゆる障害等級、障害年金の差など、不公平が多く、シビアな判定を、行なわれていないのが現実です。又、同じ、障害等級でも、障害年金を受け取れる人、受けとれない人のいる事、法律がおくれ、早く、法律の整備をする必要があると思います。	精神障害	40～49歳	男
福祉課と健康課の連絡をうまくいくように	重複障害	70歳以上	男
平成の大合併より行政の福祉サービスが低下した。	内部障害	70歳以上	男
補装具の認定の時、ほとんど全く理由が同じであるにもかかわらず、他の障害名の人は一回で認定されたのに、私の場合は2年にもわたる交渉をしなければならなかった。最後には認めたのであるから、必要性を最初からわかってほしい。病気をきちんとはあくしてほしい	難病	50～59歳	女
補聴器は4年から5年に変わったが就寝、入浴時以外四六時中身につけている立場としては、故障も多く、耐用年数が使用頻度によって違うと思うので、そのあたり考慮してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
補聴器は中・軽度の方が利用頻度が多い。むしろ重度、最重度（ろう）には役立たないことも多い。障害等級によって区分する方法はおかしい。利用状況にあわせてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
本当にその人に必要なだけの介ゴ時間数が認められていない	肢体不自由	20～29歳	男
本来の疾患でサービスを受けられず、精神疾患として扱われてしまうこと。	難病	20～29歳	女
盲ろう介助員の利用チケットに限度があること改善希望、手話通訳は（基本的に）制限ないのに…。	盲ろう	60～69歳	女
盲ろう者は他の障害者より差別されている為利用負担が重くなる	視覚障害	60～69歳	男
盲ろう者通訳・介助派遣事業の利用対象者の種別	盲ろう	20～29歳	男

Ⅰ－1（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
問1-1(3)で言いましたが、スタッフの人数不足により心的なケアが障害者に気持ちの不足感（不安感）を感じさせると思います。	重複障害	30～39歳	男
役場全員に人権意識の勉強をしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
要約筆記派遣制度、手話通訳派遣制度。地域により実施していないところがあり、また、派遣内容もまちまち。本来集団での利用が効率的なのに自立支援法の制度では個人向けに考えられており、なじまない。	聴覚障害	40～49歳	男
利用料が高額である。地域によって支給量の制限に差がある。通院時の病院での待ち時間が10割負担なので、費用のことを思うと安心して病院に行くことができないし困っている。授産施設での仕事は訓練という制度になっているが、きちんとした仕事をしているのに、授産施設での仕事はなぜ仕事だと認めてくれないのか。一般の企業に行くのと勤務時間も変わらないのにかなりの賃金の差があるのはおかしい。ここに通っている人も生きていくには必要な費用がかかっている。このような状況だからといって、他に仕事は見つからない。一般企業で仕事をしている障害者とは賃金のうえでかなり差別があると思う。	視覚障害	30～39歳	女
障害者が障害年金をもらっている事をいい事に高い国保料やetcを（税金等）請求したりする。障害者は働きたくともなかなか働けず苦労している事を理解していない。障害者は行政にとって負担のかかる人達と思っている。めんどう・お金のかかる人達→悪質なひどい公務員がいる事がはらだたしい何とかしてほしい			
障害手帳を持っているに掛かわらず、障害年金を、受け取れると、法的に障害年金を受け取れない人とがおり、精神保健福祉法の、間違った法律を画して欲しい！！	精神障害	40～49歳	男
地域によって受けられるサービスの内容が違いすぎる。市役所から手紙の内容が墨字であるので、中身が確認できない。	視覚障害	30～39歳	男

Ⅰ福祉について
2（1）福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害児について保護者の同伴を利用条件とすること。みた目で判断して保護者の同伴はよいでしょう。	肢体不自由	60～69歳	男
＊利用者の立場に立った、分かりやすい文章にすること。＊NTTドコモのラクラクホンやauの音声読み上げ機能により、携帯電話のメールを読める視覚障害者（中途視覚障害者を含む）も増えてきているので、個人の希望に応じて、メールでの情報提供にも応じられるようにすること＊ホームページによる情報提供の場合、視覚障害者にとってアクセスしやすいものにすること	視覚障害	30～39歳	男
説明文書の点字版、拡大文字版、録音版を作ったり、音声コードを付けること（同意見 他24名）	視覚障害	60～69歳	男
手話、図解などによるやさしくわかりやすい説明を行うこと（同意見 他12名）	視覚障害	50～59歳	男
難聴者だが、手話も習って少しはしている、手話の方にばかり重点を置いている、もう少し要約もして欲しい	聴覚障害	70歳以上	女
「耳マーク」で設置、筆談で対応	聴覚障害	60～69歳	女
○SPコードやカセットなどを付ける事。	視覚障害	60～69歳	男
○各市町村等にある福祉センター等に音声を文字で伝える装置のない所が多い。○行政主催や公の主催の説明会や講座、講演会に要約筆記通訳がほとんどない。	聴覚障害	60～69歳	女
・「市広報」「社協だより」等に小さくしか記載されていないので探しづらい。・インターネットの提供は限界がある。	精神障害	30～39歳	男
・どこでどのようなサービスを行っているか各個に調べないとわからないコト（一元的にわかるようにしてほしい）	肢体不自由	40～49歳	男
・音声情報は全て文字化してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
・障害になった人に対して、情報・サービスを知らせる（音声で）	視覚障害	50～59歳	男
・伝達する書体など、分かり易いものを選ぶ。自閉症の中には、明朝体が読めない人がいます。この三角がだめ（図示）	発達障害	20～29歳	女
・福祉のパンフレットをHPで公開してほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
・聞けば、教えてくれたが、聞かなければ、わからないままだった。・窓口の人によって、説明内容が異なることがあった。	難病	20～29歳	女
・理解できるようにやさしく説明をしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
1. 病院の受付に手話通訳できる人を配置してほしい。2. 市の派遣制度には、制限あるが撤廃してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
12ポイント以上の文字で読みやすくルビは小さくてよみづらい。	肢体不自由	60～69歳	男
HPの表記をPDFからワードもしくはテキストに変えてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
インターネットでけんさくすればすぐわかるように	精神障害	60～69歳	男
インターネットのホームページが健常者と同じように読めるようにして欲しい（視覚障害者）	視覚障害	60～69歳	男
オーバー・ヘッド・プロジェクターを使った、要約筆記又はパソコンを使った要約筆記を付ける	聴覚障害	50～59歳	女
カナが多すぎる。抽象的な文章が多すぎるのでわかりやすい言葉で書いてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
サービスの利用申請から給付に至るまでのわかりやすく、くわしい説明をパンフレットやHP上にのせること。	難病	20～29歳	男
サービス等々を受けるにあたり、多くは申請制度になっている　サービス等受けられる方に行政は積極的に情報を提供すべき・TEL、FAX、メール　提供者リストを作る	視覚障害	50～59歳	男
サイトにも掲示し、必要なときにはすぐアクセスしてテキストデータを利用しやすいようにしてほしい。日常生活用具や火災報知器など、聴障者に役立つ制度はあっても具体的に何があるのか、どこを見ればよいのかがわかりにくく、結果としてアクセスの障害になっている。	聴覚障害	40～49歳	男
せつめいをくわしく			
そういった仲間（知的はったつ）にも、よりわかりやすくしてほしい。くふうする。	発達障害	30～39歳	男
できるだけ活字を点訳してほしい。又、点字の読めない人には音声できけるものにしてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
どんなサービスがあるのか、冊子等で知らせて欲しい。	精神障害	40～49歳	男
どんなサービスが受けられるのか障害者自身わからない。	聴覚障害	60～69歳	男
どんな福祉サービスが有るか、サービス項目の情報がほしい	知的障害	30～39歳	男
どんな方法でも良いので時機を失しない様障害者団体や障害者相談員に提供を望む	内部障害	70歳以上	男
パソコンや携帯電話などによる情報。	視覚障害	60～69歳	女
パソコンを使えない精神障害者のために、メールで添付して終わり、ではなくすべての重要な情報へのアクセスは文書化すべき	精神障害	20～29歳	女
プリントの枚数が多すぎて見ただけで拒否されてしまう。このアンケートも嫌がってます。	知的障害	20～29歳	女
ホームページで画像データが多く、音声での確認が難しくなってきている。国・自治体のお知らせや広報文書などの点字版・録音版の作成や音声コードの添付を付けること	視覚障害	50～59歳	男
ホームページで詳細な説明を公開する。	視覚障害	20～29歳	男
メール配信でのサービスも考えて欲しい	視覚障害	50～59歳	女
もっと、福祉サービスを、わかりやすくしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
ゆっくり話して欲しい。どうせ分からないと思っている←「耳がきこえんと思っとる」と本人が言っていますが本当の所はよく伝わりません	発達障害	10～19歳	男
ろう者に対して手話通訳がありますが、手話は習得するのに時間がかかるし、個人差もある。要約筆記はろう者、難聴者共に理解できる情報提供だと思う。もっと国規模での要約筆記者育成に力を入れてほしい！	聴覚障害	50～59歳	女
わかりやすい文章で（誰にでも）伝えて欲しい。	精神障害	30～39歳	女
以前字幕の出る機械を取り付けましたが年に一度の使用料が支払う事が出来ず今は使っていません。	聴覚障害	60～69歳	女
一般に知らせるものは、すべて耳の障害者、目の障害者がいることを視野に入れた対応が常に行うようにしてほしい。観光地や展示会では、映像の解説にはほとんど字幕＋手話通訳者もないところが多い。			
映像、字幕付きであるとわかりやすい	聴覚障害	60～69歳	男
横文字には説明を付してほしい	肢体不自由	50～59歳	男
音声コード	視覚障害	70歳以上	男
音声コードを付けること	視覚障害	60～69歳	女
火事とか災害等起きた時、建物（デパート、スーパーマーケット等）に、緊急ライト（パトカーサイレンみたい）黄色か白をつけてほしい。案内でも、すぐ用意出来る、説明書（図解）があると良い。	聴覚障害	20～29歳	女
会議などに出席のときは、聞きとれないので、ノートテイクや、オーバーヘッドプロゼクターなどにより、要約筆記でのコミュニケーションを確立すること。	聴覚障害	70歳以上	男
拡大文字版	視覚障害	60～69歳	女

Ⅰ－2（1）

記述内容	障害種別	年齢	性別
拡大文字版が欲しい。自立支援法によって、応益負担となっており入手しにくい。	重複障害	30～39歳	男
拡大文字版を作ってほしい。手話、図解…	盲ろう	40～49歳	女
学校では（ふつうの学校）福祉の制度は教科書にない。また、地いきの回らんばんや、情報誌もほとんど福祉は出てこない。新聞も、〇〇新聞をしばらくとっていたが、ふくし（「障害」も「老人」も。）は、ほとんどきじにのっていないこともあり、相談する所すらわかりにくい。まして、発達障害なんてわかってもらいにくい。	重複障害	40～49歳	女
眼科医院では失明を宣告する際に、今後必要となる福祉情報などをまとめたパンフレットの点字版・録音版・大活字版などを手渡す。視覚障害者福祉協会などに所属していない視覚障害者にも点字や大活字、音声の情報が平等に届くようにすること。	視覚障害	50～59歳	女
義務教育で生き方の中に死までのトラブルなどを教えておく	肢体不自由	50～59歳	女
建物に文字放送を設置する義務にして欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
公共施設、喫茶店メニュー表に拡大文字をつけたり表示に拡大文字をつけたりしてほしい。	重複障害	50～59歳	男
公共施設での緊急時の電光掲示を！	聴覚障害	60～69歳	女
公共施設に火災・災害。突然の事故等の時　点滅振動装置等視覚で確認出来るものを設置してほしい。	盲ろう	70歳以上	女
行政　福祉施設など対応を急ぐべきと思う	視覚障害	70歳以上	男
行政や事業所のHPの充実などインターネットでの情報収集	知的障害	20～29歳	男
講演会に参加人数を問われた。行政の財政の削減もあるのでしょうが、参加が少なければ手話OHPをつけないという事に不満です。手話OHPは付けてほしい一般の中にも難聴のそれを必要とするものがあると思う本当の意味のバリアフリーを望みます。			
講習会のスライドによる説明が多く理解が出来にくい。	視覚障害	50～59歳	男
今、どんな福祉サービスがあるのか。（各地方自治体でも異なるので）情報を知る場があればうれしい。自ら動き回らぬと、情報を得にくい。	聴覚障害	50～59歳	男
坐っていられないのでコンピューターが使えない。情報は紙面でしてほしい。	難病	50～59歳	女
最新の情報を知るため	精神障害	70歳以上	女
裁判等の中でもっと知的な人が解る様扱ってほしい	知的障害	40～49歳	男
在宅でも自宅にイベント等の連絡が欲しい。	精神障害	40～49歳	男
市役所の職員の対応が悪い。補聴器を持って大きな声で話してもらえば聞こえるのに、対応してくれず、わざわざ手話通訳をつれてきた。	盲ろう	60～69歳	女
支援事業所のリストは墨字版だけで点字版がない。〇〇区は特にひどい。昨年、当方の要請で半年後に作られたが極めて形式的で、読むものへの配慮がなかった。	視覚障害	60～69歳	女
私は居宅サービスや移動支援サービスを受けています。ここで問題にしたいのは、移動支援サービスです。その事業体は視覚障害者団体であるにもかかわらず、契約の際の重要事項説明について、手間がかかるのはよく分かるが、やはり点字あるいは拡大文字あるいは録音で利用者に渡すべきだと思います。	視覚障害	60～69歳	男
私は昭和38年会社の仕事中大きな物（重さ80K）が背中へ落ち脊髄を損傷して下半身は神経が通じず入退院4年半家を車イス生活用に改造して不自由ながらも本年で46年間女房の介ゴを受けながら生活をしています、村も私が行く所すべてスロープ、車イス用トイレと設置してくれ私も有難う、すみませんの言葉をかけて1700人の人達から差別用語や差別されたなぁーと思った事はありません。習った囲碁を大勢の友人が家にきてくれて感謝の生活です	肢体不自由	70歳以上	男
視覚障害者の就職、受験、会議に出席するばあいなどに点字ほか認識できるバイタイの利用を配慮してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
視障として音声版は必要。公共からの書類等の封筒裏面に視障が手に持って判別出来るよう印をしてほしい（地域の役所に依頼しているが…）	視覚障害	70歳以上	男
自分は聴覚障害ですがなにかの知らせの時TELナンバーだけでなくFAXナンバーは必らず明記してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
弱視者の場合拡大文字が必要だが、最近拡大文字にルビがよくついている、かえって見にくいのでやめてほしい。知的障害の人に必要なら弱視版とは別々に作ってほしい。	視覚障害	50～59歳	男
手続きの流れ等を分かりやすく行ってほしい（絵入り）	肢体不自由	20～29歳	男
手話、点字、図解などの説明などをしてほしい	知的障害	30～39歳	男
手話が出来ない聴覚障害者又、高令による耳が遠くなった人に文字電光盤字幕情報を普及してほしい			
手話通訳だけではあいまいな面があるのでパソコンによる筆記要約制度が使えるようにしたい。町の行事に、（講演など）つけてほしいです。（予算をつけてほしい）	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳に依頼すると金がかかるので本人が申請して下さいと言われた事がある。ろう者が来ると思わなかったので申し訳ありませんと言われた事もある。	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳の心配をしたりせずに、気がねなく社会参加ができるようにしてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
手話通訳者が足りないと聞いている。手話に関心を持ってもらうために工夫をしてほしい。教室、講座などどんどん開催してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
就労支援の工夫をしてほしい。病院から就労をOK出てから数ヶ月たつのですがなかなか面接まではたどりつけません。	知的障害	30～39歳	男
出来るだけ詳しく説明してもらいたい	精神障害	30～39歳	男
書いてあることがよくわからない	知的障害	20～29歳	男
障害ごとに受けられるものをはっきりしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
障害の種別により情報も異なるので適切に分かりやすく伝えて欲しい知的障害は理解力に乏しい。	知的障害	30～39歳	男
障害を持ち話す場がないので行政等で情報を詳細に提供をして下さい。	肢体不自由	70歳以上	男
障害者に対してもっとかんたんに分りやすくしてほしい	精神障害	40～49歳	男
障害者は車いすや手話だけではない、オールマイティーな対応をお願いします。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者向けの便利グッズを福祉施設や役所の福祉課で紹介する、パンフレットを置く、などすると情報がこちらに入る責任を持ってその製品を調べて･･･障害者の身になって作って有るか？等･･･提供するのに協力する。その場で購入できるといい。	聴覚障害	60～69歳	女
障害者手帳交付等、自分が気が付かなければ出来ない。年令が来ても友達に教えてもらうまで手続きをしない人が多い。公的な手続きなのにおかしい。	発達障害	40～49歳	男
障害者同士の交流が不足している。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅰ－2（1）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害程度区分認定や原則負担について、障害者本人並びに家族がどれ程の知識を得ているかはなはだ疑問である。（国の言う周知徹底は誰に対してのものか？）認定を審査するものは障害者の生活実態をどれ程知っているのか？疑問である			
障害等級別のサービス（福祉機器）などの一覧表をわかり易く提供し、依頼者がその時に必要としてないものでも、後日申請する事がない様、その範囲のサービス説明を充分にする。又行政側の人は人事移動にて何年かすると移動になり、いっしゅの早見表を、コンピューターに表化する。			
障害年金や障害者手帳など利用できるサービスを全く知らされなかった。10年後に再発し福祉施設に通っているときに通所者から話を聞いて初めて問い合わせをした。	精神障害	30～39歳	女
障害年金をもっとあげて欲しい。今は主人と2人でいいが1人になった場合、親もいなく兄弟もなく、たよる人がいないので、その時に不安なことがいっぱいある	精神障害	50～59歳	女
情報がなかなか手に入らない。小学校で通常級にいて、通級に通っているのみだと中々伝わってこない。	発達障害	10～19歳	男
情報がよく行き渡るようにしてほしい。知らなかったために、サービスが受けられなかったということがないように…	聴覚障害	60～69歳	男
情報受取者への配慮、工夫（1）情報が必要な人に提供される工夫、−公共施設、インターネットなどに提供	内部障害	60～69歳	男
情報提供が足りない。点字を増やしてほしい、分かりやすい文でつくってほしい	盲ろう	60～69歳	女
情報提供についてもっとわかりやすく、せつめいをしてほしいです。	知的障害	30～39歳	女
情報提供にバラつきがある。知らない事や知らせられない事が多く、大部後になって知らせられる事が多い。	内部障害	40～49歳	男
情報提供は、担当者の自己認識や自己判断での発言及び連絡等はやめて下さい。担当者は、障害者の立場を理解して対応してほしい。	視覚障害	70歳以上	男
情報提供は分りやすくしてほしい。むずかしいことばは分らない。	重複障害	40～49歳	男
職員の筆談がきたなくて読めない。要約筆記者などのプロを常設してほしい。手話通訳者も毎日いてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
新しいサービスが開始された時・日常生活用具の新たな追加時等、対象となる障害者に通知してほしい	視覚障害	40～49歳	男
身体的な理由で筆記が困難な場合は、横に寄り添う者（介助者）が書いても本人の意思として認めてほしい	肢体不自由	30～39歳	女
図解などによるやさしくわかりやすい説明を行うこと	知的障害	20～29歳	男
随時、情報提供できる設備が公的施設だけでなく生活用品施設（スーパーや大店）にも普及されていない。	聴覚障害	50～59歳	男
制度等の改正について、お役所的な難しい文章でなくもっと解り易い、文にして欲しい。例えれば、例文など具体例			
制度変わった時には速やかに文書等の案内が欲しい	発達障害	10～19歳	男
精神障害者の場合、多くは病院に行くのだから、病院から福祉サービスの情報を提供する　等の配慮が欲しい	精神障害	30～39歳	男
精神病発病初期の人のために、障害福祉の存在をわかりやすく知るためのサービスが欲しい。	精神障害	40～49歳	男
説明、文書の点字版を作ってほしい	視覚障害	30～39歳	女
説明さ書の音声コードを付けることを広く一般化してほしい。行政の広報紙など特にすべての市町村に広めてほしい。もっと早いスピードで一般化し、視覚障害者にもこのようなサービスがあることをもっと考えて説明してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
説明に関連した写真を付けてほしい。			
説明書にいくらふりがなが付けてあってもとにかく支援している、家族も理解がしにくい文章内容である	難病	40～49歳	男
説明書の点字版、拡大文字版、録音版を作ったり、音声コードを付けること　福祉の事についてよく情報者にしらされてない	精神障害	50～59歳	男
説明書大きい、鮮明な文体を使う。	重複障害	60～69歳	男
説明文書は知的障害者にとってわかりやすいものにしてほしいです。	重複障害	30～39歳	男
専門語を多用しないで欲しい。わかりやすくして欲しい。見慣れない言葉が多すぎる	聴覚障害	50～59歳	男
専門用語でなくできるだけわかりやすい言葉で表現してほしい	精神障害	40～49歳	男
専門用語や横文字が多すぎる（外来語）	肢体不自由	60～69歳	男
人数不足が大変です。	重複障害	30～39歳	男
総会、会議などで、手話と同様、書類など読む人（説明）がそばについてほしい	視覚障害	50～59歳	女
知りたい情報を役所に行かないとダメだし、役所の人も知らない事が多い。	視覚障害	40～49歳	男
知的障害者には、理解できないことが多い。漢字にふりがなをふっただけでは、知的障害者への配慮とは言えない。	知的障害	30～39歳	女
地域活動支援センターで、通訳介助者、又はガイドヘルパーの派遣を認めてほしい。通訳・介助の人手が足りなく、充分な情報保障がもらえない。	盲ろう	50～59歳	女
地方自治体の広報紙に、障害者福祉サービスの情報提供に占めるスペースが不足していること。	内部障害	70歳以上	男
聴覚障がい者への字幕、文字表示を配慮すること。窓口では筆談が必須。			
聴覚障害＝手話コミュニケーションの図式が一般に根づよく、難聴、中途失聴当事者も知らない場合が多い。一般向けの啓発、広報強化を。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者といっても、コミュニケーションは個々それぞれであり、特に福祉に関わる職員、担当者はきちんと研修を受けてほしい。コミ→手話、筆談、口話など個々ちがう事を知っておいてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者に対して「手話があれば充分だろう」という感じで、対応が細やかではない。「文字で伝える」ことをしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
通年サービスのお知らせ等は年に何回か広報(公)にはのせてほしい。	精神障害	50～59歳	女
通訳者設置をつけてほしい！！	聴覚障害	50～59歳	女
定期的に説明会を開催する。	内部障害	70歳以上	男
電子データーなども含めてより多くの情報の媒体の中から状況に応じて選べるようにして欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
電子化（ネット上など）された媒体での提供（印刷物はページがめくれないから。ページをめくる介護時間が保証されれば、この限りではないが）	難病	50～59歳	男
都道府県が実施しているサービスについて市区町村が把握していないケースがある	盲ろう	20～29歳	男
統合してから市広報誌に情報記載がなくNPOや各団体でまどめている。高令の時代と共に目のとどくところに（わかりやすく）情報を流していく必要性感じます	精神障害	30～39歳	男
特に変更等あった時は、速やかに情報提供して欲しい	視覚障害	40～49歳	女
内部障害者（人工肛門、人工膀胱）の装具について、退院後の日常生活について、ストマ管理入浴、旅行等の情報は入院中の患者に医療機関が説明又は資料を提供して欲しい（義務づける）	内部障害	70歳以上	男
難解用語を多様しない	発達障害	10～19歳	男

Ⅰ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
難聴なので病院・診療所で名前を呼ぶとき等電光掲示板のようなものが欲しい。銀行・郵便局等も。	聴覚障害	60～69歳	男
難聴者に対する配慮してほしい、文字表示が大切（乗物等）	聴覚障害	70歳以上	女
日常生活の中でわかりやすい設備をしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
日曜日でも情報を手に入れれる場所を作ってほしい。どこに行けば自分の知りたい情報が手にはいるかおしえてくれる所を作ってほしい、又はEメールでやってほしい	知的障害	40～49歳	男
年をとった父ちゃんのことが一番心配だ。（本人の父親は高齢であり、字の読み書きが出来ない。昔のことだから仕方がないかもしれないが情報がちゃんとあれば違っていたと本人は考えている）	知的障害	40～49歳	男
比較的　何らかの（障害者）団体に所属すれば、情報は入手できるが、個人主義のこの時世ではなかなか入手できない（組織離れが大いなる原因だ）	視覚障害	50～59歳	男
筆談が最高のコミ手段です。	聴覚障害	70歳以上	女
封筒の表に①件名②差出係り③電話番号を点字で表記する。	視覚障害	50～59歳	男
福祉サービスがあることの情報を行政は提供しない。（教えない）	聴覚障害	50～59歳	女
福祉サービスだけでなく、視覚障害者は情報不足になりやすいのであらゆるものに点字化、録音化を望む	視覚障害	70歳以上	男
福祉サービスについて福祉課等で勉強していない人が情報提供で「できない」としていた事があった。	聴覚障害	30～39歳	男
福祉サービスのPR、中途失聴者は、知らされないことが多い。			
福祉サービスの情報がすくない	肢体不自由	60～69歳	男
福祉サービスの情報をあまりにも知らない人が多い。自ら調べさせるのではなく、行政がはあくできている障害者には郵便で知らせてほしい	聴覚障害	50～59歳	男
福祉サービスの情報を毎年知らせてほしい	内部障害	60～69歳	女
福祉サービスの情報提供について配慮工夫してほしい。説明文書の点字版、拡大版、録音版。インターネットの行政のホームページないのPDFファイルの掲載をやめて視覚障害者にも音声で読めるようにしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
福祉サービス一覧をサービス利用者のために配布	内部障害	30～39歳	男
福祉サービス関係の機関の全て手話通訳者を設置してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
福祉の原点である。電話または訪問面接による理解の確認	視覚障害	70歳以上	男
福祉関連の窓口では、難聴者に対するノートテークを必ず実施してほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
複雑なしくみや手続きが多く、またころころと変更されるため、知らない制度等が多く、わかりやすい説明や公示をしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
分かる絵にして欲しい	発達障害	20～29歳	男
文字による情報を併せて行ってほしい	聴覚障害	50～59歳	女
文字による情報保障　要約筆記を県市どこでも使える様にしてほしい	聴覚障害	70歳以上	男
文書が墨字ばかりである	視覚障害	60～69歳	女
文面による郵送は、盲ろう者はわからない。実際に、自宅まで来て頂いて、触手話で伝えてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
放送で流れてるのを気づかず、きちんと家まで届けるようにFAXかEメールで流してほしい。火災なども含めて。	重複障害	40～49歳	女
僕達に分かり安くしてほしい。	知的障害	30～39歳	男
目で見る情報としてわかるようにしてほしい。携帯メールでも情報提供してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
問い合わせをしたいと思っても、電話番号だけにFAX番号が掲載されていない事がある。	聴覚障害	60～69歳	女
有線放送をきこえない人のみの家に送りキチンとしらせているというシセイ	聴覚障害	60～69歳	男
要約筆記個人派遣を希望します。	聴覚障害	60～69歳	男
要約筆記者ノートテイク等の充実			
例えば手帳所有者の等級別に情報を郵送して欲しい。役所に出向く事がオックウに時がある。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅰ福祉について
2（2）福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
小学生低中学年にわかるような文と図で説明してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
送付封筒の差出人を点字にしたり、点字・メールなどでの受け付けをすること（同意見 他19名）	視覚障害	50～59歳	男
手話、図解などによりやさしくわかりやすい説明を行うこと（同意見 他18名）	視覚障害	50～59歳	男
補装具助成金の申請手続が、4ヵ月ごと年3回行政窓口にて行わなければならない。障害者（特に内部）は入院したり、通院している者が多い。年一回の申請手続きにして配慮してほしい。	内部障害	60～69歳	女
～枚が多い少なくしてほしい。	精神障害	70歳以上	男
「耳マーク」で設置、筆談で対応	聴覚障害	60～69歳	女
・わかりやすい説明をしてほしい	知的障害	10～19歳	女
・音や、視界の情報を選択出来ず、パニックとなるので、静かな場所で・シンプルな図解で分かりやすく	発達障害	20～29歳	女
・最低限手話とか図解が必要と考えます。（知的障害者）	精神障害	60～69歳	男
・申請、更新手続きなど、分かりやすくて、自分で一人でやれるような内容と回数の配慮がほしい	精神障害	40～49歳	男
・窓口で説明か回答をもらえない。	視覚障害	50～59歳	男
・役所へのアクセスが不便な所があるので、行けるような配慮がないと手続きができない。 ・訪問などして頂けるようにして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
・利用手続きなどをする時、生育歴、障害のことの聞きとり調査で何度も同じ事を答えなければいけないのはとても大変です。個々の手帳のような物があればよいのではないでしょうか。	知的障害	20～29歳	女
1級や2級の障害認定について、数年毎の申請書類を廃止してほしい。	精神障害	40～49歳	男
FAXでの受け付け	聴覚障害	40～49歳	男
FAXでの受付もすること。	聴覚障害	40～49歳	女
FAXを分かり安く書くこと。	聴覚障害	70歳以上	女
PRのしかたを工夫する必要を感じます。福祉に従事していられる人はそれぞれ大変さを感じます、ごくろう様です。社会生活が困惑する中見直しや改善改良必要です。	精神障害	30～39歳	男
あまり専門的用語を使わないでわかりやすくする	知的障害	30～39歳	女
いろいろな制度を利用するに時間がかかりすぎて、早急に使う事ができない	精神障害	30～39歳	男
インターネットなどで受付可能だと便利	肢体不自由	40～49歳	男
お店など、全てFAX設置するよう、義務にして欲しい。出前にしたいと思っても、FAX無いため、あきらめる例もあった。	聴覚障害	30～39歳	男
ガイドヘルパーの利用申請の手続きがはん雑。	視覚障害	60～69歳	女
かんじがたくさんあってよくわからない文書がある。	重複障害	30～39歳	男
これまでは申請がFAXでもできたのに、今は、持参か郵送でないとうけつけない。負担が大きい。行政の用語はわかりずらい。一般化した言葉で、わかりやすい書き方をしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
サービスをうけたい時の利用のしかたをわかるように説明して紙に書いてほしい	重複障害	30～39歳	女
そうだんする人がいてほしい。			
できるだけ簡単にしてほしい。（書類枚数、内容）項目を明確に。各障がい別にしてほしい。（文章が多い。目が疲れる。）	精神障害	30～39歳	男
できる限り簡素化してほしい。担当者によって見解が違うことをなくして欲しい。	視覚障害	40～49歳	男
ノートテイカーを付けるとわかりやすい。	聴覚障害	50～59歳	女
パソコン操作ができる方が増えたと思いますので、それを利用して自分で手続きができる方も増えてきたことでしょうから、これから行政の方でも上手に時代にのってほしいです。	視覚障害	50～59歳	女
メールしてくれたら楽。いかなくてもいいから。	重複障害	30～39歳	女
メールなど電子化	難病	50～59歳	男
もうすこしかんたんにしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
もっと理解できる文章にしてほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
ゆっくりていねいに説明してほしい。	重複障害	50～59歳	男
ろう者の中では文章の意味がのみ込めない事があるので説明には絵とかわかりやすい文章が良い。	聴覚障害	60～69歳	女
わかりやすいのもですが、至ってシンプルな手続きにしていただいたい。	聴覚障害	30～39歳	男
わかりやすい文章や説明をしてほしい（非常にわかりづらい）	肢体不自由	60～69歳	男
一般的に書類(文書)の内容が難しく、簡潔な文面にする様に。	知的障害	30～39歳	男
一部の申請が役所の支所ではできないこと	肢体不自由	20～29歳	女
家にあるFAX利用して連絡方法がありましたが、どこでも外に出てもできるメールで連絡があると助かる。	聴覚障害	40～49歳	女
外国語や専門用語を使わずに障害特性に合せた方法で対応して下さい。	視覚障害	70歳以上	男
拡大文字版を作ってほしい。手話、図解…	盲ろう	40～49歳	女
官公物には、点字シールや切り込みで識別できるような工夫がほしい	視覚障害	50～59歳	男
区役所の担当者の異動が多く専門性が乏しい　知識など不十分	知的障害	30～39歳	女
区役所等の説明が不充分	重複障害	30～39歳	男
現在、「知的」においては、家族（キーパーソン）か、後見人が手続きを手伝ってくれるケースもあるが、区分にんていされたあと、事業所といちいちけいやく、そしてけいやくこうしんをしないといけない。これが毎年なので困る。もっとカンタンなシステムにならないか。手つづきをするところが多くて、家族が休めない。	重複障害	40～49歳	女
公機関など施設（役所、病院など）すべて手話通訳者設置してほしい。	重複障害	50～59歳	男
公共施設（図書館）等においては、全ての障害者の利用出来る事が望ましい。	重複障害	60～69歳	男
公共施設からの手紙の内容も拡大文字をつけてほしい。	重複障害	50～59歳	男
公共物の書類に赤字で書いていると見にくくてとてもこまる	視覚障害	60～69歳	男
公的機関からの通知であることが触覚で識別できるようエンボスなど点字以外の印をつける。	視覚障害	60～69歳	女
口語での説明を手話通訳や要約筆記にしてわかりやすくして欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
行政の窓口に出かけないと分らず、また担当者が不在の時は、不明な時もある。	内部障害	70歳以上	男
行政担当に尋ねないと教えてくれない。私の町では福祉サービスの内容について会として学習会を開いているが参加が少ない。	内部障害	70歳以上	男
市町村の福祉窓口までいけない方にもうすこし配りょすべきでは…	肢体不自由	50～59歳	女

Ⅰ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
市町村合併すると何にもかもよくなる説明会合併とともに福祉サービスは制限する事ばかり。障害者むいては悪い事ばかり制限制限の事ばかり	肢体不自由	70歳以上	男
市役にメールで受け付けしてもらっています。大変ベンリです。	聴覚障害	60～69歳	男
市役所へ足を運ばずとも手続きをできるようにしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
市役所や銀行、金融機関等で直筆を求められるが、拡大読書機があると対応しやすい。（強く直筆を求められる事が多いので）	視覚障害	60～69歳	女
支所でも手続きが出来るようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
施設利用の際申込用紙記入はできないので簡略化してほしい	視覚障害	60～69歳	女
私の場合は市役所の手話通訳の方にFAXでお願いして、ノートテイク受けること出来ましたが知らない方もいらっしゃると思う			
視覚障害者で文字が書けない場合は、役所の職員が代筆すること	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害者など移動が困難な障害者の方には、担当職員が出向いたり、書類を郵送して手続きができるようにすること。点字やメールによる書類を受け付けること。	視覚障害	50～59歳	女
時たまにしか来ない。サービスを受ける時手続きが面倒です。	聴覚障害	60～69歳	男
自宅に来て欲しい	発達障害	10～19歳	男
自分から申し出をしないとサービスを受けられないが市が把握している人に対しては情報を流してほしい	知的障害	30～39歳	女
自立支援法によるサービス受給の利用者負担で個人の所得や財産が分かるようなものの写し（年金受給の預・貯金　通帳の写し等）の提出は無くしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
車イス目線の高さで見易くわかりやすい表示をする	難病	30～39歳	女
手続が「ふくざつ」であることの改善	内部障害	50～59歳	男
手続きがはん雑すぎる。インターネットからの申し込みなど、効率化をはかってほしい	聴覚障害	50～59歳	男
手続きが煩雑な場合、大変。	聴覚障害	20～29歳	男
手続きが複雑すぎる。視覚障害者には代筆を認めてほしい。			
手続きの簡素化。	視覚障害	70歳以上	男
手続きの際の文字表記による説明がほしい。			
手続きをするさい、何回も出頭しなければならなくて困った。	肢体不自由	60～69歳	男
手続きを簡素化してほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
手続きを簡単にしてもらいたい	精神障害	30～39歳	男
手続の簡潔にしてほしい。	難病	40～49歳	男
手続書類をかんたんに	精神障害	60～69歳	男
手話通訳の要否確認をしてもらいたい。	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳依頼をメールやホームページで申し込めるよう、配慮してほしい。日中は仕事があり、なかなか市役所に行けない。	聴覚障害	30～39歳	男
手話通訳者が窓口にいる事が必要	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳設置しても出かけて留守中、手続きできなかった例がありました。	聴覚障害	40～49歳	女
受けようとする利用サービスについて説明はするものの、概要とか周辺について全体が説明されない。	内部障害	50～59歳	男
受付での対応に手話又は筆談などわかりやすい対応をしてほしい。相談員（手話のできる）が不在の時の対応がきちんとしていないこともある。	聴覚障害	30～39歳	女
順番などがわからず、見えないためにいつまでも待っていたりすることも度々ありました。かんたんな手続きができたら…。	視覚障害	60～69歳	男
障がい別に寄りそれに的した物にしてほしい	肢体不自由	60～69歳	女
障害の程度によっては手続きに行かれないこともあるので、出向いてもらえると助かる。	内部障害	40～49歳	女
障害者は、自立支援法のおかげで、たくさんの利用手続きが増えて、今や、手帳、年金、自立支援医療、障害福祉サービス、交通費助成と、様々なものがあって、それぞれ更新の時期も基準もバラバラで、とても疲れてしまいます。	精神障害	40～49歳	女
障害者手帳が自分の証明にならない事がある	視覚障害	50～59歳	男
障害者手帳をもらっても一回きりの説明だけで利用の仕方がわからない人が多い。利用できるサービスを知らないままの人もある。地域でも細やかなサービスを望みたい。	聴覚障害	50～59歳	女
障害福祉課の窓口だけでも点字のわかる職員を配置してほしい	視覚障害	70歳以上	男
職員が手話を覚えてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
診断書に、お金がかかるので、何とかしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
精神・知的障害者が示す日常生活における「障害程度の波」について何ら工夫がなされていない。精神や知的障害では普段、何げなく出来ると思われる事が状況の波や状態の波において全く動けなくなったり、引きこもったりする時の工夫が欲しい。			
精神障害者は理解しにくいから十分説明してほしい	精神障害	40～49歳	女
精神通院－自立支援医療受給手続は2年に1回位に出来たらと思います。	精神障害	40～49歳	男
占めきりの期間を長くしてほしいと思う時があるので長め、よゆうをもち送ってほしい。	肢体不自由	20～29歳	女
全盲の人は代筆してもらえるが、弱視の者は自筆を強制される、その人の状態に合わせ代筆をしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
相談員等の同伴を標準にするようにして主訴が反映できるようにすべきと考える。	肢体不自由	60～69歳	男
窓口に質問したい時答えてくれる人がいることをわかる窓口にして欲しい	精神障害	30～39歳	女
装具の交付券の文言を配慮してほしい（人工肛門、人工膀胱の文言を、コロストミー、ウロストミー等）	内部障害	60～69歳	男
送付されても内容がわからない事がある。→わからないとそのままにする事あり。大事な事なら出向くとか、わかりやすい説明を手話通訳と一緒としてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
代筆をして欲しい。	視覚障害	40～49歳	女
代筆を認めてもらいたい。メールでの書類送信を認めてもらいたい。	視覚障害	30～39歳	男
大事なことは文字を書いて知らせてほしい、受けつけ係は大きな字できれいに	聴覚障害	70歳以上	女
第3者を通してでなく、直接的に触手話で説明を受けたい。	盲ろう	60～69歳	女
知的障害者、無学の障害者、情報障害者もるのでわかりやすい、目印がわかりやすい工夫が必要。	聴覚障害	40～49歳	女
知的障害者本人が利用手続きをすること自体無理ではないか。	知的障害	30～39歳	女

Ⅰ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
○○市では市役所や病院へ行くのに要る筆記者を派遣してくれます(現地集合)しかし、行政区域内しか利用出来ない、使い勝手が悪い、○○市単独のサービスでなく、○○県全体で利用できるように福祉サービスの拡大を願いたい	内部障害	70歳以上	男
通訳派遣の方法について知らない人が多い。HP上でも、見て分かるようにして欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
添付資料を無料化して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
点字で文書を提供して欲しい。そして、点字で記入した文書を受け付けて欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
点字の資料がいつももらいたい。メールでの派遣申し込みが簡単にできるようにして欲しい。	盲ろう	50～59歳	女
点字郵便を増やしてほしい、メールでの手続きでもできるとよい。その際文章は分かりやすくしてほしい	盲ろう	60～69歳	女
点訳ボランティアができる書類(説明書等)点字化していますが公文書等の点字化を早く進めてほしい	視覚障害	50～59歳	男
電話で問い合わせした際に、しっかりと対応できる職員の配置をしてほしい。たらいまわしにされるのはこりごり。	難病	20～29歳	女
電話を使えない聴覚障害者がいることはわかっていても電話番号は表示されているのにファックス番号の表示がない。	聴覚障害	60～69歳	女
電話番号しか掲載されていない時がある。FAXまたはメールは必ず掲載して欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
当事者の理解能力に自信がないから	精神障害	70歳以上	女
同類の書類が多い	肢体不自由	60～69歳	男
読みやすく、わかりやすい(意味を理解しやすい)文面にしてほしい	精神障害	30～39歳	男
内容文書の点訳・音声コードの添付の作成	視覚障害	50～59歳	男
判りづらいので、(法的手続き)もっとかんたんにしてほしい	精神障害	40～49歳	男
筆談、ノートテイクが必要。	聴覚障害	40～49歳	男
筆談してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
筆談もより多くてスムーズにしてほしい。			
封書(文章等)旧、新の理解(重要含む)が難しい。○○年度改定等点字を貼っていただけるとわかりやすいと思う。	視覚障害	70歳以上	男
封筒に切りこみを入れる事。	視覚障害	60～69歳	男
封筒の差出人を点字にしたり、点字で受け付けてほしい	視覚障害	60～69歳	女
封筒の差出人を点字化して欲しい	視覚障害	50～59歳	女
福祉サービスがあることを知らない人が多い。広く住民に知らせるべき	聴覚障害	60～69歳	女
福祉サービスの利用など・・・で申請手続きをする場合一般の申請と同様な様式と内容となっているところに不便を感じる。	内部障害	70歳以上	男
福祉サービスの利用手続きがややこしい。わからないからどうしていいのか聞きに行っているのに何も教えてくれない。言ってもわからないだろうという態度がムカついた。	精神障害	30～39歳	女
福祉サービスは前よりも利用手続きが易しくなったと思うが行政職人が熟知していないなんて、時間がかかることが多い面を工夫してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
福祉の本等についての内容を説明してほしいただ本をくれるだけでなく	聴覚障害	60～69歳	女
福祉機器特に補聴器の試用を1週間位できる様にしてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
福祉事務所の手続きなどを窓口に行かなくても手続きが可能になるような工夫をしてほしい。窓口でも本人の代わりに代筆や言葉を聞きとり書くということなどしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
福祉団体が主催する講習会等で公共施設を利用する際一般の団体より有利な条件(例えば抽せんの方法にしても優遇する等)で扱うこと。	内部障害	70歳以上	男
分かりやすく。	聴覚障害	70歳以上	男
文字の読み取りが理解できる物であれば好ましい。	聴覚障害	20～29歳	女
文書には音声コードを付け、封筒の差出人には、テプラなどを使って、点字で書いて欲しい	視覚障害	50～59歳	女
文章などかんたんにして下さい。	視覚障害	60～69歳	女
本人による記入には限界がある	内部障害	50～59歳	男
毎年、毎年、同じ手続きをしなければならない。	重複障害	10～19歳	女
盲人への公共の手紙は封筒に差出者の点字シールを貼ってほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
役所の手続きがむづかしい、もっとかんたんにしてほしい	知的障害	20～29歳	男
役所の書類が多すぎてもっとかんそ化してほしい	視覚障害	70歳以上	女
役所の窓口に都度出向く時は出来るだけ回数を減らして欲しい。メール等の代替手段でもOKとして欲しい	内部障害	60～69歳	男
役所より送付封筒にはどの部、課所がわかるように点字などで表示してほしい。	視覚障害	60～69歳	女
要約筆記の団体派遣を認めて下さい。個人派遣より団体派遣の方が私達には必要なのです。	聴覚障害	60～69歳	女
要約筆記も付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
利口な人は福祉サービスを受けている人があるみたいですが私共底辺の人間には知らせて来ません。	聴覚障害	60～69歳	女
利用者のニーズに応じた対応をする。	視覚障害	50～59歳	男
利用手続きが、行政側の言葉で書いてあり障害者が理解できるような内容で書かれていない、意味もはっきりわからないのに、解答して後で後悔することが多い	内部障害	40～49歳	男
利用手続きの、書類がふくざつ	肢体不自由	50～59歳	女
利用手続きの際、点字でも受付けるように、行政側もすべきだと思います。また、例えば点字図書の価格差補償一つをとっても、いったんは簡素化されていたものが、最近は1回役所に申請に出向き、さらに受理された段階でもう1回役所に出向かなければならないようになっている。よほど目的意識の強い人でないと、面倒になってこの制度を利用しなくなってしまう。もっともそれが行政側の狙いなのかもしれないが。	視覚障害	60～69歳	男
利用手続きの手伝や相談のできる所がほしい。	知的障害	40～49歳	男
利用手続きをもっと簡単にしてほしい。	発達障害	30～39歳	男
利用手続き煩雑で、本人のわからないままに利用がスタートするケースもあるので、図やわかりやすい説明書などで工夫をしてほしい	精神障害	20～29歳	女
利用手続等を作成する場合に障害者を参画するようにして下さい。	視覚障害	70歳以上	男
例えばグループホームの入居の際の書類は、自立支援法になって、難かしく、ぼう大な量になり、当事者の負担がとても大きいと聞く。	精神障害	40～49歳	男

Ⅰ福祉について

2（3）福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
災害がおきた時、聴覚障害者にもすぐ伝わるようにランプや点光掲示板で知らせてほしい。	聴覚障害	30～39歳	女
＊点字ブロックの色を黄色にしてほしい。（床と同系色の色の点字ブロックは、弱視者にとって見づらく、視覚障害のない人にも点字ブロックの存在が認知されにくい。＊エレベーターのボタンには点字を付け、止まった階は音声で知らせてほしい。＊部屋番号や部屋の名称などは、必ず点字と拡大文字で表示してほしい。＊トイレの男女の識別を点字表示と共に、触覚的に分かるものにすること	視覚障害	30～39歳	男
施設内の段差を解消すること・スロープを設置すること（同意見　他20名）	肢体不自由	50～59歳	女
（プール、風呂場）などの施設での大腿義足が入る脱衣場の設置、松葉杖などで、すべらない床であること、トイレなどの洋式化	肢体不自由	70歳以上	男
オストメイト対応トイレが少ない。バリアフリー新法で義務にされているのに	内部障害	70歳以上	男
建物で建る前に机えの上の考えでする事が多いようで、出来てから大変な事になる。障害者だけが必要と思っている人が多いが、いつどんな人が利用するか。	肢体不自由	60～69歳	男
入口の開閉を容易にすること。（車イスの人重くて開閉に大変）呼ぶ装置（ベル）を設置すること	肢体不自由	70歳以上	男
必ずエレベーターを設置してほしい。	難病	50～59歳	女
音声システム科してほしい（点字ゆうどう、及び音声システム化）	視覚障害	50～59歳	男
トイレをバリアフリー化すること　（同意見　他16名）	肢体不自由	70歳以上	男
”社会福祉会館”等の名称を付した施設でありながら、立地条件が「坂」の途中にあったり、歩道がない「白線」で区画されただけの施設が多く、障害者配慮に欠けている。	内部障害	50～59歳	男
○耳が聞こえにくいので、磁気テープ、OHPの情報保障をおねがいしたい。○建物も（部屋）防音にして反響音を少なくしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
○窓からの転落防止	重複障害	10～19歳	男
・ウォッシュレットを設置して欲しい。・障害者専用トイレを別に設置して欲しい。	肢体不自由	30～39歳	男
・エレベーターのとびらにガラス張りしたり、呼び出しボタンにろう者でもわかるものにして欲しい・電光けいじ板もついて欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
・スロープがあっても急なためあがれない。	肢体不自由	40～49歳	男
・トイレの水を流すスイッチ、レバー等、位置や、やり方がさまざまなので統一してほしい。・手すりや、バリアフリーはもちろんの事、階段等、色別しやすく、段端に色をつけてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
・トイレの壁と扉と区別できるように色分けしてほしい。・トイレの入口のまわりにも色をつけてほしい。	重複障害	50～59歳	男
・トイレは多目的トイレであっても、車いすに配慮されているだけの物が多い。既存トイレの改修時には、事前にオストメイトに意見をきいてほしい、オストメイト用とあっても利用出来ないものが多くある。	内部障害	60～69歳	女
・トイレをウォシュレット化すること	内部障害	60～69歳	男
・火事とか災害等起きた時、建物（デパート、スーパーマーケット等）に、緊急ライト（パトカーサイレンみたい）黄色か白をつけてほしい。案内でも、すぐ用意出来る、説明書（図解）があると良い。・文字版（地下鉄とかJRにつけてあるもの（区民センターでも））つけてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
・階段の段鼻を見やすくしてほしい。・トイレの男女の識別を見やすくしてほしい	盲ろう	20～29歳	男
・公共施設の一室をCAPDバッグ交換室を設置する	内部障害	60～69歳	男
・公民館なども・バリアフリー化すべき。	肢体不自由	40～49歳	男
・広いエレベーターの設置・トイレのカギを押しボタン式に変更してほしい	肢体不自由	20～29歳	男
・合図ランプをつけてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
・今通っている利用者の中で目が見えない人がいるので手すりなどを付けてほしい	知的障害	20～29歳	男
・視覚障害者には、段差が目印になる事もある。（極端な段差ではなく2、3cm）	視覚障害	50～59歳	男
・障害者が、団体で使うような施設に、バリアフリーのトイレが1ヶ所のトイレに1ヶずつしかないことがほとんど。複数のバリアフリートイレを設けるべき。また、バリアフリーといってもとても狭くて介助車が入れなかったり、車イスがうまく入れなかったり、という所も多い。ましてや、ベッドのあるトイレは、極少々、おむつがえはどこでするのでしょう？	難病	20～29歳	女
・点字ブロック・誘導ベル等の案内	視覚障害	50～59歳	男
・必ず障害者用トイレを設置してほしい。又それは男、女のトイレとは別にしてほしい。・トイレの自動とびらがセンサーの所はわかりにくくて困る。	盲ろう	50～59歳	女
・表示がわかりにくいことがあり、わかりやすいように工夫してほしい	知的障害	20～29歳	女
・物理的配慮というより、人的配慮がほしい。・危険性の高いものや障害物を置かないでほしい。・感知できるバイブレーターによる信号がほしい。	盲ろう	60～69歳	女
EVの設備が必要	聴覚障害	70歳以上	男
H18年のバリヤフリー新法改正に伴い老人ホーム・福祉ホーム・老人福祉センター・身体障害者福祉センターの便所は障害者・高齢者が利用出来る構造にすることが義務付けされました。各自治体の福祉の街づくり条例の中にオストメイトが安心して使用出来るトイレを施設整備マニュアル化してほしい。	内部障害	60～69歳	女
OHPなどをつけるのに、エレベーターにのり機具をはこんだりスクリーをはこんだりする。近くの場所が使えるといいです。	聴覚障害	50～59歳	女
あまり利用が少ない車イス対応トイレが置おきになっていた。	肢体不自由	50～59歳	女
イ）せっかくのバリアフリー化された施設でも、物が置いてあったりする。ロ）障害者用駐車地に一般車輌が駐車している。ハ）大きな催物がない時エレベーターは動かない。	肢体不自由	60～69歳	男
エレベーターが突然停止した場合、聴障者にわかるように配慮が欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
エレベーターの数が少ない時、移動が困難になる	肢体不自由	50～59歳	男
エレベータの設置のない（福祉施設もある、2階）	肢体不自由	60～69歳	男
エレベータの全ての外部と内部が視覚によって確認可能にして下さい。	聴覚障害	60～69歳	男
オストミー障害者のマークを印して欲しい（トイレの入口）			
オストミー対応トイレの必置	内部障害	60～69歳	男
オストミー対応トイレを設置すること。	内部障害	70歳以上	男
オストミー用トイレの設置を望みます。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの完全設置を	内部障害	70歳以上	男

Ｉ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
オストメイト対応トイレの整備	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの設置	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの設置希望。又、避難所となる施設にはオストメイト対応簡易ポータブルトイレの設置希望	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレの普及活動をしている。設置場所が年々増えている事に感謝している。しかし、多機能トイレの為必要なときに利用出来ない事が多い。設置場所ですが、高い建物には、各フロアに1ヶ所ずつ、駅などには複数の設置をお願いしたい。最近出来た高速道路SAには、オストメイト専用のトイレになってきた。この方が設置スペースも少なくすむので、多機能トイレと別個に設置をお願いしたい。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレを障害者用トイレにあまねく設置してほしい	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレを増してほしい。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレを多目的トイレとは別に専用のブースに設置してほしい	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応にしてほしい	内部障害	60～69歳	女
オストメイト用のトイレはだんだん増えて来ていますが、中に入るとフックが全然なく持物を床に置かなければいけない事がほとんどです。改善をお願いします。	内部障害	70歳以上	女
グループホーム、重度の方が利用する入所施設をたててほしい　車いすの方が利用出来るトイレをふやしてほしい	重複障害	30～39歳	女
けいかんのことしか考えていないので段差が分からず落ちたり転とうした事がある。	重複障害	50～59歳	男
げんざい小作業所にかよっていますが、建物がかりもので、古い、なんとかしてほしい	知的障害	20～29歳	男
コミ支援者に必要な機材を設置すること（コミ→コミュニケーション）筆記通訳が必要な時、機材ごとに搬入しなければならない。OHC、OHP、スクリーン、台等（プロジェクター）	聴覚障害	60～69歳	女
さいきんあっちこっちで年ぱいがふえているので、もうちょっとトイレをバリアフリー化をしたり、施設内をみんなスロープにしてほしい	知的障害	30～39歳	女
スロープの上に履物をぬぐこと、トイレの入口にスリッパが置いてあって車イスが通りにくい	肢体不自由	70歳以上	男
トイレ、階段の明るさをなるべく明るくしてほしい。（エコにこだわらないように）	視覚障害	60～69歳	女
トイレ・湯湯室など、「文字」「英語」えなく、わかりやすく「色」「絵」を付けること。	聴覚障害	50～59歳	女
トイレなどを改善する前にアンケート（意見などを聞いてほしい。	肢体不自由	20～29歳	女
トイレについて、施設内にトイレを設置するのは良いが、どの便器も、暖房便座やウオッシュレットなどが付いて、使えない所が多すぎる。	肢体不自由	50～59歳	男
トイレのマークが上の方にあり、目につきにくかった。	発達障害	20～29歳	女
トイレの形を1つだけでなく楕円形やダルマ形等状態の悪い人も使えるようになっていたらありがたいです。どこに行っても楕円形になっているので本当に困ります。	重複障害	60～69歳	女
トイレの数が不足している。	知的障害	40～49歳	女
トイレの数と広いスペース	知的障害	30～39歳	男
トイレの多機能化（オストミー対応トイレの設置）	内部障害	60～69歳	男
トイレの中も明るくしてほしい　夜盲の人の悩みはトイレが暗いこと（照明が）	盲ろう	30～39歳	女
トイレの内部説明音声ガイド（FM微弱電波の利用）	視覚障害	70歳以上	男
トイレの排水ボタン位置の全国的な規格統一	視覚障害	70歳以上	男
トイレの用式はウオッシュレットの便座にはみ出し付いているのは使用で来ません。多数で使用トイレは昔の様に便座はあたためるだけとかウオッシュレット器具はかべに取り付けてあるのにしてほしい	肢体不自由	60～69歳	女
トイレはお尻の当る部分に床ずれができないようなスポンジを付けてないと、大学病院で傷ができました。治るのに6ヶ月くらいかかります。一度行っただけなのに。それでトイレは用意されていても使いたくないのです。	肢体不自由	60～69歳	女
トイレは一人で長時間（20分～30分）使用できるように複数設置してほしい（大便用）	内部障害	70歳以上	男
トイレは全てバリアフリーの場所を1ヶ所設営のコト	内部障害	70歳以上	男
トイレも場所によりマチマチ盲ろう者でも使いやすい形にしてほしい。	盲ろう	40～49歳	男
トイレや階段の場所を音（鳥の鳴き声など）で知らせる	視覚障害	60～69歳	男
トイレをオストメイト対応トイレにすること。	内部障害	70歳以上	男
トイレをバリアフリーにする事は大賛成です　各自治体の予算もあると思いますが配慮の種期待しています	内部障害	70歳以上	女
トイレをバリアフリー化すること　トイレ等行く時に障害者用が多く有ればいいと思います。不便です。	精神障害	50～59歳	男
トイレをバリアフリー化すること。福祉施設には、既存でも強制的にオストメイト用トイレを1ヶ所は設置する制度にしてもらいたい。	内部障害	70歳以上	男
トイレをビデ付きの便座トイレにするなど、福祉施設でより衛生配慮してほしい。	精神障害	30～39歳	女
トイレ内のトイレットペーパーの位置がバラバラ。届かない所におく所もあった。トイレとドアの間がせまいので、ぶつかりそうだった所がある。（スーパー）	聴覚障害	40～49歳	女
ハートビル法に基づき、既存の施設でも順次バリアフリー化されるべきだ（新築ならば、このような点は建てる前から当然配慮されていることだ）	視覚障害	50～59歳	男
はき物など、そのままの場合はよいのですが、靴をげた箱に入れて行く時など視覚障害の場合は誰かの手をかりなければならないし、これからの施設はくつをはいたままで行けるようなたてかたをしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
バリアフリートイレが皆んな同じ作りで使いづらい。L」字型の手すりをつけてといっているがつけてくれたのかなあ？	難病	50～59歳	男
バリアフリー化、盲ろう者にとっては少しの段差、でこぼこも困難	盲ろう	60～69歳	女
バリアフリー化や、スロープ設置などは、障害者はもとより高令者には特に必要と思います。	肢体不自由	60～69歳	女
ブザーやスピーカー（よびだし、知らせ用）の音声使用を文字表示にして視覚的にわかるようにして欲しい、音は見えない。（聞えない者として）	聴覚障害	50～59歳	男
よび出しの時、音声以外に「サイン」を付け加えてほしい。（館内放送など）	聴覚障害	60～69歳	男
ルーム名の表示やトイレの場所を拡大、鮮明に表示してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
案内係又は案内板があればいい。	視覚障害	60～69歳	男
案内板や、トイレの男女の別を、大きく表示するなど、わかりやすくしてほしい。	盲ろう	20～29歳	女
一般に施設の利用率にもよるのでしょうが・・・・古くて、やっと使えるというものが多いように思います。（トイレのことです）オストメイト、足の悪い人、目の悪い人、子供連れの人etc障害を持った方々が安心して来れる福祉施設にトイレは重要と思います。	聴覚障害	60～69歳	女
一般の店の段差（入口）コンビニのトイレ	肢体不自由	40～49歳	男

Ⅰ－2（3）

記述内容	障害種別	年齢	性別
雨天時などにも不自由ないように一定の割合で屋根付駐車場の設置を望む	肢体不自由	60～69歳	男
汚されるからという理由で身障者用トイレに鍵をかけてある所があった（駅、公園など）。使用したくても係員を呼んで開けてもらわなければ使えないようでは、急いでいる場合間に合わない。指導してほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
音声・点字・拡大表記等で、建物内の部屋の位置関係をわかりやすく説明する表記をして欲しい	視覚障害	50～59歳	男
音声ガイドや、点字の案内板を付けること	視覚障害	30～39歳	男
音声を文字で使えるものがほとんどない。文字表示、連絡が欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
音声案内の設置をしてほしい。建物周辺に四季の変化が判るような樹木を設けてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
火災報知器のパトライト化	聴覚障害	40～49歳	男
絵でわかるものが欲しい	発達障害	20～29歳	男
階段にふちにカラーテープなどをはってほしい！	視覚障害	50～59歳	男
階段の上下に誘導ブロックの設置がほしい。	視覚障害	30～39歳	女
各施設に身障者用トイレはありますが多目的トイレ（オストミーの方たちに使用できる）を導入してほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
各施設内で文字電光盤に設置してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
館内触知地図を分かりやすい場所に設置して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
既設の施設にオストメイト対応トイレの推進を	内部障害	60～69歳	男
休憩する場所がもっと広くあってほしい。施設（作業所）自体が手狭である。			
居室にカギをかけるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
居室を個室にしてほしい	知的障害	20～29歳	男
狭い所で作業をしていますので家賃の補助があったら良いと思います	精神障害	70歳以上	女
緊急の時に目でわかるフラッシュ等設置してほしい（聴こえないので）			
緊急時（火災など）に、通報するための音以外の警報装置を付けること　1）ストロボライトなどによる緊急事態の発生を知らせるもの　2）緊急事態が何であるか、どのように避難するかを知らせる電光掲示板（各階に必要）	聴覚障害	60～69歳	男
近年トイレが以前とちがいタッチボタンが多く、非常にわかりにくい	重複障害	30～39歳	男
空調冷暖房の充実化する	知的障害	30～39歳	男
靴のまま上れる部屋になれば良い。	肢体不自由	60～69歳	男
携帯用磁気誘導ループを一施設内に1ヶ設けてほしい。電光掲示板を導入し、案内等を情報を流してほしい。エレベーターに、半透明形に。	聴覚障害	50～59歳	男
建て物が古いのですき間風がはいってくるのでなおしてほしい	精神障害	40～49歳	男
建物の中や外色々な場所の階段のふちに、段差が認識できるよう色づけしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
建物の入り口の前の舗道に入り口に誘導するように点字ブロックを敷設する。	視覚障害	50～59歳	男
建物の名称は必らず目につく所に提示わかりやすく	聴覚障害	70歳以上	女
建物を建てた後で、障害団体の意見を聞くのでなく、設置段階で障害当事団体の意見を取り入れて欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
玄関などに音・音声の案内を付けてほしい。トイレの流すボタンの配置の統一。部屋のドアに音声案内・点字を付けてほしい。階段のだんばなにわかりやすい色を横幅全体に付けてほしい。また明るくしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
玄関入口に青表示して欲しい。	視覚障害	50～59歳	男
古い建物で壊れている施設がある介助者の世話が必ず必要となる	視覚障害	60～69歳	男
古い施設の改修	肢体不自由	50～59歳	女
公共の建物でEVがない上、階段手摺も片側しかない。トイレに段差があったり、くつを脱がなければ用足しに行けないなど。	肢体不自由	70歳以上	男
公共施設でいまだに障害者専用トイレがない施設があるので設置を望む。	内部障害	60～69歳	男
公共施設に緊急用通信装置（パトライト）をつけてほしい。			
公共施設の建物で視覚障害をもつ特に弱視者は目の状況によって照明、太陽の日ざしのはいり方、床、壁の色によっては行動が制限されることがあります。	視覚障害	50～59歳	女
公共施設や旅館やホテルに手すりを付けてほしい　旅館、ホテルに手すりをとりつけると見ばえが悪いというのであればとりはずしのできる手すりとしてもかまわない	視覚障害	60～69歳	女
公共施設内のエレベーターに、聴覚障害者が1人閉じこめられた（友人）。外部に連絡する方法が声のみ（インターフォン）で、他に方法がなかった。TVモニターの設置を望む。	聴覚障害	40～49歳	女
公的機関であってもバリアフリー化されていない所がある。トイレ。	重複障害	40～49歳	女
広くしてほしい	発達障害	30～39歳	男
高齢化に併うエレベーター設置	知的障害	20～29歳	男
今後は、トイレにユニバーサルベットやイス等を置いて誰でも利用出来る様にすることも大事です	肢体不自由	50～59歳	男
座位を保つことができない人用に寝る場所を作って下さい	重複障害	40～49歳	女
最近は、PCの発展によりプレゼン利用が多い。しかしプロジェクターの機能によっては、暗くしないと映像が見えにくくなることがある。暗くするとその分手話通訳が見えにくくなる。こうしたことにならない建物がほしい。			
作業する人男女40人居りますがトイレ1ヶ所	重複障害	40～49歳	男
○○市の身体障害者福祉センターは、地下鉄から、入口の向かいの歩道まで、ロードヒーティングですが、センターの入口と、その前の横断歩道が、ロードヒーティングでなく、冬は、非常にあるきずらく、利用する方々も減ります。特に夜間。	精神障害	40～49歳	女
仕事をしている所の通路が、2・3人くらいしか通れないので、もうすこしひろくしてほしい	知的障害	20～29歳	女
市役所の男子トイレの奥に洋式で手すりのついたトイレがあるが女子には使いづらい	肢体不自由	60～69歳	男
施設の1階にはスロープや身障者用トイレがあるにもかかわらず2階へ行くエレベーターがないので、利用できない場合がある			
施設の職員が補助できる体制を作る。	視覚障害	20～29歳	男
施設を新築または改築する際には様々な障害者の立場から要望を聞き、とりいれること。補助犬利用者が利用する可能性のある施設は、補助犬の排泄場所を確保すること	視覚障害	50～59歳	女
施設内での位置情報が判るようにしてほしい（音声ナビ）	視覚障害	50～59歳	女
施設内での点字ブロックや音声誘導装置の充実	視覚障害	50～59歳	男

Ⅰ－2（3）

記述内容	障害種別	年齢	性別
施設内のトイレがまだまだ和式が多く、家庭内では様式でなれてしまっているので肢下の場合、立ちあがれなくなります。又、ドライブインにおいても、多く見られます。	肢体不自由	60～69歳	女
施設内のトイレが一番大切ですが職員と別ということはおかしい、誰が使用しても同じトイレでありたい	知的障害	50～59歳	0
施設内の手すりの設置	肢体不自由	30～39歳	男
施設内の段差の解消（スロープを設置）トイレのバリアフリー化など希望	視覚障害	70歳以上	男
施設内は点字で案内を出してほしい（手すり等に）	知的障害	40～49歳	男
施設内障害者用駐車に軽度障害者及び健常者が置くために車椅子使用者が置けない事がよくある。車椅子使用者専用駐車場の法制化	肢体不自由	40～49歳	男
施設内段差解消、スロープ設置、トイレのバリアフリー化	視覚障害	70歳以上	男
私の勉強に行く施設所のトイレは各階のトイレが男性と女性の位置が違い弱視で人形の姿が良く見えない者には、同じ位置にあると間違えず利用する事が出来る様な気がします。	視覚障害	60～69歳	女
私は介助の必要現在はないのですかれども全員の介助をします所によく交流会とかに行くのですがトイレの数が少なく思います	肢体不自由	70歳以上	女
私は地図が苦手で知らないところは人に聞くのですが、時にはなかなか教えてもらえずたどり着けないことがあります。建物の周辺には、点字ブロックや音声案内があってほしいのはもちろん、地図と一緒に、最寄り駅からの地図を言葉にした説明があれば嬉しいです。	視覚障害	20～29歳	女
視覚障害者が利用しやすい様に音声装置の設置	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者に対する誘導ブロック、音声ガイダンス、点字サイン等	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者は段差がないとあぶない。段差で判断するから。	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者用の老人ホームを建てほしい	視覚障害	70歳以上	女
磁気ループや、OHP、C、スクリーンを置いて欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
磁気ループや文字盤などを設置して聴覚障害の情報保障を望む	聴覚障害	50～59歳	女
耳ろう者はトイレのドアをノックされても判らないのでドアの下の方に人が立っていることがわかる様にしてほしい。	盲ろう	70歳以上	女
自治体によって格差がある。解消に努めてほしい。	肢体不自由	70歳以上	男
車いすトイレのマークがついていても車いすが便器に設置出来ない、手すりの巾が広かったり、高すぎてただついているだけがほとんどです。病院でも昔のトイレはなくなり、下調べして出かけます（脊損で下半身まひ）	肢体不自由	60～69歳	女
車イス専用の駐車が少ない	肢体不自由	50～59歳	男
車いす駐車場と車いす使用者に限定したものをもうける　施設内は車いすですべて場所が使用できるように。	肢体不自由	60～69歳	男
車イス等障害者用駐車場に健常者が車をおいてしまう。電車バス等の優先席近でケイタイ電話を使う人が多いが何とかならないだろうか？	精神障害	50～59歳	男
手話通訳者配置してほしい（全て）電子板を付けてほしい（文字）エレベーターなどテレビを付けてほしい（手話コミュニケーション）			
床の掃除と衛生面に特に検査をしてほしい。（年に2回位は）ゴキブリがはっている所が多いです。	肢体不自由	60～69歳	女
障害者だけでなく高令者にとってもバリアフリー化をすることは大切。	聴覚障害	70歳以上	女
障害者のみでなく高令者にも必要なのが階段の差、小学校の階段の差をみよ！	聴覚障害	60～69歳	男
障害者用の駐車場をいつも一般者が止まっている	重複障害	70歳以上	男
上肢障害者の為のウォッシュレットの設置	肢体不自由	60～69歳	男
数十人の利用者を持つ作業所にトイレが1つしかない	精神障害	30～39歳	女
会館の障害者用トイレが古い上、悪臭がひどく、冷凍庫のようだったが、館長に改善を強く指摘したところ、2ヵ月後改修された。	視覚障害	60～69歳	女
精神病院における保護室は刑務所における独房と同じ造りになっている。昭和37年〇〇県からの問に対する答えでは図に示しながらこれで良いとしている。障害者として安心出来るホスピタリティーが精神のホスピタルに存在しない。			
市保健福祉センターのせつびが整えているが、文字放送を毎日やっていない。省エネなのか?不明。せっかくつけているのに使用されておらず無意味。ろう者のみんなはあきらめている。	聴覚障害	50～59歳	女
専用駐車場の整備（必要でない人が使わない工夫）	肢体不自由	50～59歳	男
バリアフリー化すること	知的障害	40～49歳	女
全ての公共施設をユニバーサルデザインにしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
全盲者の利便を考えてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
多目的トイレの中にオストメイト対応トイレを設置して、入口にオストメイトのマークをつける	内部障害	70歳以上	男
耐震、免震の強化	内部障害	60～69歳	女
大体配慮がなされている	内部障害	70歳以上	男
団体が自由に利用できる部屋を設置してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
段差の解消、トイレのバリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
段差をなくす、公衆トイレの段差をなくしてほしい。トイレの男女の別をはっきり色分けしてほしい。	盲ろう	40～49歳	女
男子トイレと女子トイレのマークが同じ色だとよくまちがえてしまう。（最近男女の差別の関係か男が青（黒）女が赤と言うのをやめているトイレがあり、それで混乱してしまう様です。）	発達障害	10～19歳	男
男子トイレの中や、女子トイレの中に車椅子用のトイレがあるところは介助者が異性だと入れないので、別のところに作ってほしい	肢体不自由	30～39歳	男
知的障害の施設であり入所後、車イス利用となったが各室の入口に段差があり（バリアフリーでなく）改良してほしい。	知的障害	30～39歳	男
知的障害者の施設で、今でも5人部屋がありプライバシーが確保されていない。	肢体不自由	50～59歳	男
駐車場が当事者以外の人が車を止めていたり、スロープののぼり口に自転車や車が止まっている時がある。	肢体不自由	50～59歳	男
駐車場の障害者用の増加、一般の乗り入れの規制、係員のゆう動	難病	50～59歳	女
駐車場を作る	発達障害	20～29歳	男
町村では殆んど車椅子トイレがない（役場内あっても1ヶが）	内部障害	70歳以上	男
聴覚障害者(特に難聴、中途失聴者)で補聴器を使用する人が高齢化社会にともない、手話がわからないため、会場内の会議室や集会の場所に磁気誘導ループの設置や要約筆記者用のOHP、スクリーン、プロジェクターを設置しておくこと。	聴覚障害	60～69歳	男

Ⅰ－2（3）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者が生活する上で見てわかる→光とか文字を	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者にはアナウンスなどがきこえないので見える情報を！（字幕つき装置とか）	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者にわかるように光による情報提供を。緊急時の対応として	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害用（向け）の施設が必要。	聴覚障害	30～39歳	男
聴力障害者でもわかりやすい整備をつくってほしいです字幕をつけるとか。エレベーターに、故障など相手にわかりやすいガラス張りに近い扇をつけるとかなど	聴覚障害	50～59歳	男
調理するところ			
点字ブロックでの進路案内が欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
点字ブロックの設置			
点字ブロックや段差の解消。	視覚障害	60～69歳	男
点字ブロックを付けてもらいたい。	視覚障害	60～69歳	男
電光掲示板を設置すること	聴覚障害	50～59歳	男
電動車イスでエレベーターに乗る場合、小さくて利用できない時がある。	肢体不自由	40～49歳	男
当市には全ての障害者が利用可能な福祉センターがあるが	聴覚障害	60～69歳	男
導尿が必要な為トイレも洋式かつ障害者用が少ない為広いトイレを探がすのにひと苦労する	重複障害	10～19歳	女
導尿をするのでベッドがトイレに配置してほしい	重複障害	10～19歳	女
道路の誘導ブロックと施設内の誘導ブロックを関連付けてほしい。	視覚障害	40～49歳	男
内部障害、難病の者でも車イス用のトイレやエレベータを使用したいときがある（疲労など目にみえない症状が多いため）気がねなく使えるように表示を工夫してほしい（ハートプラスマークなど）	難病	20～29歳	女
難聴者が補聴器で聞きとり易くなる磁気ループを設けてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
入口等に盲動鈴や音声案内を付けて欲しい	視覚障害	60～69歳	女
売店にレジの数字が見えるようにしてほしい。聴こえない時はいくらか聞いてもわからないので、目でわかるようにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
非常口など避難する時に分かりやすく。災害時などにきこえなくてもわかりやすい設備を	聴覚障害	30～39歳	女
必ず受付を設け、人を配置してほしい。各部屋の入り口には眼の高さに大きい文字で部屋名を書いてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
舞台のつくり方が聴覚障害者にあわない。照明が暗い、映像画面に手話通訳者がつくときはスポットをあててほしい（目がかなり疲れます）。	聴覚障害	50～59歳	男
福祉施の建設する前に障害者又は団体に相談してほしい。青写真が出来る前に。	肢体不自由	70歳以上	男
福祉施設でノンバリアフリーは考えられない。車イス用トイレの数も増やしてほしい	難病	30～39歳	女
福祉施設なのに車の駐車場がせまい。	肢体不自由	50～59歳	男
福祉施設に限らず、階段手すりを両側に緊急お知らせの電光表示盤を。			
福祉施設に補聴援助システムを設置（磁気誘導ループ等）建物を建設時にとりつける	聴覚障害	60～69歳	女
福祉施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化はあたりまえ。	肢体不自由	50～59歳	女
福祉施設の建物について配慮工夫をしてほしい。施設内の段差を解消してほしい。スロープを配置。トイレのバリアフリー。	視覚障害	60～69歳	男
福祉施設は今はほとんどがバリアフリー化しています。ただし民間の任意団体が運営する施設にはまだバリアフリー化していない所が多い。	知的障害	30～39歳	女
福祉施設を創る時は設計図を何も書いていない段階で障害者当事者の意見を聞くこと。この要望を軽視して、完成してみたら、入口の自動ドアが視覚障害者にはキケン、トイレの場所が分からないなどなど不便がいっぱいになりあとから直す、余分なお金を使っている。	知的障害	30～39歳	男
文字電光板がとても少ない。	聴覚障害	50～59歳	男
文字電光表示、磁気ループなどをあらかじめ組み込むこと。又火災警報装置も音だけでなく光形式も入れる	聴覚障害	30～39歳	男
文字放送を義務できること。	聴覚障害	30～39歳	男
聞こえない人の為の手話通訳又はノートテイク者をおいてほしい。			
別紙参照（アンケート5頁）	内部障害	70歳以上	男
辺境地ではなく、都心や繁か街に設置してほしい。アパートなど買い上げて、グループホームとして使い、しき金礼金などなくしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
補聴器で聴とり易くする補聴支援システムの設置を促す	聴覚障害	70歳以上	男
補聴器や人工内耳の聞こえをよくする装置の磁気ループを設置して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
補聴器対応に磁器ループ設置を増やして欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
放送の文字化（見てわかるようにしてほしい）、チャイムなどは見てわかるものに。	聴覚障害	20～29歳	女
明るくする	難病	30～39歳	女
夜間の多目的トイレ使用ヶ所制限が多いがどうにかならないか（日中はかなり設置箇所の普及したが。）	内部障害	70歳以上	男
役所に出向かなくても手続きができるように。誘導ブロックは当事者の意見を入れ、エレベーターの点字表示と音声ガイダンス。	視覚障害	40～49歳	女
洋式トイレにすべてしてほしい			
来客時のインターホンを顔が見えるようなものにしてほしい。（音ではなく顔と顔が見えるように）	聴覚障害	50～59歳	女
利用スペースが少ないので、他に新設して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
利用施設の安全面　バリアフリーは必要です。	精神障害	30～39歳	男
ある施設は、その施設だけ、別のエレベーターを使うようになっていて、ひどい。	精神障害	40～49歳	女
和式、洋式両方設置されたし。	内部障害	70歳以上	男
和式トイレは、洋式に変えてほしい。公共施設で和式トイレが多い。オストミーの方々の使用出来るトイレを増設してほしい。	内部障害	70歳以上	男

Ⅰ福祉について
2（4）福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
FAX電話やまたFMマイクで話しができるようループをしいたりすること	聴覚障害	60～69歳	女
入り口で靴を履きやすくするために椅子や柄の長い靴べらを設置すること （同意見　他19名）	肢体不自由	70歳以上	男
全盲なのでエレベーター等音声にして欲しい	視覚障害	70歳以上	女
入り口か土足（舗装道路だから）で入れるように。車イス身障駐車場を設けること。	肢体不自由	70歳以上	男
普通の高齢者でも足腰は曲げづらいもの、長い靴ベラや寄りかかれる工夫をしてほしい。	内部障害	60～69歳	女
クツぬぎ場には必ず高さの高いイスの設置（あらゆる場所）	肢体不自由	70歳以上	男
車いすで利用しやすい高さにカウンターを改善すること （同意見　他14名）	肢体不自由	50～59歳	女
記入者は難聴者だが夫は肢体に障害があり、車イス使用者。時々車イスを押して外出するがまだかなりの段差があり、自転車が不法に止めてあり、整理する人を配ちして欲しい	聴覚障害	70歳以上	女
・一人では難しい。なので、人的支援が必要。・誰が来たか知らせるための機器として、振動によるものがほしい。	盲ろう	60～69歳	女
・エレベーターのとびらにガラス張りしたり、呼び出しボタンにろう者でもわかるものにして欲しい・電光けいじ板もついて欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
・くつをぬぐ場所にいすがほしい。ぬぐ時にふらついてあぶない。・くつをぬぐ所にたながあって頭をぶつけた事がある。	盲ろう	50～59歳	女
・サロン的な場所がほしい（心の安らぐ、友達と会話が出来るような）	精神障害	30～39歳	男
・トイレに荷物を置く棚、コートをかけるフック、つえ、かさをかけるフックを設置する事	内部障害	60～69歳	女
・バリアフリーの宿泊施設であっても、車イスでゆったり使える部屋が1施設に1つあれば足りると思っているのではないか？複数の車イス使用、重度の障害者が利用できない。・居室の自動扉をあけると、居室全体が見わたせてしまう。自動なので、調整がきかず、プライバシーがない。自動扉をつければよいというものではない。	難病	20～29歳	女
・各所に音響誘導装置をつける。・階段は段のへりに色をつける。	視覚障害	60～69歳	男
・障害者対応トイレの場所等分かりやすい案内板。	肢体不自由	40～49歳	男
・杖などをふく場所など。・靴を履きやすい席、荷物を置く場所。・車いすが利用しやすい場所に設置してほしい。目の付く所。	難病	50～59歳	女
・前問と類似している（建物と設備：広い意味では一緒だと思う）・逆差別的な要望は出さないこと（ある建物で一度に20台の車椅子が移動できる程のエレベーターを設置してほしい、と聞いた事がある。普段は1、2台程度しかなく、その対応は施してあった）	視覚障害	50～59歳	男
・点字ブロックの色は黄色ですが、見えにくいので黒色や紺色に変えるといいです。	重複障害	50～59歳	男
・点字標記を多くしてほしい・音声エレベーター等	視覚障害	60～69歳	女
・病院、医院、市町役所、福祉施設などのすべてに呼び出し、対応の機器やランプを付けてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
CAPDバッグ交換をする場所をつくってほしい	内部障害	40～49歳	男
アパートのような各種にしてほしい	精神障害	40～49歳	男
エレベータ、トイレ等に点字、音声による表示	視覚障害	70歳以上	男
エレベーターが2基（大と小）あるのだが、利用者が少ないからか経費節約か、せまい小のエレベータだけ動かし、大エレベータは止めてしまっている為、車イスの乗り降りが難しい。車イス用トイレは複数ヶ所なければ困る。	肢体不自由	20～29歳	男
エレベーターが止まったとき、呼びかけるボタン（テレビ電話）つけてもらいたい。（紙等に書きながら、会話可能）	聴覚障害	20～29歳	女
エレベーターの階数ボタンを大きく見やすくしてほしい	盲ろう	40～49歳	女
エレベーターや室内などに放送が聞えない。緊急事態や車移動など、聴障者にわかるようにランプやテレビで、字幕放送を流すなど設備に欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
エレベータの奥のところにかがみをつけてあるとこぎやすい（バックで出るとき）車イスのまうしろに人がいるとき、こえをかけたりしやすい。電動Bedの高さのちょうせつの場合、肢体不自由者のしせいにちゅういしてほしい。その人にあうBedになるべくあうBedを用意してほしい（自力で車イス移動できる人など）	重複障害	40～49歳	女
オストミートイレ（人工肛門の人が使用）を施設に1台は欲しい。	内部障害	70歳以上	男
オストミー対応トイレの設置	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレの設置。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト用トイレ	内部障害	50～59歳	男
カウンター前職員が手話をコミュニケーションするようにほしい	聴覚障害	50～59歳	女
くつをまちがってはいて行かれた	精神障害	30～39歳	女
しごとにあたくるまがほしい　トラット　けいトラットなど	知的障害	20～29歳	男
じゃんぱーなどふくをかけるところがない			
スクリーン、プロジェクター、などIT活用が可能なものに。			
スリッパでなくて土足であがれるようにしてほしい	精神障害	40～49歳	男
せまいので全体的にちつ序が乱れてしまっています。	精神障害	70歳以上	女
できる限り外用のはき物のまま入室できる配慮がほしい。	視覚障害	70歳以上	男
トイレの形を1つだけでなく楕円形やダルマ形等状態の悪い人も使えるようになっていたらありがたいです。どこに行っても楕円形になっているので本当に困ります。	重複障害	60～69歳	女
トイレの水洗ボタンを分かりやすくすること、緊急通報ボタンとよく間違えてしまう。	視覚障害	50～59歳	女
ぬいだ靴を並べてある　車いすでふんで通る	肢体不自由	70歳以上	男
ぬれると滑りやすい床、トイレのタイル等の改善。	肢体不自由	50～59歳	男
もう少し自治体の方で受けつける時、丁ねいな言葉で接してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
ユニバーサルデザインのトイレを復数作ってほしい　1カ所だけや男女兼用の所が多い。	肢体不自由	20～29歳	男
案内（看板）分かりやすく、大きくしてほしい。	盲ろう	30～39歳	女
椅子の高さで普通の高さより少し高い物もあって良いのでは。股関節が悪い場合少し高い方が楽にすわれます。	肢体不自由	60～69歳	女
一人部屋にしてほしい	盲ろう	70歳以上	男
雨の時などすべりやすい	知的障害	30～39歳	男
音声ガイドを付けてほしい	視覚障害	50～59歳	男
音声案内などがあるといい。	視覚障害	50～59歳	男

Ｉ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
会議室等に磁気誘導ループなどの補聴援助システムを設置してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
各人の個人部屋を設けてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
感じますが、残念ながら今思い出せません。	重複障害	30～39歳	男
緊急時に情報提供するための、マイ・ドラコンを設置してほしい。	重複障害	40～49歳	女
靴を履いたまま使用出きる福祉施設にする（例、病院、その他もある）	肢体不自由	60～69歳	男
靴を履きやすくするための椅子を高さがさまざまですので、椅子の高い物と低い2種類あればと常々思う	肢体不自由	60～69歳	男
建物入口に行事名、場所名を分り易く	聴覚障害	60～69歳	男
県庁、各市町村役所の障害者トイレに、オストメート（人工肛門・人工ぼうこう）用の施設を加えてほしい。	内部障害	70歳以上	男
玄関（入口）に音声で案内してほしい	視覚障害	50～59歳	男
交通の便が悪い場所にあり利用できない。駅より遠くバスの本数も少なく全くない所もある。乗り継ぎも大変で10分の用事に半日がかりの場合も出てくる。	聴覚障害	50～59歳	女
公の施設には全て非常口に聴覚障害者でも分かるようフラッシュがついている。非常口ランプをつけてほしい。施設のロビーなどにおかれているテレビに字幕アダプターをつけてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
公共施設では、原則として、土足自由にしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
公共施設ではくつをぬがなくていいようにしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
公民館等に、OHP、OHC、ループ等聴障害が利用し易い設備も設置してほしい。	盲ろう	70歳以上	女
今だにスロープなり、エレベーターの完備していない鉄道駅がある。車イスだと、簡易的昇降機などでは恐ふ感ばかりが先走ってしまう。	肢体不自由	40～49歳	男
災害がおきた時、聴覚障害者にもすぐ伝わるようにランプや点光掲示板で知らせてほしい。	聴覚障害	30～39歳	女
公共の施設で、案内（どの会議室で何をしているか）板の位置が高くて、とても見えづらいです。	精神障害	40～49歳	女
市と体育館に靴べらを設置されてなかった	肢体不自由	60～69歳	男
施設、整備をするにあたり、行政、国で補助金を出してほしい	難病	40～49歳	男
施設によっては靴をぬいで、上ばきに変えねばならぬようなところもある。・・・フリー施設にしてほしい	内部障害	70歳以上	男
施設の改築、新築、増設備を行なう時はその施設をどのような障害を持つ方が利用するが、多くの障害の方が利用できる施設が実際に立ち会って設計してほしいです。せっかく整備の整った建物ができ上がっても車いす対応のトイレが狭かったり…。	視覚障害	50～59歳	女
施設の玄関の音声案内。館内の音声や点字表示。誘導ブロックの設置。	視覚障害	60～69歳	男
施設の入口等わかりやすい所にオストメイト対応トイレ案内表示をすると共に対応トイレの見易い所に使い方の説明文を掲示してほしい。	内部障害	60～69歳	男
施設従事の作業してくれる人の意見をとりいれる。特に重度障害者に対してのケアー入浴等介護者の腰の負担軽減　担当人数など救済面多い	精神障害	30～39歳	男
施設内の衛生管理にもっと気を配って欲しい。（きれいな環境で）	視覚障害	70歳以上	男
施設内の点字ブロックもJIS規格の黄色にしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
私たちが、記入しやすいように、カウンターだけではなく、バインダーなどを準備してほしい。	肢体不自由	20～29歳	女
私の親は1人で何んにもできないので、くつをはきやすくするために、いすなどつけてほしいです。	知的障害	30～39歳	女
視覚障害者が刊行物などを読めるよう、拡大読書機や音声読書機を設置すること	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害者にとっては、例えば自分が参加したい講座がある階に行こうと思っても、エレベーターや階段を探すところで困ってしまうことがあります。人がいて聞くことができれば、そのことは解消されます。案内カウンターは分かりやすくしてもらいたいことと、案内カウンターがその階にない、あるいは入り口少し離れているなどの場合には、案内君たーまで誘導してもらえる設備（点字案内版や音声案内など）があってほしいです。	視覚障害	20～29歳	女
事故・災害・駐車場の車移動など、お知らせする時、会議室などに「テレビ」又は「文字電光盤」をわかるように付けること。	聴覚障害	50～59歳	女
字幕ボード（LED　文字電光板）を積極的設置をして欲しい。（緊急災害時のひなん所における情報保障のため）	聴覚障害	30～39歳	男
磁気ループ、OHP、PC要約筆記用機械をおいてほしい。			
磁気ループとパトライトをつけてほしい。（・補聴器の聞こえを良くするため・火災など、非常時に備えて）	聴覚障害	30～39歳	男
磁気ループを設置してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
磁気誘導ループ、OHPを設置すること	聴覚障害	50～59歳	男
耳の不自由な人に対する対応が不親切。文字電光盤を設置すること。	聴覚障害	50～59歳	女
自閉症など、様々な刺激にかびんな人へのスペースなどのかくほ。わかりやすいようにスケジュールなど構築化する。	内部障害	50～59歳	男
室内の案内図を詳しくしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
車いすのタイヤをふくマット			
車イスマークの駐車場を多くしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
車いすを利用しながら、掲示板や展示物に近付く時に、当たったり、こわさないかと気をつかうのでもう少し配慮してほしい	肢体不自由	20～29歳	男
車いす用トイレについて、業者にまかせるのはではなく。もっと研究して、作ること。分からなければ全脊連に聞くこと。（モデル）	肢体不自由	60～69歳	男
車イス用トイレを物置きにしないでほしい。せっかく入口を広くとっているのに、花などを並べて車イスで通りづらくするのはやめてほしい	肢体不自由	50～59歳	女
車いす利用者で用意しているテーブルの高さが高すぎる。	肢体不自由	60～69歳	男
車イス利用者の駐車場をきちんと設施して一般の方が駐車できないようにしてほしい。山形では青色駐車場、パーキングパーミットしている	肢体不自由	50～59歳	女
手、足の障害者のための配慮は広く行きわたっていると思うが、聴覚障害者向けは未だにないところが多い！音声だけでなくポスター等文字での情報提供をもっとふやしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手すりがつけられる場所には手すりが欲しい	精神障害	30～39歳	男
受付で、カウンターの上に耳マーク表示板、簡易筆談器やメモを置いておくこと。	聴覚障害	40～49歳	女
受付に耳マーク表示板や筆談ボード、磁気誘導ループを置いてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
障害者が気楽に立ち寄る事が出来、立ち寄ったら、仲間がいつもいて談話出来る集会室（談話室）が、地域にあったら。	内部障害	60～69歳	男

Ｉ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者が使いやすい道具（音声や点字表示のある）ものを置いて欲しい。自動販売機等視覚障害者が一人でも使えるよう点字シールの添付	視覚障害	40～49歳	女
障害者だけでなく、高齢化社会になり、施設(病院を含む)でのスリッパ履用に危険を感じる。靴下で歩いている方もある。	内部障害	70歳以上	男
障害者トイレに必ず点字サインをつけること。施設内の必要な箇所に点字サインをつけること。視覚障害者の危険になるような空中につきでた物を設置しないこと。弱視者に配慮した、読みやすい表示をすること。	視覚障害	50～59歳	女
障害者用駐車場から建物へ屋根を設け、雨の日の配慮を	肢体不自由	60～69歳	男
障害別々の施設が工夫できないか	聴覚障害	70歳以上	女
食堂のテーブルが高すぎる。	肢体不自由	60～69歳	男
人工肛門、人工膀胱、造設者が利用し易いトイレの増設	内部障害	70歳以上	男
雪みちを車イスでも通りやすくしてほしい	重複障害	50～59歳	男
洗面台の規格統一を（高さ、水と温水の区別、栓の開閉方法など）	視覚障害	70歳以上	男
前回と同じで靴をはくにもひざが曲げることが出来ないのでイスを設置して欲しい	重複障害	10～19歳	女
全部の部屋にとは云わないが、施設の部屋の2、3室にでも磁気ループを設置してほしい。チシ者が使う時にループがないと不便。	聴覚障害	60～69歳	女
窓口に、必ず、筆談できるように、用意すること（メモ、えんぴつとか）	聴覚障害	30～39歳	男
窓口に筆談用の設備を設けてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
送迎用の車をふやしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
段差がなくなるのは肢体不自由の人はいいのだろうが、視覚障害は界目がわからない事が多々ある。	視覚障害	40～49歳	男
段差がなくなるのは良いがどこで靴を脱いでいいか判らない場合がある。	視覚障害	40～49歳	女
段差のある建物多すぎ！！	肢体不自由	10～19歳	男
駐車・駐輪で通れない段差がある（床・出入口）	聴覚障害	70歳以上	男
駐車場に車イスマークがある所でも平気で止める人がいる。混んでいる時は尚さらだ。	聴覚障害	40～49歳	女
点字のパンフレットや案内を設置してほしい	盲ろう	30～39歳	男
点字ブロックとエレベータには音声そうち	視覚障害	60～69歳	男
点字ブロックに車イスの車輪をとられることが多いので	重複障害	10～19歳	女
点字誘導板をつけてほしい	視覚障害	60～69歳	女
電光掲示板が要る。	聴覚障害	40～49歳	女
電光掲示板で緊急連絡をできるようにしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
土足で利用できれば望ましい。	視覚障害	60～69歳	男
透析を受けているが、病院による格差が大きいので、国でそこのあたりを考慮してほしい。	内部障害	60～69歳	女
道路の段差をなくして欲しい→盲ろうのため特にまわりが見えにくいのでころびそうになることが多い。	重複障害	50～59歳	女
入り口が判るように音等配慮を	視覚障害	70歳以上	男
入り口で靴を履きやすくするための工夫。	精神障害	30～39歳	女
入り口に音声案内があれば助かります。	視覚障害	30～39歳	女
入り口をすべりにくくすること。（雨や雪などの日）	肢体不自由	30～39歳	男
入口が分かるよう、盲導鈴を設置してもらいたい。トイレ内音声案内をつけてもらいたい。（水洗スイッチの位置や手洗い場の位置など）	視覚障害	30～39歳	男
入口でくつをぬいだり、出る時はいたりするのは困る人多い。くつのままOKの所はラク	聴覚障害	70歳以上	女
入口や玄関に音声ガイドをつける事	視覚障害	60～69歳	男
病院内における監視の為にトイレは通路から見える様なものが多い。心の病に対する対応のあり方が「本人の心に屈じょくを与えている」これはどの様な心理学的治療効果があるのかエビデンスが無い			
部屋の表示をわかりやすくして欲しい（絵、イラスト、マークを使用する等）	発達障害	10～19歳	男
風呂や日中活動の場（食事と兼用）が多い	肢体不自由	60～69歳	男
福祉施設に関係する情報を設置するスペース。	内部障害	60～69歳	男
福祉施設の設備について。	視覚障害	60～69歳	男
腹膜透析が出来る救護室を増やしてほしい。	内部障害	40～49歳	男
分煙が行なわれてほしい	精神障害	40～49歳	女
文字による情報表示システム　光による警報器	聴覚障害	40～49歳	男
文字電子板を付けてほしい　エレベーターなどにテレビを付けてほしい			
文字放送、字幕	聴覚障害	50～59歳	男
聞こえない人の為の耳マークを利用してほしい			
歩く道筋には手すりを用意階段は巾を広くスロープを	聴覚障害	70歳以上	女
補聴援助システム、磁気誘導ループを設備する	聴覚障害	60～69歳	女
放送の文字化（見てわかるようにしてほしい）、チャイムなどは見てわかるものに。	聴覚障害	20～29歳	女
訪問者との目線を対等に	内部障害	70歳以上	男
毎日、ふろに入れるようにすること。			
妄想鈴やトイレの音声案内がほとんどできていない。要望しているが。	視覚障害	50～59歳	男
問1-2(3)と同じ	内部障害	70歳以上	男
問1-2(3)と同じ	聴覚障害	60～69歳	女
問1-2(4)と同じ	聴覚障害	50～59歳	女
誘導ブロックは車いす利用者や荷物運ぶ台車等や松葉杖使用者との相互に支障のない布設方法とか、ITを活用した誘導方法を工夫願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
要約筆記が出来るということを示す標示板(耳マーク)の設置、電光文字化	聴覚障害	60～69歳	男
来客のお知らせ、緊急時のお知らせ等を字幕テロップで流れるようにしてほしい。（蛍光掲示板など）	聴覚障害	50～59歳	女
利用しやすく、分かりやすく	聴覚障害	70歳以上	男
利用者の希望、意思を反映して、必要な設備を拡大して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
車椅子トイレに空調設備（冷暖房）を完備すること	肢体不自由	50～59歳	男
冷水又は製氷機を設置してほしい　自販機でお金を使わなくてすむ（デイ・ナイトケアセンターで）	精神障害	50～59歳	男

Ⅰ福祉について

2（5）職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
筆談や手話や、やさしい文でわかるまで説明すること	聴覚障害	60～69歳	女
＊施設利用のしおりなどを点字化・音声化すること	視覚障害	30～39歳	男
福祉施設の館内放送を文字化すること・文字電光盤を設置すること （同意見　他13名）	聴覚障害	60～69歳	女
やさしくわかりやすい説明をすること （同意見　他17名）	視覚障害	50～59歳	男
私達難聴障害者はマイクの放送は全くわからない。難聴者が聞き返したら心よく何回でも答えていただく。大きな声で話していただく	肢体不自由	70歳以上	男
きこえない事に対する理解が乏しい。	聴覚障害	20～29歳	男
「こちらが理解しているか」を主体にして説明などしてほしい	難病	20～29歳	女
○職員どうしで、本人の目の前で、その人たちのプライベート的なことを断言しないでほしい。たずねることはいいと思うが。（←ふくししせつ）○（とくに、精神病院のほごしつにおねがいしたい）さいきん、「かくしカメラ」を設置してあるところがある。この場合、キチンと本人と同意者にせつめいキョカを得ること！	重複障害	40～49歳	女
◎職員の質の低さに問題あり…専門性、基礎知識の無い人でもって支援員として働いておられることにぎもんあり、人材育成に力をそそいでほしい	難病	40～49歳	男
○目でみてわかる表示、構造化	重複障害	10～19歳	男
・きこえない人に対して、ゆっくり話してほしい・手話・筆談も時と場合によって使ってほしい	聴覚障害	20～29歳	男
・押しつけ説明はつらい。・職員は理解できても、本人が疑問とする点が多い。説明不足となる。	精神障害	30～39歳	男
・館内放送の文字化や、文字電光盤を設置してほしい。・受付担当者の手話通訳可能化を考慮してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
・館内放送を文字電光板に流す配慮をすること・職員に会話できる位の手話を身につけること	聴覚障害	60～69歳	男
・月に1度職員の人と個別面接などを行うべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
・手話のできる職員、特に、触手話のできる職員がのぞましい。・盲ろうは、情報の入手が非常に困難なので、ゆっくりと分かりやすく触手話で説明してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
・情報の内容自体が理解できないこともあるので配慮して欲しい。	肢体不自由	70歳以上	男
・職員も多少手話を身につけて欲しい・非常時の時のフラッシュランプも常時して欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
・身体・知的を問わない、ユニバーサルデザイン的な、対応マニュアルの構築	発達障害	20～29歳	女
・放送はTVでわかるようにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
FM放送や補聴補助装置の常備化	聴覚障害	60～69歳	男
アナウンスの文字化	盲ろう	50～59歳	男
いろいろなバリアフリー（手すり・点字ブロック等）も必要だが、やはり職員によるサポートが一番望まれる。	視覚障害	60～69歳	男
エレベーター、トイレまでの案内をしてほしい。（場所によってわからない所がある）	知的障害	40～49歳	男
オストメイト対応トイレを設置しているのに職員が設置されている事も知らないで、問合せると、わからないと返事がくる。	内部障害	60～69歳	男
おちついてゆっくり対応してほしい。	重複障害	50～59歳	男
カードやマークで場所を表わして欲しい。	発達障害	10～19歳	男
かんじがあってよくわからない時がある。	重複障害	30～39歳	男
きこえない人の事はわからない様な時があり、やりとりがとても大変な時がある。	聴覚障害	50～59歳	女
こちらからスタッフを見つけられない視覚障害者には職員の側から積極的に声かけをして欲しい。	視覚障害	40～49歳	女
スタッフが大勢いるといい	精神障害	30～39歳	男
すべての公共施設建物に、磁気誘導ループを設置すること。案内は、すべて電光掲示によって行うこと。	聴覚障害	70歳以上	男
すべての職員に手話講座を受けさせる	聴覚障害	50～59歳	女
それぞれの障害の内容や状況について、最低でも知っていてほしい。内部障害は目に見えないのでわかってもらえない。	内部障害	40～49歳	女
テレビの画面の背景の色は黒色で文字色は白色で文章も分かりやすくしてほしい。	重複障害	50～59歳	男
筆談をきらう職員もあるが気楽に少し大き目な字で書くようにしてほしい○耳元で大きな声で話さないでほしい	聴覚障害	60～69歳	女
どのような施設を示すのか分かりませんでした。	肢体不自由	30～39歳	女
バカにしないでほしい（障害者を）	精神障害	40～49歳	男
ひとことご苦労様とか、ひと言かけてほしい。あいさつが少ない。	難病	50～59歳	女
ファクスやメール（携帯電話・パソコン）による聴覚障害者からの通報を受け止められる緊急ネットワークを整備すること	聴覚障害	50～59歳	男
ヘルパーや介護福祉士養成において、視覚障害についての研修が不足していないか？	視覚障害	60～69歳	女
まずもっと障害についてよく理解をしてもらいたい。	知的障害	20～29歳	女
まだまだ当事者のエンパワーメントを第1に考えたになっていない。従来からの考え方で流されているし最近は財政面から特に行政の窓口に置いては65才以上は即介護保険の扱いである。	肢体不自由	60～69歳	男
もっと時間をかけて話をして欲しい。	肢体不自由	60～69歳	女
やさしく、わかりやすい説明をする。	視覚障害	70歳以上	男
やはり人間同志のコミュが一番大切。人材の育成を。	聴覚障害	50～59歳	女
わかりやすい説明＝筆談できる姿勢、伝えようとする姿勢。	聴覚障害	30～39歳	女
わかりやすく書いてほしい。	発達障害	30～39歳	男
わかりやすく説明して欲しい。健常者と障害者を差別なく接して欲しい。本人の会は本人したいのでまかせてほしい。	精神障害	40～49歳	男
わかりやすく内容を説明して下さい	視覚障害	70歳以上	男
以前、援護寮に入寮していたのですが、職員は、一日中、スタッフルームにいて、パソコンに向かっていて、利用者との、定期的な、コミュニケーションの時間が全くなく、生活訓練施設の、役目を全く果たしていないのが、現実です。	精神障害	40～49歳	男
医療知識をもっと身につけて対応してほしい	難病	20～29歳	女
音や光などの刺激を受けやすい発達障害の人達に配慮して接してほしい	発達障害	10～19歳	男
介護調査で市の調査員が来て、中途失聴者と分っていても、筆談も手話もしないのはいくら妻が側に居るからと言ってもおかしい。	聴覚障害	70歳以上	男
各市役所で専任（正職員）手話通訳に設置してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
拡大読書機の設置	視覚障害	60～69歳	女

Ⅰ－2（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
活動支援センターでのスタッフの仕事が忙しすぎて、利用者に背を向けている。スタッフに言わせれば細かい法に基づく書類、データを揃えなければならないとのこと。			
患者だからと、制限をやめてほしい。１人の人間としての意見を尊重してほしい	精神障害	40～49歳	男
看護師、医師の不足を解消してほしい	内部障害	60～69歳	女
館内放送はロビーがメインになっているところが多い。各部屋にも拡声器、文字電光盤を設置してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
筋ジストロフィーの仲間で呼吸を使っているだけで、コンサート会場から締め出された人がいる。会場の作りも含め職員教育も必要ではないか。	肢体不自由	40～49歳	男
区の職員はよく専門用語、外来語をよく使う。年配者にもわかりやすい言葉を使ってほしい。	視覚障害	60～69歳	女
ある消防署には、ケイタイのアドレスを登録しておけば、火災等の情報が文字として送られてくる。しかし、発生後のものが多い。これよりも「発生前の予防情報を」と申し入れても、仲々判ってくれない			
現在医師不足と言われていますが、一回の受診時間をもう少し長くしてほしいと思います	精神障害	40～49歳	男
言語障害なので誘導支援してほしい	重複障害	30～39歳	女
公共施設には、聴覚障害者への文字による電光掲示を必ず設置して欲しい。	聴覚障害	70歳以上	男
公共施設の受付担当者は基本的な手話をマスターしていること。筆談による受け答えに面倒くさがらないこと	聴覚障害	60～69歳	男
公共施設の職員に対し、障害者それぞれに応じた対応の仕方を研修してほしい。特に新人の研修カリキュラムの中に必ず入れて覚えさせてほしい。これを必ず行うだけでもバカな発言をする者が一人でも少なくなると思う。			
困った時に誰に相談すればすぐ対応してもらえるのか分からない。	精神障害	50～59歳	男
姿をみかけたら声をかけて欲しい	視覚障害	50～59歳	男
市内のバスでまだ文字化の表示がないバスもある。南武線にも文字表示を設置してほしいと思います	聴覚障害	70歳以上	女
市役所で耳マークがカウンターに置いてあるにもかかわらず、難聴者に筆談せず、大声で説明するのでまわりに恥ずかしい。	聴覚障害	60～69歳	女
市役所内においても「何々ですが、御用件は？」などの声かけもできていない。	視覚障害	50～59歳	男
市立病院での呼び出しが聞こえにくくて、窓口の人に集中して見つめることがある。耳マークの設置はあるが、呼び出しは音声です。ある大学病院の会計は、番号に切り替えてくれたので安心して待てた、良かった。など良い面を活用してほしい	聴覚障害	30～39歳	女
施設の中で迷っていたら気軽に声をかけてほしい	視覚障害	40～49歳	女
施設内の先生とのコミュニケーション仕事ばかりでなく、スポーツ等を増やしてほしい。	発達障害	40～49歳	男
施設内以外でもいつでもどこでも文字情報の保障	聴覚障害	70歳以上	女
私が質問しているのに介護者に返事をするのはやめてほしい	難病	50～59歳	女
私の言いたい事を全て伝えたい（逆に、向こうから言いたい事を全て）事ができるためには、手話ができる職員をいてほしい。筆談は十分コミュニケーションできない為。	聴覚障害	30～39歳	男
私達のような老人にも判りやすくカタカナゴ外来語はできる限り少く	肢体不自由	70歳以上	男
視覚障害者（弱視にも）には職員のほうから声をかけてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者が単独で、または障害者ばかりで訪れる際、見かけたら玄関の外で迎える声掛けをして欲しい。入り口・窓口が分かりにくいから	視覚障害	40～49歳	女
視覚障害者が来場、来所したら声をかけて欲しい	視覚障害	60～69歳	女
視覚障害者にとってスタッフである事の認識が出来る状況を作ってほしい。必要時に声をかける事が出来る事	視覚障害	50～59歳	女
視覚障害者には具体的な言葉で説明してほしい。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者の専門的移動支援者（ガイドフェルパー）の配置資質向上	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者の特性をもっと理解した上で対処してほしい	視覚障害	50～59歳	男
視聴覚者に対しての緊急時の放送をパトランプや電光掲示板等で知らせる事	重複障害	20～29歳	男
事前に申し出ますと職員さんが要約筆記して下さいます	聴覚障害	60～69歳	女
耳のわる人にとっては、文字による情報の提供は大事です。	聴覚障害	70歳以上	女
耳の不自由な人に対する対応が不親切。各部屋の電話は事務室の人の顔がみえるインターホーンのようなものなら、耳が不自由でも伝えられそう。	聴覚障害	50～59歳	女
耳の不自由な人に筆談してほしい	聴覚障害	70歳以上	男
耳の不自由な人のため[1][2]はぜひ守ってほしい	肢体不自由	60～69歳	女
自分が情報を調べてから聞かないと、職員は自ら情報を教えてくれない。	肢体不自由	30～39歳	女
自立支援法は本人の自己責任が問われているが、本人･家族はおろか施設職員においてさえその内容がはっきり判っていない。私達の質問についてイヤな顔で追い払おうとする職員が多い。説明の無い自己責任とは何なのであろうか？			
室内放送で連絡は聴きとれない	聴覚障害	70歳以上	男
社会人としての当り前の態度と、職員研修の訓練をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
車内放送や駅内放送などを文字電光盤を設置する事。電車事故や時間が変更などを情報保障する事。	重複障害	50～59歳	男
手話…それが無理なら筆談をして欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
手話がわからない聴覚障害者もたくさんいるので筆談してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手話が出来る職員がいてほしい。FAXでやりとりするのは、いいけど、急いでる時とか、外出の時とかはやはりEメール必要で、すぐにやりとり出来るようなものを設置してほしい。	重複障害	40～49歳	女
手話が出来る職員をおいてほしい。筆談が使えるようにしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手話でコミュニケーションをしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
手話のできる（聴覚障害者の気持ちを理解してくれる人。）職員がいい。	聴覚障害	40～49歳	女
手話のできる職員がいた方がうれしい	盲ろう	30～39歳	女
手話の出きる職員を増やして欲しい。	聴覚障害	60～69歳	男
手話の出来る職員が常時居てほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
手話の出来る職員の配置、手話講習会の開催	聴覚障害	70歳以上	男
手話の分らない中失・難聴者には、筆談をしてほしい。しゃべれるので、何かを聞いても口答で答えられ、分らない時がある全部の部屋にとは云わないが、施設の部屋の2、3室にでも磁気ループを設置してほしい。チシ者が使う時にループがないと不便。	聴覚障害	60～69歳	女

Ｉ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
手話をおぼえてほしい。筆談の工夫もべんきょうしてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
手話を覚えてほしい、筆談できない年配の人もいるし文字化しても理解できない人もいる。覚えるのがムリなら手話できる人（通訳者）設置してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳、手引きができる人を設置してほしい	盲ろう	40～49歳	女
手話通訳者が窓口にいればコミュニケーション保障ができます。	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳設置をすること	聴覚障害	20～29歳	男
受け付け番号札をとって持っているが、職員が下を向いたまま呼ぶので、いつも飛ばされる。銀行の様に電光板などで知らせてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
受付に放送のかわりに近くに文字電光板を設置してほしい。（遠く場所によって見えにくい時もありますので）	聴覚障害	40～49歳	女
受付の方々に、耳が不自由＝コミュニケーションが不自由＝方法として筆談、手話という理解と認識を十分に持たせてほしい。「耳の障害＝電話が不可」がわからない。	聴覚障害	60～69歳	男
受付窓口職員とのコミュニケーションに常にホワイトボードなど用意しておいてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
出向く事も大変な状態の時はメールで対応して欲いし、家まで来て欲い。	重複障害	40～49歳	女
順番待ちの窓口で番号札を渡される時、視覚障害者に対する配慮（白杖を持っていても何も言わずに渡したり、完了表示が（電光）掲示板だけしかない）	視覚障害	50～59歳	男
書きポン等を設置し、筆談をしやすくする	聴覚障害	50～59歳	男
障害のあるなし、子どもからお年寄りまで聞きとる緊急ほうそうなどは熟語（むずかしいことば）でなく状況がくわしくはんだんできることばでしてほしい。例えば「就寝前の戸じまり」を「おやすみ前」とか。	視覚障害	50～59歳	女
障害の特性に配慮したコミュニケーションをとること(自閉症の場合、視覚的なものを利用)	知的障害	10～19歳	男
障害の特性をとらえた、コミュニケーションのとり方	知的障害	20～29歳	女
障害当事者と話して欲しい	肢体不自由	30～39歳	男
障害特性にあったコミュニケーション方法を活用する。（文字・写真・具体物など）	発達障害	20～29歳	男
障害特性に応じた適切な対応について、職員研修を行う、	視覚障害	50～59歳	女
情報伝達のために、資料作成または、メモ記入等してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
職員が手話でのあいさつや応対ができること。手話のできる職員をおくこと。			
職員が手話を覚えてほしい。コミュニケーション方法を理解してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
職員が障害者について中広く知識をもてるようになってほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
職員が中途難聴者にコミュニケーションできないからということで、手話通訳者に　筆談させたことがある。筆談なら職員もできるはずです。	聴覚障害	30～39歳	男
職員とのコミュが取れないのが困る、手話を勉強して下さいねとは言わないが、いつでも書いてコミュをとって下さい	聴覚障害	60～69歳	女
職員などとのコミュニケーション。	視覚障害	60～69歳	男
職員による代筆代書	視覚障害	70歳以上	男
職員に手話の出来る人がいたらいいと思う	重複障害	50～59歳	男
職員に手話を学んでほしい	聴覚障害	50～59歳	男
職員のスキルアップが大切。やっとなれたころにすぐ移動となるような人事異動もどうかと思う。	視覚障害	50～59歳	女
職員のみんなは手話を少しおぼえて会話ができると良い。	聴覚障害	50～59歳	女
職員の応待、きこえない人に今でも口でしゃべる人がいる	聴覚障害	60～69歳	男
職員の減少と多忙で(施設内の)利用者とのふれあいが少ないため休憩時間(余暇)の充実を計る	知的障害	30～39歳	男
職員の障害者に対する意識の啓発、研修	聴覚障害	60～69歳	男
職員の数が少く、特に触手話や点字のできる職員を増して欲しい。	盲ろう	50～59歳	女
職員の対応。(障害を持つ人への理解がない)(ヘルパー研修)するくらいの知識は持って欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
職員の配置転換が2～3年毎にあり、やっと親しくなった時には、他の部署に配置換している	内部障害	70歳以上	男
職員の勉強が不足している。（高齢者の対応）	肢体不自由	60～69歳	男
職員の方も発達障害を理解して本人に対して厳しい理解のない態度はやめてほしい	発達障害	10～19歳	男
職員は“障害者との会話”に関する訓練が必要と思う	精神障害	30～39歳	男
職員は女性にする（おばちゃん）男性は力仕事にする。天下りはなしにして、現場のものがつとめる	肢体不自由	60～69歳	男
職員も手話を覚えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
職員も手話を習得したり、筆談に快く応じる姿勢を持つ	聴覚障害	60～69歳	女
職員も忙しいと思いますがたまには一緒の時間を共有し話しコミュニケーションをとってほしい	知的障害	50～59歳	0
職員やスタッフに手話の出来る人をおいてほしい			
親切な役場の担当職員が人事異動で代わって困る。引き継ぎがうまく行っていない　窓口職員に手話研修を行いいつでもすぐ対応出来ることが必要	肢体不自由	60～69歳	男
精神障害者と接するときのいわゆる「ぎこちなさ」「不自然さ」を感覚でわかっている職員が少ないため、コミュニケーションへの配慮に欠ける場合が多い。この部分については、マニュアル化するのもおかしいので難しいかもしれないが。	精神障害	20～29歳	女
全て、手話通訳者を配置してほしい			
窓口で呼び出しをする場合、その人の目を見て手を上げて合図してほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
窓口の人に筆談対応ができるようにしてほしい。この為の耳マーク掲示板を設置してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
対応のしかた等、質の向上となる研修を受けて、本人にわかりやすく行ってほしい。	知的障害	30～39歳	男
単独歩行ができない場合は、館内の誘導をお願いしたい。	視覚障害	30～39歳	女
単独歩行ができない場合は、館内の誘導をお願いしたい。	視覚障害	30～39歳	女
担当者しか分からない事が多いのである一定の知識は共有化してほしい	肢体不自由	20～29歳	男
知的障害者を支えるには心がないと関係が築く事ができない。	知的障害	30～39歳	女
地図を見てもエレベーターの場所などがわかりにくい所がある。	重複障害	40～49歳	女
中途難聴は普通に話しますが…聴く事が無理。以前、福祉課の男の方に「アンタ聞こえ無いの？」と言われて、びっくりしました。	聴覚障害	70歳以上	女
仲間同士のあつれきがあるようで指導員の教育に力を入れて欲しい。	精神障害	70歳以上	女
聴こえにくい事を理解し、分かりやすく、文字も併せてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚と対応した手話をつけて下さい	聴覚障害	20～29歳	女

Ⅰ－2（5）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者（特に難聴、中途失聴）に対しては筆談に積極的に応じること	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者に対してもう少しやさしく（面倒という人もいる）配慮、気配りして欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者はその育ちや生活環境により、最もよく利用するコミ方法が異なる。手話通訳、要約筆記通訳、直接職員から筆談する、相手の視線をとらえてから話し始める。補聴器に明瞭な音が伝わるようゆっくり目にはっきり話すなど、相手の利用するコミ方法により、説明の方法を変えてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
点字や音声、浮き出し文字など	視覚障害	40～49歳	男
点字表示が欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
電光盤の設置	聴覚障害	60～69歳	女
当事者におさえつけるような言動や可能性を否定するようなことが頻繁に起こるので、当事者を講師とした研修、採用の段階での資質をみきわめる。また、解雇理由等に加え職業倫理を高める。	肢体不自由	50～59歳	男
内部障害について、関係職員は知識と理解を持つこと。	内部障害	70歳以上	男
難聴者、中途失調者はほとんどの人が手話が出来ない。役所等の窓口職員は常に筆談用紙を置いて書いてほしい。（聞こえないと云うと手話で聞いて来る。）	聴覚障害	70歳以上	女
難聴者には筆記で伝えてほしい（職員）	聴覚障害	60～69歳	女
難聴者に対しゆっくり、大きく口を開けて言ってほしい。でも、ききとりににくい人には筆談でお願いします	聴覚障害	70歳以上	女
難聴者の立場から言えば全ての会議･会合に要約筆記者を付けて欲しい。銀行窓口に文字電光盤がつき、順番を飛ばされなくなった。	内部障害	70歳以上	男
入口に入っていったら、受付で声を出して応答してほしい	視覚障害	70歳以上	男
納得ができるまで何回も説明をすること	知的障害	30～39歳	男
配布資料等の内容は視覚障害者にもそれぞれの読みやすい方法で伝えるように配慮する（点字・大活字・メール・対面朗読など）。職員は、声をかけずいきなり移動させたり着替えさせたり部屋に入ってきたりしないでほしい。視覚障害者に対しては、その場の状況や次に行うことなどを必ず伝えてから介助すること。セクシャルハラスメントにあたる失礼なことを言わないこと。	視覚障害	50～59歳	女
必ず電子掲示板（文字）をつけること。（字幕スーパーみたいなやつ！！）	聴覚障害	50～59歳	女
必らずマスクを外しやたらに大きく近づけなくとも正面を見て対応して	聴覚障害	70歳以上	女
筆記通訳者の配置。	盲ろう	70歳以上	女
筆談で対応します、など、看板を設置して欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
筆談にていねいに対応してほしい	盲ろう	20～29歳	男
筆談の対応が必要です。			
福祉課市役所の職員は自己満足な手話なので、きちんと理解できない説明ばかりなので不便である。設置の通訳者の日数が少ないのでいつもいるわけでない。視覚障害者の専門施設「ライトハウス」なのに、盲ろう者には対応できない職員がいた。専門機関である以上、専門スキルを身につけてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
福祉施設に聴覚障害へ対する配りょが少ない。もっと充実して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
福祉施設の位置、場所の詳しい情報が必要	内部障害	50～59歳	男
文字でなく絵を利用。自閉症にわかりやすい提示	重複障害	30～39歳	男
文字よりも絵が見やすい。			
文字化	聴覚障害	60～69歳	女
文字電光盤　ハリ紙等　視覚による伝達に工夫をお願いします。	聴覚障害	60～69歳	男
文字放送を設置する。	聴覚障害	30～39歳	男
文書で渡されても読めないので口頭で説明してもらいたいこと。	知的障害	20～29歳	男
文書の場合－わかりやすい用語で。	内部障害	70歳以上	男
文書類には必ず点字を入れてほしい（点字と同じ内容のもの）	盲ろう	50～59歳	男
聞き取れないとアと言われてききながされる	肢体不自由	30～39歳	女
聞こえないとき筆談をしてくれるとありがたい。	聴覚障害	60～69歳	男
盲ろう者の場合コミュニケーション手段に寄ってコミュニケーションの早さも違うので合せて欲しい。	盲ろう	40～49歳	男
盲ろう者への対応方法への配慮。	盲ろう	40～49歳	男
目で見てわかる情報が頼りなので、わかりやすく伝える工夫をしてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
目の悪い者への説明で困るのは、「あっち。こっち、そこ、あそこ」など、指示代名詞の合図や、ヘタすると指を指すだけの人もいて、「右、左」などはっきり方向のわかる表現で伝えて欲しいです。	視覚障害	30～39歳	女
特に交通センターの掲示板とか案内とか文字放送にしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
役所のさまざまな窓口の中で、福祉課職員が一番横柄な態度である。話し方は乱暴で、介助をしようとさえしない職員が多い。	視覚障害	30～39歳	男
有る一部の施設でB型に変った施設	重複障害	30～39歳	女
様々な障害をもつ人によって態度が違う。「聞えない」とわかっていながら書いてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
要約筆記をつけること。またはその同行を認めること。	聴覚障害	70歳以上	男
利用者の声を聞く機会を設けて欲しい	内部障害	70歳以上	男
利用者の多様化に対して、職員の人数が少ないと感じられるため、その点においては、難儀を要する。	精神障害	30～39歳	女
連絡帳を施設側から書かないと言われたが保護者としては、納得できない。	知的障害	20～29歳	男

Ⅱ保健・医療について
1（1）治療・入院を拒否する

記述内容	障害種別	年齢	性別
精神科に通っていたことを理由に眼の手術を断ること （同意見　他3名）	視覚障害	50～59歳	男
他の家族の息子さんが薬を飲みすぎて病院へ行った時、精神の場合、扱いが悪かったようです。	精神障害	40～49歳	男
“たばこを吸う人は受け入れ出来ない”と入院を断わられた	精神障害	30～39歳	男
・言語障害の人に直接くわしく症状をきかない・行うべき治療行意を障害を理由にはぶく・医療機器を工夫して障害に合わせる事を拒絶する・ナースコールを障害に合わせて使えるようにしてくれない	重複障害	60～69歳	男
・精神科の人でとちゅうで治療を拒否する人がいるので。きちんと治したければちりょうを拒否しないでほしい。	知的障害	20～29歳	男
・内科的病気で入院した時の事、人工肛門を手術したところで入院しないの？と、婦長に言われた事がある	内部障害	60～69歳	女
・入院中に統合失調症が分かると急に転院を進められる。・統合失調症があると伝えると、空ベットがない、対応できる職員がいない等の理由をつけて入院を断わられる。	内部障害	60～69歳	男
うるさいから退院になった人がいる	発達障害	20～29歳	男
きこえない為に検査がうけられない事。	聴覚障害	50～59歳	女
けっかくの時〇〇病院ではっけん、ちりょうは△△病院にいきました。にゅういんしなさい入院せんでよかった、しんだんがまちまち	肢体不自由	50～59歳	男
この世に生を受、人間誰しも健康を願っており治療のための入院、手術等は断るべきでない。	内部障害	70歳以上	男
これをされると、治療、入院以前の問題です。あってはならない事です。	難病	30～39歳	女
じっとしていることができなくて、治療を拒否され冷たい言葉を投げかけられた。			
へんけんがある。	精神障害	40～49歳	男
もしも耳の不自由な夫婦で出産を拒否されると思うとすごい不安。	聴覚障害	30～39歳	男
リハビリの病院で、どうしても受け入れの日に都合が悪かったので、それ以外の日にお願いをしたところ、「それならばこの話はなかったことにして頂いて結構です」と云われた。	その他	50～59歳	女
以前、順番を後回しにされたことがある。最近は少し改善されたと思う。	盲ろう	40～49歳	女
医院でも手話を覚えてほしい（実は〇〇病院で医院に手話をできます）	聴覚障害	50～59歳	女
医師が総合病院から開業した時、近くに開業したので通わせたかったが、障害者は手がかかるからといってことわられる。	重複障害	30～39歳	女
医者からのサベツ（ケーベツ？）があまりにも多い。せいしんかにかよっていることを理由に、私のはつげんは気のせいとかありえないとかムシする。なんびょうなんだからふつうの医者がしっているわけないでしょう。	難病	50～59歳	女
右手のケガで入院したと際、右手がきき手だったのに介助者を付けてもらえなかった。親に付きそいに入ってもらいなさいと云われ、親も仕事を持っているのに、其の様な事云われました。	重複障害	30～39歳	女
何かあったときに、FAXで連絡し、事務の人が忙しいからみられないという声がありました。なぜ電話は対応できるのか？	重複障害	40～49歳	女
介護に（付き添い）してもらうのに、1人でおいてわからないままで入院はやめてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
介助者に説明をしないで、本人に直接説明してほしい	盲ろう	50～59歳	男
外科通院していた時に（足のケガ）手術の場合は他所の病院にと言われ困った。入院出来る病院が少ない。	精神障害	40～49歳	男
肝炎患者、感染者と聞いて診療を後回しにして、3時間も待たせ、本人が痺れを切らせて帰るように仕向けた	視覚障害	40～49歳	女
眼の手術を相談にいったら、ことわられた。耳ビ科でよそへ行ってくれといわれた）（友の話）	精神障害	30～39歳	女
近くに病院がなく、あっても専門医師がいなく救急の時、どこに行けばいいのかわからない	重複障害	10～19歳	女
現実にそのような事例があるのなら大問題です。	肢体不自由	70歳以上	女
言語障害があるので、意志の疎通が出来ないと思われてしまい、本人だけが診察室に入ったとしてもかならず「付き添いの人に入ってもらって下さい」とロビーにいる介助者を看護士が呼んできてしまい、直接介護者に伝えられてしまい本人を無視された事があります。	重複障害	30～39歳	男
座っているのがとても苦しくて歩くのがたいへんなのに座ってさせたり歩かせた。	重複障害	40～49歳	女
私が思春期外来に通っていて、カルテを書くこと、薬を出すことにおかしく思った。ドクターが合わなかったのだろう。拒否はされていないが…	肢体不自由	30～39歳	女
私の病気について「診ません」とはっきりことわられました。（脊損になった原因がわからないので）2回目は違う病院で太股がはれたのに診ようともしませんでした。お金だけはしっかり取られました。	重複障害	60～69歳	女
歯の病院で治療できなといって帰された。	重複障害	40～49歳	男
歯医者でくすくす笑われたり、わざと歯の治療を手抜にされたあげく、歯を割られたり、抜かれたり、目かくしをされて、何もわからないようにされ、あとで説明もしない。	精神障害	40～49歳	女
歯科でI型糖尿病を理由に診察を拒否された。	内部障害	30～39歳	女
治療を入院を拒否する。	視覚障害	60～69歳	男
耳鼻科に突発で通おうと思ったら、以前から見ていないからと断られた。	重複障害	10～19歳	女
自閉症の多動故に耳や目の治療を拒否される	重複障害	30～39歳	男
車イスで入れない医院が多い。	肢体不自由	60～69歳	男
手話が出きない歯科医者はろう者の歯科の治療を拒否しないよう指導して欲しい。例えば、「手話通訳者をつけて下さい」と説明しておくこと。	聴覚障害	60～69歳	男
受診する視覚障害者には、サポートしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
重度で複数の障害をもっていると救急車をよんでも病院で受け入れてもらえない。かかりつけの病院でも断わられる場合がある。			
重度の障害があると、ヘルパーや介護者が付き添っていないと入院を拒否される場合がある。しかし入院中はヘルパー制度が使えないことからヘルパーなどの付き添いは難しい。	肢体不自由	20～29歳	男
重度障害があるために近所の病院への通院を拒否された	重複障害	20～29歳	男
重度障害のためてがかかるという理由で入院拒否	肢体不自由	50～59歳	男
障害を理由に（緊張、アテトーゼ等）診療を拒否すること。	肢体不自由	50～59歳	男
障害を理由に拒否する事。法律で決めるべき。	視覚障害	50～59歳	男
障害を理由に分娩予約が取れない。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者マークをカルテに貼り上手に利用し、聞こえなくても安心して順番が待てるようにする事。	聴覚障害	70歳以上	女
食欲がなく、やせて10kg近く体重がへったので内科医院に行ったのに、統合失調症であることを言ったら、通院している精神科の病院に行けと追い出された。	精神障害	60～69歳	男

Ⅱ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
親の目に優るものはないと思います。	精神障害	70歳以上	女
生活保護の人を拒否する	肢体不自由	60～69歳	男
生活保護は受け入れられないと言われた	肢体不自由	40～49歳	女
生命保険に入れないために、がんの手術などを受ける費用がない。手術が貧しくてできない。	精神障害	40～49歳	男
精神の場合に手術等が行われる時、またその他の病いで入院等を拒否される事が多い	精神障害	30～39歳	男
精神科で通院時、不調を訴え入院希望しても受入れてもらえない	精神障害	30～39歳	男
精神科と眼科の間に診療上のリスクがない場合であるなら、差別に当るのではないか。	肢体不自由	70歳以上	男
精神科に通っているが、市民病院での教育入院（糖尿病治療）を断られた	聴覚障害	50～59歳	男
精神科に通院し服薬をしていることを伝えると服薬量を理由に診察、検査後に何もできないと言われた。高い検査料だけ請求されてた。	精神障害	30～39歳	女
精神科医の技量の差がはっきりいってあります。説明のわかりやすさ等。	重複障害	40～49歳	男
精神科入院歴を問われて、手術の際に「本当に大丈夫？」と言われた。	精神障害	20～29歳	女
設備や人員配置不足を理由に、視覚障害者の入院を断ること	視覚障害	30～39歳	男
全介助が必要の為、入院を断られる事がある。	肢体不自由	40～49歳	男
相当（相応）の理由でもない限り、人権否定行為、人間以下の扱いにあたる	聴覚障害	30～39歳	男
段々障害が重くなってくると近くのクリニックでは大きな病院に行ってくれと言われる。病院は遠く、本当に具合が悪い時に診てくれる医師がいない。	難病	50～59歳	女
聴覚障害者に対してマスクを外さない医者。めんどうがる看護婦さんとかがいると通うのも控えてしまうので配慮が欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
通訳（手話）の同行を強制される。	聴覚障害	70歳以上	男
当院ではなおせないので別の病院に行ってくれと言う。じびょうなのでなおせないと言う。	知的障害	40～49歳	男
透析を受けているので、一般の診療所での受診及び（往診）をしぶられた	内部障害	50～59歳	女
透析患者の命の綱であるシャントや血管を手荒い扱いをし、血管が詰まりかけたり、シャントがこわれたりする事もある	内部障害	60～69歳	女
内医科の診療を、精神科で安定剤を飲んでいることを理由にことわられた事がある	精神障害	50～59歳	男
難聴が原因で、うつになりました。風邪で近くの病院に行ったら精神かへ行く様言われました。	聴覚障害	40～49歳	女
難病で、日々の経過が変化が多い。しかし、「健康です。」との一言で、外来診療時間を短縮しようとする医師がいた。	内部障害	0～9歳	女
入院しても四肢マヒの為家族が食事のめんどうを見なければならなく大変である。イヤな顔をする看護師もいる。	肢体不自由	50～59歳	男
脳性マヒという理由で積極的な治療をしてくれなかった。	肢体不自由	30～39歳	女
皮ふ排泄ケア認定看護師不在の為オストメイトの入院拒否をしないようにしてほしい。専門認定看護師を多くの病院に配置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
婦人科検しんの時、診察台を車イスの人が受けやすい台に改良してほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
福祉と医療はその違いを明確に市民に知らされていない。いまだに続く「精神病院パラダイス論」等で示されている状態があり、病棟の名称変更で社会福祉施設とされる社会の現状がある。（前記福祉と同じ）			
一番助言をうけたかったじきに（８月～９月頃から先）いくらこちらがコンタクトをとろうとしても相談所の担当の保健師さんが無視をし、訪問中断をかってにされてしまった。りゆうもなしに。同じくして成年後見人制度をしているNPO法人の担当者ともコンタクトとれず無視状たい。情報をいかしてつかってほしかったのに。（このため、精神医りょうセンターの担当職員が、ひじょうに困っておられた。）私としてはあそばれたかんじ。これらの職員さんをやめさせたい気分。	重複障害	40～49歳	女
地域の障害者のための歯科診療で診る自信がない、できないという理由で断られた。	重複障害	10～19歳	女

Ⅱ保健・医療について
1（2）治療・入院を制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
介助者と一緒でなければ受け入れられないと入院を断ること （同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
「精神障害者だから…」と他科での治療を断られる患者が今も多く存在する。他科の医者にも啓発が必要だと思う。また老人医療は経済面でのトラブルなど深刻なものが多い。			
MRI検査をする時に、ベットへの移乗するために介助者が必要といわれた。（障害者ひとりで行った時にでも対応できるようにしてほしい。）	肢体不自由	40～49歳	男
インスリン依存型糖尿病という理由で歯の治療を断わられた。	重複障害	30～39歳	女
うつで1人ぐらしなのでまわりにめいわくがかかると思い入院したいと言っても「よけいおとなしくなるから」となかなか入院させてもらえなかった	精神障害	40～49歳	男
かンふ士の対象は手話を覚えて一番コミュニケーションに大事	聴覚障害	50～59歳	女
これはおかしい	肢体不自由	60～69歳	男
すべての人は平等に治療･入院を受ける権利があるということを徹底してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
リハビリをもうすこし長くしてほしい。	重複障害	70歳以上	男
リハビリ日数制限	肢体不自由	50～59歳	男
介助者と一緒でないと受け入れてもらえない。	視覚障害	50～59歳	男
介助者と一緒にきてほしいと言われたことがあった。また病院の設備上と雰囲気的に介助者が一緒でないと行きにくい。一人で行くときは事前に電話をして了解がないと、行ったときの案内等をしてくれないし嫌な顔をされる。	視覚障害	30～39歳	女
各都道府県の単独事業として行なわれている医療費助成について、命を紡ぐ透析治療が他の障害と同程度に扱われている。風邪を引いた・足をくじいたと透析は根本的に違う。	内部障害	50～59歳	男
健康診断を断る	発達障害	10～19歳	男
言語障害やコミュニケーションのとり方がわからないために（理解しようとする気がない）同伴者をつけないと拒否される。	肢体不自由	50～59歳	男
言葉が出ない知的障害者なので親が一緒に診察を受けていても医者はめんどうくさく治療を中断し様子をみるとして終る	知的障害	30～39歳	男
股関節手術で90日間の入院、後は自分でリハビリする様にと……（診療単価が安くなるからでは…）	肢体不自由	60～69歳	男
今まで、なぜか？耳鼻いんこう科が一番筆談してくれなかった。年れいがさがるほど筆談をしてくれない。なぜでしょうか？	聴覚障害	50～59歳	男
今度はきこえる方と一緒に来て下さい、と言われた。筆談するかわかりやすく話してくれれば伝わるのに。	聴覚障害	40～49歳	男
最近、薬だけ頂く日があり、主治医との面談が1／2になった	精神障害	40～49歳	男
子どもの入院に障害のある母親が付き添いたいと希望したところ病院から断られた。盲導犬を同伴して入院したいと病院に願い出たところ断られた。	視覚障害	50～59歳	女
私も人事では済まされません。常時介助者はいませんので	肢体不自由	60～69歳	女
視覚障害者が入院した場合トイレ洗面所に最も近い部屋を確保してほしい。	視覚障害	70歳以上	男
次回診察の日程などを、本人を無視して、介助者に伝えて来た事があります。	重複障害	30～39歳	男
治療、入院を制限する。	視覚障害	60～69歳	男
治療に行く上で、どうしても介助者が一緒でなければいけないのはおかしい	聴覚障害	70歳以上	男
治療の際に新米看護士の練習台のモルモット扱いをする	内部障害	50～59歳	男
自分で服を脱いだりできないと、患部をきちんと見ずに薬のみ処方する	肢体不自由	50～59歳	女
自閉症のために、24時間の親のつきそいを要求する	重複障害	30～39歳	男
重度の障害があると、ヘルパーや介護者が付き添っていないと入院を拒否される場合がある。しかし入院中はヘルパー制度が使えないことからヘルパーなどの付き添いは難しい。	肢体不自由	20～29歳	男
重度障害者の入院の場合、介護者を付けることを条件にされることがある。	肢体不自由	50～59歳	女
小さい頃（3才くらい）、肺炎と診断されたが、「檻のようなベットはない」と言われ、通院を拒否されたことがある。	知的障害	20～29歳	男
障害（肢体不自由）を理由に、別の病院を紹介される。	肢体不自由	30～39歳	女
障害を理由に拒否する事。法律で決めるべき。	視覚障害	50～59歳	男
障害者の事をりかいして、介助してほしい	重複障害	30～39歳	女
新型インフルエンザ感染者が通常の透析施設で透析を断られることがあってもやむを得ない	内部障害	60～69歳	男
人工呼吸器を使用しているので入院を断られた	肢体不自由	50～59歳	男
人工内耳手術の時一人暮らしで身内も近くにはおりません。その時介助者が一緒でなければ困ると言われました。手術の説明なので身内を呼んでと言われました。そして私に無断で了解しない友人（保障人として）を勝手に呼んでその友人から酷く文句を言われてひたすら謝ってお礼を言ったのです。	聴覚障害	70歳以上	女
精神科で加療中、他の病気で入院中、早く退院させられた。	内部障害	70歳以上	男
精神障がい者とわかると、入院させてくれないケースがある。	精神障害	30～39歳	男
前での設問同様　拒否と制限は類似しているので統一した質問でよいのではないか・盲導犬をつれての診察や面会に制限がある（衛生面で多少の問題はあろうが良い方策を）	視覚障害	50～59歳	男
対応が悪い	精神障害	40～49歳	男
大学専門病院の案内情報をわかりやすく、薬の袋を触覚でわかりやすく、	視覚障害	70歳以上	男
誰と一緒でもいいと思う。	肢体不自由	30～39歳	女
断るとはちがうかもしれないが、外の入院患者との動き流れがずれたりする事があるので、個室の方が安気かなと、先生達は差別はしません。看ゴ師さん達も1人の人としてとてもしんせつ安心して入院は出来感謝している。	知的障害	30～39歳	男
知的障害、自閉症など診察を嫌がって少し騒いだりするだけですぐ、診てもらえなくなること。	知的障害	20～29歳	女
知的障害者が情緒的に落ち着かなくなり、声を発したりの時、一般の総合病院での入院が出来ず、精神病院に入院となるのはおかしい。	知的障害	30～39歳	女
地元、地域に馴染む事が第一と考えてます。	精神障害	70歳以上	女
注射などする時の説明がないのは不安。	聴覚障害	70歳以上	女

Ⅱ－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
都内には慢性疲労症候群を診てくれる医者がほとんどおらず、どの病院でも数ヶ月待ちの状態。もっと診察できる医師をふやしてほしい。寝たきりの車イスで遠くの病院に通うのはすごく大変、どこの町でも慢性疲労症候群を診れる医師を育成してほしい。	難病	50～59歳	女
透析おしている理由で歯科でことわられた。歯石をとるだけで（はれているにもかかわらず）終了させられた。	内部障害	40～49歳	女
同意書にかいてもらえないケース、また全身マスイ必要な手術で、手術中、まちあいしつにだれもつきそえないとき、病院と少しもめた。（相談室でないところで、はっきり「困る。手術できない！」と医事課からいわれ、号泣してしまった。せめて相談室に入れてほしかったし、つきそえる人がいないりゆうをキチンときいてほしかった。けっきょく手術はしてもらえたが、精神症状が悪化した。）	重複障害	40～49歳	女
難聴があることで、ナースが説明をいやがる。めんどう。	聴覚障害	40～49歳	女
入院に対し家族の付添を要求されるのは困る	知的障害	40～49歳	男
入院もうるさいと言われ個室を進められる	知的障害	30～39歳	男
入院期間制限で退院を要望されるが、代替施設が少ない。	内部障害	70歳以上	男
肺炎で入院したが、早く出てほしいと督促された	精神障害	60～69歳	女
白内障の手術を受けて、保険請求のため診断書を書いて貰ったら先天性と書かれた。何でも先天性の病気のためと考えている医者がいる。	知的障害	30～39歳	女
皮ふ科へ行ったとき、病院のケースワーカーときなさいと言われた。	精神障害	30～39歳	男
付きそい人（妻）が聴覚障害者、自身も聴覚障害者なので、筆談が必要なのに、あまり書いてくれない。「今度は通訳者といっしょに来て下さい」といわれることがある。	盲ろう	50～59歳	男
補聴器の着用を強要された	内部障害	70歳以上	男
母の付き添いが必要、と言われたこと　母子家庭の為、弟のあずけ先がなく　こまったことになった（母より）	発達障害	10～19歳	女
本人が介助者を必要としていないのに、看護師が勝手に必要としてしまっている	盲ろう	50～59歳	男
盲ろう者が入院する時は、他の人をさわったりし迷惑をかけないため一人部屋にしてほしい。	盲ろう	40～49歳	男
有り得ると思う（例の事項）完全看護制を希望する	視覚障害	50～59歳	男
予防接種をことわらないようにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
話が通じないとろこつに嫌な顔をする。「つきそいは？」と聞かれる。	聴覚障害	40～49歳	女

Ⅱ保健・医療について
1（3）診療しているときなどに差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
赤ちゃん言葉で接すること （同意見　他2名）	肢体不自由	70歳以上	女
介助者にばかり説明する	肢体不自由	40～49歳	男
車いすに乗っているだけで医師が「働いているの？」と聞くこと （同意見　他5名）	難病	50～59歳	女
「かんたんにカゼですね！お薬を出します」で終らせてほしくない　食物の注意とか日常生活に注意する事等話してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
「きこえない」＝手術すればきこえる。治療すればきこえるようになる、と言われることがある。	聴覚障害	30～39歳	女
「どうせ精神障害者なんて」という諦観と軽蔑の視線で診察すること「どうせ働いても長続きしないだろうから」など	精神障害	20～29歳	女
「へえ一透析しているの？」・・・と、透析の状況について興味ありげに次々と質問して、うんざりする。（診療に関係のないことにまで問診を広げるので）	内部障害	70歳以上	男
「障害者だから…」と言われた。同じ診療室に何名か(次の患者さん)を入れプライバシーないこと	肢体不自由	20～29歳	女
「早くねなさい」といわれる。	重複障害	50～59歳	男
「片耳だけでも聞こえれば、日常的に問題はない」と耳鼻科で言われる。「人工呼吸器で、生存率が上がったのは、どうかと思う。」と、看護師が言ったことがある。	内部障害	0～9歳	女
○○（病名など）だからしかたがないといった、発言はやめて欲しい。具合が悪いのを話しに医者に行っているのに、しかたがない、でほったらかしにされてしまう。	内部障害	40～49歳	男
○大きな声で言われても聞こえないので、先生が怒っているように感じる○聞こえないと言っても書いてくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
○話しても聞いてくれなくて、無視する態度する。（面倒くさいという態度）	聴覚障害	40～49歳	女
・もっと聞こえる補聴器をしてこい、と言う　補聴器をしても聞こえにくいのだ	聴覚障害	60～69歳	男
・耳が聞えない事を筆談でお願いします事前に伝えておいたのに、何故か医師が口話で説明していた。筆談も対応しない。	聴覚障害	20～29歳	女
・車いすで診療を受けるときに「立ってください」と指示すること	肢体不自由	30～39歳	男
・手術室で手術終了後、NSが「コノヤロー、なかなか覚醒シネーナ」と言われた。	重複障害	60～69歳	男
・受付の時、聞こえないからといって大声で呼ばないようにしてほしい。・名前を呼ばないようにしてほしい。・番号制にして蛍光掲示板で知らせてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・受付や先生が筆談をめんどうな態度をとるところもあり、こちらが気をつかう。・筆談だと説明が最小限になり、くわしいことがわからずに終ることもある。	聴覚障害	60～69歳	女
・障害の説明をしているにもかかわらず、パニック時に「どんなしつけをした。」とどなる。	発達障害	20～29歳	女
・診療しているときに、医師がよく見ないさっさと診療をおわりにした	知的障害	10～19歳	女
①出産の時、看護士に「一人で育てるの」と驚かれた。②本人を無視して、付き添いの友人に検査の説明を始めた	視覚障害	50～59歳	女
40歳で失聴したが、その時の耳鼻科の医師が、「あなたはきちんとしゃべれている、聴こえないのではなく相手の話をしている意味が理解できないだけなんだよ」と言われた(怒)耳鼻科の医師でありながら中途失聴者がきちんとしゃべれるという事を知らない様だ。	聴覚障害	40～49歳	女
あいさつは、こちらがわからでないと、しない。大きな声であいさつしても無視される事が多い。	内部障害	60～69歳	女
うるさいから診られないと言われた	発達障害	20～29歳	男
かんごしのたいどが悪い　職業をたずねる。	精神障害	40～49歳	男
きこえない事がわかると、（言ってもわからないね）と言われたり、話さなくなる事がいやです。ききたくてもきけない、書いてもらう為、多くはきけない。	聴覚障害	50～59歳	女
きちんとした行動をしてほしい	肢体不自由	60～69歳	男
コミができないことで、きこえない人は「変な人」だと思われ、疎遠にされてしまう。	聴覚障害	40～49歳	男
ご年輩の先生だったので仕方がない部分もありますが、視覚障害があると大変だね、かわいそう、買物のときはどうするのかなどと不必要に言われ、不愉快な思いをしたことがあった。	視覚障害	30～39歳	女
どうしてそんな言い方をするのかおかしいと思う。もっと病院に言うべきです	聴覚障害	70歳以上	男
ハローワークで就職活したいのに、Dケアーをなかなか休ませてくれません。	知的障害	30～39歳	男
ろう者なのに、「聞こえるの？」と聞かれたり、「声出るの？」と理解していないような質問をされた。	聴覚障害	30～39歳	男
わざわざ日本語はなしているのに、じょうずに発音できないと笑う。医学ようごって英語で知っててあたりまえのことあるでしょ？べんきょうしてヨアンタたち	難病	50～59歳	女
以前主治医がくわしく病状を聞いて下さらないことがあり困りました	精神障害	30～39歳	男
医院でろう者の対象（手話通訳でも一緒）は理解してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
医師が、こちらの言っていることに故意にまちがったかいしゃくをしたり、個人の主観的意見に反論する。抽象的でわかりにくい質問をする→「何か、かわりましたか？」など（何に対して、どうだと言わず）	その他	30～39歳	男
医師が成人した女性に対し精神科に入院していることを知り、○○チャンと呼んだ。名字で話してほしいと思った。	精神障害	30～39歳	女
医師が説明をする時など、本人が目の前にいるのに、介助者（付添い）に対し説明される事が良くある。	視覚障害	40～49歳	女
医師と患者これが対話の基本。しかし耳がきこえず手話通訳者をいいことに手話通訳者に向けて話すこと			
医師にもよるが、聴覚障害者につめたい。筆談されたりは見たことがない。	聴覚障害	60～69歳	男
医師によっては気分にムラがあり時々差別的な事を言われる（目が悪いのに正眼者と同じ扱いをする）	視覚障害	60～69歳	女
医師の説明のとき、詳しい説明がなく、簡単に済まされる。	盲ろう	40～49歳	女
医者が忙しい時は、説明もおろそか、めんどくさいしぐさをみせたりする。	聴覚障害	50～59歳	女
医者など専門家が、自分は専門家だと公言し、かん者の訴えを聞こうとしない	肢体不自由	50～59歳	男
医療の質の向上、スキルアップ	重複障害	40～49歳	男
介護師によって差別が見える	重複障害	70歳以上	男
患者女性にリタリンを処方しながら「お楽しみにも使えるよ」と言った医者も居る。セクハラと共に、薬品営業者？と思える言葉を吐く医者も居る。「医療とは医学の社会的適合の事である」と言った医者も居るが、「社適合とは金銭社会の反映か？」と思ったりする。			
眼科で聴覚障害の私に「何度も呼んだ（診さつの順番がきた）のに5回も反応がない」と言われた。→聞えない人への配慮が欠如している。	盲ろう	20～29歳	男
具体的な言葉を使用してほしい（右・左・メートル）視覚（あそこ　そこを　ちょっと等）で困まる	視覚障害	50～59歳	男
結婚してるの？子供は生まないの？産婦人科でいきなり言われて、絶句。	聴覚障害	50～59歳	女
健常者と同じ様に具体的な説明をしてほしいのに、めんどうなのか、簡単な受け答えしかない事が多い。			

Ⅱ－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
言語障害、肢体障害のため、本人ではなく介助者に話しをきく事	重複障害	20～29歳	男
広汎性発達障がいの息子の学業の話し(学ぶ希望)をしたとたん「お母さん、この子は自閉症なんですよ」とまったく話にならなかった。(私は発達欲求をくみ取り、育みたいと思っています)	発達障害	10～19歳	男
差別とまではいかないが…。入院中で手術後３日目ぐらいとのときに、「退院したら働かないのですか？」って言われたことや、「何で働かないの？」とその時間をうけもっていた(担当ではない)NSに言われたこと。つらかった。〇じんつうしつにナースコールがなくて、DrもNSもだれもいないとき、子どもが生まれそうになったとき、助産婦さんが生まれてから「りきめばよかったのに！」っていわれたこと。	重複障害	40～49歳	女
最近はずい分改善されていると思います	知的障害	30～39歳	男
子どもの受診時、親が同伴しているのに、親が聞こえないため子供にだけ話をして、済まそうとする医者がいる→この親は、問2-2の(2)の方が妥当かもしれません	聴覚障害	40～49歳	女
子供が病気して、診察時、耳の聞こえにくい母親の私は、小児科医師に診察結果などの質問をしても、「あーそばにいる看護婦に聞いて!」と、手で追い出すようにいわれた。医師とのコミも筆談もなしの対応で、ショックでした。(今は、３軒目の小児科病院に変わり、医師ともコミもわかりやすく説明して下さいます。)	聴覚障害	40～49歳	女
子供を産まれたとき、すぐ、「聴力検査してよろしいですか？」すすめられたこと。	聴覚障害	30～39歳	男
子供扱いされた事や「その震えはアルコールを飲んで来たんですか？」と言われた事。	重複障害	30～39歳	男
子供扱いされる。介助者がお母さんとよばれる。	肢体不自由	40～49歳	女
思い出せないですが、悲しくて泣いた刻が有ります。これもスタッフの人数不足なのか？っと思います。	重複障害	30～39歳	男
私が視覚障害と分かったとたん、看護士の話し方が変わった。看護士なら障害をもっと理解しておいてほしい	視覚障害	20～29歳	女
私は小さい時から下肢障害になり3～4回手術をして来ました。現在は膝関節機能障害で膝が曲がりませんし硬直)内科検診等でDrから膝を曲げて下さいとか、言われた時がありました。	肢体不自由	50～59歳	男
私を無視して介助者に話す	視覚障害	70歳以上	男
私本人ではないですが、精神科(病院)で診療に行きましたら、職員のひとりが知人でした。知人は突然「誰にも言わないからね」と言ってきた。院外で顔を合わすとき、今では普通にあいさつをしていたが、それからの知人は顔をそむけて通りすぎていってしまう。	聴覚障害	50～59歳	女
視覚障害者(全盲と知っていながら)に点滴が終わったらナースコールで呼んで下さいと言われた	視覚障害	40～49歳	男
視覚障害者に「あちらを向いて」とか「あちらに行ってください」と不明瞭な言葉をかけられる時、そう思う	視覚障害	50～59歳	男
歯科にいった時泣き出したら、家でしっかり言いきかしてからきて下さいと(幼稚園ころ)拒否された。(子どもは歯科にいくと大泣きします)	重複障害	10～19歳	男
治療内容の説明を省略する	視覚障害	30～39歳	男
耳がきこえないの？と聞くこと	聴覚障害	20～29歳	男
耳が悪いと言うと、大きな声で、言われること。ゆっくり言ってくれゝば分るのに。	聴覚障害	60～69歳	女
耳が聞え辛くなり耳鼻科に行くと、今頃来ても遅い治しようがない、だけで今後どうすれば良いかなどの発言は一切なし。	聴覚障害	60～69歳	女
耳の不自由な人には通訳者をお願いしたい	聴覚障害	70歳以上	男
自分でできることを普通にやらせてもらえなかった。	視覚障害	40～49歳	女
手話通訳と一緒に行った時、口を見てわかるとか筆談できると言って通訳者の事を理解できていない医師がいる。	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳者の方に向いて、ペラペラと早口で話す。私に説明してほしいとおねがいしたらムッとされた。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者を拒否すること	聴覚障害	50～59歳	男
受付で言語がスムーズに出ないと(吃音)笑われる。変な目で見られる	知的障害	50～59歳	男
症状を本人でなく付き添いに先にきく。	精神障害	40～49歳	男
障害がある、ということで、外見見ただけで、医師が何も分からないと判断してしまって、詳しいことは何も云ってくれない。という医師が多い。	肢体不自由	40～49歳	女
障害者だから働きたくても働けないよね、とか、夜眠れないのは、昼間働いたりして活動していないせいだとか、健常者の感覚で発言する。	内部障害	40～49歳	女
障害者にではなく、付き添い者に話しかける。	視覚障害	60～69歳	男
障害者の人権尊重	肢体不自由	70歳以上	男
上記のようなことはないが、医師が介助者に同意を求める。	肢体不自由	30～39歳	女
色変なのですが、眼科で、暗い部屋につれていかれ、医師に「みえんでしょ×2？」と聞かれ、私が「子供のころからこの状態なのでなれてるので見えますよ」と答えたら、さらに「見えんでしょ？」ときかれたこと。	視覚障害	30～39歳	男
親といっしょの時と1人の時と医師の態度が違うという。又いっしょの時は親とばかり話をする。又親からみても当事者には馬鹿にしたような態度をとると思う。	精神障害	40～49歳	女
診察の時に「私は難聴なので大きな声でお願いします」とお願いすると、嫌な顔をしたり、ニヤと笑われた事があります。	聴覚障害	60～69歳	女
診療しているときなどに。	視覚障害	60～69歳	男
人によって子供あつかいする事をやめてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
人工内耳の専門医が、きこえない子に対し、「本当はきこえているはず」と言ったり、手話の使用を禁じたりしている。	聴覚障害	20～29歳	男
精神の病状をわからない福祉の人達が多く	精神障害	30～39歳	男
精神科に入院中の義弟の見舞いに行くと(車で4時間かかる)「見舞回数が少ないから、家に連れて帰ったら」と嫌味を言われる	聴覚障害	60～69歳	女
赤ちゃん言葉で話しかけられた(友の話)	精神障害	30～39歳	女
他の病院への紹介状を書いてもらうだけなのに、わざわざ親を呼ばれた。	聴覚障害	30～39歳	男
多くありすぎる、医者のモラル	肢体不自由	50～59歳	男
体調の悪い時にすぐに見てもらえるようにしてほしい。障害者だからと言って待っている時に後にしないでほしい。話をちゃんと聞いてほしい	知的障害	40～49歳	男
退院できない理由の説明不足、治療のカリキュラムを一人一人に設定、した方がよい	精神障害	40～49歳	男
大きな声で云われたりしました。	重複障害	30～39歳	女
聴こえないので、説明を省略するなどはあってはならない。文字などで聴こえる人と同じように対応すること。	聴覚障害	60～69歳	男
聴覚障害者が要約筆記(当方中難者)を付けられずに、１人で受診する時、医者はマスクを付けたまゝ、会話をするので困る(読話が出来ない)看護師さんの補完をお願いしたい。	聴覚障害	70歳以上	男

Ⅱ－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者に対して、同一の態度で接するのではなく聴覚障害者１人１人の状況によって対応をかえる工夫努力をしてほしい	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者に対してマスクを外さない、字をかくのをめんどうがる人が今でもいる。気配りが欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
聴障者→何もわからない。とバカにされている。薬の説明で間違って服用する事のないように筆談を何度もお願いしても書いてくれない。口頭で説明するだけ。	聴覚障害	40～49歳	女
糖尿病治療の際、「全盲なので運動について言っても無駄でしょう」と言われたことがある。	視覚障害	50～59歳	男
透析にならなければならないという時期、若い医師から何回も「透析、透析！！」と言われた事、ショックが大きかった。	内部障害	40～49歳	男
働いているかどうか聞かれる。赤ちゃんことばで接する	視覚障害	50～59歳	男
働いている事にビックリされる。	肢体不自由	20～29歳	男
難聴と知っていて、マスクをしていたり、下をむいて話をしたりする事	聴覚障害	60～69歳	女
難聴者が健聴者と共に診療に行った時難聴者に向かって云うのではなく健聴者に向かって云う事	聴覚障害	60～69歳	女
入院のさい、看護士が、ご飯に薬を混ぜて無理矢理食べさせようとした。	肢体不自由	60～69歳	男
入院中の重度障害者には洗濯、買い物に介護をする	視覚障害	70歳以上	男
年齢を見て貴女は年だからねェーで片ずける医者もいる	肢体不自由	60～69歳	女
筆談で対応してくれない。大きな声で話され、まわりの目が気になる。	聴覚障害	50～59歳	女
病状や薬について質問しても、あきらかに「わからないでしょう」という態度で、おざなりに答える。	精神障害	40～49歳	女
付添いでついていっても親はそちらでと別にされてしまうことありました。	精神障害	30～39歳	男
聞えないから書いて！と言っても家族か要約筆記者、同伴で来い！と言われた。	聴覚障害	70歳以上	男
聞こえないと伝えたら受付でここは手話をつれて来てと言われ、「書けば何でもわかる」と答えたら医師は書いてくれた。	聴覚障害	60～69歳	女
別のタイプの疾患と混同した扱い	難病	20～29歳	女
暴力をふるわれた（看護師から）			
本人ではなく、家族やヘルパーに説明すること	視覚障害	30～39歳	男
本人は会話が可能にもかかわらず、付き添いの者にだけ問診する。	視覚障害	60～69歳	女
本当にこれだけの薬をのんでいるのかと何度も言われた。	精神障害	30～39歳	女
慢性疲労症候群はイギリスやアメリカではよく認知され、内科的病気だと理解されているが、日本では精神的なもののように扱われ「身体表現性障害」だとか、根性がないから坐っていられない、などと言われた。この病気の深刻さを理解してほしい。どんなに具合が悪くともいつも疑いの目で見られる。この病気を理解し、精神的にも支えてくれる医師をふやしてほしい	難病	50～59歳	女
無視し、看護婦から言ってもらう医者がいて、直接コミュニケーションをとれない。	盲ろう	20～29歳	女
目に合わせてくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
問診で視覚障害だけといっているのに、「精神病にかかったことはないですか」と何度も聞く	視覚障害	40～49歳	女
薬を出す出さないというはんだんをおどしとして利用し医者のはんだんをおしつけることが多い。	精神障害	50～59歳	男
要約筆記者を連れて来なくて良い。と言いながらろくに説明を書いてくれない医師が多い。	聴覚障害	70歳以上	女
恋愛のことをこういうものが正しい恋愛で違ったものは損を受けるので、やめた方がいいていう認識の狭さで断定されたこと。	精神障害	40～49歳	女

Ⅱ保健・医療について

1（4）診療しているときなどに差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
精神科の患者を救急車でなくパトカーで運ぶこと （同意見　他3名）	肢体不自由	70歳以上	男
年金もらっているから、お金に困らないだろうからと医者に言われた。	聴覚障害	40～49歳	女
重度の自閉症者を料金の高い個室に入れること （同意見　他7名）	視覚障害	70歳以上	女
おみまいに行ったが、（障害を理由に個室に入れるのは）おかしいと思う。知的ということだけで、いろんな理由があるにせよ個室に入れて、1人にさせておくことはおかしい。	肢体不自由	30～39歳	女
「患者のために、働けば働くほど自分の給与が減る可能性がある」とベテランの看護師。	内部障害	0～9歳	女
「手のかかる患者がきていてお待たせしてすみません」と当人にきこえるように他患者に説明すること。	難病	20～29歳	女
○手話通訳者と一緒の時、怪訝な顔で対応される。○手話通訳者が不在の時、数行しか筆談で応じてもらえない。（医者が忙しいので）	聴覚障害	30～39歳	男
・医師の説明が大声なので外来の人にも内容がわかってしまいプライバシーも何もない。	聴覚障害	50～59歳	女
・家庭では手がかかるので退院してくれると言われる（タライ廻しにされる）・お宅の娘さんは大声で叫ぶので、看護師が二人でないと部屋に入れない	難病	40～49歳	男
・個室にいれられる。・パジャマが汚れてもかえてくれない。・てんてきがおわっても長い間そのあまま、ほうちされた。・Nsコールをおせるようにしてくれなかった。・尿意もあるのにカテーテルをいれられた。	重複障害	50～59歳	男
・歯科での治療中、本人の痛みに共感できない、配慮が感じられない、と思ったことがある。治療前に口びるにワセリンをぬってほしい。ずっと口をあけっぱなしの苦しさを軽減するよう配慮がほしい。・安全ベルトの先が、床について不潔と指摘すると、小さい子どもが、のってころぶ方がキケンと言われた。	難病	20～29歳	女
・歯科に診療している時、きこえないのでタオルで目を隠すと何を言っているのか分からない。・うがいがダメな時、わざわざフロアの照明を全部消して「うがいはしないでください」と言われた時、他のお客さんもいるのに、とても不愉快だった	聴覚障害	20～29歳	男
こうじのうきのうしょうがいできおくする事がニガテなので何度も聞きかえす事が多くなると不気げんになる	重複障害	20～29歳	男
こゆうまちがった行動はやめてほしい	肢体不自由	60～69歳	男
これこそが本当の差別だ	聴覚障害	70歳以上	男
これも類似設問だ	視覚障害	50～59歳	男
てきとうなちりょう。	精神障害	40～49歳	男
やはり信じられません。	肢体不自由	70歳以上	女
レントゲン撮影の時に機械の音にビックリして動いたら動くなと言われた　障害特性を分かってほしい	肢体不自由	20～29歳	男
以前ありました	精神障害	30～39歳	男
医師が言っても理解するはずがないと思っている。	肢体不自由	60～69歳	男
医師が筆談に応じないケースがある	盲ろう	20～29歳	男
医師が盲ろうの患者本人に説明せず、介助者に向かって話をする。	盲ろう	60～69歳	女
下の世話をしてもらう時男性の看ご士さんにはしてほしくない	肢体不自由	50～59歳	女
家族のいない人に対する扱いがぞんざい	肢体不自由	50～59歳	男
介助があるからと入院をのばすな	肢体不自由	40～49歳	男
確かに医師は立派だが字が下手で読みにくく理解できないで終っている	聴覚障害	70歳以上	女
患者に対する説明が無く（薬の内容・治療計画・適正血中濃度）、薬疹・血糖値異常の対処にうとい医師による高圧的押しつけがある。（監護法の出来た項に作られた医師法・医療法の名ごりかポリスパワーが強い）またはパレンスパトリエの強制か？			
簡潔な言葉ですませることがある。	聴覚障害	30～39歳	女
急患できた時は本人の意思を尊重して治療して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
警察や裁判所に相談しても相手にしてくれない。バカにする。	精神障害	40～49歳	女
個室等に入院させられてしまう。	肢体不自由	60～69歳	男
骨格異常の自分に対して医師・看護婦が目の前で同じ体型となる	聴覚障害	30～39歳	男
子供扱いされた事	重複障害	30～39歳	男
視覚障害を理由に、料金の高い個室に入れること	視覚障害	30～39歳	男
時々大きな声を出したりするらしいので、嫌がられているよう。来ないでほしいと思っているよう。1度腰痛で受診した時レントゲンもとらずに大きな病院でMRIをとるように紹介された。できるだけいっしょについていく方がよいと思うが、医者だからもっと精神のことも理解してほしい。	精神障害	40～49歳	女
耳鼻科で順番待ちをしている時に、ナースに聴こえない旨を伝え、ではここでおまち下さいといわれた。イスに座ってまっていたが、2時間またされたのでナースにいうと、「何度も呼んだのよ！」とどなられた。それについて病院のご意見箱に投書したら、次からは私の事を肩をかかえ、支えて歩こうとした。聴こえないだけで自分で歩ける。耳鼻科のナースなのに、ちっとも聴障者を解っていない、屈辱的だった。	聴覚障害	40～49歳	女
耳鼻科へ通院した時、じっとしていられず動いたので簡単にしか見てもらえず「動くから見られない」と言われた。	知的障害	20～29歳	男
自分が使えるトイレ（お座敷トイレ）が無い	肢体不自由	50～59歳	男
車いすでの健康診断が受けられなかった。車いすなので2Fにレントゲンがあるので出来ないと断られたり、車いす対応がきわめて悪く行った事がなし（行かない）	重複障害	60～69歳	男
主治医がこなくて研修医がちりょうをしている（入院の時）主治医でなく研修医が手術をしている（入院の時）看護師婦が見ならいをよこす（入院の時）	知的障害	40～49歳	男
手がかかる患者が来たと不愉快そうな顔をする	視覚障害	50～59歳	女
手話通訳を拒否された。	聴覚障害	30～39歳	男
手話通訳者に対しての説明になってしまう。治療を受けている聴覚障害者に対して説明をしてくれない。手話通訳者は保護者ではない。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者付いてないときには、耳が聞こえませんと言うと、簡単に終っちゃう	重複障害	40～49歳	女
受診時間が短いこと	精神障害	40～49歳	男
重度の障害があり、呼吸器等の医療機器を使用している場合、機器の音がするという理由で費用のかかる個室に入れられる。	肢体不自由	50～59歳	女
重度自閉症者には室を選ぶ事を嫌がられる	重複障害	30～39歳	女

Ⅱ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
出産時（20年前）ですがきこえないということの理由で、自然分娩でなく帝王切開をすすめられたことがあった、が、自然分娩を強く希望した。（問題はなかったので良かった。	聴覚障害	40～49歳	女
障がいのあるなしにかかわらず、個室にするかどうか、きもちをきいてほしい。私が、もし入院したら（女だとしても）プライバシーもある。	発達障害	30～39歳	男
障害者の多くは低所得者なので病院は良心を持って対応してほしい。精神の方の救急システムがあると聞いております。独権を冒す事で許せません。	精神障害	70歳以上	女
診察や検査結果の説明の際に、付き添いが同席するよう強制され、付き添いに対して説明を医師が行う。	視覚障害	30～39歳	女
診療しているときなど。	視覚障害	60～69歳	男
診療内容を視覚障害者本人ではなく、付添い者に先に話す	視覚障害	60～69歳	女
診療内容を詳しく説明せず簡単に説明したり、本人に聞かず(病状を)付添い人話を聞く。	聴覚障害	50～59歳	女
数年前ではあるが、心療内科に入院した際、私自身では問題行動を特に行った経験はないのに、個室に入れられ、入院費もかかって、大変だった。	精神障害	30～39歳	女
精神障害者の友人は暴力をふるわなかったが、隣人が彼女に暴力をふるわれたと訴えたため、そちらの主張だけが認められて強制入院させられた。強制入院の理由や、問い合わせ先などを書いた書類を点字で保障されなかった。プライバシーにかかわる診断結果を、医師が本人ではなく、ガイドヘルパーに説明してしまった。	視覚障害	50～59歳	女
精神障害者をみんなキケン人物と考え決めつけるのはおかしい、失礼だ。自閉症の患者さんの意見を聞いて部屋を決めるべきだ。	盲ろう	50～59歳	女
総合病院の整形外科で治療を受けた際、精神科に入院している時だったため、受付の職員が明らかに見下した態度で、家族と本人に接したため、深く傷ついた。これまで一度も味わったことのなかったので悲しく思った。	精神障害	30～39歳	女
大きな声を出しても口元を見ないと分からないのに、お年寄りのように耳元でしかも補聴器のある耳元で大きな声で言われる（耳が痛くなる）やめて欲しい	聴覚障害	40～49歳	女
知的障害者と気づいた時から態度が変わり、ぞんざいな扱いになった	視覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者だとわかると医師は詳細には話さず『大丈夫』『寝て下さい』で終わる。詳しく聞きたいのに…。	聴覚障害	40～49歳	男
聴覚障害者に対してレントゲンなど対応をめんどうがる、嫌な顔されるので傷つく。	聴覚障害	40～49歳	女
透析患者ということを告げ鼻血が止まらないと時間外受付へ電話した時に、「それくらいおさえていれば止まる」と言われた。それでもと言って病院へ行ったところ40分以上待たされ、食べたものを血と一緒にはくまで待たされた。透析に関して知識のないスタッフが多い	重複障害	40～49歳	女
入室まで聞こえない為に、順番が飛んでしまうこと。	聴覚障害	50～59歳	男
皮膚の病気で受診したのに、子どもの障害の方を先に指摘され（障害の話を中心にされた）上から目線でいやな思いをした。子どもが先生の机のもの（絵がかいてあって気にいったものがあった）をさわろうとしたら、すごくこわい顔をして注意された。（子どもが小学生のころの話）	重複障害	10～19歳	男
筆談だと、うまく、伝えられない。手話通訳者を呼んでも私のことをみられて、たまらない。信らいできる手話通訳者が少ない。	聴覚障害	50～59歳	女
筆談での病状説明が面倒みたいに要点しか説明しない	聴覚障害	70歳以上	男
筆談をしてくれない。わかるように伝えてくれないのが苦痛。窓口で、見てわかるように呼び出してくれないのは、特に体調の悪いときには耐え難い。ずっと緊張しながら自分の順番を待っている。	聴覚障害	40～49歳	男
病院内で、いつも、見られて、（かんし）されて、いるようで、こわい。	重複障害	30～39歳	女
病状の説明など、普通にしゃべっても聞えず理解できない聴覚障害者には筆談や手話などでわかるまで説明すること	聴覚障害	60～69歳	女
普通に話し合えば分ってもらえることが多い。	肢体不自由	70歳以上	男
聞えない人だと思って大声で喋る。聞かれたくない症状を待合室の知人に知られる。個人のプライバシーの配慮をお願いしたい。	聴覚障害	70歳以上	男
聞き取れずにいると後まわしにされる。	聴覚障害	50～59歳	女
聞こえないので順番が後回しされることが多くある	聴覚障害	60～69歳	男
聞こえないやつは一人で来るな、と言われる	聴覚障害	60～69歳	男
返事が出来ないため、よく見てもらえない。	発達障害	20～29歳	男
本人に説明のないまま、薬を飲ませ続ける。	肢体不自由	50～59歳	女
医師から妊娠していることを伝えるのと同時に堕胎を勧められた。子宮筋腫の検査に行ったところ「どうせ子どもはいらないだろうから子宮は摘出した方がいい」と言われた。子どもの付き添いで病院に行ったところ「付き添いは健常者でなければ困る」と言われ、診察室に一緒に入ることができなかった。	視覚障害	50～59歳	女
問診表に「統合失調症」て書くと、Drの態度が明らかにおかしくなる事が多い。「何か、おかしいな」と感じた事は沢山ある。	精神障害	40～49歳	男

Ⅱ保健・医療について

1（5）診療しているときなどに暴力や虐待を行う

記述内容	障害種別	年齢	性別
看護員が患者に暴力をふるったりいじめること （同意見　6名）	聴覚障害	60～69歳	女
時間がないとはいえ体を押さえ拘束して治療すること （同意見　他3名）	視覚障害	50～59歳	男
暴力をふるうような看護員はクビにすべき。予定時間をオーバーしたとしても、そこは人間、もっと思いやりを持って接っするべき。	盲ろう	50～59歳	女
○性的虐待を入院中に受けた人の話を聞き、病院への信頼がますますなくなってしまった。	精神障害	40～49歳	女
・看護師からマヒしている箇所に力を入れるよう指示すること	肢体不自由	30～39歳	男
・言葉による虐待を感じる時がある。	肢体不自由	70歳以上	男
・私自身、医師から診察を受けた時（レントゲン）足をけられました。・老人が、食事をするにもいたくて、食欲がないと言っても、看護師は原因を調べなかった。（原因は数日後に明らかになったが…）	内部障害	60～69歳	女
・本人や介助者との相談なく、一方的なやり方で治療すること	知的障害	10～19歳	男
ナースコールで呼ぶと文句を言う	肢体不自由	40～49歳	女
マッサージ師による猥褻行為。女性の障害者に対する男性看護師による排泄行為。全盲女性の病室に、男性看護師や医師が黙って入ってくること。黙ったまま医療行為やケアをすること。全盲で全身性の障害のある患者が、方向を確かめ、ベッドから落ちないように身を守るものとして頼りにしていたベッドの柵を看護師が勝手にはずし、なぜ外すのかという説明をしなかったため、不安に襲われた。	視覚障害	50～59歳	女
以前、ある病院に入退院していたのですが、診察も一秒もなく、診察室に入るなり、注射をうたれて、眠らされ、目がさめると、鉄格子の中が現実です。又、この病院は、保護室内で十数人、死んでおり、新聞にものらず、死因はやみからやみへとです。	精神障害	40～49歳	男
医師のセクハラととれる言動。	精神障害	30～39歳	女
医者がよく「私のいうことにふまんならヨソに行け」という。しょうかいじょうはほとんど何もかいてくれない、ことばのぼうりょくとパワーハラスメント。日本とアメリカのレベルは交ばんのおまわりさんとSWATteamぐらいのちがいがあると思う。	難病	50～59歳	女
患者（男性）に私（女性）が髪をつかまれてひっぱられて暴力を受けたとき、回りにいた看護師は重大事にならずにいたことをのみ問題にして私の心身のことを気付かうこともなく、看護師に人間扱いされなく暴力（精神的）を受けた。	精神障害	40～49歳	女
患者の意見を無視しての治療			
患者の症状により、診療時に体が緊張する場合には、体を押さえてもらう方がいい時がある	肢体不自由	50～59歳	女
患者をいじめる事は許せないが拘束して治療する事はその時の状況によって違うと思う	肢体不自由	60～69歳	女
看護ふが呼んでもこない（入院している時）（ナースコールをおしても）くるしんでいるのに看護婦が見て見えないふりをする。	知的障害	40～49歳	男
泣いたり、大声を出すと、診療してもらえない	肢体不自由	20～29歳	男
筋力がないにもかかわらず、リハビリと称し、車いすの後ろにタイヤをつけ砂地で動くことを強要された。	肢体不自由	50～59歳	男
健じょう者とのあつかい方がちがう　看護師が差別をする	肢体不自由	40～49歳	男
現在A病院にて医師の許可なく看護士が抱束、腸管壊死にて死亡～マスコミ報道があった。公務員は「問題ない」としているが…。家族は説明を求め訴えている。・病院にて患者の虐待があったが、役所はルーチンワークや手続きに「問題無し」としていた事があるので心配。			
言葉の暴力（治療の意味はない等）	肢体不自由	60～69歳	女
拘束行為をやめてほしい（ナースコールがならせない）	肢体不自由	40～49歳	男
今皮フ科と眼科に通っています。差別は、ありません。	知的障害	40～49歳	男
座っているのがとてもつらいから座らせるのは虐待くらい大変だった。	重複障害	40～49歳	女
私が精神科に入院している時独裁者的看護師がいて何人もの患者がなぐられてたりけられたりした。最悪なのは具合の悪い患者を保護室に入れ何人もの看護師のリンチにより命をおとした仲間がいた。	精神障害	50～59歳	男
時間がないのではなく、必要な治療に際して、拘束しないと、前に進めない	重複障害	20～29歳	男
少し異なるが、視覚障害者の誘導が適切でない（暗室で後ろから押される＝前方が分からないので非常に不安）	視覚障害	50～59歳	男
障害による緊張で検査が出来なかった場合代替策を考えてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
診察、診療の方法に工夫してみてください	知的障害	30～39歳	男
診断書や意見書をお願いした時面倒がられた事がある	視覚障害	50～59歳	女
人間ドックなどで、指示がわからず（聞こえず）、急に体をねじられたりして（無理に姿勢を直されたりしたら）、大声で叱りつけたりされたことがある。苦情を申し立てたらその後、その医療機関で組織的にいじめられたことがある。	聴覚障害	50～59歳	男
精神科に入院すると言葉の暴力は良くあります。これはなかなか直らない事と思います。	精神障害	70歳以上	女
精神科の患者に奴隷のような言葉。子供に会いに行くと、ぶっきら暴の対応（看護員）精神科、薬を全部1度に変えられて（モルモットにされる）副作用で（注射をどんどんして（過剰に投与されて）トイレで転倒）	精神障害	30～39歳	男
精神病院に入院していた時、何人かの人が看護師が患者をなぐっていた	精神障害	50～59歳	男
前回の入院とせられた看護人に、暴力うけた	聴覚障害	50～59歳	男
体を押さえての治療は時と場合に依っては必要（前回の例に対して）	視覚障害	60～69歳	男
電気けいれんをかけられた	精神障害	40～49歳	男
透析をしているから、多少いたいところがあっても普通だという考え方をされる。	重複障害	40～49歳	女
入院している時看護士に冷たくされた	精神障害	30～39歳	男
入院中、看護師が、寝たきりの子（長期入院の子）をいじめていた。看護師のミスを、本人のせいにするなど。	内部障害	0～9歳	女
不安が強く泣いて動いてしまうので、理解してほしい	発達障害	10～19歳	男
聞き直しをするたびに「チェッ！またか」と舌打ちをする精神的な虐待である	聴覚障害	60～69歳	男
聞こえないというと、耳元で大きな声を出される。大きな声であっても、ききとれないことを相手はしらない。中途失聴者は話せてもきこえない。	聴覚障害	50～59歳	女
母の言うこと（せつめい）を聞かずに、先に体を押さえ拘束して治療すること。一歩ちがったら命にかかわる	聴覚障害	40～49歳	女
本人に、充分な説明もせず“管を抜く”“あばれる”という理由で拘束をすること。			
隣の人が、御飯を食べなくて、毒が入っていると言った時、おどかしていた。	精神障害	40～49歳	女

Ⅱ－１（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
冷たいな言葉を使ってる	聴覚障害	20～29歳	男

Ⅱ保健・医療について
1（6）制度について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
（まだまだ当事者のエンパワーメントを第1に考えたになっていない。従来からの考え方で流されているし最近は財政面から特に行政の窓口に置いては65才以上は即介護保険の扱いである。）年令65才以上即介護保険の窓口指導が全国大で展開されており、推察するに障企発第0328002号障障発第0328002号、平成19年3月28日の「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」の通知があって、本通知は前略～技術的な助言であることを申し添える。と冒頭にありますが障害者福祉法は財政難を理由にして65才以上は即介護保険制度になっている。当該通知の撤回か、再通知を切に願います。	肢体不自由	60～69歳	男
病院の人員、病室などに関する「精神科特例」があること （同意見　他1名）	肢体不自由	70歳以上	男
制度利用に医師の診断書・意見書の作成が必要な場合に費用が自己負担であること （同意見　他11名）	知的障害	40～49歳	男
同じ病気でも病院によって診断書の金額が異なる	視覚障害	70歳以上	女
○×（→2、3問でも）式のものでも費用が不要な場合がある	内部障害	60～69歳	男
・今通っている病院にもう2人ほど精神科医がいてほしい・ケースワーカーもいてほしい	知的障害	20～29歳	男
・手話講座（入門、基礎）をろうあ団体と通訳者団体にまかせて下さい。・ろうあ団体の要望を尊重して下さ	聴覚障害	50～59歳	男
・難病は毎年書き替えのため、かならず医師の診断書、意見書が必要であり、同じ所に提出にもかかわらず、紙の枚数で料金が変わる。何年も同じで重度であるならば、毎年同じ事の繰り返しはとても本人、家族のふたんである。	難病	50～59歳	女
インフルエンザ予防注射は代金を支ハライされた。	重複障害	30～39歳	女
かいごはろうさいの人は市役区所ではみれない、ぜいきんをはらってもいみない	肢体不自由	50～59歳	男
これは無料にすること（重度の方などは）	肢体不自由	60～69歳	男
にんていくぶん、自己負担など本人の現状を無視してかってに法律をきめないでほしい。	重複障害	50～59歳	男
リハビリテーションの日数制限	肢体不自由	50～59歳	女
以上の質問にあるような差別は受けたことはありません。ただ、制度のことで、身体、知的障害はOK、なのに精神はダメという場合が殆んどです。何故ですか？	精神障害	70歳以上	女
意見書、診断書の中身(自分のこと)をたしかめたかったと、思う。今のしくみだと、自分のことでも、見れない。	発達障害	30～39歳	男
意見書は先生らによってまちまちで費用がどうなってもよいとか、安定して決まっていないというのもきくとなおさら	精神障害	30～39歳	女
医師の診断書などの作成が必要な場合の自己負担の軽減。	精神障害	30～39歳	女
医者のしんだんしょ、いけんしょの作成自体がおかしい。何のうらづけ、こんきょ、げいいん、りゆうの証明がなくてヘンケンにみちているとくに、せいしんびょう。ついこの間あった話：私がクリニックをおいだされたわけ、アメリカと日本でしんだん名（びょうめい）がまるでちがうのでりゆうとこんきょをきいたらおこりだした。（私のほうがあきらかに知しきが多い）日本語と英語でせいしんびょうを表わす言葉のかずはまるでちがう。何だかわからないビョーキはとうごうしっちょうしょうか？びょう名までとうごうしちゃったの？私はテストもなし、頭のMRIもなし、血液けんさもなしで“5分間しんりょう”のくり返しで、しんだんされた。こんきょと理由が知りたい。私はなんびょうによる不幸な子供時代・青春時代が原因のPTSDです。バカな医者のせいで悪化した！！	難病	50～59歳	女
医療費の現物給付をして頂きたい。障害の重い人は一時負担して、後で役所の窓口へ手続きに行く事は大変だと思います。	肢体不自由	60～69歳	女
医療費負担に知的障がい者との間に大きな異いがある。精神科通院者は、一般（精神科以外）治療は、3割負担。	精神障害	30～39歳	男
医療福祉を出しても対応できない医療がある。院によって異なるみたい？	聴覚障害	20～29歳	女
介護保健一割負担	視覚障害	50～59歳	男
介助者のベット代や病院へ行くタクシー代が高い	肢体不自由	40～49歳	女
給与所得の関係ですべて自己負担となっている。	聴覚障害	50～59歳	男
銀行の払い出しに視覚障害者は記帳が出来ない代理を認めてほしいことを願望する。	視覚障害	70歳以上	男
公的医療助成に必要な診断書などは無料にして欲しい。	内部障害	70歳以上	男
高過ぎる	肢体不自由	70歳以上	女
高額な費用を取られる事。	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者が一人でも診療を受けられるよう、介助者をつけて欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
事例ではないが医師の診断書が必要な場合、その費用を負担するのは、やむを得ないのではなかろうか？	内部障害	70歳以上	男
自己負担、お金が少ないのに制度利用するにもお金かかることは納得できない	盲ろう	60～69歳	女
自己負担が大である	重複障害	30～39歳	女
自己負担の軽減をお願いします。	精神障害	30～39歳	男
自立支援医療の診断書が2100円特別障害者給付金の診断書が4200円もかかってしまい、家計に影響をおよぼしています。	精神障害	40～49歳	男
自立支援医療費や障害者保健福祉手帳の更新（精神）の更新には自己負担金が高すぎる	精神障害	30～39歳	女
自立支援法になり以前より医療費が高くなってしまった。	精神障害	50～59歳	男
社会保険庁の3年ごとの見直し書類の眼科診断書が自己負担な事	視覚障害	50～59歳	男
車いすでも全ての診察が出来ると思うのですが、巡回診療車でも対応出来る様にすべきである	重複障害	60～69歳	男
手帳更新時あるいは障害年金申請時の診断書について。看護時に1通15000円といわれあまりに高額と思い、他の人にも聞いてみて、ふつうに1通3000円～5000円までと知り、医者に抗議したことがあった。納得してくれ5250円でおさめてくれたが、知らないですますところだったと思う。そういうところも国でしっかり料金も一律明示すべきだと思う。	聴覚障害	50～59歳	女
就労していても給料は少なく、3割負担はきついです。	知的障害	30～39歳	男
少し内容が違うかも知れないが、視覚障害者が入院した場合身近な用事等に、ホームヘルパーを派遣してもらえるような制度にして欲しい。	視覚障害	50～59歳	女
紹介状を書くとお金が必要と言うが障害手帳を示しても別と言う。	聴覚障害	70歳以上	女
障がいがある事で、診断書が必要な事が割とあります。障がいに関する診断書の費用は、低額or無料にして欲しい	視覚障害	40～49歳	女
障害厚生年金の精神科医師の診断書の最高7000円をはじめ、診断書の料金が高すぎるし、全額自己負担になっている	精神障害	60～69歳	男
障害者に対しての診断書・意見書は無料化にしてほしい	聴覚障害	30～39歳	男
障害程度の認定で、医師によって異なる事がある	視覚障害	50～59歳	男
障害年金の診断書は無料にしてほしい	精神障害	50～59歳	男

Ⅱ－１（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
診断書、意見書の費用を安くしてもらいたい	精神障害	50～59歳	男
診断書、意見書は、1枚1万円もとられる。医師は責任がかかるためかなかなか書いてくれようとしない。時期を逸した事もある。	内部障害	60～69歳	女
診断書が有料である事	肢体不自由	50～59歳	男
診断書の費用が高過ぎる	内部障害	70歳以上	男
診断書の無料化	精神障害	60～69歳	男
診断書を書いてもらうのに料金が高すぎる	肢体不自由	60～69歳	女
診断書を保険の対象とし、点訳または音声コードなどを付けてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
診断書発行料が必要（福祉病院）	聴覚障害	70歳以上	男
診断書料金がおかしい。無料から3万円くらいで病院によって大差がある。	重複障害	60～69歳	男
制度について差別的に取り扱い。	視覚障害	60～69歳	男
制度について知らない場合があった。若い医師で私が教えると喜ばれた。	聴覚障害	30～39歳	男
制度利用に医師の診断書・意見書の作成が必要な婆合いに費用が自己負担であること	精神障害	50～59歳	男
制度利用に医師の診断書作成が必要な場合、費用が10割全て自己負担である。また病院に行くとき移動支援を頼んだ場合、病院の職員が全て案内をしてくださることは考えにくいので、病院での待ち時間が全て10割負担というのはおかしいと思う。	視覚障害	30～39歳	女
成人糖尿病とインスリン依存糖尿病を同じくくりづけであつかわれ、医療費用の負担が大きすぎる。	重複障害	30～39歳	女
精神科のかくり室に何回もいれられたので完全にかくりしつをなくしてほしい	精神障害	50～59歳	女
精神科をなぜ日本人は特別あつかいをするのか？もっと広い心を持って、他の科と同じ様に内科、外科等と同じ様にあつかうべきである	盲ろう	50～59歳	女
精神科特例は絶対に廃止してほしい。医師の人数をふやして患者の話を十分に聞いてほしい。家庭に訪問医療したら、地域にも積極的に出ていってふつうに地域で暮らせるよう、福祉の面でも支援してほしい。	精神障害	40～49歳	女
精神科特例事項や医療・治療方針計画の作成をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
精神障害者は他の障害者とのサービスで費用負担が冷過されている			
精神的障害者には治療費が入用薬代のみ1部負担してもらっている。身体障害者、知的障害者には治療代が無料である。精神的障害者にも治療費が無料になってほしい（差別的に思います）	精神障害	30～39歳	男
精神病棟（特に重い人）には鉄格子の窓がついている。（差別ではなく、防備でしょうか…？）	聴覚障害	50～59歳	女
精密検査時に自己負担が健常者と、同一では納得しづらい	重複障害	60～69歳	男
先にも書いたが、囚人と同じく「社会を守る為に本人に見張りをつける」意味で精神障害者には「監護法」が与えられた。その同時期に「医師法」「医療法」も出来、その名ごりが今も監護と言う名で残っている。			
前回の調査の例にもあるが、精神科特例は国ぐるみの差別の最たるものだと思う。	精神障害	20～29歳	女
他診療に対しても通院医療費の助成を認めてほしい。	精神障害	70歳以上	女
長期入院患者の存在はまるでハンセン病りようようしせつであると思う。人としての喜びや楽しみをさせてあげてほしい	精神障害	40～49歳	男
難病と診断されているのに、難病しんせいがとれない。日常生活にししょうが無い理由で。	難病	30～39歳	男
入院していても介護制度を使えるようにしてほしい（アテンダント、ホームヘルパーの利用）	肢体不自由	40～49歳	男
入院時に介助を必要とする者に対して介助サービスがないこと	重複障害	20～29歳	男
入院中も自立支援法が使える。	視覚障害	70歳以上	男
年金の手続きの為の診断書が有料である	内部障害	40～49歳	男
病院で診断書などの作成に伴う費用の自己負担を支払いで機械で、検査により、弱視が、より見えないのに機械によって操作がしにくい。	視覚障害	50～59歳	0
病院によって上記の作成費用がまちまちで有り、差が有りすぎる、又費用を全額でなく半額位にしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
補装具がなかなか認められなかった時、何回も複数の科の医師から診断書を書いてもらわねばならず、すごく自己負担が大変だった。	難病	50～59歳	女
薬だけでもお金がかかることもおかしい。	肢体不自由	30～39歳	女
薬の種類を増やしてほしい。	精神障害	30～39歳	女
療育手帳の申請と障害基礎年金の申請を同一書類（医師の診断書）で行えるようにしてほしい。	知的障害	20～29歳	女
もう40年近く病院（600床）で働いていても視覚障害者のマッサージ師であるというだけで　1）昇進や昇給を抑制している　2）今だに業務の中でPTに管理されている　3）都合の悪い症例を廻してくる　4）すべてにおいてPT主体で進んでいて、我々の行なう物理療法を軽視している　　以上の点が上げられる。	視覚障害	60～69歳	男

Ⅱ保健・医療について
2（1）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
・待合室に車いすスペースを設けていないことがほとんどで、せまくて使いにくいスペースを確保して改善してほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
病室を車いすで利用しやすい広さにしたり、窓口のカウンターなどを車いすで使いやすい高さにすること。レントゲン車などの診察車を車いすで利用できるようにすること。（同意見　他18名）	肢体不自由	50～59歳	女
補助犬が診察室まで入れるようにすること（同意見　他7名）	視覚障害	50～59歳	男
車いすで通る事の出来る広さになっているのに物が置いてある	肢体不自由	60～69歳	男
「筆談対応します」のステッカー等案内があるとよい。	聴覚障害	30～39歳	男
○待ち合い室を別にする。静かな環境で待てるようにする	重複障害	10～19歳	男
・オストメイト対応トイレを設置する事（汚物流しのオストメイト対応）	内部障害	60～69歳	女
・レントゲン室で息を止める時、終わった時などが見てわかる装置を取付けてほしい。・待合室で順番が来たことがわかる掲示板やバイブレーターがほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
・レントゲン室などの密室治療では蛍光掲示板で表示してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・階段の段鼻を見やすくしてほしい。・トイレの男女の表記・識別を見やすくしてほしい	盲ろう	20～29歳	男
・施設内アナウンスについて、電光掲示板等設置し流してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
・視覚障害者の洗濯物のヘルパーを利用。・医療介護によって病院内移動をしてくれない。	視覚障害	50～59歳	男
・心電図、MRI、レントゲンなどの検査室の温度（患者側の）	内部障害	60～69歳	男
・診察室の通路が狭く、いろいろな物が置いてあり、車イスが通りにくい。	難病	20～29歳	女
・病院の診察室ベットは巾が狭くて、のりずらい、横向きなどになる時、おちるのではないかとこわい。・救急車に電動車イスを乗せられないから、退院の時困る	肢体不自由	50～59歳	女
・病院も受付で、カウンターの上に耳マーク表示板、簡易筆談器やメモを置いてあると安心です。・胸部レントゲン撮影では、色つきのランプか電光表示板などを設置すること。	聴覚障害	40～49歳	女
・文字放送を設置する。	聴覚障害	30～39歳	男
・利用の説明と図解などにより、ビジュアル化する。	発達障害	20～29歳	女
1ヶ月おきに心電図を、毎月レントゲンをとっているが、ただとるのみで、見る医師、技士がいない。体調が悪くても参考にしてもらえない。災害時の安全に配慮を。	内部障害	60～69歳	女
エレベーターの扉にガラス張りを付けてほしい。（エレベーターの中を見えるように）	聴覚障害	50～59歳	女
エレベーター利用時　何階で何科があるかわかる様に玄関チャイムを付けてほしい	視覚障害	50～59歳	女
オストミー対応トイレの必置	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレが設置されていない施設が多い早めに設置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレの設置。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの設置をしてほしい。できれば特例交付金の延長と対象を広げてほしい。	内部障害	60～69歳	男
お金の支払い時、スーパーのレジのように支払う側に金額が見えるようにして欲しい、私は聴力障害なので言われても解らないことが多い。	聴覚障害	60～69歳	女
お知らせフラッシュは必ず設置してほしい。			
カードなどで自分にきちんと説明して欲しい。	発達障害	10～19歳	男
カードによる受け付がこまる	視覚障害	50～59歳	男
カンセラーにはなしをきいてほしい　職員にわいいにくがある	知的障害	20～29歳	男
これは大切である	肢体不自由	60～69歳	男
さいきん、AEDがせっちされているところがふえてきたが、医療や保険しせつ（センターふくむ）にもかかわらず、設置場所の表示がない所がある。必ず設置の表示をギムづけてほしい。	重複障害	40～49歳	女
しんさつ室等　入り口を広くして車イスでも通りやすくしてほしい。	重複障害	50～59歳	男
しんさつ用のベッドはひどい。とくに小びょういんは…手すりもない、くつべらもない。かんごしのhelpもない。一人で何もできないのは見てわかると思うが。	難病	50～59歳	女
ストーマトラブルの場合。急を要するため受付窓口を設けてもらいたい。	内部障害	70歳以上	男
トイレ（今だに和式が多いこと）最低ウォッシュレットを	肢体不自由	60～69歳	男
トイレがせまく利用しづらい（車いす）所あり。スロープがあっても、こうばいがきつくて利用できない所あり	肢体不自由	70歳以上	男
トイレなどに点字標示をしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
バリュームを飲んで胃透視の検査。外部からマイクにより掲示する検査では、ろう者は大変困っている。（一動作ずつ止めて、内部に入ってやってもらっているが）これは検査拒否したい。（逆に拒否されている感じを受けている）	聴覚障害	60～69歳	男
レントゲンとか、検査中に手話通訳者が入られないために、コミュニケーション方法がなく、困った。合図とか分かりやすく指示出来るように。	重複障害	40～49歳	女
レントゲンなどで聴こえない人にもわかるように、説明合図をして欲しい「息をすって、止めて」と合図が入り、OKと言われるまでが長く苦しい。	聴覚障害	40～49歳	女
レントゲンの時、いつ息をとめるとかはいてとかわかりませんので、ずーと息をとめていたりするので苦しい…だから検診はきらいです。レントゲンの時、電光板などで「息をすって下さい」「息を吐いて下さい」とか字で、でるようなものを開発してほしいです。レントゲンとけいじ板をつないで字を出すなど	聴覚障害	60～69歳	女
レントゲンやCTの時いつ息をはくか吸うか分からない。耳マークをしていてもあまり気にしてくれない。	聴覚障害	60～69歳	男
レントゲンを取る時に台が硬く尻がすれる。	肢体不自由	60～69歳	男
レントゲン検査室で文字　電光盤等で視覚でわかるように配慮をお願いしたい。	聴覚障害	60～69歳	男
レントゲン検査等の指示が、目で確認できるようにしてほしい	聴覚障害	30～39歳	男
レントゲン撮影の時動かなくても目で見える様に合図を考えて	聴覚障害	70歳以上	女
レントゲン撮影時立位が取れない為車イスから台に移乗する際高さが障害となっています。	肢体不自由	50～59歳	男
レントゲン室（又はレントゲン車）に目でみて合図がわかるようにパトライト？（ふつうのライトでも可）をつけてほしい	聴覚障害	50～59歳	男
レントゲン室の設備に字幕電光板を設置してほしい。医師の指示が分からない。	聴覚障害	30～39歳	男
レントゲン室の待ち合い場所がふきぬけでひどく寒い	内部障害	50～59歳	男
レントゲン車にマイクのみの指示ではなく、目で見てわかる方法を工夫し、設置する事（点滅式のランプを取りつけるなど）	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅱ－２(１)

記述内容	障害種別	年齢	性別
レントゲン車の対象はできれば責任者が手話を覚えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
レントゲン診断の時「ハイ、息を吸って！」ということをランプで表すようにすると、より正かくにさつえい出来ると思う(中途失聴者)	聴覚障害	70歳以上	男
レントゲン台のマットをやわらかい物に			
レントゲン台への乗り移りが難しいので床での撮影を出来るようにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
胃の集団検診時、回転動作が鈍いと声を荒立てる。	肢体不自由	60～69歳	男
医療機関は音声誘導、点字ブロックなどのバリアフリー化を進めてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
医療施設のバリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
音声での呼び出しだけでなく、目でもわかる呼び出し設備をつけて。	聴覚障害	60～69歳	女
開業医院では殆ど福祉的な配慮がなされていない！！こういう場合、直接医師や看護師に言うべきでしょうか？例えば聴覚障害者のための文字表示や番号呼び出しなどの設備があってほしいと思う時がある。殆ど放送のみで、私だけ看護婦さんが特別扱いされる。			
外出時に色々な場所で手すりの不足とかでトレイが不便とかバス等からの下車時に段差がありすぎる。車いすでの外出、道路斜めでこわい。	肢体不自由	60～69歳	男
各々の障害に対する、介助者を医療現場に置いて欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
患者受付システムは、視覚障害者には使えない。	視覚障害	60～69歳	男
眼鏡や補聴器の貸出しがあると良い	知的障害	30～39歳	男
救急車に車いすのままでも乗れるようにして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
携帯電話の利用を禁じる病院があるが聴障者にとってはメール等文字通信できる方法が必要、ご理解をお願いしたい。使ってもよい場所を決めておくとか。振動式呼び出し器も同様。	聴覚障害	40～49歳	男
経費的に設備が追いつかない。	精神障害	70歳以上	女
健康推進課の窓口が高く、車イスでも相談が受けにくい	難病	40～49歳	男
県立の病院でありながら待合室が狭く、呼び出しNo.の字幕が見えにくい	肢体不自由	60～69歳	男
玄関での靴をはいたり、脱いだりする場所(長イス)が少ない。	肢体不自由	50～59歳	男
個室においてのトイレ(病室)が入れない	肢体不自由	40～49歳	男
呼ばれるまで、待つのに、番号のある①(モニター)画像？をつけてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
呼び出しに電光文字板をつけて欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
呼び出しの時の電光盤			
呼び出しを視覚的にわかるような設備を設置してほしい。郵便局等にあるような、番号札を取る機器	聴覚障害	50～59歳	男
呼び出しを電光掲示板を利用して欲しい	聴覚障害	40～49歳	女
公的な機関には(OHP)を必ず設置して、三法の補償をしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
施設や設備について配慮や工夫をしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
施設内の説明(部屋の名前)を点字表示や手すりに点字表示をつけて欲しい。エレベーターの音声化。	視覚障害	30～39歳	男
私は幸い自動車(手動式)を運転していますが病院・スーパー等に車イス者用駐車場が設置してあるにもかかわらず健常者がとめるのは残念です。私達車イスで自動車から降りる時は必らず1m30㎝程の空所が必要なのです	肢体不自由	70歳以上	男
私も何時も思ってました。レントゲン車のどに1度もいった事ありません。障がい者になってから一度も結核検診受けた事有りません。病院でも有りません	肢体不自由	60～69歳	女
視覚障害者が一人で移動できるよう、点字ブロックや音声案内を付けること	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害者にもっとわかりやすく音、触覚などで工夫し知らせてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
視覚障害者に対する配りょが不足している。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者の院内移動にサポートをしてくれる人が必要である。	視覚障害	70歳以上	男
視障害のある人については床等の色(特黒色)等	視覚障害	60～69歳	女
歯科などでは入口に段差多い。車イスなので段のない遠くの医院にいくことになる。	肢体不自由	40～49歳	男
耳がきこえないとテレビも音がきこえないので読書しかすることがない。できれば字まくレコーダーやDVDレコーダーを病室にもちこませてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
耳が聞こえない人への対応「病院ハンドブック」を各病院で読んでほしい。窓口に「耳マーク掲示板を。FAXを入院患者も使えるようにして欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
耳マークを受付に置いて下さい。筆談をめんどうがらずにして下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
車イス、重度障害者は、レントゲン車、年の健康診断は、むずかしいです。何年も受けてません。基礎検診だけでも受けられる施設がほしいです。	肢体不自由	60～69歳	男
車イストイレがない所がある	肢体不自由	60～69歳	男
車いすのマークがあるにもかかわらず車いすでの利用がしにくい、できないトイレの設置の改善	肢体不自由	20～29歳	女
車いす設備は良い事ですが車いすが通る広さがないのが多々みられる	肢体不自由	70歳以上	男
車いす対応トイレ、駐車場を多くしてほしい。	肢体不自由	70歳以上	男
車いす利用者の駐車スペースを増やしてほしい。できれば介助車の駐車スペースと運転者が車いす利用者駐車スペースを別々にしてほしい。	難病	40～49歳	女
車椅子用トイレ、一人で入った時に乗りうつりのしにくい構造あり(巾がひろかったり、高すぎたり、手すりがぐらぐらしたり)	肢体不自由	60～69歳	男
手すり、階段の段端の色別	視覚障害	60～69歳	女
受付けで名前を呼ばれても聞えない、ナースコールを光で知らせて欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
受付などで聴覚障害者はきこえないので呼ばれてもわからない。配慮が欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
重要な箇所の出入り口の音声による案内、点字、浮きだし文字による表示をして欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
順番号票、点表示を設けてほしい。	聴覚障害	30～39歳	0
消化器のレントゲン撮影(バリウムを飲む検査)で、聴障者には受けにくい雰囲気のところがある。	聴覚障害	60～69歳	男
障害にはいろいろあるので考えてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
障害者がリハビリできる所がほしい(入院した時に)	知的障害	40～49歳	男
診察の受付機が視覚障害者にも使えるようにしてほしい。受付番号や現在の受診番号等が(診察や薬の)視覚障害者にもわかるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男

Ⅱ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
診察室に呼ばれる時、診察室の中で呼ぶのでなく、外に出て呼んで欲しい。手話通訳者がきこえなくて困ったことあった。呼びやすいようにして欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
診療室を車イスでも入れるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
人間ドックにおいて、胃健診など車いすも対応できるように願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
人間ドックを聴覚障害があってもスムーズに受けられるようにする。特に胃(バリウム)の検査	聴覚障害	50～59歳	男
窓口カウンターや受付などに文字電光盤を設置する。「呼びかけ」は気になる為。	聴覚障害	30～39歳	男
窓口に呼び出し用の番号表示、筆談器、助聴器、振動式呼び出し器などがあるときこえにくい人も安心して待つことができます。X線や胃カメラ検診、エコー検査等で、指示内容が決まっているものは電光等表示すればよい。	聴覚障害	40～49歳	男
窓口のカウンターでファクスを設置すること	聴覚障害	50～59歳	男
総合病院など大きな病院だと、マイクでよばれる事があるが、きこえない人には、わからない。又、耳鼻科に診療に行った際、マスクをつけたまま名前を呼ばれたり、話しかけられて、耳鼻科なのに聞こえない人に理解がなかった。	聴覚障害	30～39歳	女
総合病院内には昼夜とわず、視覚障害者がいつ緊急で行ってもいいように、受付案内人というか、院内だけのガイドヘルパーを常中してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
体重が重く診察台への移動にリフターを設置すれば楽に移動ができる。	肢体不自由	50～59歳	男
体重計にのる際に、車いすのままでも乗れるようなものを病院に於いてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
待合室にTV(字幕)を設置してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
待合室にいるのが身体的に苦痛を感じるほど疲れることもあるので、ソファの拡充や横になって休めるスペースを作ってほしい。	難病	20～29歳	女
大規模施設（病院・公共機関）には障害者用トイレが備わっているが、小規模施設には未だ備わっていない所があり、何等かの対策で備えるようにすること。	内部障害	70歳以上	男
大病院では障害者や、老人に案内板が判りにくい（横文字を多用している病院あり）	内部障害	70歳以上	男
聴覚障害を持つ人も十分な医療が受けられる様に院内関係者全員手話を学んでほしい。	重複障害	30～39歳	男
聴覚障害者が一番困るのは、レントゲンやMRIなどの検査です。指示は書いて、知らせてほしい。「息を止めて」「横を向いて」等、書いたのを用意して、外の窓口から見せたりして、工夫してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者が外来で受診の時、名前を呼ばれても番号を言われてもわからず、後まわしにされる。光や震動、又は電光表示板などでわかるようにしてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
長い時間待たされる時、他のお客様や患者さんの視線が気になることがある。気にしないで待ってられる場所があるといい。	重複障害	10～19歳	男
通路のテスリを使いやすくしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
点字ブロックをつけるなど	視覚障害	50～59歳	男
電子カルテの端末を増やし、視覚障害用の配慮が欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
統合失調症の症状が悪化したのではないのに、強制的に保護入院させられ、へいさ病とうに入れられた。	精神障害	60～69歳	男
乳ガンの検査　バスに乗れない	肢体不自由	50～59歳	女
入院する時、ベッドの高さを車いすの人に合わせてほしい。	重複障害	50～59歳	男
入院の際、部屋がせまくて、車イスで入れない。車イストイレはあるが、部屋にない。浴室や食堂などすべてが使いにくく、ただでさえ体調が悪いのにストレスが多い。レントゲンやCTなど大変使いにくくあきらめた物もある。	肢体不自由	40～49歳	女
入院の場合病棟にオストメイト対応トイレがほしい	内部障害	60～69歳	女
入院時等　聴障害には震動で伝わる呼び出し器とか携帯メールを利用出来るように。	盲ろう	70歳以上	女
番号による呼び出しの際、音声アナウンスがきこえない。	聴覚障害	20～29歳	男
病院で、急性期の患者さん等が保護室で大きな声を出している事がある。見舞いにいっている時間だけでもその大きな声でおちつかない。24時間生活している患者さん達の事が心配。防音設備等できないだろうか、と思った。精神病院もベッド周囲のカーテン明かるさ等よくなてきているが。	精神障害	40～49歳	女
病院では、人工肛門、人工膀胱保有者が、装具の交換や皮膚の清拭を行えるような設備（オストメイトトイレなど）があってほしい。	内部障害	70歳以上	男
病院で外部と連絡をとりたい時、FAXが使えるようにしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
病院の受付、支払の窓口は、聴力障害者にとては恐怖。障害者の種類で、文字盤にするとか、順番を呼ぶ時は配慮してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
病院や保健所にも文字電光板を普及してほい。	聴覚障害	50～59歳	男
病院内のバリアフリー（車いすで入りやすくすること）化をすること	知的障害	30～39歳	男
病院内はたいてい、白を基調にした建物になっており、コントラストがないと歩きにくい弱視者にとっては非常に困難である。診察室の番号や〇〇科といった案内を、コントラストのある標識にしてほしい。	視覚障害	20～29歳	女
病院内は弱視者も見やすい表示や配色にすること。階段の降り口などに必ず黄色い点字ブロックを設置すること。視覚障害者も安全に院内を移動できるために、通路などに空中に飛び出したものがないように配慮すること。障害者用の駐車場を十分に確保すること。精神科等の入院病棟にも障害者トイレを設置すること。	視覚障害	50～59歳	女
病室の車いすで利用しやすい広さにしたり、窓口のカウンターなどを車いすで使いやすい高さにすること。レントゲン車などの診療車	肢体不自由	70歳以上	男
病室や通路に誘導ブロックがあればいい。	視覚障害	70歳以上	男
病棟の車いすトイレがカーテンだったり、せまかったりする。すべりやすい床、タイル等。お風呂が使いにくいため自由に使用できない。	肢体不自由	50～59歳	男
文字表示（字幕表示）	聴覚障害	30～39歳	男
聞えない人のために呼び出しなどを見てわかるようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
閉館病棟を全開放病棟にしてほしい。病室にTVを備えつけてほしい。	精神障害	40～49歳	男
保健センターに洋式トイレ（べんき）を導入してほしい	精神障害	40～49歳	男
補聴器アナログとデジタルを使っていますが、リハビリの訓練室の前を通る時、アナログ補聴器に雑音（ビー、ジーなど）が入る。機械が原因？何か影響があるのではないかと心配…。			

Ⅱ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人から連絡があり、病院に行き友人面会を求めたところ、「本人の安静が必要な為」と断られたことが何回もある。数日後電話連絡が本人からあり「いつ安静が必要だった？」と問い返された事がいくつかあった。面会のあり方を工夫して欲しい。			
毎年実施している定期健康診断をする会社の診断所は2階のため、スタッフに車椅子ごとかかえてもらってしている。聴力検査用BOXは狭くて入れないので雑音のあるBOX外で実施している。14年間続いている	肢体不自由	50～59歳	男
名前ではなく番号で呼び出す電光掲示板があったら良い。	聴覚障害	30～39歳	女
盲ろうでも利用できるよう、そばに手話のできる職員を配置してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
目で見てわかる情報せつびをつけて下さい	聴覚障害	20～29歳	女
薬の受け取り、名前の呼び方特に煩雑時どなる場合がある。	聴覚障害	60～69歳	男
洋服のままレントゲンがとれるようにしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
要約筆記（筆談）を気軽にしてほしい。－筆談ボード、用具の用意を。「聞こえない」というと、大声で話されるが、やめて下さい。聴覚障害者に対し、大声での会話は、あまり効果的でないことを、もっと知ってほしい。大声で話せば通じると思い込んでいる人がとても多い。「書いた方がいいですか？」の一言を！	聴覚障害	50～59歳	女
廊下に障害物等物を置かないで欲しい。歩行しにくい。	視覚障害	60～69歳	女

Ⅱ保健・医療について

2（2）コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
筆談、会計や待ちの時はポケベル用意して欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
（病院によって）ベッドごとにインターホンが置いてあるが、聴覚障害者の場合は直接やりとりすることが重要。	聴覚障害	60～69歳	男
医師が筆談で対応すること・窓口などに筆談具を用意すること（同意見　他18名）	聴覚障害	60～69歳	女
大学病院や専門病院の複雑な案内や情報を、わかりやすく伝えること（同意見　他18名）	聴覚障害	70歳以上	女
いろいろな薬（の袋）を触覚で区別できるようにすること（同意見　他13名）	視覚障害	50～59歳	男
病院に行き、手話通訳者がいないためどのようにしたらよいかまよう。体の具合をつたえる事ができない。	肢体不自由	60～69歳	男
医師は筆談をめんどうと思っているのではないか？時々マスクのまゝで話す、聴覚障害者は口元を見る（口話、読話法）	聴覚障害	70歳以上	女
又、Dr. もナースも看護士、病院内で働く人、すべての人が手話と点字もマスターしてそれでコミュニケーションがとれる様に努力すべきである。	盲ろう	50～59歳	女
出来れば、手話通訳者設置すること	重複障害	40～49歳	女
病院の医師、看護員の皆様にもっと大腿義足についての様々な知識を身につけてほしい。関係者の皆様には常時筆記用具をケイタイしてほしい	肢体不自由	70歳以上	男
薬の袋に点字（大事なこと）版を願いたい。	視覚障害	70歳以上	男
「呼び出し」が聞こえないのだから、面倒がって、順番をとばしたりしないよう、何らかの工夫（例えば番号札）をして欲しいと思ったことが多い。	聴覚障害	50～59歳	男
・むづかしい専門用語は出来だけかみくだいて説明するように	重複障害	60～69歳	男
・メモ・手話・身振りが〇要！または口を大きく、ハッキリと！情報もほしい。筆談をスムーズにかいてほしい。時間がないとき、悩んで書くのが困る。	聴覚障害	40～49歳	女
・医師が分かりやすい説明がほしい。・呼び出しについて工夫してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
・医師の発言を看護師さんが、カバーしてほしい（1人の時）・診察室に「只今の受診番号は〇〇」と表示してほしい。いつ呼ばれるか神経を集中するので疲れる。	聴覚障害	70歳以上	男
・医師や看護師も手話が出来る人が増えてくれると、専門的な説明がわかりやすい。・筆談が苦手な人もいるし筆談より手話の方が情報がよく伝わるので、そういう意味でも増えてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
・概して、医師の説明不足（性格もあるが）、ていねいでわかり易い説明が必要。・待合室に、医療に関する簡単なパンフレットを配置する。	内部障害	60～69歳	男
・耳の悪い人には筆談は一番大切、正確な情報がほしいので。・医師はマスクをはずして対応してほしい、つけたままでは口のうごきが分らず、きこえの不自由さを補えない。	聴覚障害	70歳以上	女
・障害の内容から大きな声を出すと身体が勝手に反応してしまうので配慮して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
・情報ではないが、予防接種等のサインの直筆記入を強く言われこまった。何か良い方法はないか…！？	視覚障害	60～69歳	女
・診察の順番を番号で電光掲示板などに表示して、呼び出してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
・大学病院などで、医師が交替した場合、次の診療をまたずに、すみやかに連絡して欲しい。・医師の交替もあることなので、カルテには詳しい診療内容を記入しておいて欲しい、また前任の医師と連絡がとれるようにしておいてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
・大学病院などでは、複雑な案内、情報をわかりやすく、工夫して下さい。	精神障害	60～69歳	男
・聴覚検査の時、子供といっしょに親も入ろうとしたが突然親の前で扉を閉められ、その上、検査がうまくできなかったと、言われた。子供の状況を理解しないまま、検査しようとしたと思われる。	難病	20～29歳	女
・筆談具を常に用意する・文字放送を設置する。	聴覚障害	30～39歳	男
・本人ではなく家族に対して説明している。写真で説明されてもわからない。	視覚障害	50～59歳	男
・薬の説明に点字を加えてほしい。・専門用語ばかり使われて、理解できない・目が見えないのに「点滴が終わったら知らせてください！」と看護師に言われた。	盲ろう	60～69歳	女
・薬袋に簡単でよいので、薬の名前や効能を書いてもらうかしてもらえば、まわりの人にきけるので助かる。・薬が少なければ袋の大きさをかえて入れて自分でわかるようにしてもらう	視覚障害	70歳以上	男
10年間ボチといわれた患者の〇〇病院では行政のルーチンワークでは見抜けなかった。同病院での女性患者は職員にレイプされた事を4～5回親に訴えていたが、そのたびに、関係妄想だと説明されていた。事件が起きた後の捜査でこの女性患者の言っている「レイプ」が事実である事が証明されたが、国家資格のある医師が病名を持って虐待の事実が隠される事の無い様なシステムが必要。			
いつ行っても手話通訳者がつねにいることを望みます。（急な時でも通訳者をさがして行かなければ行けない。安心してコミできないので）	聴覚障害	20～29歳	女
いろいろな薬に点字の表記をしてもらいたい。	視覚障害	70歳以上	男
カードなどでどんな手順で治療するか伝えて欲しい。（親に向かって説明ではなく本人に向かって言って欲しいそうです）（ちゃんとしてもらうとおちついて受けられる、実際にしてくれる病院が増えてはきている）	発達障害	10～19歳	男
きこえないからと受付にたのんでおいても、放送とか声でよぶ	聴覚障害	50～59歳	女
この頃の医師、看護師、会計の人達はマスクをしている人が多い。自身も患者から菌をもらったりすることのないようにマスクの着用はOKですが口話が出来ないので、筆談器などを持ち歩いてくれると助かります。	聴覚障害	60～69歳	女
コミュニケーションの時間を、もっと取って欲しい	精神障害	50～59歳	男
コミュニケーションの場合医師、又看護士はマスクをはずして口元が見える様に心掛けてもらいたい。	聴覚障害	70歳以上	男
コミュニケーションや情報のやり取りについて配慮や工夫をしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
すべての病、医院で手話が理解出来るDr、ナースの常勤	聴覚障害	70歳以上	男
すべて手話通訳者を配置すべき	聴覚障害	50～59歳	男
その人にわかりやすいような方法で説明してほしい	知的障害	10～19歳	女
テレビの文字放送を見るとき、文字を見たい場合、それなりの補助機器、アダプターが必要。病院でもこの機器の使用ができるようにしてほしい。			
どの病院でも職員のひとりでも要約できる人を配置すべきだと思う。それがないから市や県での要約筆記者を派けんしてもらっているが、病院で要約してもらえという市役所もあった。市民のための役所が何をかいわんである。こうなったら、病院は病院で、学校は学校での対応が必然だと思う。	聴覚障害	50～59歳	女

Ⅱ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
なかなか見本サイズを見せても文字を拡大にして筆談してくれない医師がいる。看護士がそばにいてくれればその時に拡大文字で筆談してくれると思うが、めったにいないので困る。遠くなるが、医院を変えようと考えているところ。	聴覚障害	40～49歳	女
ねるまえのむ薬とそのほかのむ薬を別々ふくろに入れてくれる	重複障害	40～49歳	男
びょういんのあんない板をもうちょっとわかりやすく大きくして、ほしいです。今は病院のあんない板は、小さいので	知的障害	30～39歳	女
マイクで呼び出さず書いたものを提示するとき呼び出しに配慮して	聴覚障害	70歳以上	女
まど口等で呼ばれてもわからない。番号表示か名字をかいて表示してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
もちろん通訳者設置をつけてほしい。必ず病気の関する手話を覚えること←専門語（むずかしいけど、しっかり勉強して覚えていただければうれしいですが。）又は、看護師も手話を覚えてほしい！！医者もです。窓口の人達もです。薬局人です。	聴覚障害	50～59歳	女
レントゲンの場合、通訳者が一緒に入れないので、事前に伝達方法など、相談する時間を作ってほしい。	盲ろう	40～49歳	女
胃レントゲン検査時の情報保障			
胃検診の際に左右、回転、上下の指示が聴力障害者にはわからないため、配慮を。	聴覚障害	60～69歳	男
医師、看ゴ師、受付などに、耳の不自由＝コミュニケーション障害＝方法として筆談、手話の理解と認識を十分に持たせること。大きい病院ではよび出しを番号で表示するように改善すること。	聴覚障害	60～69歳	男
医師がなぜ筆談をしないのか、理解できない！どこが悪い、病名、薬など説明が全然わからない。筆談して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
医師がマスクをつけたままの質問には全く、聞こえず困る。耳鼻科の先生はマスクをかけて話をする。筆談をすぐしてくれる医者もあるがしてくれない耳鼻科医師もいる。			
医師から筆談で対応してもらえないので要約筆記奉仕員と同行したがいやな顔をされ、きちんと診察してもらえなかった	聴覚障害	50～59歳	男
医師が介助者にでなく、患者本人に説明、質問をしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
医師が説明するが分らない、パソコンに入力してくれればすぐに返事ができるので、その事を言うと、ソフトが入ってないから無理と言われた。	聴覚障害	60～69歳	女
医師が説明する時、わかりやすく、時間をかけて話すように。	聴覚障害	60～69歳	男
医師が筆談で対応、窓口などに筆談具を用意する。医院が手話通訳者を依頼する。	聴覚障害	40～49歳	男
医師が筆談対応出来れば望しいが、代わりに書いてくれる人がいるとスムーズでは？全て自力でやるのではなく、ケースバイケースで対応を心がけて欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
医師が忙しいからといって、筆談でかんたんに済ませないようにしてほしい。	盲ろう	30～39歳	女
医師によって質問への回答がちがうので、統一してほしい	内部障害	60～69歳	女
医師に筆談を求めると、説明が短く、簡潔にまとめられてしまう。	聴覚障害	20～29歳	男
医師の説明やくすりの説明などわかりにくい	肢体不自由	60～69歳	男
医師の筆談がきたなすぎて読めない。四苦八苦して読んでいたら、話しが難しすぎたのかな？と鼻で笑われた事。字がきたないとはこちらの立場からは言いづらい。訓練を受けた要約筆記者を常設する事	聴覚障害	40～49歳	女
医師の筆談での対応。受付等に耳マークつけてほしい。受付でも筆談してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
医師の筆談はくわしく患者に説明してほしい。一般的に医師は筆談をいやがる場合が多い。	聴覚障害	70歳以上	女
医師の筆談は字が小さくて読めない。受付などにミニボードを用意してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
医師の筆談は読めない。忙しいので雑になるようです。めんどうだから顔色が変わる。	聴覚障害	50～59歳	女
医師の話していることばが自動的に文字に変換されモニターあるいはパソコンに表示され、聴覚障害者の患者とのコミュニケーション（病状説明や意志確認）に使われているケースが身近にある。特に①歯科②レントゲン等は難聴者にとってとても困ることころ①マスクで口元をかくしていると読話できない②近くにいないので表情、読話できない　筆談ニガ手の医師も多いので機器導入をはかってほしい。筆談具があっても書いている内容がカンタンすぎて逆にわからない場合もあり。細かい指示・質疑が必要な場合　誤解釈の恐れあり	聴覚障害	60～69歳	男
医師はカルテに書き乍ら話すのでなく、相手の顔をしっかり見て話してほしい。薬剤師の対応もしっかり筆談してほしい。中には書いても字がきたなく読みづらい事もある。書き方の練習も。	聴覚障害	70歳以上	女
医師はなかなか筆談で伝えようとしないので、医師に限らず看護士も筆談を必ずしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
医師も聴覚障害者と分かっているのに、要点だけでもメモに筆談して欲しい。みじかくともよい。要約で。	聴覚障害	60～69歳	男
医師や看護師が話をする時は付き添いや介護者ではなく本人と話をしてほしい	視覚障害	50～59歳	女
医師や看護師は、ほとんど筆談してくれない。	聴覚障害	60～69歳	男
医師及び看護師は筆談を気楽にやって欲しい。説明は理解出来るように書いたり、示したりしてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
医者が分かり安く、絵などを使って説明して欲しい。	知的障害	30～39歳	男
医療場面では医師、看護師共に聴覚障害について研修を受けてほしい。→聴覚障害とは幅広いのでコミだけでなく応対もちがうなど。	聴覚障害	50～59歳	女
一人では何もできない。薬をもらっても、どの様な薬なのか区別ができない。触覚で区別した経験がないので何とも言えない。やはり、人的支援が欠かせない。	盲ろう	60～69歳	女
一人では食前食間いつ飲んでいいのか又忘れることが多い	知的障害	30～39歳	男
院内での表示を電光サインボードだけではなく音声など視覚障害者にも配慮がほしい。院外薬局は医療機関で対応してほしい。（自分で取り行けないケースもある）	視覚障害	70歳以上	男
院内における研修などで、難聴者などに対するコミュニケーション手段の徹底をはかること。	聴覚障害	70歳以上	男
院内案内人を配置する	視覚障害	60～69歳	男
科ごとに情報をやりとりしてない為、科を新しいする事に、初しんになる。	難病	30～39歳	男
我々自身の「介助をお願いします」という勇気と、白杖所持者等　明確に障害者と分かる方に「何かお手伝いしましょうか？」という配慮を（特に大病院）→社会的に自然な教育の必要性	視覚障害	50～59歳	男
画像診断の結果や検査の数値について視覚障害者の場合付き添いに説明することがある、本人にわかるように説明してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
絵など工夫してわかりやすく説明して頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
絵図等を使って欲しい。	知的障害	30～39歳	男
拡大文字や音せい施設必要	肢体不自由	60～69歳	男

Ⅱ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
患者がそこにいるのに、医療者たちが私語を交わし、患者の存在を無視するかのような言動をすること。低レベルの医療者がいることは許せません。自分自身も将来において障害者になる可能性があることを受け止めておいて欲しいものです。	内部障害	50～59歳	男
看護士も手話や言語障害のある人に対しての聞きとり方を身につけてほしい	難病	30～39歳	女
看護師の説明が早すぎて、よく理解できない。もっとゆっくり説明してほしい。	盲ろう	40～49歳	男
銀行窓口に老眼鏡だけでなく、補聴器が置かれるようになった。もっと普及して欲しい	内部障害	70歳以上	男
検査結果や薬の説明をテキストかワードでいただきたい。（認められるなら、USBを携帯する）	視覚障害	40～49歳	女
検査結果や薬の説明等の情報を独力で読めるようにする（点字・音声・データ等で提供すること）	視覚障害	50～59歳	女
見かけがわからない聴力について筆談しますが、薬については何も書かないでそのまま出す。（質問しない）	聴覚障害	40～49歳	女
言語障害なので、もっと話をする時、やさしく、ていねいに。	肢体不自由	50～59歳	男
言葉のみでのやり取りは自閉症にむかない　コミュニケーションボードを使用してほしい	重複障害	30～39歳	男
呼び出しの時、「合図くん」など集中してまつ姿勢をなくしてほしい	聴覚障害	30～39歳	女
高次脳機能障害を知らない病院が多い	重複障害	30～39歳	男
高齢者にとっても薬の袋に内容等　安心出来る様に袋の色分けやメモを添付してほしい。	盲ろう	70歳以上	女
最近難聴になって医師の説明が聞取りにくなって来てるので少し大きな声で説明してほしい	肢体不自由	60～69歳	女
私の対する相手はほとんど事情を話すと必ずメモ等でわかるまで書いてくれる・・・・が・・・呼ばれる迄落ちつかない。	聴覚障害	60～69歳	女
視覚障害者が単独で病院に行ったときには、スタッフから声をかけ、手続きや移動を介助してほしい。書類の書き込みにはガイドヘルパーではなく、病院スタッフに依頼したいことがある。薬の説明は丁寧にしてほしい。盲導犬には声をかけたり触らないでほしい。検査結果などは障害者本人にわかるように説明してほしい。本人にわからない専門用語で説明しないでほしい。	視覚障害	50～59歳	女
事前に「聴覚障害者ですのでよろしく」と伝えると最後までていねいに筆談や分かり易い口形で説明してくれたりしてくれる。時々手話を覚え頑張って表現している医師もいて素晴らしい！			
耳マーク表示板設置をお願いしても断わられる病院がある	聴覚障害	50～59歳	女
耳不自由のでジェスチャー、筆談を用意する	聴覚障害	40～49歳	男
自分次第、何しろ、いろいろ障害者が違いますから適当に仲よく生活できる様努力する	重複障害	70歳以上	男
自立支援法に、「要支援」がないため、（若干成年後見制度の中にはあるが。）本人がりかいできるよう、せつめいを具体的にしてもらえなかったり、言葉がてきせつでなかったためか、ごかいされたり。助言者を求めたいのに人がいない。（とくに軽度知的、発達、精神障害のばあい。）	重複障害	40～49歳	女
手話→ろう者の言語。コミュニケーションは手話（だいたい）←筆談でできない人はどうするのか？医療キカンはサークルで手話を覚えたり学習をしてほしい。説明（医者から）をきくことにしても〇ツがいたら助かる。	聴覚障害	50～59歳	女
手話の出来る人を用意する、筆談を気持ちよくやりとりをする（面倒くさそうにする人もいるから）	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳（手話のできる人）（医師が、手話で対応すること）	聴覚障害	20～29歳	男
手話通訳者、要約筆記者など聴覚障害者に対応できる職員を設置すること	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳者と一緒に来ることを理解すること、コミュニケーションに時間がかかること。	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳者の常時設置	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳者の設置を希望する	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳者を設置してほしい。（急に行く時でも安心できるようにしたいので）	聴覚障害	50～59歳	男
受付の事務員が、こそこそ、なにか、陰口みたいのを言っているからいやだ。順番を待たされる	精神障害	40～49歳	女
重要な情報については複数の情報媒体を使用して欲しい。	視覚障害	40～49歳	男
出来る手話してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
順番がきたときの呼び出し	聴覚障害	60～69歳	男
順番待ちで自分に順番が来たときに音声だけでなく、目で分かるような案内をして欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
処方された薬が何であるか、触覚識別マークの添付をしてほしい。薬の飲み方や説明、薬品名や商品名を点字で欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
少なくとも小児科の窓口である程度、病名は知って欲しい。近くの病院と県内の大学病院で“二分脊ズイ症”という病名を知らない、又子供が赤ちゃんの時足が不自由なのに立たそうとして子供はたおれた。	重複障害	10～19歳	女
消化器のレントゲン撮影（バリウムを飲む検査）の検査での検査技師とのやりとりを工夫してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
障害の違いがある、視覚、聴覚障がいについてはより詳細一本化は困難である。	肢体不自由	70歳以上	男
障害の理解した上でのコミュニケーションが必要　以前レントゲンの際に動くなと言われたが障害上動くものである	肢体不自由	20～29歳	男
障害を持っている本人ではなく、介助者とコミュニケーションや情報のやりとりをしようとする。	肢体不自由	20～29歳	男
職員（スタッフ）がもっと手話を勉強してほしいです。	盲ろう	40～49歳	女
職場にも耳の聞こえない人の気持に答えられる人が居たらよい（友の話）	精神障害	30～39歳	女
親ばかりに説明して本人には言ってくれない。	肢体不自由	20～29歳	男
診察の呼びだしが分からない。ポケベルなどを設置してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
診察を受ける時の呼び出しが、聞こえないので方法を考えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
診察室で話している事が、外に聞こえないようにしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
診断書や検査結果や薬の情報を個人あてメールで送信してもらえると助かる。すでに個人病院で行なっているところもあるので、もっと広めてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
人間ドッグでの説明で筆談（カードなど）の配慮をつけてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
精神科の薬が変わるごとに説明書を（薬の説明を出すこと）（窓口などの筆談具を用意すること）は、書くことが苦手です。	精神障害	30～39歳	男
精神科病院に入院してても、担当医は1回も回診に来なかった	精神障害	60～69歳	男
声、音、テープなどで工夫してほしい。	視覚障害	60～69歳	女
全て手話通訳者配置			
全身性の障害である為、ナースコールが押せなかった。	肢体不自由	60～69歳	男
窓口で筆談具は絶対。呼び出しにもわかるように配慮して欲しい、事前に聞こえないので合図をお願いしても忘れていることが多い。	聴覚障害	40～49歳	女
窓口に電光掲示板などで順番を知らせてほしい	聴覚障害	50～59歳	女

Ⅱ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
窓口の高さが高く車イスからでは話しにくい	重複障害	10～19歳	女
待ち合い室でよび出しの事を困まっています。呼び出しすると看護士から来てもらってほしい。声でよび出しが判りません。	重複障害	50～59歳	男
待ち合い室に無せんのしん動式呼びだしベルをおいてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
待ち時間を無くしてほしい。（待てない）	重複障害	20～29歳	男
袋の区別	視覚障害	70歳以上	男
代筆、代読に対する配りょがほしい。	視覚障害	70歳以上	男
大きな病院では待ち時間が多く、いつ呼ばれるか分からないし呼ばれても気づかずにいて最後に◎されたりする。どうにかして欲しい。	聴覚障害	50～59歳	女
大きな病院は「耳マーク」が設置されていて、「聞こえません」と言うと筆談して下さる。種々と改善され、うれしいです。	聴覚障害	70歳以上	女
大学病院など大きいところは絶対に一人ではいかれないなと感じます。受付、会計、窓口などは電光けいじ板に呼びだし番号がでるようにしてほしいです。又、会計などはひとつのNOだと見落すことがあるので「何番～何番迄」といれてほしいです	聴覚障害	60～69歳	女
大学病院に行くと診察室からマイクで名前を呼んでいますが難聴者にはマイクの音がきき取れません。文字電光盤が有れば嬉しいです。	聴覚障害	60～69歳	女
大学病院の診察待合室に番号案内板（銀行や郵便局などの金融機関に設置してある）を設置してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
大学病院は、診療のとき、担当の医しは、本人を第一に話しかけること、モルモット的にほかの若い医師に説明をしないこと。キョウジュは上から下を見ている	肢体不自由	60～69歳	男
大病院においては、院内移動支援者をせっちにもらいたい	視覚障害	50～59歳	男
知的障害者は何度言っても解らないので医師等は必要事項を筆記して渡してもらえれば親としても助かります。	精神障害	70歳以上	女
聴覚障害者＝手話ではないこと、むしろ手話ができる人の方が少ない事を理解して筆談で対応してほしい			
聴覚障害者に対する医師の対応が悪い！・マスクをして話す。・筆談をしてくれない。・呼び出しや、説明に配慮が無い！	聴覚障害	70歳以上	男
聴覚障害者の場合、医者とのコミュニケーションが出来ない。例えば、手話通訳者をお願いしたいし、医師にも理解してほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
聴覚障害者は、口の動きが見えないと話を読みとれない、言っていることがわからない人がいます。お願いされたらマスクをはずして下さい。それが出来ない時は筆談して下さい。	聴覚障害	70歳以上	女
聴障者は、わかったと言っても、理解できてわかったでない場合が多い。必ず紙に書くなどして、きちんと伝えることが大切。	聴覚障害	60～69歳	女
都内の有名病院で、耳鼻科に行った時、難聴なので呼び出しの声が小さくてわからないことがあって困った。診察室の前に受付番号で診さつ室への順番がわかる等してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
投薬について、患者の意志は殆んど採用されず副作用については簡単なメモ程度しか記入されていない。薬に服用を間違えない様な工夫を	内部障害	70歳以上	男
特に医師が筆談で対応することは本当に少い。めんどうがらずに心がけて欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
特に脳卒中などでの失語症者について会話パートナー等の情報を整備願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
難聴者は口話を読み取りますのでゆっくり話す事	聴覚障害	60～69歳	女
難聴者は日本語が分かるので医師が筆談で対応してほしい（筆談してもらうと病気について理解できる）病院の職員全て筆談してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
入院時の説明を点字や音声で知らせてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
入院説明書など、点字版を作ってください。	視覚障害	60～69歳	男
入院中、看護師や医師は患者の言語障害に対し、耳をかたむけないことがある。	肢体不自由	40～49歳	男
入院中の投票で、一日分の配分を例えば食後三度のものは良いが、6時間間隔のものはその都度に配分してほしい。	重複障害	60～69歳	男
筆談だけは十分に理解できない時もあるので手話通訳者を置いてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
筆談で対応してほしい。名前を呼ばず番号表で一目瞭然薬の説明は説明書を付ける。	聴覚障害	70歳以上	女
筆談で対応する医師は安心できる、又、誠実な人とそうでない人の判別になる	聴覚障害	30～39歳	男
筆談はもとより、注意すべき事、薬の説明等は分りやすく書いて知らせてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
筆談もめんどうがらずにしてほしい。何故か書きなぐりの様にして、短く済ませたがる。			
病院、医院をとわず、きこえの悪い患者への呼びかけ、診療時、会計等すべての場面での配慮が少ない。（大きな声だけでは周囲の人に患者のプライバシーは守られない）	聴覚障害	70歳以上	男
病院で会計の番号表示が小さくて見えない。	視覚障害	60～69歳	男
病院で手話通訳者設置！！	聴覚障害	50～59歳	男
病院などの案内や情報をわかりやすいように説明すること	知的障害	30～39歳	男
病院に手話通訳者やノートテーカーを配置する。	聴覚障害	40～49歳	男
病院に法りつかをおくこと	肢体不自由	50～59歳	男
病院のDケアーに通院しているのですが、自分は就労を目指しているのでDケアーから作業所の情報をしてほしい	知的障害	30～39歳	男
病院のケースワーカーなど、どなたがいるのか説明してほしい。窓口をはっきり作ってほしい	難病	50～59歳	女
病院関係者全員が言語障害を理解する為、当事者を入れた研修会をやってほしい。	重複障害	30～39歳	男
病院内の就労者全てに筆談で対応できるようにすること。	聴覚障害	60～69歳	女
病気になって通院することがよくあるが、医師によっては障害への配慮があまりない人がいる。状況や処置をわかりやすく話してほしい。	重複障害	40～49歳	女
病気を理解するための教材を求めたい、医師のアドバイスが必要	精神障害	40～49歳	男
服薬の注意や薬の効能書きに音声コードをつけるとよい	視覚障害	60～69歳	女
複雑な案内や情報を、わかりやすく伝えること	視覚障害	70歳以上	男
分かりやすいやりとりにしてほしい	精神障害	30～39歳	男
聞こえる妻の入院時、聞こえない夫に説明せず、他の聞こえる家族を呼ぶように言われた。			
保健医療機関に必ず手話通訳が常駐するようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
本人がDr. に話したいと思っても、時間が短くて話しを聴いてもらえない。途中で切られる。	精神障害	30～39歳	男

Ⅱ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人に言っても分からないから言わないのだと思うが、短かい言葉ででも本人に話しかけてくれると本人は相手の雰囲気を感じとり、「やさしい人」「フレンドリーな人」と受けとめ安心する様子がある。こんなことも知ってほしい…なんてダメですかね忙しいから。	知的障害	30～39歳	男
本人に話すのでなく、家族に説明することで、本人が病気や状態について理解していない。本人に説明することを原則に医師の説明責任（インフォームドコンセント）を果たしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
慢性疲労症候群の人は、記憶力・集中力が低下している。長い重要なことは、書面でもしてほしい	難病	50～59歳	女
名前を呼ばれても聞こえないことがあるので、番号札を渡し、電光表示板に番号を出して欲しい。			
盲ろう介助員が常時対応できる環境、薬はさわって分かると間ちがえにくくて更に安心。	盲ろう	60～69歳	女
夜中、突然、急患が発生した時、手話通訳の手配が出きないので、一人で医者とのコミュニケーションの方法を取った。しかし、医者はコミュニケーションの方法がわからず、困ったことがある。医者はみな、聞こえない障害を理解すべきです。	聴覚障害	60～69歳	男
薬などの区別がわかりやすくして欲しい	視覚障害	60～69歳	女
薬にせつめいをしてほしい。	知的障害	40～49歳	男
薬についてはお薬手帳によりくわしくわかりますが、特に重要な事柄については二重丸など付けて事故がふせげればよいと思います。	聴覚障害	70歳以上	女
薬に点字の印をつけてほしい	視覚障害	60～69歳	男
薬の飲み方について、注意説明してほしい。（薬の説明書見ただけではわからない。）→副作用をおこすことあった。例、パソコンを使って見てわかりやすく配慮	聴覚障害	20～29歳	女
薬の種類や注意事項を納得がいくまで説明して欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
薬の種類や注意事項を納得がいくまで説明して欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
薬の情報について、確実で正確なものが手に入るようにするために（専門用語を多用せずに平易な言葉で説明してほしい）工夫をしてほしい。	精神障害	20～29歳	女
薬の袋に種目をハッキリすべきです	内部障害	70歳以上	男
薬の袋に点字をつけてほしい	視覚障害	50～59歳	女
薬の袋に点字表示を望む	視覚障害	70歳以上	男
薬の袋をさわって区別できると共にエスピーコードをつけて欲しい。（貼布）	視覚障害	70歳以上	男
薬の袋を触覚で判断できると良い。大きな病院を利用するのに、案内人を配置してほしい。	視覚障害	30～39歳	女
薬の内容を家族にも正確に説明してほしい。	重複障害	30～39歳	女
薬は院内処方にして欲しい。（手帳持っている人、又は、障害者とわかる人）	精神障害	40～49歳	男
薬を触覚で区別できるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
薬袋に点字をはるなど工夫して欲しい	視覚障害	50～59歳	女
予約制の病院は前もって日がわかっているので手話通訳の手配が出来るはず。何故本人が申請する必要があるのか	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳者の医療機関常勤	聴覚障害	70歳以上	男
要約筆記者の同行を認めること	聴覚障害	70歳以上	男

Ⅱ保健・医療について
2（3）医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
入院中に重度障害者には洗濯・買い物・外部との通信に介護をすること（同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
重度の障害者といっても皆1人1人介護の方法はちがう。その人のニーズに合わせて、サポートすべきです。	盲ろう	50～59歳	女
冬は雪で通院がしにくいので送迎などを行うこと（同意見　他10名）	視覚障害	70歳以上	女
・院内での介助をガイドヘルパー事業に依頼通院待つ時間を指示してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
・院内の移動もヘルパーがいるのに使えない事がある。	視覚障害	60～69歳	女
・重度の障害者のベッド・サイドから病院出口までの介助・移動が必要・重症障害者の通院介護体制	内部障害	60～69歳	男
・送迎もしてほしいが、病院についてから、院内の介助をしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
・入院中には洗濯・買い物などできない・視覚障害者に対する看護師の移動のしかたがまちがっていた。教育をしなおしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
・入院中は、重度障害者には、介護を良くしてほしいです。・通院で車イス、重度障害者は、乗り降りに時間がかかるため雪や雨の日は、大変です。車イスマークに屋根があると助かります。	肢体不自由	60～69歳	男
1. 冬は特に吹雪の荒れた日が重なった場合は、1週間位か1日（薬の切れ目の関係）変更できるようにしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
1人での生活に成り入院の時の保証人はなくしてください。又買物や洗濯等今の介護保険で使えるようにして下さい。そうでないと誰も頼む人がなく入院もできません。	肢体不自由	60～69歳	女
1人暮らしの障害者の為、入院のさいは、看護だけでなく、介護も付けてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
65才以上の障害者は通院介助は介護保険を優先利用とのことだが実情に合わないので障害者自立支援の移動支援を利用するかは利用者の選択にして欲しい。	視覚障害	70歳以上	男
いびき等の理由で病室を転々とされた。	聴覚障害	60～69歳	男
きこえないからといきなり介助を始めないで、まず、目の前で「何々しますよ」と声かけしてから介助してほしい。荷物扱いはゴメンです。	聴覚障害	40～49歳	男
コミュニケーションの円滑化、移動にしても十分なコミュニケーションが保される配慮や工夫がほしい。人的支援の保障が何よりものぞましい。	盲ろう	60～69歳	女
そうげいしてほしい			
その人が使いやすいようなBedなどのはいちにすること（Bedの高さ、さくの状況など）ナースコールの位置等を	重複障害	40～49歳	女
どんな場合にも筆談や手話などできちんと意志確認や説明をすること	聴覚障害	60～69歳	女
パウチの交換について、介助で出来ない（医療行為）ため、寝たきり老人などで問題がある。	内部障害	60～69歳	男
わかりやすい絵や案内図など用意すること	聴覚障害	50～59歳	女
医療機関（自分場合透析施設）によって送迎がある所と無い所があるのが少し困る。	内部障害	40～49歳	男
医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
一人で歩ける病院があればと思ってます。いつも誰かと一緒でないと検査室へ行っても時間がかかり職員の人に申し訳なく思っている。	視覚障害	60～69歳	男
一人暮しで、それぞれ家庭を持った兄姉はいるが頻繁に病院には来れないので、買物や洗濯など入院中は出来なく非常に困るので、病院側で介護してくれるか、障害者自立支援法でヘルパーの利用が出来るようにして欲しい。また外来でも診察台に上るときやレントゲン等で台に上るときなど介助者がいないのかと言われる。病院側で対応して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
院内での、視覚障害者に対する移動介助を充実してほしい。	視覚障害	40～49歳	女
院内で移動介護をして欲しい	視覚障害	60～69歳	女
雨天時など送迎があったら便利。	肢体不自由	30～39歳	女
介助の充実	肢体不自由	40～49歳	男
介助者と同伴することが基本だと思うが、一人で行っても安心して、ベッドへの移乗や治療を受けられるようにすべきだと思う。	肢体不自由	40～49歳	男
介助者介護者を増員し手厚い支援を望む。	知的障害	30～39歳	男
完全看護と言いながら介助をしない病院が多く、病院の中でも介助制度が利用できるようなしくみにしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
館内移動にガイドをつけて欲しい（自立支援法では時間が足りな　入院中、ヘルパー使用を認めること	視覚障害	40～49歳	女
強迫障害のある患者が通院治療さえ恐れるほどになり、旧来からの仲間が連れ添って週1回治療・診療に付き添っている状態（3ヶ月程）があった。ガイドヘルパーの必要性をつくづく思うが、臨機応変でヘルパーを使える制度ではない為、症状の変化に対応する移動・介護保証になっていない。			
近くに専門医の配りょをして欲い。時間をかけて通院しているので。	重複障害	40～49歳	女
現在の制度では院内はガイトヘルパーを使えないため、手伝ってくれる人を見つけるにも困難がある視覚障害者にとって、病院はたいへん利用しづらい場所になっている。案内カウンターはできるだけ出入り口に近いところにし、いつでも対応可能な人を配置してほしい。	視覚障害	20～29歳	女
交通機関が乏しい医療機関と利用者宅の送迎の解決案を望む	内部障害	70歳以上	男
今は一日おきに透析治療に自分で車を運転して通っているが、高齢になったときに通院が非常に心配である。また、入院した時に世話をしてくれる家族がいない場合心配である。	内部障害	40～49歳	女
今は夫がいるし、手足は不自由はないので良いが、もし一人暮しになれば買い物通信通院の工夫してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
妻の（入院中）介護を車椅子の私がしてる時に、病院で洗濯しようと思ったが、手が届かなかった。	肢体不自由	40～49歳	男
子も盲ろうで歩行不可。親は（バスターミナルのりばまでのエレベータなどがなくて、）かいだんだけのため通院不可。定期的に通院する子供のために、月5回くらいタクシー（介ゴふくしのタクシー）を往復している。（一般タクシーは介助してくれないから、介ゴふくしのタクシーとして。高すぎる…）	聴覚障害	40～49歳	女
私も精神ですが冬などは送迎のバスがあればいいなと思ます。	精神障害	50～59歳	女
視覚障害は運転できない	視覚障害	40～49歳	男
視覚障害者が一人で病院に入った場合、看護士さん・補助婦さん受付などの人に、病院の移動案内に関して協力していただきたい。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者には移動の支援を病院の責任で行ってほしい。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者は食事をとりにいけない。食事の内容がわからない。トイレに行けないというちょっとした事の為に介護者が必要。家族の者が出来ない場合は看護師等がやってほしい	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者を誘導する専門のスタッフを配置すること	視覚障害	30～39歳	男
治療で使われた洗濯ものを介助の女性が女性物は洗濯するが男性物は嫌がる	内部障害	50～59歳	男

Ⅱ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
失語症者には病院内で同行してもらいたい。	肢体不自由	60～69歳	男
車いすからおりて治療する時介助者を入れられるようにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
車がないと通えない。	精神障害	40～49歳	男
手話通訳者を「保護者」扱いしないでほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
週3回の通院を余儀なくされるので、送迎は全員を対象にして欲しい。	内部障害	60～69歳	女
週3回の透析に通う際、車の運転ができない場合など、透析に通うこと自体が困難	内部障害	40～49歳	女
重度でなくても中度でも同じ事をしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
重度障がい者の入院時に介護者を常時に居る様にしてほしい、国立、県立、公立、市立、病院	肢体不自由	60～69歳	女
重度障害で車が運転できないので通院の時送迎してもらいたい。	肢体不自由	70歳以上	男
重度障害者でなくても環境がかわると動けなくなるため、短時間でもよいので入院中の介助をみとめてほしい。	重複障害	30～39歳	女
出来るだけ通院に定期的なバスとかの配慮を	聴覚障害	70歳以上	女
初めて外来で来た時、検査のため、色々な場所へ移動する際、口答と手で指示するのではなく、目的の場所まで誘導してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
障害によってリハビリをできるようにしてほしい。遠くの病院に障害者が入院した時に精神にカウンセリングしてほしい	知的障害	40～49歳	男
障害者に対応したサービスでバスを無料にしてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
障害者の入院時には生活支援を拡大してほしい。必要時（緊急時）には移動支援が迅速に利用できるようにしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
診察室→検査室の移動を手伝ってほしい（車イス）	肢体不自由	50～59歳	女
診察室や検査室を含めて病院内の誘導を職員に徹底して欲しい。職員同士の連携がうまく行かず、呼んでもらえない時があり、不安と孤独を感じた。	視覚障害	30～39歳	女
人工透析の通院で高齢のためや、障害のために移動が困難な人への、通院送迎を行ってほしい。	内部障害	40～49歳	男
正しく視覚障害者をガイドしてください。	視覚障害	60～69歳	男
精神について、訪問医療を充実させる。通院したくない時、疲れてできない時もある。	精神障害	30～39歳	男
精神病院等はもよりの駅まで送迎を徹底して欲しい。	精神障害	70歳以上	女
早急に自立支援法で上記の項目を実施できるようにしてほしい制度に改正	視覚障害	50～59歳	男
送迎をふやしてほしい	知的障害	30～39歳	男
大病院においては、院内移動支援者をせっちにもらいたい	視覚障害	50～59歳	男
大病院における院内移動介助	視覚障害	60～69歳	男
知的障害者にも、バス通院をしてほしい	重複障害	30～39歳	女
聴覚障害者は少しわからない事があっても聴こえないので聴く事をためらってしまうところがあるように思います。不安な顔をしている様子があればきいてもらえるとたすかります	聴覚障害	70歳以上	女
通院および入院中もホームヘルパー、ガイドヘルパーの利用を認めて欲しい。大きい病院では、移動、身の回りの世話をする介護員の配置が制度的にあれば良いと思う。	視覚障害	50～59歳	女
通院の間ガイドヘルパーをできないところがある	視覚障害	40～49歳	男
通院時の病院内の誘導を充実させて欲しい	視覚障害	40～49歳	女
点滴中は、手話で会話しにくい。会話用のものを用意（指を指したり）してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
冬は雪で通院がしにくいため送迎を行ってほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
透析患者は、週3回通院が必要。自力通院が困難な場合は、送迎を行って欲しい。	内部障害	70歳以上	男
入院したところ、移動したいときは介助に来るので勝手にうごかないでほしいと看護師から言われ、非常に不自由だった。視覚障害者が入院した際、本人が希望する場合は、まず病棟などの状況がわかるように教えてほしい。その上で、もし通路に危険な物があるのなら、それをどけるなどして、視覚障害者が自由に歩行できるように配慮してほしい。また必要に応じてガイドをしたり、器具の使い方を教えてほしい。視覚障害者が付き添いをする場合も、自由に歩行し、必要な付き添いができるよう協力してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
入院した時ホームヘルパーの方が身のまわりの事をして頂いた。入院する度新しい物を買わされるのではお金がいくらあっても困る　家に有る物は利用したい	視覚障害	60～69歳	女
入院した時盲ろう者とのコミを医師看護師にも覚えてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
入院をした場合に病院内でのホームヘルパーの要請を許可してほしいです。	視覚障害	50～59歳	女
入院時の生活介護サービスの提供	視覚障害	60～69歳	男
入院者に献立のアンケートなど取って好みをとり入れるようにしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
入院中、フロアに手話のできる看護士さんがいらして、夜など時々手話で話しができ、とても助かった。心強かった。	聴覚障害	50～59歳	女
入院中だからこそ介助の頻度が多くなり、慣れた介助者が必要不可欠。医療の制度との費用の二重取りとして、介助者をつけることを認められない。	肢体不自由	40～49歳	女
入院中に褥そうができた。	肢体不自由	20～29歳	男
入院中のヘルパー	肢体不自由	40～49歳	男
入院中の介護がほしい	視覚障害	60～69歳	男
入院中の介助者の付き添い及び介助を受け入れること。	肢体不自由	20～29歳	女
入院中の外出を認めてほしい（制約をなくしてほしい）	精神障害	40～49歳	男
入院中の病院内の移動には案内が必要。	視覚障害	30～39歳	女
入院中一時家庭に帰るときなどに、ガイドヘルパーが利用できるようにしてもらいたい。	視覚障害	70歳以上	男
妊娠中一般の妊婦には出産を迎えるための心がまえや注意点をビデオによって学習する機会を与えられたがみえないから無駄だと判断されその機会を失った。	視覚障害	60～69歳	女
筆談具の準備、手話を身につけてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
病院の近くにPが少なくて困る。駐車料は高い。診察が来るまでの待ち時間が長すぎて（4時間かかった）、無料券は少なくすぎる。自己負担が大きい。診察がおわるのに1時間半かかった。検査うけるため仕方ないが…。	聴覚障害	40～49歳	女
病院の駐車場で警備員が居る時は車イスの積おろしを手伝ってほしいです。	重複障害	60～69歳	女
福祉有償運送の仕組を充実、強化を願う。	肢体不自由	60～69歳	男
本人がわかるように医療情報を提供し本人が納得して医療が受けられるようにすること。	視覚障害	70歳以上	男

Ⅱ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
盲人に対して、一般に不親切である。	視覚障害	70歳以上	男
夜も車イスタクシーが使えるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
廊下や通路に物を置かないでほしい。	視覚障害	60～69歳	女

Ⅱ保健・医療について

2（4）本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
事前に「聴覚障害者ですのでよろしく」と伝えると最後までていねいに筆談や分かり易い口形で説明してくれたりしてくれる。時々手話を覚え頑張って表現している医師もいて素晴らしい！			
本人にわかるように医療情報を提供し、本人が納得して医療を受けられるようにすること（同意見　他20名）	肢体不自由	50～59歳	女
家族や付添人の説明ではなく、本人が説明することを聞くこと（同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
自分と手話通訳者が一緒に病院へ行ったら医者と手話通訳者が話し合っている。その時は内容が自分にはわからないので不安になる。	重複障害	50～59歳	女
盲ろう者の場合コミュ手段がとても不便。Dr.、ナース、看護士が手話、触手話、点字等できる様に努力してほしい。米国では身につけているDr.、ナース、看護士は多い。	盲ろう	50～59歳	女
家族や付添人に説明するもよいが、筆談を重点にして欲しい	聴覚障害	70歳以上	女
介助員に意見を求めるのではなく本人に意見を求めてほしい。（これは介助員の問題でもあるが）	盲ろう	60～69歳	女
手話通訳者を付くこと	聴覚障害	50～59歳	女
「全盲即能力が低い」と考えている医者がある	視覚障害	50～59歳	男
・説明しやすい用語にして下さい	聴覚障害	20～29歳	女
・病院のできるはんいでしか患者をうけ入れてくれない。・負担の少ない方法をしてくれない。・実験にされた。	視覚障害	50～59歳	男
あくまでも、本人が、主役です!!わかりやすいことばや、メモとかつけるといいと思います。	発達障害	30～39歳	男
あくまでも本人の意志に基づいて、なにごとも当事者本人が安心して受けられること。	精神障害	40～49歳	女
カンタンな手話ができる耳ビ科（小さい医院）の看護師がいるのに、子連れしたら（もう1人の子）看ゴ師が子供に向かって「手話通訳者といっしょに来て欲しいとお母さんに言って!!」。子供から聞いてショック受けた。（私がロビーで、まっていた時）次回、行ったら、また看ゴ師から私本人に同じことを言われて、怒った。	聴覚障害	40～49歳	女
きちんとした“いりょうじょうほうていきょう”ができる医者が少なすぎる。“informed consent”アメリカのまねでレベルがついていっていない。	難病	50～59歳	女
これは聴覚障害者にとっては当たり前です。本人か知る権利があります。	聴覚障害	70歳以上	男
ジェネリックを説明なしに出された。	精神障害	40～49歳	男
たとえ通訳がいても通訳に直接聞く様なことだけはやめて	聴覚障害	70歳以上	女
つきそいがいても患者本人の顔を見ながら話してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
とにかくむつかしい専門用語のられつはそうでなくても先生らしかわからない。もっとかみくだいた言葉もみがかないと。	精神障害	30～39歳	女
ほとんど一人で行くが、初めての病院では「なぜ一人で来るのか」など言われ、私が何も理解できないかのような扱いを受けることもある。	視覚障害	50～59歳	男
やはりきちんと文書で！	聴覚障害	50～59歳	女
レントゲンをとるときも本人に承諾をとらず家族に同意を求める	重複障害	10～19歳	女
医師と保健婦にいくらいやだと言っても、転院先を固定されてしまった。	精神障害	40～49歳	女
医師に尋ねられても結論だけで（書いて呉るが）詳しい説明が得られない長文になるのでこちらは諦めてしまう。			
医療の説明の時、本人に向かって説明してほしい。説明が終わったあと、間違った説明のみこみがないか確認にほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
一人暮しの老人については親族を勝手に呼んで説明せず本人の状況も良く理解している人（本人の希望）に説明をして欲しい	内部障害	70歳以上	男
家への連絡方法として、FAXは個人情報云々という理由で拒否され、聞こえないのに電話番号を書かされた。			
家族が一所でなければ信用されない事が悲しい。	視覚障害	60～69歳	男
家族が付添った場合は医師と家族での話合となり本人には解らない後になって家族から報告を受ける。しかし家族のコミニケーションを良くする為に家族をことわってノートテイクを頼むことも出来ない場合がある。むつかしい場合があるがその辺はお互いの協力と思う			
家族と一緒だと、本人に話すのではなく、家族に話している、患者の私の顔はみない！聴こえないと言っても無駄と思ってるのかも。	聴覚障害	60～69歳	女
家族に説明してしまい、本人には何も言わない。今、心臓病で入院しています。妻から説明してもらっている。	聴覚障害	60～69歳	男
家族に伝えれば本人にも伝わると思いこんでいる医療機関が多い。家族よりも本人の同意を優先してほしい。	重複障害	30～39歳	女
介助者と共に居ると看護師から説明等があるとき、本人ではなく介助者に行うことがある。障害者というだけで理解力が無いと見られる。	肢体不自由	50～59歳	女
介助者に伝えるのではなく、本人に伝えてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
間接的でなく直接本人に、手通者要約者を通して伝えて欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
急病の時は家族についてもらって病院に行くが、本人にもその場でわかるように情報提供してほしい。不安になる時があるから。（これからする検査は何のためか筆記で説明してほしい）	聴覚障害	50～59歳	女
結果が先にあり、医療側の意に添う様な説明になってしまう	肢体不自由	60～69歳	男
口頭で伝わるだろうとせず、確認をしっかりして行くと、誤診が防げる	聴覚障害	30～39歳	男
今治療を受けている所では、薬の処方時に意見を聞いてくれる。患者に様々な選択を与えるインフォームドコンセントであってほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
私は7回入院しているが、全て、私の説明を聞かず、即入院でした。自分で納得してないので入院中医師と信頼関係が結べない。	精神障害	40～49歳	女
私は自分自身で聞ようにしています。	精神障害	50～59歳	女
歯科医にかかった際、治療内容を本人に知らせず付添いのガイドヘルパーに全てを伝えた。医師はヘルパーを家族と誤解したようだが、自尊心を傷つけられた。	視覚障害	60～69歳	女
耳鼻科であるのに筆記具や通訳者がいないのは残念です	聴覚障害	60～69歳	男
自分らのそしきをまもることにせいをだす、国民をだいじにしない	肢体不自由	50～59歳	男
手術などの場合、付添人や家族に細かい事を傳えて少しでも不安をなくすように安心して出来るようにしてほしいです	聴覚障害	70歳以上	女
手話通訳	聴覚障害	50～59歳	女
重要な決定について妻（健聴者）に同意を得ようとする。	聴覚障害	50～59歳	男

Ⅱ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
情報の障害であり、対人関係の構築が図れないことから、常に、通訳介助者を通して、了解や同意を得たい。	盲ろう	60～69歳	女
親としても解らない事が多いので説明が大事と思います。	精神障害	70歳以上	女
親に聞いて、本人に聞かない			
説明の中に医学的説明があった場合わかりやすくしてほしい。早口でなくゆっくりていねいにおしえてほしい。長い説明の場合時間をおしえてほしい。入院で不安な時やめてほしい	知的障害	40～49歳	男
専門職の間だけで情報をやりとりするのではなく、本人が自分の個人情報にアクセスできる保障がほしい。	精神障害	20～29歳	女
前述の強迫性障害のある患者は、気を許せる仲間以外は受けつけられない状態にあり、見知らぬ他人に恐怖する状態であったが、旧来の仲間だけは気を許していた。この本人の了解･同意に対する配慮としての仲間による支援制度の工夫が必要。（ピアサポートの必要がある）			
大人なのに親に向かって聞くのは嫌だそうです。「わしのほう向いてない」（おかあさんがすることと思う）	発達障害	10～19歳	男
聴覚障害者に対して手話通訳者でなく本人に直接伝えて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
通訳者が同伴だときびんな個人情報を話さない医師がいるが、受診者に同意の上、きちんと健常者と同様に話してほしい	盲ろう	20～29歳	男
透析室で本人の体調や治療に関することをスタッフが大きな声で話すので「個人情報を守りたいという気持ち」をもっと理解した対応をしてほしい。	内部障害	70歳以上	男
同意書のサインは氏名を書くのがベストだが、本人自筆なら名前だけとか、印の代わりになるようなものもよいと認めて欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
特に重大な時は丁ねいに納得行くように説明して欲しい。聞こえない場合は筆談で	聴覚障害	60～69歳	男
難聴者には筆談で説明してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
入院（緊急を問わず）の必要性についての説明。入院先の設備状況（個室中心など）	精神障害	30～39歳	男
入院していた時、売店での買い物がつけで買ったが、お店でつけてなくて、ボッたくられた。	精神障害	40～49歳	男
筆談をお願いするとイライラされる事。	聴覚障害	40～49歳	女
病院は、出来れば、図解などを用意し、本人の疾患状態、「こうするとこなる」という例がわかるようにしてもらえば耳の障害者たちは、よろこぶと思う。			
病気のことを理解してもらいたので初診のアンケート項目をわかり易く、又増してほしい	精神障害	30～39歳	女
付添人が一緒だと医師の説明は長いが難聴一人だと何も説明しないで3時間待って5秒で終る。	聴覚障害	70歳以上	女
聞こえないので上記の説明を筆談でしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
本人がわからないからと代理人が説明するが医師も代理人の顔を見ず本人の顔を見て話を聞いて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
本人がわかるように納得出来るように音声のみでなく文字表示でやってほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
本人が説明することを聞くこと	重複障害	40～49歳	女
本人が納得できるようやさしく、ゆっくりとした説明	精神障害	30～39歳	男
本人が納得出来るよう、説明書に詳しく記入して下さい。	聴覚障害	70歳以上	女
本人にわかるように医療情報を提供	視覚障害	60～69歳	女
本人に説明してほしい	視覚障害	50～59歳	男
本人に説明すること	知的障害	30～39歳	男
本人に説明のないまま、薬を飲ませ続ける。	肢体不自由	50～59歳	女
本人に対してインフォームドコンセントとおこなう事。	視覚障害	60～69歳	男
本人に話すのでなく、家族に説明することで、本人が病気や状態について理解していない。本人に説明することを原則に医師の説明責任（インフォームドコンセント）を果たしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
本人の意見を重視してほしい。	精神障害	30～39歳	男
本人は聞けない、家族に説明がある。	聴覚障害	70歳以上	男
本人への説明がわかりにくい　カード絵を使用すべき	重複障害	30～39歳	男
本人への説明責任を軽視してはならない。	肢体不自由	70歳以上	男
本人や家族にもっとわかりやすく医療情報を提供してほしい	重複障害	30～39歳	女
本人よりも家族の意見が重視される。	精神障害	30～39歳	女
本来ならば患者に説明しなければならないものを、介護の者に説明するような事例をよく耳にすることがある。	視覚障害	60～69歳	男
問2-1(2)の例　プライベートな相談はロビーでなく、相談室で行うこと！　さいきんやっとかいぜんされました。	重複障害	40～49歳	女
薬とか治療は本人の意思を尊重すること。	精神障害	40～49歳	男
薬を変える時は親に相談して、変えて下さい。特に精神病の薬は（なんだかモルモット実験でもされているように思う）	精神障害	30～39歳	男

Ⅱ保健・医療について
2（5）そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
レントゲンをとるとき、アナウンスで伝えられる為、前もって聴覚障害者と伝えても判ってもらえず何度もとりなおして嫌な態度される。	聴覚障害	40～49歳	女
脳性まひは怒鳴られるとますます緊張して動いてしまうので、検査などで動くなと怒鳴らないこと（同意見　他6名）	内部障害	60～69歳	女
障害の重い人ほどに介護、サポートは多く、心をこめて必要である。	盲ろう	50～59歳	女
障害のため待てない、落ち着かないなどの特性に配慮し対応すること（同意見　他10名）	精神障害	60～69歳	男
「～したくないか？」「～しませんか？」と言う問いかける形の命令がある。「ハイ」と言わなければ「保護室」行き。他に「～してあげよう」や「あなたの為に…」と言う命令も使われている事があるので、本人が安心できる「リレーション」「ラポール」「ストローク」が必要である。それ以外は病院・施設の都合上の押しつけがある。			
「聞こえない」と説明すると大きな声で話すが、聞こえない者は声が大きくても言葉の聞き分けが出来るのではない。もっと聞こえない人、聞き取りにくい人を理解してほしい。（大声だとまわりの人が気になりはずかしい）	聴覚障害	60～69歳	女
○レントゲンにおいて、後ろから声で指示をすることなく、あらかじめ書いてあるボードの掲示等工夫して欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
○発達障害のこと、もっとりかいしてほしい	重複障害	40～49歳	女
・わかりやすい絵画を使ってほしい。 ・部屋や配置を変ると自閉の人はパニックになるので配慮してほしい。	知的障害	30～39歳	男
・医療機関は何かと動きがはげしく、おちつかない。 ・ゆっくり、時間をかけて対応できるよう配慮をしてほしい。 ・「人が待っているから早くしなさい」とよく言われる。	盲ろう	60～69歳	女
・視覚障害者をはじめ文字を読むことが困難な来院者（本人のみならず家族を含む）に対して、入院同意書や治療に関する説明文書、レントゲン写真などを快く、分かりやすく読み上げ、説明してほしい。・大病院などの支払いの場面では、番号を文字表示するところが多く見られるが、視覚障害者が利用する場合には、本人のところに行って順番を知らせるなどしてほしい。・視覚障害者は院内の単独移動が困難なことが多いので、移動介助を適切に行ってほしい。また、タッチパネルの操作盤は操作できないことについても認識しておいてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
・自閉傾向があると、1度にいくつものことを言われると、指示が入らないので、メモに書いて、目と耳で両方入るように配慮してもらえると助かる	発達障害	10～19歳	男
・重度障害だとレントゲンをとるのがたいへんすぎる。トランスファーの軽減やクッションの用意などをしてもっと楽におこなえるようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・障害のため、待てない、など、配慮、対応してほしい	知的障害	10～19歳	女
CT（レントゲン）の時、検査を受けるとき、脳性マヒは体が勝手に動いてしまうので、そういう症状のことを医師に、技師に、勉強しておいてほしい。対応の仕方と。	肢体不自由	40～49歳	女
MRIなどの検査時に体がしっかり固定できるように工夫を	肢体不自由	30～39歳	男
きこえないからと大声で話しされると①周囲の人にきこえないことを知られてしまう。②怒られているようで緊張する。③大声でかえってききとりにくくなることもある。等の理由でかえってわかりにくくなりがちで、気分もよくない。普通に2回話しても伝わらなければ、すぐに筆談の対応をしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
ことばだけでの説明ではなく、絵カードなどを活用し、本人の不安を軽減して欲しい	発達障害	20～29歳	男
コミュニケーションと生活の障害であるという自覚が周囲に足りないため、誤解を受けやすいのでもっと障害のこの特性について配慮をしてほしい。	精神障害	20～29歳	女
しんさつのための丸イスもひどい。ちゃんとすわっていられない病人もいるのに。2本のつえを体のささえにしていたら、「君、何、そのタイドは？」と言われた。キンジストロフィーだからと答えたら、別のはなしをはじめた。	難病	50～59歳	女
タバコが、本数制限されている。	精神障害	40～49歳	男
トイレ介助を個室でしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
ほとんど伺えない。	視覚障害	60～69歳	男
マッサージ等において機械での診療になってきているので患者に合った診療をしてほしいので人の手によるマッサージ等を希望します	肢体不自由	50～59歳	女
もうちょっと優しい対応をしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
もっと医療関係者が自閉症、知的障害者の特性を理解、把握した上で対応に当って頂けるよう、専門的な研修等を受けてもらいたい。	知的障害	20～29歳	女
やさしく接してほしい理解してほしいです	聴覚障害	70歳以上	男
レントゲンを撮る時、「息を吸ってー」「はいてー」など、合図が聞き取りにくい。札を出していただければありがたい。			
レントゲン撮影で、言葉では聞こえない	聴覚障害	70歳以上	男
ろう者は文字がよめない人もいるので絵などでわかりやすく説明してほしい。マスクをとってほしい	聴覚障害	20～29歳	女
わかりやすい(→工夫する)言葉で対応してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
医師の話が聞きづらいので紙に書いて伝えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
一般病院等でよく見かける。ナースには特にこの点の教育指導のてっていを。	肢体不自由	70歳以上	男
音に過敏なため、また、周囲のざわつきを感じ取って不安定・パニックになる人もいるので、待ち合い室のような場所を設けてほしい。	発達障害	20～29歳	男
何が起るかわかりやすく教えてほしい。	発達障害	30～39歳	男
介護認定における①設問内容②判定基準等において、透析患者の治療前後の状態変化に配慮が欲しい。	内部障害	50～59歳	男
外来の待ち時間を待てない状態かどうか、患者の気持をさっしてほしい。言葉がけをしてほしい。	難病	50～59歳	女
急に具合が悪くなった場合の対応としてすぐ呼び出せる(来て下さる)手話手訳・要約筆記がいると助かるが…?そんな制度が欲しい‼	聴覚障害	50～59歳	女
検査や手術等、本人への事前説明を充分に行ってほしい。（誘導されてしまう）	視覚障害	50～59歳	男
見ためには表われず、まるで怠け者のようだがCFS患者は常に疲労感があり時間に遅れたり、呼ばれてすぐ対応できないことがあると知っていてほしい。まず疾患の理解を。	難病	20～29歳	女
呼び出されてもわからず（気づかず）待たされっ放し。放置。	聴覚障害	30～39歳	男
呼び出しの声は聞こえないので、聴覚障害者がいる所まで行って呼び出す配慮をして欲しい。	聴覚障害	30～39歳	女

Ⅱ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
高い場所に上がれるところにこそ、飛びおり防止でさくと施錠が求められる	精神障害	40～49歳	男
高次脳機能しょうがいを理解した配慮や対応	重複障害	30～39歳	男
差別的な態度をとらない様に、マスクを外すなど云われない内に	聴覚障害	70歳以上	女
採血などをする際、脳性まひ特有の緊張のため動いてしまうので、緊張がゆるむまでまって欲しい	重複障害	20～29歳	男
私は目も非常に悪いので、手術室に入るときに、心得や確認を、スケッチブックに書いて下さった。しかし、その字は大きすぎて、あまり近よせると読めない。離すとぼやけて読めない、ちょうど良い大きさの字を書いてほしい。やはり、強近視の人のアドバイスをきいて作るようにしなくてはダメ。	聴覚障害	50～59歳	女
視覚障害者に対するX線などの画像診断などの説明を視覚障害を理由に説明を略されたことがある。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者に対する書類の代読・代筆	視覚障害	40～49歳	女
視覚障害者の手引きの方法等、障害別による障害者の介護の方法や特性を研修してほしい	視覚障害	70歳以上	男
自閉症の子は分かってそうで分かっていない時があり「わがまま」と言われるのがつらい。母の気持ちです、すみません	発達障害	10～19歳	男
手話が未熟な場合筆談でもよい。このために、手軽るにできる筆記用具常用を病院職員に行なわせてもらえばありがたい。			
手話できると安心できるので、考えてほしいです。（筆談だと、細かく書いてくれないから）	聴覚障害	50～59歳	男
小さな音でも障害の有る子供や大人はこわがってしまうのを医師に伝えても大きな声で怒鳴ってしまう	重複障害	10～19歳	女
障害のため待てないので、早く診療してほしい。前に早く出掛けたのに最後にされてしまい大変でした。	発達障害	40～49歳	男
障害の理解を深くして欲しい	発達障害	20～29歳	男
障害への配慮は、施設職員と、病院との話し合いで決めます。御本人にとって最善の方法を取ります。	重複障害	30～39歳	男
障害を持っていると行動が遅いので待ってほしい	内部障害	60～69歳	女
障害者のため待てない、落ち着かないなどの特性に配慮し対応すること	知的障害	30～39歳	男
障害者の中には待ち時間が長いと堪えられない人も居るので、事前に、納得出来るような細い配慮を望む	内部障害	70歳以上	男
障害者の特性を理解するよう職員研修をすべき。	視覚障害	50～59歳	男
障害者をよく理解し知って欲しい。自治体の職員にのぞむ	聴覚障害	60～69歳	男
色弱・色盲の色覚障害のある者にとって色で説明されると分かりにくい	視覚障害	50～59歳	男
心療内科に入院した際、看護婦が、他の患者の病状について、入院患者の私自身に情報をもらしていたことが多々あった。	精神障害	30～39歳	女
数回入退院をくりかえしていますが、そのつど義足を使用しているため、おき場所に戸惑います。時前に、病院へ申し出はしていますが、ベットのつごうで、ままになりませんでした。	肢体不自由	60～69歳	女
精神の場合、その時によって被害的なったり深く傷つく時がある	精神障害	40～49歳	男
精神科の病院で以前は薬のみを希望できたが、近年法改をしたのか、必ず受診をしなければならず、長時間診察待ちをしなければならない。本人は障害のため待つことがとりわけ苦痛で毎回困っている。	精神障害	30～39歳	女
精神障害が落ちついて検査できるような対応をすること	知的障害	30～39歳	男
精神障害の治療方法（薬の種類、量）は病院によって大きく異なる。又、製薬会社に薬は委ねられていて医師会としての統一的な指針がない　病歴（再発）、病状（程度）等を配慮した、アフターフォローを含めた治療について製薬会社ではなく、医師会指導の動きを強く求める。	精神障害	30～39歳	男
精神障害者が就労がなかなか続かないので、その内容を勉強して対処してほしい。	精神障害	70歳以上	女
全盲者だけでなく弱視者や、高齢のために見えにくい人に対しても必要な介助や代筆、言葉かけなどの援助をすること。視覚障害と全身性の障害を合わせもつ人に対しては、無言で医療行為や介助を行わない。周囲の状況や、誰が何をするのかということを、ひとつひとつ言葉で伝える。	視覚障害	50～59歳	女
体温調節をできない障害者には、個室無料の配りょをしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
大人なので、子供あつかいしないでほしい	肢体不自由	40～49歳	男
大腸ガン等の検査を簡便にし、なるべく独力で行えるようにすること。日常的に排泄介助を受けない視覚障害者は検査のため、他者に便を採取してもらうことは困難であり、早期発見が遅れてしまう可能性がある。	視覚障害	50～59歳	女
知的障害者に対しては、専門用語はさけて、分りやすいことばにおきかえて話してほしい。	知的障害	30～39歳	女
聴覚障害者はアナウンス、音声が伝わらないので字幕付きのTVを設置して欲しい。（アイドラⅡとか）	聴覚障害	40～49歳	女
聴障のためか卑下される。	聴覚障害	40～49歳	女
聴障者には丁寧に書いて欲しい声をつけて！	聴覚障害	60～69歳	女
聴障者はレントゲン等息をとめる、吐く、等視覚で判る様に各医療機関に指導して下さい。	盲ろう	70歳以上	女
転院の際に紹介状がいるとか、わざと難しい事をさせようとする。	精神障害	40～49歳	女
入院した初日に、障害にどういう症状があるか詳しく聞いて、理解してほしい	難病	30～39歳	女
脳性マヒの人は、話の内容のみ込むのに時間がかかるが、その人のペースを大事にしながら、話をきく工夫をしてほしい	肢体不自由	50～59歳	女
発達ちたい障害児の上、盲ろうの上、無呼吸発作もあり、[1][2]に同じ。	聴覚障害	40～49歳	女
病院職員の視覚障害者に対するガイドヘルプ、スキルの向上	視覚障害	60～69歳	男
付きそい人（妻）が聴覚障害者、自身も聴覚障害者なので、筆談が必要なのに、あまり書いてくれない。「今度は通訳者といっしょに来て下さい」といわれることがある。筆談でもう少していねいな対応を望みます。	盲ろう	50～59歳	男
普通の人と同じように看られ、障害の特性などへの配慮がなされなかった。	肢体不自由	30～39歳	女
聞こえにくい人は呼ばれる時、わかるように工夫してほしい。聞こえにくい人は、大きな声で話されてもわからないので筆談してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
聞こえに障害があり、名前が呼ばれてもわからなかったり、医師のことば説明がわからない。特に最近はマスクをする病院が多く、口が見えない。前もって、聞こえないことを伝えてあっても配慮してもらえない	聴覚障害	40～49歳	女
聞こえの悪い人が、診療順番を待っているとき、呼ばれても聞こえないため、長い時間待たされてしまうので、その方法を配慮していただきたいです。	聴覚障害	50～59歳	女
本人が病感がない時の対応について、親と子の対話では、難しい。	精神障害	30～39歳	男
慢性疲労症候群の人は、病院で待っているのがすごくつらい。その間、どこか静かな部屋で横になって待てるようにしてほしい	難病	50～59歳	女
名前が覚えられない子は名札をつけるなどして少しずつでも覚えていけるようにしてほしい。	発達障害	10～19歳	男
盲ろう者は何倍も時間がかかることを理解してほしい。	盲ろう	60～69歳	女

Ⅱ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
目の動きや口のかたち、体温などでコミュニケーションをとるので医療関係者に勉強をしてほしい。行動や態度でコミュニケーションをとる人もいる。	肢体不自由	50～59歳	男
薬に点字や音声コードを付けてほしい	視覚障害	50～59歳	男
予約制が必要、長時間待てない	重複障害	30～39歳	男

Ⅱ保健・医療について
2（6）制度について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
広汎性発達障がいは知的障害や精神障害の制度のあたりであいまいな部分が多い。	発達障害	10～19歳	男
知的障害者も身体障害者と同じように医療費を軽減すること（同意見　他13名）	精神障害	30～39歳	男
今の自立支援法はまちがっています。1日も早く廃止にすべき。重度の障害者の医療費はすべて無料にすべき。	盲ろう	50～59歳	女
家族がいても高齢で入院中の介助ができない。自費で介助を年金生活者にはきびしい	肢体不自由	50～59歳	女
精神障害も同じように医療費を軽減すること。	精神障害	50～59歳	男
両方重複社会に生活できとるようでグレーゾーンの人にとっては厳しいであろう	精神障害	30～39歳	女
入院中も自立支援法が使えるようにすること（同意見　他28名）	視覚障害	50～59歳	男
入院中も在宅と同じように介護ヘルパーを使えるようにしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
○入院に対しても1割負担にしてほしい	精神障害	60～69歳	男
・インスリン依存型糖尿病です。毎月様々な検査費ん万単位を支払ってます。医療費だけで破産してしまいそうです！！	内部障害	30～39歳	女
・手術で入院した時に、トイレへの手引きがいなくて困った。・便の色が自分で見えないので、答えられず困った。（腸の検査の時便が白くなったら云うようにと言われた時）	盲ろう	50～59歳	女
・障害ゆえに自力で動けないとヘルパーの必要性は絶対的なもの。自立支援法を入院中でも使えるようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・心身医療助成制度においても、地域格差のない全国大で相等しい自己負担になるように切に望む。・自立支援法の地域生活支援事業は財政面から地域格差が存在しており、義務的経費とする事業にして、全国どこで暮しても等しいサービスが受けられる基準を介護給付のように願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
・身体障害等級4－3級の者にも、医療費の軽減をおこなってほしい。制ガン剤等の利用により、高額になる（自己負担3割→1割等）	内部障害	60～69歳	男
・入院時と自宅療養期と施設入所時と手続きを行い、切り替えしなければならないのが大変	肢体不自由	40～49歳	男
・入院中、かんじゃさんが少しでも良くなるように毎日レクレーション等をしてほしい	知的障害	20～29歳	男
・老けんしせつにおいて検査のためしせつから退所させられた。次回入所ま何ヶ月もかかる・正月休みなどで自宅に帰った時に車いすやベッドなど介護用品をリースで使えるようにしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
1割負担をなくしてほしい。心臓や腸も悪いので、保けんを1割にしてほしい（所得が少ないので、高れい者と同じように1割にしてほしい）	精神障害	40～49歳	男
1人での生活に成り入院の時の保証人はなくしてください。又買物や洗濯等今の介護保険で使えるようにして下さい。そうでないと誰も頼む人がなく入院もできません。	肢体不自由	60～69歳	女
20才までの難病援助を生涯ずっとにしてほしい（一生治らない病気のため、生涯医療費等負担大きい）	難病	20～29歳	女
3ヶ月以上入院すると、自立支援法が使えず施設利用もできなくなるのをやめてほしい	重複障害	30～39歳	男
インスリン依存型も身体障害者と同じように医療費を軽減してほしい。	重複障害	30～39歳	女
オストメイトのストーマ装具の自己負担の軽減	内部障害	70歳以上	男
オストメート（ストーマ保持者）毎日の処理のため、日常生活用具が（装具）必要なのだが、個人負担が市町村によって異なることのないようにすること。	内部障害	70歳以上	男
お金がなくて困っている人に、治療が出来なくなり、病状が悪くなあるというのに、お金のない人からお金をとる。	精神障害	40～49歳	女
ガイドヘルパー利用時の交通費や宿泊費の負担のけいげんを望む	視覚障害	50～59歳	女
きょうりょくしてほしい。			
この事は障害者全般にして下さい	聴覚障害	70歳以上	男
コミュニケーションバリアをのぞく法的な措置がほしい。	盲ろう	60～69歳	女
コミュニケーション保証として入院中であってもヘルパー利用を可能にしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
すべての障害者を同じあつかいにすること	知的障害	30～39歳	男
ちてきしょうがいしゃもいりょうひんをけいげんする	知的障害	20～29歳	男
はたらいているけどいりょうひを安くしてほしい	知的障害	30～39歳	男
ホームヘルプ利用範囲を拡大し入院時の洗濯、買い物など院内での活動を認めてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
ボランティア団体が独自で講演会などを行うときに情報補償のために手話通訳や要約筆記者をつけようとしても、その費用は主催者の負担となり、ボランティア団体はその費用捻出に困る。これはやはり行政が補助できるようなシステムが必要だ	視覚障害	50～59歳	男
リハビリーの日数が少くなった（医療の改正によるもの）	肢体不自由	60～69歳	男
わかって納得できるような説明をいつもしてほしい（やさしい文ので筆談や手話を使って）	聴覚障害	60～69歳	女
移動支援で病院での待ち時間が10割負担となっているが、これも通常と同じ利用料にしてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
医療のサポートカードをもっとひろめて　どこでも使いやすくする	知的障害	10～19歳	女
医療ヒを軽減してほしい	知的障害	40～49歳	女
医療費の軽減、又は制度は級や等級にかかわらず平等にしてほしい。	知的障害	30～39歳	女
院内もヘルパーを使えるようにしてほしい	視覚障害	20～29歳	女
応益負担から、公費負担制に変えてほしい。	精神障害	40～49歳	女
検査の費用等補助してほしい。年金だけでは病院代まで払えないときがある。	知的障害	20～29歳	男
個人情報保護法の問題があるかと思われますが、視覚障害で文字が書けない人に対して例外を設けてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
広域合併により、行政との接触が悪くなった。事務的すぎる	内部障害	70歳以上	男
今の制度があまりにも煩雑でわかりにくく、専門職や行政の人間だけが知識を握っているのが現状。なのでもっとわかりやすく伝えてほしいし、学ぶ機会もほしい。	精神障害	20～29歳	女
座っていることがつらいのに、なかなか手帳をくれずに何の助けもありませんでした。	重複障害	40～49歳	女
最低限の年金受給者でも安心出来る入院体制や医療体制に！！	盲ろう	70歳以上	女
昨年10月から月につき1つの医療機関に500円支払う必要がでてきた			
三者障害を一律にして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
私は自立支援になってから入院してないので良くわからないけど	肢体不自由	60～69歳	女

Ⅱ－２（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
私は毎月1回か2回近所の病院に通院している。1回2~3時間程度で済んでいる。ここで私が問題と思っているのは、通院の際のヘルパーの活動実績が病院までの乗降介助だけに限られ、病院内の移動については、カウントされないという点だ。つまり、病院内の移動については、病院の責任で行えということになるのだが、個人の開業医ならともかく、普通の病院でそんなことを行っているところがあるだろうか？保健医療と介護保険と自立支援法の三つ巴の谷間の問題だと思う。早急に国は対策を立てるべきだと思う。	視覚障害	60～69歳	男
治療費が自己負担にならないようにお願いしたい。透析は1ヶ月40万円、年間400～500万円かかります。1割負担になったとしても、続けられない人が多く出る。	内部障害	60～69歳	女
自立支援法、何度も言っているがお金が厳しいということを考えてほしい	盲ろう	60～69歳	女
自立支援法で通院は1割負担なのに、入院は3割負担なので、通院と同じ1割負担に。	精神障害	60～69歳	男
自立支援法で入院中もホームヘルパーの延長（利用が可能なように）してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
自立支援法において精神障害者も身体･知的と一緒に考えられる様になったと言う。しかし、生活面においても福祉資源の面でもあまりにも医師主導のものが多い。自己責任･自立支援と言う限り「本人が選んで利用出来る社会生活の保証」を担保する制度を必要とします。			
自立支援法の福祉サービスを利用出来るようにしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
自立支援法を柔軟に運用できるようにすること。	聴覚障害	30～39歳	男
手話や要約筆記などの通訳を積極的に活用してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
重度障害者の自己負担費を自動的に医療機関と行政間で処理してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
重度心身障害者医療費助成制度（〇〇市）で、知的、身体は通院も入院も助成してくれるが、精神のみ、通院だけで不平等です。	精神障害	40～49歳	女
所得制限の緩和	聴覚障害	60～69歳	男
小児特定慢性疾患に認定されていたが、大人になると制度外になり医療費の負担が大きく大変。難病指定してほしい。あるいは療育手帳Bでも医療証がほしい。	知的障害	20～29歳	女
障がい者の、人間ドック、健康しんだん、安く(ほ助をつける)いつでも(年中)うけられるようにしたい。仕事がんばりたいし、いろんなことに楽しんで、挑戦したいから。	発達障害	30～39歳	男
障害の状況が変らない限り65才になったからと言って介護保険を本人の意向にかかわらず自立支援から介護保険に変えないで下さい。特定疾患医療手続は5年に1度位にして下さい。	視覚障害	70歳以上	男
障害者の医療助成は、種別、級別年齢の制限を廃止して、必要な人に医療費助成をして欲しい。	内部障害	70歳以上	男
障害者の医療負担を軽減してください。	視覚障害	60～69歳	男
身体障害者への医療費助成は等級により区別されている（4級より軽い人は助成が受けられない）	肢体不自由	60～69歳	男
制度があることを知らされないことが多い。	精神障害	30～39歳	女
制度だけではなくてサービスを充実させてほしい。	知的障害	40～49歳	女
制度については見直しを求む、自立支援協議会が協議の場として活用不充分である	内部障害	70歳以上	男
制度について配慮や工夫をしてほしい。入院中も自立支援法が使えるように。	視覚障害	60～69歳	男
精神にも医療費を知的や身体並みに補助してほしい。	精神障害	30～39歳	女
精神の入院を無料にしてほしい。（精神の）病院病室を他科と同じようにしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
精神科通院の人への一般治療費の負担の軽減	精神障害	30～39歳	男
精神障害は、知的、身体障害にくらべ制度に違いがある	精神障害	40～49歳	男
精神障害は、知的障害や身体障害に比べて、配慮や工夫が少ないので、同じようにしてほしい	精神障害	50～59歳	男
精神障害は外来通院の精神科のみ医療費助成があるが、他は一般なみで助成制度はない。他障害といっしょにしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
精神障害者ですが、わずかな年金で生活していますので、医療費を軽減してほしいです。入院中も自立支援法が使えるようにしてほしいです。	精神障害	50～59歳	男
精神障害者にたいする支活が他の障害にくらべて、たちおくれている。	精神障害	50～59歳	男
精神障害者にも医療費を無料にしてほしい	精神障害	30～39歳	男
精神障害者の医療費（特に入院費）を安くしてもらいたい	精神障害	50～59歳	男
精神障害者の場合医療費で他の障害と同一に軽減すること			
精神障害者は知的障害者や身体障害者より遅れている点が（医療費、福祉サービス）あります。同じように扱ってほしい	精神障害	40～49歳	男
精神障害者も医療費を軽減してほしい	精神障害	30～39歳	男
精神障害者も他障害と同じように医療費、入院費を軽減してほしい			
全ての障害者も、身体、精神と同じく医療ヒを軽くすること	知的障害	30～39歳	男
退院後の生活で元の生活にもどるまでのお金や支援やカウンセリングがほしい。リハビリや病院までリハビリのそうげいがほしい	知的障害	40～49歳	男
知的しょうがい者でもB1B2のいりょうひをAと同じ様にしてほしい	知的障害	20～29歳	女
知的など「障害児・者」のばあい、ケアマネージャーがいないため、プランニングやしせつへのコーディネートが家族のかたんがとても大きい。「軽度」は、自立支援法がまったくつかえない（がいとうするものがない）相談する所もない。入院→退院後についてのコーディネートがないためとても苦労する。精神障害者のばあい、ショートステイが都道府県どこをとってもないにひとしい。いきなりグループホームやケアホームとなってしまう。また、支援センターも少ない。きょくたんすぎるほどに。	重複障害	40～49歳	女
知的障害は見た目にわかりにくいので理解されにくい。同様な配慮が必要。	重複障害	40～49歳	男
聴覚障害者が1人で行かれるように又気楽に行かれるように医療機関に通訳制度又は文字表示設備をして欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
長期入院の場合の費用の手続き（利用料）に配慮してほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
通院にも移動支援（ヘルパー利用）が出来る様にすべきである（独り暮し者や重度障害者）	重複障害	60～69歳	男
努力をしようとしないばかりか排除傾向がある。	視覚障害	60～69歳	男
透析医療はお金がかかるので、これから先、自己負担が多くなっていくのではないか不安がある。	内部障害	40～49歳	女
同じ発達障害なのに、自閉症には医療費が軽減されてLD、ADHDにはされてないのは不公平だと思います。親が大変なのは同じだと思います。	発達障害	10～19歳	男

Ⅱ－２（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
難病者は内部疾患の方が多く、見た目は元気に見えますが、就労しにくいのが現実で、収入が少ないのです。難病者も、世帯主の収入によって、医療費が決定するのではなく、難病者全員に医療費を軽減してほしい	難病	30～39歳	女
入院した時もヘルパーを使えるようにしてほしいです。	重複障害	60～69歳	女
入院など、体調が悪い時には、尚更なれた介助者が必要なので利用できるようにしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	女
入院医療についても考慮してほしい	精神障害	30～39歳	女
入院時にも自立支援法のホームヘルパーを利用できるように。	視覚障害	60～69歳	男
入院中、重度障害者はコミュニケーションが慣れた者でなけれど取りにくい。ナースコールが押せない、細やかな体位交換が必要、水分補給が必要など病院側だけでは対応できないので、自立支援法でヘルパーを使えるようにして欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
入院中にガイドヘルパーが使えるようにしてほしい、１人暮しのため	視覚障害	50～59歳	女
入院中のヘルパー介助を有効にして欲しい。	肢体不自由	40～49歳	男
入院中のヘルパー利用	視覚障害	50～59歳	男
入院中の自立支援法を使えるよう	視覚障害	60～69歳	男
入院中の食時の全額負担はきつい。食べられないおかずなど出る時もありもったいない。軽減を切に望む。	聴覚障害	50～59歳	女
入院中もガイドヘルパーが使えるようにしてほしい（買い物、外出など）	視覚障害	70歳以上	女
入院中もヘルパーに依頼できるようにすること。病院は移動困難な障害者や高齢者に対しての通院支援のしくみをつくること。特に女性に対しては同性による看護を行うことを決める。病院全体に身体障害者補助犬法を周知し、その受け入れを全体の申し合わせ事項とする。	視覚障害	50～59歳	女
入院中もヘルパー制度を使えるようにしてほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
入院中や一時帰宅する場合の自立支援法の適用をお願いしたい。外出する場合のガイドヘルパーの利用など。	視覚障害	70歳以上	男
年金生活者、自己負担が一切ないように	内部障害	60～69歳	男
発達障害者（軽度）の医療費軽減（他の障害者と同等の扱い）	発達障害	10～19歳	男
病院（医療保険）在宅（自立支援法）の制度をどちらでも利用できるようにしてほしい。特にガイドヘルパーを病院でも使用できるよう改善してほしい	視覚障害	50～59歳	男
病院により、治療のために必要なガーゼやテープが支給されないところがある。薬だけでは治療はできないので、医師の指示によりすべての病院がガーゼ等が支給されるようにしてほしい。			
病院側が負担軽減することを知らず、一般と同じ扱いをされることもある。（間違いをなくしてほしい。）	聴覚障害	20～29歳	女
聞こえなくても安心して入院や治療を受けられること。	聴覚障害	60～69歳	女
保育園など、母親が働かなくても入園出来るようにしてほしい	発達障害	0～9歳	男
補装具を作った場合、１割負担は大きい。特に消耗品、6ヵ月～１年間等（クツ下）を購入した時、その都度、支払うことがきびしい、年金額は減少している。	肢体不自由	50～59歳	男
盲ろう者の移動サービスを受けられない。くやしい。外出したくても自由ができない。	聴覚障害	50～59歳	女
問題多々有。	聴覚障害	70歳以上	女
要約筆記を利用するときは、話の要点の記載になりがち。医師も書かれた内容を確認しながら話した方がよい。	聴覚障害	40～49歳	男
利用できる制度の説明を。	聴覚障害	50～59歳	女
療育手帳Bの者にも医療費の軽減を。障害が比較的軽くても持病があったり病気がちな人もおり、医療費の負担が大きい。	知的障害	30～39歳	女

Ⅲ雇用・就業について
１（１）採用（募集）を拒否する

記述内容	障害種別	年齢	性別
車いすの利用、人工呼吸器の使用、難病、聴覚障害、視覚障害、精神障害、てんかんなどを理由として採用を拒否すること （同意見　他15名）	内部障害	60～69歳	女
電話対応などの業務ができないことを理由に採用を拒否する　（同意見　他13名）	視覚障害	50～59歳	男
希望して面接した時に、まずは話せるか？きこえるか、と言われる。手話が必要であれば、会社の人は大変で困る。対応しなければならないような話を理由に、拒否することある。理解してない。	聴覚障害	40～49歳	女
「耳がきこえない」たったこれだけで採用を拒否している！	聴覚障害	40～49歳	男
「要電話対応」という理由で採用を拒否している（電話と関係ない仕事なのに）	聴覚障害	40～49歳	男
・なんらかの制限を加える事が大きな負担になっています。負担を与えない様な募集方法を工夫願います。	精神障害	60～69歳	男
・教育委員会での採用が無い。	視覚障害	50～59歳	男
・車いす利用者の採用は入口やトイレなどをバリアフリー化しなければならないので雇用が積極的ではない。	肢体不自由	30～39歳	男
・障害者に理解しても受け入れ拒否する	聴覚障害	20～29歳	女
・新聞広告を見て履歴書を送り、「面接に来てほしい」と言われたので出かけていくと、私が障害者と分かっただけで面接さえしてくれなかった。・障害者雇用枠の募集で応募し、人事課段階では“採用”だったのに、私の障害（CP）を見て配属先の担当者が拒否したために雇用されなかった。	肢体不自由	0	女
・電話対応（メール対応があることを頭に入れてもらえれば良い。）、接客の業務が出来ないといわれることは多い。	聴覚障害	20～29歳	女
・電話対応の業務が出来ない理由に採用を拒否することが多い。・採用の面接の結果が落ちても。障害者募集を続けている。募集する振りにしている感じです。国より障害者拒否しないようにするためでないか。つまり、罰金を払わないようにうまく募集ふり。	聴覚障害	40～49歳	女
・透析患者も就労できることは、ほとんどない（実質的に）	内部障害	60～69歳	男
・話せない（ろうあの方）ことを理由に採用を拒否すること。	聴覚障害	40～49歳	男
TEL対応が出来ないため、事務員が出はらってしまう時間のある日は働けない。	聴覚障害	50～59歳	女
インスリン依存型糖尿病である理由として採用を拒否すること。	重複障害	30～39歳	女
オストメイトであることをかくして応募。	内部障害	60～69歳	男
きこえないことで採用をしない企業が再びふえている。	聴覚障害	40～49歳	女
きちんとした目線で見て欲しい。健常者と障害者を差別しないで欲しい。	精神障害	40～49歳	男
クリーニングに13年勤めたが新しい機械が入ったからと解雇された。その後、職安を通し2回面接を受けたが不合格、理由は判らない。	知的障害	30～39歳	女
コミュニケーション（筆談・手話etc）が大変なので採用を拒否すること	盲ろう	30～39歳	女
すいみん薬を飲んでいる人は困ると言われ採用を取り消された。（精神障害者である事をかくしていた）	精神障害	40～49歳	女
てんかんだと、自動車免許がとりにくい	知的障害	20～29歳	男
どうして不採用なのか、病気が、理由なのか、本人の問題なのか、明らかにして欲い。	重複障害	40～49歳	女
どんな企業も障害者を知る事が大事だと思います。出来る事を見つけて努力して下さいますよう又、自治体の努力も欠かせないだろうと思います。	精神障害	70歳以上	女
またれんらくするから29年まつます	肢体不自由	50～59歳	男
やりたい仕事をさせてくれない。（ヘルパー希望）コミュニケーションができない理由で。	聴覚障害	40～49歳	女
以前ハローワークを通じて書店の店内業務の面接をお願いしたところ、年齢と障害を告知した時点で面接を受けさせてもらえなかった。	精神障害	40～49歳	男
以前は手内職や図書館の係等もしていましたが79才にもなればこよう、就業の件には答をしにくいです	肢体不自由	70歳以上	男
以前障害を理由に仕事を（採用）拒否された事がよくあった。	盲ろう	50～59歳	女
一般就労ではない、授産施設等での就労等、選択肢がほかにあるのではないか。	肢体不自由	70歳以上	男
学校－とくに大きな病院の病弱学級。「学級」すらないところもある。治りょうさえうまくいけば、能力は十分の人たち（子どもたち）がおおいのに、学習するきかいがあたえられていない現実がある。	重複障害	40～49歳	女
機会均等は当然の権利です。	肢体不自由	50～59歳	男
拒否するというよりは、視覚障害者には「職業選択の自由」がない。	視覚障害	30～39歳	男
健常者がすべてゆうせんされること	精神障害	40～49歳	男
県職員を始めてする公的な職員の採用試験の受験の機会を与えられない。例えば点字受験さえ認められない県も多い。	視覚障害	70歳以上	男
見えないと何もできないと決め付ける	視覚障害	70歳以上	男
見た目でできないと判断される	肢体不自由	30～39歳	女
言語障害を理由にあっちこっちから断られた。	重複障害	30～39歳	女
限られた曜日、時間でも仕事が出来る様にしてほしい（特に公共施設）民間ではむつかしい。透析患者、たとえば（月、水、金）はダメ、それ以外の曜日で働ける	内部障害	60～69歳	男
公官庁にもっと障害者の採用を！・雇用率が内部障害で埋まっていると門前払いする。・障害者も働きやすいよう環境の整備化をお願いしたい。	聴覚障害	50～59歳	男
仕事は簡単なものでしたがぼくにはきつ音があり言葉が早くはっきりしないのでことわられました	知的障害	30～39歳	男
仕事は危険などの理由により、採用を拒否することがある。本当は大丈夫であるけれど、コミュニケーションが不自由だから採用は消極的な会社が多い。	聴覚障害	60～69歳	男
私は、盲ろう者（弱視）として老人ホームにヘルパー者に掃除をしたいと思いますがコミケーション（手話）の方法に拒否しました。	盲ろう	50～59歳	女
私は聴覚障害者です。面接に行っても、その場で拒否されたことが数えきれないほどある。	聴覚障害	50～59歳	男
私は病気が重くて仕事にはつけないが（この20年近く）、難病の友人の中には、病院の通院のための休日が取れずに、採用を断られた人がいる	難病	50～59歳	女
視覚障害を理由とする採用(募集)拒否	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者を幅広く採用してください。	視覚障害	60～69歳	男
視力が低下したため30年程勤務した役場職員をやめさせられたというかやめざろうをえなくなった方がいます。課長、園長、公民館館長までされた方ですが、できたら視力にあまり支障のない分野で活躍してほしかったです。おだやかな方でしたが…。	視覚障害	50～59歳	女
試験は受けさせてくれるが採用がない	視覚障害	50～59歳	男

Ⅲ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
事故をおそれたり、しんようされないので拒否される　てんかんがあると、たおれるのでことわられる事はある	重複障害	30～39歳	女
事務の関する仕事は拒否され、でんわ対応の問題…。インターネットのメールとか、つかえるといいのに。	聴覚障害	40～49歳	女
耳の障がい者を否む最大の理由は、「デンワができないから」である。しかし、最近はPC等、文字メールが広がっている。この利用で理解を広め、雇用拡大をつなげてほしい			
自分自しん精神障害ですがも少しはたらきたいなと思います。きうりょうが少と思います。	精神障害	50～59歳	女
社会参加できないことでますます家に引きこもってしまうような障害者が増えてしまうようでは困る。	盲ろう	60～69歳	女
車椅子の男性が上半身は丈夫でもトイレの設備がないため採用が困難と言れた。	肢体不自由	70歳以上	男
就労を疎外する欠格条項が社会ルールとしてある限り、もっともらしい差別の言い訳は今後も続いていく。何故ならば自立支援法でさえ法として障害者の欠格条項を認めている社会だから…。法のする所、民間企業の企業家も同じ様にする。			
出来る仕事なのに拒否することはいけないと思うので〇を付けました。	重複障害	60～69歳	女
小さな会社は雇うつもりもない	肢体不自由	60～69歳	男
会社に見学に行っただけで入社を断られたことがあります。	肢体不自由	60～69歳	男
障害だけを理由に雇用しないこと。	視覚障害	50～59歳	男
障害をかくして入社してそれがわかって入社を拒否すること。手帳年金（時給を下げるために）持っていないために入社を拒否されること。	知的障害	40～49歳	男
障害をもっている事で職種が決まってしまう。（早朝きんむや、清掃業務など）	肢体不自由	20～29歳	男
障害を理由として採用しないなら、最初からその理由を知らせるべきだ。しかし、そんな事を書くことはできないと思う。その辺はよく工夫するべきだ。	聴覚障害	60～69歳	男
障害を理由とする採用は拒否するな。	内部障害	70歳以上	男
障害を理由に面接さえしない。	聴覚障害	50～59歳	男
障害区分で出来る事を職業に生かして雇用に結びつけてほしい。（残存能力を活用）	視覚障害	50～59歳	男
障害者の雇用面接会なのに、電話の応対が出来ないという理由で断わられた。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者の就業場所が極て少ない。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者の就職面接会の求人には、知的障害者を対象としたものが少ない（ほとんどない）	知的障害	30～39歳	女
障害者の就労に対する情報提供が少ない。	肢体不自由	70歳以上	男
障害者雇用促進法で罰則負担金を払っても未達の方が安あがりになると言う。	重複障害	60～69歳	男
障害者枠だと精神障害者の求人が極端に少ないこと	精神障害	30～39歳	男
障害者枠での採用も、視覚障害者というとろくに話も聞いてもらえず、「前例がない」「職場環境を整えられない」などの理由で断られる。	視覚障害	20～29歳	女
職業安定所に募集状況を見に行った際、他の障害者に比べ、精神障害の募集がかなり少数（無に等しい）であること。	精神障害	30～39歳	女
人工呼吸器の使用、難病、求職できますか	知的障害	30～39歳	男
人工透析の為労働時間が少なくなることで採用を拒否する	内部障害	40～49歳	男
人工透析をしていることを理由として、採用を拒否する。移植をしていることを理由として、障害者とみなさない。	内部障害	40～49歳	男
人工透析を週3回受けていると、フルタイムで働くことができないという理由で採用されなかった。病気に対する偏見がある。	内部障害	40～49歳	女
正社員になれなかった。	精神障害	40～49歳	男
精神科薬を会社で服用しただけで、上司に変人に見られたことから考えて精神科に通院していることが分かると採用拒否される	発達障害	30～39歳	男
精神障害だからといって頭から採用を拒否しないでほしい。	精神障害	30～39歳	男
精神障害でも配慮して頂ければ充分働けます。	精神障害	50～59歳	男
精神障害ということで面接の段階で断わられる。	精神障害	50～59歳	男
精神障害の場合でも採用に差別をしてほしくない。	精神障害	60～69歳	男
精神障害者を一律に感じ「今後何かあったら自分が責任をとらなければいけない」と不採用になった。	精神障害	40～49歳	男
精神状態が良くなってきたので三十四、五のとき働きたいと思いある会社に行き面接をしている途中安定剤を飲んでいる事を話したときその場で面接を中止された。	精神障害	50～59歳	男
前例がないからと拒否する	盲ろう	20～29歳	女
全盲に関しては（視覚障害者）は雇用が少なすぎる	視覚障害	50～59歳	男
即戦力にならない。と断られてしまう。	知的障害	20～29歳	女
対人関係づくりが難しいと思われると、面接も受けれない。短時間勤務を認めるようになるとよい。	精神障害	30～39歳	男
退職して長いせいか何社か受けても中々採用不可能だった。（特にPCを勉強中でも採用ダメと拒否された）	聴覚障害	50～59歳	男
知的障害だから採用を拒否すること	知的障害	30～39歳	男
知的障害と言うだけで、ひとり、介助をつけなければならないと思われ、人手不足で、募集しているからと、介助をつけれないと言われ、面接さえしてもらえない。	知的障害	20～29歳	男
知的障害の事を話をすると希望の職種につけなくません。	知的障害	30～39歳	男
知的障害者の採用は、まず無い。（障害者の雇用が認められているが知的障害者には値しない	知的障害	30～39歳	男
聴覚障害→耳が聞こえないと無理といって断られた事あり。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者が働いているにもかかわらず、ある企業のサイトで「聴障を雇ったことがない」とあった。あれはひどすぎる。最初から我れ我れが敬遠するようにし向けている。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者だから採用拒否	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者に入社に拒否が多いのでできれば入社するようにほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者はコミュニケーション不足はあるが、一旦仕事を覚えたら外部の雑音が入らず健聴者の倍の仕事が出来る事を分ってほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
聴覚障害者は電話などむずかしいでした。コミュニケーション問題です。	聴覚障害	40～49歳	男
聴力障害ですが障害者＝何もできない人ではない　始めから先入観がある			
電話＝声の電話がメインとなっていることの常識を改善してほしい。メール、FAX、TV電話もメインに入れてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
電話対応	聴覚障害	40～49歳	女
当然障害者を雇用しようとしていない。	視覚障害	60～69歳	男

Ⅲ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
透析者は残業等時間の融通がきかないので採用しにくい	内部障害	50～59歳	女
同じ障害なのに障害程度が重いということで断られた	視覚障害	50～59歳	男
同時採用であったが健常者の人は3ヶ月で採用されたが障害者の立場の為かで採用か更3ヶ月遅れた（友人の話）	精神障害	30～39歳	女
特定の業務ができないことで募集や採用を拒否すること。	難病	20～29歳	男
難聴だと電話はとれないが、電話を必要としない。仕事であればできるのだから差別しないで、できるところを見て採用を考えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
入社試験の点字受験を認めないこと。	視覚障害	20～29歳	男
能力を重視して欲しい。	肢体不自由	70歳以上	男
排泄など、自分にできない事により、一般企業での就職が厳しいのならば、職場介助者の指導を増やしてほしい。	肢体不自由	20～29歳	女
病名を確認した上で、障害者雇用であるのに、面接を拒否すること	精神障害	30～39歳	女
不況の中で障害者の募集は激減している	内部障害	70歳以上	男
聞こえないと理由で何度も断わられた。	聴覚障害	60～69歳	男
補助犬の使用を理由に拒否すること。職場がバリアフリーでないことを理由に拒否すること。活字文書の処理ができないことを理由に拒否すること。	視覚障害	50～59歳	女
募集が少ない。	精神障害	30～39歳	男
募集内容と面接会との誤かいが多い	肢体不自由	60～69歳	男
法定の障害者雇用率を守ることが前提で、経営理念としてほしい。	内部障害	60～69歳	男
僕達は、仕事がしたい。	知的障害	30～39歳	男
本気で採用する気がないのなら、はじめからぼ集しないでほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
本人の能力を試験しようとせず、精神障害を理由に入り口で断る。	精神障害	20～29歳	女
本当に差別では障害によって出来る仕事が有ります。その事をもっと考えてほしいです	聴覚障害	70歳以上	男
面接時に「電話ができますか」とたずねて、ごく軽度の難聴と聴覚障害を混同して拒否する。会話ができないと思い込む人がいる。	聴覚障害	30～39歳	男
盲ろう者の就職が全くない。	盲ろう	60～69歳	女
養護学校卒業とあると大学を卒業したとしても気にされる。	発達障害	10～19歳	男
養護学校卒業というのを見てあなた字読めますか？と言われた	肢体不自由	20～29歳	男

Ⅲ雇用・就業について
１（２）採用（募集）を制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
国より障害者拒否しないようにするために、罰金を払わないようにうまく募集ふりにしている感じです。たてまえの募集にしている感じ。	聴覚障害	40～49歳	女
公共交通機関での通勤、自力による通勤、介助者なしでの勤務、自動車免許の所持、「普通活字印刷に対応できること」などを採用の条件とすること　（同意見　他１１名）	視覚障害	50～59歳	男
「何かあった時、責任がもてない」を理由にことわられることが多い	聴覚障害	40～49歳	女
「電話対応ができる事」を条件とする会社がまだある。経営者の意図を無視して障害者と働くのを反対する場合があった。	聴覚障害	30～39歳	男
「要電話対応」という理由で採用を拒否している（電話と関係ない仕事なのに）	聴覚障害	40～49歳	男
・経験をもっていて資格を有していない	聴覚障害	20～29歳	女
・週5日通勤できる方のみが対象という求人が実際に存在する。重度障がい者が週5日通勤することは難しい。インターネットが普及した現在、通信などで在宅での仕事を認めてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・障害関係団体であるにもかかわらず、職場介助者をつけることを拒否された。	肢体不自由	0	女
・正社員として採用せず、嘱託などで採用すること。・総合職としては採用せず、一般職としてしか採用しないこと。	聴覚障害	60～69歳	男
コミュニケーションが出来ないことを理由にする	盲ろう	40～49歳	女
ジョブコーチ付き採用を求む	知的障害	30～39歳	男
ハローワークでお願いしてもなかなか再就職出来なかった	内部障害	60～69歳	男
ハローワークの障がい者の窓口に、電話をしたら、医師の「働ける」と証明したものを持ってこいと言われた。また、2～3時間の仕事しかない、と言われた。	精神障害	40～49歳	女
ハローワークの障害者就職面接会の求人票に、求める障害種別、男か女かを明記していないのはおかしいのではないか。せっかく面接をしても、最初から会社側が採用したくないなら、全くのムダ骨になる。	精神障害	40～49歳	男
一人で通うことが困難。	盲ろう	60～69歳	女
一般の採用でも条件があるから仕方がない。	肢体不自由	60～69歳	男
介助者が介在する仕事上の守秘義務が守れないと言われた	視覚障害	50～59歳	女
基本的にしない方が良いが場合による	視覚障害	50～59歳	男
教習所に行ったら、もっと重度障害者でも車の運転が可能になるように、配慮してほしい。ヘルパーを一緒につけるのも可能になればうれしいです。	肢体不自由	30～39歳	女
勤務時間。車がないと勤務できない。	精神障害	30～39歳	男
健聴者とともに試験を受け、採用をかち取ったが、障害者枠に入れられた。	聴覚障害	30～39歳	男
雇うことをしない、してもただ働きさせたいだけ	肢体不自由	60～69歳	男
雇用自体が嘱託など正職員、社員でないケースが多い	重複障害	30～39歳	女
公共交通機関（市バス）療育手帳使用なので大まわりしてでも朝早く家を出て時刻に間に合う努力をしている	重複障害	40～49歳	男
高齢（70才）を理由として採用制限する	聴覚障害	70歳以上	男
採用の際、自動車免許の所持をかかげられると、精神薬は、眠気がさす副作用をもっているものも多いため、運転に困難を要することを理解してほしい。	精神障害	30～39歳	女
採用の制限は良くないと思います。介助の出来るもの又、時には交代出来るように工夫したら良いと思います。	精神障害	70歳以上	女
在宅での労働が可能な環境作り。	視覚障害	50～59歳	男
仕事が自由に選択出来る様にしたい	聴覚障害	50～59歳	男
仕事に通う為には手引き通訳者が必要だが、派遣では認めてもらえない。	盲ろう	50～59歳	女
仕事は出来るが介助者を必要（言語障害）な為採用が困難である	重複障害	30～39歳	女
自分でトイレに行けないと勤められない。	肢体不自由	30～39歳	女
自分は自動車免許をもっていますので自分はうんてんのしごとがしたいですでも精神障害なのでだめかも	精神障害	50～59歳	女
自力での通勤や週5日40時間を前提条件として制限すること。	難病	20～29歳	男
就労を疎外する欠格条項が社会ルールとしてある限り、もっともらしい差別の言い訳は今後も続いていく。何故ならば自立支援法でさえ法として障害者の欠格条項を認めている社会だから…。法のする所、民間企業の企業家も同じ様にする。社会ルールとして障害者に410項目の制限を放置する限り民間企業も、「政府でさえやっている事」として制限するのは自明の如く言わせた。			
障害があってもすぐれた特性を持つ人もいることを採用者は知って欲しい。障害も理解する	聴覚障害	60～69歳	男
障害としんだんされたら、免許はくだつ（国家しけんをうけるしかくや国家めんきょ）をされてしまうので困っています。（かんぜんに失業になる。）⇒とくに精神と発達障害、就業中に障害をおったばあいや、わかったばあいとくに。	重複障害	40～49歳	女
障害に応じて無理なら無理な事はさせない、その人の能力に合った仕事をさがし、やってもらう。どんな重度の障害者でも1つは得意なもの残存能力（才能）が残っているはずです。	盲ろう	50～59歳	女
障害をもっていて手帳を持たなくても入社できるようにする。本人が望むなら一般、障害どちらもえらべるようにする採用の条件とする。	知的障害	40～49歳	男
障害者では就労困難な重量物取扱い作業への採用を断わられても安全作業の面からやむを得ない	内部障害	60～69歳	男
障害者トイレがない、事務所が2階にあるなどの制限で、採用募集の段階ではずされる。	肢体不自由	60～69歳	男
障害者の就業場所が極て少ない。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者を必ず、採用して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
障害者本人の努力を評価していない。	視覚障害	60～69歳	男
職種によってはなんともいえない	内部障害	50～59歳	男
職場までの通勤にヘルパーが利用できない　制度問題	肢体不自由	20～29歳	男
制限以前に採要の対象にしてくれない事が問題で就労のチャンス（場）を若い人に開放すべし	肢体不自由	60～69歳	男
精神障害だからといって頭から採用を拒否しないでほしい。	精神障害	30～39歳	男
精神障害者	精神障害	40～49歳	男
体力に自信があり健康な人と採用の条件をすること。	重複障害	30～39歳	女
通勤がむずかしければそれだけ不採用になってしまう。通勤への支援がほしい。	重複障害	40～49歳	女
通難をヘルパーとしてはいけないと言われた。	重複障害	30～39歳	女
通訳つきでの面接を認めない	聴覚障害	30～39歳	男

Ⅲ－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字の採用試験等を行わないこと。	視覚障害	50～59歳	女
電話以外の仕事をやってほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
電話応待ができないと不採用、コミ困難で不採用	聴覚障害	50～59歳	男
透析患者は一日置きの治療＝命の継続　であることを十分認識されたい。	内部障害	50～59歳	男
年齢制限が書かれていると諦めがついてしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
不況の中で仕事がない（一般の人でもきびしい）の中でハンディがあるので、言葉では出てこないが、面接までいきつかない。特に地方では、ほとんど仕事がない、１年契約でもいいから公共関係の安定した仕事を回して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
普通字の読み書き。	視覚障害	30～39歳	男
普通免がないので、勤務が限られてくる	精神障害	50～59歳	男
補助犬使用ということで断られた	視覚障害	50～59歳	男
募集時、身体、知的、精神障害、何を募集しているのか明確にしてほしい。	精神障害	30～39歳	男
募集要網が最近では「ホームページ」となっているものが増えている（障害者でなくITに不慣れな者にとっては差別と思われる）	視覚障害	50～59歳	男
法によって障害者の採用を強制しているようだが、年れいで制限するというような「法のぬけ道」はやめてほしい	聴覚障害	50～59歳	男
本人ができる範囲で勤務したい。	重複障害	50～59歳	男
障害者の就職面接会にくる企業でも履歴書の記入を自筆とする企業がある、視覚障害者は排除されている。	視覚障害	50～59歳	男
履歴書提出のみで面接もせずに不合格の通知があった。	内部障害	60～69歳	男

Ⅲ雇用・就業について
1（3）賃金について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること （同意見　他16名）	視覚障害	50～59歳	男
残業手当、通勤手当、交通費などを支払わないこと （同意見　他6名）	視覚障害	50～59歳	男
○障害者等級によって手当を支払わない。	聴覚障害	40～49歳	女
○障害者年金をもらっていることで賃金があがらない	視覚障害	40～49歳	男
・一帰制度なら困る	聴覚障害	20～29歳	女
・指導者手当や管理職手当等も平等に付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・嘱託職員＝障害者は一般職登用不可	盲ろう	30～39歳	女
・賃金/時間給がきわめて低いことが問題だと考えています。最低賃金のせめて半分は、支払うことを基準にできないものでしょうか。（通常：600円代―障害者/¥100円代あり→¥300円代へ）	精神障害	60～69歳	男
・賃金があまりにも低いので、生活のたしにもならない。（採算性）・障がい者に健常者と同じことを求めない。同じこと条件で勤務できたら、障がい者ではない。	精神障害	30～39歳	男
・賃金を安くされる。	盲ろう	50～59歳	女
・福祉的就労な待遇および給料	視覚障害	50～59歳	男
15日ほしい　きまった日			
30分残業や、休日手当、交通費がもらえないので支払ってほしい　健康保険をかけてほしい　賃金がひくい	重複障害	30～39歳	女
お金をたくさん欲しい。	知的障害	30～39歳	男
サービス残業を障害者とわかってさせられた。	精神障害	30～39歳	女
とても少ないです（昼食代取れてのこらない）	肢体不自由	60～69歳	男
ハローワークの障害者枠で、2社勤務の経験が有るのですが、賃金は、非常に低く設定され、これは障害者への差別賃金と思います！！	精神障害	40～49歳	男
ピアサポーターの仕事で労災を摘要してほしい。安心して働けない。	精神障害	50～59歳	男
ふつうの人でもワーキングプアが多い中、年金をもらいながら、正キ、もしくはりんしょくやはけんしょくいんとするばあい、どうしてもワーキングプアの人たちから反感をうくってしまう。（逆差別がうまれかねない。）	重複障害	40～49歳	女
一定のお仕事をしているので賃金は常人と同じでいいと思います。まじめに精一杯働いているのですから少なくとも交通費は支払ってほしいです。	精神障害	70歳以上	女
何年も同じ賃金のまま契約証が届く。	難病	50～59歳	女
何年勤めても昇給はしないと言われた	肢体不自由	50～59歳	男
介助者の給料を刺し引いた給料を支払うこと	視覚障害	30～39歳	男
会社に勤めて4年になりますが最低賃金が上りません1時間650円	聴覚障害	40～49歳	男
基本給から差をつけてるところもあります。賃金に関してはやとわれてる身からはえんりょもあり強く言うことができません。間に立ってくれる公的機関がほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
勤続15年、無欠勤でも時間給（最賃）である。祝日出勤の振替休日（指定）はあるが、他に年休がない。	知的障害	30～39歳	女
契約社員にしか、なれない	聴覚障害	50～59歳	女
健常者と障害者の賃金に格差がある。私が就職したころの話で、30年も前のことになるが、代表の考えで身分保証を失ったり、勤続年数を少なくされて、厚生年金などの受け取り金額が少なくなっている。	視覚障害	50～59歳	女
健常者と同等の給与でなく低く設定している。残業手当が支給されない。時間外に入ると定時にタイムカードを入れた後残業した事がある。	聴覚障害	40～49歳	男
健聴者より働いているのに、給料が安い。健聴者はよくしゃべるばかりなのに。	聴覚障害	40～49歳	女
県の最低賃金を少しでも上がってほしい	知的障害	20～29歳	男
交通費は支給して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
国が低い賃金を設定している　障害者支援費にも問題がある。	肢体不自由	70歳以上	男
差別の中にも階段有り、人間性を無視してはならないが、各職場上司等により見解異なるから制度見直しする必要有り	精神障害	30～39歳	男
最低賃金適用除外はおかしい	知的障害	30～39歳	男
最低賃金法で頂ければ幸いですがその人の能力に合った賃金の方が本人は気が楽な時もあると思う	知的障害	40～49歳	男
採用に際して、給与の制度をよく話さず本人は知らないというケースが多い、必ず、伝えて合意が得られるようにしてほしい。			
採用時に提示された賃金（時給）を、働き始めたあとに、減額された。一応、雇用者側から減額について、どうかという相談はあったものの、親としては働き続けさせてもらう上で拒否する訳にはいかなかった。3年目になっても時給アップの話はない。	知的障害	30～39歳	女
作業所における賃金を大幅にアップして、生活を楽にしてください。	視覚障害	60～69歳	男
私は賃金は、普通の社員と同じ程だったが同じまわりの社員にはもらい過ぎと（差別）取ったのか仲間はずれだった。退職金（17年間）はこちらが言って500000円支払ってくれた。こんなにこういう自分の人が居たことはなかったので考えてなかったということだった。	聴覚障害	60～69歳	女
時給が200円である事1日6時間働いて日給1000円である事	精神障害	40～49歳	女
時給が320円です	知的障害	30～39歳	女
時給が340円だったことがあった。（クリーニング等）雇用保険がなかった	精神障害	40～49歳	男
実力を評価して障害者故にと費用に差別をつけないでほしい。	盲ろう	70歳以上	女
社会ルールとして「法が最低賃金適応除外・福祉的就労」を認めている以上利益を追求する集団としての企業はデメリットを負う事はなかなか出来ない。障害者雇用が企業利益にかなう「法」のシステム作りが必要となる。（このままでは助成金の出る時しか雇用は続かない！）			
社長交代で賃金が四割引き下げられた。障害者全員	聴覚障害	60～69歳	男
授産所では土○（読み取り不明）ということばで片付けられている。月給制度にならないか	肢体不自由	70歳以上	男
昇給がない。最低賃金が除外されているため、4年経過しても350円/hに変化がない。	知的障害	20～29歳	女
障がい者であっても企業が採用したかぎり、残業手当、通勤手当、交通費等は支払うべきで有る。	精神障害	40～49歳	女
障害（発達障害）を告げて就労したが、年々の昇給はほとんどなく、このままでは経済的自立できない。	発達障害	30～39歳	男
障害のある人でも皆さん一生懸命働いておられます。差別はしないでほしいです。	聴覚障害	60～69歳	女
障害を理由として、最低賃金で永続的に雇用されること。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅲ－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者だから、安くていい、とか、年金があるから安くていいとか、でなくて、正当な賃金を払ってほしい。	肢体不自由	40～49歳	女
障害者になったとたん正社員からパート扱いで賃金もカットされた	内部障害	50～59歳	男
障害者のため一般会社員より賃金が低いですので、一般会社員と同額に近い賃金保証してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者の賃金は安すぎる。	難病	10～19歳	男
障害者は年金があるのだからという理由で同等の仕事をしている人より低額の賃金に抑えること。	視覚障害	50～59歳	女
障害者を安い賃金で雇用できると考える雇い主がいる。	聴覚障害	60～69歳	女
障害者同士でも賃金の差がある。	知的障害	20～29歳	男
障害者年金を受給しているとの事で基本給を下げる	肢体不自由	40～49歳	男
障害者枠だと低賃金であること	精神障害	30～39歳	男
嘱託扱いにする。	聴覚障害	40～49歳	女
真実に差別なのか、或は会社自体の経営難でカットされている等しっかり確認する必要あると思う。もし、前者通り不等な差別だったら怒るべき！（私の知人から）			
人工透析をしていますが、10年近く昇級してもらえず、透析を導入してから基本給を下げられた。	聴覚障害	40～49歳	女
人事考査ランクで一番下だった。			
正社員にせず嘱託、契約社員として差別される	聴覚障害	60～69歳	男
前の会社で賃金を払わなかった事	知的障害	30～39歳	男
他の人間よりも賃金は低く設定された。大卒だが高卒扱いでの採用だった。理由は他の社員に業務外での仕事、私の補助があるため。同じ賃金では同僚から不満が出るからとのこと。	肢体不自由	20～29歳	男
聴覚が理由	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害を理由にし、低い評価しかせず、そのため、ボーナス（冬）は評価が反映するため、いつも、人より低いボーナスしか支給されない。	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害を理由に賃金を35万円から21万円に下げて、残業手当も障害があるからと支払わない事があった。（但し、裁判で解決）	聴覚障害	30～39歳	男
賃金の上がり方が他の人と比べて、低かった	盲ろう	40～49歳	女
賃金は能力によって決めて頂き、障害者雇用伴う優遇分を、上積して欲しい	内部障害	70歳以上	男
賃金を1回下げられた。	知的障害	30～39歳	女
賃金を引き上げることが1番だと思います。こまっている人、体のふじゆうな人、目のふじゆうな人にたすけるようにするには、これが1番です。私もです。	知的障害	40～49歳	女
賃金を他の従業員より少なくすることを条件に採用を決める	視覚障害	20～29歳	女
低賃金でたいへんな仕事をさせて最低賃金にもひっかからないで、経営者が利益の追求をすること。	精神障害	60～69歳	男
透析患者で透析の為、途中退社（就労時間中）する作業者を賃金を一般会社ではカットする、又賞与をカットする。	内部障害	60～69歳	男
働くことの喜こびを貰える程度の（最低でも500円/時）賃金が欲しい。	精神障害	30～39歳	男
同じような仕事をしたら、同賃金にして欲しい。	精神障害	50～59歳	男
同じ仕事でも賃金差が大きかった	知的障害	50～59歳	男
同じ仕事をしても安い賃金しかもらえない	発達障害	20～29歳	男
同じ様に仕事をしています。賃金差別はおかしい働く喜びを感じていっしょうけんめい働いている事を考えて下さい。	聴覚障害	70歳以上	男
入院することに対しての休みを有給休暇としてとりあつかわれること。	重複障害	30～39歳	女
年金があるから他の人より安いのが当然という言い方	聴覚障害	60～69歳	男
年金を理由に時給を下げる。有休をを使わせないで公休（会社が決めた休み）にする。ボーナスを下げること。	知的障害	40～49歳	男
能力がない時は下がる	聴覚障害	50～59歳	男
府最低賃金をきちんと守らない！！差別がひどすぎます！！国より罰金があってほしい！！	聴覚障害	40～49歳	女
普通の人と差別してほしくない	肢体不自由	60～69歳	男
普通の人と同じようにすること	肢体不自由	60～69歳	男
聞こえないからと配属に制限する、仕事が出来ても認められず低賃金のままで済ませるのは、みじめ。			
明細書を出さない。理由をつけて、給料から天引き。	視覚障害	40～49歳	女

Ⅲ雇用・就業について

1（4）職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
嘱託、パートなどとしてしか働かせないこと （同意見　他7名）	肢体不自由	50～59歳	女
窓口業務などに配属しないこと・清掃業務だけに従事させること （同意見　他6名）	視覚障害	50～59歳	男
残存能力に応じてある仕事が出来る障害者もいるので、まずはためしてみる事が大事。訓練すれば出来る障害者もいます。	盲ろう	50～59歳	女
・嘱託職員＝障害者は一般職登用不可・印刷パソコン入力・コピーしか与えない	盲ろう	30～39歳	女
・正社員として採用せず、嘱託などで採用すること。・総合職としては採用せず、一般職としてしか採用しないこと。・顧客と直接対応する部門では働かせないこと。	聴覚障害	60～69歳	男
・多能職としてのスキルのチャンスが与えられない。	発達障害	20～29歳	女
・聴障をもっと他の人と同じようにさせてもらえず清掃業務だけにさせられている。・朝礼や緊急事態があっても情報がない。言っても書いてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
10年以上働き続けても（同等の仕事をやっても）、嘱託のままでした。給料も、一般との差が、400万円以上。	聴覚障害	40～49歳	女
1年以上キッチンの皿洗いとして休まずまじめに働いていても期間社員としてしか扱わない。なのに障害者を雇用している企業としてTVとかに出ている	発達障害	10～19歳	男
3K(汚い、臭い、危険)の仕事に集中して採用。	知的障害	30～39歳	男
お薬を常用していますので一日常務は無理があると考えてますが、障害を持つ仲間と交代して出来れば良いと思います。企業が障害者に出来る範囲の仕事をピックアップして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
これはおかしい。例え障害があっても窓口に居て人とお話は出来ます。	聴覚障害	70歳以上	男
しょくたく、パートなどではたらいて窓口業務など、はいぞくすることです。	知的障害	40～49歳	女
その人、その人によってできること、できないことがあると思う。むりじいさせないようなはいりょが必要とおもう。話しあいがひつよう。話しあいなしできめないこと。	重複障害	40～49歳	女
その人の　能力を見てから決めるのが望ましい。（働いてもらった上で）	視覚障害	60～69歳	女
ちてきしょうがい者だからと言ってさべつをしないでほしい。	知的障害	30～39歳	女
できるのに「できない」として営業をやらせないこと。但し、自ら働きかけることも必要	聴覚障害	30～39歳	男
以前15年間働いていた所で障害者ということで嘱託でした。	肢体不自由	50～59歳	女
一日中働くというのはむつかしい人にとってはパート的な契約でもよい様に思う	知的障害	40～49歳	男
一般社員と同等の扱いは、（障害者にとってつらいこと。）逆差別になりやすい。障がい者、特ちょうを考慮した職場、仕事をする。	精神障害	30～39歳	男
家族や客との面談、コミュニケーションなどトラブルになるといけないので管理職を通してほしいと言われた。（難聴なので。）			
楽しんで清掃の仕事をしているので安心。まわりの指導がよいと思う。	重複障害	40～49歳	男
管理職にいたのに、無任所にまわされ退職せざるをえなくなった	内部障害	50～59歳	男
管理的な職種にさせないこと。	視覚障害	70歳以上	男
契約社員（1年契約）ですが、正社員への登用があり、同期に入社した他の契約社員は正社員になっている。	聴覚障害	40～49歳	女
見えないところで差別的扱いをしている所もあり。	聴覚障害	60～69歳	男
個性に応じた差別化は必要	肢体不自由	70歳以上	男
採用に際して、給与の制度をよく話さず本人は知らないというケースが多い、必ず、伝えて合意が得られるようにしてほしい。			
仕事の範囲が狭すぎる。	聴覚障害	40～49歳	女
仕事内容を必要以上に狭くされる	肢体不自由	20～29歳	男
事実的に正勤務以上の労働をしながら障害を理由に偽装請負のまま働かされている。要求とかはできない。	内部障害	40～49歳	男
持っている能力の発揮できる職場に配置しない。	肢体不自由	50～59歳	男
失明後、リハビリを受けて教職に復帰したが、何年間も担当科目や担当クラスを与えられなかった。	視覚障害	50～59歳	女
昇進試験受験への拒否（以前に勤務していた会社で）	聴覚障害	70歳以上	男
障害があるという理由で何も仕事ができないという思いこみから、仕事を与えないこと	盲ろう	20～29歳	男
障害者が就職できたとしても、その内容が3Kの部分に回りやすい。	内部障害	70歳以上	男
障害者だからといって区別してほしくない	肢体不自由	40～49歳	男
障害者だから能力がないと決めつけずに、能力をためしてみてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者を雇うと1人につき2人分雇ったことになり、企業としては、税金対策として得をする。それを知って、正社員として採用しないで、嘱託として採用する。嘱託として勤務を長年やっているのに、新規採用者（正社員）を募集するなら、その嘱託を正社員にきりかえるべき。法律で、障害者は、正社員として採用するようにしてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
障害内容等に合った、業務をさせる	肢体不自由	60～69歳	男
嘱託、パートでしか働けなかった（同じ職場で10年以上働いているが、厚生も60才～はパートなので社会保険もカットされてしまった）			
職場スペース等の問題で配置先が制限される。	肢体不自由	60～69歳	男
職場で1人障害者（聴覚）の場合、障害者が孤独（情報提供）になりやすく、皆が知らず知らずストレスを与えていることに気づかない。無意識でいることは問題である	聴覚障害	50～59歳	男
職場で仕事を与えない	重複障害	70歳以上	男
新しい仕事を教えて下さるのではなく仕事時間が短縮される	知的障害	40～49歳	女
正規職員にしてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
正社員としての求人が少ないこと	精神障害	30～39歳	男
正社員として認められない	内部障害	50～59歳	男
清掃ばかりです	知的障害	30～39歳	女
清掃業務だけに従事させること 実際にありました。	聴覚障害	40～49歳	女
前に清掃の仕事をしていた母に楽をとってもらって　でも今はできない	精神障害	50～59歳	女
聴覚障害があるため、音による危険が察知できないと判断され、配置される。また聞きまちがいを恐れて配置される。	聴覚障害	50～59歳	男

Ⅲ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害で、出きぬ事もあるが、（対人応対、電話、etc）それをひいても、特定の勤務と時間帯にのみ従事させる。	聴覚障害	50～59歳	男
聴障者が職場でリーダー的立場しているケースが他の障害者と比較しても少ないことが、聴障者が職場で差別的立場にいることを明示している。具体的には差別的なコミュニケーション環境におかれているということだ。	聴覚障害	40～49歳	男
聴力障害の人を雇っているからというわけか知らないがその課の窓口（窓などない）に配属されて、どこからどんな人が来るのか解らなくてその都度「ほら来てるわよ！」の合図におびえた。	聴覚障害	60～69歳	女
適材適所を見抜いて欲しい。採用者の判断力でその障害者の人生はきまる	聴覚障害	60～69歳	男
途中入社であっても障害者はパートでしか採用されない。	聴覚障害	50～59歳	女
透析患者にトイレの清掃業務をやらせ暗黙の退職をせまった事例があったと聞く	内部障害	60～69歳	男
特定の業務のみ配置	盲ろう	40～49歳	女
突然遠くの支店への移転。移転を理由にリストラすること。仕事をさせないで雑用ばかりやらせる。	知的障害	40～49歳	男
難病の友人たちは、毎日働く体力がない人がほとんどで、正社員としてやとってもらえることはない。	難病	50～59歳	女
肉体労働部署では働かせないこと	内部障害	60～69歳	男
能力が正等にひょうかされる事が必要	視覚障害	60～69歳	男
脳性麻痺の方が会社のトイレの清掃。寒い冬の外の仕事、炎天下の真夏の草刈りなどが業務内容でした。もちろん細かい部品製造の仕事ができないから本人はあきらめて働いていましたが、仕事させていただくことがありがたいと…。でも体に負担が大きいはずです。	視覚障害	50～59歳	女
配分などはいつの間にかPTが独占的に実施	視覚障害	60～69歳	男
普通の仕事に従事出来る	肢体不自由	50～59歳	男
普通の人がいやがる仕事をさせられる	精神障害	40～49歳	男
分かり安く、教えてほしい。	知的障害	30～39歳	男
法が障害者に対して制限を続ける限り、「制限されるのが当たり前の障害者意識」が企業の自明の事として「差別をあとおししている」			
本人が出来る分野なら職種は希望したものに従事させてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
本人が望んでも仕事を任せない。	視覚障害	40～49歳	女
力しごとだけさせる。	発達障害	30～39歳	男

Ⅲ雇用・就業について
１（５）昇進、降格などについて差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
法が障害者に対して制限を続ける限り、「制限されるのが当たり前の障害者意識」が企業の自明の事として「差別をあとおししている」法・制度上の差別意識が民間に反映されている。			
昇進をさせないこと　（同意見　他14名）	肢体不自由	50～59歳	女
異動までの期間が長くなること　（同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
・一般事務職から総合職に変わりたいと希望し、規定通り論文を書いたが、上司が相手にしてくれず内容のチェックさえしてくれなかった。	肢体不自由	0	女
・情報提供は常にしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・正社員として採用せず、嘱託などで採用すること。・総合職としては採用せず、一般職としてしか採用しないこと。こうした理由で、昇進が難しい。	聴覚障害	60～69歳	男
あまり給料は、平行線のまま。上司とか、係長とか、アップない。	聴覚障害	40～49歳	女
ろう学校でさえ、ろう者で教頭がいない。「昇進をさせない」ことになっている。改善をしてほしい。「通訳業務を付ければ」という事に対し「予算がない」といつも返ってくることは何故か。	聴覚障害	60～69歳	男
異動していない、昇格していない	聴覚障害	50～59歳	男
一方的にやとい主からかいこを言いわたされるばあいなど、話しあいがなくすすむ。	重複障害	40～49歳	女
管理職への機会を与えない。管理能力を障害の責任にして認めない所が多い	聴覚障害	50～59歳	男
既成の扱いは障害者の参画の範囲を限定していて結果的に差別している。バリア・フリーであり、ユニバーサルデザインの環境のもとでの同一労働・同一賃金の理念で正しく評価して差別がないうように切に望む。	肢体不自由	60～69歳	男
去年の事ですが通院を理由に係長から平社員へ降格された（業績不振の為）	内部障害	50～59歳	男
健常者と同様の仕事をしていても、同年、後輩の健常者のみ昇格させるあきらかな差別行為。	内部障害	60～69歳	男
研修等は全く受けさせない等	聴覚障害	60～69歳	男
雇用期限（採用期間切れとか）がくる度に記入（許可書とか）しなければならないのが面倒	聴覚障害	40～49歳	女
高次脳機能障害を上司に理解してもらえない事。一見して健常者なので心理的な面での配慮が無くな「お前は馬鹿だ！」「お前はアホだ！」と頭ごなしに叱られる事が度々ある。	重複障害	30～39歳	男
採用に際して、給与の制度をよく話さず本人は知らないというケースが多い、必ず、伝えて合意が得られるようにしてほしい。			
仕事をいっぱいするようもってこられて、ストレスがたまって退職した	精神障害	30～39歳	女
視覚障害者を管理職として昇進してください。	視覚障害	60～69歳	男
実際、昇進させてくれない。また、「管理職は無理」と言われた。	聴覚障害	40～49歳	男
実力が有れば昇進させてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
実力を認めながら「聞こえない」ということを理由に昇進させないことは差別になる。	聴覚障害	60～69歳	男
実力的は上なのに「きこえない」の為に、昇進の話を持ち来ないで、他の人に昇進の話を持ちかける。理由は、上司も筆談がめんどうくさいの事もある。	聴覚障害	30～39歳	男
昇格はありえない、降格はある	内部障害	60～69歳	男
昇進がなかった	盲ろう	40～49歳	女
昇進のない契約で雇用すること。	視覚障害	20～29歳	男
昇進は「能力」とされれば、自分ではなかなか主張しにくいが、それだけに簡単に差別される。	視覚障害	60～69歳	男
昇進も異動もなく、その相談を誰れにして良いのか、信頼出来る人は居なかった。障害者とは人間ではない人格などない ただ食わせてもらえるだけでありがちと思え！という態度の上役、同僚だった孤立無援の生き地獄だった。	聴覚障害	60～69歳	女
昇進や異動させてくれない。自分の担当なので出張するのに他人にお願いされる。	聴覚障害	40～49歳	男
昇進試験受験への拒否（以前に勤務していた会社で）	聴覚障害	70歳以上	男
障がい者になったら昇進できなかった人もいます。健康な時それなりの人が	肢体不自由	60～69歳	女
障害（人工透析）が原因で人事評価が低くなり昇進されない、当然給与もあがらない	内部障害	40～49歳	男
障害があることで昇進は出来なかった。印刷会社で38年働いたが平社員	聴覚障害	60～69歳	男
障害があるとあまり昇進は望めないが、能力ある人であれば必然だと思う。経営者の資質を問うところだ。	聴覚障害	50～59歳	女
障害のため、出来ぬこともあるが、それを無視して、画一的に評価するため、人事上の評価が低く、絶対に、昇進はできず、障害を理由に、「降格」させると、公言する。	聴覚障害	50～59歳	男
障害を理由に昇進せない、能力をみとめないで、言葉による年下からの上司のいやがらせ。一番下で使われる。	知的障害	40～49歳	男
障害者の理由で昇進が限界。	聴覚障害	50～59歳	男
嘱託のままであり、いつ雇用が切られるか心配で不安。昇進もない	発達障害	30～39歳	男
職員として、のたいぐうが型だけで実さいには賃金で差をつけている。	精神障害	50～59歳	男
性差、障害の有無によって差別を受ける	視覚障害	50～59歳	女
他の人がフォローしてくれるので、自分の力で、仕事出来ていない為	聴覚障害	40～49歳	女
大企業や公務員は口がきけない者は昇進できない様になっている。ヤル気は誰よりも充分あると思うのに！			
聴覚障害があるから営業ができないとして昇進させない。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者の対象は昇進にしてほしい（なかなかできないことが多い）	聴覚障害	50～59歳	女
長い間昇進がない。	聴覚障害	30～39歳	男
転勤を何度希望しても認められず、それを理由に昇進が遅れた。	視覚障害	50～59歳	女
入院がきっかけで降格の対象になった。病気という理由で降格の対象になった。	重複障害	30～39歳	女
能力、技術面を見てほしい。障害は、2の次にしてまず、仕事に対する姿勢を見て下さい。	聴覚障害	50～59歳	女
能力がある人にはどんどん昇格はあって普通。降格は考えられません。	精神障害	70歳以上	女
配分などはいつの間にかPTが独占的に実施	視覚障害	60～69歳	男
平等にしてほしい。いっしょうけんめい仕事を皆んなと一緒にしてる事を考えて下さい。	聴覚障害	70歳以上	男
飽くまで能力・実績で決めるべし	視覚障害	70歳以上	男

Ⅲ雇用・就業について
１（６）仕事のなかで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
立ち上がりが困難な障害者に立ち上がることを強いること、体力的に負担のかかる労働を強いること（同意見　他16名）	肢体不自由	50～59歳	女
会議への参加を認めないこと、回覧を回さないこと、ネットメールを接続しないこと （同意見　他6名）	内部障害	60～69歳	女
朝礼の内容がわからない	聴覚障害	20～29歳	男
「席の位置を特に理由なく、遠い位置にする」「仕事を与えない」	視覚障害	30～39歳	男
「文のいみがわからんやろ」「社会常識がわからんやろ」「きいてもムダやろ」といわれる。	聴覚障害	40～49歳	女
○会議への参加を認めない。○会議における情報保障が成されていない。	聴覚障害	30～39歳	男
・仕事をしたとしても障害者だからだと言ってかげ口を言わないでほしい	知的障害	20～29歳	男
・情報を開示してくれない。	視覚障害	50～59歳	男
・精神障害の持つ特性の理解がないので差別的に取り扱うのだと思う	精神障害	40～49歳	女
・誰も周りにいない座席に移動させる・喫煙の所の近くに座席を移動させられ気管支ぜんそくが悪化した。	盲ろう	20～29歳	男
・電話が無理なのを承知で、「やれ」と命令し、勤務について反抗的だとか指示に従わないとして、処分をちらつかせる。・ミーティングの内容は口頭のみやり、内容について文字等による明示化はしない。・情報は、総て口頭で終り、明示化や資料の参照をこばむ。	聴覚障害	50～59歳	男
・片手しか使えない障害者に、両手でなければうまくできない仕事をさせる。・松葉つえ使用の障害者に両手を使う作業をさせようとする。			
１人浮いた形で誰も手をさしのべようとはしない、声もかけようとはしない、さける。	肢体不自由	30～39歳	女
2階の会議室に車いすでは上がれないので1階でるす番をするように言われて会議に参加できなかった	肢体不自由	50～59歳	男
けっかくでしゅしょくはねられた、労災でもらったのにこじんにおしつける	肢体不自由	50～59歳	男
これからの事例はいじめであり、いやがらせで社会問題と思います。	重複障害	60～69歳	女
コンピューターの初期操作方法を聴きとりにくい私に、専門のSEより聞くように命じられた。電話は口が見えないので、出ては聴きまちがえるので出られない！と言っても出ることを強いられた。会議に出ても解らない聞こえないと言ったら会議に出られなくなった。決まったこと換えたこと（会議の結果）などは教えてくれてなかった。聞いたら厚い議事録を渡されてオシマイ。	聴覚障害	60～69歳	女
そうじたんとうにさせられた。毎日、便所でないていた。便所そうじばかりさせられた。	精神障害	40～49歳	男
できるのにさせないのはおかしい。また、できないのにむりじいさせることもおかしい。	重複障害	40～49歳	女
どうでもいい仕事しかあたえない	精神障害	40～49歳	男
パソコン業務をしていると、清掃業務をひんぱんにさせられる。	知的障害	30～39歳	男
ヒソヒソ話をしていろんなことを伝えてもらえなかった（友人の話）	精神障害	30～39歳	女
ミーティングに参加しなくていいと言われた	盲ろう	40～49歳	女
ミーテングに参加させないこと	難病	40～49歳	男
メールでのやりとりができるのに、建設現場での安全管理の教育が受けられず、現場での仕事を認めない。	聴覚障害	30～39歳	女
ろう者は初めから会議へ参加できない。後で議事録を読まされるだけで、意見も言えない。つまり昇給、昇格にもつながっていかない。	盲ろう	60～69歳	女
わかりやすく丁寧に指導して欲しい。健常者、障害者を差別しないこと。ミスがあったら改善指導して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
わかるように説明してくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
一律の業務につくことを強制する。	肢体不自由	50～59歳	女
会ギに手話通訳者を付けると、ひみつもれの危険のため断わることがある。	聴覚障害	50～59歳	男
会議などに参加させないで、力量をおさえつけるところもある。	聴覚障害	60～69歳	男
会議に参加しているが内容がわからない。聞こえない人がいる。とわかっていながら情報をくれない。説明しても「わからない」とかん違いされている。	聴覚障害	40～49歳	女
会議に手話通訳を拒否された	聴覚障害	30～39歳	男
会議の参加させてくれない	聴覚障害	40～49歳	男
会議へ参加しても情報保障がなく、次第に参加しなくなる	聴覚障害	60～69歳	男
会社の中で情報がもらえず、一人とり残されてしまうことがあった	盲ろう	50～59歳	男
緊張が続くと体調を崩すのをわかっているのにそういう環境下に置かれること。	精神障害	20～29歳	女
憲法で保障された基本的人権の侵害となるような差別的行為は厳に慎むべきである。	内部障害	70歳以上	男
県職員の場合、ナンノ配慮もなく、不可能なことは自分で工夫して解決せざるを得なかった。（私の場合、末端管理職）	視覚障害	60～69歳	男
差別として取り扱うか、その人の特性として取り扱うかで変わる。視覚障害者であること（運転免許を持っていること）を理由として働けない。うまく働くにはしんぼうと自己主張が必要だと思ったが、そこまでしてまでと思った。	視覚障害	50～59歳	女
参加をおおいにすること	肢体不自由	60～69歳	男
仕事についての話をしに来た人が、わざと私を避けて、他の人に相談したりする。	聴覚障害	40～49歳	男
仕事をしている上で会議の参加も必要だし回覧がある場合、回してやらなければ、分らない（仕事上）事もあると思う。知らせる事が大切です。	聴覚障害	70歳以上	男
視覚障害者の就労にはヒューマンアシストを配置する。	視覚障害	70歳以上	男
自分の病気を理解してほしい（体調に合わせてほしい）	知的障害	40～49歳	男
社長がインターネットを接続してよいと言っているにもかかわらず直属の上司が、ネットでメールをする必要がある時は私が代ってするからと本人にネット接続をさせない	肢体不自由	50～59歳	男
重い荷物をもつ仕事を押しつける	内部障害	50～59歳	男
重度難聴者に電話番をさせるなど、できないことをさせない	聴覚障害	60～69歳	男
小企業に勤めていた知人は、社内のコーヒータイムで自分だけもらえず、ナゼかと思っていたとか、皆はお金を出し合ってコーヒーなどを買っていた、しかし、知人には耳わるく口で言われても分らなかったらしい。ちょっと書いて、お金出し合って買うことを言ってほしかった…と。	聴覚障害	70歳以上	女
障がいの種類（内容）、程度を配慮したなかでの仕事	精神障害	30～39歳	男
障がい者の適性を生かして採用し、その障がい者に合った仕事をさせる事が必要だと思う。	精神障害	40～49歳	女
障害者であっても電話がつかえるように設置してほしい	聴覚障害	50～59歳	女

Ⅲ－１（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者として採用されているの職場で健常者として扱われる。	知的障害	30～39歳	男
上司がコピー機に手が届かない車椅子使用者にコピーをとる仕事を命ずるなど、できなことを命ずる。責任者に、事務仕事をこなすためにはパソコンに音声化ソフト等を入れてほしいと頼んだが認められず、窓際に追い込まれた。	視覚障害	50～59歳	女
上司の判断力も大事。その人の能力を伸ばす。	聴覚障害	60～69歳	男
情報保障（筆談）を面倒として拒否する	聴覚障害	30～39歳	男
新人教育をさせてくれない。			
人が嫌がる労働をやらされる	重複障害	30～39歳	女
精神障害は薬の副作用により運動能力がにぶいからすべての面で他の障害者より差別的になりがち、この点について考えてほしい	精神障害	30～39歳	男
精神障害者ですが、就労は清掃、キツサ、給食等がありますが、作業所の指導員があらゆる方面から適正かを見て送り出しており、労働については慣れて行っているようです。	精神障害	70歳以上	女
脊髄でも軽度で会社復帰したが同僚上司から差別的に見られてる	肢体不自由	60～69歳	女
接客業で、立ち上がってのあいさつを強いられた。車イスを仕事中は使えと言われた。（お客様から見て障害者とわかる様に）	肢体不自由	20～29歳	男
組合に入れてくれない（以前）	聴覚障害	70歳以上	男
朝礼やアナウンスなどで聞きとれない事が多いので内容を文章にして提示してほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
聴覚に障害があると言う理由で説明がめんどうなので仕事をする才能はあっても上司からは簡単な仕事を◎されてしまう。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者に注意する時周囲から見えるホワイトボードに書いて叱責する。	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者の場合はコミュニケーションがめんどうくさいため、かんたんしかしてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
聴障なのに上司から「聞こうと努力しろ！」と言われていました。	聴覚障害	50～59歳	女
点字での資料を用意しない	視覚障害	50～59歳	女
難聴者へのコミュニケーションの配慮がなく、大声を出せば伝わると思われている。それでも指示が伝わりにくいので単純作業しかやらせない企業が多い。明らかな差別である。			
難聴者仲間で深夜にパン製造業についてる者がききとれないでいると体を叩いたり突いたりさせられるという。ケガもたびたびである。	聴覚障害	50～59歳	女
法の例外措置として障害者を特別扱いする限り、当事者への工夫ある対応努力は期待しにくい。			
無視、放任する。同じことを口説くいうこと	発達障害	10～19歳	男
盲ろうである私に「これ確認して」と言われたが、見えないので難しかった。会ギ（のようなもの）にも何を言っているのか分からず、一人ポツンとしていた	盲ろう	40～49歳	女
話しかけられない、仕事を教えてもらえないなど無視される。	精神障害	30～39歳	男

Ⅲ雇用・就業について

１（７）勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害を無視して長時間の残業をさせること （同意見　他9名）	内部障害	60～69歳	女
障害に応じて、体力のある人、ない人とさまざまです。全盲の人に車の運転をしなさいという人はいないでしょう。どうして日本の国はこんなにも思いやりの福祉がおくれているのでしょうか。	盲ろう	50～59歳	女
・休憩時間にくいこんでも、知らんぷりして、タダ働きさせる。・休憩しようとするとチェックし、トイレさえも自由に行けない。・数年前は、ノドが乾いて、水を飲みに行こうとすると、昼休みにしろと言われ、処分だと管理者におどされた。	聴覚障害	50～59歳	男
・休日（祝日）はほとんど仕事をさせる。・保護者の知らないうちに勤務態勢が正からパートになった	知的障害	20～29歳	男
・就業時間等はその方の障がいや体力を考慮した内容にしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
かなりの長時間労働	内部障害	40～49歳	男
これは会社の問題です。	聴覚障害	70歳以上	男
たとえばてんかん患者の場合、年に4～5回の発作故に雇われない場合が多い。しかし発作時を予想出来ずとも、社員の有給休暇を発作日にあてるだけで普通に働ける人も居る。一般社員も急病で休む事があると言うのに、病名だけで、全労働日数を否定するのは差別ではないか？			
タバコきゅうけいがほしい。	精神障害	40～49歳	男
どんな障害者も気を使いますと共に、体力の消耗も感じますので半日居るとしても休けいは必要です。	精神障害	70歳以上	女
なんともいえない。短時間化	内部障害	50～59歳	男
わかるように説明してくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
帰えらせてもらえなかった（友人の話）	精神障害	30～39歳	女
休けい時間になってろう者同志は認めてくれない。別々の時間を設け1人1人交代みたいになっている。	聴覚障害	40～49歳	男
休憩時間が少しでも長時間になると「イヤガラセ」今まで使っていたイスが別の人に使われていた	知的障害	40～49歳	女
休憩時間のベルやチャイムが聞こえないため、教えてくれないこと。	聴覚障害	50～59歳	男
勤務時間は、はいったときは、５～６時間にして欲しい。	精神障害	50～59歳	男
口頭で話しながらの作業。ろう者が一人でポツンしてどうする？	聴覚障害	40～49歳	女
混雑した交通機関に乗る事をさけて通勤出来る様に、「シフト勤務」や、通勤用の自家用車、駐車スペースの確保をして欲しい。	肢体不自由	40～49歳	女
私には残業手当は出せないとかで勤務時間内でするよう強要された。	聴覚障害	60～69歳	女
時間のみとうし等がわからない人もいる。はいりょが必要	重複障害	40～49歳	女
耳だけの障害でなく長時間の立ち仕事のため腰に負担がかかり、コルセットをつけて仕事を続けている。つかれてくるとききとれなくなってくるが、そういうことを気づいててもどなってたたく。ぶたれる。	聴覚障害	50～59歳	女
弱視の時に、「めんどうだ」と言われ、孤立した経験がある。	盲ろう	60～69歳	女
終了時間が来たので皆が掃除をした時の様子を見てはじめて気がつきました。材料が少なくなって終了になりますが、気がつかないで仕事を続けた。	聴覚障害	60～69歳	女
集中力の持続が困難な障害もあるため、それを理解した上で残業などの時間を工夫してほしい。	精神障害	30～39歳	女
障がいの程度によっては、疲れやすい等がある。（だから採用できないというのは困る）	精神障害	30～39歳	男
障がい者を雇用契約する時に、定めた時間を守らなければいけないと思う	精神障害	40～49歳	女
障害があると　人より倍疲れる（気をつかったりするし）のに仕事はきつい			
障害で入っている人は、優遇されているのではないか？	聴覚障害	50～59歳	女
障害に応じて休憩時間も適当に取ってほしい	聴覚障害	70歳以上	女
障害を無視して長時間の残業させることなどっていいますが、じゃ、障害をそれだけバカにしているんですか。	知的障害	40～49歳	女
障害者やで残業を長時間やらせるのは間ちがっている	肢体不自由	60～69歳	男
職場での休憩時間は45分と決められていたが、仕事がこなせていないということで休憩時間を取らせてもらえないことが多かった。（何もしていなければすぐにサボっていると見なされた）	肢体不自由	20～29歳	男
清掃業ムをしていますが、回りの保護者が、最低賃金をもらっていることで、やっかみをいって、足を引っぱることがある	知的障害	40～49歳	男
精神障がい者だというと、短時間（2～3時間）のものしか、ない。	精神障害	40～49歳	女
精神障害者は時々休けいしながらゆっくりやれば仕事ができる人がいます。	精神障害	50～59歳	男
専業主婦みたいな人に対して、配偶者が奴隷のように扱う。	精神障害	40～49歳	女
他の人より時間がかかるという理由で休けい時間をとらせない。	肢体不自由	30～39歳	女
朝礼などで「何時にどこに集合」だとか、又は休憩時間になったのに、私に伝えてくれる人もおらず、１人とり残されて困ったことがあった。	盲ろう	40～49歳	女
長時間の残業の上残業手当が時間通り出ない。労働基準オーバーの残業量です。	重複障害	60～69歳	女
透析時間があるので3時頃退社しようとしたら、だから透析患者は、いやだ、一番忙しい時に帰るなど言われた	内部障害	40～49歳	男
病気に合わせて休み時間がほしい	知的障害	40～49歳	男
本人が休んだ分頑張るので、希望の休みを下さい。	精神障害	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

１（８）教育や訓練などについて差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
たとえばてんかん患者の場合、年に4～5回の発作故に雇われない場合が多い。しかし発作時を予想出来ずとも、社員の有給休暇を発作日にあてるだけで普通に働ける人も居る。一般社員も急病で休む事があると言うのに、病名だけで、全労働日数を否定するのは差別ではないか？「てんかん」患者と聞くだけで、年4～5回の発作（休むのはその日一日として4～5日）でも「万が一を許さない風潮がある」・一般社員には有給さえ与える企業も「労災責任」を怖れ「発作の可能性で365日考える」これは、360日分働ける者の否定となる。工夫が欲しい。			
＊研修の際の資料を点字化、または音声化しないこと＊視覚障害者が働く上で必要なスキルを身に付けるための研修を雇用主が受けささないこと（視力を使う仕事が多い中、パソコンを上手に活用すれば、視覚障害者にできることがかなり広がるが、厚生省発表によれば、パソコンが使える視覚障害者は12パーセントである。障害者採用に際しても、面接段階でできること・できないことを調査するのではなく、意欲と熱意のある人材を採用し、仕事に適する人材となるよう、採用後に研修を受けさせるのが本来あるべき姿である。）＊採用前の、保育師・教員・社会福祉師など資格取得のための実習の受け入れを拒否すること	視覚障害	30～39歳	男
研修、現場実習を受けさせないこと （同意見　他8名）	肢体不自由	50～59歳	女
もう社会というか仕事はできないでしょう。	知的障害	40～49歳	女
最初から様々な講習など受けさせてもらえなかった。最後まで平社員だった。	肢体不自由	70歳以上	男
・研修等で音は入るが聞こえない。要約筆記をつける。・磁気誘導ループを設置する。	聴覚障害	50～59歳	男
・現場実習は大切な事なので受けさせるべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
・障害を理由に、本格的な研修はさせない。（新施策などの）・障害で電話ができないのに、電話対応の業務訓練を強制的にやらせられた。	聴覚障害	50～59歳	男
きこえない人、手話通訳保障もなく、学びたくても受けられない環境下にいるのがほとんどである。学びたくても料金が高すぎて諦めるしかない。	聴覚障害	40～49歳	女
トライアル就労、ジョブコーチの充実を図り、視覚障害者が安心して働ける環境の整備を望む。	視覚障害	70歳以上	男
ろう者の研修には必ず通訳を付けること。「企業機密」で第3者を入れないことを言われるが、企業内でさえ通訳を育てようとしない。これでは何年たっても始まらない。	聴覚障害	60～69歳	男
何事にも経験の上に成功があるので数多く学ぶべき。	視覚障害	50～59歳	男
荷の移動、トラックの荷の積みおろし、トラックの運転はしたが、製品の印刷の仕事は、9年も居たが、教育が無かった。自分もやってみたかった。	精神障害	50～59歳	男
会議にも多いに参加させること、本人の思っていることを尊重すること	肢体不自由	60～69歳	男
学校がヒドイ養ゴ学校の先生や、ふくししせつ職員、そして病院のDrは休けいじかんや、昼食をたべているヒマがない。その上、けんしゅうや教育、くんれんとなると不可能なケースが多い。ましてや障害をもっていたり、はいじょされやすい社会になっている。	重複障害	40～49歳	女
機会均等を形式でなくチャンスをあたえてもらいたい。条件かんわが必要	肢体不自由	60～69歳	男
教育、訓練に情報保障がなく、やっている内容が理解できない。手話、要約筆記など必要。	聴覚障害	60～69歳	男
訓練ということ自体間違っている。	肢体不自由	30～39歳	女
訓練は必要で欠があった場合に役立ち、常に置く必要があると思います。又、それに叶う賃金も必要です。	精神障害	70歳以上	女
研修、現場実習で社会人の厳しさを指導して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
研修、実習の場に情報保障がないこと	聴覚障害	50～59歳	男
研修など、手話通訳者が居ない。	聴覚障害	50～59歳	女
研修に要約筆記や手話通訳をつけてくれないため新しいシステムの仕事が覚えられない、回ってこない	聴覚障害	30～39歳	女
研修の際の手話通訳、要約筆記の派遣依頼をしてくれない。	聴覚障害	20～29歳	男
研修の参加希望	盲ろう	60～69歳	女
研修の時、〇P要約がおくれてしまったとき、ストップというと、いやなかおをされる。	聴覚障害	40～49歳	女
研修の場で聞こえの保障がない。			
研修へ行っても、手話通訳がなく、わからないまま。	聴覚障害	50～59歳	男
研修や会議に、筆談さえ用意してくれない。	聴覚障害	30～39歳	男
研修を受けてくれない。	聴覚障害	40～49歳	男
研修を充分させてもらえない。ジョブコーチのような人がいない。	発達障害	20～29歳	男
研修会に手話通訳や要約筆記などの情報保障がつかない。	聴覚障害	40～49歳	女
研修時手話通訳をつけること。	聴覚障害	40～49歳	女
研修等で手話通訳派遣の保障を障害者にも研修など教育の機会均等を図ることは、雇用会社の発展に寄与することにつながります。	聴覚障害	40～49歳	女
現場で故障や緊急時、お知らせ音があるらしく(音が聞えないあぶないから)理由で受けさせてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
高令者自動車教習に自動車学校行くが車イス用者向きに出来てないので非常に困りました。	重複障害	70歳以上	男
差別的な取り扱いではなく、何も配慮がなく、健常者と全く同じ条件で研修などが行われる。（これは差別？）	視覚障害	60～69歳	男
最初はジョブコーチなどと一緒に、研修・現場実習などを慣れるまで、受けたい。	精神障害	50～59歳	男
作業をめいれいとわかりにくいせつめいはやめてほしい。できないと決めつけないでほしいこと。	知的障害	40～49歳	男
耳が悪いからと言って、研修や会議出席の免除を言われる。	聴覚障害	60～69歳	女
耳きこえない人は、耳ききとれないから、実習を受けたくても受けにくい。手話通訳者を依頼してもお金がいります。	聴覚障害	40～49歳	女
自分から〇手をつけてほしいと言って、研修に出してもらいました。小さな1歩です。	聴覚障害	50～59歳	女
自分の職場範囲であるが、出張で最新機械ショーにいかされない。	聴覚障害	60～69歳	男
失業中パソコン講座に通訳をつけて欲しいとお願いしたところ通訳は付けられないと断られた	聴覚障害	60～69歳	女
社員としての研修を受けさせてくれるよう頼んだが「あなたには必要ありません！」おいうことで受講を拒否された。	聴覚障害	60～69歳	女
社内研修で情報保障がなく、参加しても理解できない→そのため社内の新しいシステムについていけず、退職につながったりする。	聴覚障害	60～69歳	男
手話、要約筆記等について、研修等で利用者の依頼お願いします	聴覚障害	30～39歳	男
手話通訳者がいないから受けられない	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳者が付かない事を理由に教育、講座を受けさせてもらえない。	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳者の配置を拒否すること	聴覚障害	50～59歳	男

Ⅲ－１（８）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障がい者本人が希望している場合は、受けさせなければいけない	精神障害	40～49歳	女
障害者を対象とした就職のためのセミナーで、音声の出ないパソコンを視覚障害者に与える。	視覚障害	50～59歳	男
障害特性を無視することがある。できないと、そのまま、おいて行かれる。	精神障害	30～39歳	男
情報があれば、出来る仕事かも知れないので、研修を受けさせてほしいです。	聴覚障害	50～59歳	女
情報の保障を配慮して研修会などの機会を。	聴覚障害	50～59歳	女
職業訓練校において、視覚障害者の職種を増やしてください。	視覚障害	60～69歳	男
人によって時間が違う事もある。	知的障害	30～39歳	女
正社員と同じ日に入社して研修を受けられない。給料面で差がある。（同じ時間帯で勤務して同じ仕事しているのに給料が上がらないのは辛い）	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害があるからと社外研修への参加を断る	聴覚障害	30～39歳	男
通訳が付かない、ことを理由に、研修や教育をうける機会を失うこと。			
内部の情報が外部の人に知られることを理由に、手話通訳者、要約筆記者等を拒否することがあった。	聴覚障害	40～49歳	男
必要なスキル修得の為に手話通訳の支援をお願いしたい。	聴覚障害	30～39歳	男
保健婦さんや、福祉指導員が相手にしてくれない。	精神障害	40～49歳	女

Ⅲ雇用・就業について
１（９）退職（解雇）について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視力低下や視野狭窄など、雇用途中で視覚障害が出てきた場合に解雇すること。（その際、適切な訓練等を受けられるよう配慮し、本人の、それまでの経験を生かせるような配置転換が可能なよう検討していただきたい。）	視覚障害	30～39歳	男
障害の進行、長期入院を理由として退職を強いること　（同意見　他6名）	肢体不自由	60～69歳	男
隠していた障害が明らかとなった場合に退職を強いること　（同意見　他7名）	肢体不自由	70歳以上	女
・障害者になって障病休業をしたら退職、退職金がもらえないなど。	視覚障害	50～59歳	男
・精神の病気だと、復職を考えてもらえないケースが多い。・社内での対応策がない。	精神障害	30～39歳	男
いがんたいしょくだったが、やめざるをえなかった。	精神障害	40～49歳	男
オープンにすべき（障害を）か、しないべきか。	重複障害	40～49歳	女
オストメイトになり、便や尿のもれ、トイレの回数の増加、臭い等の問題により解雇される。	内部障害	60～69歳	男
かいしゃはけんこうほけんを労災かえても1年あるのにかいしゃはかえせ法りつをかいしゃはまもらない。わたしはじぜんに法りつをよみました	肢体不自由	50～59歳	男
サポート体制が不足したことを理由に退職させること	視覚障害	30～39歳	男
すいみん薬を飲んでいるような人は困ると言われ老健をかいこされた(精神障害者だという事をかくしていた)	精神障害	40～49歳	女
タクシー運転手が、透析に入り解雇された	内部障害	40～49歳	男
どの障害者も不景気になるとクビ切りになりやすい。	精神障害	50～59歳	男
ハローワーク等で障害者窓口があるので、確かな職につく事をすすめます。そばからいやがらせに遭って辞めた人もいましたが、職場が障害者を見る目が育って行く事を望みます。	精神障害	70歳以上	女
ボーナスが出る前に退職させられた。	精神障害	50～59歳	男
リストラの一番の対象になるのは当然だ。と言われた	聴覚障害	40～49歳	女
わたし達は皆障害者になりたくてなったのではありません。不可抗力による事故や病気等で原因はさまざまです。生きて行くためには障者も働かなくてはならない。平等にあつかってほしい。	盲ろう	50～59歳	女
一年が、すぎるとつらくあたられた	知的障害	30～39歳	女
隠して入職し、障害が明らかになるとパワーハラスメントをひどくして退職に追い込まれた。	精神障害	20～29歳	女
何度も辞めて下さいと言われた。こちらの不備はないのに障害者であるが故	聴覚障害	60～69歳	男
介助者が配置できないので退職を強いられた	肢体不自由	50～59歳	男
会社のつごうでリストラ、移転でやめさせないでほしい。病気を理由に契約をうちきらないでほしい。	知的障害	40～49歳	男
活動できない部署への配置転換を命じられたために断ったところ、退職してもらう他ないと言われた。	視覚障害	50～59歳	女
経営の悪化を障害者にしわよせして、いずらくする。	肢体不自由	40～49歳	男
最初に会社として雇っていけない（業績の悪化が原因）といっていたのに雇えるかどうか会議にかける、来週、来月、とか言っているうちに私からやめるようになった。初め12/初旬→よく月→返事なし→2月→3月→3/20頃雇える事になった！私は職安にて仕事が決まってしまい元会社からの返事は後になった。	聴覚障害	60～69歳	女
採用されても能力に対する理解が得られず短期間で解雇されたことあり。	精神障害	30～39歳	男
仕事が、同じように出来ないのであれば、退職も仕方がない面もあると思う	精神障害	50～59歳	男
仕事に就いても、体調が悪く休む日数が多くなると会社として退職を強いる。			
仕事の内容をわかりやすく指導し、私達も悪い所を改善努力するので差別してほしくない。障害は病気等などなるので理解して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
仕事は問題ないが、障害があるからやめてほしいと言われた。	精神障害	30～39歳	女
視覚障害を理由に一番最初にリストラの対象にされた友人がいた。	視覚障害	30～39歳	女
視力が落ちてもできる仕事に変えてもらいたいと申し出たが認めてもらえず退職した	盲ろう	40～49歳	女
自分は悪くないのに退職させられてしまうこと	知的障害	30～39歳	男
社員の中で病気を理由で退職させられた人が居る	内部障害	50～59歳	男
障害があることで一番に解雇させること	聴覚障害	70歳以上	女
障害の進行により退職してくれと言われた	盲ろう	40～49歳	女
障害の理由を言わず、遠回しに、お金が足りない理由で、やめさせる。他の〇健はそのまま仕事する。募集をそのまま貼っている。	聴覚障害	40～49歳	女
障害を隠していた訳ではなかったが、業務スピードが遅かったことから、上司より、手にも何か障害があるのではないかと疑われ、契約違反として自主退職を強制させられた。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者はハローワークを通して雇用されないと失業者にさえならない。また4～5年働いた実績があっても、精神障害である事を隠していた事を理由にクビとなったものは多い。障害の有無はクビ切りの口実になっている。			
障害者雇用で受け入れたのに、パニックを起こすかもしれない。事故が起こると、工場長の汚点になるということで解雇された。	知的障害	20～29歳	男
障害年金をもらっていたことを理由にかいこされた、25年程前キッサ店の事ムをしていた時です。	精神障害	50～59歳	女
嘱託は退職金なし	盲ろう	30～39歳	女
世の中が不況になると一番先に退職させられる。	発達障害	40～49歳	男
成年病からの内部的疾患によるものや、不慮の交通事故などによる自損も含めた対応も本人や家族の生活を会社と社会との連携のもとで保障できるシステムの構築が必要。	肢体不自由	60～69歳	男
退職させられたあと、福祉職員に貯金で入院させられた。	精神障害	40～49歳	女
退職を強いられた（もう無理でしょ！）友の話	精神障害	30～39歳	女
知障者として解雇される理由の一つとして一緒に作業を教えてくれていた人が定年になり次に見てくれる人が居なくて解雇につながる	知的障害	40～49歳	男
聴覚障害者のことばのつたなさにつけこんで解雇する。	聴覚障害	50～59歳	男
長期入院した場合、間接的に退職をうながす	内部障害	50～59歳	男
長期入院を理由に今の仕事が無くなるかもと言われた。仕事の日が減らされた。	難病	50～59歳	女
定年が近いせいか、退職をしつこく、強いられることがある。	聴覚障害	50～59歳	男
当事者も、かくさないで就職することがのぞましい－自覚	難病	40～49歳	男
透析導入時に解雇される。特に中小企業。	内部障害	60～69歳	男

Ⅲ－１（９）

記述内容	障害種別	年齢	性別
難病が発病して、前と同じように働けなくなったことを理由に退職せざるをえなくなった友人がいる。	難病	50～59歳	女
難病は、いつ発病するかわからないし、１日のうち、疲れやすい時、そうでない時など症状は様々です。いつか回復するか分からないので、就職するのは難しいのが現状です	難病	30～39歳	女
二年間パートで勤めていた老人保健施設で、通勤の送り迎えをしてもらっていたのだが、ある日突然通勤途中の車中で一方的にしばらく休んでほしいと言われた。そのときに軽く扱われた気分がした。多少理由があるにせよこちらの弁明ができる機会を与えてほしかった。	視覚障害	50～59歳	男
入院が2回起きたら休職出来ないからやめてくれと言われた。	聴覚障害	40～49歳	男
不況だからとまっ先に解雇されるのはいつも障害者である。	聴覚障害	40～49歳	女
不景気のあおりで障害者の解雇が多発	知的障害	30～39歳	男
障害者というだけで仕事をやめさせられる。	精神障害	30～39歳	女
友人。３月で契約解除、クビとは言わないが、「もう君の仕事はないから、自分で仕事をさがせ！」といわれたといいます。しかし、同僚の仕事をとってはダメと。	聴覚障害	50～59歳	女

Ⅲ雇用・就業について
1 (10)福利厚生などについて差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
親睦会、懇親旅行などに参加させないこと　(同意見　他6名)	内部障害	60～69歳	女
「ハローワークなり雇用支援協会なりが、定期的に調査を行ってほしい」	視覚障害	30～39歳	男
・リムジンバスでのツアーなどを企画されても車イスでは参加することができない。	肢体不自由	30～39歳	男
・旅行のときいくつかコースがあり、私は遠いところ(行きたいところ)を希望したのに、他の社員から「あなたは、こっちの近いところに変えなさい」と何度も言われた。・宿泊したところで本当は2人部屋だったのに私のとこだけ、介助のつもり(？)で1人加わり3人となった・親睦会ではみんなが何を言っているのか分からない	盲ろう	40～49歳	女
①参加させる②自分の思っていることをどんどん発言するいいきかいと思う	肢体不自由	60～69歳	男
ずいぶん前になるが、代表の横領により、障害者の職員は、年金があるからと、年度末に支給される手当をもらわなかった時機が長く続いた。	視覚障害	50～59歳	女
のみにさそってくれない	精神障害	40～49歳	男
介助してくれた人に対して御礼するよう、上司が命令すること	視覚障害	30～39歳	男
会社の人とのコミュニケーションを普段から取って仲の良い人が出来れば最高ですが。	視覚障害	60～69歳	女
会社の寮のみんなと一緒に盆踊りに行こうと思っていたが、夜は見えづらく、誰も介助してくれる人もおらず、結局行けなかった。	盲ろう	50～59歳	男
楽しく交流できない。	聴覚障害	50～59歳	女
給料の一部で積立た会社行事に参加させないこと。会社の保養所に行かせないこと(情報おしえないこと)	知的障害	40～49歳	男
業務をはなれた時にこそ多いに親ぼくを深める時間がある。参加すべき。	視覚障害	50～59歳	男
参加しても、全部の内容がわからない。いつもは筆談してくれる人も、酒の席ではしてくれない。	聴覚障害	20～29歳	男
参加するときに、手話通訳者の同行をキョヒする。通訳者の参加費を、障害者本人に自己負担にさせる。			
私のばあい、正キ職員の身分で休業、休職していることを理由に、せい求書しか送ってこない。仕事場に戻れるだろうか。だれが今園長なのかすらわからない。さらに保険証もいつまで使えるのかだれもおしえてくれなかった。法人に文句をいったが、現場につたわらなかった。情報をしゃだんされた。	重複障害	40～49歳	女
社会保険が整備されている事業所からの求人が少ない。	視覚障害	30～39歳	男
社会保険に加入させて欲しい。	精神障害	40～49歳	男
車いすという理由で社員旅行に連れて行ってもらえない。	肢体不自由	50～59歳	男
車椅子ではバスの乗り降りやトイレに時間がかかるので次の機会にと旅行に参加させない	肢体不自由	50～59歳	男
嘱託は社内預金ができない(不可)	盲ろう	30～39歳	女
親睦会、懇親旅行などは、一般の人と同じように参加させて欲しい。	精神障害	50～59歳	男
親睦会、懇親旅行に参加できるが、情報保障がないため、早々に引き上げるか自分から参加しなくなる	聴覚障害	60～69歳	男
親睦会等の食事で同席をいやがる(特に鍋料理)	肢体不自由	20～29歳	男
身内から差別的(言葉の暴力)な対応をされる	肢体不自由	30～39歳	女
精神障害者は旅行などにも余り参加しにくい。	精神障害	30～39歳	男
知的障害者でも、会社の旅行に行かせてください。	知的障害	30～39歳	女
聴覚障害者が参加に少ないので健聴者が手話を覚えて聴覚障害者が参加すると思います	聴覚障害	50～59歳	女
日本人の心はあまりにも思いやりに欠ける人が多く、情けないし、はずかしいですね。立場を逆にして考えたらわかるはず。自分が障害者だったらこんなに差別され、ないがしろにされ、うれしいだろうか？	盲ろう	50～59歳	女
福利厚生に関するものが少ない　忘年会のみ	知的障害	30～39歳	女
無理に酒を飲ませないことが必要	精神障害	40～49歳	男
労災適用を拒む	知的障害	30～39歳	男

Ⅲ雇用・就業について
１(11)職場において差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
休息時間などに存在を無視すること　(同意見　他8名)	聴覚障害	60～69歳	女
上司や同僚が罵声をあびせること、中傷すること　(同意見　他8名)	内部障害	60～69歳	女
めんどうくさがる・よぶとき、犬扱いように手でパンパンとたたく。	聴覚障害	40～49歳	女
本人の障害病の事を言われる	精神障害	50～59歳	男
「助成を受けているからやる気がないのか！」と言われる。	肢体不自由	50～59歳	男
○話しても無駄という態度にさせられている。	聴覚障害	30～39歳	男
・コミュニケーションがめんどうくさいから、キズつけられる。	聴覚障害	40～49歳	女
・ミーティングなどで、個人名や差別語をもち出して、中傷する。・職場で事故が発生すれば、まっさきに疑われて叱責する。(事実無根でも！！)	聴覚障害	50～59歳	男
・休息時間に人とコミュニケーションの場を取る事が必要だと思う	知的障害	20～29歳	男
・手術すると、耳がきこえるようになるよ。(人工内耳のおすすめ)・私以外の聴覚障害を持つ方と聴力レベルによって差別的な言動をされた。	聴覚障害	20～29歳	女
・障害ゆえに、できにくい仕事について、「給料をもらっているのだから・・・頑張ってやれ！！」と人の前で言われること。	内部障害	70歳以上	男
・障害者の失敗は本人の原因とし、対策をとらない。	発達障害	20～29歳	女
・職場において、上司が中傷すること	知的障害	10～19歳	女
・職場のコミュニケーションがむずかしい聴覚障害者、上役は承知して採用しても同僚の態度が悪く、苦しい思いや退社に追い込まれてしまう。・ミーティング、会議等に配慮がない。	聴覚障害	60～69歳	女
・同僚、先輩が私を呼ぶときにハケを投げつけた。・失敗、ミスをしたときに怒鳴られたり頭をよく叩かれた。	盲ろう	40～49歳	女
あるB型センターに行ってました。はじめはなかったのですがやめたいと言いだしたらトップから色々言われ“同僚と付き合うな”、“親子で施設をのっとる気か”等　私が胃かいようになるまで言われ、いまだにそのトップの人は色々言っているらしい。	重複障害	30～39歳	女
アルバイト職員に、おもしろ半分に暴力をうけた。	知的障害	20～29歳	男
イロモノ、キワモノ扱いせず、意図的に疎外しない。	聴覚障害	30～39歳	男
きこえないため情報を知らなかったのに、おこられた。	盲ろう	40～49歳	女
きびしい言葉は、その職場のふん囲気ならまだ許せるとして、年下のチーフ(スーパーマーケット)から、名前の呼びすて、「おまえ」とか呼ばれ、少しミスをすると「このバカ」と呼ばれるのは承服しがたい。	精神障害	40～49歳	男
この事は、けっしてしてはいけない。会社に言うべきです	聴覚障害	70歳以上	男
ばかばかと一年中言われたことがあった	精神障害	40～49歳	男
パワハラ(パワーハラスメント)が前の会社であった。父親の会社に勤務していたのだが、その女性社員との愛人関係で2人から私を入れて退職した元社員らにひといイジメを受けていた。特に半面は聞こえなくて半面は聞こえているふりをしているのかと怒鳴られて肉体的精神的な苦痛を受けた。	聴覚障害	50～59歳	男
まだまだ障害者を無視する、孤立させる雰囲気が根強い。きこえない人に対してはおしゃべり、話題に入りにくく、1人ぼっちに。	聴覚障害	40～49歳	女
やさしく言ってほしい　声かけてほしい　ほめてほしい			
やってもいない事、やったように言われる	知的障害	20～29歳	男
以前、大手企業に臨時職員(事務補助)として、時期的に勤務していたが、精神科に通院していることが、自分でなく、他の社員によって周囲に悟られ、差別的な発言を受けながら、働いた経験がある。	精神障害	30～39歳	女
陰で、障害者だから遅いなどの中傷がある	肢体不自由	60～69歳	男
音が聞こえない為、休息時間に入ったかどうかがわからず作業を続けている。ランプ等で知らせる事。	聴覚障害	50～59歳	男
皆とおしゃべり中に気を使ってくれないこと。	聴覚障害	30～39歳	男
機械が古くなり異常音が発生。たびたび修理するがすぐ駄目になり、音がうるさいと言われ、辞めるようしむける。	聴覚障害	60～69歳	男
休憩時間など、話しかけてくれない。(会話が聞きとれないので。)いつも一人ぼっち。			
休息時間はだんだん居ずらくなった。友人のような人も私の利用価値がなくなると無視された。昼休みは苦痛だった。上司が率先して昼食に行くのについていくと無視された。	聴覚障害	60～69歳	女
休息時間人の話の和に入れない。	聴覚障害	70歳以上	女
健常者は身ぶりや手話は出来ないので読み取りが出来ない。自分はかんたんな身ぶりをすると笑う。	聴覚障害	60～69歳	女
言い合いになった時、「どうせ耳が聞こえてないでしょう！」と口走られて、後から謝ってきたことがあった。	聴覚障害	30～39歳	男
五体満足でないものは、来るべきでない、との中傷。	肢体不自由	50～59歳	女
工場長から無視される(出社・退社時のあいさつの時)	内部障害	50～59歳	男
今障害をもっている3人グループになっているのですが2人は仕事より自由に時間をすごしきめられた時間より休んでいる時間が長いのに私だけがちゃんと仕事をしている　2人の仕事してないとおまえやっておけと言われる　あまり色々あって書ききれません	視覚障害	60～69歳	女
差別によって中途退職を示唆された。	視覚障害	50～59歳	男
差別的な言動は、やめて欲しい。	精神障害	50～59歳	男
仕事に集中するとききとりにくくなるのにどなられてもわからない。	聴覚障害	50～59歳	女
仕事の内容について、確認をとろうとするといやな顔をする。	聴覚障害	40～49歳	男
私がその場に居ないかのように言われて、傷ついた。言葉によるいじめ。異性である男性とばかり行動させられた。	視覚障害	30～39歳	女
私は差別的なことはすきではありませんので、もう少しきちんとしたのがいいです。	知的障害	40～49歳	女
私達障害者を理解し、お互いに助け合って楽しい職場であって欲しい。	精神障害	40～49歳	男
治療通院を始めてから同僚から無視される様になった。	精神障害	40～49歳	男
耳がきこえないから、なんでも仕事をしているから	聴覚障害	50～59歳	男
主任がミーティングの時間に私の家族の悪口を言う、私が困った顔をすると喜んでいる。人に言えない様な事をいって喜んでいる	重複障害	50～59歳	男
就労している時に、施設の職員と職場の上司が話をして、仕事の内容を決めてしまい、本人には決った事を報告され、本人の希望を聞いてもらえませんでした。	知的障害	30～39歳	男
障害(精神)を告げていたが、細かなふるまいをガミガミいわれうつになった。	発達障害	30～39歳	男
障害があるためにできないことがあるとかげぐちを言い、それを社長にいいつける。			

Ⅲ－１(11)

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害をスピークアウトして幸運？にも雇われた者の中で6～7名を私は確認している。(上記事実)について…			
障害を隠して就労した人に多いと思います。そこには無理があるのです。	精神障害	70歳以上	女
障害者を汚いという。			
上司がや同僚が罵声をあびせること、中傷すること　聴こえないと思って、不満言うこと。	聴覚障害	40～49歳	女
上司が直接、本人に言わずに他社員を介して伝えてくること。本人は聴こえないため情報把握ができず、仕事の範囲が限られるのに、「〇〇さんの方(健常)が仕事ができる」とはっきり言う。	聴覚障害	30～39歳	女
上司が直接指示せず(聞こえないので面倒)別の人を通してやる。書いて指示できるはず。	聴覚障害	50～59歳	女
上司が病気のせいで「何も出来ない。転職や結婚は難しい」などと勝手に決めつけた物言いをしてきた。	難病	20～29歳	女
常にそうなっていて朝夕のあいさつから始まり何もないのが実情。	視覚障害	60～69歳	男
職員検診の結果を大声で言われた。	知的障害	30～39歳	女
職場の人達は、その障害へのサポート、ヘルプの仕方がわかっていないから、言いたいほうだいの事をやっているのでしょう。会社内でお互いの学習会を開いて理解をふかめるべき。	盲ろう	50～59歳	女
職場は健常者中心の考え方で通っているので、聴覚障害者が入ることでまわりで配慮してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
職場復帰した人はほとんど上司達からのあつかい経験してるが、意事で会社に行って、理解させたそうです。まだまだ完全ではないそうですが	肢体不自由	60～69歳	女
食事の時に、仲間はずれにする。	肢体不自由	30～39歳	女
身体が動かないなら、その分頭で働け、働けて当然と言われた。動きが遅いなら(速くできないなら)、速く動いているオーラを出せ、と言われた。	肢体不自由	20～29歳	男
性的な関係を強要する(上司から障害者へ)	知的障害	30～39歳	男
精神科病院なのに上司の看護師に、「あんたは頭がおかしいんだから黙っててよ」と言われた。	精神障害	20～29歳	女
大声でいつもどなる上司。宴会の席で「うちは、飯場だよ、ハンバ！！」大声出しているのはこいつだけなのに。	聴覚障害	50～59歳	女
ある病棟の係長！係長の仕事をしていなかった上に、会ギ等も独占、私的意見をとおしていた。何人やめていったことか！さらに大きな声で婦長にむかっても、多ぜいの人の中ではばせいをあげていた。なぜそんな人をかんりしょくとしたのかの人事が変。さらに看護部長もかなり同じようなことを密室でしていて、前の看護部長が退職(ていねん)なんとかされたが、ボロボロで(心身とも)パートでしか働けないほどになっている	重複障害	40～49歳	女
知的しょうがい者はこんなんだからと言っている人がいる。	知的障害	30～39歳	女
中途失明の知人の例、福祉センターに配置されたのにもかかわらず、上司が「この仕事は見えて何ぼだ」と、事務ができないことを攻め、パソコンに音声ソフトを付けることにも非協力的で、退職せざるを得なくなった	視覚障害	50～59歳	女
罵声、中傷は常々であたりまえのようでした。	重複障害	60～69歳	女
罵声をあびせられたりしていじめられる。	精神障害	30～39歳	男
病気を理解してもらえず、そのことを隠したりしていて無理解な言葉をいつもあびせられていた友人がいる	難病	50～59歳	女
聞こえないと分かってわざと中傷する事。	聴覚障害	30～39歳	女
聞こえないので大声で話す、老人とはちがう。コミ方法を学んでほしい。めんどうなので話しかけてくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
無理なシフト作り、作業をめいれいやわかりにくいせつめいをやめてほしい。できない決めつけないでほしい。	知的障害	40～49歳	男
寮の先輩から掃除したのに「まだ汚れているじゃないか」と、ひどく叱られた。	盲ろう	50～59歳	男
連絡をしてくれない。(緊急な時も)	聴覚障害	20～29歳	男
猥褻行為をすること。セクシャルハラスメントにあたる失礼な言動をすること。	視覚障害	50～59歳	女

Ⅲ雇用・就業について
1 (12)求職活動で差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
職業紹介において、視覚障害者に対しマッサージや針灸といった限られた選択肢しか示さないこと （同意見他5名）	精神障害	30～39歳	男
就職相談などで本人の存在を無視して付き添いの者としか話さないこと （同意見　他9名）	聴覚障害	60～69歳	女
「あなたはムリです」と担当者が決めつけること。	肢体不自由	30～39歳	女
「そんな重度な障害者には仕事があるわけがない」「健常者でも見つからないのに…」当事者の意見や能力についての理解をしない。	肢体不自由	50～59歳	男
○職安で希望職種をだしても、始めから「この仕事は無理」との一点張りで、屈辱感を味わったり求職活動の意欲減退、自分の障害を恨むなど自己肯定感がますますもてなくなったりする。	聴覚障害	40～49歳	女
・職安で根拠が分からないのに、車イス不可などとしていることがあった。	肢体不自由	40～49歳	男
あるのは少しだが「ろうあ協会にもちこんで相談してくれ」	聴覚障害	60～69歳	男
けいびいんのアルバイトをしたいといったらしょくあんで「けいびする方をぼしゅうしているんだ」と言われた。	精神障害	40～49歳	男
なまけている相談の人が多い。なんで、自分が職員であり、給与をもらっているのに、きちんと、相談するべき。もっと、積極的に活動協力してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
ハローワーク、仕事あっせん所で軽視される。親身に相談にのってもらえない。	精神障害	30～39歳	男
ハローワークで求職活動したときに、ハローワークの人に「車いすの求人は無い」と言われた。	肢体不自由	50～59歳	女
ハローワークとかでまだまだ聴覚障害者に対して配慮がない。(きちんと対応してくれない行政も。)	聴覚障害	40～49歳	女
ハローワークに於けるサービスの向上	肢体不自由	70歳以上	男
ハローワークの障害受付に行ったが、ひと言で、作業所と言われた。仕事をしてお金が必要なのに、作業所では生活はできない。	聴覚障害	50～59歳	女
ハローワークの職員が勝手に盲ろう者に合わないと判断して、紹介してくれない。本当は内容が聞きたい。聞いたうえで自分で決めたい。	盲ろう	60～69歳	女
ハローワークはお役所仕事をせずに、民間の就職あっせん会社を見ならうべき	聴覚障害	50～59歳	男
移植者で健常者と同等に働けるにもかかわらず、障害者としての求職になる	内部障害	40～49歳	男
何が本人に出来るか他人では分からないと思う　希望のものが選べないのはおかしい。やって出来ないかどうかを見て欲しい。			
会社は一般的に障害者を数名に雇う義務づけられているのに、行政は会社の指導があまいような気がする。景気のいい時でも、いろいろ理由をつけて、障害者の雇用をさけているように思える、このことが差別の実態ではないか、そういう状況を調査し、指導改善をお願いしたい。	肢体不自由	50～59歳	男
確かに障害によってできること、できないことがあるのは事実。それを考慮して仕事がしやすいように、して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
規定の書式に書く事を強用する。	視覚障害	50～59歳	男
求職だけじゃなくて、アルバイトとかパートのビラについて、これ、聴覚障害者って言ったら「音なので大変危険だと・・・・」ってむかつく。聞こえないことに配慮したっていいたい。理解をしてもらいたい　気遣だから止めるんじゃなくて、気遣回避の方法を考えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
求職活動が制限される。	内部障害	70歳以上	男
求職活動しているのに熱意が感じられない。	聴覚障害	60～69歳	男
求職情報で、障害別の募集をすること	精神障害	30～39歳	女
求人表が普通の紙や電子化されているため、読めない。点字の求人票を発行したり、電子化された求人票を音声で確認できるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
欠格条項を廃止してほしい	精神障害	40～49歳	男
決まった手話通訳しか来ない(相性が悪くて気をつかって困った)手話通訳の来られる日(都合のよい日)しかハローワークに行けない	聴覚障害	40～49歳	女
健常者と障害者を差別なく接し、より良い人材を育って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
現在は盲ろう者でもパソコン等で技術的に向上していることを理解してほしい。	盲ろう	70歳以上	女
高校卒業時の進路指導のとき、こんなことがあった。視覚障害なのだから按摩、鍼、灸しかないと言われ、その道に進ことにこちらが同意するまで進路指導の先生とずっと面接をさせられた。まるで悪徳商法のようで、いま思えば押し付けのように感じた。それと同時にそれしか世の中には定着していないことにも気づき、視覚障害者はこれしかできないと世の中の人に思われているのかと思いとてもショックだった。	視覚障害	30～39歳	女
今の仕事(印刷)がないからムリ。はっきりと言われた。別の仕事をすると、皆と同じように追いつくのにつかれるし、コミュニケーションが限界です。好きな仕事で楽しくしたい。	聴覚障害	40～49歳	女
採用条件にそれとなく含まれる。	精神障害	30～39歳	男
仕事がないです！こまってます！	聴覚障害	50～59歳	女
仕事が出来ないと決めつけ上から目線で話す。	精神障害	70歳以上	男
字の読めない知障者としてハローワーク等で「この綴りの中から自分で見つけて」なんて言われることがある	知的障害	40～49歳	男
自分がしてみたい職業をしてみたい。	肢体不自由	50～59歳	男
自分には何ができると売り込みも必要　働くとはそう言うことだ。	肢体不自由	70歳以上	男
社会ルールとして「法が最低賃金適応除外・福祉的就労」を認めている以上利益を追求する集団としての企業はデメリットを負う事はなかなか出来ない。障害者雇用が企業利益にかなう「法」のシステム作りが必要となる。(このままでは助成金の出る時しか雇用は続かない！)法が障害者に対して制限を続ける限り、「制限されるのが当たり前の障害者意識」が企業の自明の事として「差別をあとおししている」法・制度上の差別意識が民間に反映されている。			
弱視者に配慮した職場を希望したが、見つからなかった。	重複障害	30～39歳	男
手話の出来る職員が1人しかいない、という理由で後回しにされる	聴覚障害	70歳以上	男
就職相談などで点字等の資料が用意されないこと。視覚障害者が一般の就職説明会に参加したところ、主催者や企業の人たちから、なんでお前がこんな所に来ているのかという態度をとられた。	視覚障害	50～59歳	女
重度知的障害者入所施設のため、求職については、考えない。	重複障害	20～29歳	男
障害を理由に退職を強いられたとき、課長から「君に合う仕事を探してあげるよ」と言ってくれたのに一週間経って「やっぱりないから、自分で探しなさい」と言われた。	盲ろう	40～49歳	女
障害者として、本人の能力とは関係なく、決まった仕事の選択しか与えられない。	内部障害	40～49歳	女

Ⅲ－１(12)

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者合同面接会である企業に統合失調症の病歴があることを話したら「統合失調症の方はお断りしています」と言われた	精神障害	40～49歳	男
職安→本人の希望内容を無視する	盲ろう	30～39歳	女
職安でもマッサージなどの資格がないと仕事はないといわれる。	視覚障害	50～59歳	男
身体、風貌で決めつける	知的障害	30～39歳	男
精神のばあい、医りょうと地いきふくし、さらに求職をするというルート情報がない。せんたくしすら教えてくれない。(PSWがいない。)治りょうのみで、そのあとは放っておかれる	重複障害	40～49歳	女
精神障がい、と言うと、まず、医師の「働ける」ことを証明したものを、持ってこい、と言われる。	精神障害	40～49歳	女
精神障害の人は、恐わい人というイメージがある。	精神障害	50～59歳	男
選択肢がない	視覚障害	50～59歳	男
知的発たつ障がいでも、できることもある。パートでもバイトでもいい、本人たちと向きあってほしい。少しでも多くの方にわかってほしい。	発達障害	30～39歳	男
通勤の方法しか聞かない。電動で通う、車通勤は危ない。家を借りる→物価が高いのでムリと言われた。	肢体不自由	20～29歳	男
通訳と一緒に就職相談に行くと、私本人とではなく、通訳と話をするだけで本人には伝わらない	聴覚障害	60～69歳	女
電話での問い合わせにおいて車イス利用のため拒否される	肢体不自由	40～49歳	男
働く場が沢山あってほしいし、行政の方には、そういった事で、活躍してほしいです。	肢体不自由	50～59歳	男
病名を聞いただけで引いてしまう。	知的障害	20～29歳	男
付き添いの者、本人の意向で判断してほしい	盲ろう	60～69歳	女
聞こえないことを理由に拒否される。	聴覚障害	30～39歳	男
本人になるべく言わせるようにする	肢体不自由	60～69歳	男
本人に直接説明してほしい。幅広い職域を紹介して欲しい。	視覚障害	70歳以上	男
本人の言いたいことをむし！筆談にしたがらない。かんたんな仕事はどうと、すすめられる。	聴覚障害	40～49歳	女
盲ろう者が採用される仕事はほとんどない。	盲ろう	50～59歳	女
問い3は雇用して働くことを前提としている。しかし、自営業や自由業を営んでいる者もたくさんいる。その点についての設問がないのはおかしい。	視覚障害	60～69歳	男
話や希望はきいてくれない。仕事があるだけでも感謝しろ。…みたいな	聴覚障害	40～49歳	女
話を聞かずにパソコンでしらべてくださいと言う	知的障害	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（１）採用のときに配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
書類だけでなく面接を実施すること、詳しい適性検査を行うこと　（同意見　他16名）	肢体不自由	50～59歳	女
問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること　（同意見　他14名）	盲ろう	70歳以上	女
雇用主から手話通訳者を準備して欲しい。	重複障害	50～59歳	女
「障害者だから…」と思考停止するので無く、どうすれば本人の能力を引き出せるのか？…と取り組む企業姿勢が生まれる体制が必要			
・公共施設、公務員、企業での‘障害者’枠が必要（障害者雇用を推めるため）	内部障害	60～69歳	男
・障がいの内容、本人の特性、病気をかかえながらの就労（服薬しつつ）、であることを、いつも考えていてほしい。・急な配置転換はしない。	精神障害	30～39歳	男
・障がいゆえに必要な配慮を聞き取ってほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・短時間労働の配慮・ペア、ないしはグループ就労の実現化	精神障害	30～39歳	女
・面接そのものが負担になっている。面接でなく単なる話し合いからスタートできないものでしょうか。	精神障害	60～69歳	男
いくら知的障害者でも、しゅうしょくの時に出す、りれきしょうを見て、それをはんだんをしてほしくありません。ちゃんとめんせつをしてほしい	知的障害	30～39歳	女
オストメイトの理解	内部障害	60～69歳	男
クレペリンやYG法など就職試験はすべて（ほとんど）精神障害者をはいじょするためにおこなっているとしか思えない	精神障害	40～49歳	男
こ用けい約書を作る事。	視覚障害	50～59歳	男
サポーターを付けてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
その仕事に適するかどうかは、本人との面接によって確かめてほしい。カバーできる点でもある。	肢体不自由	50～59歳	女
その人の特性を見極めるためにも、試行期間を用意してほしい。	精神障害	20～29歳	女
できる、できないことについての情報をしっかりと捉え、できれば他職員にも共有してほしい。	難病	20～29歳	女
トイレの利用が多いため面談で工夫してもらいたい。	内部障害	70歳以上	男
どこができるか、できないか、よく話し合って、対応できる環境であればありがたい。自分もがんばれるから。（希望する職場で働けるとよいから）	聴覚障害	40～49歳	女
ノートテイク（手話通訳）をつけて欲しい	聴覚障害	30～39歳	女
パソコンの拡大、照明の明るい所にしてほしい	盲ろう	40～49歳	女
バリアフリー化に努力した上で障害者を採用してほしい	肢体不自由	60～69歳	男
ハローワークの研修に参加した時、業務用語でタンタン説明されてサッパリ解らなかった、友の話	精神障害	30～39歳	女
ハローワークはかいしゃにたいしてしどうがたらない	肢体不自由	50～59歳	男
マッサージ免許試験で、回答時間を延長して下さいました	盲ろう	50～59歳	男
めんせつなくしごとをでるか見てほしい	知的障害	20～29歳	男
めんせつをするべき	重複障害	50～59歳	男
ろう者の言語は手話なので、日本語対応するのに、少しむずかしい面があるので、試験の内容を配慮する必要ある	聴覚障害	30～39歳	男
わかりやすく説明してほしい。手話通訳者を付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
以前障害がなかった時、入社の際の身体検査で「これだけ、体が悪ければダメダ」と言われた。	内部障害	50～59歳	男
会ってみたい　話もする			
機会均等を旨とすべし。メモリー素子を活用した「パソコン受験」を実施せよ	視覚障害	70歳以上	男
去年の障害者合同面接会で求人票には9:00～17:00とあったが1次面接を通過し2次面接に臨んだ時に21:00～のシフトに入ってほしいと言われたが主治医の許可がでず、結局不採用となった。	精神障害	40～49歳	男
業務内容に促した適正試験を重視してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
勤務時間帯をはじめ多様な勤務方法で障害にあったボトムアップでの雇用・勤務形態を創造願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
契約についてくわしくはなしてほしい。契約を継続する時にも話合ってほしい。（契約ようしをわたすだけではなく）自分を担当する人と話がしたい。変わる時も話がしたい。作業内容をせつめいしてほしい。	知的障害	40～49歳	男
行政機関は障害者担当者は出来れば障害者を配置して欲しい	内部障害	70歳以上	男
最初からできないと決め付けるのではなく、どんな配慮があればできるかを本人に聞くこと。	視覚障害	50～59歳	女
採用試験時には手話通訳をつけてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
採用試験等でもパソコンの利用を認める事等。	肢体不自由	50～59歳	男
私は弱視ろうです。ただし、拡大器があればある程度は見る事が可能。テストの時も拡大器利用させて下さればどんなに助かったか。10年前はありませんでした。これからは障者のニーズに合わせて準備してほしいです。	盲ろう	50～59歳	女
視覚障害者に対して配慮してほしい。（点字を使い受験者に対して代読等の方法を導入してほしい。（代筆も同様）	視覚障害	70歳以上	男
試験の際、別室での受験を可能にすること介助犬の利用を認める。			
質問をゆっくりと聞いて欲しい。	精神障害	70歳以上	男
実習させてほしい。	発達障害	30～39歳	男
実習回数を増やし障害の程度を認識して欲しい	知的障害	30～39歳	男
手話通訳、ノートテイクを用意すること	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳などを付けるとか、文字での会話を認めるなど配慮すること	聴覚障害	60～69歳	男
手話通訳をつけておいてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳者つくように	重複障害	40～49歳	女
手話通訳者をつける。文字掲示板が要る	聴覚障害	40～49歳	女
書く時間がかかることや自筆ができない時のパソコン使用などの配慮。国家試験などで受験会場が遠い場合の自宅での受験。	肢体不自由	50～59歳	男
障がい者の法定雇用率は順守してほしい。	肢体不自由	70歳以上	男
障害だけでなく、本人の能力も重視してほしい。	内部障害	40～49歳	女
障害によって就労に区別があることはむしろ必要で、精神の場合は①ストレスの少ない仕事②短時間労働③症状の波があっても続けられる　→等を配慮した採用条件をお願い出来ないか。	精神障害	30～39歳	男
障害による特性、症状をよく理解してほしい	精神障害	30～39歳	男
障害の特性に合わせた職場配置をして欲しい。	視覚障害	70歳以上	男

Ⅲ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者、年令が高くなると、書類選考で、面接までもいきつかない、もう少し、会社も配りょが欲しい	肢体不自由	50～59歳	男
障害者のニューズに合わせてしってほしい	聴覚障害	70歳以上	男
障害者の中には特殊な分野においては健常者よりも優れている面もあることを念頭において採用を行うこと	内部障害	70歳以上	男
障害者採用が初めての会社は特に、実際に行う業務がどのくらいできるかを面接の段階でしっかり確認するようにしてもらいたい。採用したはいいが業務ができないのでクビにされることが多い。	肢体不自由	20～29歳	男
情報の保障を	聴覚障害	50～59歳	女
人工透析患者は、夜間透析を受けられる相談が自宅から近い所にないと事実上就職ができない。			
精神科通院（治療中）でも、適性検査（職場）を制度化してほしいです。	重複障害	40～49歳	男
精神障害ということで相手にされない。	精神障害	50～59歳	男
精神障害といっても、病名は多数あり、人によって症状は異なるので、具体的には、どうとは案がでてこないが、それについての配慮・工夫。	精神障害	30～39歳	女
設備の一覧があれば良い	肢体不自由	50～59歳	女
説明事項をていねいにし時間（間）をかけて…	肢体不自由	60～69歳	男
知障者としては実習をしてから（半月～1ヶ月）本人が働く意欲があるか否で、働くと言った時は職場工夫をしてほしい	知的障害	40～49歳	男
知的障害だけで断れる。	知的障害	30～39歳	男
聴覚障害者にきこえの保障を　聴覚障害者に緊張感を与えるのではなく気楽に安心した対応を。（きちんと向きあうとか）障害者に理解を！	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者に対しては手話通訳、要約筆記をつけるべき。	聴覚障害	60～69歳	男
聴覚障害者のコミュニケーション能力を見る為と称して、情報保障を付けない面接を強いる。	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者は電話応対ができないと始めから門前払いされる事がある。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者への情報保障だけでなく　聴覚障害者の言い分を肯定的に受けとめて話し合う姿勢をもってほしい。～ができない～ができないという話し方は、相手にやる気を失わせる	聴覚障害	50～59歳	男
適性検査の中身を前もって知っておくことが大事と思います。	精神障害	70歳以上	女
点字試験の実施	視覚障害	50～59歳	男
働きたいという意志を強くもっていることをみとめてほしい。たりないところはなんらかでおぎなっていくよう努力はしたい。	聴覚障害	50～59歳	女
難病の人は、通院日をもらい、残業させないなどの条件があれば普通の人と同じように働けるのだから、そうした考慮をするべき	難病	50～59歳	女
入学時これをうけた。（面接イスに坐ったら「ろう……帰ってよろしい」）	聴覚障害	60～69歳	男
病気について、詳しく聞いてほしい。理解してほしい。その上で、判断してほしいです。	難病	30～39歳	女
病気の事や家庭事情で学校に行けなく、中学しか卒業していません。面接で3分だけで終わりました。その後見ていると他の人は30分くらい合同面接会でお話しされていました。	内部障害	40～49歳	男
本人の出来る事に目を向けて適性を見る	肢体不自由	20～29歳	男
面接が普通のはなす、面接で、わからない。	重複障害	20～29歳	男
面接に筆談や、ホワイトボードの併用など、コミュニケーションの配りょをしてほしい。			
面接の際、音声を文字化するなど配慮してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
面接の際にあらかじめ体調面について質問してほしい	難病	20～29歳	女
面接は何度聞き返してもOKにしてほしい。大きな声で話して欲しい。			
面接会（障害者就職面接会）で就業について以外の全く関係の無い質問をする企業があった。また障害者を侮辱するような質問した企業もあった。	聴覚障害	50～59歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（２）職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
休憩できる部屋を設けること （同意見　他11名）			
車いすでも動きやすい机、音声パソコン、拡大読書器などを設置すること （同意見　他13名）	聴覚障害	70歳以上	女
食事が少々出来る、服、荷物の置ける所がほしい。	難病	50～59歳	女
・オストメイト対応（汚物流し）トイレの設置	内部障害	60～69歳	女
・バッグ交換室（CAPD用）障害者適用トイレの設置	内部障害	60～69歳	男
・ほかの職員同様に、パソコンの耐用年数がきたら速やかに交換してほしい	盲ろう	20～29歳	男
・音声での会話が難しいときは、パソコンでの会話を取り入れるなど配慮すること。・そうしたことを顧客にも理解してもらうようにつとめること。	聴覚障害	60～69歳	男
・休憩時も45分、午後に15分とか配慮してほしい	知的障害	10～19歳	女
・職場内の配慮（障害を理解し、必要手段を使って皆と同じように対応してほしい）	聴覚障害	60～69歳	女
①最初職場に就くときに電話を見えないようにするなど過剰な対応をされた。支援員も本人とよく相談しながら徐々に調整して欲しい。思い込みや、マニュアルチックな対応はやめて欲しい②蛍光灯がまぶしかったり、ある種の音が気になり集中できないし、くたびれるため、勤ム時間中のサングラスの着用、イヤホンを禁止しないで欲しい	発達障害	30～39歳	男
CAPD（腹膜透析）が出来る（バッグ交換）部屋が欲しい。	内部障害	40～49歳	男
EVとそのパネルの高さ（低い手の届く位置に）と車イスでも入れるトイレの設置等	肢体不自由	40～49歳	男
エレベーター、車イス用トイレの設置	難病	30～39歳	女
エレベーターの音声化。	視覚障害	30～39歳	男
オストメイト対応トイレの設置	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレを設置して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
きつえんじょがさむかったり、雨にうたれたりする。雨かぜがしのげ、ほどほどの気温のあるきつえんじょがほしい	精神障害	40～49歳	男
こ用にあたり、施設の整備が必要であれば行政が整備にかかる経費を出せる制度を作る	視覚障害	50～59歳	男
ストーマ装具がもれた場合の処置が出来るトイレに改装	内部障害	60～69歳	男
すべて障がい者が利用出来るようにバリアーフリー、ユニバーサルデザインにしてほしい	肢体不自由	60～69歳	女
チャイムが聞き取れない。PHSや携帯に受信できるなどオーダー化してほしい。			
テレビ字幕がつけられるようにして欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
トイレの中、車イス対応	肢体不自由	50～59歳	女
トイレの問題（オストミー対応トイレ）	内部障害	60～69歳	男
パソコンには音声ソフトを必ず入れてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
パソコンに拡大ソフトを入れる。点字ブロックの設置。	盲ろう	20～29歳	女
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
以前ファミリーレストランで接客のパートに従事していたが、ロッカルームが異常にせまく、落ちついて休息をとれなかった	精神障害	40～49歳	男
一番大事だと痛感する。	肢体不自由	70歳以上	男
音声パソコン	視覚障害	50～59歳	男
音声パソコン、拡大読書器などを設置すること	視覚障害	60～69歳	男
音声パソコンの配備	視覚障害	50～59歳	男
音声呼び出しではなく、目に見える形で呼べるようにする	聴覚障害	30～39歳	男
臥床による休息をとれるスペースを設けてほしい。	難病	20～29歳	女
拡大読書器は会社のを期待するのではなく、その人個人がけいたい用を持って行けば良い　何でも、してもらおうとするのは良くない	視覚障害	60～69歳	女
休憩する場のTVが字幕対応になっていない。	聴覚障害	30～39歳	女
休憩できる部屋を快適にしてほしい	知的障害	40～49歳	女
休憩の部屋がないとのこと。又、ぞうきんなど設置がなく自前でもって行くことになっていること。	精神障害	70歳以上	女
休憩時間は、赤点灯とか、配慮してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
休憩室の暖冷房設備のリモコンを高い所に設置し、要望しても改善してくれない	肢体不自由	50～59歳	男
工場内の休憩場所は節電などの理由で照明を落とすため、読話できなくて、コミがとれない。	聴覚障害	60～69歳	男
国がみあいせゆからしかたなくしますだんどりはOです	肢体不自由	50～59歳	男
仕事のわかりやすい図解が欲しい。音声でわかりやすく説明、施設等の表示は絵図を入れて欲しい。	知的障害	30～39歳	男
使用しやすい机、椅子などを設置して下さい	肢体不自由	40～49歳	女
施設内スロープ化希望	盲ろう	60～69歳	女
視覚障害者でも一人で動けるよう、エレベーターに音声のガイドを付ける等の工夫をしてほしい	視覚障害	50～59歳	女
事業所が改善しやない補助金を出してほしい	難病	40～49歳	男
自由（許可のもと）に休憩できる室が必要。	精神障害	30～39歳	男
車イスでは店の中を動き回れない場所が多かった。	肢体不自由	20～29歳	男
車イスで使えるトイレがなければ働けません。	重複障害	60～69歳	女
車イスで利用できるよう車イストイレやエレベーターを設置する	肢体不自由	20～29歳	男
車いすを使用しているので、更衣室に入れなくトイレで着替えしていた。更衣室には簡単なスロープを設ければ入れることは可能であったが、車いすのまま入ることを断わられた。	肢体不自由	50～59歳	女
車イス用トイレをもっと使いやすくして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
車いす利用者がいるのに、物をつみ上げて通路をふさいでしまう			
手順書（表）など視覚的にわかりやすく工夫して欲しい	発達障害	20～29歳	男
手話通訳の派遣における配りょが欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
集団の中で、ストレスを感じやすい体質の患者もいる為、一人で休める空間を設けること。	精神障害	30～39歳	女
書類などを読んだり、移動の介助をしてくれるスタッフを常時配置して欲しい	視覚障害	30～39歳	男
障害に応じた、机、イスを	肢体不自由	30～39歳	男
障害を持つ患者も診ているのにそんな気配に乏しい。	視覚障害	60～69歳	男
障害者でも利用出来る様スペースの広いトイレを設置してほしい。	内部障害	60～69歳	男

Ⅲ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者によって手が不自由でパソコンが思うように打てなかったりして才能があるのに家では採用することが出来ないと言われた。	重複障害	30～39歳	男
障害者用トイレを設置する。	精神障害	70歳以上	男
畳の部屋をもうけて、くつろげるようにしてほしい。	精神障害	30～39歳	男
職員全員と話せる権限のある、手話のできる人の配置	聴覚障害	20～29歳	男
職場にもオストメイト対応トイレを１個は設置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
職場に聴覚障害者対応のファクス機、電話機、磁気ループなどを設置してほしい	聴覚障害	60～69歳	男
職場の改装などをする場合は障害者の意見を聞いてほしい。職場の床に厚い絨毯が敷かれ、車椅子で動くことが非常に困難になった。配置転換を命ずるときは、そこがその障害者にとって働ける環境かどうかを確認してほしい。どうしても移動が必要な際は、改めて環境を改善することが必要。他の部署へ移るよう命じられたが、その部署は机がびっしりと入り、車椅子では移動できなかった。	視覚障害	50～59歳	女
人工肛門、人工膀胱保有者にとっては、できれば、オストメイトトイレ（誰でもトイレ）があることが望ましい。職場には無理であれば近くの公共施設などにその様な設備があることが望ましい。	内部障害	70歳以上	男
精神障がい者の場合、長時間（2時間）ぶっとおしで働くのが難しいので、休憩室（たたみorカーペット）で、横になれる場所を作ってほしい。	精神障害	40～49歳	女
静かにおちつける場所がひつよう。	発達障害	10～19歳	女
相談出来る部屋を設けること	内部障害	70歳以上	男
体に合わない、イスと机のため、１日中立っていたが職員は何の配りょもしなかった。	難病	10～19歳	男
体調が悪い時に休む場がほしい	難病	20～29歳	女
誰でも使えるトイレ、車いすでうごきやすいようなスペースの確保。段差の解消、エレベーターの設置義務。	肢体不自由	50～59歳	男
段差解消、自動ドア等動きやすい環境			
男、女のきがえるところがほしい。 さむい あつい おゆわかすところがほしい。			
昼寝られる部屋があってもいい。普通の人でも寝る人いる。	精神障害	40～49歳	女
朝礼で伝達したことは板書書きしておいてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障がい者への配慮について補聴援助システム〇機器の設置〇音量大きくなる電話機	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者に見える情報を！（パトライト等）	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者用文字情報装置の設置	聴覚障害	50～59歳	男
聴障者にわかるようにお知らせランプを設備して欲しい。どこに取り付けたらいいのか？聴障者と確認して欲しい。会社の場合1ヶ所取りつけてあるが、聴障者のいる場所から離れているため、意味がない。たんなる見栄だけ。	聴覚障害	40～49歳	女
通路に物が置いてある等、ジャマな物を置かないでほしい	盲ろう	40～49歳	女
電光文字表示器。字まく付テレビを設置してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
働くための環境はよい状態にすべきだが、職場にも限界があるので、当事者の用意できる範囲などと雇用主との相談できることがまず大事。	視覚障害	30～39歳	男
特になし	知的障害	20～29歳	男
特に休憩できる部屋は無い。	内部障害	40～49歳	男
内部障害者（人工膀胱、人工肛門）印トイレの設置	内部障害	60～69歳	男
入社時のオリエンテーションを⑴のようにはいりょして行うこと。	重複障害	40～49歳	女
筆談器を置いて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	男
部屋の入り口に点字シールを振る。物はいつも同じ位置に置く。戻す。ぶつかる、ひっかかる、頭を打つなど視覚障害者が一人で動き回れるようにして欲しい。	視覚障害	40～49歳	女
福祉課（組織）を設置すること！！	聴覚障害	20～29歳	男
文字による、案内	聴覚障害	60～69歳	女
無線よび出し、ワイヤレスの補聴機器、筆談器、視覚的補助警報装置（TEL、FAXや火災警報器等用）等の活用 文字通信 画像通信 TV電話のできるネット環境	聴覚障害	40～49歳	男
目で視る電光文字情報表示も是非必要。放送同時に表示する様に工夫して欲しい。			
廊下や机の横などに物を置かれると、躓いたりぶつかったりするので、なるべくおかないようにして欲しい。こういった場合は、そのことを知らせて欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
和式トイレを洋式に変更してほしい	内部障害	60～69歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（３）職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視覚障害者が情報相会社であることを踏まえ、必要な書類の代読代筆、パソコンで作成した文書の誤字やレイアウト修正、周囲の情況の説明等をするための職員を適切に確保すること＊資料をテキストデータ化等して、視覚障害者が資料の内容を知ることができるようにすること	視覚障害	30～39歳	男
手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、手話のできる職員を確保すること （同意見　他14名）	重複障害	40～49歳	女
点字・拡大文字で書類を作れるようにすること （同意見　他7名）	重複障害	50～59歳	女
口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること （同意見　他9名）	肢体不自由	70歳以上	男
日本ではまだまだ、手話、点字のできる人があまりにも少ない。小学校から教育の中のカリキュラムの1つとしてとり入れ教育すべき。	盲ろう	50～59歳	女
聴覚障害者は文字の読めない人も居る。フリガナを付けて	聴覚障害	70歳以上	女
「ぎこちなさ」「不自然さ」を障害の一部だと理解してほしい。	精神障害	20～29歳	女
「音声読み上げ可能な資料の提供」	視覚障害	30～39歳	男
「社外秘」だろうが、何だろうが、情報保障は必要！会議などに要約筆記者の派遣は認めて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	男
・休憩時間、職場外（時間外）も含めた時間でのコミュニケーションの機会を設定する。	内部障害	60～69歳	男
・手話を習う［1][2][3]→と同時に手話もおぼえてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
・上司によってメモしてくれる人と、してくれない人がいる・はっきり口元をみせて話してくれない上司がいる。	聴覚障害	30～39歳	女
・職場内での配慮（筆談等積極的にやって欲しい）	聴覚障害	60～69歳	女
・全員でコミュニケーションできるように手話教室してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
アシスタント制度の活用をお願いします。	視覚障害	60～69歳	男
ある企業で働いたていたときチーフは障害が有ることを知っていたが、教育係は知っておらず簡単な説明だけで、なかなか仕事を覚えることができなかった。	精神障害	40～49歳	男
この事は一番大切です。聴障の方には手話通訳が必要です。全般的に知る権利が有ります	聴覚障害	70歳以上	男
コミケーションとしてもっと理解してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
コミュニケーションが無いと寂しいと思います。	精神障害	20～29歳	男
コミュニケーションのとれる職員が少ない	重複障害	30～39歳	女
ジョブコーチの設置			
せわをしてくれる人がいる			
その通り！是非必要です。朝一番に今日の仕事プランについて職員全員がハッキリ確認出来る様にするためにも（手話・要約筆記）による情報提供は是非必要。筆談でも良い。			
テレビに字幕を！！	聴覚障害	50～59歳	男
パソコンで情報をとり寄せて欲しい。みてわかる情報を！※聴覚障害者はコミュニケーション障害、情報障害でもある。	聴覚障害	40～49歳	女
ヒューマンアシスタント制度を理解し、採用してほしい。（活用してほしい）	視覚障害	50～59歳	女
マスクをしていると、口形や表情がわからないので、コミュニケーションしづらいので理解してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
むずかしいかんじが多すぎる	知的障害	30～39歳	女
めんどうがらずに　1行2行でも書いてあげて下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
めんどくさがらずに、わかるまで、筆談してほしい	聴覚障害	50～59歳	女
音声での説明が少ない。	視覚障害	50～59歳	男
何でも気軽に相談できる人がほしい	発達障害	20～29歳	男
何もない。事が済んでからや連絡なしに何でも進行することがある。	視覚障害	60～69歳	男
会議には必ず手話通訳や要約筆記をつけるべき。	聴覚障害	60～69歳	男
会議に参加出来るように手話・要等　等通訳者をつける理解を示してほしい。	盲ろう	70歳以上	女
会議のときは筆談なりの配慮がほしい	聴覚障害	50～59歳	女
会議の際は点字や大活字、データなどで平等に情報を保障してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
会議や集会場所に補聴援助システムを設置する	聴覚障害	50～59歳	男
会議資料などは社内MLを活用し、データで流す。	視覚障害	30～39歳	女
会社にPSWを置いてほしい	精神障害	40～49歳	男
会社の情報がもれるのを怖れ、会社から派遣料金を払うのに抵抗を感じるのか要約筆記者の派遣を認めてくれない。	聴覚障害	30～39歳	女
会社の中で手話通訳がいないが、手話のできる人がいる。筆記が多いです。	聴覚障害	40～49歳	男
回覧物は、メールでもらうことになっているのに、いつも忘れられる。	視覚障害	50～59歳	男
研修に要約筆記をつけるのを許可してほしい。聞き取れなくて聞き返しても嫌な顔をしないでほしい。			
交番等にも手話ができる職員が置いてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
作業を一緒にやりながら説明をしてほしい。めいれいではなく（何でできないのか）なぜできないのか一緒に考えてほしい。体（病気）のことを考えてほしい。	知的障害	40～49歳	男
施設内では保障されるが、外出した時はコミュニケーションが足りない。	重複障害	40～49歳	男
自分流コミュニケーションは大事と思い皆さんと付合っています	重複障害	70歳以上	男
社内で手話サークル、手話講座を開いてほしい。手話で通訳してくれた人には会社から通訳料を支給してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
手話のできる職員はいるが、会議などで通訳してくれない。（上司の指示がないと通訳しないようです。）	聴覚障害	40～49歳	女
手話を学べる環境作り	聴覚障害	20～29歳	女
手話を使える条件をつける。手話のできる職	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳のできる人をもっとふやしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
手話通訳者、要約筆記者を配置したから、派遣したからそれでよいと思われては困ります。その人が充分な情報保障ができるかどうかが問題です。通訳者の質にも配慮してほしいです。	聴覚障害	70歳以上	女
手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣、盲ろう介助員	盲ろう	60～69歳	女
手話通訳者を派遣すること、講習会をやって理解してもらう。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者を派遣すること、手話通訳のできる職員を確保すること。	聴覚障害	50～59歳	男
書類の点訳	視覚障害	50～59歳	男
障害に関係なく情報を共有してほしい	盲ろう	40～49歳	女

Ⅲ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害の特性を理解したコミュニケーション方法の技術を身につけほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
障害を理解し、それにあった対応をすること。	知的障害	20～29歳	男
障害者から健常者にコミュニケーションを取っているので普通に接してわかりやすい話しやすい環境を作って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
障害者の働く職場での配慮は当然のこと。ボランティア等の援助を借りてでも充実させたいものです。	精神障害	70歳以上	女
情報保障がほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
情報保障者の育成	聴覚障害	70歳以上	女
職場でコミュニケーション障害に対する理解を深める学習会を行ってほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
職場で聴覚障害者がいた時、その職場の同僚、管理職が情報保障を意識できる環境をつくってほしい。当の聴覚障害者自身の努力では限界がある。	聴覚障害	50～59歳	男
職場の会議に要約筆記者を配置する。情報は音声でなく視覚で受けとれる配慮。会議に磁気誘導ループ等設置する	聴覚障害	60～69歳	女
人とのやりとりがにがてな人の中に入ってくれる人がいるとよい	精神障害	40～49歳	男
説明しながら本人がわかるように動作などで示す。	知的障害	30～39歳	女
手話通訳者よろしくおねがいします			
聴覚障害者は仕事よりも休憩時間のコミがうまくいかず孤立しがち。それが長続きしないことにつながる。働く人同志の関係が大切。	聴覚障害	60～69歳	女
対人関係が得手でない、話し方が得手でないので、しっかり聴いて、しっかり答える。	精神障害	30～39歳	男
代筆、代読などのヒューマンアシスタント	視覚障害	40～49歳	女
朝礼などのくんじや重要事項も筆談なし	聴覚障害	60～69歳	男
聴覚障害の状況に合わせた配慮をしてほしい。大声で話すのではなくゆっくり目を見て話す。日常的手話を少しずつ覚える。後ろから呼ばない、話しかけないなど。	聴覚障害	40～49歳	女
聴力障害者のために情報機器の配置、工夫（電話機は磁気ループの付いているものとか、FAXなど）	聴覚障害	60～69歳	男
点字、指点字通訳者も必要。	盲ろう	40～49歳	男
点字の書類を作っていただければありがたい。	視覚障害	30～39歳	女
当事者が答えられる、応じられることは本人にさせること。助言がひつようなときは当事者のりょうかいをえて助言すること。具体的でわかりやすいようなコミュニケーションにすること。	重複障害	40～49歳	女
頭からわからないと決めつけるよりわかりやすく説明してほしい	知的障害	30～39歳	女
難聴者にわかり易い対応をしていると伝達ミスが少ない。	聴覚障害	30～39歳	男
難聴者への要約筆記者派遣が職場では認められない。ろう者へは手話通訳派遣が認められている。同じような障がいを持つ人間なのに差別されている。			
病院勤務をしていて、カルテなどすみ字がよめないので情報が共有できるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
分かり安く、説明してほしい。	知的障害	30～39歳	男
文書化して回覧すること	精神障害	30～39歳	女
補助員がほしい	肢体不自由	50～59歳	女
本人が伝言できにくいので、文章や電話でも支援者（施設職員や家族）に知らせてほしい	知的障害	30～39歳	女
無理に会話しろと命令する			
要約筆記の配慮で情報がスムーズ	聴覚障害	70歳以上	女

Ⅲ雇用・就業について

２（４）ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
職員に対し障害・障害者への理解を促進すること （同意見　他26名）	重複障害	40～49歳	女
職員に対し手話、介助方法の研修を行うこと・障害当事者による講話を行うこと （同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
職員への教育も大事だが、大人になってからは時間がかかるから子供の時から教育課程のいっかんとして、小学校から教育すればすぐなれて、マスターできるから手話、点字通訳者不足解消となる。	盲ろう	50～59歳	女
歩くのが大変なため介助についていっていたが関係ない人とゆわれた又耳の不自由な人が表彰をうけたが名前をよばれたがわからないで1人すわったままでいたとゆうのでそばにいておしえてやろうとするとほかの所にすわるようにゆわれ、身体の人の心ずかいにもかけていた	肢体不自由	60～69歳	男
生活保護を受けて障害者に対して市役所の職員はその人をバカにしている事もある（人もいる）	精神障害	50～59歳	男
手話のかんたんな会話くらいを覚えて欲しい。	重複障害	50～59歳	女
職員教育の機会があまり保障されていない。仕事が会議がと忙しいと逃げられるように聴覚障害者が感じている。	聴覚障害	50～59歳	男
「当事者と関わる機会を増やす」	視覚障害	30～39歳	男
・学習会に開くこと（手話教室）	聴覚障害	20～29歳	女
・障害に関する疑似体験をして理解を深めてほしい	盲ろう	20～29歳	男
・職員に対し、障害の理解を（研修など）してほしい	知的障害	10～19歳	女
オストメイトであることへの理解。	内部障害	60～69歳	男
きこえなくても、やれることをわかってほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
すべてのスタッフに障害者についての理解が得られればと思います。	精神障害	40～49歳	男
すべて相手の立場に立って対応して欲しい	内部障害	70歳以上	男
パソコン、黒板、ノートテイクなど見える情報保障を！	聴覚障害	40～49歳	女
ヘルパーをS53年10月から今日まで頼んでいます。がどこで誰から何を学んだかと思う程教養が見えません。（1-4）に記入のように「うん」と言い、私の物を落としたら、「ハハハ」と笑い、何か上げると「ヤッタ」脊損1級の私は姪が小4年の時、していたことばかりです。介護費用があまりにも「ひくい」と聞いていると、弱みにつけこんでいるとしか思えない。	肢体不自由	60～69歳	女
ほかの職員への教育についてもっと理解頂きたい	盲ろう	50～59歳	女
ラインで一緒している人だけでなく上司、仲間とラインに関係のない人も障がいを会社全員で理解してほしい	知的障害	40～49歳	男
一度に仕事を覚えさせずに（教えないで）、時間をかけて、一つづつ教えてほしい。	精神障害	30～39歳	男
外国人の雇用が増えているので、特に一般の人に対して教育し、本人の理解者をふやしてほしい	知的障害	30～39歳	女
学校の教師と保育園、そして医りょう関係者（とくにDr）、そして役所の職員さん、ふくし関係者。とくに、介護ヘルパーさん（2級、1級の人など）資格取とくの課ていにおいての教育が不十分なので、そこからまずとういつしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
幹部から、教育してほしい	肢体不自由	60～69歳	男
勤め始めた頃一緒に働いている職員に「なぜ障害者を雇用しなければならないの」等よく言われ、約3年間は口も利いてもらえなかった。職員の人たちに障害者の雇用について説明をして欲しかった。	肢体不自由	50～59歳	女
見た目でどならない。（足が悪いのに早くはしれとか）ペースはいぶんを考えてほしい。あいさつをきちんとしてほしい。	知的障害	40～49歳	男
言葉の暴力	視覚障害	40～49歳	女
個々の障害特性の理解をしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
個性を重視して、かつ障害の特性を理解してほしい。	精神障害	20～29歳	女
交番等にも手話ができる職員が置いてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
公務員の必須科目と云えます。国の栄は弱者を守りにあると云えます。当事者もじかに思いを発信することが大事と思います。	精神障害	70歳以上	女
採用された先の上司又は担当部署の"長"に障害者への理解を促進すること	知的障害	30～39歳	男
市役所の障害者理解の学習会に手話通訳者、難聴児通園施設職員だけで、障害当事者を除外している実態がいくつかある。改善されたい。ろうへの認識は特にろう者自身で行われたい。	聴覚障害	60～69歳	男
市役所福祉課の職員は全員聴害者当事者をふくめた講座などを研修することをてっていしてほしい。理解がまったくない!!	聴覚障害	50～59歳	女
施設の職員の勉強不足のため、理解してもらえませんが、利用者の人数も多いため、研修を行う時間はとれないと思います。	知的障害	30～39歳	男
視覚障害者には自分の名前を言ってから話しかけるように指導してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
社会的にまだまだ、障がい者は弱い者のレッテルをはっているので、職員の研修をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
手話、指点字など盲ろう者のコミュニケーションについても研修して欲しい。	盲ろう	40～49歳	男
手話だけでなく、コミュニケーション手段として筆談や要約筆記・空書等の研修も行ってほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手話と暗い所、食事の時の介助など研修してほしい	盲ろう	40～49歳	女
手話のみならず、要約筆記(手書き、パソコン)の研修を実施してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
手話の研修は、ぜひやって欲しい！	聴覚障害	40～49歳	男
手話講習を行い、「きこえないとは何か」理解してもらう。	聴覚障害	40～49歳	女
週1回、手話サークルを行っている。手話の他に福祉全般、情報交換等を行っている。			
初めて仕事に就く障害者にとって、職場の上司にあれこれ要求することは難しい。同僚も障害者に対する対応がわからないため、人間関係の構成がうまくできにくいことが多い。	肢体不自由	20～29歳	男
障がいについて、一つの枠にあてはめることはできない。10人10色であることをしっかり認知してくれるように教育する。	精神障害	30～39歳	男
障害のもぎ体験をしてもらうと少しは分かりやすいと思う	発達障害	20～29歳	男
障害者がどのようなことができるのか、理解を促進するような催し物が必要なのではないか。	視覚障害	30～39歳	女
障害者に対する周りの社員の思いやりに欠ける	内部障害	50～59歳	男
障害者のいる部所には、必ず本人を理解して助けてくれる人がいること。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者への配慮をしてほしい	精神障害	50～59歳	男
障害者への理解をしてほしい	精神障害	50～59歳	男
障害者を差別しない	精神障害	40～49歳	男

Ⅲ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者を採用したらやはりそれなりの努力（会社、障害者）をしないと意味がない。	聴覚障害	60～69歳	男
職員、関係者に学習、研修を行い職員の障害者への理解を大いに希望する	盲ろう	60～69歳	女
職員が研修受けたのに、理解せず無視されている。	聴覚障害	40～49歳	男
職員に対して障害、障害者への理解を深める研修を行う、当事者にどのように不自由なのかどうして欲しいかコミュニケーション方法などを話す、聞く機会を設定して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
職員に対し障害の部位別配慮や理解を深めて欲しい。	内部障害	50～59歳	男
職員に対し精神障害を理解してもらう。	精神障害	60～69歳	男
職員に対する啓発	精神障害	30～39歳	女
職員の研修、アンケートの実施をしてほしい。障害者に対してどう考えているのか聞いてみたい。	難病	50～59歳	女
職員の障害者の理解していただくために実践された先生の研修会で勉強してほしい。	発達障害	40～49歳	男
職員の中にキーパーソンになるような人材を育ててほしい。	発達障害	10～19歳	男
職員も理解してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
職員採用の時、福祉に感心有るか、ボランティア経験あるかも入てほしい	肢体不自由	60～69歳	女
職場を見ると、かなり、忙しく動いており、手話をおぼえてほしいと言うわけにはいかない面がある。職場の人数が不足のため、気持ちが余裕がない感じがする。	聴覚障害	50～59歳	女
職場教育として障害者に関する教育を取入れること。出来れば障害別の内容を計画的に取り入れる。「理解の輪を広げること」	内部障害	60～69歳	男
職場内のみでなく、同じ社会の中に障害者も生かされている。人として障害者を理解し共に働ける職場の実現と職場内でもやって欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
身体障害で聴覚障害が単に聞こえないだけでコミュニケーションが普通にできると思っている人が多い。知らないがために困ることもあった。	聴覚障害	30～39歳	男
人事では、障害に理解があっても実際に働く現場では、障害に理解がない人が多い。	精神障害	30～39歳	男
清掃指導員の指導があるが、まだ向上していない	知的障害	40～49歳	男
精神障害を承知でやとってくれたのに同僚への配慮・教育をしなかったため、イジメにあってやめてしまった障害者がいる。これは精神だけでなくどの障害でも多少あるようだ。	精神障害	50～59歳	男
接し方を学んで欲しい（ことばのかけ方）	知的障害	30～39歳	男
他の職員に対して、腎不全や人工透析について理解させてほしい	内部障害	40～49歳	男
他の職員も障害者へ理解する努力が必要。	内部障害	50～59歳	男
大企業の中間管理職の障害者理解が乏しい	知的障害	20～29歳	男
通院・治療・検査への理解。	内部障害	60～69歳	男
店長など上司に理解がないと働き続けるのがむづかしい	知的障害	20～29歳	男
当事者が他職員へ伝える場の提供。ミーティング、朝礼などでの時間を与える。	難病	20～29歳	女
当事者それぞれで違うと思われるので、他の職員との話し合いができる時間をもてればいいと思う。	視覚障害	30～39歳	男
同僚も筆談で用がある時は伝える。	聴覚障害	60～69歳	女
特に精神の人のケアの仕方	重複障害	30～39歳	女
特に聴覚障害に深い理解を！！	聴覚障害	50～59歳	男
病気を理解してもらい、ちょっとした配りょをしてもらうと肉体的にも精神的にも楽になると友人が言っている	難病	50～59歳	女
福祉職員としての自覚（専門性、障害者感、情熱）	難病	40～49歳	男
聞こえない障害の特性を理解するために、障害当事者の講話を行うことが望ましい。（理解しないために、ろう者いじめの原因になる）	聴覚障害	60～69歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（５）業績の評価について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊同じ仕事をするにしても時間がかかることを認識すること	視覚障害	30～39歳	男
健常者とは別に障害者枠として評価すること （同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
仕事に直接必要な能力で評価すること （同意見　他11名）	盲ろう	70歳以上	女
障者でも健常者には負けたくないという負けずぎらいの頑張りやはいるので、まずは仕事をやらせてみてから評価すべきです。	盲ろう	50～59歳	女
腕が健聴者よりも上だと、よく見て理解してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
・障害が、そのまま仕事の評価になり、いくら頑張っても認めてもらえない。その結果、賃金やボーナスに反映して、安い給料で働かされる。	聴覚障害	50～59歳	男
・健常者と同じ様に評価されると、耳が聞こえない点で、評価が悪くなる。障害者専用の業績評価シートを作るべき！	聴覚障害	40～49歳	男
・評価の基準は健常者とは別にして欲しい。	肢体不自由	70歳以上	男
1人でも多くの方に、やとってもらいたい。（障がい者のみなさん）	発達障害	30～39歳	男
コミがうまく行かないのは、本人の責任とは言えない。評価の際には、コミがうまく行かないための職務遂行能力が落ちると評価は、配慮が必要である。			
さい用わくがあることではいれる人との差ができる	精神障害	30～39歳	女
どれだけまっとうに業務をこなせても、正当には評価されなかった。（作業効率が悪い、と言う理由で）障害者採用ワクでの入社にも関わらず。	肢体不自由	20～29歳	男
どんな障害を持っていても業績の評価をしてほしい。	難病	40～49歳	女
パンをたくさん作っているが、その割に、給料が安い。	重複障害	30～39歳	男
ほめてはもらえても、給料に反映しない。	聴覚障害	50～59歳	女
業績の評価とはどのように誰れがしているのか全く解らなかった。私より仕事の出来ない健常者の社員の方が何から何まで優遇されている現状が理解できなかった。差別と私は思った。能力評価なんて？私は仕事がおもしろかった向いていたのでどうでも良かった。	聴覚障害	60～69歳	女
勤務態度ややるきや礼儀など仕事以外でも評価してほしい。	知的障害	40～49歳	男
結果だけでなく、それに至った過程を考慮に入れてほしい			
健常者と同じ評価は厳しいと思います。指導員がたまたま直接点検して維持して行く事が先決です。	精神障害	70歳以上	女
健常者と同ハードルでは障害者はとんでもないパワーが必要。援助を得ることで出来ることも評価対象にしてほしい。	難病	20～29歳	女
健常者と平等に扱ってほしい。	精神障害	50～59歳	男
健常者より低く評価される。いくらがんばっても同様である。	聴覚障害	40～49歳	男
仕事で能力があってもあまり評価しない			
仕事と能力が正当に評価されるべきです	視覚障害	60～69歳	男
紙面での評価するのではなく、現場に行って調査した上で評価してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
事務作業にまだまだ余裕があるのに、他の人に仕事をまわし、仕事を与えてくれない	肢体不自由	50～59歳	男
手話を県の入札項目に入れ、派遣事業体を募集することは、障害者と健聴者を競争させる事に他ならない。こうした考え方は新自由主義だと言われるが、様々な障害者問題への不理解を含んでいる。	聴覚障害	60～69歳	男
出来ないことだけで判断するのではなく出来た事、上達したことを評価に反映して欲しい	発達障害	30～39歳	男
障がい者としてを考慮した評価。健常者と同一レベルで評価は、大きな無理がある。	精神障害	30～39歳	男
障害であるために個人の努力では出来ない部分を見るのではなく、その人の能力、実績、努力をみて欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
障害に対応できる職場環境のもとで従来の考え方でない、完全な参加と平等のもとで同一労働・同一賃金の正しい評価基準を当事者が意見を述べ参画する中で労使が協議して決めるようにあって欲しい。	肢体不自由	60～69歳	男
障害の為他人とうまく会ワできないと何となく近よりにくくなるが、これを性格がよくない、とか	聴覚障害	60～69歳	男
障害の程度や種類による設備が必要である。	内部障害	70歳以上	男
障害の特性に十分留意した評価の必要。	肢体不自由	70歳以上	男
障害の特性を全程にエンパワメントできる環境整備	肢体不自由	50～59歳	男
障害者だからできる事もあると思う。	肢体不自由	50～59歳	男
上司が評価するだけでなく、逆に私達にも上司と職場全体に対する評価も必要。			
体力的なもの以外は透析患者は健常者と能力はかわらずできます。	内部障害	40～49歳	男
内の会社は皆仲が良いのだからあなたたちも仲良くしなさい　私たちは3人別なのか何かあっても話し合いのしかたが良くなくて今は3人の心がバラバラ　1人だけで仕事をしています	視覚障害	60～69歳	女
能力基準をもうけていない所がある。評価基準の具体化が必要と思う	重複障害	40～49歳	女
評価され方が少しちがうので、平等に、オール的な枠として評価をしてもらいたい。特別な言い方は不要。－（マイナス）な面があれば言ってもらいたい。	聴覚障害	30～39歳	男
評価は実績は勿論であるが、仕事への熱意、仕事に打ち込んでいる姿、まじめさも評価する	知的障害	30～39歳	男
不良品があると一番に障害者自身が呼ばれる。	聴覚障害	60～69歳	男
聞こえに対する配慮があれば、もっと能力が発揮できると思う	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅲ雇用・就業について

２（６）勤務時間について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
ITを活用した在宅勤務によって勤務時間を短縮すること （同意見　他4名）	視覚障害	50～59歳	男
障害者同士が分担できる勤務時間とすること （同意見　他13名）	肢体不自由	50～59歳	女
障害者同士の勤務時間の分担は、お互いに話し合っての上で決めること	肢体不自由	70歳以上	男
・勤務中に少しの休み時間で収修の付くものなら、10分、15分程休ませてほしい。内部障害に理解のない会社はこの傾向が非常に高い。	内部障害	30～39歳	女
・最初から長時間は大変だと思うので短時間にしてほしい	知的障害	20～29歳	男
・障がいゆえにできる範囲での勤務体系にしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・障害者に合わせた休けい時間（クローン病など）の設定・障害者の作業能力に応じたノルマの達成	内部障害	60～69歳	男
・長時間労働は無理。・つぎからつぎとの仕事のあたえ方はストレスをためやすい。・同一障害者のグループ就労制度をもうける。	精神障害	30～39歳	男
8時間には長すぎる。休息も短い。障害に応じた時間を合わせてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
SOHOを含めた各種のアウトソーシィングの仕組を設けていただきたい。	肢体不自由	60～69歳	男
これからの仕事は細分化されてくると思う。聴覚に障害があっても「この部分ならできる」という分野もできてくると思う。健常者はそこをゆずってほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
シフト（フレックス）勤務を許可してほしい	肢体不自由	40～49歳	女
パートタイマーと言ってもパートタイムの仕事などない、こようのわけかたにすぎない	精神障害	40～49歳	男
リハビリ勤務についてはジョブコーチ制もせっきょくてきに利用できるよう、職場のりかいをたかめてほしい。	重複障害	40～49歳	女
近くの支店への移動、本社からの車までの移動	知的障害	40～49歳	男
今まで、あまり働いたことがないので、最初は短かく、徐々に増やしてほしい	精神障害	50～59歳	男
在宅勤務	聴覚障害	60～69歳	男
在宅勤務が多くできるように対応してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
在宅勤務などを可能にし、ラッシュ時の通勤をさける。	肢体不自由	30～39歳	女
重度障害者の家庭内での就労（在宅勤務）の充実をはかってほしい	肢体不自由	70歳以上	男
障害に応じて、個々の実状に応じて配慮がほしい	精神障害	40～49歳	男
障害者の仕事をこなすのに、健常者よりも大きな負担を負っている・・・集中時間と休む時間を個に応じたものにしてほしい。	内部障害	70歳以上	男
障害者を含めた勤務体形を考える。（一般雇用の中で）休けい用ベットの設置	肢体不自由	50～59歳	男
障害者同士で、（朝なかなか薬の副作用で目覚めが悪いなど）分担出来る勤務時間（同上）	精神障害	30～39歳	女
人工透析のための時間を考慮して欲しい	内部障害	40～49歳	男
精障者の特性に配慮した勤ム時間と他の同僚（健常者）への啓発して欲しい（友の話）	精神障害	30～39歳	女
精神障害者ではなかなか勤まりません。２人勤務のところを３人入れて一人休んでも出来る様にしています。お給金は3人出て2人分を分配しています。	精神障害	70歳以上	女
体調によって調整できる柔軟な勤務体制を許可してほしい。	精神障害	20～29歳	女
待機時間も勤務時間として考慮してほしい（束縛時間が12時間以上であった）	視覚障害	50～59歳	男
短時間勤務での雇用	知的障害	40～49歳	女
通院が定期的（週3回）必要な場合早退しなければいけないが、終業時間を守らねばならず、病院に行くのが遅くなる。	内部障害	30～39歳	男
通常勤務をした後の夜間透析なので透析終了すると11時(23時)以降になる。自分で選んだ道なのでしかたないが時短制度があればいいと思う	内部障害	50～59歳	男
透析を受ける日は勤務時間を変えるなどの配慮がほしい。	内部障害	40～49歳	女
透析患者にとっては、透析時間が絶対的に必要なものなので、その為に勤務時間への配慮をしてほしい。	内部障害	60～69歳	女
透析時間があるので時間通りに帰らしてほしい	内部障害	40～49歳	男
内部障害者等は夜間の勤務帯を最少限に配慮して欲しい	内部障害	70歳以上	男
難病者は、1日のうちで、症状が出たり、出なかったりです。休けい時間、勤務時間の短縮を考えてほしい	難病	30～39歳	女
本人の意見を聞いて、楽しい勤務休制にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（７）通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
（障害者を含めた勤務体形を考える。（一般雇用の中で）休けい用ベットの設置）は当然のことだが、本人ができる移動手段を公的に保障する。たとえば車等。	肢体不自由	50～59歳	男
移動のための介助サービスを利用できるようにすること （同意見　他１２名）	肢体不自由	50～59歳	女
ガイドヘルパーを利用できるようにすること （同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
個々に力がついて来て信頼されないと、どこまでO.K.か！	肢体不自由	70歳以上	男
・100km以上の障害割を100km未満でも割引して下さい。	聴覚障害	20～29歳	女
・介助に時間がかかることや早朝からの介助者を確保することは難しいので、朝早くからの出勤や出張はさけてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・透析患者の通院介護体制	内部障害	60～69歳	男
ITを活用した在宅勤務によって通勤の手間がはぶけて負担が楽になる。	重複障害	60～69歳	女
おくりむかえ			
ガイドヘルパー（公的）の利用範囲の拡大を考えてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
ガイドヘルパーを派遣的なマッサージの仕事にも使えるようにしてほしい。決まった場所への出勤なら道を一箇所覚えればなんとかなるが、単発的な出張マッサージにもガイドヘルパーを使えるとありがたい。	視覚障害	30～39歳	女
なるべく、障害者の利用しやすい交通機関であってほしい。	精神障害	30～39歳	女
マイカー通勤ができればね。	肢体不自由	50～59歳	男
完全参加できる、障害を理由に参加を拒むことのない社会環境を（BFとUDの社会環境）はやく実現したい。	肢体不自由	60～69歳	男
経済活動においてもガイドヘルパーを利用できるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
県職員では全く配慮がなされない。全て自分の責任で手配する。	視覚障害	60～69歳	男
今住んでいる所は通勤や勤務中に自立支援法でのヘルパー利用が出来ない。通勤時や外勤にヘルパーを利用出来るようにして欲しい。現在は全てタクシー移動で経費がかなりかかる。給与収入の1/4～1/3は交通費になっている。	肢体不自由	50～59歳	女
支援者、ジョブコーチの利用を許可する。	知的障害	30～39歳	男
視覚障の友人が仕事で外出する時、ガイドヘルパーは使えない。タクシーを使えと言われているが、これはおかしい。仕事の時もガイドヘルパー使用できるよう認めてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
事故した時の連絡。	聴覚障害	40～49歳	女
事故など何があったのかJRなどに見える文字情報（字幕装置）などを！	聴覚障害	40～49歳	女
自転車でも、車でも近くても等配分の支給？（交通費）	聴覚障害	50～59歳	男
車イスでどこへでも出て行けるのであれば、要約筆記者、ガイドヘルパーが車イスと思ってついていってもらえることになればすばらしい。	聴覚障害	50～59歳	女
車にだれかいっしょにのせてほしいバスはかえりにはじゅうたいする	聴覚障害	50～59歳	男
宿泊の出張、研修などにもヘルパーを使わせてほしい。			
出張がある職場に勤務している障害者に、出張時にもガイドヘルパーを利用できるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
出張できる様にしたい。	聴覚障害	20～29歳	男
出張はさける。障害者は変化に弱い。（とっさの判断対応が難しい。）	精神障害	30～39歳	男
出張は時間を前もって言ってほしい	発達障害	20～29歳	男
出張時の通訳の配りょ	聴覚障害	20～29歳	女
出張先でのタクシー代等も認めて欲い	肢体不自由	30～39歳	男
出張先で手話通訳をつけるよう、出張先の研修等の主催者に連絡してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
障害者割引での旅費の支給はすべきでないと思う。障害者は、介護人やタクシーを利用することが多く負担増になっている。	視覚障害	60～69歳	男
乗り物の座席がわかりやすく点字ほかで表示を認識しやすくしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
身障連関連の会合に出席しても特別扱いはなくかえって好んで勝手に出ているようにとられる。	視覚障害	60～69歳	男
人工肛門、人工膀胱保有者にとって、ひどく混雑した電車で腹部を圧迫されることは危険である。時差出勤と、対応した勤務スケジュールを考えてほしい。	内部障害	70歳以上	男
精神障害者は会社等に入って出張等はできない（薬を飲まなければならない）	精神障害	50～59歳	男
雪道の配慮が何もされていない	視覚障害	50～59歳	男
送迎があればうれしい			
地方に住んでいてバスがないため、通勤は福祉有償運送やタクシーを使わざるをえないことが多いが、交通費としては公共交通機関を使った場合の実費しか支給されず、困っている。	視覚障害	50～59歳	女
聴覚障害という理由で出張は拒否される	聴覚障害	70歳以上	男
長期の出張などの勤務	内部障害	60～69歳	男
通勤に介助者の同行を認める。	視覚障害	70歳以上	男
転勤をした時（初めて会社に行く時や）にそこまでの地図がほしい。通勤途中に体調がわるくなってもバス電車で対おうしてくれる人がいてほしい。（駅に1～2人はいてほしい）	知的障害	40～49歳	男
付き添いやガイドボランティアを使えるようにして欲しい	視覚障害	50～59歳	女
福祉用バスの無料貸出しがあると聞きました。年に1～2回遠出に使えるといいですね。	精神障害	70歳以上	女
話しあい（専門家をまじえてのトータルな）が、まずできるように。万一のことになったときなどスムースに手だてができるように。	重複障害	40～49歳	女
盲ろう者通訳介助者派遣制度も使える様にして欲しい。	盲ろう	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（８）休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
たとえばてんかん患者の場合、年に4～5回の発作故に雇われない場合が多い。しかし発作時を予想出来るとも、社員の有給休暇を発作日にあてるだけで普通に働ける人も居る。一般社員も急病で休む事があると言うのに、病名だけで、全労働日数を否定するのは差別ではないか？「てんかん」患者と聞くだけで、年4～5回の発作（休むのはその日一日として4～5日）でも「万が一を許さない風潮がある」・一般社員には有給さえ与える企業も「労災責任」を怖れ「発作の可能性で365日考える」これは、360日分働ける者の否定となる。工夫が欲しい。			
障害による通院を年次休暇とは別に取り扱うこと（同意見　他9名）	聴覚障害	40～49歳	男
症状が悪化したときは有給休暇として認めること（同意見　他14名）	視覚障害	50～59歳	男
プライバシーをうたがわないでほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
休暇についての配慮は当然認めるべき。健常者の方でも、病気や事故によるケガ、又は入院、通院、家族の人の世話のために休む時も有給休暇として利用を認めている会社が多いではないか。	盲ろう	50～59歳	女
・休暇申請をした時は、「人がいない」と言って否定される。・本来ならば、いろいろ調整してから、どうしても無理な場合のみ時季変更権が行使されるはずか、出した（申請した）時に、駄目と言われることが多い。	聴覚障害	50～59歳	男
・障がいゆえの体調不良による欠勤は有給休暇にしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・病院へ通院を別に取りあつかいしてほしい。・年1回有休の数を合わせてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
・福祉サービスを申請するなど、市役所へ行く、などをするのに、年次休暇をとらされると、何日あっても足りない。「外出」扱いか、別枠を設けて欲しい！	聴覚障害	40～49歳	男
ガイドヘルパーをしているが、風邪でことわったら冷たく感じた（友の話）	精神障害	30～39歳	女
ただ働くことを第一として健康を害するのではなく、働くことはあくまでも人生の一部としないと、有能な人材も逃げる。	聴覚障害	30～39歳	男
パートタイマーと言っても、週5日のきんむしかない	精神障害	40～49歳	男
パート職で年次休暇が40日もあるが、気を使って欠勤している。本人が休むと代りのバイトを入れるので、二重に賃金を支払い会社の負担が大きい・・・・・それらしき言葉があり、親が有給を使わないで申請している。	知的障害	30～39歳	女
むずかしい職場もあるかとも思うが、それによって「障害」のレッテルをはっていやがらせが発生しないように。	重複障害	40～49歳	女
休んでもいいですか、きく			
休暇と賃金も保証してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
休暇をとる際に介助者や介助の時間を調整しないといけない	重複障害	20～29歳	男
仕事ばでこまかく質問かけられるのがこまる。	知的障害	30～39歳	女
私は中耳炎の手術5回で難聴になった。中耳炎は疲れたり風邪ストレスで再発をくり返した。その為年休はすぐ無くなってしまった。いつも疲れ切っていた。・障害による通院と年休とは別にする、症状が悪化した場合は有給休暇として認めらるのが望ましい。	聴覚障害	60～69歳	女
持病による通院による欠勤について考慮してほしい（毎月のことなので）	難病	20～29歳	女
就業している透析患者は、夜間透析しか出来ないので、夕方は早目に通院させてほしい	内部障害	60～69歳	女
祝日、年末年始の出勤の振替休日はあるが、他に、年休としての規定がない	知的障害	30～39歳	女
障害が関係なく昨年11月より有給休暇が出来た。パートで17年働いて初めてである。	難病	50～59歳	女
障害に関するリハビリは設定する休暇の中から充てろと言われた。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者が年休と取ることをためらう職場（休めば他の職員に負担がかかる。迷惑になるといった）気持ちになるので年休は職員の当然の権利であり、年休をとっても、職場は困らないようシフトをつくるとか等の工夫がほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者に対しての理解をしてほしい	聴覚障害	70歳以上	男
障害上リハビリが必要なのだが有給とは別に扱ってほしい	肢体不自由	20～29歳	男
精神障がい者だと、2週間に1回は通院しなければならない。その休みを保証してほしい。	精神障害	40～49歳	女
体調が悪くなったらいつでも休めるようにしてほしい。その時は有休あつかいにしてほしい（病気で休みたい時も）	知的障害	40～49歳	男
短縮就労、フレックスなど導入。	肢体不自由	50～59歳	男
通院する日は、休ませてほしい	精神障害	50～59歳	男
通院は絶対に必要なのでその日は欠勤になりません。なってはいけないと思います。	精神障害	70歳以上	女
通院を年次休暇とは別に取り扱ってほしい。	重複障害	40～49歳	男
通院等の有給休暇	内部障害	60～69歳	男
通院日を認める。	精神障害	30～39歳	男
天気の関係、体調のことなどの理由で、健常者の人より仕事を休むことが多いと思うので、いつでも安心して休暇を取れるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
土曜日の出きんをなかなか休めなかった。	知的障害	30～39歳	男
突発的に具合いが悪くなった場合は、年次有給休暇等の配慮をしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
病院への通院は勤務時間のつごうをつけて休めるようにしてほしい	精神障害	50～59歳	男
病休はあるが、ボーナス等に影響が出るので、影響が及ばない制度にして欲しい。	肢体不自由	30～39歳	男
薬をもらいに行く日を休暇としてほしい。	精神障害	60～69歳	男
有給を取るとボーナスが少なくなる	聴覚障害	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２（９）仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
時間をかけて説明・指導すること・ゆっくりとわかりやすい説明をすること （同意見　他19名）	重複障害	40～49歳	女
パソコンや資格のための講習会・研修会に参加する機会を作ること （同意見　他11名）	視覚障害	50～59歳	男
「厳しくても、フィードバックをきちんと行ってほしい。その対話の中で、理解も深まる」	視覚障害	30～39歳	男
・〇P要約、手話通訳者を設置してほしい。・その前に、資料をもらうとか、聴覚障害者もりかいできるように、スクリーンとか。	聴覚障害	40～49歳	女
・ジョブコーチの利用。・障害者団体、専門家の助言	内部障害	60～69歳	男
・ゆっくり時間をかけて、わかりやすく指導してほしい。	知的障害	20～29歳	男
・失敗したら教えるというトラップ指導でなく、見本、手本を具体的に行って何度も指導して欲しい。	発達障害	20～29歳	女
・能力以上はさせない。・仕事の連続わざ（一人での流れ仕事）はさける。（これをしたら終わり。次はこれをする。…1つ1つ仕事を区切っての指示。）・特殊作業、突然の増加仕事はムリ。	精神障害	30～39歳	男
きこえなくても目で見える情報提供を！講習会などにみえる（パソコン）映像、手話通訳設置を！	聴覚障害	40～49歳	女
それぞれの障害に応じた配慮が欠けている。コミ支援を徹底してやってほしい。			
タイミングを見て症状のよいときに仕事に関する説明・指導を行ってほしい。	難病	20～29歳	女
できる部分で仕事ができればそれをみとめてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
どんな人にも出来ることがある。その人の出来ることをやらせて欲しい。ゆっくり、しっかりわかるように説明すれば出来ることがいっぱいある。	聴覚障害	60～69歳	女
パソコンで表計算を教えてもらい、おぼえたのですが、仕事内容が変ったのでできる事なら変えないでほしい。	知的障害	30～39歳	男
パソコンのメールや筆談でも良いので、「朝礼」で言った事や、重要なことはわかりやすく伝えて欲しい。また「会議」では要約筆記（ノートテイク）をつけてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
パソコンの資格等をとるために勉強中であるが、そのスキルを生かす仕事が見つからない。今、無職で、地方になるとそれを生かせる仕事がない。	肢体不自由	50～59歳	男
プレス等のキカイになれるまで教えてほしい	知的障害	40～49歳	女
やり方をわかりやすく、時間をかけて教える。	発達障害	30～39歳	男
以前の会社では、ボールペンでなく太いマジックで書いて筆談してもらった。	盲ろう	40～49歳	女
一つ一つ具体的に、そのとき、その場できちんと話しあえるきかいがとれる職場になってほしい。	重複障害	40～49歳	女
一緒に仕事をやってせつめいれいではなくていねいな言葉でわかりやすくおしえてほしい。まちがったらなぜまちがったのかおしえてほしい。（手本をみせてほしい）	知的障害	40～49歳	男
何度もくりかえし教えてほしいと思います。	精神障害	40～49歳	男
何度も説明して欲しい	視覚障害	20～29歳	男
介助者と一緒にいた方がもっと内容が分かると思う。	重複障害	50～59歳	男
会議などにはノートテイクを付ける	聴覚障害	60～69歳	男
健聴者と耳の障がい者が働く職場で、例へばデンワがかかって来る。デンワの会話が遠くの人に入る、これによって事の進行状況がつかめるが、耳の障がい者へは伝わらない。ここに不利が生れる。			
研修会に参加する時、ガイドヘルパーが気軽にたのめるようにしてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
研修期間の充実を図る	盲ろう	60～69歳	女
研修期間を採用	視覚障害	50～59歳	男
講習会や研修会など、手話通訳の派遣を依頼してほしい	聴覚障害	30～39歳	男
採用条件として、実習(見習い)期間を設け、従事する仕事と理解せる。	知的障害	30～39歳	男
仕事ができないと思わないで、何ができるか、どう工夫したらできるか　ということを考えて欲しい。	知的障害	10～19歳	女
仕事に関係のあるセミナーなどに、情報保障をつけて参加できる機会を作る。	聴覚障害	60～69歳	男
仕事の才能を伸ばしてほしい	精神障害	30～39歳	女
仕事の内容をパンフレットとして出し、解らない時は家族と理解し合う様にする。	精神障害	70歳以上	女
仕事をする上で必要な情報をきちんと与えること。			
仕事を覚えるのに時間がかかるのでゆっくり説明し、仕事の終了までの時間をせかさない	肢体不自由	20～29歳	男
仕事を修得するのに障害者は時間がかかる。長い目で見てほしい	内部障害	50～59歳	男
指導者が障害者本人の障害を理解しての指導をすること	肢体不自由	60～69歳	男
私はパソコンのエクセルがにがてなので指導してもらえる時間を考えてほしい。	精神障害	50～59歳	男
私は盲ろう者（弱視）として時間をかけて、指導すること、ゆっくりとわかりやすい説明をしてほしい。パソコンや資格のため、講習会、研修会に参加する機会を作ってほしい。	盲ろう	50～59歳	女
私達は、仕事でわからない時でも、ちゃんとじかんをかけてくれて、せつめいをしてもらったら、わかります。	知的障害	30～39歳	女
視覚的にわかりやすい配慮と同時に、「慣れるには時間がかかる」と知ってほしい。いつも必死なので。	発達障害	10～19歳	男
試用期間内に業務を覚えられなかったのでクビになった。健常者なら普通覚えられて当たり前と、障害者に対する配慮はなかった。	肢体不自由	20～29歳	男
資格等の講習会に手話通訳が必要。	重複障害	40～49歳	男
資料を配付するなど、働きやすい職場にして欲しいのだが、限られた人間のみ、知り得ないようにしてしまう。（マニュアルを作っても、もらえない事が多かった。）	聴覚障害	50～59歳	男
時間をかけて、説明し、指導してほしい。本人は、とてもきんちょうしているので、一度に全部説明しないでほしい。	精神障害	30～39歳	男
自分でかんがえる			
社内の研修は区別されることなく、受けいれることは前程に、それぞれの障害の特性に合った研修プログラムの構築。	肢体不自由	50～59歳	男
社内講習会に手話通訳を付けて欲しい	聴覚障害	20～29歳	男
手順表や道具の色わけなど、視覚的にわかりやすい工夫をお願いしたい	発達障害	20～29歳	男
手話による講習会	聴覚障害	20～29歳	男
手話通訳、要約筆記付の講習会・研修会に参加する機会を作ること	聴覚障害	60～69歳	男
手話通訳者を配置してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
書類は点字で	視覚障害	50～59歳	男
障害が明らかになった時点で、継続勤務に支障があり配置換、勤務時間の短縮、あるいは解雇となる	内部障害	70歳以上	男
障害者むけに仕事が理解しやすいよう配慮がほしい	知的障害	20～29歳	男

Ⅲ－２（９）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者向けのパソコン講習会　研修会を作って欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
情報保障を「甘え」としてしまうのではなく。何故必要か、それは障害者だけでなく健常者にもプラスになることを伝えること	聴覚障害	30～39歳	男
職場に適応できる色々な工夫、配慮がほしい。	視覚障害	70歳以上	男
職場の研修会には要約筆記者派遣してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
正確な情報伝達が必要な場合での、手話通訳、要約筆記者の準備			
精神は人間関係性の病…と言われる程です。職場においては、「慣れる事」「安心出来る事」が大切となり、「自分はここに居ても許す事が出来る（自分の心で…）安心感」が自信になってゆく事が多いです。			
説明に時間をかけてほしい	重複障害	30～39歳	女
説明や指導をされる方には、しっかり研修などを受けてから行なってほしい	発達障害	10～19歳	男
知的障害者として雇用をしても能力（本人の）の判断を職場の人がはあくしていない	知的障害	30～39歳	男
聴覚障害者に合わせた教育内容にしてほしい。ゆっくり話す。黒板を使う。	聴覚障害	40～49歳	男
聴覚障害者に対しては、手話のできるジョブコーチなどを付けて説明をすすめる配慮が欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
適切な職場配置されていないこと多い。	肢体不自由	40～49歳	男
当初のジョブコーチをつけるなど、仕事のやり方を教えてくれる人をつけて欲しいと思った。	知的障害	30～39歳	女
同じ事を何度も聞くとおこられる。一度きいてもわからない事があります。	知的障害	40～49歳	男
発達障害者、知的障害者、精神障害者、聴覚障害者それぞれの各自の生育環境、障害程度、能力、障害特性が違う。それに合わせた職場定着ができるようなジョブコーチを養成、活用してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
必要に応じて就労支援ワーカーを配置すること。	視覚障害	50～59歳	女
聞こえないからと、研修会に一度も自分だけ参加したことがない。			

Ⅲ雇用・就業について

２(10)職場での相談について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
職場において相談できる場所を設けること・カウンセラーを置くこと （同意見　他17名）	重複障害	40～49歳	女
雇用主との間で調整する相談員を置くこと （同意見　他12名）	難病	50～59歳	女
ジョブコーチを置くこと。・知的障害者でこだわりがあり、仕事中にその行為がある。雇用主や職場責任者に理由や対応の仕方などを教える人が必要。	知的障害	30～39歳	女
頭からこの仕事は出来ないと決めつけたりせず、話し合いの場が必要です。	肢体不自由	70歳以上	男
○上司等と相談する時に、手話通訳者を派遣する等の配りょをしてもらっていない。	聴覚障害	30～39歳	男
・ジョブコーチの活用がスムーズにできるように・相談室など、個人情報がきちんと守れるようなところで相談できるように	重複障害	40～49歳	女
・小さなことでも、同じことでも、本人が手をこまねいている時は、その都度、教える。説明する。・産業カウンセラーを配置。	精神障害	30～39歳	男
・常に働きやすい環境を作るために相談員を備えてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
主任がミーティングの時間に私の家族の悪口を言う、私が困った顔をすると喜んでいる。人に言えない様な事をいって喜んでいる。悩みを聞いてくれる人があるとよいと思います。	重複障害	50～59歳	男
おせわしてくれる人たくさんいてほしい			
カウンセラーは必要であると思う	重複障害	40～49歳	男
カウンセラーをつけてほしい　トップが怒鳴らないよう某B型の場合　客商売なのに怒鳴ってる	重複障害	30～39歳	女
その人それぞれの条件に合わせてほしい…	肢体不自由	60～69歳	男
チーフの人が「調子がわるかったらいいなさいよ」と言ってはくれますがみんなにめいわくをかけては、いけないのでなかなか言いにくいです。	知的障害	40～49歳	男
ピアカウンセリングの出来る人の雇用も良いと思うが？	肢体不自由	50～59歳	男
マンツーマンで指導する担当者を置く	聴覚障害	60～69歳	男
リーダーを作って雇用主と話出来るようにする。	精神障害	70歳以上	女
以前、会社の中で人間関係に悩み、上司に相談したところ部所を変えてもらったことがある。	盲ろう	40～49歳	女
外の相談員などがいつでも職場と話し合えるようにしてほしい	発達障害	10～19歳	男
企業の代表と、雇用された現場との板挟みにあった。「どうしたらいいかわからない」という気持ちは、職場の人間側にもある。対応についてアドバイスできる、アドバイスが出せる相談員の設置はあると安心。	肢体不自由	20～29歳	男
気軽に相談できる人がいると助かる。障害の専門家である必要はない	発達障害	30～39歳	男
結局相談する側の泣き寝入りになるケースが多い。	視覚障害	60～69歳	男
月に1度職場において個別面せつをしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
雇用主、支援センター（相談支援員）との連絡を取ること	知的障害	30～39歳	男
雇用主と直接話せる機会を定期的につくる。コミュニケーションの理解や配慮を前程にする。雇用主及び従業員の障害特性を理解を促進する。	肢体不自由	50～59歳	男
私のいる所は職員が5人と精神かんじゃが20人くらいいます。	精神障害	50～59歳	女
自分の特性を職場の人に知ってほしい。自分を理解してもらい、役に立つ仕事がしたい。	発達障害	10～19歳	男
手話のわかるカウンセラーがいることも大切だろうと思います。	聴覚障害	40～49歳	男
手話や筆談で相談ができるようにすること	聴覚障害	60～69歳	女
手話通訳を用意して欲しい（職場でなくて、人事課に相談する時）	聴覚障害	30～39歳	男
障害に対する悩みの不安解消のため、相談員を配置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
障害者には相談できる、しやすい環境を作ってほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
障害者は頭で考えていてもなかなか口に出して言えない部分がある。相談できるカウンセラーなど希望したい。	聴覚障害	50～59歳	女
障害者は様々な悩みをかかえやすい→上司がまずそれを理解してほしい　特に聴覚障害者は耳がきこえないだけなのでふつうの人と同じくみられ困る事がたくさんある			
障害者相談室を大いに活用して欲しい（ピアカウンセラーとして）（相談する場所も必要に応じて設置）	内部障害	70歳以上	男
上司にしょうがい者（精神科）であることをわかってもらった上で働きたい。しかし、同りょうには内しょにして欲しい。	精神障害	50～59歳	女
上司に障害への理解の講習を受けてほしい。	精神障害	40～49歳	男
職安に職場での悩み、トラブルなどに対応、調整の橋渡しをする手話協力員がいるが、配置日、時間が少なすぎる。PRも充分でなくあまり活用されていない。	聴覚障害	40～49歳	女
職員の心因ストレスを受けとめるためのカウンセラー的な巡回相談の拡大を考えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
職場にカウンセラーを置く。実際はカウンセラーを置くような職場に恵まれていない。	聴覚障害	60～69歳	女
職場に障害に理解のある人や相談員を置く。	精神障害	30～39歳	男
職場に相談できない障害者が多い。ピア、カウンセラーが必要。	重複障害	30～39歳	女
職場内に相談できる場が必要	聴覚障害	60～69歳	女
人事、厚生担当がいるはず	視覚障害	60～69歳	男
人事が相談員として機能していない場合がある。一方、風通しのよい職場は相談員の役割を周囲がしている	聴覚障害	30～39歳	男
精神障がいがあると、人とのコミュニケーションが、ものすごく、ストレスになるので、精神障がい者のことを専門にしている方（PSWなど）を、1人はおいてほしい。	精神障害	40～49歳	女
相談したいと思っていましたが「施設の職員にも相談しなさい」と言われました	知的障害	30～39歳	男
相談しやすい雰囲気を！上司、先輩から障害者に声かけて頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
相談できるように工夫してほしい	知的障害	20～29歳	男
相談できる場所がほしい。しかも、時間も夕方や夜でも対応できるようにしてほしい。仕事がおわってから行きたいから。	聴覚障害	30～39歳	男
相談の機会が少ない。	視覚障害	50～59歳	男
相談員は必要	聴覚障害	70歳以上	女
相談相手と相談できる時間があれば、急な発作に対する周囲の対応や安心も生まれると思う。	精神障害	20～29歳	女
聴覚障害者が何人かいる職場では、手話ができるカウンセラー（聴覚障害の立場が分かる）を配置してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
当事者どうし（ほかの会社）の職場の仲間が話合いのできる場所がほしい。Eメールで相談できる所がほしい。ケガの相談してくれる所もほしい。	知的障害	40～49歳	男

Ⅲ－２(10)

記述内容	障害種別	年齢	性別
特別に脇から入った障害者という壁を感じて相談できる人も場所もなかった。カウンセラー、職員とはちがう相談員を何人以上の会社には置くべしという制度を作って欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
内部では、いじめの原因になるだけであるので、外部に強制力のある公的な相談所が欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
必要あれば、手話通訳を入れてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
毎日、心のパトロールしてほしいです。	知的障害	30～39歳	女
面談でもよいが、電話やメールでもやれるようにしてほしい。	発達障害	20～29歳	男
理解者がおらず非常につらい思いをしました。	精神障害	40～49歳	男

Ⅲ雇用・就業について

２(11)職場での介助について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
盲ろうのための介助者など、障害に応じた介助者を置くこと （同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
介助のための機器を設置すること （同意見　他11名）	視覚障害	50～59歳	男
介助のための機器として、パトライト等を設置すること	聴覚障害	40～49歳	男
・重度障がい者が働くためには職場ヘルパーが必ず必要になるので考慮してほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
パソコンを打つのが遅いので職場介助者の利用を認めてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
ヒューマンアシスタント制度の活用をお願いします。	視覚障害	60～69歳	男
介助がない為に外勤ができない時がある。	肢体不自由	20～29歳	男
介助者、常時対応してもらえるよう希望	盲ろう	60～69歳	女
介助者あるいはそのための機器をを置くこと	知的障害	30～39歳	男
介助者がそばにいても、かたくるしくないような職場づくり。	肢体不自由	30～39歳	女
各職場に障がいについてよく理解している職員を配置。職員間の連絡体制、連携プレーのできる職場環境。	精神障害	30～39歳	男
危険な場所（機械類が置いてあるところ）の中での移動、や休憩中の移動では同僚に介助をしてもらっていた。	盲ろう	40～49歳	女
言語障害（自閉症）などで介助者を置いてほしい	重複障害	30～39歳	女
作業所の指導員が日誌をチェックする	精神障害	70歳以上	女
視覚に障害があっても、工夫すればできることを優先的に回していただくなどの配慮をするスタッフを置いてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
手話できる者を置いてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳を付けて欲しい。	聴覚障害	20～29歳	男
職場が介助者を確保するのではなく、公的な制度で職場でも介助者を使えるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	女
職場で介助の補聴機器の設置	聴覚障害	60～69歳	女
職場で介助者をつけないと仕事ができない。	肢体不自由	20～29歳	男
精神障害は「目に見えない為」その障害は無視されがちです。出来れば職場通勤に慣れるまでガイドヘルパー利用できるようなシステムが必要です。			
節電はわかるが、あまり廊下が暗いと移動にこまるので、明るくするなどの環境的配慮を。	視覚障害	30～39歳	男
絶対同性介助がいい	重複障害	30～39歳	女
朝礼や通知を周囲の人がこぞって伝えること	聴覚障害	30～39歳	男
当事者にわかりやすいよう、具体的にコミュニケーションがついこうできるように。	重複障害	40～49歳	女
必要に応じてヒューマンアシスタントを配置してほしい。また、誰をヒューマンアシスタントにするかは、障害者本人の意思を尊重して決めてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
補助事業など団体が税金で委託された事業、施設に職員「視覚障害者」を採用するとき職場介助者の費用が「ジョブコーチ」適用になっていませんが公費事業であっても適用にしていくべきです。	視覚障害	60～69歳	男
盲ろうのための介助者はぜったい必要だが、整備されていない。働くことも「社会参加」にあてはまるはずだ！！	盲ろう	60～69歳	女
盲ろう者のための介助者など、機器を設置してほしい	盲ろう	50～59歳	女
盲ろう者の働き口がまだ無いのは切無いと思う。盲ろう者でも働ける仕事内容は何があるか？いつも考えている。			
盲導犬、聴導犬、介助犬などとの仕事とか（会社とか）一緒に受け入れる社会を！	聴覚障害	40～49歳	女
話しをていねいに聞いてほしい…	肢体不自由	60～69歳	男

Ⅲ雇用・就業について
２(12)福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
職員旅行、忘年会、送別会などのときに車いすの利用に配慮すること・介助者を置いたり派遣したりすること（同意見　他9名）	内部障害	60～69歳	女
職員旅行、忘年会、送別会などのときに声かけをすること　（同意見　他12名）	肢体不自由	70歳以上	男
当然、障者を仲間はずれにしてはいけない。本来は職場の仲間皆で交代でサポート、ヘルプすべき。不可能なら介護者を呼ぶこと	盲ろう	50～59歳	女
旅行、忘年会などで会場がバリアフリー化してない場所が多く身体障害者には、出席出来ない事が多い。	肢体不自由	50～59歳	男
「障害者だからできないだろう」「参加が無理であろう」と決めつける傾向にある。	内部障害	70歳以上	男
・手話通訳者をつけてほしい。スムーズに会話できるように手話をおぼえて！	聴覚障害	40～49歳	女
・職員の保養所をバリアフリー設備にする事	重複障害	60～69歳	男
こういう声かけは会費が集らないので、呼ばれた。呼ばれない仲間はずれの時も有った。仕方ない。	聴覚障害	60～69歳	女
せめて会社内を移動出来るようにすること	肢体不自由	60～69歳	男
まずどんな福利厚生が得られるかの情報をキチンと伝えること(当事者に)	重複障害	40～49歳	女
一般職員と同じように。	精神障害	30～39歳	男
会社行事への強制化をしない。参加する場合の配慮、参加をしやすいムードづくり。	聴覚障害	60～69歳	男
階段、長く歩く、又手ワークのない所での開サイは止めてほしい	肢体不自由	70歳以上	男
季節ごとのイベントは大切にしたい	盲ろう	60～69歳	女
訓練生という目名で、安い時給で、何ら福利厚生はなかった。	精神障害	40～49歳	男
交流会は楽しい時、でも聴覚障害者は一番つらい時。ぜひ交流会でも仕事の時と同じように通訳・筆談できるようにして。	聴覚障害	60～69歳	女
車いすの人が食事会に参加出来る店を作ってほしい	肢体不自由	60～69歳	女
車椅子の障害者は負担が大きい、時と場所によっては負担（金銭問題）がお大きくなる。	肢体不自由	70歳以上	男
手通、要約者の派遣できるように会社負担も	聴覚障害	50～59歳	男
手話の出きる健聴者がいれば、旅行、忘年会などの会へ参加は可能です。しかし、手話の出きる人がいないと、どうしても孤独になりがちです。通訳者をつけたいが制限されていることがある。	聴覚障害	60～69歳	男
職員旅行、飲み会等（歓送迎会・新年・忘年会）聞こえに配慮がなければ楽しめない。	聴覚障害	60～69歳	女
職員旅行、親睦会では聴覚障害者は孤独感を一番感じる所である。職員や同僚が情報保障を忘れてしまうから。	聴覚障害	50～59歳	男
職場で使う福祉器機についての公的保障。	肢体不自由	50～59歳	男
積極的に参加出来る環境づくり	内部障害	60～69歳	男
前はよくさそってくれたのですがここ2、3年は声をかけてくれなくなりました。同じ職場にいて気分がわるい	視覚障害	60～69歳	女
他の方にさわぎ出したり、静かな所に置いたりしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
体幹障害などの場合、一定時間おきに、しっかりと横になって休める時間と場所が必要。	視覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者に配慮を！（一緒に話かけ、一緒にたのしむなど）	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者は、歌が好んでないから、健常者と楽しめるような企画を作ってほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
途中で早く帰したりしないコト。	肢体不自由	30～39歳	女
福祉バス等の利用増やしてほしい			
福利厚生で飲み会に声をかけてくれない。事後報告で知るみじめさがある。			
福利厚生の内容を本人にわかりやすく説明した上で、「参加しない」という選択肢もある事を伝えてほしい。「行かねばならない」とつらくなる事もあるので。	発達障害	10～19歳	男
忘年会、歓送迎会をやる場所に身障者トイレがないのでいつもがまんを強いられる。	肢体不自由	50～59歳	男
忘年会、送別会、歓迎会などのとき、開催時、開催場所などに配慮すること	内部障害	50～59歳	男
忘年会などで打ちとけて話せるような配慮を	聴覚障害	70歳以上	男
旅行、会合等に肢体不自由者（車椅子利用者も含む）の参加が、容易に出来様、バリヤーの解消を望む	内部障害	70歳以上	男
旅行などには情報保障を必ずつけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
例えば宿泊場所で緊急時にも、ろう者、盲ろう者にも分かるようにランプ等の設置をしてほしい。	盲ろう	40～49歳	女

Ⅲ雇用・就業について

2（13）求職活動について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
就職後も引き続き相談や支援などをすること （同意見　他17名）	知的障害	30～39歳	女
＊職業紹介の窓口で、特に視覚障害について知らない職員があまりにも多い現実を踏まえ、視覚障害者がどのような職場で、どのように働いているかを把握すること＊資格取得に必要な実習の受け入れを拒まないこと	視覚障害	30～39歳	男
職業紹介の窓口に障害当事者を相談員として置くこと （同意見　他20名）	肢体不自由	50～59歳	女
車の購入などの制度は知らなかった	肢体不自由	70歳以上	男
「要電話対応」だから無理ですねと言われた。差別ではないか？	聴覚障害	40～49歳	男
・ハローワークの対応が良くなかった。時間をかけて一緒に、とりくんでほしかった！	肢体不自由	20～29歳	女
・上記の相談員、支援者の増員・障害者雇用コーディネータ、ジョブコーチなどの増員・企業者トップへのアプローチ	内部障害	60～69歳	男
ただ「募集がない」というだけではなく、企業に対して障害者の雇用について働きかけもして欲しい。企業側は障害者イコール「大変」というイメージがあるのではと思われる。	肢体不自由	50～59歳	女
できれば担当者をつけてほしい。利用するシステムが変わったときも必ずコーディネートをきちんとしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
ハローワークなどに手話協力員の設置時間などを長くするとか手話協力員が働きやすい環境にして頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
ハローワークに障害者担当の人が一人しかいないのでなかなか対応してもらえない。担当者不在の時が多すぎる。	精神障害	30～39歳	女
ハローワークの障害者担当の人が約2年で交代するので、交代する度にコミュニケーションを取り直さなければならないので面倒に思います。	精神障害	40～49歳	男
ハローワークの担当者自体が様々な障害の勉強して、その特性を生かせる職場を開拓してほしい。障害があるから、何もできない、と思っている、担当者がほとんど。	精神障害	40～49歳	女
ポイッとしないで最後まで！	聴覚障害	40～49歳	女
また仕事しておきゅうりょうほしい			
一般職員と同じように。	精神障害	30～39歳	男
一番の理解者は障害者同志、出来る事なら就職窓口に当事者を置くことは良い事と思います。	精神障害	70歳以上	女
会社との連絡を強くし、支援、相談をつづけてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
会社の仕事の説明会や誰がその会社で私たちをめんどうをみてくれるのか、その人の話を聞いて見たい。	知的障害	40～49歳	男
各地域に支援センターがありますが、その地域によりセンターの対応が違いすぎる事がある	知的障害	30～39歳	男
希望者にはジョブコーチをつけてほしい。	発達障害	10～19歳	男
欠格条項の撤廃をしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
現在のハローワークの職員数では対応し切れない。障害者への十分なサービスをするためには職員、相談員、手話通訳者を大幅に増員して下さい。	肢体不自由	60～69歳	男
高齢障害者は排除される事例が多いので改善を	聴覚障害	70歳以上	男
市役所関係の施でも扱って・・・・	肢体不自由	60～69歳	男
私の場合年を取ってから職安の相談員に恵まれた。	聴覚障害	60～69歳	女
視覚障害者に配慮したハローワークのホームページを作ること	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者の就職はきわめて少ない雇用そのものについて検討してほしい	視覚障害	60～69歳	男
手話通訳者（協力者）を付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
就職後の支援は特に重要だと思う	知的障害	50～59歳	男
就職後も、ハローワークの担当者が職場訪問して、様子を見て下さると安心。親が職場を訪問するのは気兼ねがある。	知的障害	30～39歳	女
就職後も相談できる場所を充実させてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
障がい者の支援員の身分保障。	重複障害	40～49歳	男
障害についてもっと理解してほしい	肢体不自由	60～69歳	男
障害者本人を相談員に指定し配置する。	内部障害	60～69歳	男
障害当事者を相談員として窓口に置くことが前回にもあるが昨年の4月であったか、全国のハローワークの組織の大改革があったが実現していなかったので、早期に着実な実施を希望します。	肢体不自由	60～69歳	男
職安に配置される手話協力員の配置曜日、時間が少なすぎる。PRも充分でなく、充分に活用されていない。	聴覚障害	40～49歳	女
職業紹介の窓口に、本人が希望すれば障害者相談員が同行出来る様にすること	内部障害	70歳以上	男
職業相談で「障害者は難しいから。改めて来て」数回共同様の言葉だった。	肢体不自由	40～49歳	男
職場につくと、もう関係ないと思わず、就職後も相談にのってほしい	聴覚障害	60～69歳	女
身体障害者職業センターの職員の知識が求職する側より詳しくない場合がある。話を聞けば数年で異動になるという。これが工夫しにくい原因かも。	聴覚障害	30～39歳	男
精神障害をかくして就職する。わかると使ってくれない	精神障害	40～49歳	男
相談しやすいように支援してほしい	知的障害	20～29歳	男
相談や支援がほしい	重複障害	30～39歳	女
相談者をもっとふやしてほしい	知的障害	30～39歳	男
職安では障害者コーナーが有り、親切に相談が受けられた。	聴覚障害	50～59歳	男
知的障害と精神障害者の求人をふやしてほしい	知的障害	30～39歳	男
地域によっては障害者採用担当の方の対応が悪い。態度が悪かったり、やる気が見られない、話を真面目に聞いている様に見えないので、障害当事者が対応してもらいたい。	肢体不自由	20～29歳	男
聴覚障害者の求職活動において、職安での対応が適当でない。本人の前で取り次がないところがある	聴覚障害	50～59歳	男
都の公務員募集要領から、年令制限がなくなりうれしい。	聴覚障害	50～59歳	女
当市のハローワークには障がい者担当の窓口があり、相談に対応してくれていますよ。	肢体不自由	70歳以上	男
同じろう者の相談役をおいてほしい	盲ろう	40～49歳	女
盲ろう者でももっと活動できる場づくり	盲ろう	60～69歳	女

Ⅲ雇用・就業について

２(14)制度について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊雇用されている障害者の種別や程度に偏りがあると感じるので、障害種別ごとの雇用率をも把握し、適切な処置を講じること＊点字受験を行っていない地方自治体には厳しく指導すること＊法定雇用率を下回っている民間企業に対しては、名前を公表するだけでなく、納付金の引き上げ、改善方策の提示の義務化など実効性のある改善をすること	視覚障害	30～39歳	男
公的機関で障害者雇用を進めること。雇用率を上げたり、障害種別・部位別に設定すること。障害者の失業率を把握し健常者のものに近づけること （同意見　他１９名）	視覚障害	50～59歳	男
公的機関で障害者雇用を進める。例えば一企業で全従業員の何%は障害者の雇用をする事。労働基準法で定め法律制定	精神障害	30～39歳	男
障者でも、大卒の人、健常者に負けない能力を持っている人もいる。公募して、テストし、決定すればよい。	盲ろう	50～59歳	女
・中小企業に試用期間があることをもっとよく知ってもらう	発達障害	20～29歳	女
あんまりにも自立支援法上においては不十分。共同作業所がつぶれないように国の制度をけんりじょうやくにそったものにレベルUPしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
さらに法的水準まで上げてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
ジョブコーチの養成。			
ジョブコーチをもっと使いやすいように、また、企業の方でも、ジョブコーチについて理解を進め、積極的に利用するようPRしてほしい。	知的障害	30～39歳	女
せつめいしてほしい			
それぞれの障害や個々人にあった職場や職種の開拓。小規模、中規模の作業所の補助。	視覚障害	30～39歳	女
それはそう。からっぽ困る。（からっぽ＝何も考えていないようでは困る）	盲ろう	60～69歳	女
ヒューマンアシスタントの適応範囲を公的機関にも適応してほしい	視覚障害	30～39歳	男
まず、公務員の中に、法定雇用率を守ってほしい。	精神障害	40～49歳	女
むずかしい文章を並べても分かりにくいので聴覚障害者にも分かりやすく（図など）ものにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
一般求人の求人からも障害者雇用をとり入れてほしい。	知的障害	30～39歳	男
一番身近な行政が精神障害者の雇用構をもうけないのはおかしい	難病	40～49歳	男
介助者を使い、通勤、仕事が出来る体制の充実	肢体不自由	20～29歳	男
企業は障害があっても健康者以上の職業能力を求めている。雇用率を上げるのを目的とするのではなく、障害者の職業能力を高めるための支援をしてほしい。			
県や市では、法定雇用率達成のため、身体障がい者でほぼ占めている。知的や精神を雇用するための積極的な是正措置が必要である。	知的障害	30～39歳	女
現在もまだ障害者ではどうしても扱えない企業があるらしいがそれは何故か？			
雇用しないで罰金を払った方がまし、とうそぶく企業がある。罰則金は安すぎる。	聴覚障害	40～49歳	男
雇用率1.8%は低い。（3障害がいっしょとなっても雇用率が変らないのは、どうゆう事か。）	肢体不自由	50～59歳	男
雇用率の例外規定（大学とか航空会社など）を改めること。例外とする必要がない場合が数多く含まれている。	聴覚障害	60～69歳	男
雇用率を上げたり、障害種別・部位別に設定すること。障害者の失業率を把握し健常者のものに近づけること	視覚障害	50～59歳	男
公的機関での知的障害者の雇用がなされていません。現業職や、メール発送など仕事はたくさんあると思う	知的障害	30～39歳	女
公的機関でも強制力のある、強いもので無いと、嫌がらせやいじめをされるだけ、本当に役立つものが欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
公的機関で障がい者雇用促進と、障がい者の失業率の実態把握。	重複障害	40～49歳	男
公的機関で働いている障害者は恵まれたひとにぎりの人達。多数の障害者は給料も安い小企業で働いている。県や市はもっと障害者を雇用すべき。	聴覚障害	60～69歳	女
公的機関にも2.1%の雇用率があるので、精神もみなし雇用になっているので採用してほしい。	精神障害	60～69歳	男
公的機関に視覚障害者や聴覚障害者を雇用すること	視覚障害	30～39歳	男
公的機関は、必ず採用ワクを守ってほしい。全ての制限ワクを撤廃すること、例えば、色盲、色弱の人への制限etc（以前あった）	内部障害	50～59歳	男
公的機関は率先して障害者を雇用して欲しい。障害者雇用も考えて欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
行政は、障害者を積極的に雇用する会社から優先的に商品を購入するなど、障害者雇用を進める企業を支援すること。行政と企業が協力し、障害者の働く場を創出すること。	視覚障害	50～59歳	女
行政や福祉施設で障害者の雇用を高め、民間企業が法定雇用率のチェックを確実に行って下さい。	視覚障害	70歳以上	男
合理的配慮の理念からも、今の雇用率の算定根拠としている基準見直しであって、短時間労働（例えば4H/W異常も含める）多様な基準のもとに多くの障害者が参加できるように制度を至急変えて、各種形態も含めていただきたい。	肢体不自由	60～69歳	男
市町村、国等の事業に障害者雇用率を守っていない企業に入札制限するよう法を整備する	聴覚障害	60～69歳	男
私ではないが、高い能力があるにもかかわらず、重度障害で通勤時または職場内での介助が必要なため就職できないでいる知人がいる。ぜひ公的機関が率先してその様な方を雇用して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
私の子供はまだ作業所にも行けないので働く段階ではありませんが、精神障害でも軽い働ける状態の人には就労の機会を与えてほしい。雇用率やジョブコーチ等支援する態勢を十分とってほしい。	精神障害	40～49歳	女
実践されていない。配慮や工夫されていない	聴覚障害	40～49歳	男
社会適応訓練での期間の制限を取り払って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
重度障害のわくを一般障害者わくと別に設けてはどうか？	肢体不自由	40～49歳	男
重度障害者に対してもっと雇用率を上げてほしい			
重度聴覚障害者介助制度の利用を企業に周知させる。（知らない企業が多い）	聴覚障害	50～59歳	男
除外率、除外職種、カウントされない職種が多すぎる	視覚障害	60～69歳	男
障がい者の雇用率を決め、徹底させる。	聴覚障害	60～69歳	女
障害者の雇用義務法制化してほしい。罰則規定を明示してほしい	精神障害	40～49歳	男
障害者を雇用した場合に国から出る助成金の使い道（決算）を、障害者本人にもわかるようにしてほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
障害者を差別しないこと	知的障害	30～39歳	男
障害者雇用でけい約期間のみの採用でなく更新すること	肢体不自由	20～29歳	男
障害者雇用の強力な促進	内部障害	60～69歳	男

Ⅲ－２(14)

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者雇用罰金が少ない為、障害者雇用にほとんど結び付いていない。罰金を支払う企業ばかりで、障害者の雇用率が上がらない。ただ障害者を雇用させるだけでなく、雇用後のアフターケアも大切。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者雇用率について現状では、1もしくは0.5(週40時間を1とする)で計算しているが、精神障害者が就労できるように0.25カウントを(週10時間)新設してほしい。(精神障害者にとって週40時間や20時間はハードルが高すぎる)	精神障害	30～39歳	男
障害者雇用率は採用時障害者に限定すべき。(中途障害者もカウントすれば法定雇用率達成機関は相当あると思う)	肢体不自由	60～69歳	男
障害種別を設定してほしい	重複障害	30～39歳	女
障害別の雇用率の策定をして欲しい	視覚障害	70歳以上	男
障害別の雇用率を定めてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
身体障害者種別に「こうするとよりよい会社になる」とする前向きな例を多く紹介してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者雇用を広めて頂きたい。市役所など公共機関、安定した仕事(農業などエコ事業でも)に採用、雇用をよくして頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
当事者の意向に合わせ、短時間労働を希望する場合でも積極的に採用すること。公的機関は自力通勤や週5日40時間労働などの条件をつけないこと。	難病	20～29歳	男
当事者の多くは働きたいと思っています。根本は公的機関は世の弱者を助けなければいけません。人として心底当ってほしいと思います。	精神障害	70歳以上	女
日曜日にも相談できる所がほしい。仕事の悩みを聞いてくれる24時間のサービスがほしい。ケガのほしょうをしてくれる所がほしい。	知的障害	40～49歳	男
法定雇用率について、単に障害者を何パーセント採用しなくてはならないとすると軽度の人しか採用しない傾向になってしまう。そのため軽度何人、重度何人というように程度別の雇用率を決めたらどうだろうか。そうでないと重度障害者の採用が進まなくなってしまうと思う。また、障害があっても医療や介護保険料、それに生活費等、人として生活するための費用は自分で払いたいと思っている。そのために、仕事をしてそれなりのお金を得ることができるよう、きちんとした給料がほしい。できれば所得税も払って健常者と同じように収入面でも生活できるようにしてほしい。授産施設を利用して働いている人にも同じように人として生活できるような制度を考えてほしい。例えば、最近は交通機関のバリアフリー化が進み少しは生活しやすくなりつつあるが、給料の面で安心して生活ができなければ、せっかくの交通機関もお金がなければ利用できない。他にも生活面ではよくなりつつあるが、仕事面、特に給料の低さが原因で我慢せざるを得ないことってたくさんあるように思う。それと障害者の職種が限られていることがどうも納得できない。それぞれの障害の特性をもっと理解することができるようになれば、それなりの職域が広がるのではないか。職業面でのバリアフリー化は全く進んでいないように思うので考えていただきたい。	視覚障害	30～39歳	女
法的障害者雇用率について、種別や等級別のように細分してほしい(軽度な障害のみ雇用されて、達成としている傾向あり)	視覚障害	50～59歳	男
本人に対して、無理な(再発、再焼しやすい)制度としない。	精神障害	30～39歳	男
民間では力がないので、公的機関がもっと積極的に雇用をするよう努める	聴覚障害	50～59歳	男
盲ろう者向け通訳・介助者を雇う企業に助成金を支給する制度をつくってほしい	盲ろう	20～29歳	男
役所のサービス部門に範をひろげてほしい事と法定範を労災のカウントを別に取扱ってほしい	肢体不自由	60～69歳	男

Ⅳ教育・育成について

１（１）本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人や保護者の意見を聞くことなく、教育委員会や学校長、教員などの判断で就学先を決めること （同意見他15名）	聴覚障害	40～49歳	男
「障害者が大学に行ってどうする？」、「障害者には手に技術をつけて働けるようになるべきだ。」と、校長をはじめほとんどの教師に大学入試挑戦を反対された。	肢体不自由	0	女
・加熱している偏差値教育・人間性をそこなう	精神障害	30～39歳	男
・教育委員会が子供の様子も見ないで就学先を決める	知的障害	10～19歳	女
・就学指導委員会での選考基準の見直し	内部障害	60～69歳	男
30年も前ですが、短大の専攻科を選ぶのに「栄養士の資格を取りたいので、栄養専攻科に希望」という意見を認めてもらえず、短大側の教員などの判断で、別の専攻科を決めるという事がありました。当時は聴覚障害者は、栄養士の資格はもらえないという理由でした。	聴覚障害	40～49歳	女
インターンシップ制度がよい。	発達障害	20～29歳	男
やればできるのに、理解してくれない。自分の思い通りにやらせてくれない。	聴覚障害	40～49歳	女
学区内の小学校へ入るのに説明を求められる	重複障害	10～19歳	女
学校見学時と就学先として決めた時の話の内容が異なる	知的障害	30～39歳	女
教育委員会も、障害者の存在を知るべき。何も知らず、かってに決めるのが困る。	聴覚障害	40～49歳	女
教育相談があるのでないケースが良いと思う	重複障害	30～39歳	男
教員のやり方、考えを押しつけること。	知的障害	10～19歳	男
具合が悪くて、ほとんどそういう機会はない	難病	50～59歳	女
結か的に「みせしめ」や「さらしもの」になってしまっているような事例に教育者はもっと気付いてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
健常児と比べて障害があり、おとろえていると思ったら中学校普通には無理だと決めつけていう。	重複障害	10～19歳	女
憲法で認められた事を遵守していただきたい。	重複障害	40～49歳	男
県教育委員会は、県議会へ「特別支援学校」の名称議案を上程する前にろう団体に伺った。校名変更は反対と意向を伝えたことを無視して、県議会へ上程されたことが大きな問題となった。ろう団体の意見を押し付けは絶対、あってはならないのに、大変惜しい思いになった。	聴覚障害	60～69歳	男
現在、大きな病院には院内学級があるところがあるが、教育委員会じたいが、自治体の中でのみうごいているので、病院が地いきとしてとらえられていないこともあり、教育がうけられないことが大きい。病状や障害的にムリな学科もあるかもしれないが、Drのキョカ等でキチンとしていされている（ふつうの学校で）学科がうけられるようにしてほしい→教育委員会や厚労省、文科省にも問題があるのではとおもう	重複障害	40～49歳	女
施設ができたという事で、学校を退学させられた。	肢体不自由	40～49歳	男
私の場合　保護者である両親　親が亡くなってからは兄弟が、就学や教育を私の希望を無視して決めた。	聴覚障害	60～69歳	女
視覚障害者はほとんど三療（鍼、灸、マッサージ）への就職しかないと考えている教育。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者を地元の学校に通わせようとしたら学校が受け入れて（他の障害もそうだが）くれないという話を数えきれないほど聞く。	精神障害	50～59歳	男
自決権の尊重を言いながら、選ぶ事さえ許されない状態が続くとその心理成長過程で、「他人の言いなりにハイと従う事」が自立だと思い込み精神的には依存が促進され無表情な「指示待ち人間」となった例は多い。			
自分のやりたいことをさせてほしい。	精神障害	30～39歳	男
手帳(障害者)を重んじないこと。本人の調査･管理を綿密に行って、本人の特徴をとらえる	知的障害	30～39歳	男
就学先について、本人や保護者と教育委員会、学校との話し合いの上で決定すべき	視覚障害	40～49歳	女
勝手に連絡を限定しないでほしい（高校の時の担任に病気を理由に進路変更を進められた）	難病	20～29歳	女
障がいをもっている子供を同じ学校で学ばせる事に寄って、自然と生涯学習になると思います。	肢体不自由	60～69歳	女
障害を受け止め切れていない保護者の意向を汲み、本人の能力に合わない学校を選び―。結果、二次障害を抱えているケースが余りに多い。アセスメントあっての就学をもっと前面に出して欲しい。親に理解させることも大変重要。その子の人生。その子が生きる力を付けなければ、後々大変。	発達障害	20～29歳	男
障害を理由に養護学校に入学させたり、1クラスの人数が少ないという理由で1学年下の生徒とクラスを一緒にされ、勉強内容も1学年下の勉強をさせられた。	肢体不自由	20～29歳	男
親ゴさんをはじめ、家の人のことをそんちょうするのも、いいが、子供のがんばりが、親に返してしまったこともある。(家の人がやっているのか？etc)なので、私のけいけんから、がんばったうちに入らなかった。	発達障害	30～39歳	男
昔、障害が理由で就学が免除になった時代があったときく今は考えられない時代だが、私も障害者の学校に入学しろと言われた事があるが私は拒否した。普通の学校に入学したが運動会等体育等はいつも見学だった。今は障害者スポーツ指導員として頑張っている。	肢体不自由	50～59歳	男
説明、理解、納得なしではいけないと思います。意見交換が必要と思います。	精神障害	70歳以上	女
絶対にあってはならない！	視覚障害	70歳以上	男
相談して、いやだという事を3回言ったのに時間がないからといって、おしつけて、平気。先生を訴えたい。	精神障害	40～49歳	女
相談にのる人の就学先の情報量が少ない。色んな学校を知らない。	肢体不自由	30～39歳	女
大学進学などもっと積極的に行ってほしいのでそのためのハードルはダメです。	盲ろう	60～69歳	女
知障は本人の選択は出来ないので親が勉強してゆかなければならないと思う	知的障害	40～49歳	男
地域の学校を卒業したかった!	肢体不自由	60～69歳	男
入学時、養護学校進学をしつこく求められた	知的障害	30～39歳	女
保護者や関係機関の間で勝手に決められた。筋ジストロフィーなので専門の国立療養所に入院することが義務のような形でさせられ、就学についても付属の学校に行かざるを得なかった。	肢体不自由	20～29歳	男
保護者や支援者（学校の先生等）は、本人の将来の歩む道を相談にのるような形にして、あまり本人を無視するような形にしてほしくないです。	知的障害	30～39歳	男
保護者よりも本人の意志をきちっと確認しないといけないと思います	難病	30～39歳	女
本人、家族、と相談をし就学先を決めるべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
本人の意見、意向を尊重してほしい	聴覚障害	60～69歳	男
本人の意見を尊重し本人が楽しく就学できる環境を作って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
本人の意向は無視されていないが住まいから遠～い養護学校へ12年通った結果、町内の誰が同級生なのか分からなくなり、地イキから消えた存在になった。	知的障害	30～39歳	男

Ⅳ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人も両親も普通校で学び続けることを希望し、その意志を伝えているにもかかわらず、担当教諭から、特別支援学校に転向するよう強く勧められた。	視覚障害	50～59歳	女
養護学校の義務制で就学指導を教育委員会がしているしくみがそもそも問題。普通学校への入学を前程に教育の障害特性の理解や設備、人員等の配慮をする。インクルーシィブ教育の実現。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅳ教育・育成について

１（２）教育・育成への受け入れを拒否する

記述内容	障害種別	年齢	性別
（特別支援学校の定員が）逆に定員が増えてふえているが、各活動教室を利用して対応している	重複障害	30～39歳	男
特別支援学校の定員がいっぱいということで入学を認めないこと （同意見 他6名）	視覚障害	50～59歳	男
点字受験などの対応が難しい、環境が整備されていない、障害者が入学した前例がないなどの理由で受験を認めないこと （同意見 他15名）	視覚障害	60～69歳	男
①障害のある生徒にこそ教育、訓練を多く受けるチャンスを与えるべきである。②点字受験もOK、手話通訳者つき受験もOKに改善すべき。アメリカでは100年以上も昔からヘレンケラーが受験、又大学で学ぶ時、点字、指文字、点字通訳者つきOKであった。日本の国はなぜそんなにもおくれているのか？	盲ろう	50～59歳	女
これまでも公立学校で拒否された経験がある。（県立高校）	重複障害	30～39歳	女
スクールバスに人工呼吸器など、医りょう的ケアをうけている人がのれない。また、スクーリングのせいども不十分。特別支援学校のみならず、ふつうの学校においても、とくに県立の高校において全県一区制をとっているため交通ヒがかなり家計のふたんになる。	重複障害	40～49歳	女
みんなといっしょうに学校行きたい。			
暗に受け入れを断わる。他校へ行く様仕向ける	重複障害	10～19歳	女
希望者全入の方針の中で、定員割れしているにも関らず合格させないこと。	知的障害	10～19歳	女
機会均等	肢体不自由	70歳以上	男
教育は権利でもあり、ごーりてき配慮の範疇です。	視覚障害	60～69歳	男
行政の責任で重大です。	精神障害	70歳以上	女
高校入学の時に（支援学校）定員がいっぱいではないのに認められなかった。	視覚障害	50～59歳	男
試験が受けられないということでチャンスをうばうのではなく試験を受けられる環境のない、作らないことが問題です。障がいのある方の力を生かさないかぎり、未来は疲れきってしまいます。	発達障害	10～19歳	男
手話教育には、0才から身につけることが必要ですが、ろう者の要望を受け入れることが出きないために、学校卒業後、人間的に成長しない結果が出ている。	聴覚障害	60～69歳	男
手話通訳、ノートティカーなしでも入学はできると言われたことがある。	聴覚障害	30～39歳	女
手話通訳者、ノートティクの設置をつけてほしい。普通学校へ入りたくても、聴聴者への対応（要約筆記、ノートティクなど）ができないことを理由に拒否された。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者が付けない。	聴覚障害	50～59歳	女
受け入れが拒否出来ない制度を作る（法律）	視覚障害	50～59歳	男
受験などの環境せいびがととのっていない（書くことだけが苦手だったり読むことだけが苦手だったりに対して）	発達障害	10～19歳	男
重複児が学校側から入学をことわられ、他の施設へ入所するようすすめられる。	視覚障害	70歳以上	男
出来るだけ、受け入れて欲しい	精神障害	50～59歳	男
障害が理由で普通学校を断られた。	肢体不自由	40～49歳	男
障害のある人が訓練をする学校へ、高卒でないと入学できないのが残念でした。	肢体不自由	30～39歳	女
障害名を理由で養護学校入学を拒否された	肢体不自由	40～49歳	女
親も自分自身も「排除されてもあらがえない社会都合」を実感する事は本人の引き込もりを誘発させた事がある。			
区内の幼稚園（私立）数ヶ所で、障害者という理由で、断られる。そのうちある幼稚園は、願書提出前は、「受け入れ」を表明していて、願書提出後、入金を終えた後、「入園拒否」になる。お金も返ってこない。理由は、「障害児は多くはとらない。」とのこと。発達障害の何人かは入園。主に宗教系の幼稚園は差別が強い。	内部障害	0～9歳	女
昔、高校(私立)は障害があるという理由だけで受験できず、公立の高校1本だけ受けた。クラスメートは2つ皆受けていた。	肢体不自由	50～59歳	男
前例がないからと言わないで自分の地域から作って見本となる様にしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
全盲者が普通学校に通学することを拒否するだけで差別と考えるには少し問題がある。	視覚障害	50～59歳	男
大学によっては手話通訳や要約筆記について予算を計上しないところがある。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者は、ヒヤリング（英語）入学試験が困る。断わられる学校がある。	聴覚障害	40～49歳	女
点字受験希望	盲ろう	60～69歳	女
同上。将来、就職、進学の基礎を作って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
特別支援学校（本校）への入学を希望したのに、むりやり、地域の分校に入れられそうになった。不平等な配置はしないでほしい。	発達障害	10～19歳	男
特別支援学校という名のもとに、コミュニケーションが通じない障害児を一緒の学校に入れること。例えば聴障児と知的障害児を一緒にするなどは、人格無視である。	聴覚障害	60～69歳	男
特別支援学校の定員は、あくまでも、目安というのは、知っている。希望すれば、みんな入れるように、してほしい。	発達障害	30～39歳	男
入学したいと言った障害者に言語障害があったりするだけで、何かと理由を付けて入学を認めないケース。（前例がない、やったことがない、が多い）	肢体不自由	20～29歳	男
脳性マヒで普通の高校を受験した時、受ける前から「うちは養ゴ学校ではありません。他の人より点数が良くなければ落とします」と言われた。	肢体不自由	30～39歳	女
法の下の平等を実施してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
他の障害を理由として子供（幼ち部・小学部）のろう学校利用を拒否すること	聴覚障害	40～49歳	女
幼稚園・小学校と普通校で教育を受けてきた全盲生徒が、普通中学への進学を希望した際、教育委員会に呼び出され、階段はのぼりおりできるのか？計算は難しくなるけどついていけるのか？調理実習はやれるのか？など、攻めるように質問された上、特別支援学校を勧められた。	視覚障害	50～59歳	女

Ⅳ教育・育成について

１（３）教育・育成への受け入れを制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
「特別な配慮はしない」が一人歩きしてしまい、情報保障が制限されることがある	聴覚障害	30～39歳	男
家族の同伴・付き添いを前提に入学を認めること （同意見　他8名）	視覚障害	60～69歳	男
家族以外の他者との同伴を認定すべきである。他者とのかかわりによってお互いに障者も健常者も良い勉強になるから。ヘレンケラーは両親と共に大学入学はしていなかった。	盲ろう	50～59歳	女
・家族の同伴、付き添いをすることで、入学させる・登校、下校に付き添うことを前提に入学を認めた	知的障害	10～19歳	女
・教育、育成は、障害者が成長するので認めてほしい。	知的障害	20～29歳	男
30年も前ですが、成績が優秀でも教員資格がとれる教育実習には出ないという念書を前提に〇〇県内の短大入学を認めるということがありました。理由は聴覚障害者だからという偏見でした。	聴覚障害	40～49歳	女
ある教科を特別支援学級で受けようと思うとすべての教科を特別支援学級で受けなければならず、他のクラスの生徒と関わる時間が制限される	視覚障害	20～29歳	女
これも障害者は「一定の条件を満たさないと社会は受け付けない」との実感を植えつけ易い。「社会は君を受け入れている」との実感を持つ事こそ大切。（この事を理由として引き込もった例もある）			
安全が確保出来ないので、親の付き添いが必要と言われた。	知的障害	10～19歳	男
家族の同伴、付き添いができなければ教育が同じように受けられないことは、不公平なことだと思います。	精神障害	30～39歳	女
家族の付添いを前提に、入園。	内部障害	0～9歳	女
我子に合っている(学校)を親がよく調べて一人入学・通学出来るよう配慮をしてもらう	知的障害	40～49歳	男
教育、育成への受け入れを制限なく、楽しく学べる環境を作って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
教育は受ける義務があります。それに関わる事は公的に処理すべきです。	精神障害	70歳以上	女
教育委員会がつきそいを強要する。	肢体不自由	50～59歳	男
現在の学校教育において、養ゴ教ゆが、医りょう的ケアをしてはいけないことがある。いっそのことけんりじょうやくに近づけるために、養ゴ教ゆのめんきょかい正をしてほしい。学校いたくNSとのコーディネートや担任との話しあい等もその方がスムース。とくに助産師や、保険師の免許所得者で、りんしょうけいけんがある人がのぞましい。	重複障害	40～49歳	女
公民館に障害のある人向けの講座、夏休みの催しがない。	知的障害	30～39歳	男
支援を求めないことを条件に入学を認めること。	視覚障害	20～29歳	男
事例ではないが、痰の吸引など医療行為が伴う場合などは、やむを得ないのではと考えます。	内部障害	70歳以上	男
受け入れが拒否出来ない制度を作る（法律）	視覚障害	50～59歳	男
小学校にエレベーターがあるにも関わらず、母親に子供（障がい児）をおぶって2Fに毎日行かせる	肢体不自由	50～59歳	女
障害を理由に公立学校で親に念書を書いて出すと聞いたがそれはおかしいのではないか。	聴覚障害	60～69歳	女
条件があるのではなくすべて配慮すべきです。	視覚障害	60～69歳	男
親による送迎（通学）が前提だった	肢体不自由	20～29歳	男
生活習慣病による通院があるための就学が困難	視覚障害	50～59歳	男
体育の授業を毎回見学させられる。	視覚障害	50～59歳	女
通訳（手話）が難かしい、という理由で入学が取り消された	聴覚障害	70歳以上	男
点字教科書・教材を保障しないことを条件に入学を認める高校もあります。	視覚障害	30～39歳	男
特別支援学校では、医療行為、ができないことを理由に、親にずっと、付き添わせている、学校がある。	精神障害	40～49歳	女
普通学級へ希望したらみんなと一緒に認めてほしい。障がいのある児がいるおかげでみんなちがうんだ、１人１人個性があるという教えてほしい。	肢体不自由	50～59歳	女
母親同伴という条件で入学を認められた。（地域小学校）一日中、つきそった（半年間）	知的障害	30～39歳	女

Ⅳ教育・育成について

１（４）授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視覚障害児に対し、「安全上の責任がとれないから」「障害児を怪我させてしまうと一緒に行動した子どもが傷つくから」などを理由に、課外学習などで友だちと行動させず、教員や介助員との行動を強要するがっこうもあります。	視覚障害	30～39歳	男
障害があるので無理だから、危険だからということで、一方的に行事、クラブ活動、体育などの授業、実習などに参加させないこと （同意見　他１１名）	聴覚障害	60～69歳	女
カリキュラムなどを必要以上に特別扱いすること （同意見　他7名）	視覚障害	50～59歳	男
○障害があることを理由にトラブルの際、相手方の言い分のみを聞く	発達障害	10～19歳	男
・差別と区別のていねいな説明義務	肢体不自由	60～69歳	男
・子供の頃、ろう学校へ転校させられたが、授業が2年も遅れており、高等部を出ても「中卒」と同じと知り、1年で、普通の小学校へ戻ったことがある。・各地方自治体では、授業の扱いは、様々だが、健常者と同じ質にすべき。	聴覚障害	50～59歳	男
・出席番号順はあいうえお順になるのに聴覚障害の生徒は名前に関わらず、一番最後の出席番号にさせられた・部活動参加禁止（学業に支障が出るため？）	聴覚障害	30～39歳	女
・障害があるので、工作など、参加させなかった	知的障害	10～19歳	女
・障害の区分によって、その人に合った、授業や学校生活を行うべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
・難聴があるからといって席を先生の前にする。・委員会などの会議内容が聞き取れないからという理由で別の人を委員に選んだ。			
・必要な配慮を欠くこと。・健常な生徒と同等の機会を与えないこと。			
アシスタントがいないと排せつできない子について、修学旅行の際、アシスタントの旅費等が出ないので親の全額負担になってしまうこと。	肢体不自由	30～39歳	男
できるものは参加させてほしい　職員も気をつかう○障害者に対して	肢体不自由	40～49歳	男
今はどうなっているかしらないが、特別支援学校の子に、性教育をうけさせない傾向が。知事や教育委員会で定められているらしい。エイズにかんせんしたときのせきにんはどうなるのか!!	重複障害	40～49歳	女
プールに、本当は、いれてもらえなかったときが、ある。高等部のときのはなし。あぶないから、とか、何かあってからでは、遅いと先生方が、言っていた。でも、今は、水泳を楽しんでいる。もし女ならなおさらのこと。	発達障害	30～39歳	男
みじかい時間で少しずつやっていくとよい、じょじょに長くしていく	肢体不自由	60～69歳	男
みんな平等であることの基本的人権を確立	内部障害	70歳以上	男
ゆびきたすいめーじをしっかり認識してとりくむべきではないでしょうか	視覚障害	60～69歳	男
ろう学校で先生から手話はダメと頬を叩かれたことがあり、辛かった。	盲ろう	50～59歳	男
わかりやすく説明してくれない。	聴覚障害	50～59歳	女
運動会おり、ひとりだけちがうコースを走らされた。弱視のため、白地図の色ぬりなどはできないと教師に伝えたが認めてもらえなかった。試験の時間延長を希望したが認められなかった。	視覚障害	50～59歳	女
何でも事がおこると、訴える世の中になり学校側も腰がひけるし、何でも望みすぎない事。	視覚障害	60～69歳	女
課外活動に参加できないと判断され、その代わりに違う課題（問題集などを解く）を与えられた。	肢体不自由	20～29歳	男
学校職員と本人が話し合ってお互いに納得して参加出来るようにする。参加出来ないこともある。	重複障害	60～69歳	女
学年で障害者がひとりだったので常に注目され「障害がある→がんばっている」、「助けてあげなければ」という考えが強く逆差別になった	肢体不自由	20～29歳	男
教師が障害児を過度に特別扱いすること	視覚障害	20～29歳	女
支援学級を学校の隅に設置し他の学級との交流をしない。	知的障害	30～39歳	男
私も左記に書いた通りの事があった、が当時はあきらめていた。社会に出てから障害者スポーツをするようになった特にスキーから始めた。	肢体不自由	50～59歳	男
事故が起きた場合など、責任を問われることをおそれるためもあると思う　万一の場合の責任の所在と、当事者に対するバックアップ体制を整える。	視覚障害	70歳以上	男
事例ではないけど→障害によって本当に無理な事や危ないことは出来ないのも仕方ないけど、本人と話しあった上で出来る範囲で参加できるようにエ夫して欲しい	知的障害	50～59歳	男
字がかけない(学習障がい、かけなくても、よめることもあり。再生できないが再認はできる)から新しいIT授業(パソコン利用)のチャンスを作らないこと。障がいがあるからこそIT技術の活用も必要	発達障害	10～19歳	男
自身の気持ちをきいてから取り扱ってほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
社会人になったとき、本人が苦労するのでその厳しさ等を丁寧に教えて差別のないようにさせること。	精神障害	40～49歳	男
手話を先生がなかなか覚えない。	聴覚障害	20～29歳	男
授業でコンピューターやボイスレコーダーやデジカメで黒板をとるとか自由にしてほしい。	発達障害	20～29歳	男
授業などで差別をすると一生心に傷がのこるので絶対にしてはならないと考える。	聴覚障害	60～69歳	男
小学校で、本人への確認がないまま、仕事をわりふる。(清掃時等)配慮としても、本人はつらい。	肢体不自由	50～59歳	女
小学校の時、遠足は親と（車に乗って）先に現地に行くとか。体育は見学が多かった。	肢体不自由	50～59歳	男
小学校入学の際に、入学をことわられた（強引に入学した！）小4の担任教師に「めんどうみきれない」といわれた。	視覚障害	30～39歳	男
障害があるという理由で、本人の勉強したいという意志を尊重されていない。障害をネガティブに受け取る教育。特別支援学級がクラスとは大きく離れた場所にある。	肢体不自由	50～59歳	男
障害のため実習中の一人暮らしが困難とし、クラスで　する宿泊費を出してくれない。通うのがそもそも大変な距離であるので自費で結局借りるしかない状況においこまれる（た）。	難病	20～29歳	女
障害を理由に養護学校に入学させたり、1クラスの人数が少ないという理由で1学年したの生徒とクラスを一緒にされ、勉強内容も1学年下の勉強をさせられた。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者(児)でも、無理だからと決めつけず、まずは挑戦させてから実行・参加にむけていく。	知的障害	30～39歳	男
障害者だからといって行事やクラブに参加させないのはおかしいと思う。参加したいと思う人もたくさんいるはずから。	肢体不自由	10～19歳	男
職員教育が出来ない。点字・手話が出来ない人はさいようしない	視覚障害	50～59歳	男
親も本人もふた子の弟と同じ教育をねがっているのに車イスにのっていると言う事で同じクラスにしない	肢体不自由	50～59歳	女
人として個々の個性や才能等きちんと受けとめて、理解し合える現場作りを！	盲ろう	70歳以上	女
人には素質があると思います。本人の意見が大事だと思います。	精神障害	70歳以上	女

Ⅳ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
昔の話だが小学校の頃生徒会長に立候補して、耳がきこえないからとあきらめさせられたことがある。今はどうだろうか？	聴覚障害	30～39歳	男
先生はほとんどが健聴者、ろう者の気持ちを本当にわかっていない。	聴覚障害	50～59歳	女
中学校時代担任がどうせできないから、と体育祭にも参加課目がなかった。卒業式にさわぐかも、うるさいかもという理由で出席を拒否されました。	発達障害	30～39歳	男
聴覚障害者はノートテイクが必要、授業中説明がわからない。	聴覚障害	40～49歳	女
通訳を付けられない、いない、という理由で選択の幅がせまくなること。			
同じようにやらせてほしい。見て、助けが、必要と感じたら、聞いて要望があれば手をかして欲い。	重複障害	40～49歳	女
同窓会の案内がこない、１度同窓会の案内がきたが「これないと思いますが、こういうのがあります」と書いてあった。	精神障害	40～49歳	男
特別扱いしすぎてカリキュラムを「あなたには必要ない」と言われ、教えてもらえない。	肢体不自由	30～39歳	女
必要以上に助けようとする	発達障害	10～19歳	男
必要以上の気配りは、当事者の体験を奪う。			
病気なのでしょうがないから、と甘い判定で単位を取得させられた。	精神障害	20～29歳	女
病気や障害を理由に体育の授業がうけられない時は「見学」と称してほっぽろかしにせず、別の授業を設定してほしい	内部障害	40～49歳	男
部活の学校の練習は参加しても良いが対外試合は出さしてもらえない。	発達障害	10～19歳	男
本人は障害が重いため配慮工夫がないと授業に興味がもてない。教えてもしようがないと思うのか、たいくつになった本人が眠ってしまうと、机にもたれて寝るのは寝にくいという親切心か、布団が用意してあり、教室の片すみで熟睡させてくれていた。夏休み40日丸々休みになる。中、軽度だと作業登校があったりするのに。	知的障害	30～39歳	男
万一事故がおきても責任は本人だし。	肢体不自由	30～39歳	女

Ⅳ教育・育成について

１（５）授業や学校生活のなかで差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊教員が「あいつ（障害児）でもこんなにがんばっているんだから、君らももっとがんばらないといけない」というように、他の子どもをしかる材料として障害児を取り扱うこと＊教員が、他の子どもには呼び捨てするのに、視覚障害児には「〇〇ちゃん」と猫なで声で呼ぶこと	視覚障害	30～39歳	男
「どうせ理解できないから」「聞こえないから」と、授業中に障害児を無視すること （同意見　他１２名）	視覚障害	50～59歳	男
「〇〇は特別扱いしてやっている人だ」と周囲のクラスメイトに聞こえるようにふれまわる。	難病	20～29歳	女
「がんばれ」、「がんばれ」と体育の授業などの時に言われた。	肢体不自由	20～29歳	男
「ゴミ」「バイキン」「ハイジン」と言われた。	精神障害	40～49歳	男
「できないのは当たり前、障害があるのだから。」と言われる。	肢体不自由	20～29歳	男
・小学校時代先生より「お前は都合の良い時に聴こえて、都合の悪い時に聴こえない…『勝手つんぼだ』と言われた。	聴覚障害	40～49歳	男
・発音が下手だと思われ、個人的で教師と発音練習をすることを母親に電話ですすめた。	聴覚障害	20～29歳	女
いそがせたり、イライラしたりする言動を多くする	発達障害	10～19歳	男
きこえないから	聴覚障害	40～49歳	女
きつくしかると、精神に障がい(とりかえしがつかない)をしょわせる(おう)こともあるので、注意に工夫をしてほしい。(先生方へのメッセージ)	発達障害	30～39歳	男
グループで教え合う授業もしてみる	精神障害	40～49歳	男
コミュニケーションを図ろうとしない（先生）	盲ろう	30～39歳	女
これは、日常茶飯事である。もっと障害者を理解して欲しい。	聴覚障害	40～49歳	男
これは絶対にいけない共に学ぶ権利	聴覚障害	70歳以上	男
どうせむりといわれてもやって見ない	知的障害	20～29歳	男
どうせ頭が悪いからと先生からいわれた	肢体不自由	40～49歳	男
バカ‼とかハゲ‼とか頭が汚い‼とか身体の一部分‼などを指して非難すること	知的障害	30～39歳	男
ふつう学級や、特別支えん学校において、先生も先生だが、生徒どうしも、当事者とお互いりかいしあえるようにならないか？ーいじめをくいとめるように。	重複障害	40～49歳	女
リハビリ施設でのできごとですが、障害者が普通校に通うと健常者が迷惑をこうむるという、言動を耳にした。こん乱した思いである。	肢体不自由	40～49歳	男
わかりやすく丁寧にゆっくり指導し、本人などの言動なくするよう指導して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
学校が差別すると生徒も同様に扱うこともありうる。	聴覚障害	60～69歳	男
学校では何より人間的な指導が大事。やさしさ等は一番に指導してほしい。	精神障害	70歳以上	女
学校の先生に専門家が少ない。発達障害は特に。	発達障害	20～29歳	男
教育者の育成期間時に障害者への理解を学ばせてほしい。	盲ろう	70歳以上	女
個人的な失敗や反省のもとで個々の人々が成長するものだと思う。集団的無視･集団的思いやり･集団的親切･集団的差別は個人の成長を奪い「引き込もり」を生じさせた事がある。個別体験こそ必要ではないか？			
最初はむずかしいと思うが、障害者も少しずつ理解できてくるから差別的な言動は、しないでほしい	知的障害	20～29歳	男
子供の保護者会に行った時、多動の子の意見をバカにしてる先生がいた。	精神障害	40～49歳	女
私ではないが、「平等に」をかんちがいして難聴児の席を後にしていた相談があった。	聴覚障害	30～39歳	男
私は小学校の時と、中学校の時は、友達にむしされたり、いじめにあったりしていました。それは、私は知的障害者だからですので、そういう差別は、してほしくない	知的障害	30～39歳	女
事例ではないけど→本人が、出来ることやわかることがあるのに、わかるようにする方法を考えてくれないのは残念だけど、授業にどうしても（工夫しても）ついていけない場合は仕方ないかな･･･	知的障害	50～59歳	男
授業時、席は教壇の横の特別席だった。授業参観時つらかった	知的障害	30～39歳	女
授業中に障害児を無視、×	盲ろう	60～69歳	女
集団で特別扱いをする。「ばか」などの差別的な発言の容認	肢体不自由	50～59歳	男
障害児はお客様ではない。１人の子供として扱ってほしい。１人１人がわかるように教えるべきではないか	聴覚障害	60～69歳	女
職員の質の向上につきる	視覚障害	50～59歳	男
生徒の前で生徒の悪口を言わない　聞いている	重複障害	30～39歳	男
精神障害に対して理解をしてほしい。	精神障害	60～69歳	男
全員回答のとき、障害児をとばして、次の人を当てる。	聴覚障害	20～29歳	男
他の児童に障害児の理解をする授業も少し欲しい	発達障害	20～29歳	男
他の生徒からいじめられた。しかし、教師は何の対処もしなかった。他の生徒から胸に触るなどの性的虐待を長期にわたって受けた。	視覚障害	50～59歳	女
聴覚障がい者(児)には要約筆記者派遣してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
徒競走（全盲）でレベルの接近した者同志を走らせたが、接触して危険だとの事で、逆に差の大きい者を同時に走らせた。一人ずつタイムで競争するのが良いかも知れないが、この方式に変更したのは差別と思わない。（事故防止の配慮である）	視覚障害	50～59歳	男
聞こえないからと無視しますが、先生も認めてくれない。協力してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
無視しないでほしい	精神障害	50～59歳	男
養護学校の生徒に英語教育は必要ないと言われた	肢体不自由	40～49歳	女
理解できるかどうかは最終判断である。まず、本人にたくさんの情報、説明を与え、少しでもその障害者が理解できる様、サポートすべき。	盲ろう	50～59歳	女

Ⅳ教育・育成について

２（１）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字ブロックの設置や点字表示をすること （同意見　他9名）	視覚障害	50～59歳	男
段差の解消、スロープの設置、エレベーターの設置、車いす用トイレの設置をすること （同意見　他20名）	視覚障害	50～59歳	男
オストメイトの使用する専用トイレ（ジャワメイト）を設置すること。（同意見 他4名）	内部障害	60～69歳	女
施設や設備の配慮はたくさんふやすべきである。健常者が主役ではない。弱者（障害者が生きやすい社会に代えて行くべきです。	盲ろう	50～59歳	女
車イス用トイレが設置されているのに入りにくい	肢体不自由	60～69歳	男
段差の解消等は盲ろう者にとってはとても大切なことです。	盲ろう	60～69歳	女
○手話通訳をつける時、手元にある資料を見ると手話通訳を見ることができない、または逆に手元資料をなかなか見れないことから、資料を写し出すスクリーン、OHP、プロジェクターを設置してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
○文字電光板の配置をして欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
○放送のかわりに電光文字をしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
・UVカットフィルム＋エアコンを整備する必要があるが、理解していただきにくい。・予算がないといって、一部しか整備してもらえなかった。	難病	20～29歳	女
・階段の段鼻を見やすくする・トイレの男女の表示を見やすくする	盲ろう	20～29歳	男
・学習塾や学童保育をバリアフリーの設備をぎ務付ける事	重複障害	60～69歳	男
・小学校にはほとんどエレベーターがつけられていない。車いす利用者が使えるようにエレベーター設置を義務づけてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・全ての学校が障害者を受け入れる施設、設備を持つ方向に変えていく。	内部障害	60～69歳	男
・養護学校だったのに、クーラーの付いている部屋が少なくて食堂に集められて暑さをしのいでいた頃があったり、夏冬で寒い中、トイレ介助で服を脱ぐのにヒーターの設置を電気代がかかるなどの理由で拒否されて、たいへんな思いをしていた。	難病	10～19歳	男
2Fはエレベーターを付けてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
IT技術で字幕付きで授業が受けられるように。	聴覚障害	60～69歳	女
あけるしめるができる			
エレベーターがせまく利用できない所あり	肢体不自由	70歳以上	男
エレベーターのチェックをこまめにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
エレベーターの中、もし、事故だったら、聴覚障害者に対応考えて下さい。TELできない。モニターとか打つ（パソコンキーボードみたいなやつ）機械があってとかTVコールとか・・・・	聴覚障害	50～59歳	女
エレベーターの扉にガラス張りを付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
オストミー（人工こうもん）の方が入れるトイレの設置。（前の方のページにも書いたが）エレベータの奥にかがみをつけるように…（自力でこげる人の出入りがしやすい）盲どう犬をつれて行けるスーパー等がひろがれば…（まんいんのバスでは気のどくに思う。）	重複障害	40～49歳	女
オストメイト対応トイレの設置、オストメイトのみならず、赤ちゃん連れの女性、失禁者にも好都合。	内部障害	70歳以上	男
かいだんや柱に、目立つ色（テープとか）の工夫をしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
クールダウンできる場を保証してほしい。保健室はいつ誰が来るかわからないので。	発達障害	10～19歳	男
せっちはいちがわるい	肢体不自由	50～59歳	男
たてもの（校舎）とたてもの（校舎）の移動の介助がほしい	肢体不自由	60～69歳	男
トイレが小さい。	肢体不自由	50～59歳	男
トイレの水を流すところとかトイレの紙を置く所を右か左かにどこに行っても使えるようにして欲しい。駅のトイレも同じ	重複障害	60～69歳	女
とにかく、ノーマライゼーションの考えが、全くといっていいほどない。特別支援学級に、肢体不自由児対象のものがない。	精神障害	40～49歳	女
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
まずは誰でも出入りできるべき。公立学校とはそうであってほしいし、そうあるべきと考えます。エレベータがないと入学をことわられることが多い。	重複障害	30～39歳	女
絵や音楽　音声　動物　鳥の声など利用　設備の用途や時間等の情報を伝える。	視覚障害	70歳以上	男
絵表示で利用しやすくする	知的障害	30～39歳	男
学校にきつえんじょをつくってほしい。	精神障害	40～49歳	男
気を静める小教室の設置。ただし、おしおき部屋のようであってはならない。	発達障害	10～19歳	男
給食用のエレベーターがあったのに、使わせてくれなかったため、階段を抱いて上がり下りをした	肢体不自由	30～39歳	男
教育施設に赤外線補聴システムや磁気誘導ループなどの配慮がほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
見てわかる情報→例：火事とか、授業時間（ベルが聞こえない）をランプや光でわかるようにしてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
公共施設（学校、公民館等）は災害時の避難所になる為オストメイト対応トイレやオストメイト対応簡易ポータブルトイレを設置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
公共施設には、全部にスロープ又は、エレベーター、トイレを設置してほしい。（地方には、設備のなってない所がたくさんある）			
公道とは異なった誘導ブロックなどを考慮して、使用するのも一方法だと思う。（規格の点字ブロックでなく、幅の狭いものを廊下に2列＝上り・下りとして使う）	視覚障害	50～59歳	男
困った時にクールダウンできるような部屋の設置	発達障害	10～19歳	男
字幕（文字）表示	聴覚障害	30～39歳	男
次第に改良はされているが・・・まだまだ、施設関係でも配慮すべきところが多すぎる。	内部障害	70歳以上	男
磁器テープの設置（聞こえない人の為に）	聴覚障害	50～59歳	女
社会サービスは「無い事が当たり前」から「普通に選び得る自明性」に変えないと「何も知らされていない不幸」を生む実態がある。			
車イスで利用しやすいトイレ、エレベーターの充実してほしい	肢体不自由	20～29歳	男
車いす使用者も舞台のうえで発表できるように舞台への昇降機の設置を切に望む。	肢体不自由	60～69歳	男
車いす専用の駐車場との示指をすべきであるが、妊婦をも認めた場合、車いす使用者が駐車出来ない場合があるので標示方法を再考すべきである（制度を見直す必要があると思われる	重複障害	60～69歳	男
受付でカウンターの上に耳マーク表示板、簡易筆談器やメモを置いておくこと。	聴覚障害	40～49歳	女

Ⅳ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
就学中のオストメイトも多く 学校へのオストメイト対応トイレを設置してほしい	内部障害	60～69歳	男
小、中校に洋式トイレを設置して、いただきたい	肢体不自由	60～69歳	女
小学校で2階に体育館があり、2階には障害者用のトイレが設置されながら、エレベーターが無いため、障害児が体育館に向う度、先生が背負って上っている。	内部障害	70歳以上	男
障害によって、良い時と悪い時が出て来るのでむずかしいとは思うが、やってほしい。段差などは、身体（肢体不自由）のものには、必要ないが、盲ろうの人には段差が必要	肢体不自由	60～69歳	女
障害に応じた机、イス	肢体不自由	30～39歳	男
障害児用に洋式トイレ設置後、そうじや点検が十分でない	肢体不自由	20～29歳	男
障害者（視覚）が自由に白杖だけで一人歩き出来る様点字ブロックの設置	視覚障害	70歳以上	男
障害者施設にパソコン等視聴覚機器の設置をして、誰でも、気軽に利用出来る設備。	内部障害	60～69歳	男
障害者用の設備は公の部分で出来て居ると思いますが、完全に向って欲しいと思います。	精神障害	70歳以上	女
身体に障害のある方への配慮(必要とされるもには設置･苦情や悩みを解消)すること。☆3障害各々必要に応じて取り組むこと。	知的障害	30～39歳	男
人工肛門・人工膀胱を持つ児童、生徒がいる学校では補装具の管理、交換ができる設備、プライバシーを守れる場所を準備してほしい。保護者ともよく相談して。	内部障害	70歳以上	男
図書室には蛍光灯、拡大読書機など、見えにくい児童・生徒のための配慮をすること。階段の降り口などには黄色い点字ブロックを設置すること。弱視児童にとって必要な場合はホワイトボードなどを使うこと。夜盲の児童・生徒がいる場合は照明に配慮すること。	視覚障害	50～59歳	女
村立の小学校・中学校合せて4校あるが、全校入口に階段があり車イスの入校が出来ない	知的障害	30～39歳	男
誰でも入りやすい施設設備をして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
聴こえない子供のため火事などの通報をストロボライトと電光表示板などで行うこと	聴覚障害	60～69歳	男
聴覚障害者が入室する場合、赤外線又は磁気誘導ループを付けられる配慮。	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者は、目で見る情報が必要、電気文字、をつけてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者も部屋代のかからない公民館、早めに予約とれるようすぐいつでも部屋を利用しやすいように配慮を！	聴覚障害	40～49歳	女
点字（ブロック、表示の上に看板、自転車等の放置）	肢体不自由	70歳以上	男
点字の資料がほしい。確ず車イストイレを設置してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
電光掲示板、看板、印、手話通訳者の設置	聴覚障害	40～49歳	女
電光掲示板の設置（同意見 他1名）	聴覚障害	20～29歳	男
電光文字板、放送にTVを使ったもの	聴覚障害	40～49歳	男
必要な場合はトイレのリフト。	肢体不自由	50～59歳	男
必要によって段差と点字ブロックを設置してほしい	視覚障害	50～59歳	男
表示が小さいと分かりにくい。	発達障害	20～29歳	男
表示板などが分かりやすいマークなどにして欲しい。	発達障害	10～19歳	男
補聴援助システムなどの設置（同意見 他1名）	聴覚障害	60～69歳	女
明るくすること エレベーターの階のボタンが分かりやすく表示	難病	30～39歳	女
目でわかる情報提供	聴覚障害	20～29歳	女
利用者のニーズに応じた、対応をすべき。一律にするのはムダ。	視覚障害	50～59歳	男
例えば、洗面所の手洗いの台とか、色のコントラストをはっきりつけてほしい。（例：黄と青とか黄と黒）又、階段にも色(コントラスト)を分けて、ステップが見やすいようにしてほしい。	盲ろう	40～49歳	女

Ⅳ教育・育成について

２（２）教材について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字や音声の資料を用意すること、音声で確認できるようにテキストデータを用意すること、工夫した入力装置を用意すること （同意見　他11名）	視覚障害	50～59歳	男
点字の教科書など、拡大教科書をボランティアではなく会社で作ってほしい	視覚障害	50～59歳	男
・個別ニーズにあわせた教材の使用・その本人だけでなく全ての生徒が教材を選択できるようにする			
LDなどは代筆が必要と思うか？今はせいどが不十分。	重複障害	40～49歳	女
これは国が助成金を出してすることと思います。	精神障害	70歳以上	女
デイジーの教科書や辞書があるとよい。	発達障害	20～29歳	男
ディジー図書が使えるようにしてほしい。	発達障害	10～19歳	女
テキストデータ、テキストデータかつ分かりやすい文章で！！	盲ろう	60～69歳	女
テキストデータの装置を用意すること	知的障害	30～39歳	男
テストなどを大きくしたりして読みやすく書きやすいくふうをしてほしい。	発達障害	10～19歳	男
ビデオに字幕をつけてほしい	聴覚障害	10～19歳	男
ビデオ教材に字幕テロップが流れない	聴覚障害	40～49歳	男
メモをとれない人のためにICコーダーの支給。	肢体不自由	50～59歳	男
リスニングはできないので方法をかえてほしい（目で見てわかるように）	聴覚障害	20～29歳	女
わかりやすくて、覚えやすい教材を使用して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
一般の教科書を使って教えてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
映像、文字で確認できること	聴覚障害	60～69歳	男
音声のみではなく、音声を文字にした文字表示の教材も必要	聴覚障害	60～69歳	女
音声レジュメがあると助かる。但し、「聴く」行為がおろそかになりがちな面もあるので100%ではない	聴覚障害	30～39歳	男
拡大教科書やデージ教科書の用意する事。	視覚障害	60～69歳	男
拡大文字で見ることができるようにしてほしい。	盲ろう	40～49歳	女
学校にも、拡大機の設置がのぞましい。弱視の人の為には、カラーテキストでなく、モノクロテキストがあると見やすくていい。	盲ろう	40～49歳	女
学習指導要領に精神障害について教える旨も加えて欲しい。これから障害を持つのも、社会を担って行くのも、子供達だ。障害になった時に速やかに医療とのつながり、理解ある社会にしていくために、教育で精神障害を教えるのは有効だって	精神障害	40～49歳	男
漢字にふりがなをつけてくれれば理解しやすくなる	知的障害	50～59歳	男
漢字に平仮名をうってほしい	肢体不自由	40～49歳	男
個別によって使う教材を変える等の工夫をしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
講義内容が大体判るプリントが必要。			
子どもの発達に合わせた教材を用意してほしい	発達障害	10～19歳	男
子供一人一人の能力にあった教材を用意してほしい（年齢に関係なく）	内部障害	50～59歳	男
視覚障害児・学習障害児などが共に使えるデイジー教科書の配布を検討すること。触図・拡大図など、障害の特性にあった教材を用意すること。音の出るボール・盲人用卓球台など、盲人用スポーツ用具を必要に応じて取り入れる。	視覚障害	50～59歳	女
視覚障害者も健常者と同じ様に学習出来る様に点字の教科書を完全にとりそろえる事。	視覚障害	70歳以上	男
字幕付け　テキストの漢字、人名、地名にルビを。	盲ろう	70歳以上	女
弱視の生徒に拡大教科書、拡大資料を用意する。	盲ろう	20～29歳	女
色覚に配慮した教材	肢体不自由	60～69歳	女
数の概念がわからない子供に通常の教材で授業をする	重複障害	10～19歳	女
精神科単科病院を見学する事を学習に取り入れてほしい、間違ったイメージを払拭するため。			
製図が難しかった。（上肢に障害がある場合）	肢体不自由	60～69歳	男
知的障害者にも、かなをふってあげたりするのを多くしてほしい。	知的障害	30～39歳	男
中学の時家庭科で運針があった。本人はできないので教員が布の下からぬい針の先を出し、本人につまんでひっぱりあげることをさせた。「目と手の協応」が目的とのことだが、うまくつまめず指先に針がささっては痛そうにしていたと連絡帳に書いてきた。目と手の協応が狙いならニット布にあみ物用のとじ針などを使ったらどうか（ぬい針のように刺さったりしない）と連絡帳に書いたら、「来年度から考える」と返事が来た。	知的障害	30～39歳	男
聴こえない子供のために、図や文字で視覚的に分かるように工夫すること。ろう学校ではもっと手話を活用すること。	聴覚障害	60～69歳	男
点字の資料又は前もってメールがほしい。	盲ろう	50～59歳	女
点字や音声の資料を用意すること、音声で確認できるようにテキストデータを用意すること	視覚障害	60～69歳	男
当県は、ろう学校の教育が2年ほど遅れ、高等部を終えても、中卒と同じ学力しかもてない。上へ進みたいと思っても不可能である。差別としか思えない。	聴覚障害	50～59歳	男
同じような本を毎年、教材として買っていたので、一教員だけにまかせないで他と連けいをとってほしい	重複障害	10～19歳	女
筆記に時間がかかるため、携帯電話のような小型の入力装置を使えるようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
聞こえない人間でも、同等の授業を受けられるように、事前に本人と相談して希望のコミ手段をとってほしい。			
目で見て分かるカードなど	発達障害	10～19歳	男
利用者のニーズに応じた、対応をすべき。一律にするのはムダ。	視覚障害	50～59歳	男

Ⅳ教育・育成について

２（３）介助について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊介助者が障害児にべったりくっついていると、友だちとの関係を上手く作りにくく、また、担任をはじめ周囲の教員の中にも介助者に任せておけばいいという意識が生まれている事例がいくらでもあることから、介助者の役割については、本人及び保護者の意思を最大限尊重してほしい。	視覚障害	30～39歳	男
授業や行事参加については親が同伴しなくてもよいように介助サービスを提供すること （同意見　他１２名）	視覚障害	50～59歳	男
呼吸器利用者の医療的ケアを、担当の介助者や教員などが行うこと （同意見　他3名）	肢体不自由	70歳以上	男
①家族だけが介助するというのはまちがい。他人も、ボランティアもすべての全ての人で支え合い、サポート出来る様な社会作りを。②むずかしい、ケア、サポートが必要な場合は医療スタッフに協力を求め、その費用は国が負担するようにする。	盲ろう	50～59歳	女
・介助職員の配置と増員	内部障害	60～69歳	男
・研修会やイベント等にも介助者を付けてほしい。（家族ではなくヘルパー）			
・校外学習など親が同伴しなくても担当の介助者や教員などが行うこと	知的障害	10～19歳	女
あらゆる場所（学校や講演会）で、通訳者設置が望ましい。	盲ろう	40～49歳	女
いろんな人手つだってほしい			
オストメイトのパウチ交かんをヘルパーにも出来るようにしてほしい	内部障害	60～69歳	女
せんもんの介助者をよういすること	知的障害	30～39歳	男
たんの吸引など介助者、教員ができるようにしてほしい	内部障害	0～9歳	女
ノートテイクボランティア	聴覚障害	40～49歳	女
意見として：医療的ケアのために介助者をつけることはよいとしても、ここまで教員に求めるのはどうでしょうか？	内部障害	70歳以上	男
医療行為ができる人を増やしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
医療的ケアを家族に押しつけないこと	難病	20～29歳	男
一般校で学ぶ聴障児のため、手話ができる職員を配置し（手話が理解できない子供には文字通訳を配置し）、情報保障を行うこと。	聴覚障害	60～69歳	男
家族以外でもできるよう配慮してほしい、家族の負担が大きすぎる	盲ろう	60～69歳	女
介助サービスに理解をしめし、利用しやすくして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
介助について配慮や工夫をしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
介助は教員ではなく、介助者を雇ってほしい	肢体不自由	40～49歳	女
学校でボランティアを集めること。地域全体で教育する。	精神障害	40～49歳	男
学校は学校でまかなえる様にして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
教育行事の時は必ず介助者を準備してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
教員数を増やしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
行事参加は親も積極的参加はするべき－企業側の理解が必要	難病	40～49歳	男
黒板に書いたものをノートにかいてくれる介助者がほしい。レポートを書いてくれる介助者がほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
自分で、出来ることは、自分でするから出来ないことは、助けてほしい。	精神障害	50～59歳	男
手話通訳者が働きやすい環境を！通訳者が部屋のスミ（端っこ）におかないで障害者が見やすい位置に！	聴覚障害	40～49歳	女
修学旅行の際などにも介助を親が担わなくていいようにする。	肢体不自由	20～29歳	男
障害特性を理解している人を付けて欲しい。知的障害と自閉症は支援の質が異なります‼	発達障害	20～29歳	男
障害別に、ボランティアさんが多々必要である。	肢体不自由	30～39歳	女
親でもなく、一人の先生でもなく、ヘルパーをつけてほしい。	重複障害	30～39歳	女
親と学校でよく話し合い子のためであれば親と一緒に授業も受けても良い広い受け皿のある環境であってほしい。	発達障害	10～19歳	男
生徒の中でも介助について勉強し、そして、接することで障害者を特別視するのがなくなっていくと思います	難病	30～39歳	女
先生の考え方で親が同伴と言う年としなくてもよいという年と卒業まで差があった	重複障害	10～19歳	女
専門学校などにかようのに、一応バリアフリーになっているのですが、階段が多すぎ、手すりもなくたいへんな思いをしました	肢体不自由	60～69歳	女
多動で教室を出るからと学校に親の同伴を求められた。	発達障害	10～19歳	男
担任教師などに、ガイドヘルプの方法など、介助の基本を学んでもらうこと。介助者が、ひとつひとつ指示を出し、障害児童・生徒が主体性を失うことのないように配慮すること。	視覚障害	50～59歳	女
鉄道を利用するのに車イスの人達が何人か一緒に乗れる様に座席をふやしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
友人が隣りでノートテイクをするのを見るとわかりやすかったと思う。			
利用者のニーズに応じた、対応をすべき。一律にするのはムダ。	視覚障害	50～59歳	男

Ⅳ教育・育成について

2（4）コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
選キョのときの介添え者の利用ができやすいように、学校においてもつきそって、学科にいけるえん助（AD／HDやアスペルガー等）ができる人がほしい。ききょうしゅうしょくした人や、ふつう学校在せき者に情報が入らない、情報入しゅ方法をPTAやじゅぎょう入れてほしい。	重複障害	40～49歳	女
学校、大学、市民講座などにおいて手話通訳者、要約筆記者を配置すること、またはその同行を認めること（同意見　他33名）	重複障害	40～49歳	女
点字資料、音声資料、拡大資料を用意すること、拡大読書器の利用を認めること （同意見　他13名）	内部障害	60～69歳	女
要約筆記、手話通訳もつけてほしい。質問も代弁できるかどうか。	聴覚障害	40～49歳	女
難聴者としてループの設備のある「シセツ」を増してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・これからは、ピアサポーターや、ピアカウンセラーの人を増やしていくべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
・保護者への伝達を忘れてしまうので重要なことは直接・メールなどで連絡して欲しい	発達障害	20～29歳	女
・盲ろう者の介助通訳者の派遣を・それらの派遣費の公的負担を	聴覚障害	50～59歳	男
SPコード付き資料も	視覚障害	60～69歳	男
あらゆる講演会や大きな行事には常に手話通訳者と同時に要約筆記者によるOHPのサービスをつけてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
ガイドヘルパーの利用が過度の負担にならないようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
とりわけ、公民館活動など、生涯教育の場でこれらが重要である。	視覚障害	60～69歳	男
ノート作成等が困難な場合もあるので、手伝ってくれる方がいれば助	発達障害	10～19歳	男
パソコンテイクができる人を各教室に置くことが必要。	肢体不自由	40～49歳	男
メモリー素子の活用	視覚障害	70歳以上	男
もうろう通訳介助者が、常に必要。	盲ろう	40～49歳	女
もちろん手話通訳者を設置すること！！	聴覚障害	50～59歳	女
レジメなどを“ひらがな”“ふりがな”などの工夫をして欲しい	発達障害	10～19歳	男
わからないことは、いつでもきけるようにしてもらいたい。（あらゆる形で!!）	発達障害	30～39歳	男
わかりやすく、覚えやすく、指導し、コミュニケーションを取り、悩みのないかんきょうにして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
案内を送ってきてもみんなにつたえない	肢体不自由	40～49歳	男
音声情報を文字表示すること。	聴覚障害	70歳以上	女
音声読書器の利用を認めること	視覚障害	60～69歳	男
皆んなと一緒に平等に聞きたい学びたいのでぜひ考えてほしいです。	聴覚障害	70歳以上	男
絵カード等の活用を	発達障害	20～29歳	男
拡大読書器をもっとゆっくり動かしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
教育関係、市民講座には要約筆記通訳の配置を	聴覚障害	60～69歳	女
教員に研修の機会が用意されること。また教員を支える制度を作ること。	視覚障害	20～29歳	男
区が行う手話講習会は通訳者を養成する目的でひらかれるので中途失聴・難聴者には受講が困難。要約筆記者をつけてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
健聴者は、講師や先生の話しをききながら資料を見ることが可能。耳の障がい者は、①手話か文字を見る②資料を見る③その他によって、時間がかかる、下手をすると判らなくなることがある。これを念頭に入れて講義を。			
個人がノートテイクをお願いするのでは無く。必要に応じて、主催者側で要約筆記者を配置して欲しいです。	聴覚障害	70歳以上	女
個人病院にも、1～2名手話が出来る看護士が必要と思います。（医師の話しも、なんだかわからないままに、へんじをしているようでした）	肢体不自由	60～69歳	女
講座の時は触手話通訳者を2人必ず手配してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
講座内容プリントしたものが当事者に配布、当事者分はプリントを講演者に用意させる。手話の声が大きなっているが国語がある。文字がある。	肢体不自由	70歳以上	男
黒板が見えず、ノートが写せないことに対して配慮をしてほしい。難聴の生徒に授業以外の連絡もちゃんと伝わるように工夫してほしい。	盲ろう	20～29歳	女
私には、もう関係ないことですが昔は何もなかったので、勉強が分らないと進学する気にもなれずと今なら要約筆記者がいて心丈夫だと思う。	聴覚障害	60～69歳	女
視覚的にわかりやすい情報提供（自閉症、知的障害など）また、、教師が直接障がいのある子に働きかけやすいように席順などを配慮してほしい	内部障害	50～59歳	男
資料等をテキストデータで提供すること	視覚障害	50～59歳	女
社会福祉の分野でお願いすることもありうると思います。	精神障害	70歳以上	女
手話通訳、要約筆記者の依頼がもっと簡単に出来る方法はないか？どこにどんな風に何度まで利用できるのか	聴覚障害	60～69歳	女
周りにも聴覚障害者に無視、ケイベツしないで暖かい温かい目で受け入れて頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
障がい者のコミュニケーションの場は非常に大切な事。	肢体不自由	70歳以上	男
障害者として、内容をわかり易く説明してくれる介助者がほしい	精神障害	30～39歳	女
障害者ようのインターネットサービスをしてほしい。わかりやすく、かんたんに絵などを入れて解説するなど	知的障害	30～39歳	男
図書館で本やビデオなどをもっと使えるようにしてほしい。	発達障害	20～29歳	男
生徒の中に視覚障害者がいる場合、教師が板書する際には声に出して読む。あっち、こっち、これ、それなどの指示語を使わず、視覚障害者にもわかるように具体的に伝える。図・表・文字の書き順・地図・身体の動きなど、視覚障害者に伝えるときは工夫する。介助者や親が障害児童・生徒に常について居すぎて、他の児童・生徒とのコミュニケーションを妨げることのないように配慮すること。	視覚障害	50～59歳	女
赤外線又は、磁気誘導ループ・FM補聴等を利用出来るようにする事。	聴覚障害	50～59歳	男
専門学校に要約筆記の配置は認めてくれたが、実費、交通費、学校側と自分で半分ずつ負担したいと話したが、認められず席の確保のみ。全額自己負担	聴覚障害	20～29歳	男
誰にでもわかりやすく理解出来るように（専門用語）をかみくだいて下さい。	重複障害	40～49歳	男
知能もない、字も書けない、言葉もしゃべれない子供に対してのコミュニケーションの取り方、対応の仕方…専門的知識を持った人の養成	知的障害	40～49歳	男
中途失聴者は耳だけ不自由で周囲に理解が行きわたらない。要約筆記者の必要性を広めてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
聴覚障がい者(児)には学校・大学の授業に手話通訳・要約筆記者を設置する。	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅳ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者にも学習の権利を！	聴覚障害	50～59歳	女
聴覚障害者は社会生活の中で情報保障、情報提供の環境が万全とは言えない。手話通訳者がいないと聴覚障害者の自身の負担が大きくなることを考えると、健常者も困る。同一社会の中で互いに負担を軽くするにはどうすればよいかの視点を広げることが必要であり大切と考える。	聴覚障害	50～59歳	男
点字やテープの資料をその場でもらっても役立たない。	視覚障害	60～69歳	男
内閣府では「大臣と語り合う会」で要約筆記を配置するが、希望を伝えないとあきらめてしまう例もある。要約筆記も対応していることをはっきり伝えてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
発達障がいはコミュニケーション障がいでもあります。構造化して目でわかるように配慮など配慮や工夫をするためにも早期発見、早期療育を進めてほしい。	発達障害	10～19歳	男
聞こえない人間でも、同等の授業を受けられるように、事前に本人と相談して希望のコミ手段をとってほしい。			
補聴支援システムを充実してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
本の数をふやしてほしい	精神障害	30～39歳	女
要約筆記（パソコン）を活用できるようにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
例は非常に高度であり、知的障害者の場合は見守りや付き添い、口ぞえといった。介助(支援)者の同行を認めること。	知的障害	30～39歳	男

Ⅳ教育・育成について

２（５）手話の使用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
手話を理解できる教員を配置したり増やすこと （同意見　他16名）	視覚障害	50～59歳	男
手話による授業を行うこと （同意見　他12名）	重複障害	40～49歳	女
講師、先生が手話をマスターしていれば、聴障者にとってはとてもよい、すばらしい、質問、相談も可能になる。現実には、そういう教員は少ないのでプロの手話通訳者をふやすべき。	盲ろう	50～59歳	女
○地域に手話手前で広がってほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
・希望していない教員を無理矢理に異動させないでほしい。手話経験もった教員に教育してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
・手話が健聴者でも勉強してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
・手話を理解できる教員が一つの学校に何人かは必要。学校に手話研修会を設けて、育成して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
これからの教育に手話は必要です。小学四、五年から教えてほしいです。	聴覚障害	60～69歳	女
サービス行政の窓口職員を増員して下さい	肢体不自由	60～69歳	男
ぜひふやしてほしい。後ろ向きだとわかりにくい。	聴覚障害	40～49歳	女
ぜひ手話で授業が受けれる様にして下さい。	聴覚障害	70歳以上	男
パソコンによるノートテーク　要筆者依頼等も重要。	盲ろう	70歳以上	女
ろう学校の先生（教職員）全員　手話を覚えてください。生徒達はよろこぶと思いますよ。できない先生はホンマに困ります。	聴覚障害	50～59歳	女
ろう教育には手話に合う子、口話に合う子、様に。従って口話がメインという方法から柔軟化し、聴覚活用、手話活用と、それぞれの資格者をメインに改善すること。教育員動に「手話は異動条件にはない」といわれている。従って何年たってもろう学校のコミュニケーションは深まらない。	聴覚障害	60～69歳	男
ろう児の集団学習の場（ろう学校）を保障してほしい。ろう児を教える教員は手話を必ず習得するようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
ろう者、ろう児が日常的に使う生きた手話でたのしく学ばせて頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
各区で開かれている手話講習会に出て欲しい。区役所にも手話の出来る人を配置して欲しい	聴覚障害	70歳以上	女
管理職及び教育委員会の委員が手話だけでなく聴覚障害者を正しく理解できるよう研修会を開くべきで　上がかわれば下もかわると考える	聴覚障害	50～59歳	男
教員であれば書く事も大事であると共に障害者の事も認めて勉強して欲しいと思います。	精神障害	70歳以上	女
教員の人事異動により、専門性を低下させない工夫が必要。	聴覚障害	60～69歳	男
県のろう学校がしゅく小、はい止方向にうごいています。なんとかしてほしい。ベテランの先生をどんどんへらしていっているため、児童、生徒、そして家族が困っているケースを滋賀県ではきいています。	重複障害	40～49歳	女
言葉がいいにくい　手話つかいたい。			
口話を併用	肢体不自由	70歳以上	男
手話と同時に字幕をつける。音声を自動的に文字化するものを設置	聴覚障害	60～69歳	男
手話による授業を行う。手話ができない先生は早々に配置転換してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
手話のしらない人もいるので手話を、わかりやすく、覚えやすく指導し、コミュニケーションを取りやすいかんきょうして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
手話のできる教員（ろう者でもよい、健常者ならなおさら手話が必要）を増やし、自由に手話で会話ができるようにする。	聴覚障害	60～69歳	女
手話のレベルup（先生の）をギムつける。ろう者への理解を深める（先生がろう者を差別するような発言がみられるので）	聴覚障害	20～29歳	女
手話のわかる教員が少く、いつも困っている。	盲ろう	50～59歳	女
手話の出来る人の配置	知的障害	30～39歳	男
手話の分らない人には？	聴覚障害	60～69歳	女
手話は言語であるから、“当然”			
手話は否定しないが、補助的手段にするのみ、口話教育が健聴者と対等に、並ぶためのものと信ずる。	聴覚障害	50～59歳	男
受け入れ側は指文字の理解を	聴覚障害	60～69歳	男
重複学級には、手話があまり得意でない教員が配置されたりする、また手話の上手な先生が、すぐに他校に行ってしまう	重複障害	10～19歳	女
小さい時から手話の教育をしてほしい（一般教育でも）	視覚障害	50～59歳	男
中途失聴者は手話が覚えられない。要約筆記者以外ない。地域にまだまだ配慮がない。どうやって広めるか工夫してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
中途失聴者は手話が使えない人も多いので要約筆記やノートテイクなどの情報保障が必要	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者がどこでも行って、手話が出来る方がふやしてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
日本語対応手話としての授業も行ってほしい	聴覚障害	40～49歳	女
幼児期からの手話による教育も選択できるように。	聴覚障害	20～29歳	男
ろう学校幼稚部で手話による教育をしていない。	聴覚障害	20～29歳	男
要約筆記も必要。併せてお願いします。（同意見　他3名）	聴覚障害	30～39歳	男

Ⅳ教育・育成について

２（６）教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
(県とか)地いきによって、見方がことなる。その場所(学校)のやり方も悪くない。ただ交流する(いっしょにいさせる)だけでは、ダメ。	発達障害	30～39歳	男
＊普通学校の普通学級に様々な障害のある子どもが入学することを前提として、教員養成課程において、障害を理解できるカリキュラムを位置づけること。また障害児の入学が決まった際に、障害理解のために必要な研修を容易に受けられるようにすること。さらに、普通学級において障害児教育を経験した教員同士が経験の共有などができるような仕組みを公的に作ること。	視覚障害	30～39歳	男
教員や児童、生徒が自閉症、学習障害、精神疾患、てんかんなどの障害について研修し学習すること （同意見　他10名）	視覚障害	60～69歳	女
障害児と一般児童が交流できる時間を多くすること （同意見　他１６名）	視覚障害	50～59歳	男
“統合失調症は初期の発病での治療でほぼ90%は完治する”と云われるが実際にはほどんどの人が再発を繰り返し、病状を悪くしている。教育の中に①発病の見分け方、②治療で治る、の教育は絶対必要と思う	精神障害	30～39歳	男
「耳が聞こえない」ことがどういう事か、不便なことは何か、を教える理論講座を開設して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
「障害」を難しいものとして、研修するのではなく、もっと気軽に、楽しく勉強する雰囲気を作る研修がいいと思います。	難病	30～39歳	女
「心の病で休んでいます」と皆に病気をばらされた	精神障害	40～49歳	男
・一般児童にも、ボランティアの門戸を広げ、同じ目線のサポーターを育成する。	発達障害	20～29歳	女
・研修、障害者のケアのべんきょう！・交流しながら、理解できるよう諭す。	聴覚障害	40～49歳	女
・児童はともかく教員ぐらいは障害についての研修をしてほしい	知的障害	10～19歳	女
・学習指導要領に精神障害について教える旨も加えて欲しい。これから障害を持つのも、社会を担って行くのも、子供達だ。障害になった時に速やかに医療とのつながり、理解ある社会にしていくために、教育で精神障害を教えるのは有効だって。・生徒や教員向けに、当事者の講演を聞いて欲しい。教員に公演した事はあるが、まだまだ回数が足りないと感じる。	精神障害	40～49歳	男
・障害者、難病患者団体などの出張授業。	内部障害	60～69歳	男
・障害者を理解するために学習会などを行って、障害を理解するべきだと思う	知的障害	20～29歳	男
・発達障害の幅広い認知・教職員の教育	発達障害	10～19歳	男
DSM－Ⅴ等で教員等などが思い当たるフシを探し、LD児や多動と決めつけ精神医療へ押しつける事は止めて欲しい。アメリカでさえ専門機関（FDA）が「実証的な根拠たり得ない」と表明している。生徒人別帳の振り分けの為にDSM－Ⅴが使われてはいけない。			
PTAでも研修会をやってほしい。	発達障害	20～29歳	男
イジメ対策の確立。（イジメは教師のみえないところで発生する）	精神障害	30～39歳	男
オストメイトの理解	内部障害	60～69歳	男
お互いの障害について知っているべきだと思う。こうして欲しいこと、不便な事を皆が知っていれば助け合えれるはず。学校の義務教育の中でマナーとして覚えておくべき。老人の不便さ等、身をもって体験させる等。	聴覚障害	30～39歳	男
からかって「服を脱げ」という男子児童に対し、知的に障害のある女子児童がかまってもらっていることを喜んで服を脱ぎ始めからかいがエスカレートしていった事件について、教師がけんか両制敗で処理してしまわないこと。	知的障害	10～19歳	女
そのための知識を深める時間を、全体的に設けてほしい	視覚障害	50～59歳	女
ただ単に研修や交流をすればいいという問題ではありません。変にわかったためにいたずらをすることも考えられますので、理解してもらう工夫が必要です。	視覚障害	50～59歳	女
できることは一般児童と一緒にする機会を多くすることは当然	難病	50～59歳	女
まずは教員が最新の知識を勉強して欲しい	知的障害	10～19歳	男
ろう学校では手話のできる教員、聴覚障害の特性を理解した専門的知識教育が求められるが、最近養護学校への異動が多くなり、専門性を持った教育がうすれてきている。→子供達の生き生きした表情がなくなり、授業が分からない等、問題になっている。異動はさせないで、専門的教育の保障を。県は幅広い専門性をと言っているが、実情が分かっていない。	聴覚障害	40～49歳	女
ろう者の先生をふやしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
以前、住んでいた市では、要約筆記の出前講座として、市内の小学校高学年生に耳の不自由な人のこと、要約筆記の必要性などを分らせるためにあちこちの学校で講座を開いていた。もちろん今も。	聴覚障害	70歳以上	女
一般の教室に、時々障害者の子をいれてあげたら健常者の子達も障害の子の理解をふかまると思います。	知的障害	30～39歳	男
一般児童と同じ学校に行けること。（どの学校にも障がい学級を作って、一般児童と一緒に登下校をする）	知的障害	30～39歳	女
一般生徒が、障害の知識をもつということはとても重要なことと思います。	精神障害	30～39歳	男
学習障害を理解してほしい。	重複障害	10～19歳	女
小中学校で障害児と一緒に学ぶことで成人してから、障害者と接することで適切な対応ができる	聴覚障害	30～39歳	男
教・職員が障害について勉強する機会を作る	重複障害	60～69歳	女
教育の質の向上と人数をふやしてほしい。地いきから学校、病院、その他しせつは独立というか、こりつしている傾向がある。今一度、「地いき」ということのとらえなおし、りかいがふかまるようにしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
教育プロジェクトの中に障害教育を位置づけること、小学校より共生社会、人権教育は必要である	難病	40～49歳	男
教員が障害児（者）を理解するために日頃から障害者を学校に呼び講義を聞く時間を持つことが大切。	聴覚障害	70歳以上	女
教員ならば色々な障害についての勉強が必要だしさいよう試験にも入れてほしい	聴覚障害	70歳以上	男
教員に限らず学校側トップ教育委員会等、上層部からまず研修を必要とする。	知的障害	30～39歳	男
教員に対し、障がいについての研修を義務化する。児童・生徒に対する障害理解教育を必修化する。大学の教員養成課程では特別支援級校での実習を全員必修とする。	知的障害	0～9歳	男
教員の研修を、医療機関で行ってほしい。	内部障害	0～9歳	女
教員の特別支援学校への研修を義務づけて欲しい（退職までには必ずそういう学校へ移動すること）	視覚障害	50～59歳	男
教員は研修をかさねてほしい。学校内育成学級では普通学級の生徒たちとの交流の工夫をしてほしい	重複障害	40～49歳	男
教員や児童、生徒が自閉症、学習障害、精神障害、てんかんなどの障害について研修し学習すること	聴覚障害	70歳以上	男
教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫。	視覚障害	60～69歳	男
教員資格を取る中に障害に関する時間をとって欲しい。当事者は普通になりたいと思っていますので普通児との交流はこの学校時代が重要と思います。	精神障害	70歳以上	女

Ⅳ－２（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
教師は障害を正しく理解すべきである。「障害」を理解しようとするのではなく「子ども」を理解すべきである。また、教師が生徒に障害理解を求めることは、結果としてその教師の障害間を生徒に押し付けることになるので、教師が生徒に必要以上の障害理解を求める必要はない	視覚障害	20～29歳	女
今の教員に本当に心から障害児を理解している人は何人居るでしょう!!	聴覚障害	60～69歳	女
子供の頃から精神障害とはどのようなものか教えてほしい。デイケアセンターの体験とか・・・	精神障害	50～59歳	男
支援学校の教員の異動をなくしてほしい	聴覚障害	30～39歳	女
支援学校へ行きながら地域学校での学習研修が出来る様に	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者をあわれみの目で眺めず、共に生きる社会である事の認識を学習する事	視覚障害	70歳以上	男
児童、生徒に障害についての学習をする前に教員がさきに学習してほしいと思っている	難病	40～49歳	女
手話を学習する。			
周りのへんけんが強い	精神障害	40～49歳	男
周りの生徒、大人にも障害者に対して無視、いじめの対象にするのではなく仲間として同じ人間として受け入れる環境にして頂きたい。障害者がいて当り前の社会を！	聴覚障害	40～49歳	女
出来ない事を責めるのではなく、どうしたら出来る様になるのかを考えて、アイデアを出し工夫をしてほしい。	発達障害	10～19歳	男
小学生は一律教育として、養護学校を廃止する	精神障害	40～49歳	男
障害のある子供を見て、その家族が近くにいたら何もいわなくて運動会の場合、頑張れと言っていたかと思うと一方では（実例）リレーで足が悪い為ずい分おくれていて走っていたがその時バトンを落したら見ていた大人が“足の悪い子がバトン落さなかったら〇〇位だったのに…”と横で言っておられるのを聞いた時、ショックで大人も子供も一緒に学んで欲しいことたくさんある。	重複障害	10～19歳	女
障害の理解度教材にストーマ（人工肛門・人工ぼうこう）用も取り入れること。	内部障害	70歳以上	男
障害は不便ではあるが、不幸では無い。子供の時から、助け合う心を育てるのも教育。	聴覚障害	70歳以上	女
障害を強調しすぎる教育によって、障害のある児童・生徒が特別扱いになってしまわないよう配慮すること。	視覚障害	50～59歳	女
障害を理解するためには、健常者が研修を行うのではなく障害者（当事者）が研修を行うべき。	肢体不自由	40～49歳	男
障害を理解する為の研修を充実させてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
障害児が普通学級にいるケースは少ない。大人になる前に身近に障害児と関った経験は、その後にも活きる。障害を理解するには、その障害のある人と同じ時間を過ごすことが一番良い。	肢体不自由	20～29歳	男
障害児クラスの先生が普通級の生徒へ障害の事業を行った。	発達障害	20～29歳	女
障害児と一般児童の交流ではなく、日常生活を共にし育ち合う環境をつくること。障害は特別でないことを配慮やくふうではなく受けとめる教育体制をつくる。	肢体不自由	50～59歳	男
障害児のときから同年齢の健常者の子と交流ができる時間を作ってほしい。これは特に小さいときから始めてほしい。また盲学校の中でも全盲の人と弱視の人では行動力が全く違うのでクラスを分けること、また行事のときにはもっと先生が関わり、お互いに助け合うこと、理解できるようにすることを生徒に教える必要があると思う。	視覚障害	30～39歳	女
障害児への理解をしめしてもらうセミナーのじっし	知的障害	30～39歳	男
障害児学校の障害児指導免許（総合免活等）保持存を100%にすること。法律の「しばらくの間」は改善すること。	聴覚障害	60～69歳	男
障害特徴を理解するために研修を教員に行ってほしい	発達障害	10～19歳	男
新任や臨採などの先生にはかならず障害者研修をして欲しい。特に最近は身体などの理解はそれなりにあっても外見で分からない障害の理解はまだまだで特に精神への差別的な言動が多い。子どもだけでなく保護者にも持っている人がいて困られている。	発達障害	10～19歳	男
成人糖尿病とインスリン依存型糖尿病をちがう病気だという認識をもっともってほしい。	重複障害	30～39歳	女
精神障害は、一般的に表面上理解しにくく考えられる為、当事者の話を、教員や児童が聞くなど。（または、保護者、専門員）	精神障害	30～39歳	女
精神障害を一般的に、きちがい病と思わせる、日本の精神障害への遅れの、教育、考えを、なくすよう、社会の中で、精神障害の偏見をなくして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
先生に勉強してほしい			
先生の基本姿勢が不足	肢体不自由	60～69歳	男
専門性をあげて欲しい。支援は周囲の人のためではなく、自閉症圏の子どもたちのためにあるものであって欲しい。	発達障害	20～29歳	男
早く統合教育を実現して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
総合教育において、障害種別（知的／精神／肢体／視覚／聴覚／内部）ごとに交流できる時間を設けて欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
総合教育をすれば自然に身につくのではないか？学校教育の中で障害者自身が指導にあたる。	肢体不自由	20～29歳	男
他の生徒や先生が「ことばの教室」の事をわかってくれていない	発達障害	0～9歳	男
大切に成長過程を見守ってほしい。	盲ろう	60～69歳	女
知的おくれでも、一ばんの児童といっしょに、なかよく交流をしてほしいです。	知的障害	30～39歳	女
地域学習の一環として障害者団体と子供達との対話を要望しているがなかなか実行されない。障害者を理解してもらうためにも。	肢体不自由	60～69歳	男
聴覚に障害のある人全員が手話を使えるわけではないので文字による通訳が必要であると共に、他の生徒にも障害の特性を理解させ共に学べる環境を作るべき	聴覚障害	60～69歳	女
聴障害のコミュニケーション手段の多様性を理解してもらうため、手話、筆談、要約筆記についての学習を入れてもらう	聴覚障害	30～39歳	男
当事者に対応した勉強をしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
特に、児童生徒のみんなにも、こういう障害があるんだ、ということをもっともっと知ってほしい。いじめないでほしい。	発達障害	10～19歳	男
内部障害者への理解を深める為の時間をとってほしい。	内部障害	60～69歳	男
難聴の場合、児童、教員共理解できていない場合が多い。研修、学習は絶対必要。	聴覚障害	60～69歳	男
病気や障がい特質等の配慮と特長の理解をして下さい。	重複障害	40～49歳	男
保護者の方達にも研修することを望む。	発達障害	40～49歳	男
盲ろう者に対してのマナー（ルール）学習するだけでなく、実習（体験）も積極的に参加してほしい。教員や児童・生徒が自閉症、学習障害、精神疾患、てんかんなどの障害について研修し学習すること、障害児を一般児童と交流できる時間を多くすることなど。	聴覚障害	40～49歳	女
一般児童と小4あうと大人とふれあうのよりのびると思う	知的障害	30～39歳	男

Ⅳ教育・育成について

２（７）そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害の特性に応じた個別の支援計画、指導計画を作成し学習指導すること （同意見　他１５名）	内部障害	60～69歳	女
学校での試験や資格試験などは、障害に応じて時間を延長すること （同意見　他17名）	視覚障害	60～69歳	男
個別の支援計画・指導計画を、是非、全ての子どもに作成して欲しい。一貫した支援が、自閉症圏の子どもには必要です。	発達障害	20～29歳	男
大腿義足、幻肢痛などの知識の普及	肢体不自由	70歳以上	男
・(本人、親の声を反映要)個別支援計画、指導計画の作成後、モニタリングを定期的に行い必要に応じ内容の変更を行う・介助者、介助犬などの許可			
・高等部に進学する時の面接で「勉強させたいのですか？必要ですか？」と障害者に対する教育は無意味だというような言葉を言われた。特性に応じた個別の支援計画。ここは私塾じゃないですから！と学校に言われた。	難病	10～19歳	男
・障害の特性を把握する事が大切です。	精神障害	60～69歳	男
・障害別のマニュアルの作成。	内部障害	60～69歳	男
いじめの根絶、思いやり、いたわり、優しさ、道徳の指導	精神障害	40～49歳	男
音声（ききとり）テストは、「文字化」してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
音声パソコンの使用	視覚障害	50～59歳	男
学ぶ権利は保障すべき	難病	50～59歳	女
学校内で障害の特性によっていじめがおこらないようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
教育をふやしてほしい。支援計画、じどうけいかくと通ちぼがいっちしない。またけいぞくして、作業所や、社会にひきつがれることがないため、学校を卒業すると無効になっているケースが多いにもかかわらず、支えん計画、ひょうかをするのにばく大な時間が教員にかかってしまっている。何のための計画書なのでしょうか。	重複障害	40～49歳	女
教育委員会、学校、教師、生徒がそれぞれの障害の特性を理解し特性に応じた個々の教育が必要。	聴覚障害	60～69歳	女
個別の支援計画、指導計画を保護者と共に作成しニーズに合った支援をしてほしい	発達障害	10～19歳	男
個別支援計画は、親と相談の上で作ってほしい。	知的障害	10～19歳	男
高等部を卒業すると、施設や、職場をさがさなくてはならないが、重複児にも専攻科などに進んで専門的な事を少しでも学びたい	重複障害	10～19歳	女
始め、おわりの合目がないので、やはり、わかりやすくして！	聴覚障害	40～49歳	女
紫外線防御を必要とし、戸外での活動が極端に制限されるが、工夫によって他の子供と同じ教育が受けられるはず。しかし、園芸はだめだからと教育に１人とり残されていたことがあった。	難病	20～29歳	女
視覚障害者は運動会で伴走者がいれば競技参加が可能であるにもかかわらず教育の現場危ないと判断して参加させない事が多いと見られる	視覚障害	70歳以上	男
資格試験を受けやすい経済補助（公的支援）の拡充・拡大をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
字を再認できるけど再生できない(障がいの為にわかるけど書けない)子にはワープロ利用を認めるなどしてほしい。字が書けないだけで学ぶチャンスを失わないようにしてほしい。	発達障害	10～19歳	男
手話が必要なろう児はひとまとまりのコミ環境を作ること	聴覚障害	40～49歳	男
障害に応じて、できる限り時間も合わせてほしい。	内部障害	0～9歳	女
障害者団体とも共働、共に話し合い良い環境作りに障害者本人を無視しないで一緒に活動していける社会にして頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
身体（脳性マヒ）、知的、精神、視覚障害、ろあ者など色んな障害者がいる事を想定して工夫してほしい	重複障害	50～59歳	男
人は同じ言葉・同じ行動でも「動機が違えばその結果は雲泥の差が生まれる」たとえば、平和の名の下に支え合い許し合うこともあれば、戦争をする場合もある。全教員が「生徒を支える動機の下に表した言葉や行動」が「排除の動機で利用されれば大変な事になる」事を知っていて欲しい。外交では「平和」の名の下で戦争もゆるい愛もあるのが事実であり、どちらが正しいと言うもので無く、「どちらも有る」のが真実である。			
専門機関から学校、教員に障害の特性について説明を詳細にし、定期的に職員、児童生徒にも研修やお話をして下さい。	視覚障害	70歳以上	男
全盲児童・生徒が点字に習熟できるようにすること。音声化ソフト、点字ディスプレイ、触図、盲人用そろばんなどを使いこなし、学習に生かせるようにすること。弱視児童・生徒がレンズ、単眼鏡など、補助器具を使いこなし、支障なく学習できるように配慮すること。視覚障害児童・生徒が、体育の実技や、家庭科、図工、美術、実験など、様々な実習にできるだけ参加できるよう配慮すること。	視覚障害	50～59歳	女
他の生徒より、時間がかかる事がたくさんある	発達障害	0～9歳	男
大学での資格試験に、時間延長等の配慮がなかった。	肢体不自由	20～29歳	男
担任の先生の考え次第で大きく変ります。きめ細かさは友達作りが良かったと思います。	精神障害	70歳以上	女
聴障児は音楽の授業ではリズムのみしか分からない場合が多いし、英語のリスニングは困難。そうした点を配慮して授業を行うこと。	聴覚障害	60～69歳	男
特に算数・数学は概念が中々入らなくて苦しいのでいろんな教え方を工夫してわかるように教えてほしい。わかる喜びを味わいたい！！学びたい気持ちに答えてほしい！	発達障害	10～19歳	男
内部障害者に対する指導計画（理解）と学習指導が必要。	内部障害	70歳以上	男
配慮と差別と逆認識しないこと	視覚障害	50～59歳	男
筆記試験でマークシート方式だったが義手使用の私は義手には神経は通っていないので、一ヶ所マークシートを塗りつぶすのに時間がかかったが延長配慮はなかった	肢体不自由	60～69歳	男
普通学級に難聴の子がいた場合の情報保障を整備してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
盲ろう児に合った教育機関を作ってほしい。	盲ろう	60～69歳	女
盲ろう者が理解するのには時間がかかるので、ゆっくり進めてほしい。	盲ろう	50～59歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
1（1）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
バス、タクシーなどで車いす利用者などの乗車を拒否すること(同意見 他14名)	内部障害	60～69歳	女
タクシーから乗車拒否された			
タクシーによってタクシー券が使用出来ない時がある。	視覚障害	60～69歳	女
タクシーに車いすが乗らないからと言われたことがある。	肢体不自由	60～69歳	男
タクシーに車イスを乗せてくれなかった　視覚障害者なのに、タクシーが家と離れた目的地や所で降す事がある。	視覚障害	60～69歳	女
タクシーに乗ろうとしたら逃げられた。開けてあったとびらの前だったのに危険だ。うしろに並んでいたタクシーに乗ったのはよかったけれど、タクシーでこういうケースは何度もある。	聴覚障害	40～49歳	女
タクシーの運転手がいやなカオをすることがある	肢体不自由	60～69歳	男
タクシー等の乗場の表示が不明	肢体不自由	70歳以上	男
こみあっている時とか手をあげても乗車拒否されたこともある	肢体不自由	30～39歳	女
じかようしゃよりつかいにくい	肢体不自由	50～59歳	男
ハンドル式電動車いすの乗車拒否をなくしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
雨の日にタクシーの乗車を拒否された事がある	肢体不自由	40～49歳	男
近距離でタクシーを利用しようとしたら断わられた。	視覚障害	60～69歳	女
車椅子が重いからタクシーに乗せられませんと言われた	肢体不自由	40～49歳	男
車椅子利用者という事で、タクシー乗車を拒否された。（実例目撃）	肢体不自由	70歳以上	男
精神科病院への通院時、タクシー運転手が全員障害者なのに、付添いの人がいると割引はきかないといって受容れてもらえなかった（友の話）	精神障害	30～39歳	女
白杖を持って一人でタクシーに乗ろうとした時、いきなりドアを閉められ、乗車拒否された経験がある	視覚障害	50～59歳	女
聞こえない理由でタクシーの乗車を断られた	聴覚障害	30～39歳	男
補助犬同伴でタクシーに乗るときに拒否されるときがある。補助犬をつれて搭乗すると、口輪を着用するように言われた。	視覚障害	50～59歳	男
補助犬同伴でタクシーを利用しようとしたところ拒否された。航空機を利用しようとしたところ補助犬に口輪をしなければならないと言われた。タクシーの運転手に目的地までの案内図を見せて目的地を示したが、自分で行き先を説明できないものはタクシーにのるなと言われ、どこかわからない所で突然おろされた。	視覚障害	50～59歳	女
いまだにバスの乗車拒否があります。公共交通なのだから誰でも利用できるようにすべき。	重複障害	30～39歳	女
バス、タクシーの場合はえん石の前に止めては危い。ここに止めて欲しい。（図示）	視覚障害	60～69歳	女
バスの利用の際に、乗車場所と下車場所及び乗る時刻を事前に連絡する事と乗車・下車については、付添人と乗る事、低床バスが走ってない。一部分しか走ってない	肢体不自由	40～49歳	男
バスの利用は、市町村それぞれちがうけど、平等にしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
バスはすべて低床になっていない為車イスで乗るとき事業所に知らせなくてはならない	肢体不自由	50～59歳	女
バスはワンステップでは車イス利用者は使えない。	肢体不自由	30～39歳	男
バス乗り場で車いす利用者の人が運転手からどなられていた	重複障害	30～39歳	女
バス停が狭く、乗車できる停留所が限られている。	肢体不自由	20～29歳	男
バス停で手を上げているのに通過してしまう（車イス利用）	肢体不自由	60～69歳	0
バス等利用して下さいと言うわりには、機械の操作を知らない運転手がいたりする。	肢体不自由	50～59歳	男
公共バスで「7時～9時は無理」と乗車拒否された。	肢体不自由	40～49歳	男
障害者のバス、タクシー利用は時間に制限されません。公には席もあるので拒否は不当です。	精神障害	70歳以上	女
小さな町なのでバスは利用出来ない。	肢体不自由	50～59歳	男
大都市でのバスは車イス対応できているのに県内での車イス対応車はない。車イスだけでも、手を貸してもらえないかとお願いしたら断わられた。	肢体不自由	20～29歳	女
地域によっては、低床バス等が相当に整備されてきたが利用（乗車）にあたって、予約を前提にしているが、予約しなくても利用できるように願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
混み合うときは利用を避けてほしいと言うこと(他9名)	視覚障害	60～69歳	男
車いす利用者は予約しないとバスや電車に乗れない	肢体不自由	60～69歳	男
JRにて新幹線の予約の際障がい者席を確認するのに時間がかかり2度行かないとチケットがとれないチケットは手がきの別の用紙がある。（今はパソコンでも予約できるのに）	肢体不自由	50～59歳	女
「他のお客様の迷惑となることもありますので」と言う言葉はよく使われている。私は身体障害者ときにある私鉄との話し合いの時、「精神障害」又は「てんかん患者」に対してどう考えているかを問うた時この言葉が出た。反論として「ではお宅の電鉄会社名で、高血圧・糖尿病・老人・脳卒中以後の生活者は他の家の迷惑を考えて我が社の車両には乗らないで下さい」と言えるのかと問えば黙ってしまった。彼は何げなく思った事を言っただけなのだろうが差別はここにある。			
ラッシュの時間は車椅子で行って、帰って来れなかった事がある	肢体不自由	50～59歳	男
階段が多く、汽車に乗れないことが多い。（特にJR）	肢体不自由	60～69歳	男
経験者からの話です。電車で車イスの方が乗ろうとしたら（ひとりで乗降できる方）付き添いが一緒でないと駄目。事前に何時何分の電車に乗りたいと予約をしないと駄目だと言われたそうです。今の時代に合わない考え方にビックリしています。	内部障害	60～69歳	女
乗降に際して当り前のように長時間待たせること。	肢体不自由	50～59歳	男
忙しい時等、次の電車にしてくれと言われる。	肢体不自由	20～29歳	男
無人駅などで夜間に駅を使った時、「もうちょっと早く帰って来なさい」と駅員に言われ、理不尽に感じた。買い物の帰り、バスを使ったが、ノンステップバスにもかかわらず、「今度乗る時は、会社に電話して下さい」と言われ、何の為のノンステップバスなのかわからなくなりました。	重複障害	30～39歳	男
航空会社で電動車いすを危険物としてみなされ、バッテリーの確認をされる	重複障害	50～59歳	男
航空機（旅行に行くために利用、又は外国旅行）など、聴覚障害者だけでの旅行への拒否すること	聴覚障害	60～69歳	女
航空機1機に対して国内線だと8人でとある。	肢体不自由	70歳以上	男
子連れの障害者が飛行機を利用するのを制限している規定があると聞きます。	視覚障害	30～39歳	男

Ⅴ－１(１)

記述内容	障害種別	年齢	性別
私は寝たきりに近いが、飛行機に乗る時にビジネスクラスに乗らざるを得ず負担が大きい。エコノミー料金で乗れるようにしてほしい。私は言われたことはないが、同じ寝たきりの車イスの人が何回もバスの乗車を拒否されている	難病	50～59歳	女
単独での航空機への搭乗を拒否すること。	視覚障害	20～29歳	男
飛行機に単独で乗車できない	肢体不自由	20～29歳	男
複数人の介助が必要な場合、料金が2倍3倍4倍とはね上がること。飛行機など、公共交通機関を利用する際の障害の無理解さゆえ、手続き時間の長さや拒否をされる。	肢体不自由	50～59歳	男
利用拒否はしないけど「次の便に乗ってください」と言われること。	肢体不自由	30～39歳	女
盲導犬の理解を得られなかった（航空会社）	視覚障害	50～59歳	男
予約がないと乗せないと言れた。当日でも乗せて欲しい。	肢体不自由	60～69歳	男
現在住んでいる市は低床またはノンステップバスが有るが、利用する前日までに予約をしなくてはならなく、突然の外出が出来ない。ノンステップバスが来て予約していないで乗ろうとすると拒否される。私は酸素を利用しているため飛行機を利用する場合2週間以内の医師の診断書が必要で手続きが大変であり、急な用事であるときに利用が出来ない。また一機につき車いすの者を搭乗する人数が決まっていて障害者団体など乗れないことがある。	肢体不自由	50～59歳	女
公の交通機関なのに、利用する日時を前もって連絡してほしい。又、混み合う時間は避けてほしいし、集団（障害者）で利用する事も対応出来ないと注意される。			
公的交通機関（鉄道、バス、タクシー）でも、車イス利用のできるよう改良された部分が大変少ない。	内部障害	70歳以上	男
視覚障害者に接する態度はJR、私鉄、107、タクシー、親切になっている	視覚障害	70歳以上	男
事前に予約しないとノンステップバスやワンステップバスが利用できなかったり、地下鉄ではスロープを用意してもらうのに1本乗り過ごしてしまわなければならない時がある。深夜の介護タクシーは利用拒否されるなどの制限がある。	肢体不自由	20～29歳	男
作りが古かったり、元々の設計から車イスで入れなかったり、介助がないと乗れないものが多く、特にバス、飛行機、船、制限にあたると思う。　予約をしないと乗れない交通機関は利用を制限していると思う。	肢体不自由	20～29歳	男
鉄道など障害者などすわる場所が少ない。	難病	50～59歳	女
鉄道に乗って、マイクでの案内や次の駅の案内はわかりません。聞きとりにくいです。	聴覚障害	60～69歳	女
鉄道に乗車する際到着している車両に間に合うにもかかわらず次の列車まで待機させられる事があります。	肢体不自由	50～59歳	男
鉄道会社毎に車イス利用者への社員対応に差がありすぎる。できるだけ統一された社員教育を行って欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
鉄道、バスの利用は、エレベーターおよび、バス車内を広くしてほしい。航空機では機内出入りおよび座席を利用しやすいようにしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
自由な往来の制限にあたるので制限はよくない。	聴覚障害	60～69歳	男
車いす利用者などの利用せいげん	知的障害	30～39歳	男
障害を理由に利用を拒否する事。	視覚障害	50～59歳	男
障害者を優先、乗車さすべきである。	内部障害	70歳以上	男
障害者割引できない。（手帳を見せても）	聴覚障害	20～29歳	女
乗車を拒否する事は実に考えられない話です。民事裁判に該当すると思います。			
拒否されたことはないが、鉄道、航空機旅客機、長距離バスなどはオストメイト対応トイレがなく、利用できない。	内部障害	60～69歳	男
スロープエレベーターを設けない鉄道駅は障害者を拒否しているのと同じだと思う。	肢体不自由	40～49歳	男
知的障害者は、ガイドヘルパーがいないとどこにも行けないからなるべくかんじがないほうがいいです。	重複障害	30～39歳	男
これはおかしい、不平等だ。車イスの方も必要に応じて健常者と等しく、いつでも利用できる社会にすべき	盲ろう	50～59歳	女
例えば、車イス使用者であれば、エレベーターがないのは拒否も同然。	肢体不自由	60～69歳	男
利用する時、コミがとれないので困る。	聴覚障害	50～59歳	女
駅のホームでの電車の案内の音声が小さい。	視覚障害	50～59歳	男
ほとんどがFAXによる予約ができない。Telでのみなのはおかしい。	聴覚障害	30～39歳	男
行き先の表示が視覚でもわかるようにしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
混み合うとき、メモ渡してひつだんできない	聴覚障害	40～49歳	女
タクシー利用の場合、外見は健常者に見える為手話の利用がひかえめになる。～PR不足と思う。	内部障害	60～69歳	男
バス、タクシーの運転手の人にもサービスの内容をしっかり理解していてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
盲ろう者の私がいることの存在がまわりは無視する。	内部障害	70歳以上	男
メーター料金より高く取られる（本人が分らないと思い）	重複障害	30～39歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
1（2）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
タクシーで視覚障害者だとわかるとわざと遠回りすること（他に同意見12名）	視覚障害	50～59歳	男
タクシー・・・耳がきこえないからということで、ラジオをつけて運転しないで欲しい。雑音にしかきこえないのでうるさいです。	聴覚障害	30～39歳	男
タクシーで、乗せたくないという態度をとられたり、こちらが指定した場所でないところで降ろされて、非常に困る。（おろされた位置がわからない）	視覚障害	50～59歳	女
タクシーでの車イスのあつかい（おりたたみ）をよくしてもらいたい	肢体不自由	60～69歳	男
タクシーでぼう言をはかれて（言葉の出ない脳性マヒ）家までふるえていたという報告を受け、マスコミに訴えた事がある。	肢体不自由	50～59歳	男
タクシーで遠回りされる	重複障害	30～39歳	女
タクシーで行き先を紙に書いてお願いするが返事がつめたい　タクシー券出してありがとうの言葉もないサッと券を取ってプイをされる運転手はつめたい	聴覚障害	60～69歳	女
タクシーで視覚障害者とわかり、わざと遠回りされた人の例を友人から聞いたことがある。	視覚障害	60～69歳	女
タクシーで手帳を見せるといやな顔をされる。バスにのる時足が悪いのでゆっくりあがったらドアがしまりいそいでくださいと言われる。	知的障害	40～49歳	男
タクシーで初めてなのでわからないのであっちこっちと聞かれる事	視覚障害	60～69歳	女
タクシーで聴覚障害者とわかると怪訝な顔をされて、面倒くさそうに紙とペンを手渡される。（80%の確率で）	聴覚障害	30～39歳	男
タクシーに乗車したとき、視覚障害者が1人だけで乗っていると知ると、わざと遠回りをしたようでいつもより高い料金を請求させられたと言っていた友達がいた。	視覚障害	30～39歳	女
タクシーの運転手から「カタワを乗せる車じゃない」と言われたことがある	視覚障害	50～59歳	女
タクシーの運転手に介助をお願いしても手伝ってくれなかった。	肢体不自由	50～59歳	男
タクシーの運転手に聞こえない事を告げると、何を言ってもだんまりの反応なしで、目的地まで安心出来ない。			
タクシーの呼び出しに電話だけ。FAXやメールは確実性がないので拒否される。ろう者もタクシーよび出し参加の方法を考えてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
タクシーの場合、行き先の指示に返事を返さない時は不安がつのる	視覚障害	50～59歳	男
タクシーは盲人だと遠回りする(健常者でもある)	視覚障害	60～69歳	男
タクシー券を使うと面倒くさそうにされる	重複障害	10～19歳	女
タクシー乗りうつりの時車イスをのせる時、しんどいと言われる	肢体不自由	50～59歳	女
チケットを出すとめんどうくさがる。	盲ろう	60～69歳	女
ごかいを招く。目的が〇〇ろう学校と言ったのに、なぜか盲学校まで送った事例がある。	聴覚障害	20～29歳	女
わざと遠回りされた	精神障害	30～39歳	女
運転手がろこつに嫌な表情をする。	肢体不自由	30～39歳	女
運転手の皆さんもう少し穏やかに対応して下さい	聴覚障害	60～69歳	女
運転手独自の問題ではあるが、バス停に停まった時、運転手が「早くしてください」と視覚・車椅子障害者に促すこと	視覚障害	50～59歳	男
遠まわりさせられタクシー会社にこうぎした。	視覚障害	50～59歳	男
遠回りすること	視覚障害	60～69歳	女
何か言われたのできこえないから筆談をして、と言っても、話続けられてとうとう何を言いたいのかうやむやなまま降車したことがある。「もういいよ」という感じだったが、こちらは納得できない。	聴覚障害	40～49歳	男
私もタクシーにのった時にわざと遠回りされた事があった。バスカードの入力ミスがわからない、口答で金がくをつたえてほしい	視覚障害	50～59歳	男
車イスをタクシーのトランクにうつすときに、介助者まかせにしないこと。介助者がいると手伝おうともしない人もけっこういる。	難病	20～29歳	男
鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客線などを利用する時に。白杖を持ってタクシーを止めようとすると空車でもわざととまらないことがある。	視覚障害	60～69歳	男
ほかの乗客がいやな表情や態度をしたり、邪魔者扱いすること(他に同意見19名）	聴覚障害	40～49歳	女
「おまえのせいで発車が遅れる」とあからさまな発言。	難病	20～29歳	女
じゃまものあつかいをされたことがあります。	重複障害	30～39歳	男
オストメイトはたまに臭いが出る時もある、臭いがでたときにはいやな顔をされる。	内部障害	60～69歳	男
きこえないと知るとろ骨に嫌な顔する人がまだまだいる。ボランティアする人でさえ障害者に対していばる人がいる冷たい日本を改革して頂きたい。このままでは一生、福祉に冷たい日本のままです！	聴覚障害	40～49歳	女
くるまイスじゃないとしょうがいをかるくみられる。ゆうせんせきのとり合いにまける。つえもつかずに元気なバーサンと2本のつえでやっと歩ける私。どっちがゆーせんよ？しはつのJR・バスしかのらない。とてもこわくて…てちょうで2級でもくるまイスもらえない。何で？	難病	50～59歳	女
よく見られる	肢体不自由	30～39歳	女
高校生や中学生がしょうがいしゃだとバカにしているし、運転手さんもりょういく手帳をみせてくださいというと、みせる人とみせない人がいるので、どうするかこまっている顔して、いらいらしておこる。それが私は大きらい。	知的障害	40～49歳	女
混雑のはげしい時間帯、場所での利用に、険しい視線をむけること。	知的障害	30～39歳	男
邪魔者扱いする	肢体不自由	40～49歳	男
手話を使うとじっと見てくる。手話が分かっているので盗み見する人がいる。すごい不愉快。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者用トイレが旅行先のインター等も含め少ないので、一般トイレで用をたす時、便の処理に時間がかかり、他の（健常者）人に、大声でいやみを云われた事があったが…要は障害者用トイレの増設をお願いしたい。			
乗客として同じ立場の人から知的障害者の方が声を出すと嫌な表情や態度を取られ心のバリアフリーが十分理解されていない	知的障害	30～39歳	女
世の中には無理解な人も居るものです。瞬間的なものでなかなか解決にむつかしいと思います。なるだけ健常者の人がそばに居るといいですね。	精神障害	70歳以上	女

Ｖ－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
精神障害者は、症状の重い者は、公共機関の使用をするとき、大声を上げたり、叫んだりする者もいる。そういうとき、確かに一般的には驚くが、周囲に良き理解者（バスの運転手など）が同乗していれば、話し相手になって、落ち着きをとり戻すこともある。	精神障害	30～39歳	女
他の乗客からあからさまに侮蔑的な目で見られている	肢体不自由	50～59歳	男
スタッフの数が少ないから、緊急時対応ができないので、障害者の人数制限があるといわれた。予約を取った段階ではOKなのに（飛行機）。	視覚障害	40～49歳	女
飛行機を利用した時、通路側座席を希望したにもかかわらず、「障害者は窓側と決められている。」、「緊急時に、なるべく多くのお客様に避難していただくため．．．」と言われた。	肢体不自由	0	女
JRで駅員さんが“手帳を見せろ”とか言ったり迎えにこなかったり、電動をぶんかいしてのせたりそういう事はしてほしくない。	重複障害	30～39歳	女
バスで車イスが乗車すると、乗客がいっせいに降りてしまうこと（始発バス停で）・バスで車イスが乗車すると、運転手が過重に他の乗客にあやまること	肢体不自由	50～59歳	女
バスを使おうとする時ノンステップでなかったり、乗務員が障害者を無視する	肢体不自由	40～49歳	男
外国旅行に行きたいと申込と旅行会社が、念書をかかせたり、同伴者を連れて来てほしいと言われる・聴覚障害者は旅行も行っては行けないのかなー	聴覚障害	50～59歳	女
航空会社のボディチェックが同行者より厳しい	視覚障害	50～59歳	男
航空機などでは障害者は最後におろされる事がある	視覚障害	60～69歳	女
差別とは違いますが、バスを降りるときに、整理券と身体障害者手帳を見せて、料金を聞いたら、白杖もついているのに「上に表示してあるでしょう」と言われました。だから「すいません。見えないんですけど」と言ったら、面倒くさそうに教えてくださいました。私が前もって調べておけばよかったんでしょうけど。	視覚障害	50～59歳	女
民鉄で、車内放送を利用して、嫌がらせすることがある。聞こえないから、訴えられない。完全犯罪と思っているそうだ。そんな会社だから、倒産し、会社更生法の適用を受けているが、まだ、こりない！	聴覚障害	50～59歳	男
場所によっての格差が大きすぎてある処と無いところの組合せがひどい事	肢体不自由	60～69歳	男
手帳をみせてもいやな顔をする。話せたらいいか、眉をよせる	聴覚障害	40～49歳	女
変な目で見る。小声で話をする。（あの子、おかしいね。みたいなことを言う）	知的障害	40～49歳	男
補助犬とバスや電車に乗ったところ、他の乗客からあからさまに不愉快な態度をされた。電車の中で酔っ払いにからまれ「犬なんかに世話をさせて家族は何をやってるんだ」と言われた。電車の中で、補助犬を蹴とばしてからおりていった乗客がいた。こちらが見えないのをいいことにバスの中で痴漢行為を働いた男がいた。個人タクシーに乗車したところラブホテルに連れ込まれそうになった。	視覚障害	50～59歳	女
物あつかいをされた事がある。	肢体不自由	40～49歳	男
飛行機の遅れをすべて障害者が悪いというふうな乗客の視線を感じる時がある。	肢体不自由	20～29歳	男
電車で乗っていて嫌な顔をしたり、車しょうが障害のことを注意すること	知的障害	30～39歳	男
段差等で困難が生じるので色々な情報が欲しい。（バリアーを克服出来るプラン）	内部障害	70歳以上	男
電車で帰りの時間をきかれる	肢体不自由	30～39歳	女
電車に乗ったら電車内の車掌に「ここに居たら邪魔になるからはじっこに乗って下さい。」と言われた事があります。	重複障害	30～39歳	男
電車に乗る時に、「車イスのお客さん、○×駅Mまでご案内」とアナウンスするが、プライバシーに配りょして、やめてほしい。一人で外出する時、駅員やバスの運転手に、「介助者はいない」と言われる。きちんと介助して乗せるのは当然	難病	50～59歳	女
電車や、バスの運転手に聞こえないので筆談でお願いしたら、嫌な顔をされたり、筆談を拒否され、口でしか説明されなかった	盲ろう	20～29歳	女
特に、バスターミナルにはほとんど係員がおらず、聞くことも探すこともできない。	視覚障害	70歳以上	男
飛行機において障害者だと分かると最後におろされる。一律にあつかうのはどうか。	視覚障害	50～59歳	男
飛行機に乗る際、ベルトをしめるのをいやがり、とうとう乗れなかったことがあった。	知的障害	30～39歳	男
利用に必要な介助を拒否すること。	視覚障害	20～29歳	男
目的地により時間短縮するため航空機利用するのに車イスの人は必ず介助者を付けて下さいと言われた。介助者を付ける事により金銭面でリスクがかさみ大変です	肢体不自由	60～69歳	女
・JRを利用していると、いまだに子どもあつかいされることがあります。	肢体不自由	30～39歳	男
手話等通訳なしで行う例、JRの切符を購入時「耳の障害者ですので筆記で…」とおねがいすると、時々荒っぽい書き方をする人がいる			
スタッフの数が少ないから、緊急時対応ができないので、障害者の人数制限があるといわれた。予約を取った段階ではOKなのに（飛行機）。	視覚障害	40～49歳	女
公共バスの乗務員のマナー教育をしてほしい視覚障害者はせつめいさえきちんとしていただければなんら問題はありません。	視覚障害	60～69歳	男
船での階段などを理由に一人で利用を拒否される。	肢体不自由	50～59歳	男
鉄道利用事にプラットホームの移動が制限される	肢体不自由	50～59歳	男
汚れるからと言われ、乗車を拒否された。	肢体不自由	40～49歳	男
周囲の人々が障害者を擁護する社会環境を作り出すべき	内部障害	70歳以上	男
夜遅く鉄道を利用するとき、降りる駅に介助できる駅員がいないという理由で駅員が多くいる次の駅で降ろされた。降りたい駅までタクシーでもどった。	肢体不自由	50～59歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
1（3）鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
駅の構造上利用が大変なのでほかの駅から乗ってくれと言うこと(同意見11名)	視覚障害	50～59歳	男
JR駅ビルが10時からのため、エレベータで朝10時までの（出口）外出が出来ない。駅から出口までのエレベータ（北口　これも10時から）入口から（南口）のエレベータも朝6時前から開けてほしい。それぞれ駅員とか人の助けがいないので困る。（問い合わせしたけど、とおまわりの地下道にしてくれと言われても、急坂の地下道のため不可。）	聴覚障害	40～49歳	女
駅に行ったら「この駅は駅員が自分しか居なく設備もないので他の駅に行って下さい」と言われたことがあります。	重複障害	30～39歳	男
ある駅は、各ホームに1基しかエレベーターがなく、非常に不便。電動車イスの方はJRに来ることさえ難しい。	精神障害	40～49歳	女
ある駅では使用できるユニバーサルデザイントイレが少なすぎる。以前、地下鉄のトイレに案内されて、手をかざして出入する自動扉が中に人がいないのに「使用中」となっていてこの時は出発列車時間が迫るし、トイレはしたいで苦労した。何かのひょうしで自動ドアが使用中だと感知して、しまりっぱなしになったみたいだ。（※他の駅でも同じような経験をしているので、一考願いたい気分だ。）また別の駅のトイレでは、中で用を足している時、突然ドアが開き通行人の男性がそしらぬ顔で通りすぎていった時は、目がテンになりました。	難病	50～59歳	男
ホームまでの手引きを前もっての連絡なしだからと拒否すること。会議の終わりの時間が未定だったので直接新幹線の改札に行ったらいやな顔をされた。全盲は計画的に旅行しなければならないのかと友人が憤慨していた。歩行能力は高い全盲二人連れだったので。	視覚障害	30～39歳	女
ラッシュ時の拒否がある	肢体不自由	40～49歳	男
駅が混んでいる時、乗りおくれたり、座れなかったりする。	盲ろう	50～59歳	女
とくにJR。じぜんに言わないと介助してもらえない傾向がある。介助犬同はんのばあい、こんざつしている車りょうなどはさけて入っておられるが、はいりょが必要。	重複障害	40～49歳	女
駅の構造上、人員上対応できないので利用を拒否されることはたくさんある。構造上は納得できても人員上の都合という理由は納得できない。	肢体不自由	20～29歳	男
駅構内のガイドを駅員に依頼してあったが、来てもらえなかった。駅員にガイドを依頼したところ、エスカレーターをおりる際、介助とみせかけて胸に触った。駅員同士の連絡を聞いていたところ「障害者を〇号車から乗せるからおろして」と荷物のように言われていた。駅構内でエスカレーターに乗ろうとしたところ、乗客につきとばされた。	視覚障害	50～59歳	女
観光客が来る、土、日は電車を使うなという事があり、問題にした事がある。バスで運転手のおうへいな態度があまりある。	肢体不自由	50～59歳	男
車いすの人は他の駅から乗車してほしいと言われること	肢体不自由	60～69歳	男
車いす利用者でほぼ自分でできる能力があるのに介助者がいないとだめと言う事と職員数が少ないのでとなりの駅から乗るように言われた。	肢体不自由	60～69歳	男
もしあれば、許しがたいこと。例えば、車椅子の場合歩行困難者の場合、駅での乗降に対する、介助、連絡等先づ先づと認識。	肢体不自由	70歳以上	男
乗り換えの駅にはエレベーターがないのでエレベーターのある駅まで行って乗車してくれといわれた。（車いす利用者）	視覚障害	50～59歳	男
複数の係員のいる所を利用している	肢体不自由	70歳以上	男
無人駅から乗られない	精神障害	40～49歳	男
無人駅で10時から15時30分以内でないと、乗降のお手伝ができないと言われた。			
連絡が降車駅についてからでないと乗せてもらえない	肢体不自由	20～29歳	男
介助を頼んだ障害者を男性なのに女性専用車両に乗せること（同意見他1名）	視覚障害	40～49歳	男
介助を頼んだ障害者を男性なのに女性専用車両に乗せること→これはまるで弱い者いじめだわ。どうして日本人は障害者のサポートがこんなにも無知なの。国が軍用に税金をムダ使いするからいけない。福祉教育に税金を使うべき。	盲ろう	50～59歳	女
介助者と女性専用車両に乗せられ、はずかしかった	肢体不自由	20～29歳	男
障害者だと男性1人でも女性専用車両に乗れるのは疑問です。	肢体不自由	30～39歳	女
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
エレベーターがない駅がある			
エレベーターが設置されていない駅で担ぎ上げる事が困難だと言われ別の駅から乗車した事があります。	肢体不自由	50～59歳	男
駅員に手話の出来る人がいないため言葉がわからない	肢体不自由	60～69歳	男
音声放送も電光板でわかりやすくすること。			
バスターミナルでだんさがある。バスレーンの所まで車イスで行くことができない。	肢体不自由	60～69歳	男
バスターミナルに通じる道が階段で行けなかったりするので利用を制限されているように感じる。	肢体不自由	20～29歳	男
バスに乗ろうとしたが、バスターミナルが狭く乗る事ができなかった	肢体不自由	40～49歳	男
事前に予約しないとノンステップバスやワンステップバスが利用できなかったり、地下鉄ではスロープを用意してもらうのに1本乗り過ごしてしまわなければならない時がある。深夜の介護タクシーは利用拒否されるなどの制限がある。	肢体不自由	20～29歳	男
車イス2人でバス利用する時、一人ずつにされて、それはおかしい。普通のカップルと同じようにしてほしい。	重複障害	30～39歳	女
ある航空会社で時間帯が混みあい忙しいので、手助けが十分に出来ないので他社を使うようにことわられた。	肢体不自由	50～59歳	男
空港で頼んでもないのに個室にいれられたことがある。	重複障害	30～39歳	女
空港の搭乗口で視覚障害者の白杖にも警告音出されるのでやめて欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
施設管理者がオストメイトとは理解していない為おのずと拒否、制限される	内部障害	60～69歳	男
「重い電動以外の車いすならOK」と言われた。	肢体不自由	20～29歳	女
車イストイレを捜すのに大変です。駅、ターミナルなど…わかりやすい所にあると良いです。	肢体不自由	60～69歳	男
人件費の節約合理化で、改札が自動化され、駅員が居なくなった。自分で切符を買えなくなった。通訳ガイド者に切符を買って（割引きっぷ）をもらって、自動改札を通る時に、時々自動改札の扉が閉まる。	盲ろう	60～69歳	男
地下鉄のバリアフリー化が遅れている。	内部障害	70歳以上	男
地方駅の階段などは、法律上容認されているが、公共交通機関が社会で役割をはたすのは「誰もが使える」という前程にしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
鉄道、空港はだいたいOK。バスは乗れないことがある。	肢体不自由	60～69歳	男

Ⅴ－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
バス、飛行機の車椅子利用には制限がある。			
新しくつくる（場所をもうけること）時にせっけい図に入れておくこと。30人位のくるまいすの場所	肢体不自由	60～69歳	男
誰でも利用しやすい駅にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
鉄道の駅はホームが異なれば車椅子では無理で、鉄道側として、何時でも万一に備えて欲しい	内部障害	70歳以上	男

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
1（4）市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
ほかのお客様に迷惑になるからと、外に出すこと(同意見他7名)	精神障害	30～39歳	男
身体をゆすったりして観劇していたら、他のお客様の迷惑になるからと、高額の入場料支払っていたのに、別室でビデオ観覧となった。	知的障害	30～39歳	男
劇場の場合は上演中に他のお客にめいわくになるような事をするのなら障害者うんぬん以前の問題であるから退場すべきだと思う。	聴覚障害	50～59歳	女
劇場などでは落着きの悪い障害者も（特に精神）居るので、当事者自身気を遣って出入り口に近い方が良いと思います。	精神障害	70歳以上	女
昨今は徐々に理解してくれて親切にしてくれている	視覚障害	70歳以上	男
もう10年弱の昔の話だが、仲間10人強で手帳割引で映画館に入った所、「ふしんな人を見かけたら係員に言って下さい」と、いつもはないアナウンスが館内に入った。	精神障害	40～49歳	男
外に出したりしない	知的障害	30～39歳	男
自閉症児者の奇声などをすぐ見付け、静かにしてほしいとか、外に出て下さいと言う	重複障害	30～39歳	男
「他のお客様の迷惑となることもありますので」と言う言葉はよく使われている。私は身体障害者ときにある私鉄との話し合いの時、「精神障害」又は「てんかん患者」に対してどう考えているかを問うた時この言葉が出た。反論として「ではお宅の電鉄会社名で、高血圧・糖尿病・老人・脳卒中以後の生活者は他の家の迷惑を考えて我が社の車両には乗らないで下さい」と言えるのかと問えば黙ってしまった。彼は何げなく思った事を言っただけなのだろうが差別はここにある。			
障害者だけ最後列など特定の座席に案内すること(同意見他15名)	視覚障害	50～59歳	男
コンサートに行ったとき、補助犬同伴の際で座席に案内せずに別室に案内された。	視覚障害	50～59歳	男
コンサート会場等で安全のために名前を書かされたり、いい席のチケットを持っていても一番後に座らされたりする。混んでいないのに最後に出される	肢体不自由	40～49歳	女
ライブ会場などで障害者席などが設けられているが、障害者席なのに見づらかったりする。（前のお客さんが立ってしまうと見えない。）	肢体不自由	20～29歳	男
聴覚者は特定の場所が必要（OHC、OHP）が見えない	聴覚障害	70歳以上	男
映画館で、お客の出入り口でない所から入り、みた。→・階段があって観たい所で見れない。←・公共施設の会館も同じ	肢体不自由	50～59歳	男
映画館で最前列になること（車いす）	肢体不自由	50～59歳	男
劇場（映画館）の車イス席が、最前列だった。大変観にくかった。遊園地の乗り物には、乗れるもの、乗れないものが、どうしてもあるが、利用料の割引きがなかった。	難病	20～29歳	女
劇場での客席を選択できない。	肢体不自由	50～59歳	男
劇場など最後尾のスペースで観る事が多いです。映画館では所によっては最前列で大変見難い事が有ります。	肢体不自由	50～59歳	男
座席（車イス）数の制限（すべての障害者、野球場など利用しにくい）	肢体不自由	70歳以上	男
最後列に案内された後の移動をぜったいに許可してくれないコト。	肢体不自由	30～39歳	女
公共の劇場等においては、車いす用席があるが、同伴者がいる場合は別々の所になる場合があるので、前、中、後列等にも車いす用席を設置すべきである	重複障害	60～69歳	男
車いすなど車いす席を特別にもうけ、一番見にくい所にする。	重複障害	30～39歳	女
車いすは最後列に座席が多いが前の方にも座席を	肢体不自由	60～69歳	男
車イス観覧席は、両端しかなし、（どの施設も）見にくく、見えない場面もあります。（疲れる）中央席にあると良いです。	肢体不自由	60～69歳	男
車イス席がいっぱいなので、次回にして下さいと一般席に座ることも断わられた。	肢体不自由	20～29歳	男
車椅子利用出来る、ホテル、劇場が少ない。又あっても数が少なく特に映画劇場の席が端に1、2ヶ所しかない。（一番上、入口そばなど）			
将棋が趣味で、市民会館に公開対局を観に行ったら「車椅子の人は席が決まっていますので、今から案内します。」と言われ、案内通りに付いて行った席が司会者席がさまたげになり、大型将棋盤が全く見えず、対局の様子や結果がわからず、後日、主催団体や会館宛に抗議文を出した事があります。	重複障害	30～39歳	男
車イススペースが最前列にしかない	肢体不自由	20～29歳	男
車イスだと一番うしろか、中間ぐらいの廊下の所でみる	肢体不自由	70歳以上	男
複数人で施設を利用した時、一般の席と障害者席で分けられ、一緒に楽しめない。	肢体不自由	20～29歳	男
補助犬を同伴してコンサート会場に行ったところ、他の人の行き来の邪魔になると言われ、指定席を買ってあったにもかかわらず別の席に座らされた。そのとき一緒に行った家族も、指定席を買ってあったにもかかわらず、介助者の席というパイプ椅子の席に座らされた。補助犬を同伴してホテルや旅館を利用しようとしたところ拒否された。補助犬を同伴して宿泊できる宿を探そうと観光協会に電話したところ、空き室はどこにもないと言われたが、その後に友人にインターネットで空き室を調べてもらったところ、まだたくさん空き室があることがわかった。補助犬を同伴して温泉施設を利用しようとしたところ、犬は外につながなければならないと言われた。温泉施設内のトレーニングルームを利用しようとしたところ介助者と一緒でなければ利用できないと断られた。	視覚障害	50～59歳	女
野球場の車いす予約が少ないためか抽選になる	肢体不自由	20～29歳	男
本来、客席じゃない所に居させられる。	肢体不自由	50～59歳	男
プールの利用を拒否されたことがある。	視覚障害	50～59歳	男
プールや浴場での制限	内部障害	60～69歳	男
ホテル、ハンディキャップルームがない、車いすでは制限される。劇場はトイレがない	肢体不自由	60～69歳	男
ホテル、ビジネスホテルは聞こえないことを理由に、宿泊を拒否することがある。	聴覚障害	60～69歳	男
ホテル、店関係で、障害者をみてため口で見下したような口をきかれることがあり、くやしい思いをした。	肢体不自由	50～59歳	男
ホテルのシャンプー、ボディソープ、リンスなど、同じ型でどれかわからない。わかるように形をかえてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
ホテルや旅館で風呂を拒否された。	内部障害	70歳以上	男
ホテル等での“バリアフリールーム”は高すぎる！（2倍の時も）	肢体不自由	40～49歳	男
レジャー施設を団体利用しようとして問い合わせたところ、あれやこれや言って受け入れようとしない。粘って聞いていたら「他のお客様がいやがる」と言った。	知的障害	30～39歳	男

Ｖ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
ろう者のホテル申し込みを「健聴者同伴」と制限するホテルがある。特に一流ホテルに多い。ビジネスホテルのほとんどは受け入れてくれる。	聴覚障害	60～69歳	男
（逆拒否）車イス使用の方がエレベーター前で「これは我々障害者のためのものだ」と言って足の不自由な健常者を怒鳴っていた	視覚障害	50～59歳	男
古い建築物にはバリアフリーではない所がある。職員への周知徹底が行き届いていない。			
厚生年金の相談に行ったら車椅子者の入れるブースは1ヶ所しかないと健常者より後回しにされた	肢体不自由	50～59歳	男
差別は無い	精神障害	70歳以上	女
車いすだと壁を傷つけるからということでホテルの利用を断られた。	肢体不自由	30～39歳	男
市役所という場所でさえ、障害者（車イス利用者）が自由に動けるという状態ではない。（エレベーターがなかったり使いにくい場所であったり）	内部障害	70歳以上	男
施設管理者がオストメイトとは理解していない為おのずと拒否、制限される	内部障害	60～69歳	男
耳が不自由だからとホテル宿泊拒否されたことある	盲ろう	30～39歳	女
身分証の提示を受ける（役所）	視覚障害	50～59歳	男
全て、字幕付けてほしい			
点字ブロック上に車や自転車を置くな。	視覚障害	70歳以上	男
病院も同じ、最後に後回しされてしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
忙しい時は筆談をしてくれません。筆談をしてくれても読みづらい字で書いてくれます。	聴覚障害	60～69歳	女
盲ろう者がシングルを利用する場合、部屋のカギをかけられず、盗まれる心配や、火事の場合の避難方法がわからず不安。	盲ろう	40～49歳	男
盲導犬といっしょにいるとことわられることがないように。	視覚障害	30～39歳	男
盲導犬を拒否する所があると聞く、出来る限り対応可能に願いたい。	視覚障害	70歳以上	男
浴場、温泉での拒否(オストメイトの理解)	内部障害	60～69歳	男
オストメイトが公衆浴場を利用することは不潔だから利用しないよう行政から申渡してほしいということがあった。	内部障害	70歳以上	男
公的浴場の入場を断られた。（人工肛門の為）	内部障害	70歳以上	男
人工肛門造設を理由に入浴を制限されたこと。	内部障害	70歳以上	男
人工肛門保有者（オストメイト）の銭湯又は私営プール等への入場を拒否すること。	内部障害	70歳以上	男
遊園地の乗り物に制限がある。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者を差別なく、入りやすい、来やすい施設にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
新しくつくる（場所をもうけること）時にせっけい図に入れておくこと。30人位のくるまいすの場所	肢体不自由	60～69歳	男
盲導犬といっしょにいるとことわられることがないように。	視覚障害	30～39歳	男
迷惑ならないようにするから、施設の利用を認めてほしい。	精神障害	50～59歳	男
特定の座席は、良い位置が良いと思う。	肢体不自由	30～39歳	女
料理講習会を開いたが、何故か非常にイヤな顔をされた。以前障害者に借した時、後片づけが、まずかった事が理由だという。電話で何度も念をおされた	内部障害	50～59歳	男

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
2（1）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
空港やバス、地下鉄、電車など、乗り換えの際の誘導ができるように、企業間の連携を密にすること（同意見他20名）	聴覚障害	40～49歳	男
駅から新幹線に乗車する際駅の構造上の問題も有ると思いますが1時間前から待機する様言われますが障害が有る身で何かと時間がかかるのでもう少しスンナリ乗車出来る様にして欲しいです。	肢体不自由	50～59歳	男
電車に乗る時、おりる時の駅員に無線で連絡かつかない限り、その電車があっても乗れない。（充分に乗ってからでも時間が間に合うのに！）	肢体不自由	50～59歳	男
乗りかえの時の誘導がスムーズにできるように、連絡をこまめにしてほしい。	盲ろう	50～59歳	男
乗り換え、下車の際、駅員さんが来ていない時がある。スロープがないため、乗客に手伝ってもらう事がある。	肢体不自由	20～29歳	男
乗降の際に介助できる駅員がいない場合、障害者を少し待たせても他の駅から応援を頼むなどして欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
鉄道、航空機を利用する時スムーズな利用ができる配リョをしてほしい	肢体不自由	50～59歳	男
何かと待たされることが多い。乗り替え時間が移動可能なのに一本遅らされる「障害者割引は国鉄時代の流れで、民間になった今は好意でやっている。本当はやらなくてもいい」と言われた。	肢体不自由	40～49歳	女
企業間の連携を密にする	知的障害	30～39歳	男
電車を利用するのに待ち時間が長い。他の利用者がスッと利用する中で、何十分も前から待たされるので、必然的に乗る電車が遅れる。	肢体不自由	20～29歳	男
公共交通の乗り換えの際の誘導。タクシー券障害者手帳を提示した際嫌な顔をしない。	視覚障害	70歳以上	男
最低限、事前に誘導を依頼しておいた際には、障害のある乗客を待たせないこと。	視覚障害	30～39歳	男
障がい者手帳の（三障がい）公的マニュアル利用方法と利用者、事業者、支援者の教育をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
障害者に関らず、高齢化社会で、車イス利用者が多い社会になってきているので、アテンダントは、介助の勉強をするべきだと思う。	難病	30～39歳	女
電車の乗り換えのさいの誘導ができるようにしてほしい。実家への帰省時に利用したいので、ぜひお願いし	視覚障害	30～39歳	女
電車の乗り換えの時間が短く、困った。時刻表の点字版を作ってほしい。	盲ろう	50～59歳	女
乗り換えの際の誘導に大変時間がかかる。（係の人が来るまでに待たされる）	難病	20～29歳	女
電動車いすで航空機を利用するとき、すでに事前に知らせてある車いすの状況や配慮してほしい事項をきちんと把握しておき、当日に何度もきいて時間をかけることのないようにする。	肢体不自由	20～29歳	女
公営の無料パスで電車にのり、その電車が乗り入れの為、改札を出る時は、他社線の為、精算が必要です。ですが、改札が無人駅で自動精算ですと、無料パスは反応しないので、応答が必要になるのですが、聴覚障害者には、むずかしいです。	聴覚障害	40～49歳	女
一般タクシーも、車椅子をトランクに入れる手伝いをして欲しい。障害者を座席にすわらせるまでの配慮も協力してほしい。急がず冷静に対応してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
駅などでタクシーに乗る時、介護タクシーが予約制でなくいつでも呼べるようになれたらいいなと思います。	肢体不自由	70歳以上	女
タクシー券や障害者手帳を提示しても嫌な顔をしないで対応すること（同意見他38名）	視覚障害	50～59歳	男
タクシーで障害者手帳を提示すると嫌な顔をされたのは私も何度かあります。お金を支払っても有難度うの言葉も無い時があります。	聴覚障害	60～69歳	女
タクシーの下車時に障害者手帳を出すと、記入に時間がかかるので、信号待ちの間に出しておいてくれれば良いのにと、不愉快な態度を取るタクシー運転手を時々見かける。	視覚障害	50～59歳	女
タクシー券や手帳を提示すると嫌な態度をとる者がいる。・障害者割引より割安な割引がある場合は知らせて欲しい。			
乗り換えの連絡はしてもらっている。タクシも計算がめんどうがっても　がんばって使わせてもらう	視覚障害	60～69歳	女
そこまっすぐ行けばげんかんだと言われたけど、タクシーの運転さんがおりてげんかんまでゆうどうしてほしい	視覚障害	70歳以上	女
タクシー＝「ろう学校まで」が盲学校へ運ばれる。あるいはどこにあるかわからないことが時々ある。航空機のスチュワーデス＝ろう者を車椅子の障害者と混同し、「着陸したらしばらくお待ちください」と筆記メモ。何かと思ったら、いちばんあとスチュワーデスと私で出口まで歩いた。あとで気がついた事が、「ろう者と車椅子障害者の混同」だった。	聴覚障害	60～69歳	男
タクシー券や障害者手帳を提示しても嫌な顔をしないでほしい	視覚障害	50～59歳	女
嫌な顔をしない	聴覚障害	20～29歳	男
チケットを出すとめんどうくさがった。バス停のブロックとバスの位置をおりやすい様に配慮してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
障害者手帖を提示したら料金割引き受けられる様になっているのに、運転手(タクシー)が「そんな事知らない」と突き返される。	肢体不自由	70歳以上	男
障害者手帳の提示に嫌な顔をされるので使用出来ない事が多い	重複障害	30～39歳	女
障害者手帳を提示して清算する迄、時間がかかり過ぎる。（嫌な思いがする）	内部障害	70歳以上	男
障害者手帳提示で割引。職員は親切な対応をしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
障害者用の領収書がもらえない時がある。	視覚障害	40～49歳	女
バスで、それまで「ありがとうございました」と言っていた運転手が、私の時には何も言わなかった事が、1度や2度ではない。（半額でも料金を払っているのに）	視覚障害	40～49歳	女
バスに乗車していて、降りようとした時に障害者手帳を提示しているのにもかかわらず「半額とは何だ」とおこられ、もう一度提示した時の不快感	内部障害	40～49歳	女
バスの運転手はマスクをしてる人がほとんど　バスは手帳見せると半額になるがこっちが運転手に「これでいいですか？」と代金と手帳見せるがマスクしてると何言ってるのかわからないせめてハッキリ頭を「うん」とか手まねきでOKをしてもらえると助かる	聴覚障害	60～69歳	女
バス利用が多いが、運転手に手帳を示すとムッとしてなかなか半額分にしない。「お願いします」と2度言う時が多い。	聴覚障害	70歳以上	女
介護タクシーにタクシー券使用で送り迎え同じメーター金額なのに、違う料金だった。「まちがったらゴメんな」と一言いわれてこちらは何もいえなかった。	難病	50～59歳	男
割引きの時、バス券や障害者手帳を出す時、まわりの人の目を気にしてしまい出さないで降りる時がある	精神障害	40～49歳	男
規則なのは分かるが、JRで半額キップを買って介助者と一緒に乗る時、駅によっては見れば障害者だと分かるのに手帳をみせてくださいと言う。※数時間前に1度見せたのに再度提示を求められる。	肢体不自由	30～39歳	女

Ｖ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
市民バス５人の運転手さんがいます。そのうち１人がいやな顔して運転します。１週間こうたいですが、その顔やめて下さい。	知的障害	40～49歳	女
手帳にしても、その地いきだけ、使えるということを、はっきりしてほしい。まちがったりすると困るから。	発達障害	30～39歳	男
手帳を提出して割引できたと思ったら帰りの乗車券が半額であった	視覚障害	50～59歳	男
障害者手帳をみせて目的地迄の料金をわかりやすく説明にほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
障害者手帳を見せないでもわかる教育。それぞれの障害の特性にあった、わかりやすい利用マップなどの作成。障害当事者を講師としての研修を開く。（ニーズの理解）	肢体不自由	50～59歳	男
白杖など持ってはっきり、障害がわかる場合には、タクシーの運転手の方から番号をきいてほしい。	視覚障害	70歳以上	女
優先席が車しょうのいるじょうむいんしつからとおいのでいすにすわれない。バスはすわったのをかくにんしてはっしゃする	難病	30～39歳	女
・ぜひやってほしい。顔に出さないで！口をゆっくりときもちよく！・何かあった時のしらせがない！	聴覚障害	40～49歳	女
すべての駅に、エレベーターを	肢体不自由	30～39歳	男
タクシー運転手は障害者への介助法や接し方などを学んでほしい。視覚障害者の前にタクシーを止めたら、自分から声をかけ、タクシー会社の名前をいう。視覚障害者は押したりひっぱったりせずに、腕につかまらせて案内するなどの基本を知っていてほしい。補助犬を同伴して航空機を利用し、海外に行く際の複雑な手続きをもっと簡単にしてほしい。航空機は補助犬に口輪をはめることを強いないでほしい。タクシーのドアには必ずタクシー会社の名前と車両番号などを書いた点字表示をしてほしい。地方でも、もっとバスの運行をふやし、車に乗れない障害者も自由に外出できるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
随時、障害者対応の交通手段（バス、鉄道・・・）にしていく。	内部障害	60～69歳	男
タクシー乗場の段差や電車とホームの溝を無くしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
トイレの所在、使用法を視障害にも分かり易く（無いものもある）	視覚障害	50～59歳	男
のりおりする時に手伝ってほしい	重複障害	50～59歳	男
療育手帳でも運賃が割引になるということを職員全員に確認し手順を理解してほしい(切符の入力etc)	知的障害	10～19歳	男
のりものの中のみくいきんしだけど、とうにょうびょうとこうじょうせんのびょうきでノドが死ぬほどかわく、水のんでいい？	難病	50～59歳	女
ノンステップバスや、鉄道駅のホーム上でのスロープや転落防止柵などの設置は企業間の協力だけでなく、国がもっとバックアップすべき。	肢体不自由	40～49歳	男
バスの乗降段差が大きい。	肢体不自由	60～69歳	男
バス車いすの固定に時間がかかりすぎることが多い。	肢体不自由	60～69歳	男
ホームと電車のすき間をなくしてほしい。みえないので不安。	盲ろう	40～49歳	男
リフト付バスの拡充。エレベーター（駅など）の拡充	盲ろう	60～69歳	女
安全に乗車できるように工夫してほしい。航空機ドアサイドへの自分の車イス利用可能を配慮すべき。	重複障害	30～39歳	女
駅の自販機全てにお金の投入口を大きくして欲しい。公共のトイレに車椅子が入るようなスペースを確保して欲しい。車椅子トイレは男女共用ではなく男女別々の車椅子トイレを作って欲しい。	重複障害	30～39歳	男
乗り換え案内は難聴にとって、音声案内だけでは理解できないことが多い。視覚化（カンバン、図表、電光掲示など）を望む。	聴覚障害	60～69歳	男
観光地等で運航されているクルーザ等に車いすで利用出来る構造をした船を推進すべきである（電車や航空より設備がおくれている様に思います	重複障害	60～69歳	男
駅で割引切符をわざわざみどりの窓口で並んで買わなければいけないこと。	聴覚障害	30～39歳	男
公的建物すべてにオストメイト対応トイレを設置して欲しい	内部障害	70歳以上	男
航空機利用の場合トイレに近い席がほしい。	内部障害	70歳以上	男
最近車に乗るとき、シートベルトが義務化されたので、バスやタクシーでも視覚障害者がわかりやすいようにして欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
車イスで乗れるバスが少ない	肢体不自由	60～69歳	男
車イスの構造を理解するようにしてもらいたい	肢体不自由	50～59歳	男
車いす用トイレの設置、（要）（移動機関内部）	精神障害	40～49歳	男
授乳同様に、腹膜透析患者が利用できる腹膜用バッグ交換席等を設定して欲しい。	内部障害	50～59歳	男
乗物で身障者用優先席がありますが　すわれない場合手のない自分は、つり革等につながれないのでキケンであるが、足が普通だと、席をゆずってもらえない	肢体不自由	60～69歳	男
全ての駅・空港をバリアフリーにして欲しい。全てのバス車両にノンステップバスにし、いつでも乗れるようにして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
相手がきこえない、障害者となるとまだまだ冷たい対応、迷わくそうな態度をとる人が多い日本です。同じ人間として受入れるべき。（日本だけが障害者に冷たい。）	聴覚障害	40～49歳	女
多機能トイレの設置	内部障害	70歳以上	男
地下鉄のホームを走ったりすると、親の家まで苦情がはいる	重複障害	30～39歳	男
電車にはもっと車イススペースをもうけてほしい。そしてその位置をはっきり標示してほしい。車イススペースは、寝たきりの車イスでも十分な大きさにしてほしい。	難病	50～59歳	女
電車の音がうるさい	聴覚障害	50～59歳	男
大都会ほど障害者への対応が徹底されていると聞く	内部障害	70歳以上	男
飛行機のトイレを広くしてほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
本人と介助者を離さないでほしい	肢体不自由	20～29歳	女
アンナイしてほしい			
いつでもどこでも電光文字表示は常に表示して欲しい。突然の災害や電車事故、遅れ等、どんな時でも放送同等の文字表示を！！全国的に拡めて欲しい。			
キャンセル待ちなど、聴覚障害者にはアナウンスの音声が聞こえないので、電光掲示板などで表示してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
ダイヤの乱れなど駅はやかましくて放送が聞き取れない。放送内容は電光表示板に流してほしい。電車通学のときに苦労した。			
バスにのった時、停車地名がわかるように電光掲示板を設置してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女

Ｖ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
バス停などへあとから人の並んでいるのを知らないから前へ行くと、「並んで下さい」と言われてもどこが最後なのかわからずいやな思いをしたことが数多くあります。	視覚障害	60～69歳	男
マイクによる案内を同じに電光掲示板にも流すこと。筆談のお願いに対しいやな顔しないでほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
メールでタクシーを呼べるようにしてほしい	聴覚障害	30～39歳	男
案内を文字で知らせてほしい。鉄道利用するとき、前車両、後車両が途中で行き先分かれてしまうときなど大変困る。	聴覚障害	50～59歳	女
案内板等を分かりやすく設置	内部障害	60～69歳	男
音声ガイド	視覚障害	50～59歳	男
音声情報を文字表示すること。・こころよく筆談に応じてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
関東で、駅名の表示が見にくいところが多く、いつも不安である。列車（電車内）に、次の駅名を表示するものもあるが、全部の列車（電車）ではない。義務づけて欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
緊急な時、情報提供できるよう、文字放送して欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
緊急時の音声情報を文字化してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
空港や駅に耳マークを置き筆談に応じてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
座席指定の時案内してほしい	視覚障害	50～59歳	女
車内、機内、船中等、常に聴覚障害者が分る様に筆談をしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
手話のできる職員がいることがのぞましい。手話で話すので、手話の分かる職員が必要。	盲ろう	60～69歳	女
手話の出来る職員の配置	聴覚障害	70歳以上	男
受付、カウンターなど、手話できる職員を配置してほしい。気軽で受付やりたいから	聴覚障害	30～39歳	男
受付対応が辛いので、手話の通訳のできる人が居るマークを立てるか、呼べればと思う。	聴覚障害	60～69歳	男
出来るだけ目に見える情報をすみやかに提示してもらいたい。例えばホームで待っていた時事故があり他のホーム移動の報をアナウンスだけでなくプラカードを持ってホームへ来てほしい	聴覚障害	70歳以上	女
乗っていた電車が人身事故を起こして停車したが、音声アナウンスのみで何がおこったのかわからず困った。（きこえないので）車内での案内画面に事故の内ようを流してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
乗り物には電光掲示で分かるようにする。地下鉄、矢印で方行をわかりやすく。	聴覚障害	70歳以上	女
切符を求める時に筆談で応じてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
窓口などで、カウンターの上に耳マーク表示板、簡易筆談器やメモを置いておくこと。	聴覚障害	40～49歳	女
他の人が通常料金払ってバスを降りるとき　運転手は「ありがとうございました」と、はっきりした声で言うが、障害者手帳も提示し、割引料金払って降りようとすると、「ありがとうございました」の声が低かったり、無言だったりする。	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者は放送が聞えない！電光掲示板を増やして欲しい！	聴覚障害	70歳以上	男
鉄道、バス等に電光表示板をつけてほしい。音声のみでは聴覚障がい者は分からない。	聴覚障害	60～69歳	女
鉄道では「何故、今、電車が止まっているか、再開はいつか？」の字幕情報板を設置して欲しい・タクシーでは筆談器を設置して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
鉄道などが突然止まって動かなくなるときに、事情を音声だけではなく、文字で知らせてほしい。新幹線で台風の為、途中で運転を打切るときも、電光表示板があるのに音声だけだった。	聴覚障害	60～69歳	男
電車、バスには行き先、停車先等の文字表示を全てに付けて。・駅、電車、バス等アクシデントがあった時は必ず文字表示をして欲しい。・ホームと電車、バスと地にまだまだ段差がある。早く直して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
電車が早く全部駅名の電光掲示板になると良い。座っていて前の座席の窓がカーテン等でまどをしめられると駅名が見えない	聴覚障害	60～69歳	女
電車内、バス内で行先、次の駅名を音声で知らせてほしい。優先座席に健常者がすわっていても、座席をゆずってくれないので、その点も音声で流してほしい	視覚障害	70歳以上	男
筆談する時、嫌な顔をしないでほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
筆談や文字情報を多用化してほしい	盲ろう	70歳以上	女
文字情報表示の徹底			
聞こえない人にもわかるようにマイクだけでなく、文字表示してもらいたい。	聴覚障害	50～59歳	女
聞こえなくても安心して旅行できるように乗り換えなど分かりやすいマップなど作って欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
路線バスを待っているとき、視覚障害者にも行き先が分かるように案内が必要。	視覚障害	60～69歳	男
エレベーターの設置をしてほしい。	内部障害	40～49歳	男
字幕表示板の設置、電車内の放送の字幕化はして欲しい。（事故情報、電車が何分停車するのか？など）	聴覚障害	40～49歳	男
とくにJR。特急が車イスにのっているばあい、ドアからして入れない。じしんなどのきんきゅう時、どうするかを考えたたてものにしてほしい。通路もとおれない。バカデカイトイレは通キン電車についているが、あれでは一般の人のばあいチカンなどに遭いやすい。（死角が多い）もっともっと改善がひつよう。身体障害者は一部の特急しかのれない。さらに、通キン割引がない！	重複障害	40～49歳	女
バスをふやしてほしい	精神障害	30～39歳	女
内部障害は外見ではわからないので…	内部障害	60～69歳	女
タクシー券での超過金額の算出がわからない	内部障害	50～59歳	男
バス代半額になるのですが、難聴は見えない障害なので障害手帳を見せるのを遠慮してしまう。	聴覚障害	60～69歳	女
空港やJRで運行に支障が出た時のアナウンスを駅内や電車内でも文字表示して欲しい。	聴覚障害	30～39歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
2（2）鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者が介助者と一緒に休んだり、服薬などができる場所を作ること（同意見14名）	視覚障害	70歳以上	女
だれでもいつでも利用できる救護室があると良い。	内部障害	40～49歳	男
介助者と一緒に休んだりできる場所を作ってほしい。アナウンスの音声だけでは聞き流してしまう事もあるので直接伝えに来てほしいです	視覚障害	50～59歳	女
休けいスペースの配置。	内部障害	60～69歳	男
休むことができる屋根付きのベンチの設置して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
高齢者、障害者などの交通弱者のため、休けいホール休けい用いすがほしい	肢体不自由	70歳以上	男
授乳室と同様に、腹膜透析患者が利用できる腹膜用バッグ交換室等を設置して欲しい。	内部障害	50～59歳	男
出来る事なら待ち合い室等、障害者の部屋をその中で聴覚障害者用として電光掲示板を。	聴覚障害	70歳以上	女
鉄道の駅のホームに休めるイスが最近少なくなってきている　必ず　いくつか用意できるようにして欲しい。エレベーター、エスカレーターが都内の駅でもない所もある、地方はもちろんエレベーターがあればいい。	肢体不自由	50～59歳	女
腹膜透析患者のバック交換場所を整備してほしい。	内部障害	60～69歳	男
緊急時や、事故が起きたときのアナウンスを、音声だけでなく、電光掲示板などで表示すること（同意見41名）	視覚障害	50～59歳	男
何があったかわからず、聞いても面倒くさがられて、教えてもらえず、何時間もこない列車をまっていたことがある。	聴覚障害	50～59歳	男
観光バスなどに音声でなくガイドの言う事を字幕で写し出すようになれば難聴でも観光が楽しめる。	聴覚障害	70歳以上	女
緊急なアナウンスが電光掲示板で示されると安心する（ゆとりがもてる）	聴覚障害	50～59歳	男
緊急な時、情報提供できるよう、文字放送して欲しい	聴覚障害	30～39歳	男
緊急事態が発生した時、私たち盲ろう者は周りの様子がつかめない。介護者と一緒であればよいが、単独行動の場合、キケンが多い。	盲ろう	50～59歳	女
緊急時、事故など例の中の（アナウンス、電光掲示板で示す）対応でなく、知的障害の人には、直接声かけをすること	知的障害	30～39歳	男
緊急時の事故の時、身にきけんを感じられる時どういう方法があるか知らせてほしいと思います。	聴覚障害	70歳以上	女
緊急時の点字表示の工夫をしてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
緊急時の用のライトつけてほしい。（光ったり、パトカーのサイレンみたい）黄色か白で	聴覚障害	20～29歳	女
緊急時や、事故が起きたときのアナウンスを、音声だけでなく、電光掲示板などで表現すること	聴覚障害	50～59歳	女
緊急時や事故がおきたときにアナウンスを音声で知らせてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
緊急時事故等のアクシデントがあった時は必ず音声のみでなく文字表示をして欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
空港・・・搭乗口番号が変更になったとき、放送で伝えるが、耳がきこえない人はわからない。そのため、最初に言われた番号のところで、ずーっと待っていた。他の人がいなく、変に思ったので、空港職員にたずねたら「あーっ、ここにいたあ」って大声で言われ、、自分が恥ずかしくなった。30分も遅れて飛行機に乗ったときは、客の嫌な視線・・・。理由を客に説明して欲しい！！	聴覚障害	30～39歳	男
事故が起きた時はすべての人に説明ができるようにしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
事故などでおくれ、運休などをもうすこし早めに、アナウンスをして1回ではなく数回してほしい。	視覚障害	50～59歳	0
全ての駅に電光表示板を出して、放送を文字化してほしい。夜、電車、バスに乗っていると放送が聞き取れないし、外はまっ暗なので、どこに着いたかわからない時がある。車両内に案内板があればいいと思う。空港の放送は何を言っているかわからない。			
大きく電光掲示板設置する事	重複障害	50～59歳	男
聴覚障害者だけでなく、これからは、超高齢化社会になるのだから、電光掲示板などの文字による伝達は必要、特に緊急時に文字で示してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者には、事故で停車中の時、電光掲示板にすぐに出るようにしてほしい、前もって入れてある掲示事項だけなので、緊急の時に役立たない	聴覚障害	70歳以上	男
聴覚障害者の方々は、電光掲示板等設けていただければ非常に助かるのではないでしょうか。	肢体不自由	70歳以上	男
電光掲示板必ずつけて下さい。前から言っても言っても変わらない！どうして！！必ずつけてください。	聴覚障害	50～59歳	女
アナウンスがわからない聴障者への配慮を	聴覚障害	70歳以上	男
アナウンスと共に電光掲示板の表示は、一般の人にも大変助かること。※交差点の信号機は今や健常者が便利で当然の設備になってるように	内部障害	60～69歳	女
アナウンスの時、聞こえないので、電光掲示板ほしいです。	聴覚障害	40～49歳	男
アナウンスの内容を点字でも表示して欲しい	盲ろう	40～49歳	男
アナウンスの文字化	盲ろう	50～59歳	男
アナウンスはきこえないから、まわりがさわがしくなると、何がおきているかわからず、すごくこわい。1人の時はこまる。	聴覚障害	50～59歳	女
これは視覚の方聴覚の方には本当に大切です電光掲示板が必要です。	聴覚障害	70歳以上	男
電光掲示板は全体に必要です！	聴覚障害	50～59歳	女
バスはバス停では車外アナウンスをしてほしい。中心的なバス停には点字の時刻表を設置してほしい。バスの路線が変更される場合は、文字で書くだけでなく、盲人にもわかるように伝えてほしい。さんざん待ったがバスが来ないということが何度もあった。駅員は視覚障害者の誘導方法を身につけてほしい。誘導する際は、勝手に障害者専用通路などへ連れていくのではなく、階段とエスカレーターとエレベーターなど、選択肢を示し、どれを使いたいか、本人の意志を聞いて誘導してほしい。視覚障害者のホームからの転落事故などがおきないようホームに安全柵を設置してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
まだまだ電光表示のない電車があっていちいち駅を目でたしかめるのに大変　とくに混んでる時	聴覚障害	60～69歳	女
もうろう者にとっては赤色が見にくい時もある。	盲ろう	60～69歳	女
駅等、アナウンスが全く分らず、不安に成る事多々有。	聴覚障害	70歳以上	女
音声ガイド	視覚障害	50～59歳	男
音声だけでなく、電光掲示板などで表示すること	聴覚障害	40～49歳	男
音声情報を文字表示すること。筆談に応じてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
音声誘導を増やしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
電光掲示板	聴覚障害	70歳以上	男
電光掲示板がずい分いたる所にあるので助かる	聴覚障害	50～59歳	男
電光掲示板が大変やくにたつ。	聴覚障害	70歳以上	女

Ｖ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
電光掲示板などで表示	聴覚障害	20～29歳	男
電光掲示板などで表示すること	聴覚障害	50～59歳	女
電光掲示板は是非付けてほしいです。	聴覚障害	60～69歳	女
電光掲示板をもっと進展させて欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
電光表示	聴覚障害	30～39歳	男
電車が急停止したとき、どんな理由かをすみやかにプラカードを持って車内を歩いてほしい、駅員が電光掲示板あっても使用しないし出来るだけすべての車両に目に見える物をつけてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
電車やその他ののりものが何らかの理由でおくれるとき耳の不自由な者は分らず困る。ぜひ文字で流してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
電車利用の際、事故で予定が遅れた。耳が聞こえなく、連絡ができない。	重複障害	30～39歳	男
聞こえない人間への配慮として、文字表示や筆談で対応すること。			
放送は大きな声にしても言葉はわからない音が大きいだけ。電子文字で表示してほしい	聴覚障害	70歳以上	男
目で見てわかる情報をふやしてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
駅名が少くて高い所につり上げてある電車の中から次の駅名が見えないもっと沢山柱など見えやすい所に置いてほしいです。昔は柱に書いてあり分り易かった、今は1本もありません。困ります。美観的な問題でなくした様ですと聞いている。	聴覚障害	70歳以上	女
空港や駅に耳マークを置き筆談に応じてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
エスカレーターが途中までしかなく、とほうにくれる。ないなら、全くない方が親切。エレベーターに困ります。	肢体不自由	50～59歳	女
エレベータ・エスカレータの設置	内部障害	60～69歳	男
ある駅には、1本のホームにエレベーターが1つしかなく、障がい者同士で、さそいあって、出かけたいと思っても、難しく、やむなく、危険だが、介助者付で、エスカレーターを利用している。	精神障害	40～49歳	女
エレベーター(駅)わかりやすい場所に設置をして欲しい。表示→普通のトイレでも入れるので→ただ表示どおりに行って近くに行くと地下だったり上に階があったりしてがっかりさせられるので、表示に段差の有無を付けるとかの工夫を。	肢体不自由	50～59歳	男
エレベーターの設置を義務づける、駅員も介助を勉強するべきです	難病	30～39歳	女
エレベーターを身障者用に取りつけてほしい	精神障害	40～49歳	男
バリアフリーの徹底	内部障害	30～39歳	男
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
バリアフリー新法を目標通り実現するほか、逐次利用者数の少ない交通機関でも進めること	内部障害	70歳以上	男
駅などのエレベーターの位置を、もっと大きく標示してほしい	難病	50～59歳	女
駅ホームでの、転落防止柵は絶対欲しい。日本内だけでなく、海外等でももっと進んだ設備等を積極的に取り入れて欲しい。	肢体不自由	40～49歳	男
(エレベーター(駅など)の拡充)エレベーター、点字ブロック	盲ろう	60～69歳	女
車イスで利用可能な駅舎が絶対的に少ない。改築の計画はあっても、すすんでいない。	肢体不自由	60～69歳	男
車いす専用駐車場が、外車や大型のワンボックス車などの健常者の方に使われて利用できない空港駐車場が多い。手帳のない者が不法に駐車出来ない様な対策をしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
車イス用エレベーターが、遠い所にあり。目的の場所まで時間がかかる。業務用のエレベーターを利用するしかなく、ひどい臭いのするエレベーターだった。	難病	20～29歳	女
新幹線の座席を取りはずし、車いすを固定する設備を設置する。飛行機のトイレを誰もが使えるものにする。	肢体不自由	50～59歳	男
線路等に転落防止柵を設置して欲しい。誘導してくれる介助者がいて欲しい。	視覚障害	60～69歳	女
鉄道での、プラットホームをすべてエレベーターの設置	肢体不自由	50～59歳	男
点字ブロックの敷設を進めて欲しい。職員を増やし、気兼ねなく援助を依頼できるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
オストメイト用トイレの増設	内部障害	70歳以上	男
トイレのマークは分かりやすくして下さい。	発達障害	10～19歳	男
トイレは最低一ヶ所はユニバーサルにしてほしい。	重複障害	60～69歳	男
トイレやベンチ、休憩所等の案内板をわかり易く、数多く設置してほしい。	内部障害	70歳以上	男
駅、空港、バスターミナルには、オストメイトトイレ(誰でもトイレ)を必ず設置してほしい。	内部障害	70歳以上	男
駅には必ず待合室やイスが欲しい。トイレも近くに車イストイレが欲しい。売店も近くにほしい。	盲ろう	50～59歳	女
公的建物すべてにオストメイト対応トイレを設置して欲しい	内部障害	70歳以上	男
施設にはオストメイト対応トイレを設置し、わかりやすい所に案内表示をしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
多機能トイレの設置	内部障害	70歳以上	男
本人はトイレの介助が必要。トイレの中に本人の荷物、介助者の荷物をおける場所がほしい。冬は両者ともコートを着ており、それを縫いで置く場所もないため、手間取って失敗させてしまったら増々困ることになる	知的障害	30～39歳	男
もし災害の事を思えば道中、複数との行動が望ましい。	精神障害	70歳以上	女
移動しやすいルートを複数付けてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
駅のホームに駅員を必ず配置し、視覚障害者が一人で歩いている時に声をかけてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
駅の切符が買いづらい。(電車)福祉バスを車イスで利用しても運転手から嫌な顔をされる。	肢体不自由	20～29歳	男
駅構内等の医務室をもっとわかりやすくしてほしい	知的障害	40～49歳	男
時刻表に点字を付けて欲しい。待ち合い室にも車椅子が入れるようトイレを設置して欲しい。駅の職員や空港の職員に障害当事者を加えた研修会を受けて欲しい。	重複障害	30～39歳	男
窓口に耳マークを設置し、筆談に応じてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
通過列車の案内を音声で(危険だから)	視覚障害	50～59歳	男
被災時に、透析患者を別にして欲しい。病院(透析施設)への搬送は必至。	内部障害	60～69歳	女
補助犬の排泄する場所を確保してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
AEDのせっちばしょの表示をキチンとすること。車イスの大きさによってまちあいしつや、えきのかいさつ口さえ通れないこともある。またキップをかうときいき先の音声があるとえらびやすい。さらに同じ料金(一定のえきからのったとき)のキョリは〇〇〇円区間としての回すうけんがほしい。いちいちみどりのまどぐちにいってキップをかったりするのがしんどい。もっとスムースにならないか。	重複障害	40～49歳	女
じろじろとみられやすい・職員も、対応の仕方も工夫して。	聴覚障害	40～49歳	女
駅員が「どこ行くの？」などせんさくしてくる。	肢体不自由	20～29歳	男

Ｖ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
駅構内でのかけ足禁止　エスカレーター　階段は絶対禁止	視覚障害	70歳以上	男
手話できるサービスも受け入れてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
障害者が安心して食事をしたり買物できるようにして欲しい	知的障害	30～39歳	男
駅では、各番線に入選する電車の種類を固定してほしい。また、入線している電車の種類や行き先などを頻繁にアナウンスしてほしい。	視覚障害	40～49歳	男
全ての市民が使いやすいように、楽に行けるようにして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
全盲でも女性専用車両がわかるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
ホームページの「忘れ物連絡先」の案内で電話番号だけでなくFAX番号も記載してほしい	盲ろう	20～29歳	男
駅の階段の上り下りは大変だ。県内では大金をかけて改修された駅はあるがエレベーターの設置はわずかです。	肢体不自由	70歳以上	男
駅放送が聞えない文字電光盤をつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
JRの駅のバリアフリー化、エレベーターの設置	内部障害	50～59歳	男
視覚障害者は駅などの案内板が不明なので工夫してもらいたい。	内部障害	70歳以上	男
階段（JR地下鉄）の切れ目に色別を付けて欲しい	視覚障害	50～59歳	男
乗り換えの際の誘導で、小用を足せるような余裕を与えること。	知的障害	10～19歳	女
乗り換えの場合歩行キョリが長く、つかれる（地下鉄）	肢体不自由	60～69歳	男
運賃のパネル表示とその画面をタッチする方法は、全盲者にとって点字表示していないものは読みようが無いので表面を点字にしたものが必要ではないか？			
全盲でも女性専用車両がわかるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
介助者が、いなく、1人の時	肢体不自由	40～49歳	男
聴覚者やろうあ者の配りょうが不足	肢体不自由	60～69歳	男
長期入院して社会からはなれていた人たちが乗り方や行き方を忘れてとまどったりしていた	精神障害	40～49歳	男
防寒対策を講じてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
EVが必要。駅に是非ほしい。別に連絡して鍵を取って利用出来る駅もある。	聴覚障害	70歳以上	男
トラブルがあった時に、誰かに呼びに行ってもらうのではなく、電話番号を表示しておいてほしい	肢体不自由	20～29歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
2（3）市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
内装や照明を、デザイン優先でなく弱視者などにも見やすくすること（同意見他16名）	知的障害	20～29歳	男
[これはもちろん。私は強度の弱視0.01なのでふつうの大文字もアウト。光っている物だけしか見えない。いっそ全部の表示を電光掲示板の様にお願いします。	盲ろう	50～59歳	女
弱視者にも見やすく大きな文字で案内する。	内部障害	70歳以上	男
床のデザインがオーバーな所もあるので、恐がらずに歩ける床にしてほしい。弱視者などいるため。	聴覚障害	40～49歳	女
足許灯をつけてほしい	知的障害	40～49歳	男
トイレやエレベータの使用時間に制限を設けずいつでも使えるようにすること(同意見他17名）	視覚障害	50～59歳	男
エレベータの使用時間制限（地下鉄駅等）	肢体不自由	40～49歳	男
トイレやエレベーターの使用時間に制限を設けずいつでも使えるようにすること。ホテルのお風呂に座われる椅子があるとよい。バス・トイレと部屋の段差があまりない方がよい	肢体不自由	40～49歳	男
トイレやエレベーター、エスカレーターの使用時間をなるべく制限しないでほしい。特にトイレ。	盲ろう	50～59歳	男
ホテルで火災報知器が音だけで、視覚的、バイブなどで知らせる工夫がない。―このままでは気付かず死亡してしまう可能性あり。来客のドアノックも分からない。フロントから来客の通知なども受け取れない→米国などはこの全てがすでに解決されている	聴覚障害	60～69歳	男
ホテルなどの設備は、耳の不自由な者のことは全く考えていない所が大部分です。50室以上のホテルには、せめて一室はTVは字幕を備え、外部からのノックは光で伝わるものがほしいです。	聴覚障害	70歳以上	女
ホテルのTVに字幕デューダーをつけて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
ホテルのテレビ＝字幕がでない。ろう者に使えない。ホテルの電話＝FAXがない。ろう者に使えない。ホテルの客室とフロントの連絡＝ろう者には連絡がとれない。最近は携帯メールがあるので、フロントは不要で外部連絡が可能になった。	聴覚障害	60～69歳	男
ホテルのノック音、内線での呼び出しが聞こえないことがある。フロントとの連絡は携帯メールは使えないのか。			
ホテルは、必ずバス、トイレを部屋につけて欲しい。複雑な旅館は困る。	盲ろう	50～59歳	女
ホテルはカウンターが高すぎる。映画館はエレベーターは誰も利用して良いが、なぜか観る所は階段が多い。	肢体不自由	50～59歳	男
ホテルは障害者用の部屋の設置やトイレを充実して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
ホテルへの部屋をトイレと風呂をセパレートにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
映画館などで車イス席は最前列であったり最後列あったりするので、鑑賞しずらい。適正な場所に席を多く設けてほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
劇場等で車イス席の位置を考え直して欲しい（同じ料金を払っているのに、両サイドか後部席しかないのはおかしい。）	肢体不自由	20～29歳	男
エアコンのつかいかた、シャンプーとリンスのちがいがわかるようにしておいてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
エレベーター、点字ブロック	盲ろう	60～69歳	女
エレベーターが狭すぎて、車イス1台がやっとのところもある。（区役所）・地下鉄で、身体障がい者用トイレを使用する時は、いちいち、駅員に開けてもらえない	精神障害	40～49歳	女
エレベーターのボタンの位置、高さを全国共通にする。トイレの水、ペーパーホルダーなども統一する。	視覚障害	40～49歳	女
エレベーターの上り下りが分からないので分かりやすい方法を工夫してほしい。	知的障害	10～19歳	女
エレベータに点字と音声が付いてなく使いにくい。	視覚障害	50～59歳	男
エレベータの入口を広くするよう	聴覚障害	60～69歳	女
エレベター等をもっとふやしてほしい。	知的障害	30～39歳	男
タッチパネルのエレベーターなどを使用しない	視覚障害	30～39歳	男
バッグ交換室・休憩室	内部障害	60～69歳	男
バリアフリールームを一般のルームと同じに！	肢体不自由	40～49歳	男
ホールについて、2F、3Fがある場合、階段1段1段が高すぎて昇り降りが困難な時がある。手すりもない。	肢体不自由	40～49歳	女
ホテルのバス・トイレの入り口に段差があり、中まで車イスで入れない構造の物が多いので、入り口はばの規格を広くすること、段差も2～3cm以下にしてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
以前利用していたホテルの部屋がバリアフリーになって居たが改造したためにバリアになって居た。利用不可能になった。	肢体不自由	60～69歳	女
階段しかない建物、段差が多くてスロープが少ない、又はスロープの無い建物が多い。地下鉄の入り口に段差があってあぶない	盲ろう	60～69歳	女
近くに劇場がありますが、車の運転ができない私にとって徒歩でもいけることができる距離ですが、デザイン、配色を優先されたのでしょうか、内部の色が黒っぽいので、段差や階段がわかりにくく、いつもの介助者が都合いいとは言えずついつい行くのがおっくうになってしまいあまり行けません。	視覚障害	50～59歳	女
劇場での車椅子席を増してほしい	肢体不自由	50～59歳	男
公共施設（市役所は特に）の障害者駐車場は屋根を付ける事を義務付けてほしい雨の日は車イスの乗り降りはたいへんです。	肢体不自由	60～69歳	女
公的な施設を利用したいが和室が多く、すわれない障害者には不便である。和室でもイステーブルが利用できるコーナーでもいいので用意して欲しい	肢体不自由	50～59歳	女
座っているのもつらい人がいることをわかってほしい。少しあるけるからといって障害のない人のようにはできない。寝る場所が必要	重複障害	40～49歳	女
災害を知らせるランプを付けてほしい・ホテルの各部屋にFAXを取り付けてほしい	聴覚障害	30～39歳	男
市役所、区役所等でトイレやエレベーターで人を感知したら音声等　男女の区別やエレベーターの現況を流して下さい。	視覚障害	70歳以上	男
市役所の受付（パートやアルバイトが多い）せめて手話の出来る人も置いてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
市役所の場合、どの階に何課があるかわからないので説明して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	男
市役所の全ての課のカウンターの高さをもうちょっと低くして欲しい。	重複障害	30～39歳	男
市役所は名札をつけた案内人要約筆記者を配置してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
施設内の電話の位置、点字ブロックの工夫がほしい	肢体不自由	70歳以上	男
車いすの人が入れるお風呂がほとんどない	肢体不自由	60～69歳	男
車イス席を色々な所に作って欲しい（劇場）健常者とも同じ様に楽しめる様に。	肢体不自由	20～29歳	男

Ｖ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
車イス専用席が、設けられているにもかかわらず　主催者側がそれを知らない例が多い。施設提供者として、主催者に事前に説明すべきだ。	肢体不自由	60～69歳	男
車いす等の使用者が舞台で発表できるように昇降機の設置を義務つけて欲しい。	肢体不自由	60～69歳	男
障害に応じた机、イス	肢体不自由	30～39歳	男
食事に行きたくても車イスで入れない店が多い	肢体不自由	50～59歳	男
声を出しても安心な座席	発達障害	30～39歳	男
誰でも利用しやすい施設にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
野球場の車いす席を増やしてください。	肢体不自由	20～29歳	男
内容証明を弱視者にみやすくする。	視覚障害	70歳以上	男
入り口付近に全館の避難路、通路、トイレなどを図示化して設置することをギム化する	聴覚障害	60～69歳	男
役所のトイレが和式のみのため、洋式トイレを設置してほしい。	その他	70歳以上	男
エレベーターのボタンの位置、高さを全国共通にする。トイレの水、ペーパーホルダーなども統一する。	視覚障害	40～49歳	女
役場、ホテルなどに書類を書く時、車イス高さの机があると良い	肢体不自由	60～69歳	男
誘導ブロックを施設してほしい	視覚障害	70歳以上	男
利用している公民館は有名な建築家がデザインされたとかで、皇太子様も訪れたことがあると館長が得意げに話しているが、駐車場から玄関までのアプローチが長く、雨天時車椅子者はずぶぬれ、しかも水ハケを良くするためにとかで溝が何ヶ所もあり、夜間は照明が暗く不便である	肢体不自由	50～59歳	男
コミュニケーションの確保（聴障者への～	聴覚障害	70歳以上	男
ドアのチャイムを光で知らせて欲しい、音では聞えない、テレビも字幕付きに。	聴覚障害	60～69歳	女
なんでも目が見える人には音だけでなく常に書いたものを用意	聴覚障害	70歳以上	女
パンフレットなど点字版や音声コード着きものもをおいてほしい。補助犬の排泄する場所を確保してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
ホテル（宿泊関係）は必ず、字幕付きテレビを設置すること。	聴覚障害	30～39歳	男
ホテル、病院etc→2011年以降アナログからデジタル放送になる。文字のつくデジタルテレビを配慮してほしい。（リモコンに文字ボタン）・エレベーターが止まってもモニター（テレビ電話）つけてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
よび出しや、ドアクックにもわかる振動タイプ器具の配布	聴覚障害	50～59歳	男
一人で劇場に入った場合にある程度の介助の配慮を希望、点字のプログラムを希望	視覚障害	70歳以上	男
映画など日本の映画でも字まくがあれば、ろうあ者にも楽しめる。と思う。市役所、とくに大きな市においては、課をいっぱいぐるぐるまわらないといけないときがあってしんどい。担当者がいれば3ポイントして手つづきしやすいと思うが…（まど口を一本化してほしい。）	重複障害	40～49歳	女
音声ガイドや点字表示をすること	視覚障害	30～39歳	男
劇場に補聴支援システムを組みこんでほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
劇場や、映画館等で、出来れば磁気誘導ループの設置。	聴覚障害	50～59歳	男
劇場型施設や会ギ室のような施設では、聴覚障害者も聞いてわかるような補聴援助システムを設置してほしい。各地のふくしのまちづくり条例で一部取り決められている。	聴覚障害	40～49歳	男
健聴者には校内放送、スピーカーさえあるのに、難聴者は補聴器をかけても講演、映画、放送の中味がわからない。補聴器をかけても内容がわかるようにホール全席とはいかなくても10～20席の場所に磁気誘導ループの設置を法制化して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	男
公民館で、聴覚障害者の会合をする時、要約筆記でOHPの機器を使うが、その設備の備った所は少く、またスクリーンが持ち運びのものが多く、設置場所へ運ぶのが大変です。（私は70代）少くとも1ヶ所は聴覚障害者に便利なOHP機器付の部屋がほしい	聴覚障害	70歳以上	男
災害時の対応の説明文があるとよい。	聴覚障害	40～49歳	女
市役所等で順番待ちの時呼ばれたのがわかるように番号表示するなど。手話通訳者の配置。市役所障害福祉課に手話通訳のできる職員を正職員として設置することで、住宅課、国保課など他の福祉サービス以外のサービスも一般市民と同じように利用できるようになりますし、必要な施策へ反映させることもできます。障害者の一市民として平等にサービスを受けることができます。	聴覚障害	40～49歳	女
施設に「耳マーク」設置してほしい。ホテルには緊急時は光で知らせる機器の設置。	聴覚障害	60～69歳	女
字幕付テレビをつけてほしい。デジタルテレビは字幕がつけているので利用してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
耳のきこえにくい人には、前方の席を用意する。磁器ループなどの情報保障を付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
耳マークの机を置いて下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
耳マークを置き筆談に応じてほしい。ホテルの部屋に外から呼びかけが分るように室内フラッシュなどをつけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
手話通訳者が毎日配置すること	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者設置！！	聴覚障害	50～59歳	男
窓口で筆談の対応をしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
窓口に要約筆記で会話してほしい（不在）手話通訳（福祉課におられる）が常勤	聴覚障害	70歳以上	男
聴覚障害の場合、振動目ざまし時計や、光で知らせるドアなどをレンタルできるようにする。	聴覚障害	40～49歳	男
聴覚障害者が聞こえないため、電光文字表示器を付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
文字表示による案内、筆談対応は当然のものとすべきである。（中失・難聴者）			
(航空、鉄道駅舎をふくめ)オストミー共用トイレが配慮されていない	肢体不自由	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの設置。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの設備をして頂きたい（法的措置として）	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレを1個以上設置してほしい。	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応のトイレの設置	内部障害	60～69歳	男
オストメイト用トイレの増設	内部障害	70歳以上	男
オストメート用トイレの設置（特に、市）	内部障害	70歳以上	男
トイレが時間かかるので。	内部障害	70歳以上	男
トイレのスペースを広くほしい。高さがかえられる便座を設置してほしい	重複障害	50～59歳	男
トイレのマークをわかりやすく	発達障害	10～19歳	男
トイレの水洗のボタンを共通のものにしてほしいです。	視覚障害	50～59歳	女

Ｖ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
トイレは→多機能トイレを設置	内部障害	70歳以上	男
トイレは特に明るくしてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
トイレへの場所の案内板の不足とトイレ内の広さをもう少し欲しい	肢体不自由	60～69歳	0
どのトイレにも広いスペースの誰もが使えるトイレの設置。滑りにくい床。どの場所でも入室可能な設備。障害者も対等なサービスが受けられるようにすること。	肢体不自由	50～59歳	男
各階に1個は障害者用トイレを設置してほしい。	重複障害	30～39歳	女
劇場でのトイレが少ない（障害者女子トイレ）	重複障害	30～39歳	女
公共的な施設で、規模の大きな所には、オストメイトトイレ（誰でもトイレ）を設置すること。	内部障害	70歳以上	男
身障者ようのトイレを健常者が使うからといってカギをかけてしまい、結局本当に障害者が行きたい時にわざわざカギを開けてもらいに行くのは恥ずかしい。	肢体不自由	30～39歳	女
全ての障害者の意見を聞くと、無理をしてせまい所に全ての障害者が使えなくなる便座のすぐ近くに手洗を使ることで、車いすが便座利用できない	肢体不自由	60～69歳	男
多機能トイレ	内部障害	70歳以上	男
男女の絵標示は　はっきりしたものを（どちらか分からないようなものは止めてほしい）	視覚障害	50～59歳	男
家族と一緒（妻や娘）と温泉ホテルに行った場合性別が違うので、手の不自由な私は温泉を利用できないのに料金は同じ。貸切風呂を借りると別料金がかかる。	肢体不自由	60～69歳	男
非常口を特別に必要	肢体不自由	60～69歳	男
多機能トイレ	内部障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの専用ブースへの設置	内部障害	60～69歳	男
オストメイト対応トイレ設置及び案内表示希望	内部障害	60～69歳	男
公共的利用の多いデパート、大型ストアー等公共的建物にオストメイト対応トイレを設置して頂きたい（建築基準法の中に条文化する）	内部障害	70歳以上	男
係員による構内案内の徹底を！係員による代読代筆を積極的にすること	視覚障害	70歳以上	男
劇場の車イス用の座席をもっと見易い位置にする。前の方では、楽しむことはできない。	難病	30～39歳	女
混雑時に、エレベーターを何台もまたなければならなかった。途中階からは、さらに、エレベーターに乗れないことがある、係の人が誘導するようにしてほしい。	難病	20～29歳	女
手をシッシッしない！耳に口をあてない！理解できるようべんきょうとか、マニュアルを。	聴覚障害	40～49歳	女
昔、学園で「しゅくはく合宿」を当事者＋職員としたが、職員がなれていなかったこともあり、ホテルのふとんにオネショをされてしまった。出発時、そのことをキチンと言ったのに、学園に苦情とべんしょう代を(大金！)よう求してきたホテルがある。ふつうのホテル等もまったく障害者に対してのりかいが低いので、せめてギム教育のときに、キチンと障害のことをおしえるきかいをふやしてほしいし、職場においてもたいおうをしっかり学習するきかいをつくってほしい。	重複障害	40～49歳	女
えい画館で1番前や1番すみに車イス席を設けると見にくい	重複障害	60～69歳	男
ホール（劇場）の客席が車イスの場合は端に設けてある場合が多い	肢体不自由	50～59歳	男
障害者専用の売り場があれば。	肢体不自由	50～59歳	男
旅館・ホテル・劇場など、不特定多数が利用する全ての民間施設を、補助犬同伴で普通に利用できるようにしてほしい。劇場などは、補助犬使用者が他の観客と同じように自由に席を選べるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
エアコンのつかいかたが、シャンプーとリンスのちがいがわかるようにしておいてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
つかいやすさがない	肢体不自由	50～59歳	男
障害者にやさしい環境はこれから自然と増えて行くと思われます。しかし行政に働きかける事が大事だと思います。	精神障害	70歳以上	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
2（4）公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字ブロックのうえに物や自転車を放置しないこと（同意見22名）	視覚障害	50～59歳	男
コンビニや店が、看板などを点字ブロックの上に置いたり、市役所がカラーコーンを点字ブロックの上に置いたり、関係者の車が点字ブロックの上に駐車する例が多くて困っている。	盲ろう	50～59歳	男
ひどい時は歩道の点字ブロックをまたいで、自動車がとまっている。歩く人が車道におり、車をよけるが方向がわからなくなってしまうことがある	視覚障害	50～59歳	女
ブロックなどの定期点検、保守をして欲しい	視覚障害	40～49歳	女
車の通りの激しい道路は白線だけで車道と歩道を区切るのではなく歩道を設置してほしい。盲導犬は基本的に左側通行であるため、歩道がないために安全に歩けない道が多い。	視覚障害	50～59歳	女
杖が引っかかるので、排水口の目を細かにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
足の悪い障害者が歩く時、よく点字ブロックころけやすい	重複障害	30～39歳	女
駐輪場を大幅に増やし、点字ブロックの上はもちろんのこと、歩道を歩く妨げ、白杖を用いての入り口探しの妨げとなる放置自転車を解消すること	視覚障害	30～39歳	男
点字ブロックがぬれている時でも、すべらないいような工夫を。	肢体不自由	30～39歳	男
点字ブロックに注意を要する	内部障害	70歳以上	男
点字ブロックのうえに物を置かないでほしい	視覚障害	50～59歳	女
点字ブロックの改善→ポチポチでなくギザギザで	視覚障害	60～69歳	女
点字ブロックの上に自転車などを置くなんて盲人をとまどい、ケガさせるつもり？	盲ろう	50～59歳	女
点字ブロックの上に自転車や車や店の商品を置かないでほしい。	視覚障害	30～39歳	女
点字ブロックの上に物や自転車を置かない。障害者専用駐車場に雨よけの屋根の設置を。	視覚障害	70歳以上	男
点字ブロックの上に物や自転車を放置しないこと・景観ではなく、わかりやすいブロックをしくこと。	視覚障害	50～59歳	女
点字ブロックの真ん中に電柱を立てないこと	視覚障害	30～39歳	男
点字ブロックを白杖で伝えて歩いていて自転車や物にぶつかったことはこれまで数限りなくある。	視覚障害	60～69歳	女
点字ブロック上に物を置かないこと	視覚障害	70歳以上	男
点字ブロック上に立かんばん、自転車、又はトラックが、置かれていることが多い。・・歩道の自転車通行は大変危険である。	視覚障害	60～69歳	男
道路に物を置ないように。車イスで通れない。	重複障害	60～69歳	女
日本全国市町村の点字ブロックの使用者の気持および理由などを、テレビなどで放送してもよいのではないかほんとうにこまっている人、いっぱいいます。	視覚障害	60～69歳	女
白色で点々と道いっぱいにデザインされている道路（ほどう）がある。目がチラチラして歩きにくい。さらにすべりやすい。また、電柱がほどうにあって車イスが通れにくいところがある。（わからないのは、今はやりのシルバーカー。電動車イスより大きめだが、どこを通ったらいいのだろう）	重複障害	40～49歳	女
歩道に看板や物を置かないこと　うかいしたとたんに後から自転車が来てヒヤリとする。	聴覚障害	70歳以上	男
歩道に自動車を止めないように、自転車の置き場の注意をする補導員を学校でも公園の使い方を指導してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
歩道に車ののりいれを禁止するためか、鉄の棒がたっているので、ぶつかってこまる。	視覚障害	30～39歳	男
歩道に障害となる物を置かないで下さい。	視覚障害	70歳以上	男
歩道上に車を停めて荷物のあげおろしをやめてほしい	視覚障害	50～59歳	男
放置自転車が多く道が狭い	肢体不自由	20～29歳	男
毎日駅やいえまで歩く道に点字ブロックがあるが、途中にスーパーやファーストフード店があるため、自転車が点字ブロックの上にいっぱいとめてる（午後から夜までが一番ひどい）ので（学生たちもあちこち囲まれて）、大変困る。けいさつにも何度もレンラクしたが、効果がまったくナシ。	聴覚障害	40～49歳	女
障害者専用駐車場に、雨に濡れないよう屋根をつけること（同意見25名）	内部障害	60～69歳	女
障害者駐車場に屋根が有れば助かりますね　でも要求ばかりではいかがかなー	視覚障害	60～69歳	女
公園、道路、舗道、駐車場などの利用について配慮。点字ブロックの上に物や自転車を放置しないこと。点字ブロックの上に看板や単車、自動車を置かないこと。	視覚障害	60～69歳	男
車イス用駐車場が屋根がついていれば嬉しいですね	肢体不自由	70歳以上	男
障がい者用駐車場は建物に一番近い所に屋根をつけてほしい	知的障害	40～49歳	男
障害者駐車場に屋根を見たことが無い	聴覚障害	70歳以上	男
障害者専用なら、ぜひ、屋根をつけてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
4級以上には障害者専用駐車場が利用出来る様にすることを希望。又屋根の設置についても希望。	内部障害	60～69歳	男
専用駐車場に一般の車を駐車できないようなしくみ。	肢体不自由	40～49歳	男
いっぱんの車が障害者ちゅうしゃ場に多くついている（これをちゅういしてほしい）よこの柱に使う時手帳を見せるだけであくようにする。あいている時は前の所をじゃばらでしまるようにすること	肢体不自由	60～69歳	男
スーパーなどの障害者専用駐車場に一般者が駐車することが多く、どうして障害者が専用駐車場が必要なのか理解されていないと思われる。一般の方に車いすだとスペースが必要であること、歩けても足の悪い方だと出入口の近くが必要であることなどをアピールする必要があると思う。	肢体不自由	50～59歳	女
屋根付きの障害者駐車場雨の日は健常者の車が止めてある	肢体不自由	70歳以上	男
健常者が障害者専用駐車場にあたりまえの様に止めていること。屋根をつけてほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
健常者の不法駐車（特に、SA、PAエリア等障害者駐車場に）	肢体不自由	70歳以上	男
市、町、村等が指導してほしいです。（シルバー者、地区の皆さんにお願いするなど）	肢体不自由	60～69歳	男
車イス駐車場に関係のない車がたびたび止めてある			
車いす用の駐車スペースを本当に必要な人が必要な時に使えるよう、管理者が工夫すること	視覚障害	50～59歳	女
重度のしんかんなどの場合、身体の駐車場を(地域では)使ってもいいと言われているが、表示が身体ではなく車イス専用になっていると使いにくい。	発達障害	10～19歳	男
重度の身体的障がいのあるものなのですが、自分で車も運転するんですが、駐車場件で何時も思うんだが一般者の駐車が非常に多い。スペース的に余裕があれば問題ないのだが…。	肢体不自由	70歳以上	男
障がい者専用駐車場を健常者が使用しないように配慮してほしい	内部障害	70歳以上	男
障害者でない者が専用駐車場を使う人が多い。	重複障害	60～69歳	男

Ｖ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者でない人が専用に置かれて、障害者がおけない。ステッカー（クローバマーク）を貼っているのにむしされる時があったので、警備の人に教えてほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
障害者でない人が駐車している場合がある。公徳心の高揚に力を入れて欲しい。	知的障害	30～39歳	男
障害者マークの駐車場に健常者が停めないこと。又車イスを使用しない下肢障害（ex松葉杖使用ほか）の方も認めるよう寛容な気持も必要。	視覚障害	50～59歳	男
障害者専用駐車場を公の機関など全てに・・・。	重複障害	10～19歳	男
障害者専用の駐車場に一般の人が停めてしまって障害者が駐車できないので、配慮してほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者専用駐車スペースのまん中にホールをおいてほしくない。	難病	40～49歳	女
障害者専用駐車場がいつも健常者の車でいっぱい。もっと、しっかり管理してもらわないと、必要な人が使えない。（市立病院）	精神障害	40～49歳	女
障害者専用駐車場がすくないのでふやしてほしい	重複障害	30～39歳	女
障害者専用駐車場に「障害者マーク」（市販されている）を貼り一般車が駐車しているため利用が大変困難の場合がある	肢体不自由	70歳以上	男
障害者専用駐車場にガードマンなどをつけて欲しい。健常者がそこに停めますので。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者専用駐車場について、シールがはってある車は優先されますが、障害者が同乗していない場合や普通に歩ける場合は一般の駐車場を利用する様、うながしてほしい。本当に必要な人のために、空けておいてほしいと理解が必要。	重複障害	40～49歳	女
障害者専用駐車場には、本当の障害者のみの利用にすること。健常者が入れないような設備にして欲しい（身障者手帳をかざして、入口のゲートの開閉を制限するなど）	聴覚障害	40～49歳	男
障害者専用駐車場に一般の人がとめることをしてほしくない	肢体不自由	60～69歳	男
障害者専用駐車場に一般の人が止めないようにする	重複障害	10～19歳	男
障害者専用駐車場に一般車両が止められている。	肢体不自由	20～29歳	女
障害者専用駐車場に係員がいて気分良く止めたい。	難病	50～59歳	女
障害者専用駐車場に健常者の不法駐車が多い。	肢体不自由	70歳以上	男
障害者専用駐車場に元気な人が駐車している	肢体不自由	60～69歳	男
障害者専用駐車場に障害のない人が駐車していることが多い、どうにかならないか	聴覚障害	60～69歳	女
障害者専用駐車場に障害者でない人が止めている、（ただし、ポール等を立て逆に障害者が止められず不便になることをさける）	肢体不自由	50～59歳	男
障害者専用駐車場に大量のカラーコーンがあり、健常者車が駐車できなくしてある所があるが、それでは障害者車も利用できないため、専用駐車場の意味を成さない。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者専用駐車場をもっとふやしてほしいです。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者専用駐車場をもっと多くする	肢体不自由	60～69歳	女
障害者専用駐車場を広くとって欲しい。１台のスペースももう少し広く。	内部障害	60～69歳	女
障害者専用駐車場を色分けする	知的障害	30～39歳	男
障害者駐車場に、一般車が停っている場合、注意をしてほしい。	内部障害	0～9歳	女
障害者駐車場に、障害のない人が停めることが多い	肢体不自由	60～69歳	男
障害者用専用駐車場に、健常者が駐車する事がかなり多い。法律で「罰金」制にしてほしいです。健常者が障害者用駐車場を使うのをみていて大変不快に感じております。	内部障害	30～39歳	女
障害者用駐車場が少ない。道路上に自転車や物が置いてある。	盲ろう	60～69歳	女
数少ない障害者用専用駐車場、一般者が利用しない様にする。しかし、スロープやパイルなど置かない様（使えない）	肢体不自由	60～69歳	男
他の駐車スペースが空いているにもかかわらず、障害者専用のところに駐車した健常者を発見したときは注意をする。	肢体不自由	20～29歳	女
駐車場（身障者用）に、普通の人が平気で車を止める、内部障害者も駐車可能である事をもっと知らしめる事が必要	内部障害	50～59歳	男
駐車場がかずがない、けんこうのひとがつかう、はばを大きくすること	肢体不自由	50～59歳	男
駐車場はどんなに広くても、車イス用は数が少ない。数を増やしてほしい。	難病	30～39歳	女
内部障害者は障害者専用駐車場に止めにくい。歩くのが大変な人もいる。			
日本の駐車場は1台あたりの駐車スペースがせますぎる。また歩道のはばもせまい。全てをユニバーサルデザインにしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
入口に近い所へ	肢体不自由	60～69歳	男
だんさをなくしてほしいです。	知的障害	30～39歳	女
デザインを優先した歩道（ブロック等）は車イスはガタつきがひどく苦痛である。部分的にでも、ガタつきのない道をつくってほしい。	難病	20～29歳	女
バリアに欠ける処が多い	肢体不自由	60～69歳	男
ベンチの配置（休憩用）	内部障害	60～69歳	男
まだまだ歩道に段差がある。バス停に行かれない所もある	肢体不自由	60～69歳	男
わざわざ「障害者専用」とするのではなく、すべての人がすべてのハードを使えるようになってほしい。→ユニバーサルデザイン	肢体不自由	20～29歳	男
公園などで自転車止めがある為に車イスが入りにくくなっている	肢体不自由	50～59歳	男
公園の入口に車止めをして車イスが入れない、車止めをはずしてほしい	肢体不自由	50～59歳	女
自転車が通らないようにする為の支柱（進入止め）があり、車イスも通れなくなっている。	肢体不自由	30～39歳	女
歩道に車ののりいれを禁止するためか、鉄の棒がたっているので、ぶつかってこまる。	視覚障害	30～39歳	男
ブロックなどの定期点検、保守をして欲しい	視覚障害	40～49歳	女
自転車の駐輪の無法にこまる	知的障害	30～39歳	女
車イスだと、歩道がななめになっているところがすごくこわい、急な斜面はやめてほしい。道路のガタガタを整備してほしい	難病	50～59歳	女
車止めなどで、公園内に車イスで入ることのできない場所を作らない。	肢体不自由	50～59歳	男
段さをなくしてほしいです	肢体不自由	40～49歳	男

Ｖ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
道路に折角歩道を設け車椅子対応にしているが、利用者とかけ離れ（間隔が遠過ぎる）、対向する若者の自転車等に対処出来ない	内部障害	70歳以上	男
歩道がないので車道を通るしかない	重複障害	50～59歳	男
歩道が狭いので溝の上を歩く事がありますが溝の蓋と蓋の間の手を入る所と思いますが車イスの前の小さい車輪が入ってしまい困ります。（ベビーカーでも同じだと思います。	肢体不自由	60～69歳	女
歩道が凸凹があり通行不可の歩道がある	知的障害	30～39歳	男
歩道で後から自転車が来ても気付かず、車道、歩道の区別のない道で、後から来た車に気付かず、トラブルになることあり。	聴覚障害	60～69歳	男
歩道に段差のきついところがあるので、段差をなくしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
歩道の縁石の段差を車いすでもスムーズに移動できる角度にする。	肢体不自由	50～59歳	男
歩道の高低差をなくし、歩きやすい歩道にして欲しい　自転車は歩道ではなく、車道を走ってもらいたい	視覚障害	40～49歳	女
歩道の整備ができていない	視覚障害	60～69歳	女
歩道を自転車が通るので、危い経験を何度もする。歩道に自転車をおかないで欲しい。	盲ろう	50～59歳	女
オストメイト用トイレの増設	内部障害	70歳以上	男
規模の大きな公園、駐車場についても、オストメイトトイレ（誰でもトイレ）を設置すること。	内部障害	70歳以上	男
公園のトイレは昼間しか使えない場所もあるので24時間開放にして欲しい。水飲み場は高い為、もうちょっと低くして欲しい。	重複障害	30～39歳	男
車イストイレをつけてほしい	肢体不自由	60～69歳	男
障害者用の車イストイレにかぎがなかったりする所があった　カギは必要と思う	肢体不自由	50～59歳	女
水飲み場をもう少し使い易く(飲みやすい工夫が必要)トイレは車イストイレ(男･女)別々に設置する事	肢体不自由	50～59歳	男
多機能トイレ　各種（公・私共）駐車場の無料化または割引	内部障害	70歳以上	男
盲ろう介助の際雨傘も大変である。（介助員と2人で一つの傘に入る、不便、危険	盲ろう	60～69歳	女
多目的トイレがある公園が利用時間制限がある。ホームレスとの兼ねあいだがなくしてほしい。・車いすで横断歩道を渡るのには時間がかかるので青信号の時間を長くしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
視覚障害者にはITを活用した（ナビの応用）音声による誘導も普及させて、車いす等との協調ある誘導方法を確立願いたい	肢体不自由	60～69歳	男
障害者が役所等で届（申請書記入）をする場合、障害者用（記入が簡単にみやすい、書きやすい・・・）等の改良点がみられない。	内部障害	70歳以上	男
雪が降ると道路がわからなくなり、まん中を歩いて運転手さんに助けてもらったこともありました。早く除雪車がくるといいのでは…。	視覚障害	60～69歳	男
誰でも利用しやすい環境にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
スーパーなどの駐車場で障害者マークのある場所に一般の車が停めているのが目立ちます。	内部障害	50～59歳	男
スーパーに行くと障害者専用駐車場に出入業者の車が停まっている事があった。ある店では専用駐車場にはたえず「ここは障害者専用駐車場です…」と放任されていた。警備員の巡回をするだけでも効果があると思う。	内部障害	70歳以上	男
セルフの給油所に車いす使用者に対応するよう指導	肢体不自由	50～59歳	女
車イス駐車場にふつうの人が堂々と車を止めてどけてくれない。など実際あっても使えないことが多い	難病	10～19歳	男
手話で話すことの自由さがない。手話で話す場が少ない。	盲ろう	60～69歳	女
障害者でない者が専用駐車場を使う人が多い。	重複障害	60～69歳	男
専用駐車場のセキュリティを強化すること。	聴覚障害	40～49歳	男
歩ける人でも、少ししか歩けない人もいるので車イスに乗っていなくても車イスの人よりも移動ができないのだから、（自転車も少しなら乗れた）自転車置き場は駅前に止めさせてほしい。たくさん歩ける人用の自転車置き場にはとめられません	重複障害	40～49歳	女
健常者の心得が大事で気がつかないのでしょう。障害者にやさしい世の中であってほしい。	精神障害	70歳以上	女
障害の有無にかかわらず、公共の場では誰もがあたりまえに使えるはずである。	視覚障害	50～59歳	女

Ⅴ建物・公共交通機関などについて
2（5）制度について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者専用駐車場を法制化すること（同意見他31名）	肢体不自由	50～59歳	女
障害者駐車場にとめることのできる、専用のシールを国が発こうして。いはん車両からはすべての専用駐車場をふくめて、罰金をとることにする	肢体不自由	60～69歳	男
障害者駐車場に違法駐車したら罰金を科す	重複障害	40～49歳	男
身障者専用で、区別、歩けない方、松葉杖の方のみ、1昨年より法律が変わり、心、いろいろあり。平等とか、といわれると、仲々むずかしい。この点、区別化を決めて欲しい。	肢体不自由	70歳以上	男
人工肛門装着者の路上駐車……急に便の処理が必要になることがあり、現在まで路上駐車が許可されていたが、法改正により2種4級は平成22年から取消しになるので是非とも現行のとおり許可してもらいたい	重複障害	70歳以上	男
数少ない障害者用専用駐車場、一般者が利用しない様にする。しかし、スロープやパイルなど置かない様（使えない）	肢体不自由	60～69歳	男
専用駐車場があるのにいつ行っても使用できないのであるていどの法制化が必要	肢体不自由	60～69歳	男
専用駐車場をは、名ばかりで、狭いスペース多く、又台数も少ないようです。規定にもとづいた、スペースがあるべきです。	肢体不自由	60～69歳	女
駐車場で車イス専用といって、車イスでない障害者を駐車させない	内部障害	50～59歳	男
内部障害者は専用駐車場に止めにくい	内部障害	50～59歳	女
不法駐車には、外国のようにペナルティをつける	肢体不自由	70歳以上	男
障害者専用駐車場利用者にわかりやすくする	聴覚障害	70歳以上	男
障害者専用駐車場の法制化は絶対に必要！最近は普通に車イスステッカーが販売され購入できるので健常者が悪用している例が多い！	肢体不自由	50～59歳	女
いっぱんの車が障害者ちゅうしゃ場に多くついている（これをちゅういしてほしい）よこの柱に使う時手帳を見せるだけであくようにする。あいている時は前の所をじゃばらでしまるようにすること	肢体不自由	60～69歳	男
オストメイトに対し「駐車禁止除外区域」の設定をお願いしたい	内部障害	70歳以上	男
これは必要ない　障害者専用駐車場にガードマンなどをつけて欲しい。健常者がそこに停めますので。	聴覚障害	30～39歳	男
県での駐車の条例を全国に展開願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
駐車場の規定は早期実現化の要。	肢体不自由	70歳以上	男
一般健常者の駐車に罰則を	内部障害	60～69歳	男
公共交通機関利用における関係者への努力ギムではなく罰則のある法制化をする。	肢体不自由	30～39歳	女
車椅子使用者専用駐車場の法制化すること	肢体不自由	40～49歳	男
車椅子駐車場と障害者駐車場の住み分した駐車場を早く考えて頂きたい。車椅子マークの所は対応駐車場の表示を、障害者駐場は幅を広く必要としない（シンボルマーク考え統一）			
障がい者専用駐車場に健常者が駐車した場合には違反切符を切る。（防犯カメラなどの映像でも可。検挙できるようにする。）	知的障害	0～9歳	男
障がい者専用駐車場は車イスの人だけになっているように思われるが、重度の知的障がい者にも使えるようにすること	知的障害	30～39歳	女
障がい者専用駐車場を国で法制化して罰則してほしい			
障がい者駐車場は解りやすく全面青色、国際シンボルマークにしてほしい、県方式に。	肢体不自由	60～69歳	女
障害者マーク（車いすマーク）が市販されているので、だれでも簡単に買えない様にした方が良いと思います。	肢体不自由	60～69歳	女
障害者マークをゆうせんしてほしい。駐車場にとめる時。	難病	50～59歳	女
障害者専用の駐車場と、おもいこむのがいけないと思います、障害のある方、松葉杖の人でも、ふつうの駐車スペースで乗り降りできるのですからあくまでも車イス使用者駐車場と明記するべきだと思います	肢体不自由	70歳以上	男
法制化しても、一般健常者が利用されて障害者は使えないのが現状です	聴覚障害	70歳以上	男
障害者専用駐車場がスーパーなどにあるが同じ障害手帳を持っている難聴者も駐車できるようにしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
障害者専用駐車場に許可外の車両が駐車した場合のペナルティを、明確化罰金等。			
障害者専用駐車場に健常者が駐車すると罰金を科す。（海外は実施いる国があるようです）	重複障害	10～19歳	男
障害者専用駐車場に大きな車が止まっているが、健康な人が乗り降りしている事が良くある。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者専用駐車場の法制化	肢体不自由	60～69歳	男
障害者専用駐車場の法制化。電気料金の割引。プロパンガス料金の割引。	内部障害	0～9歳	女
障害者専用駐車場を設置する施設に対しては、スペース及び標示文章等を全国で統一し法制化することが望まれる。	重複障害	60～69歳	男
精神障害者も鉄道運賃を割り引きすること（同意見他17名）	視覚障害	50～59歳	男
精神障害者も鉄道運賃の割り引きを強く強く望みます	精神障害	30～39歳	男
精神障害者手帳をJRでもつかえるようにしてほしい	精神障害	30～39歳	女
難病者にも割り引きしてほしい	難病	30～39歳	女
発達障害者も鉄道運賃については同とう。きつえん場所がかえてきたが、もう少しふみこんで「きんえん」に対して医りょうひ助成をしてほしい	重複障害	40～49歳	女
交通機関の障害者割引は全障害者適用とする。	内部障害	60～69歳	男
バスの運賃割引を精神障害者にもしてもらいたい。鉄道割引（知的）を1級、2級に関係なく実施してほしい。	知的障害	30～39歳	男
バスは半額だが、JRやタクシーの福祉乗車券があったらいいと思います	精神障害	50～59歳	女
バス券等はあるけれどJRがないので鉄道も取り入れてほしい（精神障害手帳保持者）	精神障害	40～49歳	男
私も精神なので運賃の割り引きにはぜひお願いしたいです	精神障害	30～39歳	男
障害の違いで鉄道運賃が違うのはおかしい。	発達障害	10～19歳	男
障害の種類・等級によってサービスが違う。介護者の運賃等も同じにしてほしい	発達障害	0～9歳	男
精神障がい者の鉄道運賃を他障がいと統一して下さい。	重複障害	40～49歳	男
精神障害も鉄道運賃を割り引きすること　三障害一緒で手帳も写真入りにしたのに割引きされていない	精神障害	30～39歳	男
精神障害者にもバス・タクシーの割引をしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
精神障害者は一応に行動的ではないので誰かと一緒が多く、その分だけ出費がかさみます。障害三者一体の割り引きは必要です。	精神障害	70歳以上	女
精神障害者も、鉄道、航空、高速道路等、割引きを他障害といっしょにしてほしい。	精神障害	40～49歳	女

Ⅴ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
精神障害者もほかのしんたい、知的障害者と同様に運賃割り引きしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
精神障害者も運賃を割り引きにすること	精神障害	30～39歳	男
精神障害者も知的、身体同様バスの利金割引きをすること	知的障害	30～39歳	男
100km以下のJR運賃割引を実施してほしい。・低床バスを順次取り入れている会社まで、違法として会社名を公表せよというのは度を超えている。	視覚障害	50～59歳	男
100km未満でも鉄道運賃に割引してほしい。・空航機に利用は50%に割引を求めてほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
新幹線の特急券も割り引きしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
特急券を半額にしてほしい。航空券ももっと割引が必要。介助者との二人分を払う負担は重い。	盲ろう	50～59歳	女
I種やII種の区別も、目的によっては、介助の必要性も違ってくるので、なくして欲しい	知的障害	50～59歳	男
JRを割り引きすること（介護者と同行するさい）	視覚障害	60～69歳	女
ガイドヘルパーも割引がほしい。（程度不問で）	発達障害	30～39歳	男
どんな障がいでも手帳があれば運賃割引がほしい　軽度の人程出かけることが多くなっている	知的障害	40～49歳	男
バスや船などは100キロ越えなくっても、単独でも半額になる。なぜ鉄道だけ100キロを越えないと半額にならないか？もしそれが実現できないのならこのことを実施したらどれぐらい減収になるかを会社ごとに発表してもらいたい	視覚障害	50～59歳	男
介助者と鉄道やバスを利用する場合、特急券も、障害者・介助者ともに半額にしてほしい。駅等の施設を改築したり、新しい設備を入れる際には、様々な障害者から意見を聞き、誰にとっても利用しやすい駅になるようなしくみにしてほしい。カードをみせる自動改札などの位置が駅によって異なるため、視覚障害者が困っているなどの状況がある。	視覚障害	50～59歳	女
急行がなくなっているのだから特急料金も割引。・自動車税だけでなく重量税、減免	聴覚障害	40～49歳	男
距離に関係なく運賃を半額にしてほしい	知的障害	20～29歳	男
県ではハートフルパスとして制度化されている。前面に標識を掲示すると共に後部にも標識を掲示している。	内部障害	60～69歳	男
施設で割り引証を作ってもらえること（但しJR利用のみ）区間にて関係なく割り引をすること、全交通機関	知的障害	40～49歳	男
私は旅行が好きでジパングを使っていますが（のぞみ号）には使えません。全部の乗り物に使えるようにして欲しい。	重複障害	60～69歳	女
私鉄のバスが障害者割引運賃してくれるのに、JRの鉄道運賃は割引がない	精神障害	60～69歳	男
手帳制度による福祉割引をも各種有る様に思えるが、障害年金受給者も障害者である事を社会として認めているので障害年金受給者(手帳2級からはずされたもの)も制度利用できる様にして欲しい。			
障害者の運賃は地下鉄に限らずJRにも適応してもらいたい	精神障害	30～39歳	男
障害者は原則無料にしてほしい。バス運賃鉄道運賃など。	聴覚障害	40～49歳	男
障害者一人での鉄道運賃も割引して欲しい。複数人介助者がいても、一人ないし二人までしか割引されない。	肢体不自由	20～29歳	男
障害者手帳を提示してバス運賃は半額なのに、鉄道運賃も距離制限をなくして、半額してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
障害程度にかかわらず（距離も）割引にしてほしい	知的障害	40～49歳	女
新幹線を含む特急料金も割引き対象に加えてほしい	視覚障害	40～49歳	男
身体障害者も特急券を割引すること	聴覚障害	50～59歳	男
市は、バスの最終時間が比較的早いため、その際、鉄道運賃の割り引き制度があったら、なお広い範囲で行動できると思う。	精神障害	30～39歳	女
地方から都市への通院は多々あり、JRの運賃を100km内（短距離）にも半額制度を適用して欲しい			
駐車場も割り引きしてほしい。	発達障害	10～19歳	女
鉄道運賃を割り引きして欲しい。	精神障害	50～59歳	男
電車に乗るのも半額にしてほしい。	精神障害	20～29歳	男
特急、新幹線についても割制度を。	聴覚障害	70歳以上	女
特急も割引きすること。	聴覚障害	50～59歳	男
特急券の割引があるとありがたい。	視覚障害	70歳以上	男
市内のバスは半額になっています。	精神障害	30～39歳	男
複数介助が必要な場合は二人目以上は運賃を無料にする。	肢体不自由	50～59歳	男
無料パスを（心身障害者乗車証）	重複障害	30～39歳	男
「音の信号機」設置にあたってその場所の近隣町会長の許可をもらってくるように地元の警察が要求した。当然の設置用件であるにもかかわらずこの要求は視障者への屈辱的な差別である。	視覚障害	60～69歳	男
とくにスーパー等など買物の荷物を持って遠くまで行くこともある、車椅子、杖（経営者に法制化すること）	肢体不自由	60～69歳	男
高速運賃は手帳保有者対象として欲しい。（現在車登録制）	視覚障害	60～69歳	女
高速道路の通行料割引は手帳提示でよいようにして欲しい	視覚障害	40～49歳	女
高速道路利用料減免を自動車で判断するでなく、利用者でして欲しい。更新手続きを不要にして欲しい。	肢体不自由	30～39歳	男
高速道路料金割引制度で、登録していない車でも障害者手帳を持っている本人が乗っていれば割引する制度にして欲しい。	知的障害	30～39歳	女
高速料金の割引は車両登録制ではなく、身体障害者手帳の提示で公平に受けられるようにしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
車イス専用駐車場（乗り降りが確保された）	肢体不自由	50～59歳	男
車イス用の駐車場を健常者が利用しているのは施設側もはっきりと専用である事を他の人にわかりやすく表示してほしい	知的障害	30～39歳	男
・自立支援の医療公費を平等にしてほしい。・精神障害者の作業所が少ないから多くしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
聴覚障害、難聴者の情報保障を法制化して安心できるようにすること	聴覚障害	30～39歳	男
聴覚障害に対する通訳派遣制度があるが、団体やグループでの利用が認めていない。聴覚障害はコミュニケーション障害で二人以上と話をする時には必ず通訳が必要。グループ、団体への派遣を制度化して欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
いまのほりつはやりなおしないと建物をたてたら駐車場をさいて3こいじょうもうける、ビルは10こいじょうもうける法りつがいる、不動産法をなおす、今の法りつはうそです、いらないひとをふやしてます、金あつめしてます	肢体不自由	50～59歳	男
コンピューターなどを用意するのに補助金があるとよい。	発達障害	20～29歳	男
障害者の介助のしかたの研修を講師は障害者で継続的に行ってほしい	視覚障害	70歳以上	男

Ｖ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者自身が希望する施設が自由に選べる様にしてほしい。かいごタクシーの利用料金が高すぎる。	盲ろう	60～69歳	女
障害者駐車場は一般の人は利用しないように日常のPRが必要車椅子ユーザーが長年チラシ配りや呼びかけをやっても一向にマナーが良くならない	肢体不自由	50～59歳	男
乗降の自由に出来ない重度の障がいを持っている我々は買物が出来ない。是非法制化を望む者です。	肢体不自由	70歳以上	男
知的etcであっても免許を取得出来るようにすること	知的障害	30～39歳	男
点字ブロックや通路（歩道）に物を置かないように、法制化してほしい。自転車はおりて歩行するよう法制化してほしい。白杖を使って歩行中に自転車がぶつかって、そのままひき逃げされてしまい、白杖が折れて使えなくて困ることがたびたびある。	盲ろう	50～59歳	男
不特定多数の人が利用する駅や建物への配慮、工夫もっと制度化してほしい。	視覚障害	70歳以上	男
車イスにのっているにもかかわらず、手帳をみせろと言われる。	肢体不自由	40～49歳	男
JRを近い所でも割引してほしい。	精神障害	50～59歳	男
JRの場合、介助者の特別料金も半額にして欲しい。介助者がいなければ、移動できない障害者は多い。また、特急が便利な路線も多くある。	視覚障害	30～39歳	男
バスについて、ある市はバスは無料だけど、ほかの所は割引きになる。平等に無料にしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
もっと手帳で割引になる交通手段を増やしてほしい。	精神障害	20～29歳	女
身体障害者手帳ほじ者で、手帳更新されていないケースが多く、5才くらいにとった写真のまま現在は30代などというばあい、「別人だ！」として乗車キョヒにJRであったことがある。当事者や家族なだけでなく、更新手つづきがしやすいよう、免キョきかんを定めてほしい。	重複障害	40～49歳	女
単独乗車でも半額にしてほしい。定期券を持っているんですが、一人で行く事もあるし、介助者と行く時もあるので、その時介助者は別に切符を買わないと行けないので2重払いになる。	肢体不自由	20～29歳	男
知的、身体は、手帳の提示で1割引になるが、精神はならない。	精神障害	40～49歳	女
JR乗車券の半額を望みます。	肢体不自由	60～69歳	男
鉄道、航空機、旅客船に身体・知的同様の割り引きをしてほしい	盲ろう	50～59歳	女
特急券が割引されない。手引きの方と二人分払わないといけないので、たいへんである。	盲ろう	60～69歳	女
距離制限をなくしてほしい。4級→3級への移行の実施	内部障害	70歳以上	男
新バリアフリー法によって、オストメイト対応トイレの設置が推進されておりますが、建物の面積や利用者数の制限があります。離島ではその実現が困難（財政的）なようです。ご高配下さい。	精神障害	50～59歳	男
精神障害者にも交通機関の割引きを行ってほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
モノレールでりょう育手帳のとうきゅうが2級だと分かった時一般と同じりよう金をはらわされる事です。	知的障害	30～39歳	女
JR・飛行機など障害者割引がないこと	精神障害	30～39歳	男
JRなどの運賃割引きを療育手帳B、Cにも適用してほしい　B、の者でも一人では交通機関を使っての遠出は難しい。	知的障害	30～39歳	女
鉄道でB1B2ともにAと同じにしてほしい	知的障害	20～29歳	女
精神障害にも交通ヒを割り引いてほしい。	精神障害	40～49歳	男
精神保健手帳での公共機関の減免を考えてほしい。	精神障害	50～59歳	男
療育手帳等A、B関係なく、A割引でABの差別をなくすること。	精神障害	40～49歳	男
一般健常者の駐車に罰則を	内部障害	60～69歳	男
身障者用駐車場には、必要な人が確実に駐車できるように、罰金等必要な配慮が必要。	肢体不自由	20～29歳	男
施設を利用するとき、有料な場合割引をしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
土、日、祝日等、またセールの時は、いつも駐車場（障害者専用）は利用できず、また、雨の日は、いつも開いている。	肢体不自由	50～59歳	女
高速道路の通行料割引は手帳提示でよいようにして欲しい	視覚障害	40～49歳	女

VI情報・コミュニケーションについて

１（１）対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊幼児言葉で話しかけること	視覚障害	30～39歳	男
耳が聞こえない、口頭での会話ができない、相手が理解できないだろうという思いこみなどで、コミュニケーションを拒否すること、無視すること、情報を伝えないこと （同意見　他20名）	聴覚障害	60～69歳	女
介助者などにだけ話しかけること （同意見　他20名）	視覚障害	50～59歳	男
「聞こえないので書いてください」とお願いすると「いいです、わかりました」と言ってそれ以上話をしてくれない。病院や行政でもよくある。	聴覚障害	60～69歳	女
○仕事でちょっとしたミーティングに自分だけ呼んでもらえない事がある。○耳が聞こえなくなった途端に、まったく話しかけてくれなくなった人もいる。	聴覚障害	40～49歳	女
・コミュニケーションを無視すること。・筆談を頼んでも、無視すること。	聴覚障害	40～49歳	男
・耳が聞こえない人は、手話でコミュニケーションを取る。・相手がわかりやすく理解できるまでよりそってやる	知的障害	20～29歳	男
・本人でなく介助者に説明することがある。・障害者を○く見る（読み取り不明）。私は目が見えないだけなのに。・お金の支払いは介助者に○○してもらって本人が行う（読み取り不明）。	視覚障害	60～69歳	女
お腹に袋（ストーマ）を付けている・・・ということで、嫌な顔をされることが多いので、差別の対象とされないようにすること。	内部障害	70歳以上	男
かんちがいされると、どうすればいいかわからない。やりやすいものをうけいれてほしい。（メモをわたす）見ためだけで、はんだんしない。写メを見せること。	発達障害	30～39歳	男
こちがいっても相手は、いうことをきかない	知的障害	30～39歳	女
こちらが見えないと思い、遠慮・会釈なく、じろじろ見る。	視覚障害	40～49歳	女
ことばづかい	視覚障害	50～59歳	男
コミュニケーションで差別を生む社会にしないために日常の学校生活で早目に障害者にやさしいコミュニケーションを教育のカリキュラムに取り入れてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
コミュニケーションを拒否すること　無視すること　学校生活の中ではよく見かける。健常児童やその親に対する、障がい理解教育によって、障がい者との接し方について理解させる可き。	知的障害	0～9歳	男
コミュニケーション拒否、無視。子供同士のみならず、教員にも見られる。	内部障害	0～9歳	女
これは周りの人がこのような場面での対応と訓練をする場がないと感覚的に判らない。特に公的な場では徹底した教育が大切。	聴覚障害	60～69歳	女
ほとんどの人が聞えないからと言って初めから話しかけようとしない。子供でないので席をはずすことも出来ず、来客と顔合せているのは大変な苦痛です。	聴覚障害	70歳以上	男
医師が病状を説明する時、本人に説明しないで介護者に説明する	視覚障害	70歳以上	男
音声ボードにもっと耳を傾けてほしい。	重複障害	30～39歳	女
何度も聞き返したとき、「何でもない」といって伝えるのをあきらめられたことがある。			
会社でも家でも外でもきこえない人は孤立されがち。老人ホームでもきこえない老人が孤立させられている所も。コミュニケーション障害を作っているのは日本という冷たい社会である事を忘れないで頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
看護師の説明が早く、充分納得できない。	盲ろう	40～49歳	男
言語障害があっても、時間がかかる事があるが、コミュニケーションはできます。美術館、映画館、施設のスタッフは、焦らず、ゆっくり聴きとる対応をしてほしい。手話も研修にいれて、手話をできるようにするべきだ。	難病	30～39歳	女
言語障害がある人は、わかったふりをされてしまい、とても不愉快な思いをしています。わからなければ何回も聞いて欲しい。	重複障害	30～39歳	男
言語障害が重いと耳まで悪いと思われ耳もとで大声で話しかけられたり知的障害があると思われがち	肢体不自由	50～59歳	男
公的機関には対応職員をつける	肢体不自由	70歳以上	男
行き過ぎたおせっかいにうんざりする	肢体不自由	50～59歳	男
国体の時あった。介助についていた人に私の障害が重たいことを大会役員（付き添い）があやまってのを聞いた。	肢体不自由	30～39歳	女
今は、市役所に手話通訳者がおかれて、よくなっているようだが問題は、手話通訳者の質、本人は担当者にうかがうために来たが、手話通訳者が勝手に可否をする。これは本人の人権無視につながる。このことはやめにしてほしい声もある。			
差別なくコミュニケーションを取って欲しい。わかりやすい、覚えやすい、理解しやすくしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
差別化した方法を講じること。	肢体不自由	70歳以上	男
子どもだからという理由で病気に対する理解ができないだろうという思いこみで親にだけしか情報を伝えないこと。	重複障害	30～39歳	女
私は話す事が出来るのに、私には絶対返事しないで介助者にだけとおしゃべりをすると、通訳者に対しても無神経な人と思ってしまう			
視覚障害者に対して自分の名前を言わないで「私はわかりますか」と声をかけてくる人があり不快である。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者は見えないのでどうせわからないだろうと考え、挨拶もせずに無視する。みんなに配っている名刺や資料を視覚障害者には渡さない。補助犬と一緒に近づくと大げさに嫌がる。	視覚障害	50～59歳	女
時々、イヤな顔をする人がいる。無理に口話だけでやるのではなく、伝わる手段で確実に行わないと「差別」になりかねない。	聴覚障害	30～39歳	男
耳がきこえないとわかると「もういいよ」って話を切る。	聴覚障害	20～29歳	男
耳がきこえないと言ったらいいですと帰ってしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
耳が悪く、電話ができないが、親戚の家にFAXがないため、そうしきなどの緊急の情報を伝えてもらえなかったり、聞こえないから、葬儀には来なくていいよと、冠婚葬祭の招待をしなかったりする。	盲ろう	20～29歳	女
耳が不自由なため、皆のおしゃべり時に気をつかって話してほしい。まとめて話してもらったり、メモをかいてもらう等。	聴覚障害	30～39歳	男
自閉症者に理解できない言葉を向ける	重複障害	30～39歳	男
失聴者には書いて下さい　空港入場時、書いてくれた。筆記具準備している。	聴覚障害	70歳以上	男
質問うけて「耳が聞こえないので書いて下さい」と依頼すると「聞こえないならもう良い」と中断される。	聴覚障害	60～69歳	女
車イスに乗っているというだけで偏見を持ち、介助者にだけ話すことは、今だに多々ある	難病	50～59歳	女
手帳の有無によって、態度がかわる。きちんと平等を！	聴覚障害	40～49歳	女
手通者依頼することを念頭に入れていないこと。又は、その依頼方法がわからないこと	聴覚障害	50～59歳	男

VI－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
手話通訳者がろう者に対して「手話通訳派遣事業で競争しよう」とか、いきなり勝手に言いだすことに「私のプロフィールは、①〇〇市住民②手話通訳士③〇〇団体代表者④〇〇病院職員⑤〇〇〇評議員」など常識を超えた言動をする。（何が言いたいかよくわからない事を言う。）障害者を見下した物事。こうした事を訴える場がない。悪者はろう者になる。第3機関がほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
住民組織の会合で、聴覚障害なのに普通に話しされ何もわからない。	聴覚障害	60～69歳	男
症状により寝ているように見えるときがあると、不真面目であると一方的に思い込まれる。	難病	20～29歳	女
障がい者は口がへたです。対人関係もへた。だから、しっかり聴いてほしい。いいかげんな返事をしないこと。	精神障害	30～39歳	男
障害者ということだけを、一歩引いた対応をする。町を歩いていたらじっと見られる。（社会的な教育、と寺社が直接関わること）	肢体不自由	50～59歳	男
障害者をバカにする	聴覚障害	60～69歳	女
情報を伝えないことは時々ある。	聴覚障害	60～69歳	男
情報を伝える側は、障害者別に対応してほしい。しかし。情報をカットすることは許されないことである。情報を得た障害者自身が情報を取捨選択する。			
杖をついているだけで脳疾患だと思われるのは辛い。頭は大丈夫なの？と聞かれること。	肢体不自由	50～59歳	男
精神障害に関する法律でも今だに「監護」(社会を守る為に本人に見張りをつける)と言う文字が残っている。これは法文を知らぬ者でも「何となく常識化」された意識では「社会防衛」の風潮を産み出している。例→「近寄ると何をさせるか解らない」として遠ざける常識？がある。			
精神障害者だとわかると、急に腫れ物に触るように接してくること。	精神障害	20～29歳	女
精神障害者は特にコミュニケーションがうまくいきません。そのための作業所を通じて前進出来る事を願っています。	精神障害	70歳以上	女
声をかけられ、私は聞こえないと言うと、さけて通り去った人。悲しい気持ち。	聴覚障害	50～59歳	女
赤ちゃん言葉で説明する。	肢体不自由	30～39歳	女
大分筆談してくれる様になったが、まだ一部には、不快な応待をされる人がいる。コミは人間の根本であることを自覚して欲しい。	聴覚障害	70歳以上	男
中途失聴者にとってコミュニケーションをとるのは大変なこと。発声をしてるので理解されにくいが緊急時、鉄道の駅や車内で何が起ったのか分からないのが一番困る。目で見える情報を示してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
町でイベントのマイクを向けられた「聞こえないので･･･」と言ったら最後まで聞かずだまってはなれたマイク持ちの女失礼ではないか。一言すみませんと言えばいい、又はメモすれば事は充分出来るはず。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者はいつも後まわしになって結局、だれかが勝手に決めてあったりする場合があり、腹立たしく思った時がある。けしからんな事です！			
直接的な会話ができない。手をたたかれ、相手にしてくれないことが多々ある。いつも孤立してしまう。	盲ろう	60～69歳	女
通訳を受けている時に話しかけられても答えられない。情報をもらえない事が多い。こちらがしゃべっている時に話されるので通訳受けられない。	盲ろう	50～59歳	女
特に難聴者には文字で情報を伝えてほしい	聴覚障害	70歳以上	女
難聴者は話が理カイできないからと大きなジェスチャーや身ぶりをする。または耳の近くで大声で話す。	聴覚障害	60～69歳	女
買い物や病院等で介助者にしか話をしない。介助者にしか「ありがとうございます」と言わない	肢体不自由	40～49歳	女
筆談した紙を出すと相手はは、口頭される。	聴覚障害	20～29歳	男
病院などで体調なども本人にきかず介助者にたずねることがある	視覚障害	50～59歳	女
病院などで当事者でなく付添に話しかけ、当事者なしのコミュニケーションになってしまうことがある。	聴覚障害	70歳以上	女
病院に行った時に、病人に聞かずに付いている夫や娘にばかり聞く、説明もそうで、当人は「つんぼさじき」です。	聴覚障害	60～69歳	女
病院の医師からの説明を介助者に話をしてた事。	視覚障害	70歳以上	男
福祉事務所に家族と行ったとき、家族の人にのみ説明をしたことがあった。	視覚障害	30～39歳	女
聞えないから書いて下さいというと無視されたり、遠ざかったりされる。	聴覚障害	60～69歳	女
聞こえないからと、差別的な行動はダメですネ	聴覚障害	70歳以上	男
聞こえないの?!とあからさまに差別的に言わない。	聴覚障害	50～59歳	女
聞こえない事を分って口頭で話しかけ理解できないと笑い者にするのは差別以上に苦しい。	聴覚障害	70歳以上	女
補聴器使用の人には、耳のそばで大声は却って聞きづらい。適度な大きさでゆっくり、はっきり分るように話してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
本人が情報を筆談で伝えてほしいと説明しなければ無視される。知らないまゝで終る。	聴覚障害	70歳以上	女
本人に直接話して下さいとたのんでも無視された。	盲ろう	60～69歳	女
本人の言う事を聞いてもらえない時がある	重複障害	50～59歳	男
無視される。	精神障害	40～49歳	男
無視されるのがやっぱり悲しいです。	聴覚障害	60～69歳	女
無視することはやめた方がよいと思います。相手が理解できないときは、最後までわかるように手話でいうか話をすることです。	知的障害	40～49歳	女
面倒くさがって、ちゃんと応対してくれない。自分の都合が良いようにされる。	聴覚障害	50～59歳	男
目で合図をしあったり、ジェスチャーを使ったりして全盲には分からないように会話する。	視覚障害	30～39歳	女
役所、デパートや添乗員など障害者自身が話していても返事を介助者にしてくることが多い。最近は「私が話しているので、私に話して下さい」と言うようにしている。	肢体不自由	50～59歳	女

VI情報・コミュニケーションについて

1（2）講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊催しを掲載したホームページを視覚障害者に利用しやすくすること、チケットのインターネット予約を視覚障害者にも容易にできるようにすること	視覚障害	30～39歳	男
講演会や映画館などで、聴覚障害や精神障害などの障害をもっているという理由で参加や入館を拒否したり制限したりすること （同意見 他12名）	聴覚障害	60～69歳	女
障害者だけ見えづらい・聞こえづらい・参加しにくい特別な座席に案内すること （同意見 他12名）	視覚障害	50～59歳	男
○手話通訳者を置くことを拒否する施設がある。	聴覚障害	30～39歳	男
・コンサート等で事前に（チケット購入とは別に）予約をしないといけない。・良い席を取れたとしてもいつも同じ、障害者用ブースに上げられるので差別的だと思う。	肢体不自由	20～29歳	男
・必ず視覚障害者が入館することを前提に、誘導要員を配置していてほしい（忙しくて案内が後回しにされる）	視覚障害	50～59歳	男
1番後ろか、1番前に案内される	重複障害	30～39歳	女
JA等の開催するイベントでは（芸能人による公演）車いす等が参加出来ない場所で開催する事が多く参加出来ない	重複障害	60～69歳	男
OHPをつけて下さい。文字による情報が欲しい	聴覚障害	60～69歳	女
ある野球場の車いす席が少ない。たった12席をめぐって抽選。別の球場では抽選と言う事はない。	肢体不自由	20～29歳	男
あらゆる施設に「磁気誘導ループ」を敷いてほしい。補聴器をつけた人には聞きやすくするために。	聴覚障害	50～59歳	女
くすくす笑う人がいる。	精神障害	40～49歳	女
ごく希に聞こえづらい席に案内されることがある。	聴覚障害	30～39歳	男
ステージにいる手話通訳者を馬鹿にする。笑いのネタにする。邪魔だとどかす。	聴覚障害	20～29歳	男
すべての講演会やセミナーなどに参加の自由と配慮を行ってほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
どんなにすいていても20分前に来てください、と言われる。	肢体不自由	30～39歳	女
パンフレットや資料に音声コードがついていない事	視覚障害	60～69歳	男
みんなとなかよくみえやすい、きこえやすい所がいいと思います。	知的障害	40～49歳	女
ようやく機器の不足が多い	肢体不自由	60～69歳	男
わかりやすく話してほしいです。	重複障害	30～39歳	男
映画などの字まくがないのも差別だと思います	聴覚障害	20～29歳	女
映画館が車イスでいつも最前列ですが、階段をスロープにしてくれれば、座席の選択肢が広がる。数人で映画館や劇場に行くと、席を分けられてしまうこと	肢体不自由	50～59歳	女
映画館では予約しなければ入れない予約しても席が決まってる。予約席空いてる事が多い その時に自由に座れるようにしてほしい。字幕が見えずらいので	聴覚障害	60～69歳	女
映画館は字幕がないと、話しの筋が分りません。テレビの様に全ての映画に字幕を！！でないと、参加しにくいどころか、行く事すらできません。入館以前の問題です。	聴覚障害	60～69歳	女
音声通訳・ブリスタ通訳の際にそうぞうしいと拒否されてしまったので、やめてほしい	盲ろう	50～59歳	男
介助する人がいないという理由で参加を拒否すること。介助者と来てほしいと条件をつけること。動物アレルギーの人がいると困るなどの理由をつけて補助犬との入場を拒むこと。映画館で介助者が小声で画面の説明をしていたところ、黙ってほしいと他の観客から注意された。美術館で介護者が視覚障害者に説明していたところ、職員が来てうるさいと注意された。外国語の映画に字幕以外の音声による説明がないこと。点字や大活字などのパンフレット資料が用意されていないこと。子どもに付き添って子育て支援の場に行ったが、補助犬の同伴を断られ、親子ともに参加できなかった。	視覚障害	50～59歳	女
講演会が近づいて急に行きたくなっても、通訳派遣してくれない。介助者も派遣してもらえない事が多い。講演が早すぎて理解できない。	盲ろう	50～59歳	女
講演会で一応OHPを使っているが書けない要約筆記者を置くのはやめてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
講演会で手話通訳者をいらないという講演者。あなたの講演を目で聞いているんですよ。	聴覚障害	30～39歳	男
講演会などには必ず重度障害者を預かって下さる場所を作ってほしい特に社会教育の所は考えてないように思われます。教育関係はいつも障害に対してつめたいようです。	肢体不自由	60～69歳	女
講演会場で殆どの関係者は、私を案内する時に、周囲に誰もいない席につれて行く。	視覚障害	70歳以上	男
講演会場に盲ろう者が音声通訳の出来る個室を作ってほしい（子供づれで講演を聞く時のような部屋）	盲ろう	60～69歳	女
差別なく、利用しやすい、来やすい環境を作って欲しい。	精神障害	40～49歳	男
座っていられないという理由で、休けい室へ行っていればと言われた。座ってられないから寝たままで参加させてほしい	重複障害	40～49歳	女
最近では字幕映画も多くなり映画館に申込して登録すればFAXで知らせてもらえる、良くなっている。	聴覚障害	70歳以上	女
施設に配慮がないため社会参加できない無言の差別がある。	聴覚障害	60～69歳	男
視覚の人にも音声でコミュニケーションがとれれば良い	視覚障害	60～69歳	女
磁気ループをと、お願いしたが、認めてもらえなかった事例があるということです。	聴覚障害	50～59歳	男
磁気ループを敷設して聴覚障害者の席を作ってほしい。講演会にはスクリーンによる筆記通訳を！	聴覚障害	60～69歳	女
車イスでの移動が困難な施設が有る。	肢体不自由	60～69歳	男
車イス席があらかじめ決まっているため、複数人数で利用した場合、車イス利用者だけ離されることがある。なので一緒に楽しむことができない。	肢体不自由	20～29歳	男
車イス利用者はいつも座席が両脇になり、真中に作ってほしい。映画は字幕付にしてほしいです	肢体不自由	60～69歳	女
手通者を目ざわりだから、ブ台のそでに配置すること	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳がついてもライトが明るくない、見えにくい所にいるなどたのしめない。	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳等が付くよう配慮して欲しい	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳付ですと、の張り紙をイスにかけてある。いやな思いがする。特別なのか?と一般の人にみられた。	聴覚障害	50～59歳	女
出入口に近い場所に誘導してほしい	視覚障害	50～59歳	男
勝手に進行し特に知らせない。	視覚障害	60～69歳	男
障害者を対象としたイベントなのに、点字の資料が用意されていない。	視覚障害	50～59歳	女
制限をなくしてほしい	知的障害	30～39歳	男
制度的に見直されてはいるが、まだ風呂屋やプール等で「おことわり」の札がかかっている所がある。総合病院としての市民病院では「拒否」は無いが他科クリニック等では断られる事は多い。			

VI－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
大変と思いますがもっと字幕付映画を（良質な）増やして頂いてたのしみたいと思います。最近は殆ど少くて残念です。	聴覚障害	70歳以上	女
聴覚障害者は申し込み時に要約筆記を要する」事を伝えると、手はずをととのえてくれる所もある。差別を受けた事はないが、笑う時に皆と一緒に笑えないのは差別を受けたと同じに感じられる。	内部障害	70歳以上	男
二重音声をしてほしい。解説付きの上演もしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
日曜日はお客が多いので平日に来いと入場を拒否された	肢体不自由	50～59歳	男
入館拒否は不当です。見たい聞きたいから来たので人権侵害だと思います。迷惑にならないよう当事者は心がける事です。	精神障害	70歳以上	女
必要な情報を保障しない	肢体不自由	20～29歳	男
舞台を聴覚障害者が60人見たとき、二階のすみにあげられ、小さな要約筆記のセリフでみたが、半分もわからない。	聴覚障害	60～69歳	男
盲ろう者の席については一番前の真中にするよう配慮してほしい。	盲ろう	40～49歳	男
駅やお店なぞ人の集まる場所でアナウンスされていても耳が聞こえないため何の事かわからない。事例、お店で人が並んでいる時、電車の時間が変わった時	肢体不自由	60～69歳	男
講演などで、主催者側に要約筆記を依頼しても一人のために…と拒否される	聴覚障害	40～49歳	女
要約、字幕付けて下さい　公的催時には絶対にして	聴覚障害	70歳以上	男
要約筆記・手話通訳ありとあるのに点字の資料や拡大文字が用意されていないことが多い。	視覚障害	50～59歳	男
要約筆記付き講演会に行った時「聴覚障害者席」とロープを張られた。	聴覚障害	60～69歳	女

VI情報・コミュニケーションについて

1（3）文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害について偏った・間違ったイメージ（暗い悲惨なイメージ、反社会的イメージ、かわいそうだというイメージ、半人前だというイメージなど）で描いたり報道すること （同意見 他17名）	視覚障害	50～59歳	男
犯罪報道などで障害名や通院歴を強調すること （同意見 他12名）	聴覚障害	60～69歳	女
耳の聞こえない人をつんぼのところでもと差別する事を耳にする	肢体不自由	60～69歳	男
障害を持っているという事はとても大変な事ですが本人も心ゆたかに生活する事を望んでいます。声をかけてくださる方もあわれな人だと思わずなにげなく手をかし心をかして下さる人達がふえるといいと思います。	視覚障害	60～69歳	女
精神科に通院歴のある容ギ者というようなあつかいは今後いっさいしてほしくない。マスコミにより精神障害者の誤解偏見が作られているといってよい。	精神障害	50～59歳	男
「ろう」と使わず「聴覚障害」とすること。「ろう」はマイナスではない。	聴覚障害	20～29歳	男
「精神病院、通院歴あり」と必ず報道される	精神障害	40～49歳	女
「犯罪者」が精神科病院に通院や入院したことがあると、それを必ず入れて報道する（新聞、テレビ、ラジオすべて）	精神障害	60～69歳	男
○少年犯罪だとすぐ発達障害にしてしまいがち、報道する必要のないことである。	重複障害	10～19歳	男
・スポーツの選手や表彰を受けた人など「障害を乗り越えて」という見出しが多い。障害を乗り越えるほどの努力をしなければいけないのか、知らないうちに社会が「自助努力」を求めていないかを考えてほしい。健聴者に近づくことが障害を乗りこえることではない。障害を受けとめ、福祉サービスを活用し、自分の意志で生きることが自立で、それを支える環境作りが国の責任だと思います。	聴覚障害	40～49歳	女
・差別ない環境作り・活動には差別のないように、指導して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
・専門家や知識をもつ者が見聞すると何らかの障害に起因する(ex片付けられない、ゴミ屋敷等)と思われる事例をおもしろおかしく興味本位に報道すること			
・知的障害者に対する報道など、・精心かんていをうけても罪はつぐなわせないとおかしい。	視覚障害	50～59歳	男
・電動車いすの事故が多発しているとの報道があるが、高齢者増加によるユーザーの拡大が原因なので、あたかも障がい者事故を多く起こしているような報道はさけてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・特定の障害と犯罪が結びついているような報道をする・障害をよく知らないクセに間違った話をしたり、悪いイメージを話すコメンテーターがいる	発達障害	10～19歳	男
・報道・多種多様な障害（者）を紹介するコーナー（理解・啓発）。・文化活動・障害者と健常者が集う文化祭、展示会などの活動	内部障害	60～69歳	男
TVで（本当の）本物の障害者出演でなく役者が障害を演じるのがほとんどなのが障害者に対して誤解招く恐れもある。	聴覚障害	40～49歳	女
かわいそうな人というかげ口はやめてほしい。	盲ろう	40～49歳	男
がんばっている、清く生きているというイメージの報道。障害者ということで、「ありのままの報道」という原則をふみはずしている。行政のリークによって、間違った報道を扇動される。	肢体不自由	50～59歳	男
これからの活動の中でイメージとして扱った内容の報道は社会をゆがめるものなので法制化して禁止すべきだと思う。	聴覚障害	60～69歳	男
それが大きいから、“障害者＝かわいそう”となってしまう それを個性ととらえてくれたらいい。	重複障害	30～39歳	女
テレビに自由に応募できない。	聴覚障害	50～59歳	女
テレビのニュースで字幕には年齢が書かれているがキャスターが原稿を読む時にはそれが省略されていることがある。それとご覧のとおりですと言ってその内容を字幕だけで音声では伝えないことがあります。	視覚障害	50～59歳	男
ニュースなどで「障害を乗り越えて」という言葉を使ったり、「体に障害があっても心に障害はない」等という表現は差別にあたると思う。介助がキツイ仕事であるというイメージを植えつけている	肢体不自由	40～49歳	女
マスコミ…「障害をのり越えて」というフレーズはやめて欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
マスコミが多くの障害者を雇用して理解を深めることが必須	視覚障害	70歳以上	男
マスコミで働く者の中に障害者が少なく、障害当事者の意見や考え方が十分反映されないこと。旅の情報番組は多いが、宿泊施設に障害者トイレやスロープがあるか、アクセスはどうかなどのバリアフリーの状況についての情報がない。テレビのアナウンサーは「こちらをごらんください」というのをやめて、大事なことは言葉で説明すること。	視覚障害	50～59歳	女
マスコミなどでの放送で、あんまマッサージしあつに国家資格が必要であることを周知徹底させてほしい。とくに、マッサージや整体は、広義であいまいになっているのできちんとすべて必要であることを前提に。	視覚障害	30～39歳	男
メディアでのひと言は大きい。一人の人間としてみて欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
メディアの情報により他のタイプの疾患と混同されて、大変迷惑している	難病	20～29歳	女
レンタルビデオで邦画は殆ど字幕が付いてないものばかり。日本版でも当然字幕つける事は当り前だち分って欲しい！			
悪い事をするのは、よくないけれど障害者だけを強調しないでほしい。	精神障害	50～59歳	男
近所から精神障害であることを知られて何から冷たい目で見られている。	精神障害	30～39歳	男
公衆の前で障害内容を明からさまに聞いてくる弱視者の場合、どの位みえるのか？	視覚障害	50～59歳	男
高齢者や視覚以外の必要に応じて録音物などは広く貸し出されるべきである。	視覚障害	70歳以上	男
今もあるが、「障害を持っているのは前世で悪いことをしたから」という因果律で判断してしまうこと。	聴覚障害	30～39歳	男
差別意識があるとすべてそのことがなかみににじんできます。意識改革は永遠のテーマです。	視覚障害	60～69歳	男
最近のTV放送でも、障害者のイメージがかわいそう、がんばっている人というような放送が多い。そのため、社会での障害者のイメージがいつまでも変わらない。もっとありのままの障害者像を流すべきではないか。	肢体不自由	20～29歳	男
最近発達障害の人の事件を新聞やテレビなどの報道を見た。顔や本人のインタビュー、名前も出てしまい、家の子も同じだと周りから思われているようで怖い、ひどいと思った。	発達障害	10～19歳	男
視覚障害を全盲しかいないように報道する、弱視もいることが無視されている。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者の写真展が開かれるが全盲が撮った映像がどのように選択されるか説明が必要である。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者も見ていることを考え、「あれ、これ、それ」とか「以下の通りです」と言わないこと。・医業類似無資格業者を単に『マッサージ師』と公表しないこと。	視覚障害	50～59歳	男
事件をおこしたりするとすぐに障害者（精神）ではないかと思うことがあります。マスコミはもっと考えて報どうして欲しい	精神障害	50～59歳	女
事件を報道する時、精神科の通院歴等を云わないでほしい。事件をおこす比率は一般よりもずっと低い。	精神障害	40～49歳	女

VI－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
耳が聞こえなくなった人が、すぐに手話を使ったり、すべて手話一辺倒のような誤解の作品は困る。実態は筆談の必要性が60%以上と思われる。			
自己防衛力が弱いことにつけ込んで興味本位の報道をすること。ワイドショーは特にこわい。報道によって作られるイメージがあり、障害者全体への社会の目が気になる。本人の知人は１人で外出できるのに事件報道のあと、世間の目を気にしたお母さん同伴の外出をしている。	知的障害	30～39歳	男
自閉症、アスペルガーなどが障害をおこすわけではない。メディアの報道は先走り障害者より本人がという事、障害＝犯罪ではない！	重複障害	30～39歳	男
失明や白い杖（白杖）を暗いイメージで取り上げないでほしい	視覚障害	40～49歳	女
障がいということばがさべつとおもう	肢体不自由	50～59歳	男
障害は不自由であっても不幸ではない　人間の1人としてあつかってほしい	視覚障害	60～69歳	女
障害を理解しない報道	視覚障害	50～59歳	男
障害を理解するために様々な番組が作られていることはありがたいが、障害者をありのままに理解できるような番組をつくってほしい。視聴者はナレーションの声色にかなり左右される	視覚障害	20～29歳	女
障害者＝がんばるというイメージを報道により加速している	肢体不自由	20～29歳	男
障害者にとって明るい話題（パラリンピックの活躍など）を希望する	内部障害	50～59歳	男
障害者はペットじゃなく人間なんです。精一杯生きて居ります。かわいそうはいけません。犯罪などでとかく精神鑑定を取り上げます。いかにも精神障害者を名指しした感じで、一般市民の犯罪がほとんど差別的要素を引出さないことを願いたい。	精神障害	70歳以上	女
障害者名、通院歴を報道すること。	精神障害	60～69歳	男
精神科に通院していたことをニュースで何度もくりかえさないでほしい	精神障害	30～39歳	女
精神科通院歴の誤解・偏見・差別のない教育拡大・拡充をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
精神障害者における犯罪率は一般の1/3程度だが、「精神障害者の犯罪」として精神障害者が起こす犯罪の如く報道される事は大変差別的である。0.6%～0.67%の犯罪者をもって、残り99.3%～99.4%の当事者を決めつける事は差別である。			
精神障害者については、特に差別的で、間違ったイメージで取られがち。社会が精神障害者は怖いというイメージにしたのではないか。	肢体不自由	20～29歳	男
精神障害者の人が事件をおこすと、精神障害者＝怖い人、危険な人、と思い込んでしまっている。もっと、精神障害者について正しい情報を流してほしい。	難病	30～39歳	女
精神障害者の犯罪の場合の報道についてイメージが悪い	精神障害	40～49歳	男
精神病障害について正しくマスコミ報道されていない。ドラマやドキュメンタリーで伝えてほしい	精神障害	40～49歳	男
他人（といっても私のばあいは父おやだが）まご（私でいうと子ども）のことをちくいちピックアップして写真入りで「古希をむかえて」と題し、サブタイトルで「マゴの成長記ろく」なるものを書いて知人にくばっていたこと。プライバシーって何だろうとおこってしまった。ずっと朝日新聞をとっていたが、ほとんどふくしの情報などは書かれてなかった。かたよった新聞はこまる。	重複障害	40～49歳	女
聴障者をモデルにしたドラマが増えてきたが、聴障者の役を手話の上手でない聴者が演じるケースが多く、見るに耐えない。聴障者本人が演じるべき。	聴覚障害	40～49歳	男
○○（有名な福祉番組）のような番組を放送すること。	難病	20～29歳	男
発達障害をもつ人が犯罪をおかした場合、障害によってのものとられるような、報道はやめてほしい。	発達障害	10～19歳	男
犯罪をおかし精神障害と判定された後、どのような措置を受けるのか明確に周知してほしい。	精神障害	50～59歳	男
犯罪報道があると、精神科との関連をこれでもかと、いかにも絶対的な関連があるように報道するマスメディアには悪意を覚える。	精神障害	20～29歳	女
犯罪報道などで障害名や通院歴を強調する	精神障害	30～39歳	男
犯罪放送の中で精神薄弱と精神障害者が一緒と思っているかも。	知的障害	30～39歳	女
病気の本質より、恐怖や、死、悲惨さをあおる番組が多い。	内部障害	0～9歳	女
補聴を付けていると、眼鏡と同じように効果があると思われる。聞えないけど、話せるというと不思議な顔される	聴覚障害	60～69歳	女
報道する側が障害種別の意味を理解されていなく社会的イメージで出され障害名等で判断した報道をやめてほしい。	知的障害	30～39歳	女
慢性疲労症候群をインターネットなどで調べると、精神的なものだとか、２、３年で直る病気だとか書かれているが、実際には20年前後も病気という人は私も含めてたくさんいる。きちっと調査して、病気の深刻さを伝える情報を流してほしい	難病	50～59歳	女
マスコミは精神の障がい者の犯罪率は少ないのに「容疑者は精神科入院・通院歴有り」と事件に関係なくても文字にあるいはメッセージとして入れてしまうのでいっこうに誤解偏見が解けない。	精神障害	50～59歳	男
無関心が一番の差別だと思う。	盲ろう	60～69歳	女

VI情報・コミュニケーションについて
1（4）制度について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
（TVでの）緊急情報の際はテロップのみで表示でなく、副音声で内容が確認できるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
録音図書を貸し出さないなど、障害種別や手帳の有無によって情報支援を行わないこと （同意見　他6名）	視覚障害	50～59歳	男
・制度にあてはまらない障害の状況もあるが、字面を優先したり、事例を出すと他の自治体と、ここは、ちがうからと、とりあってもらえなかったことがる。	難病	20～29歳	女
TVのデジタル化は国の身勝手すぎる	視覚障害	70歳以上	男
いやです。	知的障害	40～49歳	女
どの制度も利用しやすくして欲しい	精神障害	40～49歳	男
ろう者には、コミュニケーション補償があるが、難聴者にはコミ補償が特例で通常はコミが不足です。市の条例で決めてある。	聴覚障害	70歳以上	男
以前精神科はバカが行く所だ！と言っているのが聞こえた	精神障害	30～39歳	女
科学館や動物園で手帳で無料で入ると客としてきちんと対応してもらえない（お金を出すと対応が違う）	知的障害	50～59歳	男
学習障害者や知的障害者が、情報提供施設にある膨大な録音資料を利用できないこと。著作権者の許可がないと、図書を音訳できないこと。著作権者の許可がないと、せっかくのデジタル図書をネットで利用できないこと。行政などが進んで視覚障害者に情報を提供するシステムが不足しているため、重要な情報が届かないこと。たとえば「声の広報」があっても、それがあるという情報自体が届かない。	視覚障害	50～59歳	女
個別個別の障害の程度や生活習慣、地域、性格などの違いをみとめず、平均化を公平と呼んでいること。	肢体不自由	50～59歳	男
国障がい者権利条約の批准に向けて国内法制備の拡大・拡充、障がい教育の拡大・拡充を是非早急に現場に予算を確保をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
視覚障害等級1～6級に、録音図書が貸し出されるのと同じく、購入も可能にならないか？	視覚障害	60～69歳	女
字まくライブラリーが、ことばがききとれない。軽度・中度難聴者には借りられない（手帳なし）	聴覚障害	50～59歳	女
自立支援法の内容について、図は周知徹底を言ってはいるが、現実には家族･本人･作業所職員でさえ説明できる程理解している者は少ない。医師･役人の為の情報か家族･当事者は知らない事が多い。			
手帳のない難聴者に対して情報支援はできないとすることがある。	聴覚障害	30～39歳	男
充分な情報提供の拡充	盲ろう	60～69歳	女
障害種別や手帳の有無によって左右されること	知的障害	30～39歳	男
色んな情報を知る事が大事。制度に差別があってはならないと思います。	精神障害	70歳以上	女
図書館や市役所などで、視覚障害者は外出もままならないので電話ですむ様にしてほしい。市役所などからの封書には封筒に点字表示をしてほしい	盲ろう	60～69歳	女
政見放送に手話や字幕がつかないケース。聴障者の参政権を妨げるもの。	聴覚障害	40～49歳	男
精神障害では、他の障害に比べ、使えるサービスや社会しげんが制限されていることを差別として私は認しきしている（支給される手当なども含めて）	精神障害	40～49歳	男
貸し出し条件の全国統一	視覚障害	40～49歳	女
通信はんばいなどの広告などの音訳点訳はほとんどないので取り組んでいただきたい	視覚障害	60～69歳	男
聞かれたことしか答えない。	精神障害	30～39歳	男
録音図書に関しては、有料でもかまわないので、もっと広く必要なら視覚障害としての手帳交付をうけていなくても利用させてあげたい。	視覚障害	30～39歳	男

Ⅵ情報・コミュニケーションについて
2（1）対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視覚障害者と話す際、1.「あちら」などと指差しをせず、言葉で説明すること2. うなずきやアイコンタクトが確認できないので、声で分かるようにするなど工夫をすること	視覚障害	30～39歳	男
わかるまできちんと話を聞くこと （同意見　他19名）	視覚障害	70歳以上	男
手話通訳・要約筆記・筆談・指点字・触手話などを使って会話すること （同意見　他29名）	重複障害	40～49歳	女
私は盲ろうで人工内耳をつけています。ゆっくり大きな声で話して下されば、ほぼ50～70%まで聞き取れる。ですが健常者の方の多くは早口でしゃべりまくる人が多いので、20～30%、しかもとぎれとぎれなので困る。講演会でも役に立たない。	盲ろう	50～59歳	女
中途失聴者には口を大きく、はっきり話してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
・2回以上聞き返すと「いいです。」と言って話を断ち切られた。・筆談、要約筆記をもっと使って同じように接して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
・いやなかおをしない。・〇手通訳者でも自信をもって通じやすく！	聴覚障害	40～49歳	女
・その個別の特性を理解し、対応して欲しい。	発達障害	20～29歳	女
・やさしく、わかるまで理解する。・気ばらしに遊びに行ってあげる。	知的障害	20～29歳	男
・弱視筆記（見やすい文字の大きさで筆記すること）でコミュニケーションしてほしい	盲ろう	20～29歳	男
・障害者と一般人の集う‘場’の設置	内部障害	60～69歳	男
・筆談は特に大事。面倒くさがらずにお願いします。それを拒否するのは、差別にあたります。	聴覚障害	40～49歳	男
1回で分かったふりはしないでほしい。	重複障害	30～39歳	女
HPのPDFファイル使用をやめてほしい	視覚障害	50～59歳	男
LDのばあい、代筆者か、それにかわる人をつけること。外国の人と同じようなかんじだが、当事者の特ちょうがよくわかっている人が助言や通訳をしてほしい。けいたいでんわは公共のとくに病院などでは使わないでほしい。公しゅうでんわが少なくなってきている。けいたいでんわをもてない人にとって不べんなのでへらさないでほしい。	重複障害	40～49歳	女
TV局は土木けんちくのよう語をまちがってつかってる、べんきょがたらない、ごめんがおおすぎる	肢体不自由	50～59歳	男
あなたから障害原因等を聞かれたくない。配慮が余りにも無です	視覚障害	70歳以上	男
いつでもどこでも手話があるというのが理想	聴覚障害	20～29歳	女
いろいろな方法で会話すること。筆談でも手話でもいい。	聴覚障害	40～49歳	女
きこえない人に対してめんどうがらず嫌な顔せず無視する（相手にしないとか）のではなくきちんと向きあって対応して頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
ごく一般の人間として真剣にコミュニケーションをとってほしい	肢体不自由	50～59歳	男
こちらの話す事を、理解できる迄、しっかり聞いて欲しい。	肢体不自由	40～49歳	男
こちらの話を理解してほしい。その為に手話や点字のわかる人を増して欲しい。通訳介助者が足りない、もっと増してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
ことばだけでなく、絵カード、文字などで、本人に伝わるように工夫してほしい	発達障害	20～29歳	男
ことばなどききとりにくいことがあるがわかるまできいてほしい	知的障害	40～49歳	女
コミュニケーション手段を理解すること。たとえば口の形、目の動きなど。	肢体不自由	50～59歳	男
こわい態度で言われると返事もできない。	発達障害	30～39歳	男
すみ字の資料しか用意できないなら、内容がきちんとわかるように口頭で十分に説明を。	視覚障害	30～39歳	男
その人その人のペースや障害の程度・特性をふまえて話をしてほしい。	精神障害	20～29歳	女
それぞれの障害者に合ったコミュニケーション手段を使ってほしい	聴覚障害	70歳以上	女
ちゃんと私達がわかるまで、きちんと話をしてほしい	知的障害	30～39歳	女
一般住民全般に筆談ができるよう行政の役目として必要性を広めてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
横たわっていても話をきく・はなすことは出来る（むしろ起きているよりもしっかりと）と理解してほしい。	難病	20～29歳	女
何回言っても解らない知的障害者がいます。わかるまでを指導する事は大変。専門の人の話を聞きたいほど。	精神障害	70歳以上	女
何度聞き返してもあきらめないで正確に伝えてほしい。騒がしい場所での会話は聞き取れないので、周囲が静かな場所で話してほしい。			
各役所、駅、病院医院、福祉関連機関でも難聴者への配慮が少ないか殆んど不便さをわかってもらえない。また、聴こえのシステムを知った上でノートテークをしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
学校でも、コミュニケーションについて勉強してもらいたい。突然はうまくできないので、事前に、ろうあ者の事を理解することが一番大事。	聴覚障害	30～39歳	男
季節のイベントとか講演会など、参加する障害者に合わせた通訳介助者の設置をお願いしたい。	盲ろう	40～49歳	女
結果を伝えるのではなく、それまでに至るプロセスから関わる、伝える、知ることが大切。特に情報が極端に不足する聴覚障害者はプロセスが関わっている、知っていることで、結果の持つ意味を理解する、見通しを持つ力をつけることが重要です。他の障害者にも言えることですが。	聴覚障害	40～49歳	女
健常者のかたが自分の名前を告げていただくとそこからいろいろなコミュニケーションができるようになります。	視覚障害	60～69歳	男
言語障害があるため、最後まで聞いてくれないことがある。	肢体不自由	20～29歳	男
言葉もしゃべれない、字も書けない、知能もない子供（大人）に対しての対応をどうするのか？	知的障害	40～49歳	男
言葉を分かりやすく説明してほしい	精神障害	30～39歳	女
個人のプライベートでの習い事にも要約筆記者や手話話通者をつけて欲しい	聴覚障害	50～59歳	女
公共の場所での情報の理解はスムーズにして欲しい	聴覚障害	60～69歳	男
高齢者の「きこえ」の問題は深刻で、対象は手話のもとではなく、要約筆記要員を大幅に増員すること	肢体不自由	70歳以上	男
最重度で言語（発語不能）はほとんどありませんが理解は出来るのでわかりやすく、きちんと対応をしていただきたい。	知的障害	30～39歳	男
市民に伝えるべき情報の多くが視障害者には知らされていない。特に「ゴミ収集」「災害時の避難」等については長年放置されていた。市役所・図書館等の公的な立場にいる職員、福祉関係の団体に就職している者で「点字」を習得していないものがいる。必要とされる「文字」を会得しないのは怠慢の一語である。すべてを墨字で記載させるのは差別の最たるものである。	視覚障害	60～69歳	男
市要綱で、要約筆記にはコミ（要筆）の配慮がない。	聴覚障害	70歳以上	男

VI－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
私は、当事者会･家族会以外の一般市民や他障害･難病者の会へ行って講演する事も多いが、今だ「思ったより恐ろしくなかった」との感想を書かれたり、聞いたりしている。まだ常識的？には「恐ろしい存在」の様子。啓発が必要。			
視覚障害者には、イラスト、図表、グラフなどの説明を加えてほしい	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者に対しては、自分の名前を言って話しかけること。周りの状況を言葉で伝えること。会議などのおり、その中に視覚障害者がいる場合は、それぞれ自分の名前を言って発言すること。手助けの仕方がわからないときは本人に聞いておこない、勝手におこなわない。	視覚障害	50～59歳	女
耳の障がいがあるので、手話ができない人とのコミュニケーションのため、（主に筆記）に本人自からがノートか筆記できるものを常にもっておくというマナーも必要ではと考える。			
手話ができなくても、わかるまできちんと話して欲しい、筆談でもいい。	聴覚障害	30～39歳	男
手話通訳＝最近は数が増えている。良い事だが、質の面で問題も出ているが、行政や為政者等はそれが理解できない。またそれを良い事として、通訳者がろう者を使い自分の都合を益に良くしようとする。	聴覚障害	60～69歳	男
手話通訳･要約筆記･筆談･指点字･触手話	聴覚障害	20～29歳	男
手話要約筆記に個人派遣だけでなく集団での集会にも派遣制度を適用してほしい	聴覚障害	60～69歳	男
集団でなく個別で話を聞く	肢体不自由	20～29歳	男
障害者差別禁止法の制定をしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
相手（盲ろう者障害者）が、理解しているかどうかを確認してほしい。相手が理解していない時相手のせいにしない。障害者本人の結婚式のための手話通訳を断わられた。	盲ろう	60～69歳	女
大切なことは手話や要約筆記を異端視しないように早くから教育してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
中途失聴･難聴者には「筆談」が確実な伝達方法です。要約筆談が出来る方をおくか、一般の職員の方々は面倒臭がらずに応待して欲しい（これは切実）	聴覚障害	70歳以上	男
通訳などをふやす	知的障害	30～39歳	男
通訳者にむかって話しかけ、通訳者ともりあがっていること。			
伝える事、知る権利です。	聴覚障害	70歳以上	男
特に市の職員が率先して、筆談してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
難聴者には筆談が一番ありがたい	聴覚障害	60～69歳	女
買い物でわからないので書いてもらうように言うといやな顔をする	精神障害	40～49歳	男
筆談を気軽に誰でもしてくれるような社会を夢みている。公共の場ではOHPなどフルに使って情報を知らせてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
物事の説明の時、「これ」「あれ」とか説明される事(視覚障害)	視覚障害	60～69歳	男
分かりやすく納得できる様、話しをしてほしいです	視覚障害	50～59歳	女
分かるように話してほしい。	知的障害	30～39歳	女
文字盤を使っているのでゆっくりと対応して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
聞きかえすと「もういいよ」と話を終らせてしまう、「耳が悪い」というと話をしてくれない。わかるように最後まで話を続けてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
聞こえない人と話をする時は口形を大きくゆっくり普通の声で話し、分からな時は書いて下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
盲ろう者向け通訳介助派遣を利用しているが、24時間でないので、いつでもどこでもコミュニケーション環境が整った社会にしてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
要約筆記がついたから、正しく伝わるとは限らないので、複数の情報保障をつけることが必要。要筆とループ要筆と手話など、トータルコミュニケーションという。	聴覚障害	70歳以上	女
外見で判断はしないこと。(例えば、しゃべり方、会話がうまく出来ない、目つきが悪いなどで恐い!!)	知的障害	30～39歳	男
理解あるコミュニケーションを取り、お互いに話やすくして欲しい。	精神障害	40～49歳	男

VI情報・コミュニケーションについて

2（2）テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊地上デジタルテレビの受像機を、携帯電話のラクラクホンなどと同様に視覚障害者に利用できるようにするため、現在の情況やメニュー操作を音声で確認できるようにすること	視覚障害	30～39歳	男
テロップや外国語の翻訳字幕などの文字情報を読み上げること （同意見　他22名）	聴覚障害	60～69歳	女
ニュースなどにはふりがなをつけること、難しい内容はわかりやすくすること （同意見　他20名）	重複障害	40～49歳	女
印刷物は点字版や録音版を作る／音声コードを付ける／テキストデータを提供すること （同意見　他14名）	視覚障害	50～59歳	男
テレビの手話がすくない	肢体不自由	60～69歳	男
「手話ニュース」のように短い時間でもよいので、全障害者を対象にした情報番組を作って欲しい。	肢体不自由	60～69歳	女
○24時間リアルタイムとしてのテロップを付け加えて欲しい。○ニュースを見るときも字幕を！	聴覚障害	30～39歳	男
○TVニュースなどで「○○○は次の通りです」というだけで画面に出ている情報を読み上げない。（その点ラジオはきちんと説明してくれる）○TVの料理番組でも同じでレシピの分量など情報を読みあげてくれない。	視覚障害	60～69歳	女
・TV番組については、生放送以外の収録番組に字幕付与する際にはリアルタイム字幕でなく、あらかじめ字幕をつけて作成してほしい。遅れが出るため、映像が消えてしまったり移ってしまう。生放送のみにしてほしい。・邦画DVDに日本語字幕をつけてほしい。既存のものも、字幕が観れるようなシステムを。・全ての邦画に日本語字幕付与してほしい。字幕版については全国どの映画館でも観れるように。	聴覚障害	30～39歳	男
・せめてNHKのニュースの外国語はふきかえにしてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
・テレビの全番組に、字幕放送は必要。CMも同様。・日本映画の字幕表示は必要。	聴覚障害	40～49歳	男
・どこまでが個人情報とするのか？取ざいなどのばあい、ストーカー的な行為にならないように。・障害者のことなどあるていどわかって、りかいした上で取ざいきょか等をとってほしい。（かってに写真をとり「のせたい」といってきた人（政治家）がいる。）	重複障害	40～49歳	女
・ローカルニュースに文字情報が無い。一番身近なニュースなのに。・NHKは2007年100%字幕をつけると言っていたが生番組以外でもついていない。（クローズアップ現代、こどもニュース等なぜつかないの？）	聴覚障害	60～69歳	女
・災害時の障害者伝達のためのテロップ・障害（者）用出版物の宣伝（紹介）	内部障害	60～69歳	男
・字幕と要約を！・色もわかりやすく、ふりがなも。	聴覚障害	40～49歳	女
・全ての画面に字まくをつける。・CMの内容にも字まくは必要。	聴覚障害	30～39歳	女
2011年7月にはアナログテレビが映らなくなり、地上デジタルテレビに取ってかわる。しかし、テレビは視覚障害者の情報源として重要な手段であるにもかかわらず、地デジの導入に関しては視覚障害者の利用が想定されていない。そのために、今のままでは視覚障害者にとっては地デジを利用してテレビを自由に見ること、ラジオを通じてテレビの音を聞くことができそうにない。視覚障害者への適切な対応なしには、地デジへの移行を許しがたい。	視覚障害	60～69歳	男
2重字幕が入りわかりにくい。	聴覚障害	60～69歳	男
CMにも字幕を。	聴覚障害	20～29歳	男
NHKに字まく番組が少ないのはなぜ？お金払ってるのに。	聴覚障害	50～59歳	女
NHKの国会中継＝字幕がつかない。「生」だからといわれているが、最近では大相撲に「生」で字幕がついている。	聴覚障害	60～69歳	男
NHKの子供ニュースのような、ニュースをよく分かるような番組をもっとふやす。	発達障害	20～29歳	男
NHK番組はもっと率先して字幕放送を増やしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
SP情報を多くしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
TVでテロップが大きな文字で表示可能な機能を付ける	重複障害	10～19歳	男
TVドラマの字まくを出してほしい。	精神障害	40～49歳	男
TVの内容も、もっと事実的してほしい。例えば、手話を出るシーンで、まっ暗なところで話す。（本当はムリ。）	聴覚障害	30～39歳	男
TV字幕が多くなり視覚障害者には情報が伝わりにくい。	視覚障害	50～59歳	女
エキセントリックな事件、大きな不安をあたえるニュースを何回も何回も、しかも過去にさかのぼって画面に示さないこと。ヤジウマ迫る、キョウミ本位のビジュアル画面、報道はしない。	精神障害	30～39歳	男
オストメート（ストーマ保持者）について、社会の理解を得られるように、広く知らせること。オストメートについて、議員、国家機関で、国民に話されたことは聞いたことがない。	内部障害	70歳以上	男
かおさしんはしんぶんにのしるとはんざいのことがある	知的障害	20～29歳	男
すべてのTV番組に字幕をつけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
すべての番組に字幕をつけること。	聴覚障害	60～69歳	男
できるだけテレビの字まく放送、日本映画やDVDの字まくをふ及させてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
デジタル放送になって使いにくくなった	視覚障害	50～59歳	男
デジタル放送の字幕は便利だが、元々ついているテロップと、字幕が重なって、わかりにくいときがある。字幕を見る人のことも考えて工夫してほしい。	盲ろう	20～29歳	女
テレビ・ラジオから点字の出力をとれるにくふうしてほしい	盲ろう	50～59歳	男
テレビだけでなく、TVもDVDもすべて文字を入れてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
テレビで、生中継でも、字幕を入れて欲しい。話、説明、会話の内容を知りたくても、出きないのが問題。	聴覚障害	60～69歳	男
テレビできんきゅうほうそうも読みあげてほしい。（りんじニュースなど）	視覚障害	50～59歳	女
テレビでは複音声解説のついた番組をもっと増やすこと。テレビやラジオ、新聞など、番組を制作したり報道する側に障害をもつ利用者がもっと参画できるようにすること。地域の有線放送は視覚障害者にとっても大切な情報源であるので、存続すること。	視覚障害	50～59歳	女
テレビでまだ字幕がない番組が多数ある。特にNHKの様に全ての国民に同じ様に情報を届けなければならない放送局でも字幕がない番組が多数残っているというのは怠慢と思われる。リアルタイムのニュースにも字幕は付いているし、民放では討論番組にも字幕を付けているのに、こうした番組を例外としているのもおかしい。	聴覚障害	60～69歳	男
テレビで字幕でかかれるけど、目が見えないから、大切なことは声でお願いします。	重複障害	60～69歳	女
テレビなどの緊急情報（ニュース）は、文字だけなので、音声で知らせてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
テレビなどの副音声かの充実	視覚障害	60～69歳	男
テレビには全て字幕を付けてほしい。ローカルテレビ放送は全く付いていない。字幕がないと分からない。	聴覚障害	60～69歳	女
テレビには全番組に字幕をつけてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
テレビのデジタル放送でほとんど字幕がつくが、中にはつかないものも…。全てつくのが理想的である。			

VI－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
テレビのニュースで英語なども日本語での音声を流して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
テレビのローカル番組にも、字幕をつけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
テレビの音声など	視覚障害	70歳以上	男
テレビの画面の説明を(内容を音声で云って欲しい(こうなっていますではわからない)。	視覚障害	60～69歳	男
テレビの緊急テロップの内容を即座に音声で流してほしい。（必要な方のみ　その利用法を考慮してほしい）	視覚障害	50～59歳	男
テレビの緊急放送を音声化して欲しい	視覚障害	50～59歳	女
テレビの事件での、放送で、犯人は、精神病院入院歴が有りとの報道は、精神障害者全員が、社会での居場所がなくなるような報道は、許せない！！	精神障害	40～49歳	男
テレビの字幕を付けてもらう時は、背景は黒（こい色）で文字は白とはっきり見やすくしてほしい	盲ろう	40～49歳	女
テレビは、100%字幕付き番組を！！	聴覚障害	30～39歳	男
テレビはニュース、教育、教養、健康その他ドラマ、コマーシャル映画（デジタルは字幕が付いている）、BS放送、国画（日本の映画）聴覚障害者は目からの情報が欲しいので字幕放送をお願いしたい。	聴覚障害	60～69歳	女
テレビ字幕のデータをもらいたい。（パソコンの点字ピンディスプレイで読む）	盲ろう	50～59歳	女
テレビ等で、障害者Sは、と言いあらわしていますが、「Sは」はあまり良い言葉とは思えません　もう少々表し方が、あるのでは、と思います。	肢体不自由	60～69歳	女
テレビ番組などで視覚障害に分かるよう副音声をしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
テレビ放送の字幕をもっと増やしてほしい。CMにも字幕を。白い犬が何を話しているのか知りたいのにわからない。くやしい。	聴覚障害	40～49歳	男
テロップと字幕の位置関係についてもう少し工夫してほしい。全ての番組に字幕をつける。	聴覚障害	40～49歳	男
テロップや外国語翻訳文字情報を読み上げる。	視覚障害	60～69歳	男
テロップや字幕はもう少し見やすい工夫をお願いしたい。（光の反射などで字がみえないよめない時も）	聴覚障害	40～49歳	女
テロップを音声にすること	視覚障害	70歳以上	女
とくにニュース速報など。視覚障害でもほとんどの人がテレビから情報を得ていることを意識していてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
ニュースなどにはふりがなをつけること、難しい内容はわかりやすくする　ニュースなどの文字情報を読み上げてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
ニュースにはすべて字幕をつけてほしい。字幕のない場合にはせめてテロップを流してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
ニュースには同時通訳を。	聴覚障害	60～69歳	女
ニュースの字幕が少い。特に、NHKは、夜7時以外のニュースに字幕が少い。	聴覚障害	50～59歳	男
ニュース速報や外国語通訳音声にして欲しい	視覚障害	60～69歳	女
ふりがなをふってほしい	重複障害	50～59歳	男
ボイスレコーダーに録音し、それをパソコンに文字として入力される夢のような録音機の出現を期待したい。	内部障害	70歳以上	男
マスメディアは責任を痛感すべし！IT機器の取扱説明書のテキストデータ版の準備（希望者に配布）の義務付け	視覚障害	70歳以上	男
リアルタイムのニュースに字幕がない。TV局の努力不足。録画放送には必ず字幕をつけてほしい。			
レンタルDVDの日本映画に完全字まく挿入を！！日本映画も同様	聴覚障害	50～59歳	男
医療健康に関することは福江音声などでも伝えてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
印刷物は点字版やパソコンのテキストデータでも読めるようにしてほしい。ホームページに載せる場合、音声ソフト利用でも読めるよう工夫してほしい。	視覚障害	30～39歳	女
映画には必ず字幕をつけること	聴覚障害	30～39歳	男
映画に字幕を！！	聴覚障害	60～69歳	女
横文字（英語）の言葉が多く、意見がわからない事が多い、普通に日本語で言ってほしい	聴覚障害	50～59歳	女
音声ガイド付きのテレビ番組を増やしてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
音声多重番組を増やして欲しいことや、字幕や外国人へのインタビューの内容も音声解説をつけて欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
画面表示の文字を音声化して説明も入れてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
解説放送を増やしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
海外のニュースで字幕しか出ず視覚障害者には何を言っているかわからない。	視覚障害	50～59歳	男
拡大文字の出版物	視覚障害	50～59歳	男
漢字が苦手なので、ふりがながあるかどうかでニュースの内容が理解できるかできないかに差がある	知的障害	50～59歳	男
緊急警報の音だけで文字情報のみで内容を音声でも伝えてほしい	視覚障害	50～59歳	男
緊急文字情報には、音声も付け加えてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
言語障害の人のテロップはやめてほしい。	肢体不自由	50～59歳	女
言論の自由を盾に個人の事柄を勝手に報道するなマスコミによるこれほど個人そいじめている。誹謗ちゅうしょうだらけです	視覚障害	70歳以上	男
公共の印刷物には、音声コードを付けてほしい。	内部障害	40～49歳	男
国会中継などにも字幕をつけてほしい。字幕番組は増えたが、画面と字幕が合わない（遅れる）のをどうにかならないものか。できれば全番組に字幕をつけてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
今テレビで文字放送がありますが生放送の場合読むのが追いつかない。慣れるよう訓練が必要。	聴覚障害	60～69歳	男
最近のテレビは字幕が増たが、字幕の場所を下部に制限して下さい。	聴覚障害	50～59歳	女
市販DVD(全て)に「日本語字幕」をつけてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
私は一昨年の春に21型の液晶テレビを購入し、その音声はステレオアンプにつないで楽しんでいる。衛星放送も楽しめるようにした。一時的には、CS衛星放送の日本映画専門チャンネル（有料）とも契約し、視聴もした。そんな中で、衛星放送を楽しむためには、「ビーキャストカード」と称するテレホンカードぐらいのカードを受像機に差し込むこと。さらにそのカードには20桁の数字が記入されていることも分かった。いまのところ、NHKがCS放送事業会社にカード番号を登録さえすればよい。だがアナログ放送停派後は地デジも衛星と同じになるのだろうと言われている。ということで、ここで私が申し上げたいのは、まず多数の視覚障害者にこの実態を正しくPRを行うこと。カード番号の点字化・音声化を図ること。テレビの音声解説番組を増やすのは当然だが、衛星放送や地デジの音声解説をリモコンで選択しようと思っても、アナログ放送と違って、画面の表示を見ながらリモコンを操作して、音声解説ありを選択するというように、視覚障害者単独では音声解説番組も聞けないといったばかげたことは早急になくすこと。そのためには、放送事業者、家電メーカー、ディーパ、そして視覚障害者の利用者がよく話し合って、2011年7月までには決着をつけて欲しいと私は思う。	視覚障害	60～69歳	男

VI－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
事件が起こると必ずと言って良いほど「精神科通院した経験」を報道すること	精神障害	40～49歳	男
字まくをつける（全てのテレビなどに）→字まくもおそく、ついていけてないのでスピードupできることをきたいします。	聴覚障害	20～29歳	女
字まくをもっと増やしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
字幕、ふりがな、かつ分かりやすい日本語で。	盲ろう	60～69歳	女
字幕、手話テロップをつける。特に大地震など大災害が起きたあとは字幕がなくなってしまうため、そんな時こそ情報が必要なのに、逆にいつもより入らなくなってしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
字幕などの文字情報を読み上げる。印刷物は点字、録音、音声コードをつける。	視覚障害	70歳以上	男
字幕によって画面の見たい部分をかくさないよう工夫してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
字幕のある番組をふやしてほしい。			
字幕の文字を太くしてほしい。	重複障害	50～59歳	男
字幕出るタイミングが思わしくない時がある。芸能人の（どっちも見づらいです。）顔辺りに字幕をつける事は、やめて欲しい。TV会社の字幕と障害者用字幕と重ならない様にうまく分けて出られないでしょうか？			
字幕対応していないTV番組が多くある。CMにも字幕をつけて欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
字幕番組を増やすこと	聴覚障害	50～59歳	男
字幕放送が非常に少ない、ニュースにもっと取り入れてほしい。	聴覚障害	70歳以上	男
字幕放送の字幕の著作権を明確にし、放送番組がDVDやBDとして商品化された時に字幕も付くようにしてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
字幕放送を全てにできるようにしていくこと	聴覚障害	60～69歳	女
時流に即応した字幕付けを。例（NHKの朝8:30～夜7:30クローズアップ現代	盲ろう	70歳以上	女
手話ニュースが誰でもわかりやすいが、１日１回しか流れないので回数を増やして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
受信者が利用するに配慮してもらうのではなく、発信者側が利用しやすいように配慮、工夫をする意識を持ってもらいたい。（テレビに全字幕をつけるとか、電話リレーサービス、映画制作に字幕とか）	聴覚障害	60～69歳	男
宿泊施設（ホテル等）には、必ず字幕の出るテレビを設置して欲しい。ほとんど（99%以上）の施設にその設備がない。障害者専用のホテルでもそこには目がいってない。	聴覚障害	60～69歳	女
障害者のことを取り上げる場合、知能もない、言葉もしゃべれない、字も書けない人も居ることを報道したことがない。軽い障害者のことしか取り上げていない。もっと、重度の障害者（特に知的）のことも知らせて欲しい。	知的障害	40～49歳	男
障害者関係のニュースを後回しにされる	重複障害	50～59歳	男
新しい漢字などには必ずふりがなが必要。間違って笑われる事が多くなった。	聴覚障害	70歳以上	女
新聞は割りつけがあり、読みづらい、弱視者にも対応してもらえるようしてほしい。	盲ろう	40～49歳	男
生放送でもないのに文字情報（字幕）が遅れる健聴者に不快感がある。できるだけ生でない時は同時にしてほしい。難聴者も一緒に笑えない辛さ。文字と画面の相違は長時間になると疲れる。	聴覚障害	40～49歳	女
精神障害者の中には、テレビも本も見ないものがいます。メールや電話はします。年老いた家族は只元気だけを頼りに面倒を見ています。世の移り変わりに注視し、いざとなれば何も出来ないだろう	精神障害	70歳以上	女
全てのテレビに字幕をつけてほしい。再放送の時は前もって字幕をつけるようにしてもらいたい。	聴覚障害	30～39歳	男
全ての番組に字まくがほしい	聴覚障害	50～59歳	男
総ての放送で字幕を義務化して欲しい。1部の放送で手話をつける番組もあるが、大部分の難聴者は、音もわからず、手話もわからず、必要な情報を手にいれられない。	聴覚障害	50～59歳	男
大分字幕が多くなり、デジタルTVは、字幕デコーダーがなくても映るので、便利になりました。できれば、当日の生番組の会話にも字幕を入れて欲しい	聴覚障害	70歳以上	男
地デジに視覚・聴覚障害対応を。	視覚障害	60～69歳	女
地震情報などは、音声で発信して（テレビ）	視覚障害	50～59歳	男
低血糖の症状に対して、酔っぱらいだと決めつけて報道すること。	重複障害	30～39歳	女
天才テレビくんやがんこちゃんに字幕をつけてほしい。	聴覚障害	10～19歳	男
点字も文字も読めないので、テレビや本は難しい。情報を手話による立体化したものにさわると分かるようなものがあれば、ありがたい。	盲ろう	60～69歳	女
電話帳には電話番号しか記載されていないのでFAX番号も記載するよう義務づけて欲しい	聴覚障害	30～39歳	女
特にテレビ放送の配慮が必要。リモコンの改良。視覚障害者が容易に取り扱える物にしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
難聴者には字幕が一番です。	聴覚障害	60～69歳	女
犯罪を犯してしまった人の障害名などを報道しないでほしい。知らない人は障害名が同じだと、同じ事をすると思われてしまう。	発達障害	10～19歳	男
副音声100%付けてほしい	視覚障害	60～69歳	女
副音声解説放送を増やすこと。	視覚障害	30～39歳	男
副音声番組を増やしてほしい。緊急放送に音声を付加してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
文字情報が番組によってはない。また、番組によってことなる。時には文字情報が全く情報になっていない場合も多い。	重複障害	30～39歳	女
放送する時は必ず手話字幕をつけ、視聴者が選択して視ることができるようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
放送にあたって翻訳が全く流されず字幕だけが映されているのは片手落ちであり公平を著しく欠くものである。	視覚障害	60～69歳	男
翻訳字幕などの文字情報	聴覚障害	30～39歳	男
有名人の講演やセミナーには、必ず手話と要約筆記をつけるようにしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
要約筆記（字幕）又は、テロップに読めない漢字が出てきたらふり仮名をしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
TVに字幕をつけてほしい…など	聴覚障害	40～49歳	男
BSテレビには字幕が出ます。聴覚障害者は全く聞こえない方を除くと、字幕と音声と両方を聴きながら判断しています。それがずれている放送がたくさんある。日身連合報(2008. 2. 15号)にNHK総合在京キー局(5)で現行指針による字幕不可能な放医時間(7～24時)に占める字幕放医時間の割合を2017年度までに100%へ引き上げる(06年度はNHK総合は100%を達成している)とあります。難聴者の立場から言えば見たいTV放送でNHK20%民放は5%位しかもNHKの半分は音声と字幕がずれている	内部障害	70歳以上	男
TVに手話通訳、字幕などをつけてほしい　耳がきこえない人がいる事も忘れないでほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
TVの字幕を全チャンネル、全時間につけてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
デジタルTVに普及されているのつつ、字幕をついていないchがしばしばあるのですべて統一して下さい。	聴覚障害	20～29歳	女

VI－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
テレビからの情報もなくてはならないものだし、一般健聴者はふつうにしていても耳からはいってくるが、聴覚障害者は入ってこない。全ての番組、どの番組を見ても、文字放送（文字情報）で、伝えて下されば良いと思います。アナウンスで伝えるところには必ず、文字情報で伝えてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
テレビに字幕をつけてほしい特にニュースなど。	聴覚障害	70歳以上	女
テレビのニュースに出てくる外国人の話す言葉を、文字だけでなく音声として流す工夫をしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
テレビの字まくを音声にしてほしい	視覚障害	70歳以上	女
テレビや映画全てに字幕をつけてほしい。同じ日本人なのに日本語ふきかえ版を付けるのはおかしい。	聴覚障害	30～39歳	男
テレビ音声の説明をする番組をふやしてほしい。	視覚障害	70歳以上	女
テレビ番組等すべて字幕をつけてほしいCMもつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
利用者としてテレビ･ラジオ･新聞に出る人の事を問題としたい。当事者による運営される患者会報道が少ない。これは今もってなお、病院･施設･家族会の対処･対策が無いと「本人は自分で対応する能力が無い」者とされてしまう。			

VI情報・コミュニケーションについて

2（3）情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊インターネットのログインにおいて、画面に表示された数字を入力する認証方式が広く採用されているが、視覚障害者には利用できないので、視覚障害者に利用できるようにすること＊タッチパネル方式の液晶画面などにおいては、視覚障害者が利用できるようテンキーを付けるなどして、視覚障害者に利用できるようにすること	視覚障害	30～39歳	男
通信の内容や機器を音声読み上げ・点字表示対応にすること （同意見　他21名）	視覚障害	70歳以上	男
表示の文字や絵柄を見やすくしたり、利用者が自由に変えられるようにすること （同意見　他12名）	視覚障害	70歳以上	女
今はなんでも携帯やインターネットになりすぎ情報がとび回っています　わからない所で個人情報が流れすぎと思う　利用をさけている	視覚障害	60～69歳	女
パソコンやインターネットの利用講座を充実すること （同意見　他16名）	盲ろう	70歳以上	女
県情報センターにてパソコンの習得をしている大変ありがたいと思っている。	肢体不自由	70歳以上	男
「タッチパネルをつける場合、視覚障害者も利用できるように配慮する。」「インターネットでの画面認証にも、配慮が必要」	視覚障害	30～39歳	男
・ネチケットをできるだけまもりたいが、なかなかむずかしいためチェックする人がほしい。・オークションや、オレオレ詐欺など、ひっかかりやすいのでそのとき相談したりつきそってもらえる人がほしい。（役人は不可。夜や土日祝日などにおこる可能性大なので。）めいわくメールやダイレクトメール等しないでほしい。	重複障害	40～49歳	女
・パソコン購入時に以前のように助成してほしい			
・盲ろう者のインターネット講習会を増やしてほしい。・盲ろう者向けのソフトや点字ピンディスプレイ、特にブレイルセンス等の特別補助や給付がほしい。	盲ろう	50～59歳	女
DVDなど使えないので困る	視覚障害	70歳以上	男
HDに字幕も一緒に録画したいと思えば、いつでも録画できるように義務づけるべきである。録画したTV番組をDVDにダビングするときに、音声を録画できないモードはないのに、字幕を付けることができるものが多数ある。	聴覚障害	60～69歳	男
PCが故障した時にTELができないことがくやしい。	聴覚障害	50～59歳	女
SPコードを普及させること	視覚障害	60～69歳	男
WEB上で、本人の認識のためなどで、よみにくい画像の数字をよませたりなど、画像での認証がふえているのでやめてほしい。タッチパネルでの機器がふえるのはこまる。	視覚障害	30～39歳	男
インターネットの弊害は理解していますが、正確な制度情報がまだまだ不足しています。わかりやすさを含め誰にでも情報を正確に取得出来るようにお願いします。	重複障害	40～49歳	男
インターネットを通じてのひぼうちゅうしょうが有り中止させる為の規制を作れ	視覚障害	70歳以上	男
かしてほしい　だれか手つだってもらう			
コンピューターの使い方をわかりやすく教えてくれる人がほしい。	発達障害	20～29歳	男
タッチパネルの代替手段を用意すること。	視覚障害	20～29歳	男
タッチパネルは見えないので困っている。ボタンをなるべくつけてほしい。	盲ろう	50～59歳	男
デジタル機器について、簡単な操作で利用できるようにするべき。又は、わかりやすい説明書を。	聴覚障害	30～39歳	男
テレビでアナウンスするときごらんのとおりですという表現は禁句にしてほしい	視覚障害	60～69歳	男
パソコン	聴覚障害	70歳以上	女
パソコン、ケータイ、固定電話、地デジ対TV等の操作をわかりやすく教えて欲しい。	精神障害	40～49歳	男
パソコンであっても結局トラブルがあると電話でした対応してもらえないところが多い。メールやFAXでも受けつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
パソコンのメールについて、利用料の割引について検討して欲しい。			
パソコンは、もっと自由に使れば。	肢体不自由	50～59歳	男
パソコンやインターネット	聴覚障害	50～59歳	男
パソコンやインターネットの利用講座を充実して解りやすくしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
パソコン製品を購入する時一般の家電量販店で障害にあわせた品物がなく苦労する事もあります。それだけまだ社会に「障害を持つ人が快適にパソコンを使う環境になってない」と感じます。	重複障害	30～39歳	男
パソコン等を利用する時、トラックボールマウスなど準備できるはんいで提供してほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
やっと生活支援センターでインターネットの閲覧ができるようになりましたが、就職サイトで応募したい企業があってもセンターのパソコンを使っての応募ができないのが不満です	精神障害	40～49歳	男
ユニバーサルデザイン（老人や障害者でも使い易い）機器の開発・販売を	視覚障害	50～59歳	男
ユニバーサルデザインに配慮した商品を開発してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
音声ガイドによる操作を必要とする機器は、聴覚障害者への対応がないのと同じである。			
音声を字幕にかえる持ちはこびのできる機器を作って下さい。ロボットの時代ですが、耳の障害者は音声→字表示機をまちこがれている。	聴覚障害	60～69歳	男
音声読み上げの充実化をさらに求めます。画面表示だけで音が出ないものも、まだまだ多いです。	視覚障害	30～39歳	女
携帯TV電話で手話を使って会話することがあるが、画像が荒く不便である。もっと画像鮮度がいいのがあれば…。			
携帯電話のメリットやデメリットを機種ごとにはっきりしてほしい。充分な説明のないまま買わされた感じがしてがっかり。	聴覚障害	30～39歳	男
現在社会においては各障害者が機器等を購入するのは高額で、行政の窓口で購入して頂けたらと思います。	肢体不自由	70歳以上	男
個々の障害者にあったパソコンなどの機器を無料配布してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
行政等からの情報をインターネットで見て下さいと云う事がテレビ、新聞で知らされていますが、インターネットを利用出来ない人も多くいるので別の方法で周知すべきである	重複障害	60～69歳	男
高額なパソコン用拡大表示ソフトウェアを購入に対して助成金制度を作ってほしい	盲ろう	20～29歳	男
災害情報がケイタイ電話で見られない地域がある。早く全国どこでも見られるように。	聴覚障害	60～69歳	女
市町村からくる書類や情ほうに点字で書いてよくわかるようにしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者がパソコンを利用できるようになるための講座や、サポート体制が地方にも必要。アクセシブルなホームページ製作などについて情報を普及させること。情報機器購入に際しての公的補助を充実させ、地域格差をなくすこと。デジタルテレビを視覚障害者にも使いやすくすること。通信販売のホームページは、視覚障害者にも商品情報が伝わるように、言葉で詳しい説明を書くこと。	視覚障害	50～59歳	女

VI－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
視覚障害者が音声ガイドを頼りに、自力で操作、録画予約できるDVDレコーダーを開発すること	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害者などだれもが利用できる機器の開発を望む。（例えば言語入力など）	視覚障害	70歳以上	男
字幕などパソコン要約筆記は人手を必要とするが、長時間はつかれるので、発声言葉を自動的に文字化する機械の開発に全力をあげてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
重度の障害者はタッチパネルのパソコンを利用するが、タッチパネルのパソコンは高額である。そのため補助金制度がほしい。	発達障害	20～29歳	女
障がいのある人にとってIT利用はチャンスを広げるものです。積極的な活用が必要です。ネット被害にあわない教育と対策が重要言葉のない子もメールで相手とコミュニケーション出来ることもあります。	発達障害	10～19歳	男
障がい者全員が、パソコンを持てるように、日常生活用具にしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
情報バリアフリー化事業で視覚障害者は1度しか補助が受けられない自治体がある。パソコン等は年々機能が変わり古いものは使えなくなる。	視覚障害	50～59歳	男
触手話で対応できるコンピューター機器があると良い。	盲ろう	60～69歳	女
精神障害者の組織ではIT講習等はありますが、気力に欠ける人が多いのが現状。やる気がないだけです。	精神障害	70歳以上	女
説明文字をもっと大きくわかりやすいようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
点字表示対応にすること	視覚障害	70歳以上	男
電磁波の影響で体調を崩すものが少なくない。病院･交通機関等では公報されているが、「対人恐怖」が無い人でも脳にクリップが入っている人等は携帯が怖くて「人ゴミをさける人達」がいる。			
地上デジタル放送など両方向通信は視覚障害者にはリモコンによる画面そうさができません、使える機器開発とそれを日常生活用具に指定してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
電話リレーサービスがほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
表示の文字や絵柄を見やすくしたり、利用者が自由にかえられるようにすること	盲ろう	50～59歳	女
文字表示は大きくはっきり表してほしい（背景は黒に文字は白にと見やすい工夫）してほしい	盲ろう	40～49歳	女

VI情報・コミュニケーションについて

2（4）講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
講演ではスライドで示すだけでなく言葉や音声で説明すること （同意見　他21名）	視覚障害	50～59歳	男
手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳を付けること・磁気ループを設置すること （同意見　他36名）	視覚障害	50～59歳	女
必要資料を点訳すること、視覚障害者にも墨字資料を渡すこと （同意見　他19名）	視覚障害	50～59歳	男
・聴障者はスライドと手話通訳の両方を見るのは苦しい。事前にスライドを見ることができるようにするなどの配慮が必要。	聴覚障害	60～69歳	男
手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳等について行政からの費用の補助（5割負担とか）制度を作るべき	聴覚障害	50～59歳	男
手話通訳、要約筆記等、見やすい位置においてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
“しゅみ”やごらくの中にも手話通訳者をつけたい。行政によっては内容をきめているので困る	聴覚障害	50～59歳	女
・たまにけいたいの音が聞こえるので、マナーモードにしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
・遠い席だと、みえにくい！・〇手通訳者がみえない。	聴覚障害	40～49歳	女
OHPをつけて下さい。東京都がグループ派遣をやめてしまったので、私たちは、困っています。	聴覚障害	50～59歳	女
スライドや図・展示物などで「このように」などと言わないで、分かり易い言葉で表現してほしい	視覚障害	50～59歳	男
スライドは見えないが、その内容について何の説明もなくどんどん話がすすむので困っている。	盲ろう	50～59歳	男
のみ水のセルフ・サービスの安いレストランはスタッフが冷たい。じぶんでコップに水をついでもってこられない。チップのない国だからか？	難病	50～59歳	女
メモが取れないので内容を録音してほしい	肢体不自由	20～29歳	男
リラックスして座れるイスをふやしてほしい	肢体不自由	50～59歳	男
レストランなどで、簡単な物を食べたい。	肢体不自由	50～59歳	男
ろう者側から希望して通訳をつけてもらうのではなく主催者側が用意しているので参加して下さいとなるようにしてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
わかりやすく伝えてほしい	盲ろう	60～69歳	女
一般講演会等の時はOHPがつかない。手話通訳者がついてくれても読み取りが出来ない。	聴覚障害	60～69歳	男
劇場のホールは、席は固定されている。しかし、耳の障がい者に必要な要約等他、スライドなどの利用が可能。これも見やすいように設定できるように改善してほしい。			
現在、要約筆記(ノートテーク)や、OHP、磁気テープの恩恵に浴しているが、地域内ではこれらの受入は「未だに」の感がある。（例えば老人の集いの場や、自治会総会など）	聴覚障害	70歳以上	男
公共の場での大小の会場に関わらず、磁気テープを必ずつけてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
講演では、要約筆記、字幕が付けば理解出来る。	聴覚障害	70歳以上	女
講演会などではほとんど手話や要約筆記がつかない。なぜつかないのか討論してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
講演会は前もって内容を点字資料としてもらいたい。	盲ろう	50～59歳	女
講演者に内容をプリントし提供させる。	肢体不自由	70歳以上	男
講師も周りの人もお客様にも手話通訳者に対して気配り、配慮を！（早口はさけて頂くとか）	聴覚障害	40～49歳	女
市主催の公的な講演会（文化講演会など）要約字幕設置を義務化にして	聴覚障害	70歳以上	男
私は障害級には入っていませんが耳が聴こえにくい不自由さもありますが、講演会等、手話とかの通訳さんは居ますが、マイクにきちんと声が入りよく聴えて分り易い放送をあまり経験していません。集音器等も使ったりしていますが、忘れてしまった時等大変こまります。常に聴える人には聴えるのではなく聴きとりにくい人の為にマイクの使い方。ボリューム等に気配りをお願い致します。	内部障害	60～69歳	女
視覚障害者が単独で講演会などに参加したときは本人の意思を聞いて席への誘導などをしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
資金の面で整わないのであれば、これからは公的資金をもって援助していただけるよう活動をしなければいけないと思います。	精神障害	70歳以上	女
磁気ループ（要約筆記・手話通訳）は講演会などの必須条件としてほしい。			
磁気ループ・OHPのスクリーン・障害障害者用の席の確保が欲しい	聴覚障害	70歳以上	男
磁気ループに限らない、補聴援助システム（FMや赤外線のシステムを含む）としてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
磁気ループは必ず設置してほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
車いすが舞台で発表できるように昇降機の設置を義務づけて欲しい。	肢体不自由	60～69歳	男
車イス利用の場合、目線が低くなり場合によっては前が見えないので席の配置を工夫する。	肢体不自由	30～39歳	女
手話をしっている人、わかる人は聴障者の中で15%もいない。それなのに、社会全体が手話通訳さえつけておけばコミニュケーションバリアフリーをしていると思っている。大きな間違いだ。	聴覚障害	60～69歳	女
手話通訳だけついている講演会等もある。聴覚障害は、手話の分からない人も多い。高令者も聞こえにくくなる。要約筆記等の情報保障も併せて実施できるよう、予算を組んでほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
障害に応じた机・イス、スペース	肢体不自由	30～39歳	男
障害者用の席を準備するのも良いが、自由に自分の好きな所で見たい。	聴覚障害	50～59歳	女
寝て参加できるようにしてほしい	重複障害	40～49歳	女
精神障がいがあると、長時間集中するのが、著しく難しい（薬の副作用）ので、会場の出入口のそばに、背もたれのある、ベンチを置いてほしい。	精神障害	40～49歳	女
席と席のスペースの確保	肢体不自由	30～39歳	男
席の番号が視覚障害者にもわかるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
席も、もうろう者は前の方に設置（すわらせて）ほしい。暗い所は困る。明るいとよい。最近DVDも多いが、内容を文章にして付けてほしい（視覚障がい者）	盲ろう	40～49歳	女
前がみえない事もあるので、度をもっとみやすい位置にしてほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
大勢が利用する大きな施設には磁気ループ設置を義務づけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
誰でもやさしい施設にして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
誰でも公平にきけるように情報の保障を。	聴覚障害	50～59歳	女
団体で開催する講演会などの時要約筆記ハケンを簡単にできるように市、区、町、村でしっかり対応してほしい	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者には、前の方の席を用意したり、磁器ループをつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
通訳などをふやすこと	知的障害	30～39歳	男
点字の触読が困難な人に音声訳の資料を	視覚障害	60～69歳	男

VI－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
難聴者にとって磁気ループは健聴と共に講演を聞くことのできるありがたい設備です。公的な施設にはぜひつけてほしいが、私の市ではつけたが、全く機能していません。つけた以上は使えるかどうか、責任をもって管理して下さい。	聴覚障害	70歳以上	女
美術館の音声案内を無料にして欲しい。	視覚障害	50～59歳	女
必要書類を点訳すること、視覚障害者にも墨字資料を渡すこと	視覚障害	70歳以上	男
本市で始めて、講演にOHCが採用された。	聴覚障害	70歳以上	男
盲ろう者に配慮した資料がほしい黒い紙に白い字。	盲ろう	40～49歳	男
問い合わせに対して、柔軟な方法で資料を提供するように努力してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
有名な人の講演会には、手話通訳を主催者でつけて欲しい。通訳の有無の問い合わせやつけるようにと依頼する場面を少くして欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
話し手と要約筆記のスクリーンを近くにすれば目が疲れない。			

VI情報・コミュニケーションについて

２（５）文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視聴者からの意見を募集する場合は、インターネットからやファックスだけでなく、電話やメールで意見が言えるようにすること＊視覚・聴覚障害者が映画鑑賞や映画のDVDを楽しめるようにするため、製作段階から音声ガイド・日本語字幕を付けること。それが困難な場合には、それらを施そうとする施設・団体に最大限協力すること	視覚障害	30～39歳	男
障害者に関する情報（啓発情報やパラリンピックなどの番組）を増やすこと （同意見　他30名）	視覚障害	50～59歳	男
政治などの難しい内容をわかりやすくすること （同意見　他15名）	内部障害	60～69歳	女
デフリンピックも取り上げて欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
盲ろう者には通訳者が説明してくれる様にお願いします。	盲ろう	50～59歳	女
『福祉』というジャンルにこだわらない障害者の番組をNHK、民放問わず多数製作してほしい	肢体不自由	40～49歳	男
①東京オリンピックにパラオリンピックの市民権を！②政治・経済報道を正確にわかりやすく報道時間を拡充・拡大をお願いします③文化教育の拡大・拡充をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
NHKの週間子供ニュースは、知的障害者にも分かりやすい。子供ニュースという番組名でなければもっといいのにと思う。	知的障害	30～39歳	女
SPコード付き資料、音訳資料も必要です。	視覚障害	60～69歳	男
TVで政治的討論には字幕が無い。一寸のテロップでは内容が…新聞が頼りとなる。	聴覚障害	70歳以上	女
あまり、政治家の人が話している言葉が私にとってはりかい出来ないです。	知的障害	30～39歳	女
インターネットを使うケースがふえて生きているので、きがるにホームページが見られる場所がもっとふえればいいなと思う。	重複障害	40～49歳	女
オストメイトに対する理解度は低い。内部障害者は外部から解らない。オストメイトは排尿排便が自己制御出来ない。	内部障害	70歳以上	男
オリンピックの番組は多いがパラリンピックの番組が少なすぎる。	肢体不自由	30～39歳	男
ごくごくまれな例（障がい者も、ここまでできる、健常者のようにのごとく）を一般的、普通にできる様に思わせる内容は、さける。希望と現実のギャップが大きすぎる報道はしない。	精神障害	30～39歳	男
これもP33の（3）と類似（具体例と要望）	視覚障害	50～59歳	男
スペシャルオリンピックスについても、もっと報道して欲しい。世界大会（上海）に出場しているのに、ほとんど報道されなかった。	知的障害	30～39歳	男
デフリンピックの存在を知らず、広報しないこと	聴覚障害	50～59歳	男
デフリンピックを国民に知って欲しい。	聴覚障害	20～29歳	男
ニュース、ドキメント番組などにおける訳を副音声で100パーセントを目指して欲しい	視覚障害	70歳以上	男
ニュースなどで、聴覚障害者が出るときだけ字幕をつけて、他は字幕をつけないことが多い。「〇〇（有名な福祉番組）」は、全く字幕や手話通訳がついていない。	聴覚障害	30～39歳	男
パラリンピックが競技化されていって、限られた人（途中障害、軽度障害など）しか出場できなくなっている傾向にある、とTVで見たことがある。{ボッチャー、ビーンズ投げ、スラローム}などをもう一度種目に入れてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
パラリンピックの放送が殆んどなかった。もっと流して欲しかったと思います。	肢体不自由	50～59歳	男
パラリンピックをもっと大きくとりあげ、支援してほしい。			
マスコミは「障害者はかわいそう、障害があれば不幸だ」と言う視点でしか考えていない様な気がします。同じくテレビ局も同様で（特に民放）などは「障害」だけを取り上げ、マイナスイメージを定着させる事しか番組作りを考えていない様な気がします。まず、人間として生活していく為には何が必要で、何が大事か番組の中で考え不足している事やこまっている事を、社会に考えてもらう番組作りが必要です。	重複障害	30～39歳	男
わかりやすくより前に字幕放送のニュースが少ない。	聴覚障害	70歳以上	男
医学や健康に関しての情報がもっとほしい。（社会講座とか講演会など）眼に関しての病気のお話しも聞きたい。	盲ろう	40～49歳	女
一般のオリンピックの報道は良くやっていますが（中継）パラリンピック国体などはわかりにくくほんの一部ニュースに報道するくらいです。	肢体不自由	60～69歳	男
海外の福祉情報、障害者自身の活動など障害者自身出演、真実（事実）を報道して頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
絵画等の展覧会の配慮がほしい	肢体不自由	70歳以上	男
教育テレビ局などでは割に障害向けがありますが、もっと幅広く楽しみも増えると良いと思います。	精神障害	70歳以上	女
健常者の方が出ているオリンピックはたくさん放送されるのに、障害者が出ているパラリンピックの放送はかなり少ない。このような動きは障害者を差別したり否定しているように感じた。障害者に関する番組をもっともっと報道してほしいと思う。	視覚障害	30～39歳	女
公共機関に障害者用のものを取り寄せやすくするように・・・	肢体不自由	60～69歳	男
国会中継で厚生労働審議会を写してほしい。自立支援法の審議など見たい	精神障害	40～49歳	男
最近カタカナ語が多く判りづらい（内容説明を付記して欲しい）	肢体不自由	70歳以上	男
私が何も出来ない人と関係者が勝手に判断して情報提供してくれない。	視覚障害	70歳以上	男
私障害者スポーツ指導員としての立場から、パラリンピックや障害者スポーツのテレビ番組が多ければ良いと思う	肢体不自由	50～59歳	男
字幕を音声化してほしい	視覚障害	70歳以上	女
字幕放送をもっと増やしてほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
手話のできる人と一緒でないと、1人で参加不可。くやしい。	聴覚障害	50～59歳	女
障がい者が取り組んでいるスポーツ、文化など積極的に取り上げること。	知的障害	30～39歳	女
障害をもっても平等に話しかけてほしい。〇手通訳者もつけて！	聴覚障害	40～49歳	女
障害者（特にストーマ）に関する情報も伝えること。	内部障害	70歳以上	男
障害者が出ているということで注目される番組にするのがおかしいと思う。一般社会の中で同一社会で暮らしている現実をみて番組を考えるべきではないか。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者が特別扱いされない番組を増やしてほしい	視覚障害	40～49歳	女
障害者スポーツのテレビ中継や、メディアの取り上げを増やすこと。	肢体不自由	30～39歳	男
障害者として認識されていないくらいに軽度などで。→情報の届きにくい人に、情報を届ける工夫をしてほしい。情報を得た人が、まず第1歩として相談できる所と小、中学生なども利用しやすい形で、もうけてほしい。障害の重い軽い、だけではないので。	肢体不自由	50～59歳	女

VI－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者のことを取り上げる場合、知能もない、言葉もしゃべれない、字も書けない人も居ることをを参考にして欲しい。	知的障害	40～49歳	男
障害者を「がんばっている人」「かわいそうな人」という感じで放送するのではなく、周りの人と何ら変わりないあるがままの障害者を放送してほしい。	難病	30～39歳	女
障害者を子供あつかいしてほしくない。	肢体不自由	50～59歳	女
障害者発信と言うか、多くの世間に障害者の事をきちんと理解して頂く様、「障害者の時間」としてTVに放映して欲しい。			
新聞、広報に障害者に関係する情報を多くすること	知的障害	30～39歳	男
政見放送に手話をつける	聴覚障害	20～29歳	女
政見放送への字幕付け			
政治とうろんなど字幕がほしい	聴覚障害	60～69歳	女
政治などの難しい内容を、わかりやすくしてほしい。	精神障害	50～59歳	男
政治などやたらに横文字が多く使われわかりにくい	肢体不自由	60～69歳	女
正しい情報を発信してほしい	難病	20～29歳	女
精神障害の報道を増やしてほしい。	精神障害	60～69歳	男
精神障害は、社会には正確に理解されていない。以前よりは12チャンネル等で報道される機会はふえているが。もっと増やしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
声で聞かないため読むだけではまちがえる。ふりがなほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
選挙がある時候補の主張が全く聞けない。国民の１人である聴覚障害者にも早く候補者を選べるようにしてください	聴覚障害	60～69歳	女
選挙などのテレビ演説にぜひ字まくをつけてほしい。	盲ろう	50～59歳	男
選挙演説や町内の災害注意アナウンスなど、声だけでは聞こえないので伝わる方法を考えてほしい	聴覚障害	30～39歳	男
全盲だけでなく、弱視の立場でのこまることもつたえてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
誰にもわかるような表現で説明をしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
中だけではなく、一般の方々にも、広めていけたら、と思う。	発達障害	30～39歳	男
中国でのパラリンピックはほとんど知られていない	肢体不自由	50～59歳	男
同じ障害をもっていてこうゆうサークルありますよとかこうゆう制度ありますよとか情報を多くしてほしい	精神障害	40～49歳	男
内部障害者の報道はかいもくなし	内部障害	70歳以上	男
難聴者には書いて伝える事の大切さ当り前としてテレビなどで流してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
番組制作やアクセシブルな番組づくりに、障害者が参画できるようにすること。美術館や博物館は、視覚障害者を含む障害者が平等に鑑賞できるよう、工夫や配慮をすること。講演会や文化活動などへの参加を呼びかける募集記事などには、障害者の参加が可能である旨の言葉を書き添えること。	視覚障害	50～59歳	女
分かりやすい内容の資料を作ってほしい	肢体不自由	20～29歳	男
報道における倫理･人権に関する考え方を各社が持っている如く言うが、先に書いた、「精神障害者千人中、6人の犯罪者を持って残り994人の人権をどの様な形で守っているのか？」の問に答える所が無い。			
盲ろう者だけのスポーツ競技がほしい。現在では、聴覚障害か視覚障害に分かれている。	盲ろう	60～69歳	女
盲ろう者向けのテレビ番組や、通訳介助勉強の為のテレビ番組があればよいと思う。	盲ろう	50～59歳	女
役所などの書類を分かりやすく表現してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
邦画の映像時字幕があまりない。見たくても日本語でしゃべってもわからない。邦画も字幕を増やしてほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
○選挙の立会演説会に手話はつくが、要約筆記はつけないと言われます。○新作の話題になっている映画にも早めに字幕をつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
話者の態度をよくしてほしい	精神障害	30～39歳	女

Ⅶ商品サービス提供について

１（１）不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害を理由に、アパートなどの見学や賃貸契約を断ること(同意見　他25名)	聴覚障害	60～69歳	女
35年程前、耳が聞こえないために、不動産に関して差別を受けた事がある。	盲ろう	50～59歳	女
アパートを探すとき障害者＝管理能力がないと言われ10件以上探した。まだまだ障害者に対しての偏見があることを思い知らされた。	肢体不自由	50～59歳	女
コストがかかるからと賃貸契約を断わられた事が1件だけあった。私を車イス利用者とまちがえたらしい。	聴覚障害	30～39歳	男
公的住宅の賃貸でも断るケースがある	知的障害	40～49歳	女
視、障害者との事でアパートを拒否された。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者ということで遠まわしに入居を断る	肢体不自由	60～69歳	男
視覚障害者のマッサージ治療室の開設に賃貸を断ること。	視覚障害	60～69歳	男
自閉症の問題行動や、障害が重い、多動のみで契約できない、できたとしてもすぐでて下さいと言われる。	重複障害	30～39歳	男
車イスだと床が傷むとか、火事を出す等の理由で入居拒否される。低所得であることもその理由にされる	肢体不自由	40～49歳	女
障がいを理由に賃貸契約どころか相談に応じてくれない不動産が実在する	肢体不自由	30～39歳	男
アパートを探しに際し断られた事がある	重複障害	50～59歳	男
障害を理由にアパートを借りられない友人（20代女性、弱視、ろう）がいた。	視覚障害	60～69歳	女
障害を理由に家をかしてもらえない。	重複障害	30～39歳	女
障害を理由に住宅の賃貸契約を拒むなど	視覚障害	60～69歳	男
障害を理由に賃貸契約を断る。火災を起こしやすいなどの誤解から住宅の賃貸売買を制限する。	視覚障害	70歳以上	男
障害を理由に入居を断られる	肢体不自由	20～29歳	男
障害児が居ると伝えたら断わられた	発達障害	20～29歳	男
障害者一人での入居をことわられた	視覚障害	40～49歳	男
障害者個人の利用を断る例	肢体不自由	70歳以上	男
精神障害にしろ身体知的にしろアパート等をかりる時いろいろなしばりをつけたり偏見にみちたあつかいをする不動産屋・住宅公団の職員がかなりいる。	精神障害	50～59歳	男
精神障害を明らかにするとアパートの賃貸契約を拒否された。	精神障害	20～29歳	女
精神障害者のアパートへの入居を断られたことがあります。	知的障害	30～39歳	男
精神障害者の住めるアパートをふやしてほしい。	知的障害	30～39歳	男
聴こえない、を理由にマンション入居を断わられた	聴覚障害	70歳以上	男
盲ろう者は家を貸してもらえない事が多い。	盲ろう	50～59歳	女
火災を起こしやすいなどの誤解から住宅の賃貸・売買契約に制限を加えること(同意見　他14名)	視覚障害	50～59歳	男
アパートの見学や、賃貸契約のときは、一般の人と同じようにしてほしい	精神障害	50～59歳	男
アパートを断られた。自立する時、「親と暮らしたら？」とか言われた。	重複障害	30～39歳	女
スロープは表から見えない所に付けるように言われた。アパートを借りるときに大家より。	肢体不自由	50～59歳	男
とにかく障害を持つ人が、不動産屋をたずねたら、家を紹介してほしい。障害があるから、火事を起こすと言うのは全くの誤解であります。	重複障害	30～39歳	男
差別なのかどうか分からないが、目と耳が不自由なので、いつ、どこで物を盗まれるのか心配。なので、防犯対策として、格子窓を設けたいとたのんだが断られた。	盲ろう	60～69歳	女
視覚障害があると、火事を起こすという偏見からかガスを使っての調理は駄目だと言われるケースが多い。ガス利用について訓練を受け、安全な取り扱いができるのにと思うと悔しい。ガスが使えないと焼き魚や餅がうまく焼けないので困っている。その辺の理解を促進するような番組等を報道してほしい。	視覚障害	30～39歳	女
視覚障害だということでことわられるケースが特別多いので理解がえられる啓発をする必要があります。	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者は特に気を付はて居る　火はこわい	視覚障害	60～69歳	女
障害者が住んでいるという理由に、家が壊れた（破損等）としても修理にこない	肢体不自由	40～49歳	男
障害者だからわからないと思って高額なものをすすめること。	聴覚障害	40～49歳	女
親族の保証人がいないということで賃貸契約を結べない。	精神障害	50～59歳	男
生活能力の問題なので、知的障害者の場合は介護が必要では？			
生活保護受給者によくある事ながら、「精神障害者」と解ったとたん、犯罪･放火･暴力の対応保証を求め、出来なければ「追い出し」をかけられた人を知っている。「警察への通報」と言うイヤガラセも現存している。			
大家さんが近くにいないので、「耳がきこえないから何が起っても気が付かないので心配する」という理由で断られた	聴覚障害	30～39歳	男
脳性まひの障害をもつ私一人ではアパート情報を一切見せてくれなかったが、障害のない友人と二人で行くと見せてくれた。しかし、私一人が住むと分かると、入居を拒否されたが、当時勤めていた企業（大企業）の名刺を見せると、ようやく信用してくれた。	肢体不自由	0	女
不動産→大家さんに伝える時に問題を発生する。（不動産は仕事で紹介するか→大家さんに言う時に障害に理解ない事だけ→マイナスにとらえられる。	肢体不自由	50～59歳	男
盲人夫婦は「火事をだす」とおもわれ、アパートを貸りることができないことがある。	視覚障害	60～69歳	女
県営住宅を借りているが、玄関と道の高さがほとんど変わらないため、部屋に水が入ってきたり、壁が薄いため、隣室の声がまる聞こえであるなど、色々問題がある。担当課に何度も訴えたが直してもらえない。全盲夫婦で賃貸マンションを探したところ、いくつも断られ、最後に不動産屋が進めた所に契約した。ところが、後になって同じマンションの住人から、自殺があったばかりの部屋だったことを知らされた。重要な情報をしらされていなかったことに気づき、たいへんなショックを受けた。	視覚障害	50～59歳	女
重度（車いす）障害者用住宅が急な坂の上に位置していて車いすでは利用出来ない県営住宅がある（日常の買物も出来ない）	重複障害	60～69歳	男
障がい者施設の建設について、理解を示すこと。・福祉施設の建設条件がきびしくなったことは、いかがなものか。	精神障害	30～39歳	男
障害者向けの住宅が非常に少なく、公団などの募集の際競争率が非常に高く、不可能に近い。			
「障害があることを伏せておきましょうという提案をする」	視覚障害	30～39歳	男

Ⅶ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
ただみるだけなどのばあい、いいくるめられてけいやくさせられそうになったりするケースが私のばあい多い。（成年後見せいど利用はとうろくしているが、担当者といつもめぐりあえないので、とてもしんどいおもいをしている。）	重複障害	40～49歳	女
以前、寮に住んでいて、アパートに引っ越す前に、不動産に行った時の事、若い店員から、なぜ耳が聞こえなくなったのですが？理由教えてもらえますか？って言われた！！僕は、「は？？」なんで、そういう事聞くの？って、怒って、すぐ帰った苦い思い出ありました。	聴覚障害	30～39歳	男
何か少しでも問題を起こすとすぐに「保護者は？」と言われる。	肢体不自由	30～39歳	女
契約書類に収入を書くときに、収入が少ないと大家に断われやすいという理由で勝手に不動産業者がある程度多めの収入で書くこと。	肢体不自由	20～29歳	女
私は収入を総合すれば家賃は払えるのに、給料額だけで不動産屋が冷たい態度になった。	精神障害	40～49歳	男
説明をめんどうくさがって、かんたんな説明で契約された。家賃が払えないのではと、契約をことわられた。	聴覚障害	40～49歳	女
保証人がいないことの不利。役所に保証人となってほしい。	精神障害	40～49歳	男
役所から不動産に保証してない	肢体不自由	60～69歳	男
障害の特性に合った住宅の提供をしないこと。（例、防音など）	肢体不自由	50～59歳	男
障害があるという事で、ローンをくむときに、団体信用組合からことわられた事があった（家を建てるとき）	視覚障害	50～59歳	男
障害者が安心して暮らせる住宅が目標です。これからは老人向けも共に考えられた鉄筋住宅、公営住宅が望ましいと思います。	精神障害	70歳以上	女
障害者をだますサギも増加。これらの対応も願いたい。（救援）	聴覚障害	40～49歳	女
家主に障害者というだけで拒否される	肢体不自由	20～29歳	男
障害者（老人や単身）は入居拒否されることがある	重複障害	60～69歳	男
書面などばかりで、言葉で説明しようとしない。電子データでの提供にも応じられるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女

Ⅶ商品サービス提供について
1（2）金融や保険の利用について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
書類の記入ができないことを理由に申し込みを断ること(同意見　他14名)	視覚障害	60～69歳	女
「代筆を認めない。」	視覚障害	30～39歳	男
やはり銀行や信用金庫などで署名ができないことを理由に、申し込みや引き出しなどをさせないこと。行員などの職員が個人情報保護などを理由に代筆を拒否する。	視覚障害	40～49歳	男
金融、保険の内容はむずかしいのでわかりやすい方法によい。（聴覚障害者用）	聴覚障害	50～59歳	女
金融機関での代筆や代読が認められないこと	視覚障害	60～69歳	女
金融機関の窓口では、複数の行員による代読、代筆を内規で定めてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
銀行で、住所など記入やサインができないと口座開設できないことがあり、困る。	視覚障害	50～59歳	女
銀行などでは預金の申し込み用紙を書かなければならないので視覚障害の場合、代筆はだめとか、銀行によってさまざまで、みな同じにしてほしい。ある銀行では用紙を書いてもらっていっても、その場で記さないとだめという銀行もあり戸惑うことばかりです	視覚障害	60～69歳	男
銀行にもよるが、お金の出し入れの際、代筆してくれないことがあった。（盲ろう者）	視覚障害	60～69歳	女
契約書類が書けない、判断が出来ないからと店員が決めつけ、商品購入させてもらえない。保護者や後見人と同席でなければ契約させてくれない。	肢体不自由	20～29歳	男
視覚障害者が安心して事務処理がしてもらえるシステムを構築して欲しい。	視覚障害	70歳以上	男
自書ができないので口座を作れなかった。金融機関、証券会社などで、自書のできない人のためには銀行員などが責任を持って代筆できる制度を作ること（今は制度で行員の不正しょりが起きにくいようになっているが、書けない人のためには何らかの方法で代筆を可能にしてほしい。）	視覚障害	50～59歳	男
社員が代筆する事を禁止している会社がある	肢体不自由	40～49歳	男
全盲であるが、代筆はだめだといわれたいへん困った	視覚障害	70歳以上	男
早急な改善を！代読代書の手続きを簡略化すること	視覚障害	70歳以上	男
窓口（職員）での代筆を認めてほしい。場合によっては第3者の代筆の利用が困難な時もある	盲ろう	50～59歳	男
代筆・代読の希望	視覚障害	60～69歳	男
代筆が公的にみとめられることと、個人忍性を法的に整備される必要がある。	視覚障害	60～69歳	男
代筆が制限される。	視覚障害	60～69歳	男
代筆は絶対ダメ（認めない）という事ではない。	肢体不自由	70歳以上	男
代筆を断ること。契約時には代筆を認めながら、解約や満期での引き出し時には直筆を求められる。	視覚障害	50～59歳	男
代筆を望む	視覚障害	60～69歳	男
代理記入を認めてほしい。銀行にて預金引出し、解約の際本人記帳を要求。視覚に障害があり認められず苦労して記帳経験あり。	視覚障害	60～69歳	男
定期預金の解約に際して、本人の意思確認が出来ないとして、断わられた。・生命保険に加入できない。・本人の名義で投信の購入が出来ない。	知的障害	40～49歳	男
保険できかれたことにはっきりと答えられないので入ることができなかった	知的障害	40～49歳	女
本人が記入ができないと生命保険に加入できない	知的障害	40～49歳	女
本人が書けない時、容易に代筆を認めてほしい	視覚障害	50～59歳	女
満期でおろす時、自分で書けないので、おろせない（代筆が出来ない）	視覚障害	70歳以上	女
ほかの人よりも高額の保険に加入させること(同意見　他17名)	聴覚障害	60～69歳	女
「障害」という事由で保険申し込みを断られる	盲ろう	20～29歳	女
あらゆる生保会社が、精神障害者の精神科への入院保険支払いを断っている（精神病で入院しても保険がおりない）			
けがしてからは保険がなかった	肢体不自由	50～59歳	男
どこの保険にも入れてもらえない	難病	50～59歳	女
ひどいですね。私の場合、どうせもう、障害者になっているのだから保険に入る資格、必要はない、等と言われた。	盲ろう	50～59歳	女
ほとんどの保険で、統合失調症があると「告知」にひっかかって、保険に、入ることができない。	精神障害	40～49歳	女
医りょう保険にはほかの人の倍以上の金額を設定されている	肢体不自由	70歳以上	男
勤務歴や収入はクリアしていても障害があることで団体信用保険に加入できない。	内部障害	30～39歳	男
契約の際、障害者であるとわかると、「契約はできない」と言われた。	内部障害	50～59歳	男
健康な人よりも高額の保険だから支払ができないだろうと勝手に保険の利用の取扱いを制限すること。	重複障害	30～39歳	女
県民共済、国民共済などは両下肢マヒで車イス利用ということで、ほとんど何年も病気をしていないにもかかわらず、契約してもらえない。	肢体不自由	50～59歳	男
高額の保険に加入させること　入れるものの種類が少ない	発達障害	0～9歳	男
視覚障害のため、民間の生命保険の契約ができない。	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害を理由に生命保険の加入をことわられる事がある	視覚障害	60～69歳	女
視覚障害を理由に保険に加入させないこと	視覚障害	30～39歳	男
視覚障害者というだけで保険を断る。	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者の保険加入の際、免責がある　銀行で手を握って署名をさせる	視覚障害	50～59歳	男
自閉症と診断が出ていると契約できない保険がほとんど。あきらかな差別です。	発達障害	20～29歳	男
重度障害者だから保険加入は出来ませんと断ること。	聴覚障害	50～59歳	女
障害があるので生命保険に入ることが困難なことがあります。目が悪いとつたえると保険屋さんから拒否されました。	視覚障害	50～59歳	男
障害のもととなった病気を理由にして保険に加入させない。	肢体不自由	30～39歳	男
障害を持っている事で加入させない	重複障害	10～19歳	女
障害を持っている事を理由に、その障害に関する治療などは保証対象外と言われた	聴覚障害	40～49歳	女
障害を理由に保険に入れない	精神障害	40～49歳	男
障害を理由に保険加入の拒否や掛金で割高になったり保障内容が削られる。	肢体不自由	40～49歳	男
障害者は生命保険に加入できない。収入がない前提で公平なサービスが受けられない。可能性の問題で保険加入を認めない。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅶ－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
申し込みできないことがかえって不安、心配になる。生きていることは同じである	盲ろう	60～69歳	女
生命保険にその傾向が強い。事前診査するものは書類の段階からハネている。	聴覚障害	60～69歳	男
生命保険に加入できない。重度の障害者のため。	肢体不自由	70歳以上	男
生命保険に障害の有無を書く欄があって、契約とどう関係があるのか？			
生命保険に入りづらい	精神障害	40～49歳	男
生命保険に入れますか。	発達障害	30～39歳	男
精神の場合薬を飲んでいるので保険に入れない。差別的取扱いをやめてほしい	精神障害	60～69歳	男
精神障害だったら生命保険加入できない。	知的障害	40～49歳	女
精神障害ということで高額なかけ金でなければ保険に入れない。	精神障害	50～59歳	男
精神障害を理由に生命保険等に断られる	精神障害	30～39歳	男
精神病院に入院しても生命保険がおりない（お金はかかるのに）	精神障害	40～49歳	男
脊髄損傷者は生命保険に入れないと断わられた	肢体不自由	50～59歳	男
前は生命保険で加入できないことがあったが、最近はあまり聞かなくなった。	聴覚障害	60～69歳	男
団体生命保険に入れずローンがくめない	重複障害	30～39歳	女
知的障害があると通常の保険に加入できないこと	重複障害	20～29歳	男
知的障害者と解かると保険に加入拒否をされる。ほとんどの保険が加入できない。	知的障害	30～39歳	女
貯金がわりに、カンポにいれさせられたこともある。（母親）意思やせんたくもある。手当てを、ダシにしたことは、やめてほしい。みんな知ってるから、そういうことには、利用されたくない。	発達障害	30～39歳	男
統合失調症を告知するとすぐ加入を断わる	精神障害	40～49歳	男
透析患者などの生命保険加入除外	内部障害	60～69歳	男
入れる保険がない。あっても高い。	肢体不自由	40～49歳	女
入院保険、死亡保険に加入しようとしたが、保険会社の審査会で加入を拒否された。これは現在、ほとんどの会社で差別扱いになっていると思う。	視覚障害	60～69歳	男
病気をすでに持っているため、加入できない	精神障害	40～49歳	男
病気を理由に保険の申し込みを断ること	精神障害	30～39歳	女
保険が入れない	知的障害	30～39歳	女
保険そのもの自体への加入が困難	肢体不自由	30～39歳	女
保険できおうされない事もある	視覚障害	50～59歳	男
保険にくすりをのんでいるからとことわられること	重複障害	50～59歳	女
保険に加入できない。	肢体不自由	60～69歳	男
保険に障害者は加入しにくい。	知的障害	30～39歳	男
保険に入りたいけどことわられる	肢体不自由	30～39歳	女
保険に入りたいと思っても、障害があると言うと、嫌な見下げた顔をし、説明さえもしてくれない。客として扱われない。	発達障害	20～29歳	男
保険に入ろうとしたが、聴覚障害であるためことわられた。	聴覚障害	60～69歳	男
保険の加入を断ること。	難病	20～29歳	女
保険の利用についてもっと工夫して欲しい。	精神障害	60～69歳	男
保険加入にいろいろ制限している。	視覚障害	70歳以上	男
保険加入の際は代筆を認めておきながら満期になると必らず本人の実筆といった無じゅんした事例がある。	視覚障害	50～59歳	男
保険加入の時、特記事項に障害の様子を記入させられた	知的障害	30～39歳	女
保険加入時に障害があることでプラス付加料金になった。そのようなことがないようにしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
保険課に勤務していた頃、子供の保険金請求で、私が「障害者ということで」を理由に支払いを拒否された。民保では、1週間たらずで、数十万円を支払ったのに、同じ種類の簡保では、自ら簡易保険事務センターへ、問い合わせ、調査してもらい、数万円もらうのに、数ヶ月かかった。・支払えるものを、支払えないと主張する当時の保険課全部を敵にまわしたが、当方が正しくても、素直に認めようとしなかった。	聴覚障害	50～59歳	男
保険金の支払いをむずかしくする。ことわる。	精神障害	50～59歳	男
慢性病があると保険にはほとんど入れない。			
民間の保険で審査の結果脊髄損傷だからってことわれたり条件付きで健常者より高額な保険料支払になってます	肢体不自由	60～69歳	女
TELよる本人確認が必要なケースで、きこえないから電話ができないため、認めてもらえないケースがある。電話リレーサービスによる代理電話でも、認められなかったケースがある。	聴覚障害	40～49歳	男
ここに記入が適当かわからないが、本人確認が電話でしかできないネット銀行がある。むずかしいが…。手続きが終わり、運用開始の段に電話が必要であった。	聴覚障害	50～59歳	男
ローンがなかなか認めてくれない。現金でないと買えないことがよくある。冷蔵庫やテレビなどの家電。	盲ろう	60～69歳	女
銀行員が手話を使わずに健聴者並みにしゃべっている			
障害者を理由に借り入れができなかった	視覚障害	60～69歳	女
条件や割高になる！	肢体不自由	60～69歳	男
電話での確認だけ出来ない。FAX認めない金融もある。	聴覚障害	20～29歳	女
電話での本人の肉声による確認を求めてくる。ろう者の中には喋れない人もいる。	聴覚障害	20～29歳	男
電話番号だけでFax番号がない（連絡手段がない）	聴覚障害	40～49歳	男
言葉のいみをわからないからとばかにされた。	聴覚障害	40～49歳	女
障害を理由に家賃保証会社から断わられたこと	盲ろう	20～29歳	男
保険の種類はふくざつで理解しにくい。文字も小さく、こまかく記入しており読む気がなれない火災保険　生命　自動車保険など。	聴覚障害	50～59歳	女
これからは団体が保証人となり、公正さを図るべきと思う。	精神障害	70歳以上	女
サギにひっかかってしまった…なんでかわからないが、以前ローンをしたところが会社名をかえた上、クレジット会社も変更された。そのさいくりあげ返さいしたのに、けっかてきには80万円ていど過じょうに支払ったことになってしまった。←成年後見の担当とコンタクトがつかず、近日中にはしょうひ生活センターにいって訴えるつもりである。けいやくじも何のレンラクもなしにこんなことにさせられてしまった。	重複障害	40～49歳	女
説明を書面に書かれていると、省こうとする傾向がある。	視覚障害	50～59歳	女

Ⅶ－１（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
内容がむずかしい理解できないことばが多い	聴覚障害	50～59歳	女
保険の説明を音声でしてほしい。最低限	視覚障害	50～59歳	男
本人確認に声の電話を使う⇒電話が使えない障害者のためにFAX、メール、TVでんわ等を使うことを認めて下さい。	聴覚障害	60～69歳	男
商品説明が音声だけでわかりにくいのに、説明した理解したというサインを求めたりする	聴覚障害	60～69歳	男
相手がきこえないとしるとめんどうがる（冷たい対応とる人も）人がいる。（理解がない）	聴覚障害	40～49歳	女
金融･保険等では、「断り切れない人」をターゲットに追加･追加のタライ廻しをされ、利用されたあげく「自己破産」となった事例も多い。			
銀行などで点字の通知を行わないこと。自分の通帳の内容が自分で読めないのは自分で金銭管理ができないことにつながり、大きな問題。	視覚障害	50～59歳	女
耳が不自由だと情報が入らないと思い高額を進める	聴覚障害	60～69歳	女
書類の記入などは見て理解する自閉症者にはマニアルを見せること。	重複障害	40～49歳	男
休日にATMに行き、番号をまちがえた為、インタホーンで警備会社を呼び出した時、介助者の方にばかり説明したので本人に説明してほしい。	重複障害	30～39歳	男
生活保ゴの申請する時、代筆を認めないという態度に出くわした事がある。	肢体不自由	50～59歳	男
点字の通帳がほしい。	盲ろう	50～59歳	女
自分ではないが、あるスーパーでポイントカードですら作らせてもらえないところがあった。（本人がサインしなければならなかったが、身体障害ゆえにことわられた。）	肢体不自由	40～49歳	男

Ⅶ商品サービス提供について

1（3）デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
汚れた商品や古い商品を売ること（同意見　他10名）	知的障害	40～49歳	女
おつりをだましとる。賞味期限ぎりぎりの食品を売る。	盲ろう	50～59歳	女
お刺身を高いものを買わされた（友人の例　私は値段をきちんと聞き自分で選ばせてもらう）	視覚障害	30～39歳	男
くさったパンにかえられた、げりをした。日付けが古かった。もともと他のパンをたのんだのに「ちょっとまってください」と言ってわたされた	肢体不自由	30～39歳	女
こんなやり方（接し方）はどうせ障者は白ちだからバカにしても何もわからないはずと思っているのでしょう。	聴覚障害	50～59歳	男
汚れた商品や古いものを売る。値段を高く取る。	聴覚障害	70歳以上	女
何度もごまかされたことある（洋服やテレビ）（汚れたものや傷ついているもの）	肢体不自由	30～39歳	男
魚屋で「こちらの方が良いですよ」と自分が選んでいたものより古いものを買わされた	盲ろう	60～69歳	女
古くなったジュースを売られた。（炭酸の泡がなかった）	精神障害	70歳以上	女
賞味期限が切れていても自己判断自己決定で買れたので店では責任はない発言はおかしい	肢体不自由	50～59歳	男
障害があるとわかると、在庫が無いと言って、展示品や不良品を売りつけようとする。・他の人には、定価より割引いて売っても、定価だと言って。その値段で売ろうとする。・注文した品物を、取りよせもしないで、放っておき、問い合わせると、そのうちと言いのがれをして、時間だけかけて、最後まで取りよせない。	視覚障害	60～69歳	男
値段を高くとること(同意見　他8名）	視覚障害	30～39歳	女
ねだんを高くとることはやめて下さい。お金は少ないのなんです。	精神障害	40～49歳	男
時々有る　スーパーはそんなことない	聴覚障害	50～59歳	女
値段が読めない視覚障害者に商品を高く売ること、また賞味期限が近い商品を買わされたことがあり、毎回とても不安である。最近は一緒に売り場まできちんとついて行き、細かいことまで聞くようにしている。	聴覚障害	70歳以上	男
値札をつけていない商品を高く売りつける	肢体不自由	60～69歳	男
「忙しいので一人で買い物に来ず、家族などと来い」ということ	視覚障害	30～39歳	男
いつまでたっても、つり銭をくれなかった事がある。要求すると「あっいるの」と言われた。（障害児を持つ母親の話）	視覚障害	60～69歳	女
いやな目で見られたり、安いのをすすめられる。	視覚障害	50～59歳	男
かんたんな手助けを拒否する	聴覚障害	20～29歳	女
きこえないと伝えてから、商品の細い説明をききたいとお願いしたら断られた。	視覚障害	60～69歳	女
スーパーマーケットなどで商品案内をお願いしてもいやがられる。該当販売員に商品の説明をお願いしたら、おもいっきりじゃま扱いされた。（商品陳列しているパン屋さん、スーパーなどでの買い物サポートが簡単に受けられるような約束事でもできればいいと思う。）	内部障害	50～59歳	男
あいさつをしない。ありがとうも言わない。	視覚障害	50～59歳	男
ぞんざいなあつかいを受ける	肢体不自由	50～59歳	男
デパートではあまり触るといやな顔してるとヘルパーに聞いたこともあります。	視覚障害	60～69歳	女
デパートの店員は要約筆記する事など知らないのか「聞こえません」と言っても付きまとってしゃべってくる。不愉快。	聴覚障害	30～39歳	女
レジにて、商品をバックに入れて下さいと頼んだ時にイヤな顔をされたこと	視覚障害	50～59歳	男
押し売りを売ってしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
私のほしい品物を深く理解しないで、売る。	視覚障害	50～59歳	男
商品が車イスの視線からは見にくかったり、手にとって見ることのできにくい陳列になっている。	視覚障害	70歳以上	男
商品の説明をあまり詳しくしてくれない。・ブランド店に入った時「どうせ買わないだろう」という接し方をされた。	肢体不自由	50～59歳	男
展示販売などの折、本人の意志を無視して無理矢理契約させられたことがあった（公共の施設での展示販売で信用していた）	知的障害	30～39歳	男
今、小売店のレジでは「袋おもちですか？」「おはしは要りますか？」と話しかけられるようになったが、急に言われるとわからない場合が多く、何度も聞きかえしたりして恥をかく	精神障害	50～59歳	男
車椅子での通路がせまい	視覚障害	50～59歳	男
手に取ってゆっくり見られない事が多い　手足が不自由で、商品をこわされるんじゃないか、と云う態度	肢体不自由	50～59歳	女
情報・コミュニケーションのところにも書きましたが、障害者自身が声かけしているのに介助者に返事や対応することが多々ある。	難病	40～49歳	男
店員に援助を依頼したら、面倒くさそうに対応すること。	視覚障害	30～39歳	男
店員に商品を選んでほしいと依頼したところ、めんどくさいと言われた。スーパーマーケットで店員に店内のガイドを頼んだが、忙しいと断られた。店内を歩き回って店員を探したが、店員の方から声をかけてくれないので、なかなか見つけることができなかった。店内の通路の足元などに様々な商品が置いてあり、車いす使用者や、視覚障害者の移動を妨げる場合がある。	視覚障害	50～59歳	女
盲ろう者は特別にさわらせて欲しい。さわるとダメといわれて困る事がよくある。	盲ろう	50～59歳	女
やさしいフリしてお金を払わせるサギ増加これらも対応願いたい（救援）	肢体不自由	70歳以上	男
差別ではないが、商品名や値段が小さい文字で読み取ったり、注文し難い。	視覚障害	70歳以上	男
子供あつかいされ、介護者に聞いたりすること。	盲ろう	60～69歳	女
商品の内容説明を嫌がられいいかげんな説明をされることがおおいい。	肢体不自由	60～69歳	男
買いものをことわられる	聴覚障害	50～59歳	男
訪問販売に効果のない商品を売られかけた	肢体不自由	40～49歳	男
一般の人と同じように、商品を売ってほしい	視覚障害	60～69歳	男
ローンが認められにくい。	聴覚障害	60～69歳	女
年金生活者は生活保護者より貧しく、買い物自体ができない	精神障害	40～49歳	男
精算するとき（会計）待たされる。	肢体不自由	50～59歳	女
電動車いすの充電を断わられた	重複障害	50～59歳	男
一般の人でもだまされます。買物の習慣をつけ信頼出来る店を見つけて障害者同志にも波及させる。	発達障害	10～19歳	男

Ⅶ商品サービス提供について

1（4）レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
スポーツセンターやカルチャーセンターで、危険だからという理由で入会を拒否すること(同意見　他11名)	視覚障害	50～59歳	男
安全上の責任がとれないことや緊急時に単独で避難できないことを理由に、遊園地の一部の乗り物・スーパー銭湯・カプセルホテル等の利用を拒否すること	視覚障害	30～39歳	男
市営プールの中のエアロダンスを申込みしたら障害を理由に断わられた。聞こえずともワンテンポ遅れながらでも目でみて踊れるのに。	聴覚障害	60～69歳	女
いつも施設で利用していたカラオケ店が、ある日突然入店を断わるようになった。説明を求めても答えてくれない。	精神障害	20～29歳	女
きこえないからあぶないとは、ごかいされること。	聴覚障害	40～49歳	女
この項に適当かどうかわからないが。過去に、共同浴場（銭湯など）、温泉で、装具をつけた人工肛門、人工膀胱保有者の入浴が拒否された例がある。装具をきちっとつけていれば、洩れる心配は全くない。誤解に基く差別。保健所などの指導が必要。	内部障害	70歳以上	男
コンサートで一番うしろのツウロで見て下さいといわれた	肢体不自由	30～39歳	女
ジムにきこえないと、危いので1人で通うことを拒否すること。趣味が減るのが悲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
スポーツジムで「聞こえない」を理由に入会を拒否（断わる）するような事があった。	聴覚障害	30～39歳	男
レストランで、人工呼吸器の理由で利用拒否。	内部障害	0～9歳	女
レストランでの盲導犬の入店拒否またはホテルの盲導犬宿泊の拒否。	視覚障害	60～69歳	男
レストランで車イスだからと入店拒否された	肢体不自由	40～49歳	男
レストランで車イスでは入れないからと入店拒否、あからさまに店員の態度がイヤそう。	肢体不自由	20～29歳	男
友人とボーリング場に行った時、障害を理由にボーリングができなかった事があります。	重複障害	30～39歳	男
区民プールで利用を拒否されたことがある。（メニューの提供）	視覚障害	50～59歳	男
空席なのに入れてもられなかった（昼ピーク時間）	肢体不自由	40～49歳	男
市の水泳教室に入りたいと言ったら、インストラクターがいないといってことわられた。	盲ろう	60～69歳	女
遊園地で腎臓が悪いというだけで乗れなくてそのしせつの半分以上乗せてもらえなかった。（メイン的なものはすべてダメ）障害者というひとくくりにされた。	内部障害	40～49歳	女
事故になった時、責任感が重い。	聴覚障害	40～49歳	女
車いすで食堂に入ろうとしたら椅子が固定しているのでと入店を断わられた。	肢体不自由	50～59歳	女
障害がある事でアトラクションへ乗せてもらえない	肢体不自由	20～29歳	男
食堂に入った所只今満席を理由に断られました。ただし同行のヘルパさんの言葉は空席が有りましたとの事です。	視覚障害	70歳以上	男
聴導犬の入室拒否	聴覚障害	50～59歳	男
内部障害（人工膀胱、人工肛門）の人は汚ならしいという事でレクリエーション施設（大型浴場等で）入浴を断られた人がある苦情が来ている	内部障害	70歳以上	女
聞こえないからダメ。手話通訳者が使えない。	聴覚障害	50～59歳	女
補助犬同伴と分かると入店拒否をすることがある。	視覚障害	50～59歳	男
盲導犬の入店拒否	視覚障害	50～59歳	男
盲導犬拒否がある	視覚障害	60～69歳	女
遊園地で、今まで乗っていたアトラクションに障害があるからという理由で乗れなくなってしまった。	知的障害	10～19歳	男
映画館で呼吸器の音がするからと、退室を求めること(同意見　他4名)	視覚障害	60～69歳	女
うるさいから退出してほしいということがある。	聴覚障害	20～29歳	女
パニックで大きな声をだすと、ちがう席への移動を指示される	重複障害	30～39歳	男
映画館で付き添いに画面の状況説明をしてもらっていたらやかましいといって退場を言われたことがある。	視覚障害	60～69歳	男
人工呼吸器の音を理由にホールから出された。	肢体不自由	20～29歳	男
他のお客様に、不快を与える（大声で話す）と、退店を求められた。	聴覚障害	50～59歳	男
入院施設で、危険、他のお客様にめいわくをという理由で入館（入浴）を拒否すること	肢体不自由	40～49歳	女
キッサ店で落すからと低価格の容器を出す	視覚障害	60～69歳	女
コーヒーカップの事についての心づかいはいらない	視覚障害	60～69歳	女
10年弱前の話だが、「休養ホーム制度」を使って、仲間と旅行に行った時、宿に予約を入れたら「精神のひと～？夜中にあばれたり、さわいだりするんでしょ～？」と言われた。「混んでてね～」とも言われたが、泊まってみたら、私達の外に客は1組だけだった。	精神障害	40～49歳	男
15年程前にやっと「精神も障害者」の理解が出来たが、今だに公共の施設でも「うちは身体障害を専門とする施設だから…」と「精神だから…」と切り捨てる様な職員も居る事が多い。啓発が必要。			
レストラン等で車椅子用のトイレがない所（店）がある。	肢体不自由	70歳以上	男
レストラン等への補助犬同伴を断ること。スポーツ施設利用に際して、介助者と来るのでなければ受け入れないと条件をつけること。映画館で介助者に画面の解説を小声でしてもらっていたところ黙ってほしいと注意を受けた。マラソン大会で、最後尾を走っていたら、まだ約束のゴールの制限時間までには余裕があったにもかかわらず、ただちに競技をやめて救護車に乗ってほしいと係員から言われ、交渉しながら走る他なかった。	視覚障害	50～59歳	女
階段があるからせまいからと断られる。	肢体不自由	50～59歳	男
個人のもんだいとして、とられたこともある。水泳を始める前と今では、あまりにも違う。女だとしても私のけいけんから。一歩をふみだすことが、もっと大事。でないと、社会は、かわらない。	発達障害	30～39歳	男
寝たきりの車イスだと場所を取り、なかなか入れるレストランがない。入っても回りの人に見られているようで落ち着いて食事ができない。どこのレストランでも、イスやテーブルをどけるなどして、どこでも入れるようにしてほしい。それでないと外出するのが制限されてしまう。	難病	50～59歳	女
盲導犬の入店を拒否	視覚障害	30～39歳	男
プールで介助者も水着を必要とされる事	盲ろう	40～49歳	男
レクリエーション施設で障害者だからという理由で乗れない施設（ジェットコースター）があった。危険なら、介助の人を施設から付けてほしい。	知的障害	30～39歳	男
レストランで、聴覚障害者が声高に話すので嫌がられる。禁煙席の様に片隅が聴覚障害者の優先席だと良いと思う。	聴覚障害	70歳以上	男

Ⅶ－１（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
最近は食券を買ってから店に入り、セルフサービスしきの店が増えている。立ち食い蕎麦店でうどんを食べたかったが、食券の購入や食べる場所までものを自分で持っていけないため断られたことがあった。美味しそうだったので残念だった。周りの人の目が気になることや店員にお願いしにくいため、他にもラーメン屋や食堂など、その場で食べることができる店を一人では利用できない。	視覚障害	30～39歳	女
車イストイレがない所が多い。かぎられたお店しか入られない。（ゆっくり）と…	肢体不自由	60～69歳	男
場所の確保で待たされる	肢体不自由	70歳以上	男
外国へのツアー旅行の参加申し込みに対して難色を示す	視覚障害	60～69歳	男
公のプールなどは、プールのコースが借りにくい	重複障害	30～39歳	女
点字のメニューがない	視覚障害	60～69歳	女
点字のメニュー用意してほしい	視覚障害	60～69歳	女
点字メニューがほしい。盲ろう者も使えるレクリエーション機具が少くて困る、ゲームはほとんどできない。	盲ろう	50～59歳	女
サービス利用の内容がわかりにくい	聴覚障害	50～59歳	女
スロープにトイレやちゅうしゃじょないとこにはいかない	肢体不自由	50～59歳	男
テーブルの高さが合う所が少ない	肢体不自由	50～59歳	男
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
字幕の付いたアニメがない	聴覚障害	10～19歳	男
レストランで、隅の方をすすめられる。（よく）	肢体不自由	40～49歳	男
ファミリーレストランで、2階にあるところが多くて、車イス使用者は、階段しかなく入れない、差別と同じかんじがする。	肢体不自由	40～49歳	女
施設検査の時に障害者に対する態度の能力をも検査に入れてほしい	精神障害	30～39歳	男
保険だからという理由で入会を拒否すること	聴覚障害	50～59歳	女

Ⅶ商品サービス提供について
１（５）接客するときに差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人ではなくて介助者に話しかけること(同意見　他17名)	視覚障害	50～59歳	男
こういう対応をする人が健常者だけでなく難聴者にも多いことを改めるべきである。	聴覚障害	50～59歳	男
本当に障者に対して、失礼千万の態度を取る人が多い。同じ人間としてあつかってほしい。	盲ろう	50～59歳	女
本人でなく介助者に話しかけられるのは毎度のこと。「この人は介助者です。この薬を飲むのは私です」ということにしている。半人前扱いされるのは一番腹が立つ。	視覚障害	60～69歳	女
介助者に聞かれると気分がわるい	視覚障害	50～59歳	男
自立のために本人に聞いてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
大ていの場合、家族に話しをかける。話が早く伝わる。難聴者の話は理解する時間が必要	聴覚障害	70歳以上	男
直接本人に話しかけるのを嫌う、めんどうがる→障害者に対して差別的であることに気付かないのか障害者を平気で傷つけている。（自分が悪いと思っていない）	聴覚障害	40～49歳	女
本人ではなく介ゴ者にしか話さない。	肢体不自由	20～29歳	男
本人ではなく介助者に話しかける。	視覚障害	70歳以上	男
本人と話をしない。聴覚障害者への対応のべんきょうが足りない。	聴覚障害	40～49歳	女
本人にわかりやすく話しかけて欲しい。企業側も、手話の勉強をし、自の施設のPRになると思います。	精神障害	40～49歳	男
本人に直接話しかけること	視覚障害	70歳以上	男
本人に話しかけない（ひどいとき盲導犬に話しかける）	視覚障害	50～59歳	男
本人を無視して、聞こえる人に話しかける	聴覚障害	50～59歳	男
本人無視で話しが続く。手話や筆談をめんどうされる。	聴覚障害	70歳以上	女
聞こえる家族はいないのかと尋ねること(同意見　他14名)	視覚障害	50～59歳	男
きくことが何故いけないのですか重要なことと思いますが	肢体不自由	70歳以上	男
市役所によくある事。奥さん耳聴てるのか	聴覚障害	70歳以上	男
買物先の定員に身分証明書を提示してほしいといわれたので、障害者手帳を提示したら、「目の見える人で身分証明のできる人を連れてきて下さい」と言われた	視覚障害	40～49歳	女
「金はいらないから来るな」と言われた	重複障害	50～59歳	男
聞こえないとわかると話をやめてしまう。	聴覚障害	50～59歳	女
間ちがった注文（食品）を当人のせいにする（聴こえない、を理由に）	聴覚障害	70歳以上	男
筆談を拒否されることがしばしばある	盲ろう	50～59歳	男
筆談を面倒臭そうな顔をされた。	聴覚障害	30～39歳	男
「Fax返事は出来ない。聞こえる人からのでんわが必要。」	聴覚障害	40～49歳	女
耳がきこえないのに、聞いていない！とイヤな顔をされる。特に若い人に多い。	聴覚障害	40～49歳	男
吃音（どもる）などの障害を笑ったり嫌な顔をされる	知的障害	50～59歳	男
声をかけてくれないためのトラブルがある。	視覚障害	60～69歳	男
声をかけても無視をする。	肢体不自由	50～59歳	男
接客で面倒だから「もういい」と言うこと。	聴覚障害	30～39歳	男
説明が不十分。（物がどこにあるか、「あそこにある」と言われる）	視覚障害	60～69歳	女
説明することを面倒がる	視覚障害	40～49歳	女
追加注文の際、メニュー表を読みたがらない　いそがしいので早く決めてくれ。	視覚障害	50～59歳	男
定員に暴言（差別用語）を言われたこと。	肢体不自由	30～39歳	男
店員の言葉使いが、まるで子どもに接するみたいにため口だった	聴覚障害	30～39歳	女
暴言を言われたこと	肢体不自由	30～39歳	男
サイズ合わせをいやがる。	肢体不自由	20～29歳	男
まだ話をしていないのに、耳元で大声を話しかけられた。	肢体不自由	40～49歳	男
レストランで、補助犬が他のお客様の邪魔になるからと、隅の席に移動させられた。補助犬同伴でレストランに行ったところ、犬嫌いのお客様がいると困るのでと、別室で食事をさせられた。補助犬同伴でレストランに行ったところ、今日はイベントがあり込んでいるいるからと嘘をつかれ、追い帰された。	視覚障害	50～59歳	女
商品、メニューなどの説明があいまい。	視覚障害	50～59歳	0
聴覚に障害があるとわかると、「ありがとうございました。」という言葉に、差別語をはさんだり、別の言葉で悪口を言う若い奴が多くなりました。人で態度を変えるのが多いです。	聴覚障害	50～59歳	男
さべつしないで、ふつうに接ってしてほしい	知的障害	20～29歳	男
ひんぱんでは無いが「精神障害者」だとA氏の事が判った時、友人と病院の話しをしていると、「保証人も居らずに勝手にウロウロするんじゃない！」と言われた患者が複数居る。			
視覚障害者が団体でレストラン等を利用したとき、食物などを床にコボしているのを見て、嫌な顔をする従業員ある。	視覚障害	50～59歳	男
耳が聞こえにくい事を言うと態度が変わる人がおられるし淋しいです。	聴覚障害	60～69歳	女
店へ行き出口がわからなく別の方向へ行ってしまったら、年輩の方が「どこへ行くんだ」と教えてくれるじゃなし、そういう店の人もいると悲しくなります	視覚障害	60～69歳	男
ジムに、聴者（無理して通うことになるのでは？）と一緒通うなら入会していいと説明する。	聴覚障害	40～49歳	女

Ⅶ商品サービス提供について

２（１）不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
家主が障害者にとって必要な改造を認めること（同意見　他13名）	聴覚障害	40～49歳	男
住宅改修制度を利用できる回数などについて正確に説明すること＊視覚障害者が不動産情報にアクセスしやすいようにするため、ホームページを改善すること	視覚障害	30～39歳	男
車イスの方ならスロープが必要でしょう。それを出入りしやすいように認めて上げてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
以前アパートに住んでいた時、ドアに来客の知らせるドアホンをつけることを断わられた。	聴覚障害	60～69歳	男
古い市営住宅など手すりのついていない所はすべてつけてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
オストメイト対応トイレの改修が出来る様制度化してほしい（補助制度希望）	内部障害	60～69歳	男
りかいがえられない。ほじょ金制度が十分とは言えない。	重複障害	50～59歳	男
安全に暮らせる構造をアパートなどには義務づけてほしい。	精神障害	30～39歳	女
家主が障害者にとって必要な改造を求めること。その際、行政による手続きで進められるように。本人または家主にとって負担にならないようにしてほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
公的援助を持って改造をすることが出来たらと思います。	精神障害	70歳以上	女
生活保護を受けている障害者が県営住宅の改修が必要な場合、公的に行うこと。不動産業者や家主は、視覚障害者と賃貸契約を結ぶ場合、わかるように詳しい情報を伝えること。	視覚障害	50～59歳	女
保証人がいない人にでも部屋を貸してほしい。	精神障害	60～69歳	男
車イスでもはいれる賃貸をふやすこと。スロープの設置。おふろなど改ぞうできるようにしてほしい	重複障害	50～59歳	男
障害の特性（盲ろう）から、防犯対策に必要以上考えてしまう。現状のままでは不安。	盲ろう	60～69歳	女
障害者対応物件を創設する。	内部障害	60～69歳	男
バリアフリーな物件に補助を出す（今よりもっと小規模工事でもみとめる）。	重複障害	30～39歳	女
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
バリアフリー住宅であれば視覚障害者も入居に格差は出ないかなとも	視覚障害	60～69歳	男
高いお金を払わせるのもやめて頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
私のばあい、父や母がかってに家の中をゴリゴリものを動かしたりしたこともあって、今は絶えんに近い状たいにしている。家のリフォームを要求したいのに、てっていてきにキョヒされ、一方的にしきられてしまった。	重複障害	40～49歳	女
障害者用住宅を造ってほしい。	精神障害	30～39歳	男
給料は少なくても、親からの支援、年金等で、家賃は払えるのを分かってほしい。	精神障害	40～49歳	男
とにかく本人とじっくり話をする事が大切。	重複障害	30～39歳	男
めんどうくさがらないできちんと説明してほしい。「家賃支払えるのか？」という差別的な考えはやめてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
障害者が町で住むことがあたりまえのような前提で対応してほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者が利用したいアパート、マンション等、家主も一緒になって利用を進めていくこと	知的障害	30～39歳	男
聴覚障害者は日本語が苦手な人が多いので分るように、説明してあげること。	聴覚障害	30～39歳	男
[障がい者がいると売らない。売るな。と、地域がさわぐのはおかしい。・地主が設置しようとする施設の建設に反対すること。（地価が下がると云う）	精神障害	30～39歳	男
「うちは役所では無く、民間の事業主として客を選んでも居る。たとえば、家賃・敷金等の値段も「うちの責任」で商売している」。「あんたは、あんたらの都合の良い大家を選んだらいい」と言われる事が多い。			

Ⅶ商品サービス提供について

２（２）金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
金融機関で、見やすいようにゴシック文字や太線の伝票を用意すること(同意見　他8名)	肢体不自由	70歳以上	男
伝票の枠をよく分かるようにやや太く・代筆や代わりに記入できるように	視覚障害	50～59歳	男
弱視にも見やすい用紙を使用すべき　本人が記入出来ない場合、代筆はもちろんの事、手続きを複雑化しないよう願いたい。	視覚障害	40～49歳	女
本人が記入できない場合に代筆での申し込みや手続きを認めること(同意見　他23名)	視覚障害	50～59歳	男
盲ろうで拡大器なしでは記入が出来ないので銀行員さんに代書をお願いしたら、ダメだとことわられた。どうして、まったく理解がないわ。	盲ろう	50～59歳	女
本人が記入できない場合、代筆の手続きを認めてほしい。相談に乗らず頭からムゲにことわる。金融機関に共通した姿勢です。人間味のカケラもない。	視覚障害	60～69歳	女
クレジットも含めた代筆を認める。生命保険の加入を認める。	肢体不自由	50～59歳	男
このアンケートは障害者本人が話して代筆しているが、役所の書類や保険の書類等が本人の記入と強いられることがある。本人が居て代筆を認めて欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
もう10年以上も前になるが、大手の全国を対象とした銀行で、自書できないのに、職員が手を添えてまでも書かせようとした。代筆をお願いしても認められなかった。それ以後、その銀行には、付き添いとともに行くようにしている。	視覚障害	50～59歳	女
ローンの書類でも、代筆が認められるようにしてほしい。無理やりに本人が住所などかくのはつらい。	視覚障害	30～39歳	男
金融機関で本人が記入できない場合、代筆での申し込みや手続きを認めてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
金融機関で本人が行かれない場合代理人手続きを簡単にしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
銀行では「家族に書いてもらって」といわれ、一人暮らしなのでとても困った。窓口の係員（銀行員）に代筆をたのんでも拒否された。	視覚障害	50～59歳	女
視覚障害者で本人が記入できない場合　代筆での申し込みや、手続きが証明に手間取りややこしく、簡素化してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
障害者手帳を提示し、本人とかく認すれば代筆を認める。	視覚障害	70歳以上	男
信用ある者に代筆が出来るよう金融機関がどこでも出来るよう法的に認めて欲しい。	精神障害	70歳以上	女
先日金融機で預金引出しの際配偶者の記入で引出そうと届出すると本人以外は認めないとの事。弱視で記入困難の場合は代筆でも認めては、と思う。	視覚障害	60～69歳	男
代筆での申し込み	視覚障害	70歳以上	男
代筆と代読をみとめてほしい。ATMを視覚障害者にも使いやすくしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
ローンの書類でも、代筆が認められるようにしてほしい。無理やり本人が住所などかくのはつらい。	視覚障害	30～39歳	男
代筆は、金融機関員でも可能に。	視覚障害	60～69歳	女
代筆をみとめてほしい。申込書の記入スペースを広くしてほしい、特に住所欄	盲ろう	50～59歳	男
代筆を金融機関の職員ではできないのか。ガイドヘルパーが代筆すれば公的な身分証明症を提示を要求された。本人がいるのだから提示必要ないのでは。	視覚障害	50～59歳	男
代理人（家族とか）をみとめてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
本人が記入できないので、郵便局職員や銀行員に記入を依頼するが、断られることがある。まちがいがおきないためとのことだが、その場合、複数の職員で記入した内容を確認することで対応してほしい。銀行は通帳の内容や、貯金や保険に関わる情報を希望者には点字で通知してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
本人が記入できない場合に、代筆での申し込みや手続きを認めること。視覚障害者が最も望むところです。	視覚障害	30～39歳	女
本人が記入できない場合に代筆での申し込み、手続きを認める。	視覚障害	70歳以上	男
本人が記入できない場合に代筆の申し込みや手続きを認めること。後見制度だけでなく、本人と保ゴ者の関係がはっきりしている者には保ゴ者（代理）預貯金の出し入れができるようにしてほしい	知的障害	30～39歳	男
本人が記入できない場合に代筆を認めてほしい	視覚障害	50～59歳	女
本人が書けないと言っても代筆してもらえないところがあるから、気持ちよくして欲しい。	重複障害	60～69歳	女
本人以外の代筆を認めてほしい	視覚障害	60～69歳	男
本人記入が難しいので代筆をみとめてほしい。確認に手間取りすぎる。	肢体不自由	50～59歳	男
「耳マーク」設置で筆談で対応してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
本人の口座に関する手続き等がスムーズに行くよう、障害者手帳等が証明となるよう工夫してほしい。	難病	20～29歳	女
TELによる本人確認に関し、TELができない聴障者が代理人を通してTELすることを拒絶しないでほしい。電話リレーサービスによる本人確認ができるシステムにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
その場でかけない事項を後日、持っていったり郵送できるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
株式売買で不正売買を防止するため、本人が直接電話注文をしないと売買ができなった。	盲ろう	60～69歳	男
金融関係での定期預金などの変更時の説明をきちんと筆談でするようにすること、介助者を伴う事を要求しないこと	聴覚障害	60～69歳	女
障害者は収入が不安定な為、カード会社に入会しにくいが、小銭を出すのは大変なので、限度額の引き下げなどをして、障害者も入会できるようにしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
障害者手帳が身分の証明になるようにしてほしい（住所、性別がない事が証明にならない事が理由）との事でした（ほけんのことでした）	視覚障害	50～59歳	男
ルビがふっていない。	肢体不自由	20～29歳	男
音声ガイド	視覚障害	50～59歳	男
家計のことで、お金のつかいかたがわからないことが私は多い。（しょうどう買いしたくなったり。）一番困っているのは、キャッシュカードのあんしょう番号。すぐわすれてしまってつかえなくなってしまう…これも後見人がほしいができない…）ほけんについては、障害者が生命ほけんに入れないことが多い。せめて「年金ほけん」だけでも入れないものかと、しょうらい考えている。	重複障害	40～49歳	女
金融機関で（ローン会社など）年金（障害）だからと断わられる。	肢体不自由	30～39歳	女
資料作成時にSPコード（音声キキで読めるシステム）を添付してほしい。	視覚障害	70歳以上	女
手続きは何か何でも書類にしてしまう。それでは、私は、分からない。触手話で手続きを認められるようにはできないだろうか？	盲ろう	60～69歳	女
障害があると言ったら、保険に入れてもらえなかったので、本人にあって判断したりしてほしい	重複障害	10～19歳	女
成年後見制度を知っておくこと。	知的障害	10～19歳	女

Ⅶ－２（２）

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字の入出金を定期的に作成してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
点字やパソコンからの申し込みの受け付けを認める	盲ろう	30～39歳	男
プライバシーは守ってほしい。	盲ろう	60～69歳	女
安く入れる保険があるといい。	知的障害	10～19歳	女
金融機関でFAXによる説明表が出せないと云われ困った	聴覚障害	60～69歳	女
個人認証制度を法的に整備すること	視覚障害	60～69歳	男
商品の説明に音声をつけたりしてほしい。	盲ろう	50～59歳	男
障害者も同じように対応してほしい	視覚障害	60～69歳	女
窓口の利用がしにくい	肢体不自由	70歳以上	男
聴覚障害者は日本語を苦手な人が多いので、分るように、説明してあげること	聴覚障害	30～39歳	男
電話番号だけでなくFAX番号、インターネットでも問い合わせができるようにしてほしい。	聴覚障害	30～39歳	女
聞こえない人には分かりやすく書いて説明して下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
聞こえない人に対する配慮を行うこと、電話で確認する→FAXで確認することができるようにすること。	聴覚障害	60～69歳	男
本人がいろんなしりょうなどに手続きをする時に、相手の人がもうちょっとわかりやすくせつめいをしてくれたら私達でも、ちゃんと手続きができますのでそれをしてほしい	知的障害	30～39歳	女
キャッシュカードのあんしょうばんごうをわかりやすくする。	知的障害	20～29歳	男
確認のためFAXを統一して下さい	聴覚障害	20～29歳	女
意味がわからない言葉が多い、理解しにくい。	聴覚障害	50～59歳	女
最後まで解りやすく、納得できるまで説明すること（資料を見ながら）	知的障害	30～39歳	男
生命保険で障害を理由に保険金が高いことがある。	肢体不自由	60～69歳	男
生命保険はそう思います。今さら入れる金額の保険はないと思いますが。	重複障害	40～49歳	女
精神障害者は生命保険に入れない	精神障害	50～59歳	男
精神病院では保険がおりない（お金はかかるのに）	精神障害	40～49歳	男
統合失調症だと生命保険に加入できないと聞いているが、統合失調症が死亡率が高いなどという事実もないし、考えられないことなのに、なぜ加入できないのか。	精神障害	60～69歳	男
内部障害者が気軽に入れる保険が少なすぎるし、入れるものは高すぎる。	内部障害	50～59歳	女
保険の手続きに障害手帳の有無の欄を省してほしい。「本人であることを認める」ことで代電でもFaxでも本人でないと受けつけないと言われることがある。（代電の場合は声を求められる。視覚障害者でも本人の名前の記入を求められる	聴覚障害	30～39歳	女
保険請求（骨折により入院）を行なった時代筆にて請求をすると知的障害に付って色々と言われ大変なさけない（嫌な）思いをした	知的障害	30～39歳	女
大変困った問題として、本人に断る力が無いとみると、「本人が自発的に選んだ」形をとりながら、次つぎ販売の「とりこ」になっているケースがままある。保険･金融は「公共の福祉」ではないのか？…とも思う。			
銀行・郵便局の用紙の代筆が出来ない事。	視覚障害	70歳以上	男
キャッシュコーナーの画面が車いすの高さだと見えにくいので、角度をつけてほしい。	難病	40～49歳	女
金融機関の受付で、カウンターの上に耳マーク表示板、簡易筆談器やメモを置いておくこと。	聴覚障害	40～49歳	女
金融関係の利用時間が短い。（午後2時までなど）自由に出かけられないので困る。	盲ろう	50～59歳	女

Ⅶ商品サービス提供について

２（３）ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
車いすでも手が届く高さに設計すること（同意見他23名）	肢体不自由	50～59歳	女
券売機の前に正体した時、車イスに乗せた足先が中（奥）に入れられるよう。	肢体不自由	60～69歳	0
車いすで入る事が出来ない所が多い	肢体不自由	60～69歳	男
字の書けない障害者については代筆をしてほしい。（一人で行った場合）〇ATMを車いすでも使用できる高さに設計してほしい。	重複障害	50～59歳	男
ATMボックスのドア幅を車イス幅にしてほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
ATMを車イスのステップが入るようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
コンビニATM高い、店員の介助も拒否	肢体不自由	40～49歳	男
のぞき見防止パネルは車いすなど低い位置から見づらい。	肢体不自由	50～59歳	男
車いすからだと画面が光って見えにくく操作がしづらい。車いす用のATMの設置をして欲しい。パネルをタッチするのに画面に添うように手を伸ばすので目的のところではなく違うところが反応してしまう。	肢体不自由	50～59歳	女
車いすから立ちあがれない者は画面が見えない　その場の長にお願いして操作を依頼している	肢体不自由	70歳以上	男
車イスでもATMや自売機を利用できる様にすること	知的障害	30～39歳	男
車いすでも手が届くよう足が機械の下に入りこめるよう設計すること	肢体不自由	40～49歳	男
車いすで切符購入できる高さ調整可能な機械にしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
車イスにすわるとパネルがみにくい。	肢体不自由	60～69歳	男
車椅子で正面を向いて利用出来る様に、中抜き状態の機械を作製。又、パッチパネルを少し低めで、反射防止で誤作動防止、代金引き出し口をてまえに設置（残金防止）			
手が届かない時がある。	肢体不自由	60～69歳	男
郵便局だけ利用できるがあとは出来ない。	視覚障害	70歳以上	男
画面の白黒反転、文字の拡大、ふりがなの表示、点字表示、音声案内など、利用者が選べるようにすること。（同意見他22名）	視覚障害	40～49歳	男
のボタン名を指定しておき、行員の方が立ち合い事を進める様にすること	肢体不自由	70歳以上	男
ファーストフードなどのドライブルーって音声むりやろ。タッチパネルにボタン操作できるようにして下さい。	聴覚障害	50～59歳	女
ATM、自動券売機は、何でインターホンのみ？故障した時、どう対応するのか？	聴覚障害	40～49歳	男
車いすでもみやすく手の届く郵便局のようなATMを一般化してほしい	肢体不自由	30～39歳	男
ATMの画面が見えない。自分で押せない。	肢体不自由	40～49歳	女
ATMの文字が指の使い方で上手く出来ないで困ることがあった。	精神障害	30～39歳	女
ATMブッシュボタンで　暗証番号　金額等を入力してヘッドホーンで音声確認できる機械の設置、駅名を入力し券売可能機設置　自動券売機　音声入力（路線	視覚障害	70歳以上	男
さいきん、しもんではんだんできるキカイが出てきているのでふきゅうしてほしい。コンビニの自動券ばいきが、私としては使いにくい。ATMによっては銀行のキャッシュカードがつかえないところもある。	重複障害	40～49歳	女
音声いや点字表示を付ける	盲ろう	30～39歳	男
音声だけでなく、文字表示もしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
音声のみでなく文字表示出来るように。	聴覚障害	60～69歳	女
音声案内と拡大文字を同時に使えるようにすること。	視覚障害	50～59歳	男
画面の白黒反転、文字の拡大、ふりがなの表示、点字表示、音声案内など、利用者が選べるようにすること	視覚障害	60～69歳	女
規格を統一して欲しい。	視覚障害	50～59歳	女
使いやすいよう、図や絵で分かりやすく書いてほしい。	発達障害	20～29歳	男
弱視者にも見えやすい文字にしてほしい	視覚障害	50～59歳	女
少しモタモタしていると場面が変ってしまう。ということのないようにして下さい。	聴覚障害	70歳以上	女
文字の拡大、点字表示、音声案内がほしい	視覚障害	60～69歳	男
タッチパネルだけでなく、ボタンでも操作できるようにすること（同意見他22名）	視覚障害	30～39歳	女
タッチパネルだけでなくボタンも操作できるようにすること　など　カードはどこに差し入れて、お金の出し入れの場所はどこにあるの？さがすのが大変。目立つシールとか工夫してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
パネルが見えない（光って）	肢体不自由	50～59歳	女
ATMはセンサーがはんのうし、ボタンがきかない事があります。どうしても同伴した介助者に暗証番号を知られたくない為、自分の手でやる事が多いのですが、金額や暗証番号をまちがえて引き出せなかった事があります。	重複障害	30～39歳	男
タッチパネルだけでなくボタンでも操作できるようにすることタッチパネルは視覚障害には無理	視覚障害	60～69歳	女
ATMを利用していますが防犯の都合で画面が見にくく出来ているので使用しずらい。自販機によっては車いすの場合、高くて利用出来ない場合もある。	重複障害	60～69歳	男
キー操作のATM設置（パネルタッチは誤作動のもと）・自動券売機の傍に料金表を設置（特に鉄道）	視覚障害	50～59歳	男
キャッシュカードの利用についても、タッチパネルでは利用できない事が多い	視覚障害	50～59歳	男
タッチパネルだけでは押してもすぐに動作してくれない機種が多いのでボタン式もできるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
タッチパネルですと弱視者がまちがってその場に指を近づけただけで作動されてしまうのでボタン操作できたらいいのですが。	視覚障害	50～59歳	女
タッチパネルでなく、ボタン操作もできるよにしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
タッチパネルでは自分でできない。点字とボタンですべてできるようにしてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
タッチパネルとボタン併用にして頂きたい	視覚障害	40～49歳	女
タッチパネルの画面が角度によって見えない時があるので工夫してほしい。	重複障害	60～69歳	女
タッチパネルは画面が見にくい	重複障害	50～59歳	男
タッチパネルは使いにくい	肢体不自由	50～59歳	女
タッチパネルは使えない	視覚障害	50～59歳	男
タッチパネルを利用できない高齢者も多い　ボタンが必要	精神障害	50～59歳	男
タッチパネル式は使いにくいのでボタンを押しやすい工夫をしてほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
ボタンもかならずつけてほしい！	視覚障害	60～69歳	女
蛍光色はさけてほしい。モノクロがいい。ATMもタッチパネルでなくボタンにしてほしい。	盲ろう	40～49歳	女
少ないボタンで操作できる様にしてほしい	盲ろう	60～69歳	女

Ⅶ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字をはってほしい	視覚障害	70歳以上	男
点字表記を全ての場所に義務づけてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
点字表示、音声案内	視覚障害	70歳以上	男
点字表示、音声案内など利用者が選べるようにする。タッチパネルでなく、ボタン操作ができる機械にして欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
身体不自由者の運転・・・で駐車券投入機・・・などの設置は誠に使用不要になっている。（健常者レベルの機器になっている）	内部障害	70歳以上	男
ATM・自動券売機、メーカーによって、操作パネル等、統一してほしい。			
故障等、利用出来なくなった時呼び出しがスムーズにいけるよう配慮してほしい。電話以外ボタンで、電子メール等	聴覚障害	20～29歳	女
ATMがこわれた時、電話でしか係員を呼びだす方法がない。きこえない人が係員をよぶ方法はないのでしょうか？	聴覚障害	50～59歳	男
ATMが故障した時の対処法を考えて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
ATMでトラブった時、ろう者は直通Telができない。見知らぬ他人に頼んでTelしてもらったことある。	盲ろう	30～39歳	女
ATMでの電話ですが、呼び出しができないのでどうしたら良いか考えて下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
ATMで呼び出しが必要な場合聴覚障害者でも安心して利用できるように画面案内に「呼び出し」ボタンもあって欲しい※銀行で午後3：00以後の場合現在はインターホン、呼び出し電話がついている→聴覚障害者はムリ！！	聴覚障害	40～49歳	女
ATMなどを利用する時銀行の人でも暗証番号を代理で入力できるようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
ATMにトラブルがあった時の対応が電話！！聞こえなくて困ってしまい（誰もいない時は焦った）			
ATMには、時間外に電話機あるが聴覚障害者用がない。携帯メールみたいな物があればいい。	聴覚障害	60～69歳	女
ATMのカードを入れるのが難しい人もいるので、置くだけで認識できる機械の設置。	肢体不自由	50～59歳	男
ATMの操作に失敗した場合は、銀行と電話連絡になっている。耳の障害者は電話は利用できない。改善されたい。	聴覚障害	60～69歳	男
ATMは使えない。使いたくても使えない。	盲ろう	60～69歳	女
ATM故障時の電話の応答ができない障害者のために、まず係員が説明に出てくるシステムに変えないといけない。呼出ボタンさえ押せば係員が駆けつけると安心できる。			
TELができない。	聴覚障害	50～59歳	女
ぎんこにもみやすいようにしんさいいいます	肢体不自由	50～59歳	男
コイン投入口を、バリアフリー化にしてほしい（コインを、まとめてはなすと入る工夫など）	肢体不自由	30～39歳	男
コイン入れをバリアフリーに工夫してほしい	肢体不自由	30～39歳	男
何かあった時にマイクを通してのやりとりができないので、呼び出しボタンを押したらすぐ職員が来るようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
金融機関の玄関から、その他の場所のATMの配置場所を確認できるよう音声案内をしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
券売機は事例の通りだけど、車イスで通れる自動改札を増やしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
故障、停電された時に困る。近くに電話があるが使えない。	聴覚障害	40～49歳	男
故障した時の対応法を考えて対応すること、聞こえないので電話できない。	聴覚障害	60～69歳	男
故障のとき　ボタン操作できるようにしてほしい。聴覚障害者はでんわできない。	聴覚障害	40～49歳	女
故障の時、電話で連絡することはできない。工夫を。	聴覚障害	50～59歳	女
故障の時電話対応ではなく係員にきてもらい対応してもらえるようにしてほしい	聴覚障害	30～39歳	女
高さ、点字表示、自販キ、きっぷの券販機に点字を入れてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
時間外や無人の所など、音声案内（電話での応対のみでは困る）のみであり、障害によっては、できない事もあるので、呼び出しなどのボタン（インターホンは困る）や応対用の文字放送などの設置をする事。	聴覚障害	60～69歳	女
耳が不自由だと、電話ができないので呼び出しをつけて下さい。	聴覚障害	50～59歳	男
取扱・手続方法の音声案内をしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
取扱いが出来なくなった時の対応が電話になっている。聴覚障害者は電話の声が聞こえないので誰かにお願いしないといけない。文字で対応が出来るようにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
受話器状のハンドセットには補聴器の電話モードに対応する磁気ループコイルをセットしてほしい。音声案内は同様に電話モードにすればきこえるカウンター型のループシステムにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
振込機能にも音声案内を対応させること。	視覚障害	20～29歳	男
声だしたほがいい			
説明音声を文字表示にしてほしい	聴覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者は、TELで対応できないのでメールでもいいから設置すること。	聴覚障害	30～39歳	男
土、日、祝日の時や故障や不審な時（1番故障の時が困る。）、機械についている電話がつかえない。聞こえる人にお願いして電話してもらった事がある。	聴覚障害	50～59歳	女
突然故障した場合でもタッチパネルで解決出来る様に或いはボタン1つで呼び出し出来る様にして欲しい。ずっと前にデパート内のATMでお金おろすつもりが突然故障して困った時、後にいたおばさんにTelで助かった事を思い出す。			
無人ATMで聴覚障害者の対応が出来ない。（何度も経験したが、やはり来る人を待ってお願いしたので大変）お話できなくてもいいような工夫が欲しい。（きこえないので…）	聴覚障害	40～49歳	女
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
ふりがなをふってほしいです。	知的障害	30～39歳	女
もっと使いやすく安全にかつわかりやすくしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
硬貨をいれる幅がせまい。	肢体不自由	20～29歳	男
出入り口がせまい所がある	肢体不自由	70歳以上	男
人の手をわずらわせずして出来る事は望ましいこと。障害者にやさしくすれば金融機関も良いはず。変って欲しい。	精神障害	70歳以上	女
地域生活する上で必要なものです。もっと使いやすくしてほしい。	知的障害	20～29歳	男
見守を付けてほしい	視覚障害	50～59歳	男
障害者割引で電車の切符を買う時、駅員が出てくるが、その時にホワイトボード等、用意してほしい。	聴覚障害	30～39歳	男
障害者手帳で通過しようとする時無人の料金所でレバーを押して呼び出す時のレバーやおつりの取り出しが手の届きにくい所にあって車をすれずれに位に止めたり、窓をいっぱいに開け、身を乗り出す位にして対応しています。もう少しどうにかならないものかといつも思っています。	内部障害	60～69歳	女
キャッシュカードの音声化	視覚障害	50～59歳	女
タッチパネルのATMを視覚障害者でも利用できる様に改良してほしい。	盲ろう	60～69歳	女
機械（ATM）を低くしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男

Ⅶ－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
金融関係のATMが使いずらい、車イス利用者には高すぎパネルが見ずらくわかりずらい	肢体不自由	50～59歳	女
銀行のATMを車イスでも利用しやすい高さにしてほしい	難病	50～59歳	女
音声案内は聞き取れず、コミュニケーションができないので、直接筆談などで対応して欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
ATMを家の近くにしてほしい	精神障害	30～39歳	女

Ⅶ商品サービス提供について

２（４）デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
ショーケースを低くしたり、鏡をつけて車いすでも見えるように商品を展示すること（同意見　他8名）	肢体不自由	50～59歳	女
ショーケースに展示するときは、見やすいように文字（商品名や値段）を大きくすること	盲ろう	20～29歳	男
ケースの中での掲示では商標（商品名、価格等）が分からない。	視覚障害	50～59歳	男
レジスターの値段表示を見やすいようにして欲しいこと、値段表の標示	聴覚障害	50～59歳	男
レジの金額の出る表示が内に向いている店がありますが外に向けて、私達に金額が分かるようにして下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
レジの通販（表示）がこちら側にも見えるようにする。	聴覚障害	40～49歳	男
音声化、点字表示を増やしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
高くてとどかない	肢体不自由	30～39歳	女
車いす、背の低い人は、物を取りにくい	肢体不自由	60～69歳	女
車イスでは高い部分にある物が取れない。自分で商品を手に取って吟味できない。	肢体不自由	20～29歳	男
車いすの場合高い所の商品が届かない場合があり現物を見られない。	重複障害	60～69歳	男
袋に入っているとさわれない。特別見本をおいてもらいさわらせてほしい。困る事がよくある。	盲ろう	50～59歳	女
値札を弱視者が眼を近づけて見える位置に付けてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
値段の表記がわかりやすくしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
物によって高い所にあるのでひと工夫をしてほしい	肢体不自由	30～39歳	男
洋服のタグに色や値段などの情報を点字表示してほしい。	盲ろう	40～49歳	男
電化製品など障害があっても使えるかどうか試用させること（同意見　他18名）	肢体不自由	70歳以上	男
れんしゅうさしてくれ			
強迫障害で何度も同じ行為をするので、特に電化製品には試用を望みます	精神障害	30～39歳	男
買いたい商品をわかりやすくせつめいしてほしい	知的障害	20～29歳	男
SPコードを付けてほしい（商品説明のための）	視覚障害	50～59歳	男
スニーカーくつをかうとき、スタッフによって、くつをはくのを手伝ってくれない、気に入ればぜったいかうのに。よびもかうとき、くつヒモが穴にとおしてくれてない、チップのない国だからか。	難病	50～59歳	女
わかりやすい説明を。	聴覚障害	50～59歳	女
私が行った時とは呼びかけに応じて商品専門知識の配員をしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者が入店したら店員の方から声をかけ、必要に応じてガイドすること。デパートなどでは、ひとつの買い物が終わったところで、次の場所にガイドしてほしい場合がある。商品は、障害者本人の要望をよく聞いてから勧めること。	視覚障害	50～59歳	女
弱視の為、商品の文字が見えにくい。介助員が必要、設備・介助員制度の利用の充実が求められる。	重複障害	30～39歳	男
手話での説明を	聴覚障害	70歳以上	男
商品に点字をはってほしい	視覚障害	70歳以上	男
商品の説明でも積極的に筆談などのコミュニケーションをとってほしい	聴覚障害	30～39歳	女
商品の箱や容器に点字表示をして欲しい	視覚障害	50～59歳	女
商品を実際にさわれて、動かしてみることができると良い。食品も同様で、ラップだと分からない。匂いと味見ができたらうれしい。	盲ろう	60～69歳	女
商品を手にとって、触らせて欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
小さい子や障害者の分かるいい方で言ってほしい。	知的障害	10～19歳	女
説明（機械）を音声化してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
説明いただいても伝わらず。	聴覚障害	30～39歳	男
説明する時、筆記ボードに書いてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
電化製品にはマニュアル（点字）を必ずつけてほしい	視覚障害	60～69歳	女
電化製品の使い方等を手話通訳、要約筆記が必要な時がある	聴覚障害	60～69歳	女
電化製品の説明時、筆談する方法などの配慮すること	聴覚障害	60～69歳	女
売り場案内をしてほしい事と商品を説明してほしい。通路を広くして、物を雑に足元に置かないでほしい。	視覚障害	50～59歳	男
筆談してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
筆談で説明すること。	聴覚障害	70歳以上	女
筆談や身ぶり手ぶりで応対してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
筆談対応のできる店員の配置がほしい	聴覚障害	60～69歳	女
視覚障害者が移動介助や言葉による説明を受けられるよう、介助体制を整備すること	視覚障害	30～39歳	男
スーパーでは足元に商品を陳列しないでほしい。足元が不安定なのでぶつかりやすいし、せまく感じるのか歩行が極端に用心深くなる。	知的障害	30～39歳	男
荷物を持てない人に、補助する人の配置。	肢体不自由	50～59歳	男
最近の電化製品は全てタッチパネル式。これは視覚障害者にとって極めて使いにくい。パネル式はオフとオンがあいまい。昔のようなボタン式などはっきりしたものを工夫してほしい。オフとオンをはっきりしてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
試着室に段差があったり、スペースが狭く試着できない	肢体不自由	50～59歳	男
試着室を車イスで利用できるように広くしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
車イスでも商品棚と棚の間を楽に通れる幅を確保してほしい	難病	30～39歳	女
車イスの中を考慮する様にして欲しい。所狭しな場所が多い。			
商品がびっしり並んでると、取れないときがある。	肢体不自由	30～39歳	男
商品を通路に並べてあるため、車椅子で通れなかった。	肢体不自由	40～49歳	男
寝たきりの車イスだと入れる店がなかなかない。通路に物を置かないで、広く通れるようにしてほしい。	難病	50～59歳	女
設備投資が低迷する中、なかなか出来ないのでしょうけれど、今からアピールするにはちょうど良いのではと思います。どうか浸透して行きますよう	精神障害	70歳以上	女
通路を広くとってほしい。すぐいろいろなものにぶつかりやすいので、ゆっくりのんびり買い物ができない。	精神障害	40～49歳	女
店舗内にイスを設置していただきたい。	肢体不自由	60～69歳	女
売場のバリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
○○時に限り超安売りーの音が聞こえず・・・くやしい（スーパーデパート内で）	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅶ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
タイムサービスは放送だけでなく目でみてわかるように紙（チラシ）を貼って欲しい　ショーケースで注文するのにお店が注文表を用意する。お客様が注文表に個数を書いて出す　注文表　品名　個　ショートケーキ　チョコレートケーキ　モンブラン　シュークリーム　合計	聴覚障害	40～49歳	女
ベラベラとしゃべらんで、商品の他にすすめることはないのか！	聴覚障害	40～49歳	女
レジの横にでも、筆談出来るようにメモとペンを置いておくこと。	聴覚障害	40～49歳	女
小さな店であっても買い物の介助をしたり、車イスにカゴをつけるなどのサービスをしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
値段や製品の規格など、書いて筆談できる「かきポンくん」などの簡易筆談器を設置して伝えるようにしてほしい	聴覚障害	40～49歳	男
聴覚障害者の後ろから話しかけるのはやめてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
電気製品は視覚障害があっても利用できるよう工夫してほしい。インターネットサイトによって視覚障害があると利用できないものがあるので、その辺を工夫してほしい。特に画像認証は視覚障害があるとできないので考えてほしい。画像認証ができなかったため入会を断られたことがあり非常に悔しい思いをした。音声ソフトを売っている企業との協力も必要だと思うが、その辺も考えてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
福祉機器購入の際に操作の指導説明が不充分、アフターサービスは皆無だ。業者満足度調査を行なって欲しい。	視覚障害	70歳以上	男
しゅうりをいらいしたとき（買う方がやすい）というこの時代。こだわりがある私にとっては、しゅうりにできるだけ出したいが、かうよりも3倍近くお金がいることも。また、しゅうりか所などを書くとき、技術者に伝わらなくてけっきょくなおらずじまいでかえってくることも多々ある。電気製品ってべんりが困ることも多い。	重複障害	40～49歳	女
店員に接客研修（障害特性に応じた）を行なうこと	視覚障害	50～59歳	女
店内での移動介助員を設置する。点字や音声で商品の種類を分かるようにする	盲ろう	30～39歳	男
店内の案内係の人数を増やしてほしい。声をかけやすくしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
肉などはラップを指でやぶいてしまいそうになるので改善してほしい	肢体不自由	20～29歳	女
もっと、時間をかけて考えたい。	肢体不自由	50～59歳	男
当事者の声を聞く姿勢が広がればうれしい	精神障害	70歳以上	女
筆談でも対応してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
筆談で対応すること。	聴覚障害	70歳以上	女
本人が傷つかない為の配慮を。	肢体不自由	70歳以上	男
値段の表記がわかりやすくしてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
障害があってもつかえる商品をそろえたコーナーを作ってほしい。	発達障害	10～19歳	男
アフターケアを、充分にしてほしい	精神障害	50～59歳	男
エレベーターもむだがおおい	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅶ商品サービス提供について

2（5）レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
映画館や美術館などの案内表示に、ふりがなを付けたり、挿し絵を入れてわかりやすくすること。また音声ガイド・文字ガイドを併用すること（同意見他18名）	視覚障害	70歳以上	男
さいきん困ったのは、（店長さんをよんでかいけつしたが）カラオケボックスでのそうさ。そうさがわからず、困った。・市が作った温水プール（障害者が主に使う）。外の駐車場から水着姿がまるみえなので困った→改善されたが。	重複障害	40～49歳	女
パソコン教室(民間)に申込みしようとしたら「FAXでしか連絡できない」ことを理由にことわられた。「レンタルビデオ屋」でも同様の扱いがありました。	聴覚障害	40～49歳	男
ふりがなを付けたり	聴覚障害	50～59歳	男
案内表示に文字を太く、大きくしてほしい。（白黒反転）	重複障害	50～59歳	男
音声ガイド、説明だけでなく文字表示も載せてやって。	聴覚障害	60～69歳	女
劇場型アトラクションには字幕をつけてほしい。文字ガイド可。呼び出しは音声でなく、視覚的に判断できる番号表示なども併用してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
弱視者に配慮を！美術館、博物館に、パソコンによる拡大説明があると助かる。知的欲求を満たすよう、階段も目立つように・・・・	聴覚障害	50～59歳	男
美術館や博物館等において、触れられないものについては別途ミニチュアなどに触れられるようにし、視覚障害者が実質的に鑑賞できるうようにすること、それが難しい場合には、対象物のイメージが付きやすいよう言葉で説明すること	視覚障害	30～39歳	男
展示物のガイドにも文字表示して欲しい、スピーカーのみではわからない	聴覚障害	50～59歳	男
スポーツクラブ・カルチャーセンターを障害者が使えるように設計すること（同意見他11名）	視覚障害	50～59歳	男
ゆったり休ケイできるスペースがほしい。スタッフ用通路の奥の救護室を利用できたことがあったが、介護が出入りする度にスタッフを呼ぶ必要があり、大変不便だった。有名な人気の高い美術館だったが、スタッフの冷い態度にがっかりした。	難病	20～29歳	女
ここで適当かどうかわからないが、博物館などのビデオ案内装置に字幕を付けるか、スイッチを入れると字幕が出るようにしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
スポーツクラブ等で障害者のクラスを作ってほしい。（1週間に30分程度でも良いので）	発達障害	30～39歳	男
スポーツ施設に常時インストラクターをおいてほしい（障害者が利用できる様に）	盲ろう	60～69歳	女
車いすで体育施設をつかえるように	肢体不自由	30～39歳	女
飲食店のメニューを点字にしてほしい	視覚障害	40～49歳	男
レストランに点字のメニューが欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
レストランに点字のメニューや美術館に触れてみる企画展を開催して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
レストランに点字や拡大文字のメニューを	視覚障害	60～69歳	男
レストランのメニューも点字がほしい	視覚障害	60～69歳	女
レストランや喫茶店にも点字メニューがあると良い。拡大文字のメニューも工夫してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
飲食店の点字や拡大文字のメニュー表を設置して欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
弱視の為、レストランのメニューが見にくい。介助員が必要。メニューの文字もできるだけ大きくしてほしい。	重複障害	30～39歳	男
食堂などメニューを読んでくれない。	視覚障害	70歳以上	男
点字のメニューがほしい	視覚障害	70歳以上	男
点字メニュー	視覚障害	60～69歳	女
点字メニュー	視覚障害	40～49歳	女
点字メニュー	視覚障害	40～49歳	女
注文した時の工夫！・筆談より、始めから準備して！	聴覚障害	40～49歳	女
ナイフ・スプーンなど	精神障害	40～49歳	男
ホテル旅館をバリアフリー設備にする事を法律でぎ務化する事	重複障害	60～69歳	男
1Fが駐車場で2Fが店という作り方が増えている　そういう作りの建物にはエレベーターの設置を義務づけてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
イスたかさ			
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
プールなどはしごでの入水が多いがスロープかてすりのついた階段のような入水の方法がとれればありがたい。	肢体不自由	50～59歳	女
洗面所の出入り口に段差がある	肢体不自由	70歳以上	男
展示物が高い位置にあると見られないので出来れば低い位置に展示していただきたいと思います。	肢体不自由	50～59歳	男
特に公的な機関は建物は全てユニバーサルデザインにする。民間に指導する	知的障害	30～39歳	女
美術館で展示が高くて見えない	肢体不自由	50～59歳	女
美術館にそんな施設はない	聴覚障害	70歳以上	男
オストメイト対応トイレの専用ブースへの設置	内部障害	60～69歳	男
トイレの位置をわかりやすく表示してほしい	肢体不自由	40～49歳	男
一般のレストランでも身障者が使えるトイレを設置すること	肢体不自由	40～49歳	男
外出先で食事をする場合、車イスが利用出来るトイレが欲しい	肢体不自由	60～69歳	0
車イストイレをつけてほしい	肢体不自由	60～69歳	男
手話通訳者の同行を認めてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
受付か、窓口などに筆談具を用意すること。	聴覚障害	40～49歳	女
障害者が単独でリクレーション施設やスポーツクラブを利用することを認めること。また、参加した場合は必要な補助を行うこと。保健所などはレストラン等、食品関係の店に対して、身体障害者補助犬法についての啓発活動をおこなうこと。レストラン等は身体障害者補助犬法の主旨を理解し、補助犬同伴での利用を認めること。点字メニュー等を用意すること。	視覚障害	50～59歳	女
多目的トイレを設置すること。映画館、美術館など、車イス用の座席は、前列ではなく、見やすい場所に設置すること。1席ではなく、3席ほど確保してほしい。	難病	30～39歳	女
男性用女性用トイレの表記がもっと低い位置で、わかりやすくしてほしい。いつもまちがえてはいってしまうから(*^_^*)	視覚障害	30～39歳	男

Ⅶ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
文化会館、映画館等通路が左右あるのに車椅子用のトイレはどちらか1ヶ処にしか無い所が多い（含む総合体育館等）	内部障害	70歳以上	男
お弁当など、アルミや食べられない物が入っていては困る。	盲ろう	50～59歳	女
プールで介助者は水着なしで見護りだけでも良い様にする事。	盲ろう	40～49歳	男
レストランでも筆談で対応してほしい。例「飲みものはどれにしますか？」と音声で聞かれても答えられない。	聴覚障害	60～69歳	女
レストランで注文した料理と違う別の料理を持ってくることがある。確認のため口頭でなくメニューを指さしながら確認を取り合うなど心がけて欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
レストランなどで食事のカロリーや塩分を明確に表示してほしい。塩分ひかえめの食事が増えてほしい。	内部障害	40～49歳	男
レストランなどで大きな声で話す時周囲に迷惑にならないよう何か工夫してほしい。ジロジロ見られるのは辛い。	聴覚障害	70歳以上	女
レストランにて注文した内容をカクニンするのに、本当に分からないまま。	聴覚障害	30～39歳	男
一般のスポーツクラブやカルチャーセンターに以前行ってたが健常者の方とはうまく仲間に入れずやめました。	聴覚障害	60～69歳	女
映画館や、美術館などは、割引があるので、助かっています	精神障害	50～59歳	男
映画館等、席迄の案内サービスがほしい	視覚障害	60～69歳	女
回転寿司が好きでよく店へ行くが、インターホンで注文しにくいところ、タッチパネルで注文しやすいところ、様々である。障害（目や耳）があっても注文しやすいような工夫をして欲しいと思っている。他の障害者も利用しやすいよう、各企業が努力するように、制度を作って欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者が並んで待つのは大変な事、手帳があれば優先される特権を社会が認めるべきだ			
障害者専用のプールを持っている所もあるが全国的に広めるよう要望を公に訴えて行く事が必要と思います。	精神障害	70歳以上	女
身障害者利用の減免等の配慮がほしい。	精神障害	50～59歳	男
人工呼吸器などの医療用の電源の近くに席を用意する。又は、電源をつくるように工夫してほしい。	内部障害	0～9歳	女
科学館で音声ガイドの装置の一部が故障で使えなかったこと。	視覚障害	30～39歳	男
聴覚障害の客にメモ用意すること	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者だから断わられた。（スポーツクラブで最近）聴者と一緒なら構わないみたい。それはおかしいと思う。同じ人間ですし…。1人でも通えるようにして欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
店員側が障害者に対して普通に自然に対応していけるよう指導して頂きたい。（障害者がいて当たり前と受入れること）	聴覚障害	40～49歳	女
日本映画全てに字幕をつけること。アニメや戦隊ものも含む。	聴覚障害	30～39歳	男
美術館では音声ガイドがついているが、聞こえない者には文字でガイドしてほしい	聴覚障害	60～69歳	女
美術館の音声ガイドの文字版がほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
筆談対応をいつでも受けられるようにしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
文字放送を設置して欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
社会の中、全ての面でどの障害者も平等に利用、使用できるように改善して行くべし。	盲ろう	50～59歳	女
盲導犬についての理解を広めてほしい	視覚障害	50～59歳	男
まず本人へ話しかける接客をしていただきたい	内部障害	50～59歳	男
オストメイトは補装具さえきちんと付けていればカルチャーセンターやスポーツセンターで他の人に迷惑をかけることはないということを衆知すること。	内部障害	70歳以上	男
男性用女性用トイレの表記がもっと低い位置で、わかりやすくしてほしい。いつもまちがえてはいってしまうから(*^_^*)	視覚障害	30～39歳	男
様々なスポーツクラブでどんな障害があっても受け入れてほしい。	重複障害	30～39歳	男

Ⅶ商品サービス提供について
２（６）制度について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者が重要な契約（住宅や店舗の賃貸・売買や高額の買い物）をするときの支援制度を設けること（同意見　他19名）	肢体不自由	50～59歳	女
障害者が高額なものを買ったときは保証人等が確認する（だます人が居る）	肢体不自由	60～69歳	男
10年以上前の話であるが、一式百万円のスーツを誤って、買ってしまったことがある。（後で、親が情報を調査したところ、あまり評判の良くない会社だったことが判明した。→重要な契約をするときの支援制度の充実化。	精神障害	30～39歳	女
支援・補助制度を設ける	知的障害	30～39歳	男
車など高額の買い物をする時（改造費）など支援制度が必要です。	肢体不自由	60～69歳	男
障害を理由に保険加入を断わられるので法を設けてほしい	重複障害	10～19歳	女
個人商店などのバリアフリー化を促進するために、改築の補助制度を設けること(同意見　他18名）	視覚障害	50～59歳	男
私は妻と小さなクリーニング取次店をしていますが、店をたてる時に考えず入口の階段を改築したいのですが補助金がなく困っています。老人の人など困っています。店舗の場合本人もお客さんもバリアフリーをしらなかった、教えて下さい。考えがつきません！	肢体不自由	70歳以上	男
賃貸用住宅マンションにも支援制度を設ける。	内部障害	60～69歳	男
県市町単位で改築等の助成制度（福祉のまちづくり条例）を推進（復活）すべきではないか	重複障害	60～69歳	男
出入口の段差解消のためのスロープ化への改善の補助制度を早急に	視覚障害	50～59歳	男
盲ろう者が家を改築したくて補助を受けられなく困る。お風呂の改築に補助をもらいたい。	盲ろう	50～59歳	女
成年後見制度など、より分かり易く手続き出来るようにして欲しい	発達障害	20～29歳	女
アドボケーターをもうけ、不服を本人の言える状況をつくる。	肢体不自由	50～59歳	男
医師や家族は常識的？には「性善説」の認識が法にはあると思う。しかし、医師や家族による本人への「人権侵害」についてはなかなか制度的な保証が及んでいない。例→後見人を装った「本人財産の収奪」などがある。			
具体的な差別についての罰則を法制化する。	肢体不自由	30～39歳	女
通年かつ長期という考え方ではなく　就労や日中活動の場の通所に使えるようにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
盲ろう者通訳派遣制度について制限がある。・個人的に、新聞を読んだり、テレビを見たりしてもなかなかわからない。派遣してほしい。・情報不足となる・家の中の整理ができない。・廃品回収などの情報がわからず、新聞、資料がたまってしまう。	盲ろう	40～49歳	男
障害者の親の高齢化に伴って情報の不足と家族共々支援制度がないと何も出来ません。老人と共に生きる手だては政治が解決すべきです。	精神障害	70歳以上	女
障害者は自立する事で精一杯なので割引制度を拡大してほしい　介助者で外出しやすくする制度を・・・	肢体不自由	60～69歳	男
身体障害者手帳も提示し、「消費税の免除」を・・・・。つまり、補聴器の電池を買うときに、消費税はつけないで欲しい。筆談に使うノートやペンの購入のときも消費税免除とか。	聴覚障害	30～39歳	男
精神障害者年金制度！！	精神障害	40～49歳	男
電気製品で数万円するものを生活保護者では分かつ払いが出来ない。最低限の生活では貯金をするのもむずかしい。（精神障害）	精神障害	50～59歳	男
入店する際の段差（車イス利用）	肢体不自由	60～69歳	0
福祉機器購入に際し、利用操作説明訓練、定期アフターサービス3年間行なう様業者に義務づける。	視覚障害	70歳以上	男
個人商店や飲食店の「固定椅子」は車いす利用者が使えない状況を生み出すので禁止してほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
タッチパネルの問題などに対処するため、ユニバーサルデザイン・情報保障にかんする事項の法制化	視覚障害	30～39歳	男
ユニバーサルデザインの徹底	視覚障害	50～59歳	男
ユニバーサル商品の開発を促進する。詰め替えの洗剤などを牛乳パックの容器に入れないことを決める。表示を読めない視覚障害者や子ども、知的障害者などは非常に危険である。劇薬である旨の表示は、高齢者や弱視者にも見えやすいように、はっきりと表示することを決める。身体障害者補助犬法に反した場合の罰則規定を設ける。	視覚障害	50～59歳	女
建築、設計の確認決定の段階でバリアフリーをチェックしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
事故の際（断られることを含め）改善指導してほしい	重複障害	50～59歳	男
制度を１回だけ知らせるだけでなく、何回もわかりやすく！	聴覚障害	40～49歳	女
制度を施行する時は、情報をわかるように提示してほしい。	肢体不自由	40～49歳	男
代筆をしてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
町ぐるみで、地元の障害者団体を招き、研修を行うとか。	重複障害	30～39歳	男
分るように、説明してあげること。	聴覚障害	30～39歳	男
書類の代筆をしてほしい。	視覚障害	40～49歳	女
だれでもすめる法りつをつくること	肢体不自由	50～59歳	男
補聴器購入するのに、店に要約筆記者は不在、器具の説明が無く家族に話して渡される。本人は詳細注意事項は聞こえない、言ってくれない。度々困難に突き当って、途方にくれることがある。	聴覚障害	70歳以上	男
車いすで動けない場所が見られた。	肢体不自由	60～69歳	男
こうしょう人制度にも、かんさが必要です	視覚障害	70歳以上	女
生活保護の家賃の上限を引き上げてほしい。	精神障害	50～59歳	男
年齢で差別をしない。	内部障害	70歳以上	男

Ⅷ政治・行政・司法について

１（１）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
本人ではなく付き添いの者に話すこと （同意見　他12名）	肢体不自由	50～59歳	女
言ってもわからないだろうと必要な説明をしないこと （同意見　他12名）	視覚障害	50～59歳	男
議会の傍聴時に白杖をとりあげられた。	視覚障害	50～59歳	男
言っても分からないだろうと説明しないことは、何度も経験がある。不快であるので必ず情報提供を行ってほしい	盲ろう	60～69歳	女
裁判の傍聴に手話通訳が認められていない。	聴覚障害	40～49歳	男
「差別的に取り扱う」などの文章は人から人に対しても使われる文章ですか、非常に異和感を持たされます	精神障害	70歳以上	女
「時間がないから」という理由で説明を省かないでほしい	盲ろう	50～59歳	男
・裁判員に障害者は除外されているということだが、事実だろうか？・もし、聴覚障害者が裁判員として活動したい時、情報保障はしてもらえるのか？・障害者自身が、当事者になることを考えても、公正にしてもらえるのか疑問があります。	聴覚障害	50～59歳	男
FAXやメールでの応対を拒否すること。応対しないこと。	聴覚障害	30～39歳	男
かいてきな法りつをつくってない、あしもとをみてない、つかえない法りつをつくらない	肢体不自由	50～59歳	男
きこえない人に配慮を！（早口はさけて頂きたい。）	聴覚障害	40～49歳	女
きちんとはっきりと情報公開すべき。手話通訳が難しい場合でも、直接文字表示出来る様にして欲しい。			
これは大切だから介助者又は、通訳者を通して本人に伝わる様に	聴覚障害	70歳以上	男
それはあります、付き添いに話が進む、本人は何が起っているか解らない。	聴覚障害	70歳以上	男
わかりやすいものにしてほしいです。	重複障害	30～39歳	男
わかるようにおしえてほしい　かがりの人にべんきょうしてほしい。			
一般人ならば喜怒哀楽の感情は許容される事が多い。しかし、「精神障害者という前提条件の下」医師が「興奮状態」・家族が「普段と違う」と言えば全てにおいて（特に怒りの感情）無視されている事が多い。精神だから…と一律に否定される事は問題である。			
介助者の顔ばかり見て本人に話をしない	肢体不自由	20～29歳	男
会議の席などで外来語を当然の如く使わないでいただきたい。	精神障害	30～39歳	女
議員、警察、裁判官などは、聞こえないという特性を理解しないために、障害をもつ人はかわいそうと思い込みをもつ人が多い。又は、無理だろうと先入観をもつ人も問題がある。	聴覚障害	60～69歳	男
議会の傍聴席はバリアフル（階段が多い）で、肢体不自由の人の利用が想定されていない	視覚障害	50～59歳	女
議会広報の文字が少なくてわからない（質問、解答）	視覚障害	50～59歳	男
公開できるように工夫してほしい	重複障害	50～59歳	男
行政機関の審議会に参加しているが、資料は墨字のみで点字や音声の資料が少なく、十分でない。	視覚障害	70歳以上	男
裁判で支持された人以外は立つことができないことから、手話通訳者も座っていなければいけないことで、聴覚障害者が多く出席している時も手話通訳者は皆から見えやすいよう立つ必要があっても、裁判長が認めてくれなかった。	聴覚障害	40～49歳	女
裁判員制度、もし選ばれたら、要約筆記者を裁判所費用負担で手配してくれるのだろうか。	内部障害	70歳以上	男
裁判所に階段あり。	肢体不自由	70歳以上	男
市町村の福祉制度など、重要な審議を行う場に視覚障害者が、参画できないこと。身障者団体の代表が出ているのだからと視覚障害者の参画が認められない場合がある。自立支援協議会など、障害者に関わる施策を決める審議会に、精神障害や知的障害の当事者が参画できないこと。家族の代表が参画することで、精神障害者や知的障害者の代弁ができると考えられているところが問題。視覚障害者が裁判の被告人などになった場合は点字などの情報保障をおこなう。	視覚障害	50～59歳	女
市役所から送られてくる文書は文字が小さく読みにくい。	盲ろう	40～49歳	男
市役所のインフォメーショに住民票窓口を聞きました。案内は〝左側8番へ〝私は左方向へ移動したら花壇につまづき、近くのお客が右方向へ案内してくれました。インフォメーションの方は、自分の立場から〝左へ〝と云った。私はそれが自己中心的に判断していたのは間違いであった。	視覚障害	70歳以上	男
常に通訳保障を受けたいが、派遣制度の時間が1ヶ月20時間ていどと云われ少すぎて困っている。	盲ろう	50～59歳	女
身近にある障害者に差別するのはもっての他。健常者と共に出席出来るようにして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
政党演説会では要約筆記、手話などをいれていない。これでは政治家の考えていることがわからない。	聴覚障害	60～69歳	男
全く呼ばれないし、相手にしてくれない。	盲ろう	60～69歳	女
窓口で適正に介助してもらえない。	視覚障害	30～39歳	男
地方自治体の選挙公報の点字化	視覚障害	70歳以上	男
通訳をつけてくれない	聴覚障害	20～29歳	女
○○区障がい者議会（市議会模擬形式）の前例があります。そのような形が全国に広がると、地方自治（区市町村議会）の市民教育になると個人的には考えています。	重複障害	40～49歳	男
道路が良くなり、交通量も増えて、事故も度々あるようになったが、何度も相談員さんや、区長さんを通じて市役所に横断が安心してできるように、要望したが、少しも改善されない、障害者や、老人は早く死ねと言うことなのか悩む	肢体不自由	60～69歳	男
難しい言葉で説明すること、解らない資料で話をすること	知的障害	30～39歳	男
保健師が、やる気が全くない。	内部障害	0～9歳	女
傍聴もさること乍ら、地方における審議会の委員の任免についても、聴覚障害者の手話要員、視覚障害者の介助要員のわずらわしさから、故なく外すことはもっての外。	肢体不自由	70歳以上	男
傍聴席が非常に利用しにくい（高さ、段差など）	肢体不自由	60～69歳	男
傍聴席での手話通訳を認めない。○○の手話通訳を認めない（読み取り不明）	聴覚障害	40～49歳	男
傍聴席まで階段があって行けない傍聴席までが狭い。	肢体不自由	50～59歳	男
本人だけではなく付き添いに話しかける。	視覚障害	70歳以上	男
本人に不都合なことを強制する。「メモが取れないから録音させてくれ」と言うと「証拠になるから」と拒否される。どんな場面も公開して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	男
本人に話すこと	知的障害	30～39歳	男
明らかにめんどくさそうな態度をとること。	肢体不自由	30～39歳	女
要約筆記者又は筆談出来る方が設置してほしい。	肢体不自由	70歳以上	男

Ⅷ－１（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
要約筆記通訳付けて。	聴覚障害	60～69歳	女
連絡先がTELのみで聴障者は連絡できない。	聴覚障害	40～49歳	男
労働基準監督署、労働局労働基準部賃金課等、知的障害者の理解がない（全くなし）	知的障害	40～49歳	男

Ⅷ政治・行政・司法について

1（2）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
家族や介助者、手話通訳者などの同伴を求めること （同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
手話通訳や文字通訳の同伴を認めないということがあった	聴覚障害	60～69歳	男
通訳者等は、障害の種類によっては必要な事が多い。特に盲ろう者には通訳、介護者が必要です。	盲ろう	50～59歳	女
裁判の傍聴に手話通訳が認められていない。	聴覚障害	40～49歳	男
大切な問題です。本人に必ず伝わる様にしてください。	聴覚障害	70歳以上	男
このような対応の場では常に筆談に応ずるか要約筆記者を常駐させること	聴覚障害	70歳以上	女
音声通訳やブリスタ通訳を認めてほしい	盲ろう	50～59歳	男
県や市町村の審議会に参画した場合、点字や大活字、テキストデータなどで、必要な事前資料が提供されない。裁判員に選ばれた場合、十分な情報が点字や大活字、テキストデータ等で提供されない。	視覚障害	50～59歳	女
裁判の証拠調べで、検察から提示される取り調べの可視化をして欲しい。障害の特性により、それぞれに抑圧された中から無理に誘導される場合がある。	肢体不自由	50～59歳	男
裁判の傍聴に触手話通訳が認められるのか？	盲ろう	50～59歳	女
裁判員に選ばれた聴力障害者に情報保障のために配慮をして欲しい。（字幕表示、手話、要約筆記など）	聴覚障害	60～69歳	男
裁判員制度で、ガイドヘルパーの利用料は負担してほしい。100%音声化して説明してほしい	視覚障害	50～59歳	男
裁判員制度で内部障害者はどう扱われるのか心配。			
裁判員制度に裁判員に本人の意向を聴かずにはずすことは差別だ。	精神障害	40～49歳	女
施設が健ヒ者対応でバリアが多いこと	肢体不自由	60～69歳	男
視覚障害者への案内が担当者に教育されていないためなかなか状況が伝わらないことが多い。	視覚障害	60～69歳	男
車いす席への対応がない。少ない。	肢体不自由	50～59歳	男
手話通訳の同伴	聴覚障害	40～49歳	女
手話通訳者などの同伴を求めること	聴覚障害	50～59歳	女
手話通訳等のコミュニケーション支援は、事前に申し出ることが必要。そうでなく、どこに行っても対応できるように手話通訳の配置がのぞましい。	盲ろう	60～69歳	女
障害者が座る座席を決めつけ、そこへ着席するため、一般の人と分けて入場を促された	視覚障害	50～59歳	女
障害者の権利を優先して考えてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
障害者は事前の参加人数を教えるよう求められる。不合理。	肢体不自由	40～49歳	男
制限をはずすべきだと思う。	聴覚障害	60～69歳	男
当日になって急に場所を変更。人ずうをせいげんされたさいばんがある。りゆうもせつめいがなく、訴える側の書るいやデータもみなくて、しんぱんされてしまったケース。（〇〇市の生存権さいばん）現在上申中。	重複障害	40～49歳	女
聞こえないことを伝えると「聞こえる人と来て下さい」と言う	聴覚障害	60～69歳	女
本人だけでも傍聴できる様に。	視覚障害	70歳以上	男
要約筆記者の同行を認めること	聴覚障害	70歳以上	男
要約筆記者の同伴を求む。	聴覚障害	40～49歳	女
要約筆記通訳をつけて	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅷ政治・行政・司法について

1（3）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
子どもに話しかけるような言葉づかいをすること （同意見　他8名）	視覚障害	50～59歳	男
わからんときにせつめい			
一人前として扱ってほしい	精神障害	50～59歳	男
横柄な言動	視覚障害	40～49歳	女
言葉は子供に話す様に言ってくれないと声だけでは言葉が理解出来ない	聴覚障害	70歳以上	男
裁判所へ傍聴のとき、手話通訳者配置を認めてくれなかった。裁判所長の無理解。	聴覚障害	50～59歳	女
子供の様な？というより分かり易い内容であれば問題はないと思う。			
私語をつつしむ、敬語をつかう	知的障害	30～39歳	男
私達は、大人の仲間入りなので、子供もみたいなあつかいをやめて、ふつうに話してほしいです	知的障害	30～39歳	女
手話通訳をつけてくれないため何を話しているかがわからない。	聴覚障害	40～49歳	男
障害者の話を途中で切らないで最後まで聞いてほしい。	盲ろう	60～69歳	女
人権の侵害にも当てはまるものと思います。普通の言葉で話して欲しい。	精神障害	70歳以上	女
精神障害者に司法の場で偏見をもたないでほしい	精神障害	60～69歳	男
設備等で「入れません」「前例がない」と拒否される。自分で決めても認めない。	肢体不自由	50～59歳	男
専門用語をわかりやすく説明してほしい	視覚障害	50～59歳	男
選挙権のある人権を無視しないで欲しい	内部障害	50～59歳	男
対等の立場で対応してほしい。上からの目線でなく	聴覚障害	70歳以上	女
通訳者の配置を。	盲ろう	70歳以上	女

Ⅷ政治・行政・司法について

2（1）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
（男性用女性用トイレの表記がもっと低い位置で、わかりやすくしてほしい。いつもまちがえてはいってしまうから（*^_^*））トイレの案内表記にくふうを。	視覚障害	30～39歳	男
行政機関、議会、裁判所、投票所などに、スロープ、エレベーター、車いす用トイレを設置すること （同意見他17名）	視覚障害	50～59歳	男
・しせつに手すり、車いす用トイレを使ってほしい。	知的障害	20～29歳	男
・意見：車いす用トイレに加えて、オストメイト対応トイレも入れて欲しい。	内部障害	70歳以上	男
・車イスで、議会傍聴ができるように、車イス用のスペースをとってほしい。・精神障がいの薬の中で、のどがかわく副作用のある薬があるので、自由に水をのめるところを作ってほしい。	精神障害	40～49歳	女
・車いす用トイレの設置ではなく、多目的トイレの設置をする事。なかでも、オストメイト対応（汚物流し）を希望	内部障害	60～69歳	女
・精神病院の保護室は刑務所の「独居房」と同じ造りになっている。行政認識としては昭和37年のものに図に示されたものがある。・トイレについても「本人の安全を計る」として、通路側から見える状態での大小便が行われている。※さて以上の事項が本人に与える「心理学的治療効果」は何なのかエビデンスが必要。			
・設備が整っているというわかりやすい案内がほしい。行った先の状況がわからないと行く事をあきらめてしまう。	難病	20～29歳	女
・洋式トイレを多にする。	肢体不自由	40～49歳	男
2階建以上の役所は、エレベーターを義務づけて欲しい（窓口が2階以上）	内部障害	70歳以上	男
60さいになったらねんきんが2ツにわかれる1つをえばぶ年金もらいはじめにせつめいをするべき2008に12月にせつめいがあったおかしい	肢体不自由	50～59歳	男
エレベーターや車イストイレを増やしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
エレベーター内テレビを付けてほし			
オストメイトの排泄は腹部であることを理解して、車いすトイレと共にオストメイト用トイレの設置が必要です。	内部障害	60～69歳	女
オストメイト対応トイレの設置（同意見　他7人）	内部障害	60～69歳	男
オストメイトトイレ（誰でもトイレ）を設置すること。	内部障害	70歳以上	男
オストメイト用トイレは大分普及していますが中に持物をかけるフックが全然ありません。床に直接置かなければなりません、改善をお願いします。	内部障害	70歳以上	女
オストメート用トイレを設置すること。（障害者用トイレの中にオストメート用の最小限必要な設備を増設してもよい）	内部障害	70歳以上	男
すべての設備に磁気ループ、赤外線支援システムを入れてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
スロープ、エレベーター	盲ろう	60～69歳	女
トイレの多目的トイレの設置を希望	内部障害	70歳以上	男
ネットで投票できること	精神障害	40～49歳	男
バリアフリー化	知的障害	30～39歳	男
まだせまい、エレベーターが多い	肢体不自由	50～59歳	男
音声誘導、階段の段花のわかりやすい色をつけてほしい	視覚障害	60～69歳	男
我が市では、行政施設にスロープやエレベーターが完備しているところは少ない。	内部障害	70歳以上	男
絵表示を設置	知的障害	30～39歳	男
各投票所に手話通訳を設置してほしい	聴覚障害	30～39歳	男
建物が古く、そうじも行きとどいていない所もあるので整備をして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
建物の乗り物がせまい	肢体不自由	40～49歳	男
行政機関、議会、裁判所、投票所などに、スロープ、エレベーター、点字誘導ブロックを設置すること。	視覚障害	70歳以上	男
行政機関には必ず車イス用トイレを設置してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
災害防止のためにも、目で見てわかるように回転灯（パトライト）や、光などでの災害発生を知らせるための装置などを設置する事	聴覚障害	60～69歳	女
裁判員制度の実施にあたり、施設内の状況を視障者（特に全盲者）に分かり易く説明（トイレ、会場の広さ、配置＝見取図）	視覚障害	50～59歳	男
裁判所に階段あり。	肢体不自由	70歳以上	男
市役所まで何課がどこにあるか説明するパネルなどあって欲しい。	聴覚障害	60～69歳	男
施設内で利用できる車イスを設置して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
磁気ループを設置すること	聴覚障害	60～69歳	男
自分の住んでいる町の市議会では傍聴席に行くスロープがありますが、電動車イスが1台分入るか入らないかのスペースしかなく、すぐ横が壁なので、左右によゆうが無く、車イス運転に気をつかいます。	重複障害	30～39歳	男
車イストイレがほしい	肢体不自由	60～69歳	男
車いす用の席が少ない。	肢体不自由	50～59歳	男
車いす利用者も同じ導線で行動できる施設であって設備にしていただきたい。舞台席がある時は昇降機の設置を義務か願いたい。	肢体不自由	60～69歳	男
手話通訳者の配置を。	聴覚障害	30～39歳	女
手話通訳者を設置	聴覚障害	30～39歳	男
住んでいる近くの投票所は急な勾配と玄関の段差などがありわざわざ市役所まで行って投票している	肢体不自由	50～59歳	男
充実している	肢体不自由	60～69歳	男
出来るだけエレベーター等昇降設備を設置音声案内をする	視覚障害	70歳以上	男
障害者トイレの増設を願いたい			
障害者専用の投票所を作って欲しい。	重複障害	60～69歳	男
場所がわからないことがあり、たてもののの中でさまよったときがある。（トイレの場所と、公しゅうでんわがおいてある場所、何番の相談室がどこにあるのか等を。）天井からつるしてあったらいいのになどとも思った。（〇〇家ていさいばん所や、〇〇県庁など。）	重複障害	40～49歳	女
税金の申告で肢体不自由なのに2階に上ように言われた。行政は本人のどこが悪いのか見ればわかるのにそう言う事を言わないように指導をしてほしい。（エレベーターはない所です階段で）	肢体不自由	60～69歳	男
選挙のとき、病院にいる人達の投票所と被選挙人を多数呼んで、演説会をしてほしい。	精神障害	60～69歳	男
多機能トイレ	内部障害	70歳以上	男
体調が不良になる場合、横になって聞ける場所の確保。	肢体不自由	50～59歳	男

Ⅷ－２（１）

記述内容	障害種別	年齢	性別
対応職員の配置	視覚障害	50～59歳	男
誰でも修聴できる環境でなければ、情報も得られず、提言もできない。	重複障害	30～39歳	女
直接本人に話すこと。	視覚障害	70歳以上	男
点字ブロックの敷設をもっと進めて欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
点字ブロックや音声誘導装置の設置	視覚障害	50～59歳	男
電光掲示板がほしい	聴覚障害	70歳以上	女
電光文字表示板を付けてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
投票所で記入する際に車イスの人は目かくしがない。記入補助の人が後から見ている。	肢体不自由	40～49歳	女
投票所などで、下足箱を、別に、分かりやすい所に分けてほしい	視覚障害	50～59歳	0
内部障害者用トイレの設置	内部障害	60～69歳	男
表示をあっちこっちにまきこまれるような表示でなく、分かりやすさにしてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
不況を理由に断わるのではなく工夫するなどムダな事業を減らしてその分福祉に回して頂きたい。見える情報を！（文字装置など）	聴覚障害	40～49歳	女
福祉課の受付がバラバラで利用しにくい。	盲ろう	40～49歳	男
文字が読めない人の為の音声説明等	知的障害	20～29歳	男
文字情報	盲ろう	70歳以上	女
補聴援助システム（磁気ループ、FMシステム、赤外線システム等）を設置すること。	聴覚障害	40～49歳	男
盲ろう者でも利用できるうように、音声やディスプレーを置いてほしい	盲ろう	50～59歳	男
傍聴席に、よゆうをもって行けるよう、スロープの幅を、広くしてほしい。	重複障害	30～39歳	男
役所からのお知らせ提出書類などをメールで送受信できる様にしてほい。	盲ろう	60～69歳	女

Ⅷ政治・行政・司法について

２（２）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
筆談に応ずること、必要に応じて代筆を認めること （同意見　他24名）	内部障害	60～69歳	女
手話通訳、パソコン要約筆記を行うこと、磁気誘導ループを設置すること （同意見　他32名）	聴覚障害	50～59歳	女
点字資料などを用意すること （同意見　他22名）	視覚障害	50～59歳	男
前の席、又は〇Pのペースをあわせて話してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
・パソコンに読み取る機をつけてほしい。わざわざ手話通訳にたのむより、要約筆記用パソコンに。	聴覚障害	20～29歳	女
・視障者の分かり易い資料とその配慮（点字でも当日にバク大な量の資料では現場で読み切れない）・スライド様のものについて充分な説明を	視覚障害	50～59歳	男
・町議会ではそのまま車イスで傍聴にいけない。	肢体不自由	40～49歳	男
ガイド同伴	視覚障害	50～59歳	男
きこえない人に対してわかるよう工夫して頂きたい。（身ぶり、筆談も積極的に）	聴覚障害	40～49歳	女
これからはボランティア等を活用して動いてはと思います。	精神障害	70歳以上	女
ひがい者に過度のストレスがかからないようなはいりょもいると思う。（多人数をみただけであっとうされ、何もいえなくなったり、ゆうどうてきにこたえてしまったりのないよう、はいりょがいるケースもある、とおもう）	重複障害	40～49歳	女
音訳資料、SPコードつき資料、拡大文字など	視覚障害	60～69歳	男
何でも点字資料を用意してほしい。選挙公報の点字版を発行してほしい。	視覚障害	60～69歳	女
行政などが公的に意見を求めるときは、点字やメールなどで意見を出すことを認めてほしい。活字で書いて、市役所等まで持っていかなければ意見を受け付けてもらえないというのは、平等ではない。行政などが公的に情報を公開し、意見を募集する場合、インターネット上だけで行うのは不平等。特に障害者関係の施策について意見を募集したり調査する場合は、点字・大活字等でも情報を伝えること。	視覚障害	50～59歳	女
裁判員制度に対応し、各裁判所に電子速記者を配置すること。国会放送に字幕付与すること。	聴覚障害	30～39歳	男
裁判官は法りつをまもらないがわかりました。しょくにんようごをしらないせつめいはわたしがしましたきゅうりょうをやれない	肢体不自由	50～59歳	男
裁判所で証人になったときのこと、手話通訳はついたが裁判長は、ここは「手話通訳しなくてよい」と勝手なことを言った。裁判の進行を知るのも証人の権利と思う。裁判員制度が施行されるので気になる。			
市議会の傍聴席にループを設置してくれるようになったが「設置しただけ」でマイクに連動していなくて、結局は聞こえない。形だけの対応は、かえって、不親切。	聴覚障害	40～49歳	女
私達に出来るだけ詳細に伝達しら	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者が裁判員と成ったときは点字、SPコード化、音訳などで絶対に資料提供すべきである	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者に場面説明を行ってほしい。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者のために、情報を伝えてくれる人を配置してほしい。			
視覚障害者の立場から議会広報等の書類に点字資料が少くない。特に地方では皆無に等しく思う。	視覚障害	60～69歳	男
磁気誘導ループに限らない。FMシステムや赤外線システムなども設置してほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
車イスで入れるのかという情報が少ない。	肢体不自由	20～29歳	男
聴覚障害者には情報の保障は必要と考えてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
点字だけでなく音声資料もつけてほしい（解説付）	視覚障害	50～59歳	男
盲ろう者通訳介助者も必要。	重複障害	50～59歳	男
役所全般で窓口の人が各障害についてもっと勉強してほしい	盲ろう	60～69歳	女

Ⅷ政治・行政・司法について

２（３）連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
行政の連絡通知や公報、選挙公報の、点字版、録音版を作ること。音声コードを付けること （同意見　他20名）	視覚障害	50～59歳	男
・メールとか、FAXで知らせて、手紙でも、わかりやすく←としより向きでも！	聴覚障害	40～49歳	女
・拡大文字版を作ること・連絡先に電話番号に加えて、FAXやメールアドレスを記載すること	盲ろう	20～29歳	男
・誰にでも理解できるものにしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
・分かりやすい通知してほしい。	聴覚障害	20～29歳	女
CDの音声に入れてほしい	視覚障害	70歳以上	女
お役所用語でなく、わかりやすい言葉にしてほしい	聴覚障害	70歳以上	女
きてきしょうがいしゃのことをわかってほしい			
このアンケートは企画者の優秀な頭脳を駆使して作られたものと推察した。私達凡人には設問･主旨が理解しがたい出来ならば凡人判読にして下さい。	視覚障害	70歳以上	男
ニーズに応じた対応、訪問TEL・FAX・メール　対象者リストを作る	視覚障害	50～59歳	男
バリアフリーをもっとしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
ふりがなをふってほしいです。	知的障害	30～39歳	女
メールでの情報配信などあるとたすかる。	視覚障害	30～39歳	男
わかりやすいことばで	聴覚障害	50～59歳	女
公報に事例をもってもっと判り易い文章にして欲しい。２～３年前障害者年金と厚生年金の基礎年金差額分の支給についての法の一部改正で、支給可との由、→意味理解出来ない。			
公報等にはルビが入っていないのでルビを入れるべき。	肢体不自由	20～29歳	男
広報はメールやインターネットで読めるとありがたい	視覚障害	40～49歳	女
行政からの通知、連絡等の点字版を用意してほしい。また社会福祉に関するアンケートについては、点字版のものを用意するか、または訪問で調査にきてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
行政サイドの創意工夫がまだまだ足りない。	視覚障害	70歳以上	男
行政の広報紙等を配布する場合視覚障害者が世帯主の所には、音声吹込み（テープ又はCD）の貸出配布を	内部障害	70歳以上	男
市町村の広報には催しの申込みなど、TEL番号だけでなくFAX番号も必ずのせてほしい。電話だけでは、耳の不自由な人は困る	聴覚障害	70歳以上	女
字幕を付ける。	重複障害	50～59歳	男
色んな障害があるのでこれからはきめ細かく配慮した行政をして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
政見放送に字幕がないのは、差別である。			
精神障がい者の中には集中して、読めない方（薬の副作用）もいる。大事なことは、はっきり、すぐわかるように書いてほしい。	精神障害	40～49歳	女
選挙広報等の録音には文字通訳を必ずつけて	聴覚障害	60～69歳	女
全ての行政通知を点字にできない場合であっても、行政から送る封筒には、行政からの郵便物である旨を必ず点字で書いてほしい。各地方自治体は行政の責任において「声の広報」等を発行してほしい。また、「声の広報」等を行政が発行していることを、視覚障害者に周知してほしい。	視覚障害	50～59歳	女
窓口や電話で理解できるようにおしえてもらえますか（知的障害です）	知的障害	40～49歳	女
聴障者も連絡可能なようにFAX番号やメールによる問いあわせ先も掲載してほしい	聴覚障害	40～49歳	男
点字、音声コードの貼布、データでの提供、メールの活用など、いろいろの手段を用いるようにしてほしい。	視覚障害	50～59歳	女
点字のテープ、CDが作ってもらえれば良い。	視覚障害	50～59歳	男
点字版、録音版を作ること	知的障害	30～39歳	男
電子化	難病	50～59歳	男
電話番号だけでなく全てにFAX番号も入れて頂きたい。	聴覚障害	40～49歳	女
内容をわかりやすく	発達障害	10～19歳	男
発信先がわかるようなくふう、点字シールをつけるなど	視覚障害	60～69歳	男
封筒に差出人がわかるように点字で標記して欲しい	視覚障害	60～69歳	女
文字の大きさ	内部障害	70歳以上	男
放送での公報。防災放送など聴こえずらい人の為に何か工夫をして欲しいと市役所にお願いして欲しいと言う方が居たのでお願しました。その後にどのような現状になっているか（どんな工夫をして下さったか）訪ねましたが返事がありませんでした。	内部障害	60～69歳	女
問い合わせ先に電話番号のみでなくFAX番号を併記すること	聴覚障害	70歳以上	女
連絡、公報等点字版がほしい。	盲ろう	50～59歳	女
連絡広報は誰でもわかるように説明を求め受け付ける係り、又はその説明もわかりやすくすること。	肢体不自由	50～59歳	男
連絡通知は電話が聞き取れないのでFAXかメールにしてほしい。			
連絡通知や公報、選挙公報　大きな文字にしてほしい	重複障害	10～19歳	男

Ⅷ政治・行政・司法について
2（4）手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊パブリックコメントをはじめ、各省庁・地方自治体からの文書がインターネット上では、視覚障害者等にとってアクセスが困難PDFファイルで示されている現状を踏まえ、インターネット上ではテキストデータでの提供を原則とするほか、障害者施設・団体にいち速く情報を提供し、障害者にも情報が行き渡るようにすること	視覚障害	30～39歳	男
行政への連絡や申請、裁判手続きを、電子メールでできるようにすること （同意見　他16名）	肢体不自由	50～59歳	女
行政への連絡、申請、裁判手続きは、また点字でも認めてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
・むずかしく、わからない部分があるので 、わかりやすくしてほしい	知的障害	20～29歳	男
・わかりやすい文章。手続きの簡素化。・手続きをするたびに負担金はなしにしてほしい。	精神障害	30～39歳	男
・簡素化、代筆や代わりに記入できるように	視覚障害	50～59歳	男
・行政への連絡にメールは必須。しかし、回答までに時間がかかりすぎる！電話では、何故、すぐ対応できるのか、理解に苦しむ。	聴覚障害	40～49歳	男
・書類などにルビをつけたりしてほしい	発達障害	10～19歳	男
・福祉制度利用者は申請や手続きが多いのでインターネットでの申請があると助かるのはもちろん、もっと簡易的に工夫してほしい。（わかりづらい）	肢体不自由	30～39歳	男
FAXも連絡できるようにすること	重複障害	50～59歳	男
おわったとか、確認とかこまかく説明して！勝手にすすんで「終わり」をしないで！！	聴覚障害	40～49歳	女
きこえない人にもわかるようにサービスを！（直接対応するとか）	聴覚障害	40～49歳	女
これまで、クリニックや病院における事件･事故は常に被害者側の「挙証責任を必要として訴えられてきた」今後は、「建前としての手続き上の問題が無い」事を理由に院内告発さえ無視する行政がある。医師･行政職は「患者の安全に対して挙証責任を持つ必要がある」			
できるだけ郵送で手続きできるようにして下さい。座ってられないのに、少ししか歩けないのに少しは歩けるからと車イスもなかなかもらえず家から出ることがほとんどできません	重複障害	40～49歳	女
パソコンや電子メールを持たない、又使いきれない	精神障害	50～59歳	男
ろうあ者の為に窓口に通訳者の常駐を・・・	肢体不自由	60～69歳	男
開所時間の延長をしてほしい　昼は仕事なので	肢体不自由	20～29歳	男
行政からの情報・申請に関する周知については、Eメール、インターネットだけでは利用出来ない者にも配承してほしい。	重複障害	60～69歳	男
行政への申請に行くのが大変。特に障害者に関する手続きは、本庁舎に行かなければならず、支所や出張所で受け付けないものが多い。			
行政への連絡にFax番号を（Fax番号を公示するのは団体ではなく一般へ幅ひろく）公示してほしい。（市政ガイドブックにはFax番号がかかれていない）	聴覚障害	30～39歳	女
行政への連絡や申請、裁判手続きを、電子メール（FAXも含める）でできるようにすること	知的障害	30～39歳	男
行政への連絡や申請、裁判手続きを郵送でもできるようにすること。行政手続きなどをわかりやすく簡略化すること。福祉行政に関わる情報などは、行政から障害者に対して積極的に情宣すること。	視覚障害	50～59歳	女
行政連絡・申請・裁判を障がい特性にあった配慮をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
今では家族だけが頼りだったのだけど知的障害、精神障害等の方は支援なしには出来ません。公正な支援者を選べるようにすることが大事。	精神障害	70歳以上	女
昨年後見人の選定手続きをしたが、手続きが繁雑で、素人には無理でありその後の報告事務なども素人では困難である。簡素化を強く求めたい。	知的障害	40～49歳	女
視覚障害者には役所の職員が代筆すること	視覚障害	30～39歳	男
弱視者のために拡大器が常備してあればもっと使いやすくなる。	聴覚障害	50～59歳	男
手続きなど、解りやすくしてほしい	精神障害	50～59歳	男
手続きに2回も行かねばならず、又、遠方のため不便。迅速に対応してほしい。	盲ろう	40～49歳	男
手続きについてのせつめいがほしい。どんな流れになっているか、手つづきにひつようなものは？さらには…さいばんといってもどこに行けばいいのか等。	重複障害	40～49歳	女
手続きのたびに、区役所に行くのが大変です。私はうつ病なので、〆切までに持っていけないこともある。そういう場合くらい訪問または、郵送でも手続きができるようにしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
手続きの意味を説明しないとわからない制度にしない、とにかく複雑すぎる。	肢体不自由	50～59歳	男
手続きの用語が難しい、そもそも一般人ですら理解し得ないことばも使っている。	精神障害	40～49歳	男
手続きをもっと簡単に。	肢体不自由	50～59歳	男
手話の出来る職員を配置	聴覚障害	70歳以上	男
書くことが苦手な人には本人に聞きとりをして欲しい	発達障害	10～19歳	男
障害当事者の参画を！手続き等の決定を行なう機関に障害当事者を参加させること	視覚障害	70歳以上	男
障害等級の申請がひんぱんにしなければならない！最低5年～10年、現況届は、ようすをみるべきだ			
申請など、簡略化して下さい。	肢体不自由	30～39歳	女
申請の時にわかりやすく重要であることをわかるようにしてほしい	視覚障害	50～59歳	男
申請書等の書類内容が障害者にとって解りにくい。手続きをもっと簡単に出来る様にしてほしい。	精神障害	40～49歳	男
税ム所の様に確定申告	肢体不自由	70歳以上	男
税務署の確定申告などわかりにくい、もっとわかりやすく書きやすいものにしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
全盲のため全盲者にも郵便物がわかるようにしてほしい	視覚障害	60～69歳	女
代筆をしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
代理手続きができるようにしてほしい、すべてについて	視覚障害	60～69歳	男
点字による申請を受けて欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
電子メールだけでなく、FAXしか利用出来ない人もいる。			
電子メールの時代ですが、是非必要です。しかし誤って公開する恐れがあるので注意して欲しい。			
同じような書類を何通も書かされる事が大変苦痛です。	発達障害	20～29歳	男
難聴者が自治会等の会議に参加の時、文字による通訳は必要不可欠。地域で仲よく暮すには、コミュニケーションの保障は一番大切と思う。	聴覚障害	70歳以上	女

Ⅷ－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
日本国憲法では、主権在民がうたわれている。視覚障害者で点字しか読み書きができないわ私たちも主権者の一員である。だとするならば、選挙における投票だけでなく、行政や司法に関わることがらについても、点字を文字とする前提で行うべきである。特に、5月21日以降裁判員制度がスタートする今日、一番遅れている司法の世界にあっても、点字で訴訟を起こせるようにするのがあたりまえだと私は思う。そうでなければ、いつしか視覚障害者の人が裁判員として選ばれた時、裁判所の側が「視覚障害者は文字（普通字）が読めない」などといって裁判員からはずすようなことをしたら、それこそ障害者の差別を裁判所が先頭をきってやったということになり、世界中の笑い者になるだろうと私は思う。さらに、税務に関しても税の申告からでも点字を認めていくべきだと私は思う。障害者控除さえつけておけば、それでよいといったことで済ませてはならないと思う。	視覚障害	60～69歳	男
福祉機器の国と市町村の定めたものの区分を分かりやすくしてほしい	盲ろう	60～69歳	女
文書の内容をもっと分かりやすく、短くすること	知的障害	30～39歳	男
聞こえない人に対して窓口では筆談してほしい。（書いて伝えてほしい）	聴覚障害	50～59歳	女
補装具などの申請用紙をHP上からダウンロードできるようにしてほしい。	難病	20～29歳	男
墨字だけでなく点字文書がほしい	視覚障害	60～69歳	女
連絡先はTELだけでなく、FAX、メールを常に載せること。	聴覚障害	30～39歳	男

Ⅷ政治・行政・司法について
２（５）選挙について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊選挙広報の点字版・音声版を、公職選挙法に位置づけること＊選挙広報の点訳・校正・印刷に日数がかかることにより選挙広報の点字版が告示日から数日経ってから届き、期日前選挙が困難になる現状を踏まえ、全ての選挙において選挙期間を2週間以上確保すること	視覚障害	30～39歳	男
テレビの政見放送に手話や字幕を入れること・政見放送の内容をわかりやすくすること （同意見　他31名）	聴覚障害	60～69歳	女
必要な点字投票用紙や点字器を用意すること （同意見　他13名）	内部障害	60～69歳	女
成年被後見人となっても選挙権を認めること （同意見　他7名）	視覚障害	50～59歳	男
第三者が行う候補者の公開討論会などにも手話や字幕を入れること。政治的活動に手話通訳や文字通訳の派遣を認めないところがあるが、これは聴障者の知る権利を奪っている	聴覚障害	60～69歳	男
電子投票の導入	視覚障害	50～59歳	男
「点字投票の場合、住所を記録すると聞きました。このような行為の停止。」「視覚障害者にとっていきやすい場所、もしくは電子投票の検討」	視覚障害	30～39歳	男
○代筆がひつような方に、代筆者をみとめること（LDなど）○時間にそのせんきょ会場に行けない人のための選きょの方法を、公に情報ていきょうしてほしい。	重複障害	40～49歳	女
・とうひょう日の時、まちがいやすいので、介助者がついてほしい	知的障害	20～29歳	男
・成年後見制度の被後見人にも選挙権を認めるようにしてほしい・投票方法の見直し（立候補者の名前を書く方法ではなく、投票用紙に立候補者の名前を印刷しておき、○をつけるなどに変更すれば、無効票を少なくできるのではないか。	知的障害	30～39歳	女
・入所施設で投票できる出張投票所などを検討して欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
インターネットでも見られるようにする。政見放送など	発達障害	20～29歳	男
インターネットで投票できるようにしてもらいたい。	肢体不自由	60～69歳	男
インターネット投票を可能にする。整理番号・ID・パスワードなどのセキュリティー強化で可能なはず	肢体不自由	50～59歳	男
これは障害者であろうとだれもが知る権利、聞く権利です。ぜひやって下さい	聴覚障害	70歳以上	男
じゅんばんをおしえてほしい			
その負担はどこに？すべて国か県市町村の負担にして欲しい	聴覚障害	50～59歳	男
テレビのニュース番組内で選挙の立候補者名を「ご覧の方々です」ではなく、氏名や所属をすべて音声で伝えて欲しい。	視覚障害	30～39歳	女
テレビの政見放送などすべて、手話と字幕を入れてほしいです。	聴覚障害	40～49歳	男
テレビ政見放送に字幕を入れること。街頭演説や合同演説会には要約筆記をつけること	聴覚障害	60～69歳	女
ボタン投票（電子申せい）採用を	肢体不自由	60～69歳	男
りかい出来る様にしてほしい	知的障害	30～39歳	女
家族による代筆投票を認めること	視覚障害	30～39歳	男
外国の様に投票用紙○をつける方式にする	知的障害	20～29歳	男
街頭演説で要約筆記が「文書図画違反」とされ、使用できないのは参政権の侵害であり、政見放送の内容が分からないことと同様憲法違反の状態である。	聴覚障害	40～49歳	男
拡大文字版の投票用紙を用意すること	盲ろう	20～29歳	男
管理投票か票の改ざんをしない。	視覚障害	50～59歳	男
国会の様子の番組にも字まくか通訳をつけてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
最高裁判官の審査のとき点字の場合氏名を全部書かなければならない、書いていることが他人に分かる。	視覚障害	50～59歳	男
裁判長の選挙（？）があり、その人がどんな人なのかの内容も知らされない。	聴覚障害	30～39歳	男
市、県、国でもテレビに政見放送に手話をつけてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
私は成人ですが、選挙の時、「子供はしなくていいよ」と言われた。	知的障害	30～39歳	男
字幕が付かないと、参政権がないのと同じ（政見放送）	聴覚障害	70歳以上	女
字幕入を採用して　手話わからぬ　勉強不足か無能	聴覚障害	70歳以上	男
車いすでも選挙に行けるようスロープ等を設置してほしい	肢体不自由	60～69歳	男
車イス利用者が投票所へ行くための介助者が欲しい。	肢体不自由	60～69歳	0
車がないとせんきょにいけない	精神障害	40～49歳	男
受付で急に言葉で聞かれて困る。筆談に応じる、対応も必要	聴覚障害	70歳以上	女
重度障害者には在宅投票を認める制度が必要。投票車を配置すれば可能である。	視覚障害	60～69歳	男
障害当事者による議員を出して、その声を反映していくこと	精神障害	40～49歳	男
上司障害者で文字をかくのが大変な人には、○（丸）をつけるかレ、チェックだけですむようにしてほしい。			
成年被後見人となっても選挙権を認める。	精神障害	70歳以上	女
成年被後見人になった人の選挙権（市民権）だと個人的にはおもいます。	重複障害	40～49歳	男
政見の中味が点字資料がほしい。	盲ろう	50～59歳	女
政見放送、公開審議などに字幕、通訳ワイプをつけてほしい。	聴覚障害	20～29歳	男
政見放送など全てに手話通訳設置　全てにきこえの保障を！（制限するのではなく）全てにみてわかる情報	聴覚障害	40～49歳	女
政見放送や選挙の立候補者の話など、耳から情報が入らないので、どの人がどんな考え方をしているのか、わかりにくい。文字放送がほしい。新聞の活字だけでは伝わりにくい。話している言葉を伝えてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
選挙の会場に手話のできる人を配置してほしい。受付で名前？住所？何言われたかわからなくて困った。	聴覚障害	50～59歳	女
選挙の投票場でのスリッパの着脱に難儀している。	肢体不自由	50～59歳	男
選挙公報のテキストデータ版による配布、フロッピーディスクを使えばテープより低廉？	視覚障害	70歳以上	男
選挙公報の全文点訳または音訳。	視覚障害	60～69歳	女
選挙公報の全文点訳版・音訳版を用意して必要な人全員に配られたい	視覚障害	60～69歳	男
選挙広報の点字版・音声版の発行を法に明記してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
選挙人名簿の台帳があるのだから、投票場の拡大選択を（1ヶ所の投票所だけでなく、管内での選択ができるように！）	視覚障害	50～59歳	男
全てテレビに手話、字幕を付けてほしい			
代筆をする時にみえないようにしてほしい	肢体不自由	40～49歳	男
町村など規模の小さい選挙区ではプライバシー保護のために電子投票機を導入してほしい	視覚障害	60～69歳	女

Ⅷ－２（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
点字、音訳広報も必要です	視覚障害	60～69歳	男
点字器の使いやすいものを用意しておいて欲しい	視覚障害	40～49歳	女
点字器は用意されていながら対応がおそく、時間が普通の人の倍かかってしまう	視覚障害	60～69歳	男
点字投票は点字投票をする人が少ない地域では、記名投票のようになりやすいので、電子投票の普及を図ってほしい。30年以上も前のことになるが、点字投票をしたら、ある選管関係者が、父に「どうしてあの人に票が入るかと思ったら…」と話されたと聞き、それ以後、点字投票に不信感を持つようになった。だから、多くは代理投票をしている。立候補者にはっきり伝えたいときだけ点字投票をする。	視覚障害	50～59歳	女
点字投票をしようとしたが、提供された点字資料がちがうものであったということが数回ある。選挙用の候補者名などを書いた点字資料には、係員が読めるように活字を併記すること。	視覚障害	50～59歳	女
点字版・録音・音声コード着きの選挙広報を正式に認めてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
電子投票をすすめてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
電子投票をすすめてほしい。	視覚障害	30～39歳	男
投票する時に、コミュニケーションがよくとれている介助者が代筆できるように認めてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
投票に行くのが難しいので、投票を電子メールまたは郵便でできるようにしてほしい。重度の肢体不自由の人のみ郵便での投票が認められている。視覚障害でも投票所に行くことが難しく、そのため棄権をしている友達がいる。そのことを考え、考慮していただけないだろうか。また、家族と投票所に行き「点字投票したい」旨のことを言うと、嫌な顔をされなかなか投票用紙が渡されなかった。その不愉快さを思うと郵便での投票をお願いしたいという理由もある。これも知っていただきたい。	視覚障害	30～39歳	女
投票のさいに、記入の台の前に、名前だけでなく写真等を貼り、〇をつけられるように。せっかく20才で得た選挙権が、後見人を使うとなくなるのが人権問題だ	重複障害	30～39歳	男
投票はインターネットでもできるようにしてほしい	肢体不自由	50～59歳	男
投票を自筆にこだわらず、写真をつけたり〇をつけて投票したり、穴をあけるなどの工夫。施設や大きな団体から強要される選挙活動や利害関係での政治ではなく、個人の意思の尊重される制度やサポートする仕組み。	肢体不自由	50～59歳	男
投票記入する時の机をしっかりしたものにしてほしい	肢体不自由	20～29歳	女
投票所に、手話のできるスタッフをいつも置いて欲しい。自分はろう＋盲人なので、手の平に書かれるより触手話でのサポートを希望する。投票所で用意されている点字器は使いづらいので、使いなれている点字器の持ちこみを認めてほしい。手話スタッフを配置してほしい。（手話さえできれば、十分という盲ろう者は多くいる）	盲ろう	50～59歳	男
投票所に行って入口にスロープがあるのに投票箱まで行けない	肢体不自由	60～69歳	男
投票用紙に点字で書いてもらっていれば〇をつける用紙につければよいのでは？	視覚障害	50～59歳	男
当日投票に行った時に他の人を外に出すのはやめてほしい。	重複障害	30～39歳	女
入院中院長が病棟をまわって戸別訪問と同じ事をした。	精神障害	40～49歳	男
被後見人となったとき選挙権がなくなるのはゆるせない	重複障害	40～49歳	女
不在投票をしたが、受付での対応について聴覚障害者用に筆記具を準備していてほしい。大声を出され恥しかった。	聴覚障害	70歳以上	女
保護者や兄弟等後見に値するものの代理投票も認めて欲しい。	発達障害	30～39歳	男
盲ろう者は鉛筆では書きにくい。マジックの用意をしてほしい。	盲ろう	40～49歳	男
立ち会い演説も通訳者付きは当り前になる様に公取選挙法の見直しを！！			
投票所に、手話のできるスタッフをいつも置いて欲しい。自分はろう＋盲人なので、手の平に書かれるより触手話でのサポートを希望する。	盲ろう	50～59歳	男
投票所にスロープがない事が多く、大変な事をよく目にします。	内部障害	30～39歳	女
投票所に一緒にガイドしてくれる人がほしい。現在は親が一緒に投票にいっている。	知的障害	20～29歳	女
投票所の段差をなくしたり、車イスが通れる幅がなかったりしたので、希望をしたが、次回も同様で改善がみられなかった。	肢体不自由	20～29歳	男
投票台が点字使用者には使いにくい	視覚障害	50～59歳	男
選挙の候補者の演説などをすべて手話通訳者や字幕を付けてほしい。情報権利があるので情報保障する事を願いたいです。	重複障害	50～59歳	男
選挙の際、候補者の点字、録音による情報提供を望む。現状では、提供されていない。最高裁判事についても同様。	視覚障害	60～69歳	男
選挙公報、特に地方自治体に関する選挙の場合の広報の点字（拡大・録音も）化をしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
点字による選挙公報を発行して欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
立候補者の公約が理解できないのでわかりやすく説明してほしい	知的障害	20～29歳	女

Ⅷ政治・行政・司法について

２（６）災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊視覚障害者には携帯電話などを通じて避難勧告などの情報が伝わるように体制を整備すること＊避難所において、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者などに分かりやすい情報が適切に伝えられるよう、障害に応じた方法で情報提供すること	視覚障害	30～39歳	男
聴覚障害者にはサイレンや音声に代わる伝達手段を用意すること （同意見　他25名）	聴覚障害	60～69歳	女
防災訓練に各種別の障害者を参加させること （同意見　他23名）	聴覚障害	60～69歳	男
避難所などで、障害者に配慮したスペースやトイレ、衛生用品を用意すること （同意見　他33名）	視覚障害	50～59歳	男
行政は聴覚障害者のいる家を把握し、誘導など、徹底して欲しい	聴覚障害	40～49歳	男
サイレンや音声に代わる伝達手段は大切だが、単に緊急事態が起こったことを知らせるだけでなく、何がどのように起ってそのように退所すべきかを知らせないと意味がない	聴覚障害	60～69歳	男
避難所での手話通訳・要約筆記対応	聴覚障害	40～49歳	男
避難所など、電光文字表示器（板）を用意してほしい。アイ・ドラゴン（聴覚障害者用）を付けてほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
災害時の避難場所も車イス者の利用所も当町には何にもありません。	重複障害	70歳以上	男
避難所での生活は不可能あらゆる面で配慮してほしい。（大腿切断、機能障害、難聴障害）の為	肢体不自由	70歳以上	男
○障がい者と一口で言っても、求める内容はそれぞれに違いがあるので、詳しい情報を集めて個々に対応出来るシステム作りを早急にすること	知的障害	30～39歳	女
○障害者特性に対応できる福祉避難所の整備を促進してほしい。○要援護者名簿作成を促進してほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
○日本自閉症協会の防災ハンドブックを各地方団体に常備しておくこと	重複障害	10～19歳	男
○避難所等に衛生用品の他にオストメイト用に一般的な補装具（人工肛門用）を備蓄して欲しい。○避難所に人工肛門者用トイレを設置してほしい。	内部障害	70歳以上	男
・音声のみでなく文字による伝達手段を。・訓練や施策作りには必ず障害当事者とその支援者を入れて	聴覚障害	60～69歳	女
・訓練時から、様々な状況に対応できるよう考えてほしい。・訓練に参加することも難しいので、プライバシーの問題はあるかもしれないが、普段からどういう障害者がいるのか、何が必要なのか考えておいてほしい。	難病	20～29歳	女
・携帯メールの活用も考慮・避難施設での障害者対策を充分に（歩行、見えない部分のプライバシーほか）	視覚障害	50～59歳	男
・個別の防災マニュアルを作成する。（作成済）	内部障害	60～69歳	男
・災害時における要支援者の検討には、どうしてほしいか一番知っている当事者を入れてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
・水害にあった経験があり避難所などでは、車イス、重度障害者には、配慮したスペースがなく、大変でした。・災害対応は、弱者を重視した配慮を一番に考えてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
・精神障害者は、まわりの環境変化に弱い。又・集団行動がとりずらく、対人関係に弱いのでストレス再発・再焼しやすい。常備薬の確保は又、不安に対するクスリの確保。常備薬（日常服薬）の入手方法（制度、手続）	精神障害	30～39歳	男
・地いき住民がひつようなさいていげんだれがどこにすんでいるなど、知っていてかくにんできるように、つねに人の流動をはあくする。・ひなん所がどこかということを表示しておくこと（ない地域が多い）自治会に入っていない人でもあらかじめわかるようにしておくこと。	重複障害	40～49歳	女
・入所施設が地域障害者の避難所になれるよう施設整備をして欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
・話通訳者を設置すること。・聴覚障害者にはサイレンや音声（放送）に代る伝達手段を用意すること。・もし起きた時どうするか、情報や防災訓練に参加させること。	聴覚障害	40～49歳	女
24時間かけつけサポートがいるとおもいます	知的障害	30～39歳	男
イ）災害時要援護者の支援体制を確立してほしい。ロ）個人情報保護法がネックになっている。	肢体不自由	60～69歳	男
オストメイトにとって「パウチ」は必需品です。国、県が主導で避難所でストーマ用装具をうけられるようにして下さい。	内部障害	60～69歳	男
オストメイトは災害の時パウチ類が手に入らなければ無視して救援を待つのみが、手に入るなら、救援の手伝いくらいはできる。よってオストメイトパウチ類は避難所に準備すべきと考える。	重複障害	60～69歳	男
サイレンや音声は聞こえない。防災訓練に障害者見学席は設けられているが、訓練参加はない。	聴覚障害	70歳以上	男
デパート等で電気が消えるとまったく分らないその時の対応等	聴覚障害	70歳以上	女
どのように逃げたらよいか知らせる。	発達障害	20～29歳	男
ひなん所での情報提供を音声以外でも行う。掲示する、障害者には声をかけるなど。			
ひなん所などの、情報伝達に、ボートを使う（ダンボールなどにマジックで書く）など、文字化してほしい。	盲ろう	50～59歳	男
ひなん所にオストメイト、トイレ（ポータブルでも可）を配置して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
ホテルなどで火災が発生した時に、聞こえないものは避難ベルが聞こえない。枕元に振動板を取りつけるとか工夫をしてほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
まだ、おこっていない今、何のサービスが利用できるのか明確にしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
まわりの人にめいわくにならないように　えいせい			
メールなど使えない災害の場合、文字ボードを常備してほしい。			
メール通信も出来る様にして欲しい。			
一人暮し、老老介護の家庭など日頃から把握できる体制を構築すること	精神障害	30～39歳	女
何がおきたのか、理解に時間がかかるのは命の危険の度合いも大きい。避難所などでも文字情報をすばやく	聴覚障害	60～69歳	女
火災報知器設置義務、これは頭痛	聴覚障害	70歳以上	女
我が家でないのに水モレが天上からありムリやり調査され、異常なしに腹が立つ。水モレの申し出のあった家からも調査した係も何のわびもない！どこへ文句を言えばいいのか	聴覚障害	60～69歳	女
各市町に再支援者リストを義務づける。	視覚障害	50～59歳	男
感染症に弱い透析患者の避難所は配慮してほしい	内部障害	60～69歳	男
関係者に障害者の住所、氏名が分らないのでコンタクトできない（個人情報？）	内部障害	70歳以上	男
急な時は盲ろう者の派遣はムリなので、何か緊急時の援助について配慮がほしい。	盲ろう	40～49歳	男
極秘で障害者の存在する住居マップを必要とする各機関で作成し、綿密にかつ迅速に対応させること	知的障害	30～39歳	男
緊急連絡、対策も、十分、情報提供できるように体制を作ること。	聴覚障害	30～39歳	男
公機関との連携対策連絡網を設置すること。（ストーマは、用具がないと大変なことになる。災害発生は命とりになるので、装具販売店など、関係機関と歩いても用具を届けなければならない）	内部障害	70歳以上	男
災害など起こして、きこえないのでもっと情報をもらいたい。	聴覚障害	40～49歳	男
災害にあったときの対応しやすい個人カードを作成すること	知的障害	30～39歳	男

Ⅷ－２（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
災害の時、聞こえない人は水や食料の配給の時間など分からないので考えて欲しい。	聴覚障害	60～69歳	女
災害の時にかけつけてくれる通訳介助員をたくさん増してほしい。	盲ろう	50～59歳	女
災害時に障害者への生存確認が出来るルートを作ってほしい。	難病	40～49歳	女
災害時の情報伝達の配慮は必須。新潟の地震では聴覚障害があるが身体は動くからと特別配慮を断られた人がいた。	聴覚障害	30～39歳	男
災害時の通院対策	内部障害	70歳以上	男
災害時の伝達方法。河川のハンラン、地震、台風など、主に広報車、無線方法だが、FAX、メール等の文字による情報提供がない	聴覚障害	50～59歳	男
災害時の透析患者への対応	内部障害	60～69歳	男
災害時は停電が多い。障覚障害者は視覚を利用しなければならないので、掲示板の用意の外に非常灯の用意が必須です。	聴覚障害	70歳以上	男
災害時障害者に利用しやすい環境での避難所の提供	視覚障害	40～49歳	男
災害弱者への対応は急ぐべきです。	肢体不自由	50～59歳	男
災害発生時の透析施設の移動のためコミニュケの在り方について研究されたい	内部障害	70歳以上	男
阪神淡路大震災･地下鉄サリン事件の時PTSDの対応が大きく報道された事は良かったと思うが、この時、様々な所で母親が子供に言った事「あの人達は被害者でありかわいそうな人だと思うが、精神医療が必要になった人は何をするか判らないから付き合わないように…」とされた人の多さにもおどろいている。社会啓発が必要。			
作業所等指導計画の中に入れて障害者や老人等の専用集会所等の誘導の訓練をして欲しい。一度でなく度々して早く出来る様にして欲しい。	精神障害	70歳以上	女
市、町単位で障害者、老人等に対して、避難する場所と誘導者を徹底する（災害時）	重複障害	60～69歳	男
市はまだ災害対さくはできてない国のとちはこまぎれでうるだけつかえないようにしてしらんかお、わたしはも元兵隊しせつか	肢体不自由	50～59歳	男
視覚障害者も理解出来る様避難所での音声通知装置の設置、盲導犬に対する市民の理解啓発	視覚障害	70歳以上	男
自主防災組織や障害者の安否確認を行う組織を作って欲しい。避難所では全盲一人での移動は不安なので、介助者が必要である。	視覚障害	30～39歳	女
自閉症はその障害の特性として避難所などの大勢の人がいる仕切りもない場所に入る事ができない人が多いので、障害の特性等でその場合は柔軟に対応してほしい。	重複障害	20～29歳	男
周りにもきこえない人、障害者に気をかける配慮が（気配りも）欲しい。きこえない人に情報提供を！	聴覚障害	40～49歳	女
住んでいる所は町内会の中に民生委員さんがいて、今は安心しています。登録制なのですぐ民生員さんがかけつけてくれるのでとてもよいことだと思います	視覚障害	60～69歳	男
重度障害者は体力的、物理的に長期間におよぶ避難所での生活は困難です。重症の負傷者と同様に、可能なかぎり早期に他地域（被災していない場所）へ移送できるよう、配慮すること	肢体不自由	50～59歳	男
消防団の人は、その障がいを理解し、障がいに合った救助の仕方をマスターする事、ex骨折しやすい人や全身に力の入らない人等の介助の仕方	肢体不自由	50～59歳	女
障害の特性への啓発の要	肢体不自由	70歳以上	男
障害の特性を考慮に入れたサポート態勢の充実	精神障害	40～49歳	男
障害者の住まいや所在地（通常）いる場所を登録などして非常時に誘導体性を整えてほしい	視覚障害	60～69歳	男
障害者自身から積極的に行政機関などへ、緊急避難登録などなどの申請を取ってないと早目と対応はされにくい			
障害者全体に災害ひなん所等の配慮がほしい。	精神障害	50～59歳	男
障害者用のトイレが使いずらい。介助の体制が、心配なので配慮をして欲しい。	肢体不自由	20～29歳	男
障害別の対応マニュアルを、具体的目標を定めて作成すること	視覚障害	30～39歳	男
情報が適格に伝わり、対応(避難所など)できるシステムづくり、避難時に介助の必要な住民のリストと周知			
情報の伝達手段を工夫して欲しい。	精神障害	60～69歳	男
食事・患者用の治療食の用意	内部障害	60～69歳	男
人工関節の人は座れないのでイスのスペース、簡易ベットなどの準備かあればいいと思う。	肢体不自由	50～59歳	女
人工内耳の電池が2時30分～3時間と短いため充電出来るような場所へ避難したい。（1日に6コ使う）約15～16時間使用で	聴覚障害	60～69歳	男
赤い（オレンジ）パトライトなどをつけること	重複障害	50～59歳	男
全く歩けないのだから、避難する際は誰が私を助けてくれるのかを知りたい。避難所でも介助を受けられるようにしてほしい。	難病	50～59歳	女
多くの障害者は一次避難場所で過せないので、多目的トイレ等が整備された在宅介護サービスセンター等を二次避難場所として平時から整備しておいていただきたい。	肢体不自由	60～69歳	男
大規模災害時地域医療の確保及び通院先の確保			
大地震などでライフラインがだめになったら透析ができなくなることがある。いざというときの対策を行政の側でも積極的にとりくんでほしい。			
知的障害者は、初めての体験に弱い　殊に災害の場合は、軽度でもパニックになる恐れがある。何がおこっているのか分かるよう、言葉による情報提供がほしい。	知的障害	30～39歳	女
地域で災害対策を決める場合、各種別の障害者が参画できるようにすること。災害時の対策として個人情報を関係機関に伝えていいかどうかの調査が各地で行われているが、家族などが勝手に書いてしまうことのないように、障害者本人または、本人の意思を代筆するかたちで回答がえられるようにすること。	視覚障害	50～59歳	女
地域で障害者のはあくをしておいてほしい。	視覚障害	60～69歳	女
地域の方々の理解も必要です。	聴覚障害	70歳以上	男
地域の防災訓練に参加したいが情報が入らない。どこに避難するのか避難所が車いす対応になっているのかわからず不安である。行政では高齢者や障害者の避難など災害時にどの様に対応を考えているか知りたい。	肢体不自由	50～59歳	女
地震があったときの治療の継続の必要性をもった施設を維持して欲しい	内部障害	50～59歳	男
町内でも家庭に聴覚障害者が居る事を配慮し障害者に説明するの大変だから･･･と放ぽり出さないで一緒に訓練に参加させてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女

Ⅷ－２（６）

記述内容	障害種別	年齢	性別
聴覚障害者には、書いたものを見せて回ってほしい。単に掲示すれば良いのではない。見せないと伝わらない。			
聴覚障害者には文字による伝達を。	聴覚障害	70歳以上	女
聴覚障害者用マニュアルを作成して下さい	聴覚障害	50～59歳	男
長期に避難を要する場合は、視覚障害者のなれている施設を確保していて欲しい	視覚障害	60～69歳	女
定期的に現状〇をして欲しい（読み取り不明）。	視覚障害	70歳以上	男
伝達手段を考慮して下さい。一人暮らしなのに（72才、手帳2級）ブザーなど用意してほしいです。健聴者で（75才）持っているから福祉事ム所に行ってブザーをお願いしたら80才以上でないと渡せないと言われた疑問です。変と思いませんか？	聴覚障害	70歳以上	女
当市では21年度防災訓練への参加（障がい者）を約束させた。	肢体不自由	70歳以上	男
透析の確保ができるよう普段から連絡体制や医療施設を確保しておくなど緊急時の対応を充分にしておくこと。	内部障害	50～59歳	男
透析患者ですが、避難所には、透析施設のある病院が、ベストである。でもなければ、すぐ近くに病院があること。	内部障害	50～59歳	男
透析者も福祉避難所の利用が可能にして欲しい。現在の所、透析者は避難所の利用は難しい	内部障害	40～49歳	男
動き回っても声を出しても安心な避難所	発達障害	30～39歳	男
特に、人工呼吸器在宅医療者の定期的な災害対応案を説明して、備えてほしい。	内部障害	0～9歳	女
発達障がい児は普段から不安に身をおいています。自分で行動することはむずかしい事も多いです。どうしてよいかわからないのです。災害避難所では、支援活動を一緒にすることも考えてほしい。	発達障害	10～19歳	男
避難するときや避難所での移動支援が必要。町会単位での支援を考えてほしい。また避難所に張り出された掲示物の字が読めないので、その辺の案内が必要。また食料等がどこにあると言われても案内してくださる方がいないとそこまで行くことができないので、その辺の援助を考えてほしい。	視覚障害	30～39歳	女
避難に際し、地域の要介護者の所在を官公庁が把握して、災害時に対応する、勧告などは障害者へは早めに出してほしい。地方自治体として責任を持って対応してほしい。耐震など、要介護者には自治体でおせっかいでも手を差し伸べてほしい。	精神障害	40～49歳	男
避難訓練を各市町村で細かく度を重ねでする事が重要	内部障害	70歳以上	女
避難時に対応できるよう、当事者の話を、共有できるよう事前に勉強会を実施してほしい。	重複障害	30～39歳	男
避難所でのオストメイトのトイレ使用について心配。	内部障害	60～69歳	女
避難所となる所はすべてバリアフリーにして下さい。車イス生活者はベットのため仮設ベットも用意して下さい。	肢体不自由	60～69歳	女
避難所などで、トリアージの利用を透析患者独自のものを作ってほしい。透析治療は水、電気が確保されていないと、できないので。又、食料品も高カリウム、高たん白、高塩分、高リン食は常用できないので、備蓄して下さい	内部障害	60～69歳	女
避難所などで、水や食料の配給など、視覚的な情報提供がほしい、きこえないと出遅れる。	聴覚障害	40～49歳	男
避難所などにオストメイトトイレ（誰でもトイレ）を準備すること。又、人工肛門・人工膀胱保有者にとって日常生活に不可欠である装具類などを用意すること。	内部障害	70歳以上	男
避難所などに情報保障の確立を図るためにも、文字放送用のアイドラゴンなどの設置をする事	聴覚障害	60～69歳	女
避難所にオストメイト対応トイレ又は仮設トイレを設置すること。装具貼替用スペースの確保	内部障害	70歳以上	男
避難所にストーマの供給体制を確立する。	内部障害	70歳以上	男
避難所には、トイレ、横になれるベッドなど、プライバシーを守れるスペースがほしい。	肢体不自由	50～59歳	男
避難所にはオストメイト対応トイレ及びオストメイト対応簡易ポータブルトイレの設置を行うとともに、ストーマ装具を備蓄してほしい。可能であれば、個人毎ストーマ装具倉庫の作成を希望する。	内部障害	60～69歳	男
避難所には白杖点字器を備えてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
避難所の件で、体育館等の広い場所で大勢か、長期間いっしょに生活する事は精神障害者にとっては不安でパニックになると思われる。強制ではなくて精神障害の人が落ちつける避難所が必要だと思う。	精神障害	40～49歳	女
避難所の情報伝達を声だけでなく文字を使って目で伝えてほしい。健聴者でさえ不安。聴覚障害者の不安を少しでも除いてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
避難所の耐震をかくほしてほしい。介助者の用意をしてほしい。	視覚障害	50～59歳	男
避難所は、障害者用の避難所を設置しそこには、簡易なオストメイトが利用出来る対応トイレの設置をする。パウチの供給を可能する連絡システムの作成	内部障害	60～69歳	男
避難所は障害別に分けた方がよい。聴覚障がい者のみの避難所、身体障がい者のみというように。	聴覚障害	60～69歳	女
避難所へストーマ用補装具の確保について配慮をお願いしたい	内部障害	70歳以上	男
避難所への誘導　介助　避難所の状況避難所での介助を訓練をして下さい。	視覚障害	70歳以上	男
避難体制を具体化して欲しい。マニュアルがあっても、それが現実化、具体化していない。	内部障害	70歳以上	男
筆記手段で配慮してほしい。町内会の中に障害者担当の役員がいたらと思う。	聴覚障害	60～69歳	女
普段通院している人工透析の病院が使えるのか　使えなかったらどこへ治療を受けにいけばよいのかラジオかテレビで流してほしい。	内部障害	40～49歳	男
福祉避難所の確保。避難所に行けない人達にも配給を!!	発達障害	20～29歳	男
文字が読めない者や移動の制限のある視覚障害者などにはヘルパーを配置してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
防災に対する制度を導入	肢体不自由	60～69歳	男
防災マップ等を作る事が必要だと思う	肢体不自由	20～29歳	男
防災訓練時等ホワイトボードや文字による掲示板等用意することを心がけて欲しい。実際の災害時忘れず対応出来るように。	聴覚障害	60～69歳	男
薬の備蓄情報、どこに行けば自分の薬があるのか？			
要援護者支援のガイドラインの完全実施	内部障害	60～69歳	男
隣り近所への聴覚障害者の説明と災害でのゆう導の徹底を	聴覚障害	70歳以上	男
連絡事項を張り出すだけでなく、視覚障害者へは読み聞かせか、点字を用意。防災グッズやレトルトの緊急用食事の袋に蝕読して中身が分かるようにする。	視覚障害	40～49歳	女

Ⅷ政治・行政・司法について

２（７）関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
一般公務員や警察官に対して、各障害の特性などを理解させるための講習を行うこと （同意見　他40名）	精神障害	60～69歳	男
障害者世帯などへの民生委員や自治会長の訪問活動を強化すること （同意見　他39名）	視覚障害	50～59歳	男
（公務員は）異動が多いのでけいぞくしてほしい	聴覚障害	50～59歳	女
身障者と見て軽く扱う。まともに取りあわない人が増えてきたように思う。差別心のあるものに、特権は与えて欲しく無い。	聴覚障害	50～59歳	男
公務員等に対する講習は大切。近所との交際を支援すること。―いざというときは、遠方の人は支援できない	聴覚障害	60～69歳	男
“個人情報”を重視するため、理解や配慮がさまたげられていることもある。	重複障害	30～39歳	女
「見えないということがどういうことか」障害の疑似体験を全公務員に体験してほしい。見えないことわかってもらうために日本手ぬぐいを持って「これで体験して下さい」と陳情した人もいる。	視覚障害	60～69歳	女
「障害者」ではなく“要配偶者”という言葉にして欲しい。私という人間全部が他の人と違うように受けとられてしまう。	発達障害	30～39歳	男
「聴覚障害者」を理解するのは難しいので、警察官などに対して理解させる講習を行うこと。	聴覚障害	40～49歳	女
○運転免許の書き替えの講習も、聞こえない人に対して配慮してほしい。	聴覚障害	50～59歳	女
・プライバシーも洩れている(元、民生委員(男性))人選をしっかりして欲しい	内部障害	70歳以上	男
・学校教師への講習・大学教育内での講習	精神障害	40～49歳	男
・活動の参加をみとめてくれない・障害の種類によってえらんでほしい。	視覚障害	50～59歳	男
・関係者＝各組織（保健所、県、市、地区など）の連係とネットワーク化が必要。指揮系統が明確でない（各防災マニュアル作成済だが）	内部障害	60～69歳	男
・公務員への障害者理解への周知徹底・学校での障害者教育	視覚障害	50～59歳	男
・障害の特性は様々なので、どんなに少数の難病患者に対しても、理解していただけるよう工夫してほしい。	難病	20～29歳	女
けいさつかんのおせわになったおかげで、近所の人たちが変な目でみるようになってしまった。民生いいんさんや自治会長さんも無視状態。「精神」とつくと本当みんなさけられる。	重複障害	40～49歳	女
ぜひ関係者に障害別の支援方法について講習を考えてほしいです。	聴覚障害	60～69歳	女
ちゃんとした障害者への理解が大切	発達障害	20～29歳	男
べんきょうしてほしい			
もっと、本人達に会い現場をしってほしい	重複障害	50～59歳	男
一般の人にも精神障害についてもっと理解してほしい	精神障害	30～39歳	男
何かおきた時、すぐにかけつけて貰える人がいると安心	聴覚障害	60～69歳	女
家の人だけ、目をむけるのではなく、本人(パートナーも)が、主役です!!そういう時代ですから。	発達障害	30～39歳	男
各障害の特性などを理解させるための活動を強化すること	知的障害	30～39歳	男
各障害への理解は資料や文書だけで理解できる訳ではありません。どのような特性や不便なところがあるか実際に接してコミュニケーションをとりながら理解してほしいです。	視覚障害	50～59歳	女
関わる人のネットワークができていること、ex助けあいマップのようなものがあること	精神障害	30～39歳	女
関係者だけでなく、地域全体での理解配慮を進めること。偏見のもとでの検査、無理解の孤立。アドボケーターの配置。	肢体不自由	50～59歳	男
関係者の障がい者のおかれている状況を知らない事があるので、しっかり理解してほしい	重複障害	50～59歳	男
基本的にマニュアル？を基に対応をしているので、まったくゆうずうが利かない。障害に対する理解を…。	肢体不自由	20～29歳	男
区役所の窓口業務に福祉専門職をおいてほしい。無知である	重複障害	30～39歳	男
警官はいつまでたっても横柄である。もっとマナーの教育を徹底してほしい。	内部障害	50～59歳	男
警察も、自治会長も名簿管理が出来ていない。あっても各々が共通の名簿として利用できない(プライバシー保護の名目で資料を出さない)行政は災害時要支援者名簿作りに取り組んで欲しい	内部障害	70歳以上	男
個（戸）別訪問している警察官も、どの家に昼間、どんな障害者がいるのか知っていてほしい。我家のように、昼間は老人と障害者2名の3人が残っていて、災害時の不安を抱えていることを知っていてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
公共交通機関の職員に障害の特性を知る研修を必ずしてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
公務員は移動等があったりしますが、何処に配置されるか解らず社会福祉関係の講習は第一だと思います。	精神障害	70歳以上	女
講習会を開催してオストメイト本人からオストメイト生活の実情を話せる機会をもってほしい。	内部障害	60～69歳	男
今年やっと障害者調査書類が配布が始まりました。民生委員の人もこられた事無し、顔も知りません。	肢体不自由	60～69歳	女
災害の時は消防署にお願いしていますが民政委員は20年以上同じ場所に住んでいますがプライベートの件があるのか一度も訪問をうけたことがない。一般的に核家族で地区の人達との接点が仲々ないのが現状	知的障害	30～39歳	男
災害時などの連絡対応として、障害者マップ等の作成と対応システム	内部障害	60～69歳	男
始め、民生委員のことを知らない男性と見ていた聴覚障害がいた。在住区役所と連携を図って本人と関わったことがある職員を通して連絡を取った。	聴覚障害	20～29歳	男
市役所担当課以外の職員は、障害者に無理解である。研修を。	聴覚障害	50～59歳	男
視覚障害全盲で一人暮らしであるが、民生委員の訪問を、何年も受けたことがない。災害時の避難場所、誘導についての具体的な説明も1度も聞いていない。	視覚障害	50～59歳	女
自治会では障害者に対する理解が低い人が多い。研修会など実施して理解を促進してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
自閉症についての研修会実施を！	発達障害	20～29歳	男
車いす使用の障害者においても民生委員など地域の役員として活動できる障害者は支援者にもなれる地域社会の構造であり、意識改革を進めて、真の共生社会を実現したい。この観点からの施策を推進いただきたい。	肢体不自由	60～69歳	男
障害者などへ民生委員、自治会長の訪問活動は一度も受けたことはない、そのような制度が有るなら利用し	聴覚障害	60～69歳	女
障害者の氏名・住所などが、障害者相談員にも分らない。個人情報との関係もあるが。	内部障害	70歳以上	男
障害者も1人の人間として人権を尊ぶ社会システム作りが大切である。	内部障害	70歳以上	男
障害者家族の障害理解学習不足で訪問活動をそがいしている要因もある。自らの障害に対する偏見差別を無くすることも大切	難病	40～49歳	男

Ⅷ－２（７）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者福祉会員の募集の協力を市の福祉課に願い出た時、「あなたのように熱心な人ばかりではない、福祉会に入りたくない人も居る」など不協力的な事を言われました。会員になりたい人は居ませんか？の募集に対して市の課長級の人がそんな事を言うなんて信じられません。福祉会は同じ悩みを持つ人が自立できるよう、元気に過ごせるよう、国へのお願いを多勢の人の力で持って行こう等、行政に対しても悪い事ではないのに、残念な言葉を聞かされる年も過去の事ですが忘れられません。	内部障害	60～69歳	女
親の子殺しに死刑はないが、子（本人）の親殺しには死刑事例がある。（何故？）役所はルーチンワーク・手続きしか見ていないのでは…生命を守る工夫が必要。医師による治療では患者の口にティッシュペーパーを詰める？壁に頭を打ちつける？司法により判決を受けても翌日から診療開業が出来る？医療にも工夫が欲しい（システム）			
世間のほとんどの人は盲ろう者の事を知らない。盲ろう者を理解してもらえる講演などを企画してもらいたい。	盲ろう	50～59歳	女
政党や行政は、積極的に当事者団体からヒアリングを行なって欲しい。	精神障害	40～49歳	男
全てに配慮・工夫をすること	視覚障害	70歳以上	男
地域で福祉委員をしていたが、障害者や高齢者の名ボが必要。消防団も同様意見であった。	重複障害	60～69歳	男
地域にある交番は全てバリア（段差）があり入ることが出きなく、障害者を拒んでいる様にさえ思う。警察の方々にも障害者の理解をして欲しい。	肢体不自由	50～59歳	女
地区の民生委員を知らない。健常家族と同居していると障害者であっても除外されているがそれはおかしいと思う。	聴覚障害	60～69歳	女
駐車禁止除外指定のカードを使用した時、警察官から、他車の駐車を助長させることになるので、カードを使用しての駐車を控えるよう強く言われた。	内部障害	60～69歳	男
町内会など学級、会社など全てに障害者に対する理解、受入れを！（バリアフリー）弱者にもやさしい社会であって欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
聴覚障害者に対して	聴覚障害	70歳以上	男
聴覚障害者への理解は「手話教室」などで、ある程度あるが、盲ろう者への理解はまだ。講習が必要。	盲ろう	40～49歳	男
透析患者は人工透析を受けないと死に至る。そのことが、行政当局者でも理解できてない者が多い。災害時に透析施設をどう確保し、アクセスを可能とすることが必須の条件。			
特にテレビなどをみていると、障害を持った人が犯人になった場合、取り調べの人が、自閉症などの知識がないと、別の罪まで作り上げてしまいそうで、こわい。	発達障害	10～19歳	男
特に警官は差別的発言が多い。	聴覚障害	30～39歳	女
特に福祉課に勤務する人は、長い方がよい。ころころ変わられると（知っている方がおられないと）話しずらい。	肢体不自由	20～29歳	男
内部障害のことを知ってほしい。	内部障害	60～69歳	女
日頃障害者世帯をはあくしててほしい	肢体不自由	60～69歳	男
不信者として、職務質問をされ、病気が悪化した事があります。警察官に対して、障害の理解をしてもらうための講習を要望します。	精神障害	30～39歳	男
福祉関係の人でも中途失聴者への理解が不十分である。一般の公務員はなおさら講習や交流も大切。	聴覚障害	70歳以上	女
物理的な身体障害とコミュニケーションの障害の区別、知識のある人とない人の対応に差がある。無知がストレスや無用のトラブルを招いている。	聴覚障害	30～39歳	男
聞こえない障害は目で見ただけではわからない障害という事	聴覚障害	50～59歳	女
防災カードを作成し、行政や、それに関する機関にすみやかに対応できるようにして欲しい	視覚障害	50～59歳	女
民生委員の定期的家庭訪問（転居して20年以上たつが、過去に1回あったのみ）市町村や自治会などでの、障害者のいる家庭の把握と、緊急事への対応策作りとその内容の、対象家庭への周知。	知的障害	30～39歳	女
民生委員は、耳の聞こえない者のことを勉強もしていない。対応も聞こえる家族にばかり話す。障害者が選べる制度にすべきである。			
民生委員や自治会長を集めて手話講習会を行い、ろう者の啓発活動をしてほしい。その場合、必ずろう者自身、ろう者団体に啓発活動をさせてほしい。こうした事でもすぐ手話サークルとか設置通訳とかへ話を持ちかけ、当事者を除外する事がおうおうとしてある。	聴覚障害	60～69歳	男
民生委員等は、地域の中途障害者に各同障害団体を紹介する等橋わたしをしてほしい。同障害と会うことが、克服のきっかけになることもある。	聴覚障害	30～39歳	男
役人の人に病状を少しでも知って下さった方が良いと思います。	精神障害	30～39歳	男

IXその他について

1（1）結婚、出産を禁じる、制限する

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害を理由として結婚を認めないこと・結婚や婚約を解消すること（同意見　他13名）	肢体不自由	50～59歳	女
障害を理由として出産を禁じること・人工中絶すること　（同意見　他10名）	聴覚障害	60～69歳	女
子供が出来ても育てる事が出来ないだろうと考えてしまう	肢体不自由	60～69歳	男
結婚、出産は本人の意志で決定すべき。	盲ろう	50～59歳	女
こんなことがあるのですか？配ぐう者の両親への説明もして欲かったですが、もう、亡くなったので、まにあいませんが。	重複障害	40～49歳	女
障害を理由に出産を禁じられましたが、私は無理やり出産に、夫婦で考えて、のぞんだのですが、失敗し、死を向えました。残念ですが、無理の場合もあります、今でも残念です、妻は28才でした。	肢体不自由	70歳以上	男
精神障害者は世間一般では結婚、出産を禁じている。なぜかそれらの理由を一般に周知してほしい。	肢体不自由	70歳以上	男
・障害を理由に結婚を認めないケースがたくさんある	肢体不自由	30～39歳	男
・盲ろうのため、出産を禁じられたが、やはり、子供はほしい。・育児等まわりの支援が整えていれば、可能だと思う。	盲ろう	60～69歳	女
40年位昔の話なのに今もまだ、差別問題があるとは考えられない話です。			
いくら障害者でも、けっこんして、出産をしてりっぱなお母さんになりたいです	知的障害	30～39歳	女
おおいにあり、特に本人達でなく、親達に反対者多い。永い社会生活の中で、子供の苦労を目前にさける予防的考え			
ハンセン病の差別は、今もわすれられません	内部障害	40～49歳	男
よく話し合って、お互いの障害を理解できるかんきょうにし、結婚、出産を禁じさせないようにすること	精神障害	40～49歳	男
一般との結婚をみとめない	知的障害	40～49歳	男
一般の人と同じように扱ってほしい	精神障害	50～59歳	男
兄弟の結婚などが解消されることがある。	肢体不自由	60～69歳	男
結婚のときものすごい反対があった。	盲ろう	50～59歳	男
結婚相談所に入会しようとしても、「あなたは障害があるから結婚はむずかしいですね」と言われてしまい、結局入会をあきらめてしまう事がありました。	重複障害	30～39歳	男
好きの気持ちを止めないでほしい。家族の理解と応援がほしい。家族に知識が不足している。	精神障害	40～49歳	男
拘束による腸管壊死が有った時（30分毎の見廻り）。この様な疫学的検証並びに病理学的検証を放置して「あいまい」にされる事ーが無い様患者の権利法並びに患者を守る為に治療システムが必要。			
今悩んでいます。息子の結婚問題で、相手のお母さんとお姉さんが、目の見えない子どもが生まれると苦労をするという理由で、反対されています。それなのに、本人同士は、まだ付き合っています。息子は、まだ24歳なのでもう少し様子を見ようかと思っています。	視覚障害	50～59歳	女
子供ができた時「生みますか？」ときくこと。	重複障害	30～39歳	女
施設で「どうせ結婚できないだろう」「生理時に介助が大変」などの理由で子宮を摘出した。	肢体不自由	50～59歳	男
私の家族は障害者が結婚するなんて生意気だと言った！！	聴覚障害	60～69歳	女
私の娘は親が視覚障害者であることで、相手の両親から反対された。障害者の血を入れたくないという理由。本人の障害でなくてもこのようなことがある。	視覚障害	60～69歳	男
自由でしてほしい			
重度障害を理由に医師から人工中絶を勧められた。病気の遺伝の可能性があることを理由に家族から人工中絶を勧められた。	視覚障害	50～59歳	女
障害を理由として、出産をきんじることはきらいです。	知的障害	40～49歳	女
障害基礎年金では、障害認定時点で子供がいないと、子の加算がつかない。障害者になると同時に、子をつくらないときめつけている今の制度（法律）は差別である。	肢体不自由	60～69歳	男
障害者が結婚して出産した場合にも、子供の養育費を助成する扶養者が障害者となった後に出産した子供には現行制度では扶養助成金が出ないため	重複障害	60～69歳	男
障害者が最近増えてきているので、なるたけ増加しないように、政府で原因を追求してもらいたい。	精神障害	60～69歳	男
障害者であろうと本人の意志を尊重すべきです。	盲ろう	60～69歳	女
障害者自身は勿論、家族・親族への偏見をもたないこと。	知的障害	30～39歳	男
障害者同士の結婚を両親が反対している。子育ても無理だろうと決め付けられている。	視覚障害	30～39歳	女
障害者同志の結婚者はいくらも居られます。親が年老いていても居るだけで価値があるようで考えさせられます。結婚に制限をしてはいけないと思います。	精神障害	70歳以上	女
精神にしろ他の障害にしろ遺伝による障害があるとはかぎらないので結婚出産を希望する障害者同志の気持を考えてほしい。	精神障害	50～59歳	男
知的障害者に対して堕胎手術をするなど	視覚障害	50～59歳	男

IXその他について

1（2）性について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者は性ある存在と認めない行為や言動をすること （同意見　他8名）	肢体不自由	50～59歳	女
性に関する情報から遠ざけたり隠したりすること （同意見　8名）	肢体不自由	40～49歳	男
障者であっても、生きている限りは自然に性に対する要求も（は）おこってくる。本人の事は本人自身にまかせるべき。	盲ろう	50～59歳	女
精神障害に対する他人からのへんけん	精神障害	50～59歳	男
・何もしていない（性的な言動や行動なし）のに、障害者だという差別をセクハラにすり換えて、叱責されたことがあり、ひどくなれば、私は訴えるつもりでいる。・職場に、知的障害者の見学があったが、たまたま、トイレに入ったら、便器に向ってオナニーをしていた。思春期の知的障害者の「性」の問題も考える必要があるので無いかと思える。	聴覚障害	50～59歳	男
・若い女性障害者の入浴介助、トイレ介助に男性がつくことは、やめてほしい。	難病	20～29歳	女
ED者にはバイアグラなど保険対象とすべきである	肢体不自由	50～59歳	男
かくしたり、みとめないものもきらいです。	知的障害	40～49歳	女
セックスボランティアの存在をタブーのように扱う。	聴覚障害	20～29歳	男
ふつうに恋愛する心を育てたい。積極でもなく消極でもなく。	発達障害	10～19歳	男
暗黙のうちに性ある存在と認めない教育をされた。何がどうという証拠が思いつかないが、家族による差別	聴覚障害	60～69歳	女
異性に触れず、長い期間がすぎている人たちへの心配。	精神障害	40～49歳	男
一人の人間として差別をしない。	盲ろう	60～69歳	女
教育の中から排除されやってはいけないことを認識していない状況をつくらないための工夫。	肢体不自由	50～59歳	男
健常者から障害者への性的暴力を禁止する	知的障害	30～39歳	男
子供あつかいするのはおかしい。中学生だとしても、高校生だとしても。（若く見る）	発達障害	30～39歳	男
施設職員による猥褻行為。上司による性的虐待。マッサージ士として就職したにもかかわらず、上司から売春を命じられた。	視覚障害	50～59歳	女
私自身そうなのか？と思っていたことがあった。	聴覚障害	30～39歳	男
実の親子・里親と子供等に見られる上下関係、職員と障害者の「世話をする者・される者」か「支配・被支配」によるセクハラや精神障害を理由とした「関係妄想」を理由にその虐待を無視する行為。			
取り扱うな自然の摂理に従う事	視覚障害	70歳以上	男
障害児施設で自慰行為をしていた男児に、職員が水をかけた	視覚障害	50～59歳	男
障害者も生身の人間であるから性は大切と考える。	重複障害	60～69歳	男
障害者を喰いものにする、おもちゃのように扱う人もいる。障害者を見下す人もいるので全ての人がやさしく（思いやりのある）、暮らしやすい社会に！	聴覚障害	40～49歳	女
障害者同志でいやがらせがあったりします。そういったもまれの中で考え方が変って行くと思い正しい方向を巡りも見つめ助言をして行きたいと思います。	精神障害	70歳以上	女
性について正しく伝えることが大切。	発達障害	20～29歳	男
性の情報をなかなか教えてもらえない	肢体不自由	20～29歳	男
性教育は子供の頃からきちんと行ってほしい	盲ろう	60～69歳	女
性教育をしてください。	発達障害	30～39歳	男
専門的に支援するスタッフがいない、カウンセリング等専門家	聴覚障害	50～59歳	男
東京に遊びに行った時に風俗関係で遊ぼうと思ったら、「うちは障害がある男性には女の子を派遣してないんだよね」と言われた事があります。	重複障害	30～39歳	男
ある知事さんが公の前で発言されました。せきにんを問うべき！	重複障害	40～49歳	女

IXその他について

1（3）家族のなかで差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
親や家族が本人の意志にかかわらず物事を決めること 親や兄弟には話はするが障害者の本人には何も聞かされてない。カヤの外である	精神障害	50～59歳	男
親や家族が本人の意志に関わらず物事を決めること （同意見 他13名）	聴覚障害	40～49歳	男
家族の障害を隠したり恥じるような言動をすること （同意見 他13名）	視覚障害	50～59歳	男
これはいけない。家族であっても本人のことはその本人にまかせるべき、又、障害を持っている事はハジではない。	盲ろう	50～59歳	女
弟の結婚式には、出席できず、7人兄弟ですが無理でした。ちなみに妻の場合もそうでした、残念です。	肢体不自由	70歳以上	男
身内の結婚式に出席させないこと。	視覚障害	50～59歳	男
これはまだ残っている。特に親が手話などを覚えてくれず、家族の会話から取り残されている聴障者がかなり居る。（親は口話で十分通じているので問題ないと考えているが、実はそうではない）	聴覚障害	60～69歳	男
知的、身体的にも幼ない為、どうしても子供扱いをしてしまい、命令や指示が多く、自立の芽を摘んでいる。	知的障害	30～39歳	女
聴覚障害に対する差別のキズつく言葉（言動）をすること	聴覚障害	40～49歳	女
・希望によっては役員（町内等）の免職ができるように	視覚障害	50～59歳	男
・親が決定したり選んだりしたりする家庭は少なくない。自己決定の尊重を	肢体不自由	30～39歳	男
・親族での相談に加えてほしい。（以前もらえなかった）・以前家族から年金をとられた。家庭内暴力を受けたが逃げられなかった。	盲ろう	50～59歳	女
・生活の基盤としての‘家族’(1)教育(2)地区、民政委員団体のサポート・助言。(3)公報による啓発	内部障害	60～69歳	男
・恥しい！ 手話をおぼえてくれない！ろうの世界をすばらしさを知る方法を身につけてほしい	聴覚障害	40～49歳	女
いやです。	知的障害	40～49歳	女
エンパワメントされる社会的な仕組み。押さえつけられることは、身近な人が押さえつける。	肢体不自由	50～59歳	男
お金の管理、いろんな手続は家族が引き受ける以外ありません。将来の事を考えると生活保護を受けるしかないので少しでも残してやりたいと考えます。障害は隠し切れないし恥じる必要もないと思います。	精神障害	70歳以上	女
けっこんしきそうしきにさんんかすることをことわれる			
これはその家庭の本質がよく出る。「因果律」をうのみにしている人々と前向きな家族とある。	聴覚障害	30～39歳	男
トイレの占有時間が長く、風呂の使用について清潔で安心して利用出来る様理解すること。	内部障害	60～69歳	男
もっと家族で話す必要ですね。昔と違います。時代は変わっている	聴覚障害	70歳以上	男
遺産（相続財産等）の話し合い時に本人と一緒になっても何を話しているのかわからず勝手に決めてしまう。	聴覚障害	40～49歳	女
家の人が、強いからと、立場にカサをきるようなたいどは、できればやめてほしい。まわりの目がどうこうでは、ないと思う。	発達障害	30～39歳	男
家族（妹だけしか身内がいません）が（精神）障がい（手帳所持）を恥じている	重複障害	40～49歳	男
家族が障害を隠したら恥じる事はある。隠さないでと思いながら、オープンに話せるような社会であってほしい。	精神障害	40～49歳	女
家族が障害を理解しない為病気がこじれるケースがある。家族ぐるみで病気を理解出来るようなシステムがあるとよい。	精神障害	50～59歳	男
家族が年金を管理しており、障害者本人に渡さない。家族が年金を管理しており、障害者本人は家族の許可を一回ごともらわないとお金を使うことができない。そのため生活や行動を大きく制限される。障害者本人は家族から独立して自立生活をしたいと願っているが、家族が認めない。両親が障害者に残した遺産を、通帳を預けていた義兄弟が使ってしまった。実の兄から暴力を受けているが両親は我慢しなさいと言う。家族から冠婚葬祭への参列を拒否される。両親から生涯結婚しないようにと禁止された。	視覚障害	50～59歳	女
家族とコミュニケーションがとれない簡単なサインくらい。	盲ろう	40～49歳	男
家族とは別にしんせきが本人の意志を無視すること	聴覚障害	40～49歳	女
家族の一員でも、精神障害者とは、一つ屋根の下では、暮らさないという、家族の考え方。	精神障害	40～49歳	男
家族の結婚式に参加させない	肢体不自由	50～59歳	女
家族はないが、親せきが身内に障害者がいることを隠す。	肢体不自由	30～39歳	女
家族より親せきの中で障害者に対する理解が広がらない別の家族だからと人ごとのように見ている場合がある。	聴覚障害	50～59歳	男
家族内であってもあり得る事。学校教育の場で教えることが必要。家庭内でも親がしっかり教育していく。宗教を持つことも大事！	聴覚障害	60～69歳	女
家庭は小さな社会です。そこにさえ居場所がなかったのです。（安心できたことがなかったのです。）	精神障害	40～49歳	女
今、義理の兄が入院して16年になりますが、家族、兄弟は、だれ1人見舞に来た事がありません。私は、長男や主人の望様に、病院の家族会毎月1度に参加して、役員もして、色々な大会、会合にも参加、外の人の気がしれません。	精神障害	60～69歳	男
差別は無い、あたたかい気持と愛情があれば差別は生まれない。	精神障害	70歳以上	女
妻が、障害者が半人前と言い、離婚した。	視覚障害	50～59歳	0
妻が夫を見下す。	肢体不自由	50～59歳	男
私が聴覚ということで、家を出され、一人で暮らしている。子供は両親がみている。生活費は私が出している。私といるとろくな子供にならないといわれた	聴覚障害	40～49歳	女
私のきこえない人は3人兄弟がいます。おいの結婚式など家族の聴覚障害者を隠したり、恥じると差別です。姉のきこえるです。大きな問題です。	聴覚障害	40～49歳	男
私の所は二人共障害者ですがもし娘の家族と生活をして無視されたら腹が立ちます。	聴覚障害	60～69歳	女
私も家族が私の事をさけているような気がする	精神障害	50～59歳	女
自分の親は田舎に住んでいるせいか相談する窓口が少なく	知的障害	30～39歳	男
小さい時、特に母親から、他の家族と同等と言いながら、実際は、将来結婚はできないだろうという前提で対応されたり、妥協するくせをつけるような育てられ方をした。例えば「精神科の医師に有名な歌手に似ている人がいるから（母の言葉）」というような見えすいたウソをつかれたりした。その時は母はよかれと思っての声かけだったとは思うが、今考えると、本人には逆効果として残っている。	肢体不自由	30～39歳	女
小学校入学も親が反対した。私自身は聞きとりにくいのは、そういうものだと思っていたので驚いた。私から頼んで入学した。母も家族も私の難聴を隠したり恥じたりして「ツンボは引っこんでいろ」だった。	聴覚障害	60～69歳	女
障害（病気）が原因で出産ができなかったことで、人間性まで否定された。夫と離婚しろと婚家の親たちにに言われた。	内部障害	40～49歳	女
障害がある事で冠婚葬祭の行事に呼ばれない	肢体不自由	20～29歳	男

IX－１（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害に気づかないように常に緊張しているように強いる。	肢体不自由	50～59歳	女
障害を1番わかってほしいのにわかろうともせずむしろ世間に対して恥じるのでしょうか？自分にとって不利と考えるのでしょうか。人として本人の気持ちを無視していろんな言動を発します。「めくらのあんまなどひとめわるい」とか、「そんなのも見えないのか」とか、我家にも自分がむしゃくしゃするときやつあたりにこんなことを言う家族が1人います。	視覚障害	50～59歳	女
障害を理由に、家の中に存在していないような扱いをされること。離れて暮らす親戚に母が「お前が悪い」となじられたりしたこと。	精神障害	20～29歳	女
障害者が、生活しずらい	精神障害	40～49歳	男
障害年金が家のローンになっており自立できない。デイ・ナイトケアを休むことを許さない。	精神障害	50～59歳	男
親（とくに母おや）がむりにけっこんをすすめ、私にさせた。その上、私自身かんぱつだが、とつぎ先にこんどは父おやが土足でふみにじるような行為をした。さらに過去にもいろいろあったためと、今、病状が今一つなこともあり、父と母のいうことは、ほとんど無視している。にくくてしかたがない。かってにけっこんできれいきとか、お家のためとかできめてほしくなかった。りこんのときも母おやがていさつしていた。	重複障害	40～49歳	女
親から結婚についてものすごい反対があった。	盲ろう	50～59歳	男
親が子どもの病気に対して家族以外の人に本人の承諾をえず病名などを伝えること。本人はそこまで大きな病気だと思っていないのに、重病だと騒ぎたてること。	重複障害	30～39歳	女
親のそう式に参列させない（世間体）	聴覚障害	50～59歳	男
親やしんせきのそう式などに参加できない（悲しい思いをした）結婚式にも出席できない（淋しかった）	重複障害	50～59歳	男
精神的虐待（時には暴力）を身内から以前受けました。	肢体不自由	30～39歳	女
他の兄弟と異なったメッセージで育てる。将来の可能性を閉ざすようなメッセージを伝える。	重複障害	30～39歳	女
恥じるような性の言葉を、俺はよく知っている様な態度で話をいうみさげた所がわかる、動けぬ者は腹立たしいし、くやしい	肢体不自由	70歳以上	男
日本は20才いじょうの成人でも、かぞくがずっとついてまわってくるので自由がない。コセキや住民ひょうのせいどは、他の家族メンバーがギセイになるためのどうぐだと思う。メンバーが何か罪やトラブルおこしたら団体セキニンとらせられる。	難病	50～59歳	女
普段日常的介助をしていることを強調し本人の意見を封じ込める態度にでる。最近はやりの言葉で言えばパワーハラスメントと感じる。	視覚障害	50～59歳	男
本人のニーズを無視すること。			
本人の意思を尊重し、理解し合えるようにして欲しい。	精神障害	40～49歳	男
妹や、妹の子供、その孫にここ5年くらいで¥700万くらい借しているのに、借りる時は泣いて来て、いつ返すか紙に書いているのに返さない。返すように言うと笑ってそれっきり来ない。妹の家庭を根元から教育しなくてはいけません。	肢体不自由	60～69歳	女
毎月2月になると家族でスキー旅行に行ったのですが、障害がある自分だけ「おまえを連れて行くと何かあったら困る」と言う理由で、スキー旅行に連れて行ってもらえなかった。	重複障害	30～39歳	男
地域の障がい者行事にはずかしいからと参加をさせない	肢体不自由	60～69歳	女
聴障者団体に本人の意志で加入したのに親が口を出して来て退会させるというケースもある。これも差別ではと思う。			
老人･知的･精神等、介護施設や社会資源の不足から、その財産や介護的苦労から逃れるための精神病院への押し込み。			

IXその他について

1（4）障害者の家族を差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
家族が障害者だから付き合うななどと言うこと （同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
つんぼ、おしと言われる	聴覚障害	40～49歳	男
これはまちがい。ハンディをかかえていてもふつうの人と同等である。	盲ろう	50～59歳	女
「あの家と関わらないほうがいい」などと言うこと。	精神障害	20～29歳	女
16年間で1度も見舞に来た事がなくても、ふた事目には、早く死んでしまえばいいだとか、子供達の結婚にもさしつかえるとか、考えられない事を言っています。私は、16年も世話をしているので情がうつりお兄さんの一生は見て上げ様と思っています（私は60才です。）	精神障害	60～69歳	男
あいさつしても返事もしない人間が多くなってきた。	肢体不自由	60～69歳	男
こじんしゅぎの国ではありえない。おやこ心中やメンバーのころし合い。かいごでたえられなくなってもだれも助けてくれない。「かぞくがいるでしょ？」っていつものセリフ。ひさんとしかいえない。	難病	50～59歳	女
セクハラ･虐待等が理由となる精神障害も多い。「精神だから…」と思考停止する前に、家族介入を理性的に行うシステムや福祉が必要。			
ふりか〇したい（読み取り不明）　りかいしたい　わかってほしい　かくさない			
もし差別されたらこちらからおことわり致します。	聴覚障害	60～69歳	女
やさしいフリしてお金とるサギも。無視する孤立させる事も。→まだ平等といえない。	聴覚障害	40～49歳	女
医療費の高額支給に対するネタミ	内部障害	70歳以上	男
永年障害者として生活するうちに作業所又は就労だったりで付き合う相手が必然的に同志になり、只仲間同士のコミュニケーションの難しさもあり健常者とのおつき合いは遠い所にあると思います。	精神障害	70歳以上	女
英国の様に家族や当事者にとってもっと支援があってもいいと思う	精神障害	40～49歳	男
家族が私とは付き合ないでも2月1回に気てもらっている	精神障害	50～59歳	女
家族が障害者だからつきあうななどと言うことなんて、だれだっていやです。	知的障害	40～49歳	女
学校で子供がほとんど写真に写っていなかったり、たいした役割もあたえられない。学童などでも。	精神障害	40～49歳	女
近隣の人が「お母さんが障害があってかわいそう」「ご飯は誰が作るの」と、小さな子どもに言う	視覚障害	50～59歳	女
兄弟の結婚に対していやがらせなどをする	視覚障害	50～59歳	男
結婚の場合私も男親だったら、言いますよ。だって、私が1人でも大変なのに2人になるのですよ。これは差別ではなく人間の本心です、残念ですが強く生きよう	肢体不自由	70歳以上	男
権利条約、差別禁止条例で罰則規定をどうにゅうするべきです。	視覚障害	60～69歳	男
子供が「おまえの親は目が見えない」といじめられた事があると聞いた事がある。	盲ろう	60～69歳	女
子供におまえの親はびっこのくせにとゆわれた	肢体不自由	60～69歳	男
子供に結婚の話があった時親の障害を理由に話しがなくなった。	視覚障害	60～69歳	男
子供の頃、地域から差別されているのを感じた。	重複障害	40～49歳	男
小学生の頃は近所の方に差別されたこともありましたが、就業してからは毎日休まず出勤する姿に接し、今では朝「いってらっしゃい」の声をかけてくださるとのこと温かく優しくお付合いさせていただいております。	知的障害	50～59歳	男
障害は個人の責任として扱うのではなく社会的全体の受けとめかたをする制度設計。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者が居るからといって同じように扱ってもらえない	肢体不自由	50～59歳	男
障害者だからといって、あまり良くしない。	肢体不自由	50～59歳	男
障害者の家はどうしても差別される。又障害者もひけ目を感じる	肢体不自由	70歳以上	男
障害者の家族にも、支援が必要な場合が多い。そのため、家族ぐるみの教育、支援を行う行政機関の設立が望ましい。	重複障害	20～29歳	男
障害者は、自立したい気持ちで頑張っているので、差別なく支援して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
世の中にはいろんな考えと知識の人がいますが、障害の内容がわからないというか知らない？知ろうとしない？日常生活に悪影響をおよぼすとか、一緒にいると同じように知能が低下してしまうとか、結婚すると同じような子どもが生まれてしまうとか、不利益と思われるのでしょうか。	視覚障害	50～59歳	女
先に述べたように障害者の血筋を入れたくないので結婚に反対する。	視覚障害	60～69歳	男
葬式に障害者を参列させたことを他の家の人間が非難する。	肢体不自由	50～59歳	女
他の団体の行事を取り入れてほしい	精神障害	30～39歳	女
弟が小学生のおりに兄の障害の件でいじめにあった。弟にはまったく関係のない事	重複障害	30～39歳	男
南側のカーテンを外から見えない様にすると、庭に物を投込む	内部障害	70歳以上	男
年賀状（身内。とくにせんさく好きな父方の弟）にうっかり、「介助と支援をうけている」とかいたら、父おやにねほりはほりいろいろ私のことをきかれたらしい。返事に困った父は私に「年賀状にそんなことかくな！」とおこってTELしてきた。	重複障害	40～49歳	女
平等に扱うには、理解がいる。その講習会とか、交流とか、イベントとは？	聴覚障害	40～49歳	女
母親に遺伝性の障害があることが知れて、嫁ぎ先でいじめられた。子どもが全盲の母親の手引きをしていたところ、クラスメイトから、ばかにされた。兄弟が障害者であることを理由にクラスでいじめられ、不登校になった。	視覚障害	50～59歳	女

IXその他について

1（5）団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害があるからと行事に欠席させること、活動に誘わないこと、回覧板などの情報を回さないこと （同意見他17名）	視覚障害	50～59歳	男
障害者だけ別の行事やレクリエーションを行うこと、または障害者向け行事やサークルがあるからそちらへ参加してほしいと言うこと （同意見　他12名）	内部障害	60～69歳	女
障害者ゆえに町内の事を拒否された	肢体不自由	60～69歳	男
障者だけの別わくの物があればそれを廃止し皆と一緒にふれ合う相互に助け合えるものに改善して行くべき。	盲ろう	50～59歳	女
きこえないとこまるよねと面にむかって言われる。	聴覚障害	40～49歳	女
行事などさそいがない。	視覚障害	70歳以上	男
○私は見えなくなってから覚えた社交ダンスをバリアフリー交流のためにもあって楽しんでいるが、地域によっては「あなたは見えないのだからお家の中じっとしてなさい。」「目ざわりだからどこか遠くへ行ってほしい。」「また来たの！」など「障害者だから」と差別的にされる。○くつ(両足)をかくされてスリッパで帰宅したこともある○更衣室のジャケットを異なる階のゴミ箱に捨てられていたこともある。（掃除のおばさんから電話があり、取りに行った）○リュックの中の物を盗まれたことも。	視覚障害	60～69歳	女
・心ない人がたくさんいる。その人一人一人に、徹底した教育が必要。	聴覚障害	40～49歳	男
Mションの役員会に要約筆記者と同行するのをさけられる会議は出なくてもいいと言う	聴覚障害	60～69歳	女
PTAで阻害される。クラブや部活の案内もこない。	精神障害	40～49歳	女
S54年建設の公営住宅に30世帯一緒に入居して一番先に組長を3回しました。その後隣の人が会計のお金を使ったまゝ夜にげして5年以上今も空いたまゝで草取りは私がしています。それで私は「バカ」なのだそうです。（そのお金も全額私が立てかえたままです）五体満足の人の心を、「なんとかせんといかん」です。	肢体不自由	60～69歳	女
いくら障害者でも、町内会の会員なので、町内会の行事や、いろんなレクリエーションにもさんかしたいです。	知的障害	30～39歳	女
きのうしなくなってます、おやじのじだいよりきのうしません	肢体不自由	50～59歳	男
みんなといしょうにさんかしたい。			
回覧板について、うちの建物では困っています。差別で回さないのではなく、印鑑を押すのが面倒だからと、回覧板を廃止してしまいました。現在では、頭のさらに上にある高い位置の掲示板に小さく掲示してあります。私は全盲で主人は弱視。二人とも住宅の会議や町会の行事を知ることができません。回覧板は本当に重要です。	視覚障害	30～39歳	女
現在の社会生活、地域生活の中でみんなが自分に対してのゆとり、生活に対してのゆとりがないのでしょうか。障害者を相手にして行事やレクリエーションをするのがめんどうなのでしょうか。自分たちが楽しめなくなりますし、何かけがや事故にあった時の責任をどうするかと思うとあまり関わりたくないのが本音かもしれません。全ての方がそうではないと思いますが。	視覚障害	50～59歳	女
公民館に入れない、多くあります。	肢体不自由	60～69歳	男
行事への参加、不参加を求めた上で決定すること	知的障害	30～39歳	男
差別ないかん境し、参加しやすいようにし、はくし、なんかあった時は支援して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
参加の配慮が必要。社会全体と個のバランスが必要と思います。	発達障害	10～19歳	男
子ども会へは親同伴でないと駄目など	発達障害	10～19歳	男
市のイベントには大体出席させてもらっています。作業所の紹介や作品の販売、家族会や一般からのいらないものを集めてバザー、又コーラスの発表もして居ります。一般との交流会もして居ります。	精神障害	70歳以上	女
市の成人式に、いれてもらえなかった。勤め先(バイト)にとめられた。まだ、若いとか、思われていたからだと思う。でも障がい者の方には、出た。	発達障害	30～39歳	男
視力障害者を理由に、出席を断わられた時がある	盲ろう	50～59歳	男
自分の個人的な差別意識を外部を巻き込むような言動をしない事	視覚障害	70歳以上	男
住みやすい社会は先ず町内会がすべての人に対応しているかどうかが尺度になる。従って町内会のリーダーを研修してもらい明るい社会の実現に向かってほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
障害（とくに視覚）者は行事にうちとけるような地域を作ってみな平等になってほしい	視覚障害	60～69歳	男
障害者が居るからといって同じように扱ってもらえない	肢体不自由	50～59歳	男
障害者に対して嫌な顔する、孤立させるなど→やめて頂きたい！（障害者に対して冷たい。）	聴覚障害	40～49歳	女
障害者のしせつを作ろうとすると町内会でよく反対住民運動があるがやめてほしい。	精神障害	50～59歳	男
障害者の社会参加をさかんに言われているが、参加しやすい環境を作ってほしい	肢体不自由	70歳以上	男
障害者自身も積極的に参加する。	視覚障害	60～69歳	男
生涯学習に参加しても良いと言うものの、全く対等な立場での参加は無理な場合が多い。ちょっとした配慮が必要	知的障害	30～39歳	女
精神障害者に対する意見が強い	精神障害	30～39歳	男
前年度自治会長から強推されて、自治会三役の一つ会計に任じられたが、発足の4月2日に突然、難聴を理由に自治会役員会に出てくるな。代わりに奥さんを出してくれと言われた。ノートテーク者をつれて来るとその人から自治会の秘密がもれるという理由から（要約筆記者受講の経験のある副会長との話し合いから会長が決議して自治会出席を拒んだもの。これを撤回させるためいろいろ調べた結果、これは障害者差別、人権の侵害だと法務局で知り、これを理由に自治会が折れた。今でもはらわたが煮えくり返るくやしさは一生忘れない。	聴覚障害	70歳以上	男
葬儀や結婚式に呼ばない。地域の行事や防災訓練など、台所に立てないとみなされている障害女性は、参加してほしいと声をかけられることがない。ある地域の役員が回覧板の内容をカセットテープにいれて届けようとしたが、長老たちから、そんなことをされたら後に続く役員も、その仕事を継続しなければならなくなるのでやめてほしいと言われ、やめさせられた。	視覚障害	50～59歳	女
対象外にしている処	肢体不自由	60～69歳	男
団体活動における手話通訳派遣を制限する。	聴覚障害	30～39歳	男
地域の運動会など参加できる種目がない。	盲ろう	50～59歳	女
地域清掃で（女性と障害者）は出席したにもかかわらず、欠席負担金の半額を求められた。抗議の結果制度はなくなった。	重複障害	60～69歳	男
町内に障害者世帯だけで（夫婦）生活している事をなんらかに理解してほしい。	肢体不自由	60～69歳	男

IX－１（５）

記述内容	障害種別	年齢	性別
町内の集会場にもスロープ、トイレ等を設置した建築物とする事。集会場については、車いす障害者は利用出来ない建物がほとんどである	重複障害	60～69歳	男
町内の旅行行事で、手話通訳や要約筆記者も認めない。(町内には登録の手話通訳や要約筆記者がいない。←町内の人だけが参加と)	聴覚障害	50～59歳	女
町内会!!一番嫌いです本人には言わず陰で障害者の事を言うボス的な人がおります。	聴覚障害	60～69歳	女
町内会が精神障害者団体を町内行事に参加させないことは差別と思う。しかも参加を許しよい提案をすると、それをすべて町内がとり上げてしまうのはおかしい。	難病	40～49歳	男
町内会の行事等には自分の方から参加しないのが現状である。	精神障害	40～49歳	女
町内会の役員が回ってくるが、聴覚障害の理解が全くない。	聴覚障害	60～69歳	男
町内会の役割は除外された。誘い等もあまり無い。近所とはあいさつ程度しか係われない	聴覚障害	60～69歳	女
同居しているいとこだけがおみこしをかつぎ、同じ年代の自分だけが障害を理由に、町内会のお祭りに、参加できなかった事があります。	重複障害	30～39歳	男
同窓会に聴障者だけ呼ばれない	聴覚障害	40～49歳	男
特に町内会行事などではせっかく参加しても居場所もないようになってだんだん遠ざかる傾向がどこでもあります。基本的なサポート体制を全国統一マニュアルでもつくってていすれば共動の町になっていくと思います。	視覚障害	60～69歳	男
内部障害者は外見上健常者と同様のため、かくしたがるまわりの人が理解して対応をしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
別に行事を計画されることは、良くも思える、ただ選択は当人の意志を…。	知的障害	20～29歳	男
法律に「監護」(社会を守る為に本人に見張りをつける)と言う文字が有る限り、「治安上の問題ある者」としての意識は消しづらい。			
無理と決めつけて対応する。	肢体不自由	50～59歳	男

IXその他について

1（6）団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする

記述内容	障害種別	年齢	性別
かわいそうなどと上からものを見る態度をとったり、子ども扱いの言葉づかいをすること （同意見　他16名）	視覚障害	60～69歳	女
本人でなく介助者・同伴者に話しかけること （同意見　他15名）	視覚障害	50～59歳	男
車椅子の障害者の人と旅行にて1つの室にベットを共にねました。くさくて、くさくてたまらなかった。障害者は、カク命がけです、友達の気持もわかるのです。	肢体不自由	70歳以上	男
「障害者のくせに生意気だ」と言われた	聴覚障害	40～49歳	女
「話し方が変!!」と近所の方から指摘受けた。障害者に対する先入観がある模様。	聴覚障害	40～49歳	女
○本人でなく、介助者に話しかけることが多い。なぜ本人に話してくれないのか？○介助者もそれを当然として受けてしまう。	視覚障害	60～69歳	女
・あわれみをもたない！筆談でも、用意を！	聴覚障害	40～49歳	女
・子ども扱いの言葉、いたずらをしないでほしい	知的障害	20～29歳	男
・町内会や地域の会合に参加すると障がい者はどうしてもゲストになりやすい。普通に対等な扱いをしてほしい。	肢体不自由	30～39歳	男
2、3才くらいの子供が道路を三輪車で通っている時、車椅子で草取りしている私の所に近ずいて来て、「バァカ、バァカ」見るとその子供のおばあさんは下を見て居て、自分の孫に注意しない。すぐ前横の二階のベランダから、、その二人の子供が下半身ぬいで「ウンコ」を落としていましたので私は大声で「そこからウンコを落としてはいけません。やめなさい」と言いました。それから「バァカ」言ってません。	肢体不自由	60～69歳	女
Mションで役員が順に回って来て2年間の任期1年目が終わったがやはり聞こえないと会議に出なくていいと言われる。仕事はやらされる。会議の内容もわからず仕事のみ不満。	聴覚障害	60～69歳	女
エレベーターをゆずったからということだけで上からものを見る態度を取り、本人ではなく、介助者に文句を言われた。	肢体不自由	20～29歳	男
そういうことがないようにリーダーが率先して正しい方向に向かうように訓練されるべき。	聴覚障害	60～69歳	男
はじめからできないときめつける、障害に対して知しきが全くない。嫌なものを見るような視線が出ている。	聴覚障害	50～59歳	女
まず、あいさつをしない人が近所でふえた。しらんかおされる。玄関出口によくタバコのすったあとがおちていることがふえた。相談所も、NPO法人も、いまは知らんぷりされている。ヒリヒリと悪口は言われているようである。（→これは、もうそうではありません！）	重複障害	40～49歳	女
りかいしてほしい			
わかりやすく、覚えるまで指導して欲しい。	精神障害	40～49歳	男
家の人がやってると、思われた。自分ががんばっているはずなのに…。若いからか？	発達障害	30～39歳	男
会ヒをもらうのに各家へ回るのに仲々あけてくれなかった。	聴覚障害	50～59歳	女
近所の人で「かわいそうだからと」話しかけてこない人がいる。	盲ろう	60～69歳	女
計画する以前に数に入っていない点や建前としてある傾向が強い点・・・	肢体不自由	60～69歳	男
健聴者本意で話をすすめていってしまう。内容がわからないまま多数決で決定されてしまう。	聴覚障害	50～59歳	女
差別的はやめて下さい。	知的障害	40～49歳	女
市によって有無がかわる。	重複障害	30～39歳	女
持ち回りの役員を障害を理由に、本人に相談なしでさけること。			
自殺対策をしていない。	精神障害	40～49歳	男
自治会の班長などを強制的に順に当番制にする。それなのに内容のカバーはなにもされない。	聴覚障害	50～59歳	女
小さい子供などが、障害者を、指さしをしたり、じっと見たりする。親が子供に指導してほしい。	肢体不自由	60～69歳	女
小さな団体で筆談用具を持って子連れしたら、初対面すぐ、「手話通訳者と一緒に来て欲しい。」と強く言われた。	聴覚障害	40～49歳	女
少し昔の事だが僧侶ら宗教人が身体障害者は因果律と言い、それがうのみにされ、差別につながっていた。	聴覚障害	30～39歳	男
障害を理解してもらえず、陰口を言われる。	内部障害	40～49歳	男
障害者、きこえない人を無視する。相手にしない等。←障害者がいる事に迷わくそうな顔をする人もいる	聴覚障害	40～49歳	女
障害者は自然に地域に溶け込む事が大事だと思います。理解されてこそ改善されると思います。介助者は解放的であるべきです。	精神障害	70歳以上	女
上からの目線で話をされること。	精神障害	20～29歳	女
人が人に対して言ったり、行動したりする事を差別的に取り扱う等の文章が当り前の様に書いてありますが？これは私自身の心の持ち方関係ありますか。敢えて質問致します	精神障害	70歳以上	女
村の中には、まだおし、めくら、つんぼ等の差別語を使う人がいる。	盲ろう	50～59歳	女
大人になってから認定を受けに行った帰りの際、女性事務員が窓から私たち親子を見て嘲笑する態度には、情けなく涙がこぼれました。	知的障害	50～59歳	男
大分少なくなったが、若いお母さん達がまだ理解してくれていない	知的障害	40～49歳	男
団体組織へのグループ支援を（個人のみでなく）行政が指導して	聴覚障害	70歳以上	女
町内会でも難聴者と言う事で無視されるのがつらいです。言う人は数人です。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者を排除していないと表面的にはふるまっていながらも内面でそう言動をくり返している場があるのは問題。（友人づてにあんな話があったよと）気づかされる事がある	聴覚障害	50～59歳	男
同じ町内会の人に通りすがりにクルクル、パーを手でやられたいやな気分になった。（精神障害者）	精神障害	50～59歳	男
別の集まりにも知らぬ間に役割を外されていた。自治会は住民相互に助け合い、協調して場面を進める場と思うが、きこえの不自由さ故に知らぬ間に疎外されていた。	聴覚障害	70歳以上	男
法律に「監護」（社会を守る為に本人に見張りをつける）と言う文字が有る限り、「治安上の問題ある者」としての意識は消しづらい。			
本人でなく介助者（家族）に話しかける、私はそっちのけです。	聴覚障害	70歳以上	男
本人に話しかけてくれないのは本当に本人が混乱する様です	発達障害	10～19歳	男
本人の意見を聞かずに決めつけて、行事をやりやすくする（○○やってちょうだい。あなたこれやってちょうだい）ために障害を動かす	知的障害	40～49歳	男

IXその他について

２（１）結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
結婚や出産に関する相談を行うこと （同意見　他13名）	肢体不自由	50～59歳	女
精神同者の結婚しての子供は作らない事（障害者の子供が産まれるかもしれない 80%）	精神障害	50～59歳	男
“精神障害は遺伝する”との認識から、結婚はタブーとされている。しかし当事者の結婚願望はあっても、自らアキラメている例が多い。	精神障害	30～39歳	男
・若者が結婚・出産について‘語り合ったり、交流し合う場’を設けること。	内部障害	60～69歳	男
・出産については、医療専門家の相談員設置を（医師か同等の知識人）	視覚障害	50～59歳	男
・親が視覚障害者だと後、親が年をとると介護等大変だと言われた。（健常者でも大変だと思うけど）	視覚障害	60～69歳	女
きちんと話をきいてほしかった。（今後もムリと思う。）出産時の病院の助産婦さんやNSさんのたいどに今もハラが立っている。（主治医は、カンカンにおこってくれたのでよかったが…）	重複障害	40～49歳	女
ぎゃくに身障の方々が、社会(結こん、生活から)を、かえていけたら、ときたいします。	発達障害	30～39歳	男
けっこんできるの？とおどろかないで！手続き以外のをおしえてほしい！	聴覚障害	40～49歳	女
ピアカウンセリング体制を整えなければ	視覚障害	60～69歳	男
結婚、あきらめている	聴覚障害	40～49歳	男
結婚したい気持ちがあるのに真剣に聞いてくれない。	知的障害	20～29歳	男
結婚や出産、性差別を禁止する法整備をする。	視覚障害	50～59歳	女
現行障害厚生年金は、障害認定時点で妻がいるときに加算がつく。もともとの障害者は、結婚しないという前提になっている。法律上の差別である。	肢体不自由	60～69歳	男
現在、在籍している施設だけでなく、他にも出会いの場が欲しい。手話のできる健聴者と結婚したい。	重複障害	30～39歳	男
今、働いているので結婚したい。が、家族が反対している。	精神障害	50～59歳	男
私のような疾患を持つ人の出産を取り扱える病院をふやしてほしい（多科連携体制を整えてほしい）	難病	20～29歳	女
事例などを、提供して欲しい。	肢体不自由	30～39歳	女
出会う場所がないため孤立する。障害者は障害者同士がいいというだけでなく、全体から関係性をつくる機	肢体不自由	50～59歳	男
出産、子育て、でもサービスを介助を使えるようにしてほしい。	肢体不自由	40～49歳	女
出産の時、呼吸の仕方等一方的に話しかけられて、通じなかった。逆にしょうがないわね～みたいな事を言			
出産をする際は最低3回以上の入院が必要なため、出産に関する精神的な相談や経済的な支援をしてほし	重複障害	30～39歳	女
出来たら相手が年下であろうが、りかいしてほしい	知的障害	30～39歳	女
障害者だけを隔離する社会が問題。	肢体不自由	40～49歳	女
障害者どうしの結婚出産の周りの反対をなっとくさせる研修会を行こなってほしい。（本人たち（結婚）の話が聞けるようにしてほしい）出会いの場を作ってほしい。一般の人の結婚をみとめてほしい。	知的障害	40～49歳	男
障害者の出産について周りの理解。	肢体不自由	50～59歳	女
生活保証の制度の中でも結婚出産可能にしてほしい。貧困と失業で少子化になってしまっている。	精神障害	40～49歳	男
精神障害者にも結婚・出産の自由を認め、推進してほしい。	精神障害	60～69歳	男
全国に結婚相談所をもうけて欲しい（障害者結婚相談所）	知的障害	40～49歳	男
相談できる人、場所づくり	盲ろう	60～69歳	女
当事者に結婚願望も多少あります。親としても深く考えさせられますが、皆の話を聞く機会があれば方向性が見えて来るとも思われます。	精神障害	70歳以上	女
妊娠、出産の緊急体制などの配慮が必要。	肢体不自由	20～29歳	男
病院とかきこえない人に対して気配り、配慮を！	聴覚障害	40～49歳	女
母親学級への参加、行政・保健所などの育児相談を筆談かメールで相談できるようにしてほしい。			

IXその他について

２（２）性について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者の性や生殖に関する情報をオープンに提供すること （同意見　他１１名）	重複障害	50～59歳	男
性ある存在ということについての啓発・教育を行うこと （同意見　他１４名）	重複障害	30～39歳	男
はずかしくないのできちんと話すように！	聴覚障害	40～49歳	女
べんきょうする			
ラブホに行けない。	肢体不自由	50～59歳	女
一般的に障害者は結婚がむつかしく独身者が多く、障害は、いでんするかもしれないので、それもしかたがない。障害者が多くなったら困る。	精神障害	60～69歳	男
極めて難かしい問題。原則として差別的思想を排除すること	視覚障害	70歳以上	男
持っているお金が少なすぎる。ダイエット（特に精神科女性）	精神障害	40～49歳	男
社会の必要悪として、公娼制度があれば良い。障害者も一人の人間として、「性」があるはず、障害ゆえに否定されるのは変。エイズを含めた性病への対策や、暴力団関係の風俗などの対策にもなるだろう。車イスゆえに、又、他の障害があるため結婚もあきらめた人もいる。	聴覚障害	50～59歳	男
社会的な偏見・誤解・無理解により孤立するので理解を進めるために、当事者が研修会やシンポジウム・講演会・討論会・サークル活動・学校の授業などあらゆる機会を通じ理解を進める。	肢体不自由	50～59歳	男
障害のある児童・生徒に性教育をおこなう。障害児・者のための暴力禁止プログラムを実施する。視覚障害者の職業選択の自由を広げる。盲女性の安全のためには更に新職業の開発が必要。	視覚障害	50～59歳	女
障害者の性について情報を得られにくい。有効なものがあれば	肢体不自由	30～39歳	男
性教育の充実をお願いします。	重複障害	40～49歳	男
性教育もきちんと行うべきである	盲ろう	60～69歳	女
性差をなくすと言う考え方もいいと思うが表示などが最近本当に分かりにくくなって本人がとても恥かしい思いをしてしまう事が多い様です。特にトイレだけでも分かりやすくして欲しいです。	発達障害	10～19歳	男
性犯罪についての話合いの場をもうけてほしい（支援者、家族、知合いなど身近な人にされた時にどうすればいいのか）身を守もるためにどうしたらいいのか、特に女性中心にやってほしい	知的障害	40～49歳	男
成長したからこそ、心の性で、生活していきたい。両方のいいところは、子供のうちなら、気にはならないが、大人になると、そうは、（家の人がいる）いかない。男と女があるから。	発達障害	30～39歳	男
精神障害者は特に運動量が少なく太っている人が多いと思います。とにかくもんもんと過ごす人があり、性の問題は保健センターを通してお話を聞く機会があればと思います。	精神障害	70歳以上	女
聴障者には情報がなかったり、ねじまがった形の情報が入ってきたりで正しく理解されないことがある	聴覚障害	40～49歳	男
東京で起きたある事件があるのでムズカシイかもしれないと思っている。	重複障害	40～49歳	女
本人、当事者は、強い結婚願望をもっているが、現状では地域でふつうに暮らす事が難かしい。もっと地域でふつうに暮らせる支援が充実したら結婚する人も	精神障害	40～49歳	女

IXその他について

2（3）障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
＊福祉制度などにおいても家族がいることで介助時間が削られることもあり、また、家族による介助を前提とした発言が公務員から聞かれるという現実を踏まえ、まずは、行政において家族介助を前提とする意識を変えること	視覚障害	30～39歳	男
家族だけで介助・支援するのは限界があるので制度的にサポートすること （同意見　他20名）	精神障害	60～69歳	男
家族を心理的にもサポートする親の会などの仕組みを充実させること （同意見　他13名）	聴覚障害	40～49歳	男
固定資産税の減免お願い	聴覚障害	40～49歳	男
手話通訳者派遣をスムーズにできるような制度	聴覚障害	50～59歳	女
○親の会の活動に、行政の人的援助がほしい。親が自ら活動していくのはむずかしい。	重複障害	10～19歳	男
・家族に対して、行政が、支援できるサポートをしてほしい	知的障害	10～19歳	女
・高齢化が急速に進む透析患者にとって、通院は命の問題です。通院介護体制の確立が急務の問題	内部障害	60～69歳	男
・自立支援法でヘルパーによってある程度サポートされてはいるものの、医ケアがあることで、結局は主な介護者に負担は集中する。ヘルパーに医ケアがしてもらえるよう公的サポート工夫がほしい。・ショートステイの利用方法を工夫してほしい。入所退所の時間が決められているが、柔軟に対応してほしい、あるいは、短時間や夜間での預りもしてほしい。	難病	20～29歳	女
かいごのつかれをほぐす様な言葉を回りの人がかけてあげる様にする。	盲ろう	60～69歳	女
ことさらかわいそうだと強調しないでほしい。（心理的サポート）	肢体不自由	30～39歳	女
サービスちょうせい会ギに何回かかけてもらったが、行政側は、とてもつめたく、無責任。せきにんをとらない方向にすすんでいる。さらにさいきんは無視をされている。	重複障害	40～49歳	女
サポートしてほしい			
サポートできる（相談できる）場所をつくること	聴覚障害	30～39歳	男
それに対して、お金を取る事を止めて欲い。	重複障害	40～49歳	女
医療・福祉サービスの時間をふやしてほしい。助成金をふやしてほしい。家族だけでは、手が回らないことが背景。	内部障害	0～9歳	女
一般から障害者になった本人と家族がカウンセリングやこれからのことを相談できる機関がほしい。障害者の家族が入院（病気）しても働けるように支援してほしい。	知的障害	40～49歳	男
家に引きこもっている精神障害者の家族は、精神的にとてもしんどい、限界がある。忍耐の毎日である。制度的に支援してほしい。経済大国、先進国といている日本だから、しようと思えばできるのではないかと思う。みんなねっと2月号に紹介されているイギリスのリシンクの制度がうらやましいです。	精神障害	40～49歳	女
家族が休めるように、ショートステイを充実させてほしい	肢体不自由	20～29歳	男
家族が近場で出向くことができる相談窓口などの機関がほしい。	重複障害	30～39歳	女
家族が正しく理解し、支えあうことがないと当事者へよい支援が行われない。	重複障害	30～39歳	女
家族だけで支援するのは、大変なので、もっとサポートしてほしい。	発達障害	30～39歳	男
家族だけの介助は限界があるので制度的にサポートメンタル面でもサポートして欲しい	盲ろう	50～59歳	男
家族に過度の負担を強いられないような制度上のサポートを充実してほしい。	難病	20～29歳	男
家族の（障害者の対応に限界を感じる）窮状をサポートする体制化を望みます	精神障害	40～49歳	男
家族の相談にのれる人をふやす。	発達障害	20～29歳	男
家族の中で聴障者が無理なくコミュニケーションがとれる方法、親や他の家族の会話を聴障児が理解できることの大切さを知らせ、そのためにはそのようにすればよいかを専門家がアドバイスできるシステムを作ること。	聴覚障害	60～69歳	男
家族の中に親の兄弟やいとこにも中に入ってもらい、手たすけが出来ればいいと思います。	知的障害	30～39歳	男
家族を介護する障害者に支援をおこなうこと。子どもを育てる障害者に子育て支援等をおこなうこと。認定調査では、障害者個人の機能的障害だけでなく、家族全体を支える介護体制をつくること。障害者に対する車での移動支援を充実させ、家族の負担を軽減すること。	視覚障害	50～59歳	女
家族会も家族だけでがんばっている印象、当事者団体も周囲のサポートがないとなかなかうまく立ち行かないので、やはり社会全体の理解が不可欠。制度や工夫がほしい。	精神障害	20～29歳	女
家族同志が仲良く助け合う事は勿論ですが、他人とのふれ合い、かかわりも必要である。	盲ろう	50～59歳	女
家族内でのコミュニケーション支援	聴覚障害	40～49歳	男
介助の家族も同等（に障害者）にあつかってほしい	肢体不自由	70歳以上	男
各家庭の子供達にも障害の理解を得るために障害者の家庭の様子など学校を通じてファンディの時間をとってすこしでも障害者の理解があればよいかと考えてます	視覚障害	60～69歳	男
近くに住む手話サークル等、ボランティアとして援助できる体制を作ってほしい。	盲ろう	40～49歳	男
権利擁護（アドボカシー）を進めるために当事者も含め教育されたアドボケーターの設置と差別事例を受け止め解決する機関などの設置。	肢体不自由	50～59歳	男
公的支援が不足、もっと充実してほしい。	精神障害	40～49歳	男
妻と2人暮らしだが、妻に万一のことがあったら一人で暮して行けるか、いつも不安に思っている	肢体不自由	50～59歳	男
災害時などの緊急時の支援体制をとって欲しい	内部障害	70歳以上	男
障害を持った人の家族が一番つかれてる現状をなんとか軽減	肢体不自由	60～69歳	男
障害者がいると何か不思議な見方をする	聴覚障害	60～69歳	男
障害者から生まれた子供の子育てや病院の付きそいについて、ヘルパー制度を利用できるようにしてほしい	肢体不自由	50～59歳	女
障害者だけでなく家族のケア、カウンセラーも保障すべき。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者の介助が家族の責任という風潮をあらためること、障害があっても家族としての役割や価値は変わらないということを啓発すること	視覚障害	50～59歳	女
障害者を家族に持った人への適切な相談、サポートのできる組織の育成	肢体不自由	50～59歳	男
障害者家族が高齢となると居住する処に支援が必要	肢体不自由	60～69歳	男
親が働きたくても働けない状態、資格を持っていても働けない。政治は家族に対しても何らかの援助を考え、心身の安定を少なからず与えて欲しい。	精神障害	70歳以上	女
親の会だけではなく、本人たちの当事者団体経済支援を充実させてほしい。	重複障害	30～39歳	男
成年後見制度がわかりにくい。情報提供してほしい。	精神障害	40～49歳	男
精神障害者の場合、家族に代位責任や他諸々の責任を設けている。これは、明治時代からの「115年程前の常識」でしかない。主権在民と言うならば、憲法14条に見合う制度が必要である。			

IX－２（３）

記述内容	障害種別	年齢	性別
相談支援事業の活用をすること。	肢体不自由	20～29歳	男
地域に又、近所に介助、支援者を置く。見回り、声かけを頻繁に行うこと(但し、相手が必要とした場合のみ)	知的障害	30～39歳	男
聴障者のコミ支援は本人だけでなく、本人とコミする周囲の家族に対するコミ方法、対応方法の支援も必要。つまりどう話しかければよいかどう話せばよいのか、必要に応じて手話予習の支援など。	聴覚障害	40～49歳	男
特に重度障害者に対して充実してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
二人三きゃく、いつになっても大事だと思う。支えあいこそ。よりよい社会へ!!	発達障害	30～39歳	男
悩みもある、カウンセラーも！専門な言葉をいわないで気持ちを柔げるようなふんいきを！	聴覚障害	40～49歳	女
母が80才になり寝たきりになるまで、全く居宅介護を受けられず、障害が年々悪化した。いくら親とは言え、80才まで障害者の世話をさせようとするのはおかしい。きちんとした実情を把握し、いくら同居者がいようと、必要な状況であれば介助が受けられるようにしてほしい。きちんと介助を受け、障害が悪くならなければ、これほどの介助を必要とするには至らなかったと言えるのだから。	難病	50～59歳	女

IXその他について

2（4）団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者も参加しやすい活動を企画すること （同意見　他23名）	視覚障害	50～59歳	男
イベントなどで障害者の席を設けること、行列や待ち時間で優先すること （同意見　他21名）	内部障害	60～69歳	女
足が悪くて歩くのが遅くて場所に行っても座る所がなくても仲々みんな座らせてくれないのが現状です	肢体不自由	70歳以上	男
・「障害者を理解する気持ち」が必要。行政主導による地域住民の徹底した教育が必要。心ない人が多過ぎるので。	聴覚障害	40～49歳	男
・患者（障害者）団体として、‘家族との交流会’を開いたが、病気、食事、医師、看護婦との問題と家族の不安や不満が多く出された。患者家族の訴え→患者団体→行政・病院・関係団体　相談（個別の）に機能的に動くネットワーク化が必要	内部障害	60～69歳	男
・障害者が参加しやすい工夫がされていることのわかりやすいインフォメーションがほしい。一般の参加者にも、理解が得られるようインフォメーションを工夫してほしい	難病	20～29歳	女
1. 町内会の総会に手話通訳者が付くように予算化してほしい。2. 町内会のみならず、近郊町内会と連けいし、手話通訳の育成のため予算化してほしい。	聴覚障害	60～69歳	男
①障害者と云うバリアを己から脱ぴする努力②障害に対する家族理解とさせる。③社会のバリアを除去する為には学校での福祉教育を継続的に一定の学年を定めて本物を体験させる。※まとめ上記3項のバリアを取り除く為の施策をしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
Mションの役員に紙キレー枚で決定された。辞任はできないというメッセージ付。仕方なく2年年期でやっているものの、1つの部を3人でやると出来ることも聞こえないということでハズされるゴミの立札立て役は3人公平にやっているが・・・	聴覚障害	60～69歳	女
いろいろな障害者に合った情報を提供するように支援してほしい（手話通訳、解手話、音声、介護など）			
うちの町内に車イスの人も居るが出席していません。何かを感じているのでしょう。	聴覚障害	60～69歳	女
きこえない、きこえにくい人はどこにでもいる。多数の人が参加する行事等には要約筆記や文字情報を提示するのを当然のこととしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	男
ちいきのこうりゅういっしょにたのしみたい			
どんな行事でも受け入れることを前提に考えること。特別な配慮をするのではなく、必要な配慮を考える。	肢体不自由	50～59歳	男
やりたいことを、そんちょうしたい。わかってもらえる(一般)ようにしたら、なおうれしい。	発達障害	30～39歳	男
ろう者が参加しやすいように通訳がついてほしい	聴覚障害	20～29歳	女
安価で行ける旅行があれば良い。障害者に配慮した旅行ツアーなどあれば良いのではないか。	重複障害	30～39歳	男
一般と同じあつかいをすること、本人が望む支援を手伝ってもらう。当事者団体の活動に理解をしてほしい。必要に応じてボランティアの手伝ができるようにしてほしい。スポーツや余暇で手伝ほしい時にボランティアさんがきてくれるようにしてほしい。	知的障害	40～49歳	男
家族の介護等で行事参加がむずかしい場合等は、参加の強要をしないでほしい。	重複障害	20～29歳	男
介助者及ボランティアの配りょが必要	肢体不自由	60～69歳	男
会場は、スロープなど段差がなく、車イス用トイレなど車イスでも移動し易い場所で開催すること。	難病	30～39歳	女
回覧板	視覚障害	50～59歳	男
各町内会ではそこに住む障害者の特性に応じた配慮を（参加を嫌がる人もいる）	視覚障害	50～59歳	男
県育成会や地区育成会で本人活動への参加をして欲しい。本人活動をとおして、仲間作りをして欲しい。	知的障害	40～49歳	男
行事には手話通訳、要約筆記をつけてもらう	聴覚障害	40～49歳	女
行列や待ち時間で優先することより、普通に並んで順番を待ちたい	肢体不自由	40～49歳	男
国民全体の理解がほしい。	精神障害	40～49歳	男
災害訓練には参加するが、聞こえないので、何をやっているのか分からない。要約筆記を頼みたい。町内会の総会。参加しないと何を言われるか…参加するためには要約筆記がほしい。（どうせ聞こえないけど）	聴覚障害	40～49歳	女
参加しやすいように、手話通訳を加える工夫して欲しい。主催側が手話通訳依頼をして欲しい。	聴覚障害	40～49歳	女
参加しやすいようにさそってあげる	精神障害	40～49歳	男
参加を受け入れてください	聴覚障害	70歳以上	男
視覚障害であれば、晴眼者が目隠し状態でもできるスポーツ運動を、工夫することで参加しやすくなる。	視覚障害	70歳以上	男
車イストイレをつけてもらいたい	肢体不自由	60～69歳	男
車いす使用の障害者においても民生委員など地域の役員として活動できる障害者は支援者にもなれる地域社会の構造であり、意識改革を進めて、真の共生社会を実現したい。この観点からの施策を推進いただきたい。	肢体不自由	60～69歳	男
手話通訳、要約筆記、磁気ループを設置すること。必要に応じて、要約筆記とこれら用の照明を用意すること。			
手話通訳者派遣してほしい	聴覚障害	50～59歳	男
出席したいのであればどうどうと参加すれば良い、工夫なんかいらない、自分にまけているだけ	肢体不自由	30～39歳	女
障害を受け入れる体質を育てること	視覚障害	60～69歳	男
障害者、きこえない人を無視しないで頂きたい。障害ある、なしに関わらず本当の平等、平和を！	聴覚障害	40～49歳	女
障害者が参加する時に、チケット代とか交通費を介助者の分を負担してほしい。政治活動や宗教の集まりに介助者を認めてほしい	盲ろう	50～59歳	男
障害者にも出来る企画を考えてもらいたい。	聴覚障害	60～69歳	男
身体障害があっても行事への参加を喜ぶ組織や町内会は結束も強く、相互に助けあっておりトラブルも少ない。	聴覚障害	30～39歳	男
組長になっても会ギなどウツ状態の時の免除			
体育大会で、順位や成績をきそう大会ではなくて、だれもが「参加する事に意味がある大会」を企画してほしい。	重複障害	30～39歳	男
大阪市の自治体のイベントにはコーラス、バザー等を家族会、一般（ボランティア）も加え参加しております。	精神障害	70歳以上	女
地域の行事で情報保障を求める時、手話通訳の依頼で費用がかかると受けとめられて、拒否されれることがあり、行政からの補助制度や福祉課依頼があることの宣伝を徹底してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
地域の方が利用する公民館（コミュニティセンター）がいなかでは、和室になっていることが多い。車イスで参加しにくいので、何か対応が必要。	肢体不自由	50～59歳	男
地域行事などの企画に障害者が参画できるようにすること。障害者が行事などに参加できるよう移動支援をおこなうこと。	視覚障害	50～59歳	女
町会役員を持ち回りで強制されるが、会議、集会に聞こえない世帯主ではなく、聞こえる家族の出席を求められた。			
町内会で難聴が少ないところでは理解がなく役をしたくても声がかからない。	聴覚障害	70歳以上	女
町内会の行事には殆んど参加していない。メモして伝えて下さる人がいれば参加できるが。	聴覚障害	70歳以上	女

IX－２（４）

記述内容	障害種別	年齢	性別
町内会へ参加するときに、手話通訳や文字通訳の派遣を依頼しても応じてくれない地域もあるようだ。障害者にとって地域の支えは大きなものがあるので、こうした制限は撤廃してほしい	聴覚障害	60～69歳	男
田舎では未だ「人工肛門」「人工膀胱」の造設している者に対して偏見があります。「会員名簿」に記載しないで下さいとか「会員広報」の配賦に際し帯封でなく封筒に入れて欲しいとの要望があります。	内部障害	70歳以上	男
特別扱いせず、そのままの姿で受け入れ、支援してほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
普段のつきあいがないためにあれこれと要求すると、いやな顔をされるので今はあきらめている。地域での活動って何だろう－手話サークルに手伝ってもらうわけにはいかないし手話のできる人を増やしたいと30年間もかんばってきたが私の地域に手話のできる人がいない。そういう世の中。	聴覚障害	50～59歳	女
文字表示(電光掲示板)を町内でイベントを活用してほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
放送ではきこえないので字幕掲示板と〇手通訳者をつけて！	聴覚障害	40～49歳	女
法律における精神障害者に対する「社会防衛」思想は、法文をきちんと知らない者においてさえ、「常識としての悪感情」を植え付けている。この事は法の改正、報道のあり方を考え直さないと地域行事への参加は否定され易い。精神―犯罪―無罪と言う偏見が有る限り、地域参加は個人的努力の集成にしか方法が無い。			
本人のできることを認めて役割を与えること	重複障害	40～49歳	男

＜さいごに＞
この調査を通してお気づきの点などがあれば、ご自由にお書きください

記述内容	障害種別	年齢	性別
医りょうさいばんこれからふえると思うのに司法にあっとうてきな力がない。法ち国かとはとても思えない。いつまでも「医者がえらい」と信じこんでいる。	難病	50～59歳	女
※全てが欠けています！（配慮がない等）	聴覚障害	40～49歳	女
重要で「ない」ものなどひとつもございません。	聴覚障害	30～39歳	男
分けない社会	知的障害	30～39歳	男
（希望）アンケート結果を頂きたい。	重複障害	60～69歳	男
（気になる事を言われた刻、気持ちを変えれるようなポスターみたいな目じるしが有ると良い。しかし気が変れるのは人によってチガイに変えるCMやポスターの広告を出すと少しずつ変れる人もいる。）	重複障害	30～39歳	男
（憲法14条25条）ようになってほしい	聴覚障害	40～49歳	男
「◎を1つだけつけてください」というのは無理です…。せめて2つあれば…。	肢体不自由	30～39歳	男
「障害者」と書いてありますが人権を尊重して障がい者と「害」を「がい」に表記を変えてもらいたい。	聴覚障害	70歳以上	男
●）どうやってこのアンケート調査用紙を小さな返信封筒に入れるのか！！こんなアンケートが何の役に立つのか理解不能です。どうせ、天下りで適当にアンケート調査して、仕事と称して、高額な給与やボーナスを、税金から取っているだけの人が、運営しているのでしょう、バカみたい！！			
◎この調査用紙が自宅に来たのは2月18日(水)夕方。それを27日までに回答せよというのはあまりに時間がない。しかも内容は多岐にわたり、量も多い。言いたいことは多いし、今後は直接面談での聞き取り調査を強く望む。（他筆）◎この調査結果を知りたい。小冊子を点字にして個人に送ってほしい。（団体でなく）それが出来ないなら貴協会こそが不親切で差別的です。◎追伸、普段、思っていてもなかなか訴える機会がなかったアンケートを実施して下さってありがとうございます。調査のしつ様でなく、結果を生かして下さることを望みます。	視覚障害	60～69歳	女
◎はどこでもつけにくい。アンケートの質問事項とどれも必要だから書いているのに何がいちばん重要かと言う質問はなじまないと思う。結果どんな形で反映されるかを聞いてみたい。	肢体不自由	50～59歳	男
○印をひとつもつけませんでした。私は障害を理由に差別されたことは一度もありませんし、配慮や工夫が必要だとも思いません。なぜなら、「これは差別だ！」と声を上げれば、まるで腫れ物に触わったかのようにとび上がって、人々が改善に努めるのが今の社会だからです。これは障害者にとっては、たいへん恵まれた、良い社会だと思います。これ以上の「配慮」「工夫」は、いたずらに社会的コストを増大させるばかりで好ましくありません。	精神障害	40～49歳	男
◎障害のある本人への調査という事ですが、理解・返答の出来ない(出来る人は数少ないでしょう)知的障害者への内容にはかなり隔たりがありました。知的障害者の理解を深めて頂き、調査内容にご検討下さいますようお願いいたします。〃質問に答えて(代返)いきながら、この質問事態が差別ではないか!と思ったのは事実です。宜しくおねがい致します。〃	知的障害	30～39歳	男
○障害者の正しい理解を得るために健常者と障害者との交流を増やしていくことが大切であると思う○アンケートも電子メールで解答できるようにしてほしい	視覚障害	40～49歳	男
◎生きる意味の教育→マンガ、映画化してよりよい生き方にむける事が今後の課題として取りあげられると思います。◎福祉現場・福祉行政両面重要だと思いますが福祉現場の第一線を直視して現場の条件ひきあげ、改善、改良、高齢化に伴う政治的介入、較差ぜせい等この国が豊かさを作り上げる良い機会と感じます	精神障害	30～39歳	男
◎特にこまったことがないから。（代筆者）中度の方へ質問をしましたが、言いまわり等が難しく、理解してもらうのにかなりの時間を要しました。	知的障害	20～29歳	女
○返信用封筒が小さすぎる。○字が見づらい。○問が多すぎる。	視覚障害	40～49歳	男
・50ページにわたるアンケートは量が多く、つかれました。・わたしたちが、住み良い、くらしやすい社会になってほしい。	肢体不自由	20～29歳	男
・オストメイトの実情と生活をもっと理解してほしい・オストメイトの老後の不安を解消してほしい→認知症になったら→身体・目が不自由になったら、だれがパウチの対応してくれるの・オストラー協会をはじめとする相談できる窓口を増してほしい。	内部障害	60～69歳	男
・この調査をして、どうするのですか？ここに書いた通りに、実行に移すのであれば良いのですが、ただまとめて数字化、グラフ化して、報告するだけ！では非常に迷惑なので、中止して下さい。時間の無駄！です。障害者の気持をもっと理解して下さい。	聴覚障害	40～49歳	男
・回答数が多いので、最初に目次をつけてほしい・返却日が短いので、視覚障害者に配慮したスケジュールにしてほしい	盲ろう	20～29歳	男
・経済的な理由だけで福祉制度等の支援を受けられないと言う事がないようにして欲しい・基本的人権を尊重されるようにして欲しい（健康で最低限の生活を送れるように）	視覚障害	60～69歳	女
・今のところ◎○はこれだけですが1年をとれば多くなると思います・このアンケートで障害と言ってもいろいろあること出来ること出来ないことも個人差があり考えさせられました・相談はいつでもまず自分に聞いてほしい・なるべく自分のことは自分で出来るように今から心掛けていかなくては自分がさみしい思いをすると思う	知的障害	30～39歳	男
・仕事をしていない人に雇用のことを聞かれても答えにくい所がある。・「拒否」や「制限」など区別がしにくい。	肢体不自由	20～29歳	男
・質問が多い・文章がわかりづらい	肢体不自由	40～49歳	男
・質問の形式が難かしい。誰れでも判るように作ること・若い人への調査である	内部障害	70歳以上	男
・障害者は地域社会から疎外される場面がまだまだ存在する。健常者への理解不足である。・障害者の助成（補装具）、補助金は、市町村によって、ものすごい格差がある。国で統一できないものか。・法の確立を望む。不充分な個所がが多々ある。	内部障害	70歳以上	男
・是非障害者差別禁止法を制定してほしい。・自立支援法による定率負担をなくしてほしい。・盲ろう者の通訳介助派遣制度の時間制限をなくしてほしい。・派遣中の自家用車利用を認めてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
・生活保障が最っとも重要。年金（障害年金を含む）。生活保護。雇用などで、生活ができる所得保障が必要かつ最重要である。・個々に必要な福祉、介護の利用制限が多くて困る。必要なものが利用できるようにして欲しい。	内部障害	70歳以上	男
・設問に対し、回答しにくい。・障害別に設問すべきではないか。	内部障害	50～59歳	女

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
・全てを健常者と同等にあつかえと言うのではなく、それなりの配慮をしてほしい・重度であれば、今は家族が全て対応しているが、今後、どの様になっていくのか？成年後見も必要だと思うが、制度ががんじがらめになっている気がする。	発達障害	20～29歳	男
・同じような問いが多過ぎる。・障害別の調査の方が答え安い。・差別問題を問われるのは失礼な箇所もあった。・どこまで書けば良いのか分りにくかった。	聴覚障害	70歳以上	女
・内部障害者(透析患者)にとって福祉に関することに対して‘差別’は感じられません。・雇用・就業の問題は、障害者が社会で生活する意味で根本的なものです。(障害者が社会の中で、喜びを感じ意義を見い出す場であり、生活のカテ(賃金)を得る活動が就労と考えている。)・事例のある設問(すべて)は〇を記した・お願い　調査項目が多すぎる(疲れた)し、設問の理解も厳しいものがあります。例えば障害者別にとか、障害者が比較的簡単に答えられる設問にしてほしい。	内部障害	60～69歳	男
・本人が記載するには、とてもむずかしい内容です。とても息子には説明しずらく、なかなか理解するには時間がかかりました。・問1～問9の分野どれもとても大事です。〇と◎での記入はとてもむずかしく、「代わり記入」ですがいろいろな項目に悩みました。	知的障害	20～29歳	男
※電話帳にTEL番号と同列にFAX番号を入れてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
※病気入院中につき記入出来ませんでした。※点字からアンケート用紙記入には大変苦労します。充分な時間が必要です。	視覚障害	60～69歳	男
18才の10月18日、医療事故で脊髄損傷に成りました。その日は天皇の婚約発表でした。私は婚約を解消されました。1940年生まれの私は国民年金と附加を466ヶ月かけていました。回覧で70才から受取ると、188%に成ると書いてあったので自分にも友人にも「70才から貰おうね！」と楽しみでした。去る24日、役所の人権相談に行って話したのですが、私の場合、福祉障害年金を貰っているので188%は出ないとの事でした。65才までの額なら出るそうで障害年金かどちらか額の高い方を受給するのだそうです。これこそ差別だと思います。老齢年金を障害年金と切りかえて私たちにも188%受取れるようにして下さい。	肢体不自由	60～69歳	女
①教育(福祉教育)の充実と(当事者・家族・支援者・行政・地域市民)との連携強化とサポート体制の充実。②雇用、就業支援(所得保障)の支援があれば、ふつうの市民生活を出来る精神当事者は数(ニーズ)はあります。③①＋②があれば、納税者市民です。ふつうにくらし、はたらき、文化生活が出来ていれば恋愛・結婚も可能な社会をノーマライゼーションではないのでしょうか？	重複障害	40～49歳	男
①設問が、「差別にあたると考え」るものはどれか、という形式では、全項目に〇が付いてしまうので、調査の方法としてどうか。どの差別なら許し、どの差別は重要か、と問うのは、どうか。差別はすべてよくないのではないか。②「付け加えたい事例」としてではなく、経験したこと、見たこと、身近で感じたこと、等を問うたほうが、実態がつかめるのではないか。③返信用の封筒が小さく、入れにくい。	肢体不自由	60～69歳	男
①返信用封筒のサイズが小さいので、専用回答用紙があるのかと探したが見当たらなかったので、この冊子を直接入れます。何が入っているか？の説明(一覧表)も欲しかったです。②返信用封筒は封ができるよう、両面テープをつけて欲しかったです。障害者への配慮が足りないと感じます。	盲ろう	50～59歳	男
20才の精神障害者が普通に結婚できて就職できて大学も卒業できて、普通に家庭で暮らせる社会は、いつか必ずくると信じています。制度も大事ですが、当事者のピアの知恵と知識を集めて、改革していくことは可能です。しかし、その育●は政府や厚労省がやった方がより効果的です。国会の場において、障害者福祉とか大きく取り上げられたことはありませんでした。自立支援法導入のときも、取り上げられ方は小さなものでした。国防、経済、外交と重要問題は山積しています。しかし、障害者の問題も小さくはありません。	精神障害	40～49歳	男
3障害に分けてアンケートをとってもらうとより充実したデータが出来ると思います※(当事者以外の障害については答えられない)	精神障害	30～39歳	男
3障害を同じレベルで扱ってほしい。(今精神障害が一番レベルが低いように思います)	精神障害	30～39歳	男
NHKでは、テレビでアスペルガーなどの障害を取り上げてくれるようになったので、うれしい。もっともっと沢山の人にアスペルガーや自閉症の人のしょうじょうを知って理解し支援してほしい。	発達障害	10～19歳	男
あまりに長すぎるページ数でした。	肢体不自由	50～59歳	男
アメリカ、ヨーロッパでは盲ろう者に対応できるヘレンケラーセンターがある。日本にも同様の施設がほしい	盲ろう	40～49歳	男
あらゆる理由でこのアンケートに答えていない障害児、者の意見や思いも、慎重に考えた上で、調査結果を役立てもらいたい。			
アンケートに答えて行くうちに、いろいろと勉強になりました。心に残っていることも記して頂きました。	視覚障害	60～69歳	男
アンケートに目を通して行くと障害者にはいろんな障害があり、私は内部障害ですので今回のアンケートに答えがありません。各障害毎に対してのアンケートにして頂けたらと思います。	内部障害	70歳以上	男
アンケートのこうもくが多くてとてもつかれました。また、目次があれば書きやすかったのにとも思いました。とにかくそのこうもくにあったかいとうというものができない状態であることをおわびします。そして－。９月のアンケートけっかもですが、今回のアンケートけっかも、いただければうれしいでう。今後ともよろしくおねがいします。	重複障害	40～49歳	女
アンケートの主旨が理解出来にくい。	肢体不自由	70歳以上	男
アンケートの内容は人として人間として考える内容の様に思います。障害の有無に関係なく社会生活に必要な事柄の様に思います。私は障害手帳1種1級です。(両上下肢機能障害)福祉とは障害者だけのものではない	肢体不自由	50～59歳	男
アンケートを記載する立場で障害者自身の質問としてとらいることが難しいところがあり、理解出来ない調査であった。(常識的、あたりまい、一般的な事として感じた。)	視覚障害	70歳以上	男
アンケート書きにくかった(わかりにくかった)。自分のことだけでなく仲間の話を書いていいのか？	聴覚障害	50～59歳	女
アンケート内容が長すぎ、重複するものが見受けられ、疲れました。	肢体不自由	30～39歳	女
アンケート内容をテープにしてほしい(視覚障害者)から。	視覚障害	60～69歳	男
イ)障害区分、障害程度にもよりますが、差別とは考えにくく、一般的なものが多々ありました。ロ)福祉、医療、保健等にはいろいろな制度がありますが、複雑な上、言葉に外来語が多く、言葉のバリアフリーが必要。	肢体不自由	60～69歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
いずれの区分にも入らない事例を記します。・地下鉄の中で日本人の親子連れの子どものほうに、「Mommy、I don't want to sit next to her（彼女の横になんか座りたくないよ）」と英語で言われた。ここには2つの差別（①障害者は英語を理解するはずがない。②障害者の横に座りたくない。）がある。一瞬躊躇したが、「Why not?（なんでいやなのよ）」と言い返したら、ギョッとした顔をした。残念なことに、母親は聞こえない振りをしていた。・地元の公民館で障害関係のイベントがあり受付を手伝っていた時、少し受付が落ち着いたので、締め切りが迫っていた原稿を書いていた。それを見た公民館の清掃スタッフに「おねえちゃん、えらいなぁ。字を書く練習してるんか」と言われた。	肢体不自由	0	女
いままでに差別を受けたことがありません	肢体不自由	60～69歳	男
オストメイトの社会的認知を普及させる事が必要であると思われる。	内部障害	70歳以上	男
お願い。車椅子トイレ設置がかなり出来ておりますが、取り付に表示がされている所は、行政機関、一部の商業（大型店）。チェン店や小売店でも共用トイレがある所が多くなっておりますので、この際この様な店舗に対して統一した表示義務を指導して頂ければ、もっと車椅子やオストミーの障害者の方が外出に不安を感じず、社会参加が広がると思います。			
かならず親がいっしょなので今は差別を、強くは感じない。	重複障害	30～39歳	女
かんたんなせつめい字は大きく、公務員のさいきょういく	肢体不自由	50～59歳	男
ここ10年程、聴覚障害者に対する情況は格段に進んできているが、まだまだいたるところにバリアが存在します。障害があってもなくても同じ社会の中で差別することなく、「あたりまえの生活」ができるよう願っています。	聴覚障害	70歳以上	女
このアンケートが生かされることを願ってやみません。	聴覚障害	50～59歳	女
このアンケートが反映されて私たちの生活が改善されることを願います	肢体不自由	30～39歳	女
このアンケートで感じた事は、どの調査でも、…してほしい、とか、もとめてばかりで少し努力すれば、なんでもないことが多かった。	肢体不自由	60～69歳	男
このアンケートにより、私が、ひがいをうけるようなことがあるとこまる。	精神障害	40～49歳	男
このアンケートの内容を見たところ、かなり障害者への考え方が遅れている人が作ったものだと感じた。もっと現状を調べる必要がある。	精神障害	30～39歳	男
このアンケートは難しい。	知的障害	30～39歳	男
このアンケートを扱う問題に「重要でない」ものがあるのか強く疑問に思った。また、返信用封筒とアンケート冊子の大きさの違いに戸惑った。もう少し大きな封筒でないと返送が困難であり、結果回答意欲を削ぐことになるなるのではないか。	発達障害	10～19歳	男
このごろそうりがつぎつきとかわっているのでもっとしっかり、せきにんをもってこうどうに表してくれる事をねがっています。	知的障害	30～39歳	男
このような調査に対する回答は初めてですが重要だと思います。結果について興味を抱いています。	内部障害	70歳以上	男
この事例調査を通じて明るい社会の実現に向かうのであれば今後も引き続き調査をしてほしい。今まで気づかなかった事が判明し、改善に向かうと考える。	聴覚障害	60～69歳	男
この社会にどうして差別が存在するのか、私にはどうしてもわかりません。弱さをもてばもつほど人はやさしく人間らしくさえいられるように感じます。いのちは、気持ち、思い、心はつながるためにあると、人は共に生きるようにつくられてあると思うのです。弱さを絆にしてみんな違ってみんないい！はず…	精神障害	40～49歳	女
この世の中障がい者だけが差別されている訳ではない事を障がい者にも理解させた方が良い。工夫をしてもらわなければならないのであれば自分に合った学校に行けば良い。本人の気の弱さと自分で努力する気持ちだと思う。別に人は十人十色でいいんじゃない、その事で成長するかダメになるか。障がい者だけに限らない。健常者と障がい者の支払うお金の価値は同じと店に言う。例えば1000円は1000円障がい者だから負けてくれるの？と言う。親のさべつはともかく自分の結婚は100％自分の意志。反対されてあきらめるんだったら、それだけの人間でしかないしただのイクジナシ。自分の思い通りに、甘えず生きてこそ心だけは健常者なのでは。防止も配慮も工夫もいらない。まずあなたの中からさべつの字を消して下さい	肢体不自由	30～39歳	女
この設問のやり方ですと、全部に〇をつけたくなりました。〇をつけなくてもよいものなどなくて、困りました。ただ、「あなたが」してほしいこと、という事ですので、たとえば教育、育成などのように70歳以上の私には、現在の教育はよく判らないことから、経験の少ないものには〇をつけないでおきました。でも実際には、全部に〇をつけたい心境です。	聴覚障害	70歳以上	女
この調査での障害を理由とする差別事例という観点からは、ややニュアンスを異にしこの調査の質問事項に該当しにくいと思いましたので　私の事例をこゝに別紙にしたためましたのでどうぞよろしくお願い致します①医療過程での突然の障害でインシュリンが廃絶しコントロールが非常に困難なブリトル型IDDMにされました。障害年金も拒絶され、難病認定も無視され現在に至っています。これは他の難病、障害etcと比べ大きな差別です②此度新しいインシュリンポンプを取り付け直後器具の不具合（不具合多発を見切発車したメーカーも問題）から高血糖連発、意識不明となり救急車で搬送されるもたらい回しの後4つ目の病院の24時間ICUに入院し一命はとりとめたものの県内（救急車は県内の病院限定）の病院では私の重篤なIDDM治療は全く未知領域で地獄のような入院生活でした。救急車が県内の病院限定というのも医療システム（政治的）の問題乍ら大きな差別に苦しみました。③毎日IDDMの管理で私は10～15回/日（300～400回/月）のBGチェックが必要なのにそのチェックのためのセンサーは150枚/月以上は自費購入で大変な出費に苦しんでいます。（本来は保険点数（3820点）の中で必要枚数支給すべきだが現実は・・・）	重複障害	60～69歳	女
この調査で何がどうなるのか分からない。	肢体不自由	50～59歳	男
この調査で何にがわかりますか？田舎の小さな町では、福祉も医療もみんな後れています。又、行政もなにもしません。	重複障害	70歳以上	男
この調査の、答え方が良く判らない、障害者自身が、福祉に対して、どうかと云う事だと思うが、質問の仕方がおかしい。まして、身障者が字を書いて、答える様な、事は不備である。	肢体不自由	50～59歳	女
この調査は知的障害（B）のある本人に聞いても全く答えられない設問でした。代筆する親も実際の生活の場では、差別されている実感が少ないので苦労しました。例をみて、あーそうかと他の障害のある人を思い浮かべ回答しました。しかし、一番差別しているのは親であるという思いは常々感じていましたが、あらためてそうだと認識しました。ずい分難かしかったです。	知的障害	30～39歳	女

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
この調査は無駄だと思います。特に重要だと思うこと・・・それに◎？それもおかしな話です。今回は記入した私は本人の家族にあたる訳ですが、この調査は代筆のできる人のいる家庭でないと回答はできません。私の両親は2人とも視覚障害がありますが、私が読まないと何の調査かすら分かりません。フリガナを使用して知的に障害を持っている方には分かりやすい調査内容でしょうね。しかし、視覚障害の方（弱視の方にはチカチカして見にくい、（行間が無いから）全盲の方には点字資料を作成する）などの対応はできなかったのでしょうか？これこそ1つの	重複障害	60～69歳	女
この調査を実施して下さってありがとうございます。これに基づいて実際に行っていただけると（特に行政）助かります。	聴覚障害	50～59歳	女
この調査を痛して内容が同じようなものがありました。	重複障害	50～59歳	女
この調査を通して気づいた点としましては、やむをえないと思いますが、問1～9までのご質問が重複したところが多々あるように感じられましたので、意にそぐわれないところがおありとは存じますが、そこのところはどうかお許しくださいますようお願い申し上げます。	視覚障害	60～69歳	男
この調査方法自体、点字使用の視覚障害者の存在を無視しているといわざるを得ない。「障害者に対する障害を理由とする差別事例などの調査」と謳いながら、調査方法に差別的手法を用いていることに強い憤りを感じた。	視覚障害	60～69歳	男
コミュニケーションがとれない人なので共に生きてきて、差別を受けた事について親が記入しました。ほとんどが知的障害者の為感じずに来ました。まわりの人の事を考えると〇をつける所が沢山ありますがあくまで本人に聞いているという形をとっているので、〇がつけられませんでした、あしからず。	発達障害	30～39歳	男
これから高老れい化、障害者の為国がしっかりしてほしいです。	視覚障害	70歳以上	女
これだけの量を全ての人が答えるというのは難しい事です。アンケートも、もう少し配慮が必要だと思います。	肢体不自由	30～39歳	女
これは差別調査である。点字は視覚障害者の文字であり、それを正式な解答用紙に書き写すこと（墨訳）として欲しい。調査内容の点訳にも「◎、〇」など問題が多すぎる。これについては、点字版制作、調査協力した団体にも意義あり、である。	視覚障害	40～49歳	女
これまで、特別に差別を受けた事はない。軽度の視覚障害（5級）のため、近くにいない人は、わからず、挨拶をしなくて、誤解を受ける事は、いつもある。このような事があっても、自身を持って生きたら良いと思う。	視覚障害	60～69歳	男
こんなアンケートをするようなことが考えられない。地道な活動を通して、徐々に良くなってきていると思う。権利ばかり主張するのでなく、感謝の気持と自立心と自助努力が必要と思う。公的援助が必要な方々には大切な事ですが、差別が少くなるように祈っています。過去から差別と闘い権利獲得に努力された人たちに感謝しています。	精神障害	70歳以上	女
こんなにたくさん50ページ以上も差別事例などの調査記入したのは、初めてでした。いろんな障害者に対する障害を理由とする差別は多いですね。その差別の防止を図るために活用することはすごい!ことです。いろいろと大変でしょうが、調査結果の内容を盛り込んだ冊子を楽しみにしております。では、益々のご発展とご健康をお祈り致します。	聴覚障害	40～49歳	女
こんな長いアンケートは、止めてほしい	精神障害	50～59歳	男
さべつであってもなくても考えて生きやすくなることが一番。	精神障害	30～39歳	女
サポートする側のアンケートもとってみてほしい。	肢体不自由	30～39歳	女
しょうがいしゅべつのセクションで、私がいつも思うのは、一人のにんげんがかなり重しょうでなくても重いしょうがいをふくすうかかえるのは、とてもつらい事なのに外からみてしょうがい者にみえなくて、かるくみられるし、ヘルプも少ない。くるまイスもないし、白いつえもないし、ほちょうきもないし、いたみ止めのくすりもないし、すいみんやくがほしいだけなのにせいしんぶんれつと言いはられるし、はなしもきいてくれないし日本は海がいから（先しん国）“sick country”と呼ばれてるの知ってる？二度と行きたくない国のアンケートでで、「JAPAN」は1位だヨ。きたくなかった！！サイテー、日本国ケンポーは何のためにあるの？	難病	50～59歳	女
すべてにおいて、多少なりとも不満はあるが、少しでも住み良い世界になる事を願っています。	視覚障害	40～49歳	男
すべての面でやさしい配慮の必要性。（例）51ページのアンケート調査に対する入りずらいこの小さい返信用封筒とか。	知的障害	20～29歳	男
ぜひ今回のアンケートを幅広く生かして下さい。	精神障害	30～39歳	男
それほどいやな思いをしたことはありませんでした。したとしても、それを自分ではね返す周囲への啓発力を求められると思います。まずは人間性です。障がい者である前に。	視覚障害	30～39歳	女
たまに県内小・中学校の作品展展示会がある。その時に何故か「特殊障害者コーナー」だけ別の部屋で展示される事を見ると腹立たしい。「同じ作品なのに何故別々にするか！」と。いつか、どこかで見たら注意したい！！最初から障害者が作った物と知って評価する事と、最初から知らずに評価するには大きな違いがあると思う。貴方ならどう思いますか？			
つかれました。	聴覚障害	50～59歳	女
とても書きにくい。くつの上から足をかいているかんじ。差別と言われると書けない。納得がいかない、悲しい、くらしにくいなどの聞かれ方なら思いあたることがもっとあるかも。「本人に代わって（想像して）書く」ようにしたが、親はこう感じた、本人がこういう扱いを受けた、ことでも本人には「差別の認識」はないと思われる。だとするとここに書いたことは「本人に代わって」ないことになる。となるとうちはこれに答える立場ではないかもしれないと思いながら返送します。親が感じていることならもっとありますが。	知的障害	30～39歳	男
どの項目が重要ということはない。どれも一般にありうることであるが、少しでも行政や政治をはじめに差別をなくしてほしい。	視覚障害	40～49歳	男
どんな障害を持つ人すべてその障害に応じた福祉が大切と思う。又差別をなくするよう努力してほしい	聴覚障害	70歳以上	女
なにがあっても、差別はいけないと思いました。みんなが、明るく住みやすい日本にしていってほしいです。考え方を変えるだけで、いろんなことが変わってくると思います。	視覚障害	20～29歳	男
なんと言っても1番差別を取り除きたいのは人の心の中です。それには、障害の特性を知ってもらうことが第一歩だと思います。	知的障害	10～19歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
ハード面もいろいろありますが、ソフト面（人）の理解、育成で、補なえる事もたくさんあると思います。理解してもらうには障がい者が、社会参加する事が大切。社会参加しやすい社会を考えて、街作りをして欲しい。	視覚障害	40～49歳	女
パソコンや電子メールを使いきれない又は持って無い	精神障害	50～59歳	男
バリアフリーや差別の無い社会は必要と思うが障害者目線が優先しすぎて何でも健常者と障害者が同じにできるべきと考えるのはおかしいのでは？障害者もチャレンジは必要だが自己の能力の認識して必要な手段を講じる（自ら）事も必要と考えます。	内部障害	40～49歳	男
ハンデをかかえている当事者の立場でのアンケートとは何時も感じます。当事者の地域の第一線で障害活を取り組んで苦しみ歩んでいる人達を加えて検討した答でアンケトの質問方向と内容を作成するよう願います。やらない事よりやったほうが良いのですが・・・障害者団体の役員の若返りをしないと障害が取り残されてしまう気がします。制度を判りやすく公開すべきと最後願います。	肢体不自由	60～69歳	男
ふだん忘れたふりをしている幼い頃を思い出しけっこう、つらかったです。幼い子供の精神的な支えを、強化してほしい、と思っています。	肢体不自由	50～59歳	女
まだまだ学校での先生方の発達障害の子供への対応は理解されていません。一日も早く困っている子供達を助けて下さい。そして困っている先生も親も助けて下さい。	発達障害	10～19歳	男
まだまだ障害者にとっては住みにくい世の中だと思います。もっともっと深く入り込んで本当に困っている人達を助けてほしいです。福祉に関する人達こそわかっていない人達が多いと思います。身体も健康、家庭もお金に困ることもない人達の福祉だからだと思います。本当に障害者の身になった福祉であってほしいと切に願います。	肢体不自由	50～59歳	男
むずかしかった。目のふじゆうのな人　歩けない人　耳のきこえない人のきもちは、わかんない　人にはなしをしたり、うまくかけない　しえんしゃがついてほしい			
もう少し回答しやすい、スッキリしたアンケートに出来なかっただろうか？出される側も回答する側も、あまり収穫の無いものであるように感じたのは私だけだろうか…。障害当事者のスキルアップ意識向上に結びつくものが見られなかったのが残念だとの思いが強く残った。	視覚障害	70歳以上	男
もう少し簡単な質問だと周囲の人に説明してもらわなくても出来たと思います。	知的障害	30～39歳	女
もっとわかりやすいアンケートにして下さい	肢体不自由	70歳以上	男
もっと福祉、介護関係の設問がほしかった。			
より多くの方が答えられるよう、もう少し簡易的なアンケートがあっても良いと思いました。	肢体不自由	20～29歳	女
ろうの障害者は「聞く、話す」が出来ないので、市の要綱で配慮されている。FAXで連絡して了解になる。ナはFAXでは不可、書類申込みを窓口でお願いして、速決にはならない、考えておきますの答。それでは病気などで病院へ行くのには不都合。身が危険にさらされる場合がある。	聴覚障害	70歳以上	男
ろう者は目に見えない（気づきにくい）障害です。コミュニケーションという大事なものが阻害されるのでそれらを気にすることなく社会参加できる世の中になってほしいです。	聴覚障害	20～29歳	女
わかりにくいアンケートで…もう少し絵とか付いてほしい。ページが多すぎる。	聴覚障害	30～39歳	女
わかりにくい質問があった。いみがわからなかった。日にちがなかった。仕事だったので時間がかぎられていた。かんたんな質問にしてほしい（どんな時に会社で困る。仕事をどこで見つけるか。悩みは誰に話すのか。）作るのに当事者どうしで室温を作ったほうがいい。	知的障害	40～49歳	男
安心して楽しく外出できるオストメイト対応トイレが欲しい。老後に不安（訪問看護・介護サービスの充実）。	内部障害	70歳以上	男
以前よりは視覚障害者も社会参加しやすくなりましたが、IT社会、車社会の中では、重度の視覚障害者にとっては、移動問題、職業問題、情報の制限などがあります。今後もよろしくお願いします。	視覚障害	60～69歳	男
一口に障害者と云っても、持っている障害によって欲しい制度、サービス配慮はまちまちです。その中でも、聴覚障害はコミュニケーション障害のハンデが大きく、それでいて、まわりから、重い障害に見えない為、配慮を求めるのか難しいです。手話のできる人も増えていますが、実際に使うのは（通訳してくれるという意味で）専門としている人だけで、むしろ手話ができなくても状況を筆談してくれる事の心使いの方が日常助かっています。	聴覚障害	40～49歳	女
一人の人間として認めてほしい。	精神障害	30～39歳	男
一般の人が一人一人ほんの少しづつ「障害」を理解し真のボランティア精神を子供の頃から学べる環境作りが大事と思います。「共に学び共に歩む」優しさを、子供の頃から身につけてほしいです。	盲ろう	70歳以上	女
一般の人に障害者のことを　わかってもらうようにしてほしい。	知的障害	30～39歳	男
一般の方が障害者に対しての見方は、差別ではなく、無認識です。社会全般への教育・啓発が今以上に必要です。	重複障害	20～29歳	男
一般的に障害者を低賃金で雇用して、たいへんな仕事をさせて、経営者がボロもうけすることをさけてもらいたい。	精神障害	60～69歳	男
下足をぬいで下さいなどの表示の所がある。それでは上バキ用のクツの設置又クツの脱着しやすい椅子の設置が望ましい。スリッパはダメです。	肢体不自由	70歳以上	男
何にもかも車いす福祉が良くならないと、何もこないと思う　障害者でもやはり、自分からやる気がないといけないと思う。たよる事だけではいけない	肢体不自由	70歳以上	男
家族として。本人は知的障害者で比較的社会性があり、出歩くことがあるが親として心配なので、良く事件報道で障害者に対し（弱い立場）ていじめ、暴力、金銭強奪などがあり、帰宅するまで安心出来ないことがある。一般の方々に、障害者に対する理解を深めるための教育、啓発が必要と考えます。	知的障害	30～39歳	男
家庭内で、個人間のつきあいで…一般社会生活においての差別的言動について健常者に考えてもらうような機会を作れないものだろうか？	聴覚障害	70歳以上	女
過去若い頃には色々頑まん事が多々あったけれど加齢と共に体内に取り込み今は平凡に暮らしています。	肢体不自由	70歳以上	男
会議などの場で、墨字の資料を平然と提供される場合が多々ある。盲人にはそれが読めないことがわかっていても、せいぜい一言謝るだけで、一向にわびる気配もない。これについては、制度的にも、また、モラルとしても視覚障害者無視の差別的思想が厳然と横行している。その無神経さに腹が立つ。	視覚障害	70歳以上	男
解答用紙を同封しますので、集計に当たって必要な場合は採録してご採用ください。	視覚障害	70歳以上	0
回答用紙があればよい（封筒に入れるのが困難）	内部障害	30～39歳	男
外出時の乗り物、トイレ回り、手すり不足。	肢体不自由	60～69歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
該当する個所が分りませんので、ここに記入致します。※本人聴覚障害・身体は健康。差別され、改善してほしいと思い続けている問題。『ツアー旅行』有名旅行社など、一名参加OKと表示された案内に、FAXでの申込みは受付けませんと言う。TEL出来ない理由を明記してもFAXの申込み不可と言う。理由不明。『1名参加OK』私元気なのでどこでも1名で出掛けますが旅行社の場合、『あなたは耳が聞こえない。TEL出来ないのでダメ』『ホテルで災害の時お世話出来ないからダメ』など。もっともらしい美しい理由で拒否される。周囲の状況を見て対応する事は充分出来る。のに、です。TEL出来ないからFAXなのですが、なぜ駄目なのか？かねて行ってみたいと思っているコースで1名参加OKと好条件なのに、「耳が聞こえない」理由でキョヒされる、耳が聞こえない事を過大に考え理解してないと思う、悔しい。関係機関の再考をと思います。	聴覚障害	70歳以上	女
各障害者に対する（社会）も理解力がかなり進んで来ている。しかし今記の例のような事例（マイナス）面が未だ目につくことがある。障害者への同情はいらないが手助けという気持をもつ健常者がいてしてほしい	視覚障害	70歳以上	男
完全参加という名のもと、アンケートの結果がこれから反映されれば、ありがたいです。	肢体不自由	50～59歳	男
企業の製造する品物、特に家電について、「終了を知らせる音」が付いている。便利であるが、耳の障害者には使えない。使える商品はそれだけ割高になっている。使えない品物にも、それだけの費用負担をする様に思えてくるので改善してほしい。マスコミの報道に障害者当事者より、手話サークル、手話通訳者などを「良い事をするボランティア」「ベテラン通訳者＝良い事、奉仕者」等、もちあげる報道をする。もう少し問題の本質を報道されたい。	聴覚障害	60～69歳	男
気付き。質問事項が多すぎ回答に時間を要した。もっと工夫してほしい。	視覚障害	40～49歳	男
記入している間に具合が悪くなってきました。もう少しわかりやすい設問をして欲しかった。	内部障害	50～59歳	女
記入しにくい。書く気がしない。目を通す量が多すぎる。あらゆる障害者向けにつくる必要はないのではないか。カスタマイズしたアンケートにして、集計側で合体させればよい	発達障害	30～39歳	男
貴重な調査です。結果を楽しみにしています	肢体不自由	70歳以上	男
義兄は統合失調症で16年、入院していますが、先日精神科医師がこられて、話されていましたが、昔は、統合失調症は、脳の病気だと思われ、かなり大変だった様ですが、現在は、誰にでもおこってもふしぎではない、ストレスや、うつ病から、発生する事があると話されていました。早く1人でも多くの人が、回復する、新薬が出来ればと願って居ります。	精神障害	60～69歳	男
繰り返し同様趣旨の設問が続き、本アンケート集計がどう出るのか疑問に思う。	内部障害	50～59歳	男
軽度の発達障害の場合、他者からの理解だけではなく、同じ障害を持った当事者の方にも福祉サービスの必要性を理解して頂くことの難しさを感じています。	発達障害	10～19歳	男
軽度障害のため、ほとんど記入箇所がございませんでした。	精神障害	40～49歳	男
結論が先に決められている質問ばかりで、イライラしました。後半からはもうだれてきました。	発達障害	10～19歳	男
健者にとっても障害者にとっても差べつのない住みやすい世界を作って皆様が楽しく同居できる家庭が多くできる事を希望します	内部障害	50～59歳	男
健常者、障害者をとわず、人間として当り前の項目であり、すべてに〇をつけざるをえない。それぞれの障害者の立場によって観点は違うが、見えない（外見上）障害についても認識を持って配慮して欲しい。	聴覚障害	60～69歳	男
見えない障害であるがゆえに理解してもらいづらいです。聴覚から、うつになり、今は休職中です。春までに社へ戻りますが障害が理由にならなくて皆と一人前ができずにいる。社は差別していると感じるこのごろです。でも、負けません。	聴覚障害	40～49歳	女
見た目で判断できない障害にも目を向けて正しい判断をし理解してほしい。徳に知的障害、精神障害等の心のバリアフリーに付いて理解がほしいです。	知的障害	30～39歳	女
現況は過酷な運動さえ控えたら、日常の生活に支障なく、地域への奉仕事へも極力協力して行きたい。協力している状況で、心情面では、健常者と同等な日常生活を送っています。今回のアンケートには、私の場合お答えの個所少なく申し訳ありませんでした。	内部障害	60～69歳	男
現在のところ、軽度の障害なので、健常者とほぼ同当の生活をしているので、このアンケートのお役に立てず、申し訳ありません。しかし、交通の未発達な地方にすんでいるので、1時間に1本あるかないかの気車やバスを利用する私と、周囲の車に乗っている人ではかなり大きな生活ギャップを感じます。休日に、ちょっと買物に出るのも、車にのる人は、2時間あれば十分であるのに対し、私ども交通弱者は、半日～1日かかり、まったく休日になりません。それが、一番つらいところです。	視覚障害	30～39歳	男
現在の貯蓄枠では弟妹に今後たのむにもこれではどうしようもありません。枠をもっと増やしてほしい。	知的障害	50～59歳	男
現在の福祉が、行政、政治で国全体な型になっているので、市、町、村にニーズに合ったサポートが望まれると思う。共助、共働の言葉は聞きますが、まだまだ格差があると認識する。顔で笑って心は苦虫を食うまでは、思いたくない。一つの差別がない世界になりたいと思う。	肢体不自由	70歳以上	男
現在は、障害者も高齢化、重度化が進み、（医療の発達も進み）複雑な障害者環境です。多くの障害者が安心に暮らせる社会になるように願っています。ちなみに私は今回のアンケートは全部重要と思い全部〇印をつけました。	肢体不自由	50～59歳	男
現在は家族と暮しているが一人になった場合の対応について、もっと深刻な問題が出てくるのではないか？	視覚障害	60～69歳	女
個々の障害特性の理解度を深めてほしい	視覚障害	50～59歳	男
個人情報保護の観点で本人確認をする電話サービスで聴覚障がい者は代理で手話通訳者に電話をお願いする必要があります。その時、本人でないとダメですと言われる。聴覚障がい者にとっては手話通訳者は本人と同じ扱いとして企業などに広めて欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
個人派遣の強要しないでほしい！	聴覚障害	60～69歳	女
雇用、就業に関しては雇用主側がシビアになるのはある程度仕方がないと思いますが雇い入れたあとは障害者というハンデを理由の差別は絶対に許されないと思います。	肢体不自由	70歳以上	女
雇用の部分はとても大切な所と思いましたがまだイメージしずらかったので難しかったです。	重複障害	10～19歳	男
喉頭癌による喉頭摘出で（言葉）音声を失った障害ですが術後訓練によって（食堂発生法）で第二の声を取得し、人々との会話に不自由を感じない日常生活を送っている現況で障害者との意識が薄く、健常者としての方が強く作用しているせいか？アンケートの内要が私自身に当はまる内要に乏しかったように感じました。よって回答がごく限られたものとなりました。	重複障害	70歳以上	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
行政、市役所、議員などにも障害者雇用、採用すべきです。障害者の苦しみ、痛みは障害者しかわかりません。不況で福祉削減が進み、日本は国際的に福祉は貧しいです。他人に対して冷たい、やさしいフリしてだます輩増加、これでは希望も未来もありません。障害者も昔から我慢を強いられています。障害者も人間らしく働き、人間らしく生きたいのです！皆がお互いをみとめ1人ぼっちにしない、思いやりある日本に戻すべきです。早く障害者権利も実施すべきです！	聴覚障害	40～49歳	女
行政からの情報については、インターネット、メール等の利用をとの周知がありますが、これらの機器が利用出来ない人達にも配承すべきである。車いす障害者には、特に出先での駐車場やトイレがネックです。しかもユニバーサルデザイン対応では利用出来ない設備があります。又駐車場についても子育支援者（婚妊婦）の利用により、駐車場が占拠され利用出来ない事があります。婚婦方には別に専用は不用と思いますが◎車いす専用駐車場が確保が出来てから婚婦用は考えてほしい。	重複障害	60～69歳	男
行政等の立場を利用して障害者が努力している様子を適性に評価し、社会一般に周知する事を望む。またその状態についてよく調査をして欲しい。	視覚障害	60～69歳	男
項目が多すぎです。かなり疲れます。弱視の私でも時間がかかりました。最後の方は書きたくなくなりました。このアンケートは障害者に対して配慮がないと思います。	視覚障害	30～39歳	男
項目が多すぎる。途中でめんどうになる。もっと簡けつに！	内部障害	40～49歳	男
項目によっては、障害者の差別を、こうひょうし、より差別をさせる様な項目があるように思う	視覚障害	50～59歳	0
項目はまだまだ改良が必要で。	視覚障害	60～69歳	男
高齢障がい者に対する調査（設問）が少ないように思う。	内部障害	60～69歳	男
国の機関で（政治的）の活やくを今まで以上に期待している。障害者は必要以上にまわりを気にする。「独断と偏見」で物言を判断をする事が多い。特に内部障害者は、外見は健常者と同じである。その中で、オストメート（ストーマ保持者）については、ほとんど理解されていない。（全国で20万人）オストメートに対して、社会的にも、元気づける、政治的配慮が必要である。	内部障害	70歳以上	男
今の日本は障害者手帳を要件として福祉サービスを受けられるかどうかが決まるが、その手帳を取得できるかどうかの段階で差別が存在する。ある一定の障害だけが認められるようにできており、その他の障害（難病や中部障害）は排除されてしまう。障害者自立支援法は身体・知的・精神障害者だけが組み入れられており、難病・中部障害は入っていないところにすでに差別は存在する。今すぐにこの差別を抜本的に改正するための措置を取ってほしい。そのために難病・中部障害者がいかに困窮した生活を送っているのかを広く調査してほしい。このアンケートに答えたくとも、具合が悪すぎてそれすらできない慢性疲労症候群の人が大ぜいいることを知ってほしい。そうかと思うと、車イスの障害車で一級の年金をもらい、正社員として働いている人もいることを知ってほしい。同じ人間で、同じように困っている人を同じ様に救っていくシステムを作ってほしい。これ以上難病者が一人で孤独死してゆかなくてもすむようにしてほしい。今や家族は崩壊しているのです。社会で救ってゆくシステムを作ってほしい。将来が不安で夜も眠られない難病の人たちがたくさんいることを知ってほしい。人間らしい生活を保障してほしい。差別はきちんとした情報がいきわたっていないところから始める。慢性疲労症候群の正しい情報を政府が発信し、病気の認知キャンペーンを行ってほしい。	難病	50～59歳	女
今回、初めて調査票をしましたがもう少し内容がわかりやすくして欲かったと思いました。いい答え出ませんでしたがまた、あった時は、わかりやすい質問文でお願いします。その際に、協力させてもらいますのでお願いします。	知的障害	40～49歳	男
今回の調査で私は肢体不自由のためあまり多く記入ができず、良ければ身体障害者、知的障がい者、精神障がい者等に分けての調査しては？皆さんの立場が違いがある	肢体不自由	60～69歳	男
今回の調査の問1～問9までの全ての分野の質問事項は、障害者差別防止や障害者に対する配慮工夫に関して重要な事と思います。	視覚障害	60～69歳	男
今回の様に電子データでの調査はパソコンを使う物に取って非常に良い。メールでも送れるので。テキストデータでの調査は記入欄もはっきりしているので良かった。項目の中で差別的言動言うのがローベースの盲ろう者には判り難いと思う。	盲ろう	40～49歳	男
今回も、つけてもらって、ありがとうございました。私たちも、がんばります。知的はったつ当事者より	発達障害	30～39歳	男
今后の改善に是非生かせて下さい。	聴覚障害	60～69歳	女
差別ではなく 本人にあった 支援、細やかな情報の提供、障害に対して理解啓蒙があれば少しずつ良くなると思います	発達障害	20～29歳	男
差別ということばがたくさん出てくるが、差別はその人が受ける感じであって、客観的なものではない。（疑問や不審に思うことという問いが良い）もう少し客観的な、事例を集める工夫をされたアンケートが必要なのではと思います。	聴覚障害	50～59歳	男
差別のない国ができるといいですね。障害にまけずガンバリマス！	言語障害	0～9歳	男
差別の実態解明へのアプローチが、今回の調査で出来なかったのは何故か？この機会にてっていしてもらうことは重要と思う。再度の調査をのぞむ。	肢体不自由	70歳以上	男
差別をしている人を変えるのではなく、差別をする気持ちが出てこない環境作り。幼少期からの障害について学ぶ時間を増やすことが望まれる。	聴覚障害	20～29歳	男
差別を強調しないで欲しい。	視覚障害	50～59歳	女
座位を保っていることができないが少し歩ける（1日に数歩）だと、手帳をとるための診断書をなかなか書いてもらえずに10年間家から出られずに寝たきりでした。障害の中でも障害者から差別されています	重複障害	40～49歳	女
再就職は仲々ない。ピュアフレンズ（青年スクール）を楽しみにして全部出席している年8～9回。作業所から地域支援センターになった所で楽しく働いていて、あえて就職も望まない気もある。	知的障害	30～39歳	女
最近機会あるごとに意見提起していますが、少子高齢化で親子間での介護であり、扶養の継承が困難な現代社会にあって、成人になった障害者の経済的自立は社会で保障する社会構造にし、親、兄弟姉妹、親せきなどは精神的な支え合いにする国民的な合意形成をはかって、皆が等しく、人間としての尊厳のもとに生活できるよう、明治から大きく見直しがされてない「扶養義務制度」を現代社会にあった見直しと改正を平成維新ともいえる現況において実現をはかるべきと考え提言申しあげます。	肢体不自由	60～69歳	男
最後に一つだけ◎を付けるようにとのことでしたが、どれも大変重要で、選ぶことはできないと思うのが率直な意見です。以上です。	視覚障害	40～49歳	女

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
最重度で言語力のとぼしい息子の保護者として「お願い」の4の部分で不可能です。本人の気持ちになり記入させて頂きました。どんなに重い障害があっても、人として幸せな人生が送れるようにと心より切に切に願っております。	知的障害	30～39歳	男
災害時、視覚障害者の困ることとして、周りの状況が見えないので、しかも、個人個人は自分が精一杯で、助ける余裕がないので、行政で普段から、この建物や地域には視覚障害者がいるということを、把握して定期的に訪問するなどの災害弱者への把握を普段からするべきだと思う。わたくしは、初めてこの調査に協力しました。これからも、定期的に行い、それぞれの障害者が口に出せずに思い悩んでいることを、率直に書けるように、調査の定期的な継続を願いたいです。	視覚障害	30～39歳	女
在宅福祉サービスに於て、補装具の受付、修理が介護保険との関係で歩行補助つえ等は貸与となり全く解せない。補助つえ（1本杖）は肢体障害者の足であり本人の体格や、筋力等、個人によって選択の余地を残し貸与は納得出来ず、制度の改革で、個人購入により出費を重ねている。日常生活用具の中にあった、パソコンも市町村によって給付対象から外され、意欲を減退させたのは残念（肢体不自由者）（処分した者もあり）	内部障害	70歳以上	男
作業所で働いている精神障害者なのであてはまらないところがあってように思われる。	精神障害	50～59歳	男
作業所の利用料を取らないようにして下さい	精神障害	40～49歳	男
三障害の中でも精神障害に関する事が少い様に思ったのでもっとしっかり聞いて欲しいと思いました。	精神障害	40～49歳	男
三年前・夫死後から義母・義弟・義妹から無視みたいな形というかコミュニケーションなく情報入ってこないって感じで・・・す。さびしいっていうか悲しいっていうかを感じます　又ここ大島（気仙沼）島の人からもあんたみたんだけどねあんたきこえないからっていって通りすぎる事あったり障害者である前に・・・一人の人間なんだということ。	視覚障害	50～59歳	女
私、きこえないので文章を読んでむずかしいでした。もっと勉強する。	聴覚障害	40～49歳	男
私の気づかない差別が大変多いことを知りました。本調査書のような事例が少しでもなくない、障害者にとって住みやすい地域社会の実現のため、私も微力ながら努力していきたいと思います。	内部障害	70歳以上	男
私の子どもは知的障がい（ダウン症）で43才になる男の子です。日常生活では何も不自由なく自分で何でもでき、自分の意見も言えます。テレビ新聞等も見たり、読んだりして、自分の世界を持って楽しく生活しています。現在社会福祉法人の作業所に通所していますが差別されたり、いやな思いをしたことは有りません。ここに質問してある調査内容では今のところ何のサービスも受けていないし、又、いやな経験もしていないので回答できませんでした。よろしくお願いします。私の市では良く目くばり、気くばりをして頂いて今のところ不満は有りません。	知的障害	40～49歳	男
私の子供は重度の知的障害者で話は出来ない、字は書けない、知能指数も低い、五体だけは小さいながらも丈夫です。障害者といっても、様々な方がおられます。本アンケートについても子供に代って、親が感じていることだけの回答になりました。	知的障害	40～49歳	男
私は3級の障害者ですがおかげ様で個人的には人並移乗に生活させていただいております。確かに右下肢機能障害の為に不自由な点はありますが、自立させていただいております。役員として少しでも福祉の向上に貢献出来るように精一杯努めてまいります。	肢体不自由	50～59歳	男
私は61才で視覚障害者です。マッサージ業をして35年、妻と2人の子供を育てました。今は妻との生活をだいじにしたいと思っております。社会はみんなやさしい人もたくさんです。有りがたく思っております。	視覚障害	60～69歳	男
私は72歳の無職の男性ですが、平成7年に心臓病を患い4ヶ月入院治療後、退院しましたが、退院後の経過が順調で4級に認定されておりますが、現在血圧の高圧剤は服用しておりますが、日常は健全者と比較してあまり変らない生活をしており、従って差別事例等調査内容に私本人経験したことがありませんのでよろしくご理解の程お願い申し上げます。	内部障害	70歳以上	男
私は80才で右下肢切断者です。この調査は私にはあまり関係がないようです、よろしくお願いします。	重複障害	70歳以上	男
私はテレビをみても、国会の中けいや政治家の人たちの言っている事がわかりにくいです。もう少し私達がわかりやすく、説明をしてくだされればなって思っております。	知的障害	30～39歳	女
私は音声パソコンを利用しているので、記入位置や記入欄が分かりにくい。例えばこの欄もカッコ内に書くのか、次の行に書くのかなどが分かりにくい。	視覚障害	60～69歳	男
私は現在人工透析を受けていますが、徳に差別を受けている感じはない。外見上は障害者とは判らないが、合併症等で健常者とはハンディがあるのはや止むを得ない。患者会の席上では、常に前向きに生きることを言いつづけている。透析導入当初、もう人生は終わったとか空虚な気持でいた時が大変でした。自分で自分を管理するという自己管理（気持も身体も）の気持を強く持ち続けたい。	内部障害	60～69歳	男
私は今でも動いているので書き入る所が少ない　保険医療については自分の健康は自分で守るで食事と歩くこと今、仕事でストレスがたまるのである人に話す	視覚障害	60～69歳	女
私は視覚障害ですが、もう少し配慮が有っても良いのではないでしょうか。字が小さい事やいまや音声コードも有ります。私にはまさに差別でした。	視覚障害	50～59歳	女
私は視覚障害者（全盲）です。この調査にはヘルパーを二時間利用しました。（有料）。できるだけ重複の質問は避け、公表すること。点字化、音声化をしてほしい。	視覚障害	70歳以上	男
私は弱視であり全盲の主人が昨年10月に亡りましたので一人住んでいます　まるのつけかたがよくわからなくて□の中にまるをしました　間に2点3点とあるのはどちらも○です　よろしくおねがいします	視覚障害	50～59歳	女
私は精神科に通院しています。今年かんれきを迎えますが発病は中一で47年間病気とたたかって来ました。入院は15回程しています。21才の時現在の病院に入院しましたが当時の病院の中は宇部の宮病院のようなものでした。かくり室に何10日も入りました。でも独身の時も結婚（30年）しても長くは続きませんでしたがいろいろな職業をして現在は通所授産施設にいって15年程たちます。もっと早くにこんな施設ができたならいいなと思います。	精神障害	50～59歳	女
私は中途失聴　とし70以上　余生をおくるだけの者で就業、教育は記入しません。若い障害の方に重々のはいりょをお願い申し上げます。			
私は途中から視覚障害者になったので、私自身は、差別はあまり経験はありませんが、日常生活の中で、道路がせいびされてないとか、けいじ板が見にくいとかは最近よく感られます。このアンケートは分かりにくいし、長すぎるので、そうとうの集中力がいりますね。	視覚障害	50～59歳	男
私は特に差別を受けた事がないので、記入する項目がありません。	肢体不自由	70歳以上	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
私は内部障害だけで身体の障害はないので調査内容の差別・配慮・工夫について考えるのがむずかしかった。すべての国民が身近に障害者と接していれば起こらない問題も多いのではないかと思う。	内部障害	40～49歳	女
私は年もいっているのであまり該当する所がないため十分な答へが出来ないのでよろしくお願い居します	内部障害	70歳以上	男
私は盲ろう者、子供3人は健常者。子供の学校の運動会に手話通訳者を呼んだら、それを見た人たちの皆が通訳者を指して、ボランティアでしょうと言った。私がいいえ、通訳者は仕事として参加してもらってます、と答えると皆おどろいていた。通訳者の存在をもっとアピールする必要があるなと痛感。	盲ろう	50～59歳	女
私は労災患者ですので、医療、経済等の面では恵まれていますので、今回のアンケートは、あてはまる物が少なかったです。	肢体不自由	50～59歳	男
私自身は透析を受けている内部障害者であり、日常生活には不自由を感じていません。また差別されたこともありません。このアンケートを読んで、社会にはさまざまな障害者がいること、またさまざまな差別をうけている人がいることを痛感しました。これからは、私自身が差別する側にならないよう言動に注意し、優しいまなざしを抱いて接していきたいと思います。	内部障害	50～59歳	男
視覚障害です。代読、代筆で解答しました。とても大変です。	視覚障害	50～59歳	男
視覚障害者にこの内容を説明するのがややこしいし、視覚障害者も理解しづらい	視覚障害	70歳以上	男
視覚障害者に配慮したアンケート方法考えてほしい	視覚障害	60～69歳	女
視覚障害者の職業的・経済的自立において多くの課題があります。	視覚障害	60～69歳	男
視覚障害者よりも他の障害者の方が困っている方が多いのかなと思いました。	視覚障害	60～69歳	男
事例にあること1つ1つが自分の考え方1つで差別と思えるし差別でないとも思える事項がある。	肢体不自由	70歳以上	男
事例に直面していないため、わからない部分があります。消費税を廃止させること。消費税は障害者家庭や低所得者層いじめです。せめて食料、医療関係を非課税に。改革という名の弱い者いじめ、サービス行政職員を大幅に増やし、待ち時間をなくしてほしい。Aサイズの紙使用はもったいない。Bが適当と思います。	肢体不自由	60～69歳	男
字が小さくて読めなかったSPコードがついていればよかった	視覚障害	50～59歳	男
時間がなくごめん。参考になるの？ありがとうございます。	肢体不自由	70歳以上	男
自分にあてはまることがらがあまりなかったです。	精神障害	30～39歳	男
自分にとって差別されて、こまることは、なかった。	知的障害	40～49歳	男
自分のかかわりのある項目は比較的簡単に回答できたが、教育のことや裁判、政治に関する項目は日常において関りがなかったので無回答としましたのでご了承ください。	肢体不自由	50～59歳	男
自分の使いやすいへやに改造してほしい	肢体不自由	70歳以上	男
自分の障害でない設問には本当の苦しさがわからないため常識的な答になってしまう。障害別にしたらどうですか？	聴覚障害	50～59歳	女
自分は肢体不自由なので自分の目線で判断させていただきました。	肢体不自由	60～69歳	男
自分は障害の程度が軽い方なのでこんな事までもという感じがしました。ほんとうに日常生活が大変な方が多いと思いますが、障害が有ると言うだけで、健常者ではないのだから差別しないでという気持はわかりますが障害者も、あまり甘えすぎない様頑張りたいですね。行政や企業側にも、おいそれとはゆかない面もあると思います。	肢体不自由	60～69歳	女
自分一人になった時に安心して暮らせるようにして欲しい。公共交通機関の充実（いなかなので交通の便が悪い）	肢体不自由	50～59歳	女
自分自身で差別をうけたと思える事例があまりないので、知らないうちに自分自身で、他者を差別している事や相手に不快な思いさせている事があるかも	肢体不自由	60～69歳	男
自閉症で身体的には不自由はないので答えにくい問題が多かったし本人は答えたくない様子でした。	知的障害	20～29歳	女
自由筆記にしてほしい！（設問が多い）			
辞典等に障害者にとり差別的用語がある。辞書から排除していただきたい。	内部障害	60～69歳	男
質問がむずかしく、本人に理解させるのがむずかしかった。もう少し本人が読んで理解できる設問にしてほしい。	知的障害	60～69歳	男
質問がわかりにくい	視覚障害	40～49歳	男
質問が多すぎる（その割には類似問が多すぎる）もっとかんたん、めいりょうに	内部障害	50～59歳	男
質問が多すぎる。答えを書くのが大変だ。なるべく質問は簡略して、答えやすくしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
質問されれば当然〇をつけなければいけない様な内容で大変つまらなかった。少々腹が立ちました。うまく書けないけど　この調査は障害者というよりすべての人間に通ずる調査と思うし、何でも要求すれば良いというものではなく、必ず、立場が違えば違う意見が出るのですべての人に良いという事物事すべてない。なるべく自力で生きる方策を見い出し　それがかなわなかったらひかえめに要求し、そして　あきらめと、いうか、受け入れる気持を持って生きて行きたいと思います。（これは健常者でも同じで障害者だからという事は絶対にない）	視覚障害	60～69歳	女
質問に対して適当な答えでない気がします。・個人で経験していないことが多く、多数の人の集約が必要だと思う。	視覚障害	50～59歳	男
質問の意図が不明、必要か否かと問われれば全部必要だと思います。	肢体不自由	50～59歳	男
質問の意味が良く理解できなかったところもあり難しかった。	知的障害	30～39歳	女
質問の項目は分け方として理解はできますが解答を求める表現が同じ聴き方が重複したような事から少し混乱し答えた事に自陣がもてない事もあります。	視覚障害	60～69歳	男
質問の仕方が漠然としすぎている。このアンケートの協力が何に生かされるのか？	視覚障害	40～49歳	男
質問の内容がむずかしかった。施設と在宅で感じ方はちがうと思う。	視覚障害	50～59歳	男
質問の内容がわかり難い、もっと簡潔に、短かく。	聴覚障害	70歳以上	男
質問の内容が主旨に合っているのかがわからない。あたり前のような事ばかりだったように思います。	視覚障害	30～39歳	男
質問の問のすべては、障害者にとってどれも大切な内容で当然そうあってあたりまえの内容ばかりです。１人１人を大切に考えれば、差別のない社会にするために、皆で考えて行かなければならないことですね。	精神障害	30～39歳	女
質問をもう少しわかりやすくして下さい。（同じようなものがあるので…）	視覚障害	40～49歳	男
質問項目が多すぎて、解答に時間がかかりすぎる。質問の内容をもう少し具体的にしていただきたい。（下に書いてある「前回の調査で寄せられた主な例」を読まなければ、質問の意味が何を示しているのか分からない所が多かった）	視覚障害	30～39歳	男
質問項目が多すぎる感じです。50ページもあると見ただけで敬遠する方も多いと思う。「なるべく正確に」という調査の方針は理解できますが、これでは、この質問につき合う人だけの調査になってしまう！！	聴覚障害	70歳以上	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
質問項目の主な例として取り上げられていても、それが2つの場合で重要で○を付けたいが他1つが重要でないと考えられる等があり困りました。	重複障害	50～59歳	女
質問内容をもうひとつくふう。	肢体不自由	50～59歳	男
社会に対して様々な障がい者の置かれている現状について理解、認識してもらえるようにしてほしい。	重複障害	50～59歳	男
弱者救済をもっときょうかしてほしい	肢体不自由	60～69歳	男
手話通訳は、物でなく生身の人間の熱意によって聴障者を支えているからボランティア的要素を全面に出してほしくない。生身ということから、過労等で倒れる例を沢山知っているので、育成に力を入れないもの。機械化しても個々人間の持つ器量で手話が伝える微妙な動きは、機械をはるか越える存在のものなので、やはり、感情（人間としての）は重要なのだと思う。	聴覚障害	60～69歳	男
就業について。本人が前例となって職場をかえていくしかないのが現状です。他の職場では「こうである」等の情報をもう少し世の人の目にふれるようにして下さい。この調査結果を、ということもふくめ。	難病	20～29歳	女
住所が公開できないので面識のない障害者を探すことができない。このままでは障害者会活動は消滅してしまうと思う　手を携えてなど絵に書くことしかできないですよ。人権も大切ですが心と心のつながりはどうつくって行けば良いのでしょう	肢体不自由	70歳以上	男
重度の知的障害があるため、本人に説明しても意味がわからないため長くいられず、かえって不快な思いをさせてしまったので、途中で、本人なしでかきました。又、質問の内容がもちろん本人中心だとは思いますが、知的障害者には、なじめないものもあり、親の思いも入ってしまっています。事例も、知的障害者のものが少ないには、質問が難しいからかと思いました。	内部障害	50～59歳	男
重度の知的障害の方にはむずかしい。	知的障害	30～39歳	男
重度の知的障害者の本人に、このアンケートの設問を理解させることは10年たっても無理である。親であっても本人の本当の気持は解らないのです。無作為であっても、このアンケートに答えることになったのは親にとって苦痛です。むしろ差別的だと思う。	知的障害	30～39歳	男
重複するような質問が多く答えにくい	内部障害	40～49歳	男
重複障害を持つ身ですが心ゆたかな障害者でいたいしその様な障害者＝健じょう者でいたいと思います。	視覚障害	60～69歳	女
所属している団体が高齢化した組織の為、お答えできる範囲が限られてしまった事をご理解ください。第2の障害である聴覚障害ですが…難聴者は会話を楽しめません。音声が正確に脳に伝わらない為です。音は補聴器で増幅できます声は内耳が壊れていますので、脳に正確に伝わらないのです。例えていえば回転寿司で寿司をどれにしようとまよっているうちに次の寿司(情報)が来て、判断できないのと同じです。その為要約筆記などの介助者が必要です。差別とは思えませんが、会話の中に入れないのはそ外感をたえず感じます。もどかしい状況です。	内部障害	70歳以上	男
書きたい所があったけど欄のスペースが小さくて充分書けなかった。	精神障害	40～49歳	女
助け合いの心が人々になくなってききていると思います。それどころか、地域や学校において、差別やいじめ、無視などを強く感じます。弱者を大切にする心、いじめを恥とする心をけいもうしてくれるような活動をしてほしいです。	発達障害	10～19歳	女
少子高齢化社会になっている我が国に於いては高齢化＝障害者となる人が多い時代ですから消費税（将来）引上げの際増加分は福祉、医療目的税にすべきと思います。	内部障害	70歳以上	男
障がいの種別・程度によって要望・意見は大きく差があるので、三障がいまとめてとか生活環境を超えての設問には答えられないものが多かった。本人に説明しても、知的障がい者は余り問題意識を持っていません。（代筆者）	知的障害	30～39歳	女
障がい者であるという特権を振りかざすことは慎む。一人では生きてはいけない、自分のできることはあきらめないで努力・努力、明るく・楽しく生活することに努力する。子供も障がい者でしたのでそのように考え、家族、友人、隣人にささえられ生活している。	内部障害	70歳以上	男
障がい者に対しては1人の人間として、何事にも接してほしいと思う。	精神障害	40～49歳	女
障がい当事者が小学生なので、回答できる項目が少ないのですが、意見をきいていただけてうれしく思います。生涯(障がいがあろうとなかろうと、決定・実行の力がある限り)発達を保障する社会であってほしいと思います。	発達障害	10～19歳	男
障害＝外部、知的障害と考えられている。内部障害等への正しい理解について国も取り組んでほしい。	内部障害	40～49歳	男
障害があっても出来る事は頼らずに行動する事が大切と心得ます　また、同障者相互理解の中で克服しているのも事実です。甘える事なく障害があっても己を高める事に努めている障害者達は大勢です　本当のバリアフリー社会を望みます　多くの理解を願望します。			
障害が有無かんけいなく同じ目で見るべきだ	肢体不自由	30～39歳	男
障害によって差別の程度の違いを考えさせられた。何が差別なのかも考えてしまった。	発達障害	20～29歳	男
障害のある者は、人に見えない苦労があるものです。地域の皆さんの理解が必要だと思います。	内部障害	60～69歳	女
障害のある人に対して、排除したり、無視をするような差別意識は幼児期、学童期等の教育の場から正されていくべきだと思う。	知的障害	20～29歳	女
障害の移別ごとに、調査項目をしぼって調査してほしい。	視覚障害	60～69歳	男
障害の種別によってわからない設問があったがおおむねすべてに○をつけたいとおもった。	精神障害	50～59歳	男
障害の種類によって意識・重視する点が違うと思うので、まとめは苦労されると思う。統計的には簡単だと思いますが。知的障害を持つ人が家族を形成することなど日本で真面目に考えられていないことが問題と思います。	発達障害	30～39歳	男
障害の種類により、困難な状況は各々違うのでその特性をどう考慮するか、今回の設問を見てもその難しさが感じられる。	精神障害	50～59歳	女
障害の部位にかかわらず差別や悩みについての相談員（カウンセラー等）を行政、市、町、村の役所に常駐してもらいたい。なぐさめや励ましではなく・・・力強く生きていけるようサポートしてくれるような人材を育成して欲しいです。	聴覚障害	60～69歳	女
障害をかかえて暮らしている日日の苦しみ、つらさ、悩みを少しでも政治、行政に理解していただき、そして協力をお願いします。感謝いたします。	精神障害	30～39歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
障害者（児）の差別について障害者本人の意識が強く健常者がしてくれるものだと思っているところがある。障害者も自分のできることはあまえずに自分でもしてみること。努力することを望む。	視覚障害	50～59歳	男
障害者（特に身体）の方向けアンケートの印象。難病に類する私には少々答えにくかったのが正直な感想です。	難病	20～29歳	女
障害者が、介護をする方になった時、身体的、精神的に、困難になります。優先的に援助をしていただきたいと考えます。	肢体不自由	60～69歳	女
障害者が誤って器物破損または、人にケガなどを負わせてしまったときの対処または保険加入について考えるべきと思う。	視覚障害	60～69歳	女
障害者が政治へ改善の声を届けて、政治ではどこまで真しに受けとめてくれるのか疑問に思う人はたくさんいる。この疑問に対して即こく、解消の活動をすべきではないかと考える。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者であることは恥ずかしいことではないので、自分の障害について廻りの人々の理解が得られるように説明し、してほしいことをはっきりと伝えることが大切。廻りの人はどう手助けするか方法がわからないと思う。あきらめている人も多いが、要求を自治体や関係機関に上げ、少しでも改善させる努力をしていくことが大切。外見では判別しにくい聴覚障害者、歩道を歩いていても後からくる自転車や車に気づかない。どうしたら障害を知らせ注意を促すことができるのか？	聴覚障害	60～69歳	女
障害者という事で差別されがちですが、全部私達のやりやすいようにというのもどうかと思います。その中で自分達もいろいろ努力する必要もあるのではないでしょうか。ゆっくりですが、世の中も少しずつ変わろうとしているのではないでしょうか。昔にくらべて。	内部障害	40～49歳	女
障害者と一口にいっても多種多様の障害者がおります。内部障害者でも心臓、じんぞう、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害者がおります。その障害者一人一人の異なる悩みを如何に理解出来るか、理解出来なければ差別は無くなりません。・どうすれば差別の無い、住み良い世の中になるのか、健常者と障害者が数多く対話出来る機会があると、理解度も高まり、差別も少なくなると考えます。	内部障害	70歳以上	男
障害者に対してもうすこし町内の中で住みやすい環境を作っていただきたいです。身近な自治会から障害者の理解をしていただきますようお願いしたいと思います。	その他	60～69歳	女
障害者に対するふくしやサービスなどはむかしにくらべて大変良くなって来ています	視覚障害	50～59歳	男
障害者に対する見方や対応が30年程以前と比べ格段に改善された。これは小中学校における人権教育等のたまものであると考える。具体的な福祉行政については市町村格差が大きすぎる点が大きな課題であろう。又、障害者は「被差別者である」という前提は短絡的であろう。	視覚障害	60～69歳	男
障害者に対する理解と差別・区別をなくすことは重要だと思いますが、過度の福祉はよくないと思います。障害者といってもそれぞれありますので、その見きわめをしっかりとやってほしいと思います。権利ばかり主張するのではなく、障害者であっても社会生活にとけこめるような制度を期待します。	重複障害	40～49歳	女
障害者のけんりの主張が多かったように思います。障害者手帳は障害を証明するものでしかない、これこそがさべつできる事なら、障害者手帳が免きょ証のように自分を証明するものとして、とりあつかってもらえたら、少しはバリアフリーに近づけられると思います。	視覚障害	50～59歳	男
障害者は、健常者には、負ける。この世の中は、健常者中心に動いている。三つの障害者（知的・身体・精神）は、とても生活しずらい。日本は、もっと障害者に対して、理解するようにしてほしい弱者も同様に	精神障害	40～49歳	男
障害者は身近なところでいくらでも声を出していると思う。どれだけの人がそれに気づいて動いてくれているのだろうか。皆、他人の痛みには鈍感である。国を動かすのはどれだけの人がひとりの人間の声を聞き入れてくれているかだと思う。この調査が調査で終わらずに小さな声を大きく広げていってくれることを切に祈ります。	聴覚障害	50～59歳	女
障害者を一括して質問を設定しているので、全く生活に関係のない部分があり回答に困りました。一日も早く差別のない世の中が来てほしいです。教育の場で、障害者に理解を得られるような学習をしてほしいです。	精神障害	30～39歳	女
障害者基本法で、三障害同一と規定されているのに、精神障がい者だけ差別されているケースが数多くある。私たち精神障がい者が運動をしなければ、差別がなくならない。この日本が、本当に障がい者に住みずらい国だと思います。	精神障害	40～49歳	女
障害者差別が前に対して差別がなくなり良くなりました。	視覚障害	70歳以上	男
障害者差別は、なくしたいもの。目で伝える情報を、きちんと、聞こえる人にもわかる様にしてほしい。駅での情報が東京の方が発達していると思うが今、着いたばかりの人が情報は伝わっていないので伝える情報を大切にしてほしい。	聴覚障害	50～59歳	男
障害者自身の意識の変化について	視覚障害	60～69歳	女
障害者自立支援法、廃止！	盲ろう	40～49歳	男
障害者自立支援法は介護と、就労訓練をはっきり分けた（個々の障害状況、ニーズに対応できるように柔なん的にするのが必要）内容になっていたり、応益負担制度、日割計算方式で福祉現場職員の人材不足、福祉施設運営の不安定化など、課題が多くあります。一般社会の障害者への理解がまだ充分でない中、一般就労移行促進はいかがなものか。また、障害者権利条約の考え方に沿った法になっていません。それを整理するアンケートにして頂ければと思います。	聴覚障害	40～49歳	女
障害者対策と言うと、誰もがエレベーターや段差の解消を思いうかべます。実際そうした運動で、ほとんどの場所で車イストイレも見かけるようになりました。反面聴覚障害者に対する配慮は余りみかけません。見て分る障害でないと云うことがネックかと思いますが、特に中途失聴・難聴者は、障害を恥かしいものと思いかくそうとして、よけいに周囲に理解が得られません。「聞こえない」と言うと、あわれみの対象に見られることもあり、人と話すことができなくなって孤立していきます。そう云う表に出てこない聴覚障害者を出てこられるようにするにはするにはどうしたらよいか？どう見て分らないのはこう言う時にも不便です。肢体障害者は会議でもスムーズに進みますが、難聴者は要約筆記者がいても時間がかゝり、又書かれたことが理解できるまで時間がかかります。難儀な障害だと改めて思いました。	聴覚障害	60～69歳	女
障害種別で要求することが異なるので判別にとまどう。	精神障害	60～69歳	女
障害別にアンケートをしてもらいたい。	聴覚障害	50～59歳	女
障害別により、いろいろニーズによって悩みが違うので、きめ細やかな福祉サービスが必要	視覚障害	70歳以上	男
障害理解を進めるには、啓発活動が必須である。社会においては、職場研修、学校では、教育の中に取り入れ、特に、幼児期からの教育が望まれる。	視覚障害	50～59歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
上記、どれも重要と思う中で、1を選んだのは、介助サービスと所得保障が障害者の地域生活を支える根幹と思ったからです。差別を受けた場合の対処や差別を防止するためにも、障害者が自立生活を確立できていることが必要と考えます。また、差別を防ぐためには一般市民への啓発に力を入れるべきと考えます。	視覚障害	50～59歳	女
職場で差別をなくすという啓発運動期間があるが、男女の差別などには力を入れているが、障害者への差別にはあまり触れられていない。	聴覚障害	40～49歳	女
色んな差別があることが解りました。しかし差別は人の心の貧しさから来るものと考え、当事者が身近から心を開くようにして近所に隠す事なく近所の人に親しまれ、地域に親しまれる様に広がって行き自由に生きて行けるようサポートして行きたいと思っています。	精神障害	70歳以上	女
申訳ありません。74才で強度弱視と失聴のため、妻の介助によって、あまり気がつきませんが、レントゲン室には妻は入れないし、来客に筆談を要求することも出来ず、この2つが特に不自由しております。	聴覚障害	70歳以上	男
身近な問題として、普段通りに生活をしていましたが、その普通の事がまだまだ世間に理解されていないのではないかと実感致しました。政治面・教育面から見直していってほしい点が沢山あります。実態をもっと知っていただきたい。色々な事が決まるまでに時間がかかりすぎる。	難病	50～59歳	女
身体障害者の方のことばかりでもっと知的障害者の事も取り上げてほしかった。この事例は不満です。	知的障害	30～39歳	女
身体障害者駐車場を青色地に白色のシンボルマークで全国統一にしてほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
人材育成（現職の者への）研修を！！こんなにたくさんあっては弱視者によっては負担が大きいです。弱視用のアンケートとして字体を大きくしていただきたいです。大変おそくなりましたがよろしくお願いします。（本人、代筆もあります。）	聴覚障害	50～59歳	男
腎臓病の障害をもつ物に対してのアンケートとはこたえる項目がないような気がする。	重複障害	60～69歳	男
世の中全体がもっと障害・難病に理解がほしい好景気不況にかかわらず障害者の制度や優ぐうを考えてほしい。	精神障害	50～59歳	男
制度についてそのレベルを3障がい同一で考えていくことをしてもらいたいが、制度の内容について、障がいの特殊性を考慮してもらいたい。国の障害者自立支援法は、まちがっている。これで地域で生活していけない。地域の人々と障害者が共に安心した生活となれない。合併、統一化で福祉の低下が大きい。精神障がい者の緊急時に対して、どうしても警察の協力が必要な時がある。特に措置入院等。（これから、警察は手を引かないことが大切。）家族に多大な協力を願いたい。	精神障害	30～39歳	男
生活上あまり差別を感じない。	視覚障害	50～59歳	女
精神障害者にとっての項目が少ない。3位1体とは云え精神にとって、身体、知的との差が大きい。平等にしてほしい。			
精神障害者の終業はパート勤務が多く、現在の日本のパートの最低時間給の底上げが待ち遠しく、民主党の最低時給1000円というのは賛成です。（現在670円）	精神障害	40～49歳	男
精神障害者家族ですが、実際には、地域で差別感を強く意識したことはない、むしろ温かいまなざしを感じている。あるとすれば家族や当事者自身の中に偏見があり、自ら肩身をせまくしている感がある。これからの課題のように思う。こうした調査の上に地域社会が理解し合う、オープンなものになることを心から願っています。	精神障害	40～49歳	男
精神障害者当事者にとっては難かしいし、長くて多すぎる。すぐにしんどくなる当事者にとってはもっと簡単な短いものにする工夫をしてほしい。	精神障害	40～49歳	女
声をあげられない、内部障害者への対応が少なく感じられる。介護保険制度のオストメイトへの対応、ストーマケアーやパウチ交換を普通に受けられない現状は異常です。一番身近にお世話になるヘルパーや介護福祉士のオストメイト介護を自立支援制度の中で基本的ケアーの研修を実施して、オストメイトの日常生活上的パウチ交換を安心して受けられるように。各保健所に専門看護師を配属し、地域の介護施設又は老健施設に勤務するヘルパーや介護福祉士にパウチ交換の指導が出来るようにしてほしい。	内部障害	60～69歳	女
昔に比べると、街には車イスの人々がいて、障害者を目にする事が多くなったと思います。でも、障害者に対する（関する）情報はあまり、変化していない様な気がします。難病者に対して（関して）は、情報がないと思います。もっと、身近に感じられる情報をどんどん役所、施設、テレビなどから流してほしいです。	難病	30～39歳	女
昔は神様のしわざと言われた障害者、現代科学が発達し、それに伴っておこる身体の障害。医療技術が発展し、いろんな病気が解明され、障害も個々の個性・特性と理解され、日本の高度成長時、国民みんなが経済的に豊かになり、人（他人）のお世話、障害者に対するボランティア活動が盛んになり、障害者も理解を求めて活動してきたはずです。その時代の成果は充分にあったと思います。ただ今になってあの活発なボランティア精神もやっぱり国の経済力があったためかと思わざろう得ません。人の心を考える時、相手に対する気持ち、障害はいつ自分の身に起きるかもしれないという危機感のあるなし。国民の皆様、特に障害を持たない健康な方が障害についての考えはさまざまでしょうが、経済力に左右されず障害についての理解する気持ちは育ってほしいし、持ち続けてほしいです。設備の充実のアンケートのところはほんとうはすべて設備が充実し、便利になり障害者1人ひとりが自立し、社会参加できたらこんなにうれしいことはありません。そんなこといろいろ考えると足元から着実にと願うとちょっと難しい。社会的と個人的にと考えるときちんと表現ができかねるところもありました。※年々視力が低下し、現在拡大読書器を利用して読み書きしております。この拡大読書器を助成していただいたおかげで自分で読み書き機ができております、感謝しております。ただ字がぐちゃぐちゃで申し訳ありません。	視覚障害	50～59歳	女
赤ちゃん言葉はまだいいほうです。呼びすてに呼ばれるのは私は嫌いです。どの制度でも自立する為、本人が頑張っています。関係機関のご協力ほどよろしくお願いします。社会人になってから苦労させないように指導して下さい。	精神障害	40～49歳	男
設備や支援など必要な事はかぞえたてればきりがないと思うが、市民の思いやりの心があれば解決できる事がたくさんあると思いました。思いやりの心を育てる、啓発する福祉行政の力がまだまだ足りないと思います。我が事ととらえて尽力を望みます。担い手は福祉を目指す方々です！！・多方面の方々への働きかけ、その他よろしくお願いします。	肢体不自由	60～69歳	女
設問が机上で行われている感がいなめない。	知的障害	40～49歳	女
設問が抽象的だったです。現実的な設問が欲しかった。例えば、社会に出る事の出来ない精神障害者対策など。	精神障害	40～49歳	男
設問が難しかった。	肢体不自由	40～49歳	女

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
設問に少し問題があると思います。・上記9項目は広い意味では全てが福祉・拒否と制限を別にせず、制限や拒否された事がありますか？以下　回答　はい・いいえ　ほか　質問　「はい」の方はどのような事例ですか？　回答　具体的事例　質問　このような件でどのような工夫や配慮が望ましいですか？　回答　要望事項	視覚障害	50～59歳	男
設問内容が、障害者であれば全てマルを付ける様なものが多過ぎる。	視覚障害	50～59歳	男
先日、市役所へ自立支援医療の更新に行ったら、子ども扱いをされて言いがかりまでつけられ、挙句一言の謝罪もありませんでした。行政側の姿勢には、あきれるばかりです。精神障害への偏見は根が深すぎると思います。これを是正するのは国民全員の責任ではないでしょうか。「コミュニケーションと生活の障害」という理解が、まだまだ足りないという実感を日々しています。この調査の結果で、ほかの精神障害の何を感じているのか、とても興味深いところです。このような機会をいただき、ありがとうございました。	精神障害	20～29歳	女
前回書いて出して欲しいと資料を頂いたが都合で出せなかった。色々な寄せられた主な例で配慮して頂きたいと思うことはいっぱいあった。記入者は70代に入っている。今一番求めていることは、〇要と、手話、近年手話講習会への応募が少なくなった。年令に関係なく手話を知って貰って、地域で聴覚障害者とも交流して頂きたい。コミュニケーションが大事だと思います。	聴覚障害	70歳以上	女
全てのことを考えて改善して行かないといけないし、また、「差別問題」を、深く追及して解消して行かないと思う。	肢体不自由	30～39歳	男
全ての項目で差別をなくすために、法的根拠となる障害者差別禁止法を早く制立させることが重要だとおもいます。	重複障害	30～39歳	女
全ての分野について①物理的課題②人的課題③法的課題が必然的にあると思う。その整理の上にたった質問だとわかり易かったように思う。	肢体不自由	30～39歳	女
全体を通して質問の意味が理解できなかった。理解できて、同感できるものには〇印をつけた。社会、制度のノーマリゼーションも必要だが、障害者が努力して、普通人と同等に生活できるよう努力することも必要だと思う。※返信の封筒が小さい。	肢体不自由	50～59歳	男
全体的に質問の内容がわかりにくく、廻りくどい感じがしました。質問の表現も読み取りにくく、例を示しても、本人にとってはそれ以外のことは想像しづらいと思います。一つ一つの質問を説明しましたが、その作業も非常に難しく、大変でした。もう少し答えやすい質問形式でお願いします。	知的障害	20～29歳	女
全般に、もっと情報の行きとどく体制が望ましい。NHKで重要な奉送に文字が付かない場面もあり、くやしい思いをする。問題となっている内容や病気のことなので…。すべてに文字をつけてほしい。	聴覚障害	60～69歳	女
全部、大事だと思うことばかりで選ぶのが難しかったです。	知的障害	50～59歳	男
全部〇つけるようなしつもんで良いの？？			
全部の項目に〇がついて当然のアンケートではないか。	視覚障害	40～49歳	女
全部の質問が重要だと思われるので、こういう質問形式は不要ではないでしょうか？障害が軽度の人でも？と思い、迷うような・・・どういうアンケートなのかと疑問に思います。次回、またこのようなアンケートを、実施するのなら、一考をお願いします。	知的障害	20～29歳	男
息子は精神障害者、通所施設や病院、デイケア等本人の活動の場では暖かく支援していただいている。しかし、本人の加令と共に他の病気が発生する。精神科以外の病気では緊急の場合を含めて受診がなかなかむづかしい。「じ」の手術もやってはもらえないときく。もし病気になったら、病院をたらい回しにされることは必定。今から10年も前、息子は2週間分の精神薬をあおり、救急で血液浄化のためICUに入った。担当の医師は「はじめに暴力ありき」とばかりに「この高価な機器をこわされた時の責任の所在」などまくし立てた。次の朝、体を動かすことすら出来ない状態だというのに「すぐ退院して！もし従わなかったら警察を呼ぶ」と言われた。本人も家族も苦しみの中にいて更に差別的な医師の言動は将来共に忘れることはない。と共に他科の受診の困難さが身に沁みているところである。	精神障害	50～59歳	男
多くの「差別」は悪意からではなく、思い込みや無知から決めつけてしまっている事が多い。「すれちがい」である。悪意は本当に少ない。又、身体障害は健常者と無関係ではないことを知らない事。知る機会を当事者も自ら声をあげて発言する必要がある。「どうしたらよくなりますか？」と1人1人が全員が知恵を出し合うことが大切。	聴覚障害	30～39歳	男
多岐にわたる設問に対して、「基本的人権」にかかわることを基点として記入しました。	内部障害	70歳以上	男
多岐にわたる調査をすることは大変良い。アンケートの結果を十分検討して	知的障害	30～39歳	男
対象者が、9才の子供のため親が代筆をしましたが、9才の子供には、いくら説明しても理解出来ない内容ばかりでした。また、私の子供（発達障害）にあてはまる内容がほとんどなく感心、薄く感じられました。	発達障害	0～9歳	男
退職してからの難聴なので、現役で、社会に出ていたら、もっと、違った感想がある事と思います。私の若かった頃（昭和20～30年頃）は福祉などは、二の次にされていたのから思えば？今は障害その物に対して、社会の反応は理解が深く、なっています。その身にならなければ分らない不便さは、その障害者だけが感ずるものでしょう。	聴覚障害	70歳以上	女
代わりに書いた人より。・非常に高度な質問内容で、本人はほとんどわかりませんでした。・質問項目が多く、あきてしまいました。この文書をいただいたのは、2/24でした。少々時間に無理がありました。・この質問について、自分の思いを述べられる人は、障害者とくに知的障害者としては、ごく軽度な方でしょう。	その他	40～49歳	女
代筆した親です。申し上げございません。よろしくお願いします。	聴覚障害	30～39歳	男
大事な事柄ばかりで、◎を付けるのにかなり悩みました。行政にはもっと支援してほしい。と改めて感じました。調査をして下さってありがとうございます。	内部障害	30～39歳	女
大変むずかしかったです。	知的障害	40～49歳	男
大変内容がむずかしく、判りやすい回答しやすいアンケートにすべきと思います。答える側の事を考えた内容にしないと有効性が無いと考えます。	重複障害	10～19歳	女
大変膨大な枚数であるので、目次をつけて欲しい。また、点字の場合、◎印の表記が難しいため、点字表記にあわせた方法を提示して欲しい。	視覚障害	30～39歳	男
誰れも障害者に成りたくはありません‼でもこの世に生れた限りは楽しかったと思える人生を送りたいと思います。口先だけの慰めは入りません。心です‼難聴者は幸い見る、食べる、歩く事も出来ます、のでディケアでボランティアをしています。少しでもお役に立てばと思っています。健常者にはもっともっと理解してほしいですね、障害者の事を‼	聴覚障害	60～69歳	女
知的障害の子どもですので私が読んで説明しても、特に何もないと語ってくれませんでした。			

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
知的障害の質問には少しむずかしい感じがします。（代筆）	知的障害	40～49歳	女
知的障害者で比較的軽く家庭的にも恵まれているため該当する項目が少なく記入することが少ない。養護学校卒業後就職することもなく、作業所、支援センターを利用し就職を希望することもなく上も望まず現況で満足している。余暇利用としての青年スクール（年8回）非常に楽しみにしている（親代筆）	知的障害	20～29歳	女
知的障害者への調査については、ごく軽い人を除いては、自分で答えられる内容ではないと感じました。一応本人に質問内容を説明しましたが、手帳Bの娘には、「分からない」ということがほとんどでした。これも障害特性だと思います。住まいについて、親と同居している者のグループホーム、ケアホームへの移行について整備が遅れています。親たちの手で作らなければならないという風潮も一つの差別かなと感じています。齢をとっていく親には荷が重すぎます。提出が遅れてすみません、大丈夫でしょうか。	知的障害	30～39歳	女
地域での生活上の困り事等が少なかった、へだたりを感じました。道路改修や、町から市への変化で交通量が増え事故等が増えつつある、又予想される所は、安全対策もそれなりに取り組んでほしい。今のままでは、地区ごとそのまま差別と感じます。	肢体不自由	60～69歳	男
中途失明者の施設利用について、職業就業のための施設において、学費が入用と聞きましたが、年金及び生活保護なども受けて来る人が多いので、無理があり、考え直してほしい。	視覚障害	50～59歳	男
聴覚障害者が公共の施設において、すべてループの設置をしてほしい。健聴者と同じように聞きとりが可能になるよう考えてほしい　高齢化社会が進むにつれ難聴者が増加しているので講演会等は要約筆記者をはけんして、スクリーン文字をうすしてほしい。	聴覚障害	70歳以上	女
聴覚障害者は外見から分からない障害なので困難さ、苦痛が理解されない（社会において）対応策が遅れていると感じます。聞こえない（にくい）人に気がるに社会の人たちが筆談してくれるような社会になってほしい。（意識）	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者は見て分からないので、見過ごされがちだが、情報が入らない、コミュニケーションがとれないのは廃人と一緒、いつでも、どこでも文字による伝達がほしい。個人も「聞こえない」と云っても書いてくれない人が多い。	聴覚障害	60～69歳	女
聴覚障害者は不況のため全員解ごしました。就職をさがしました。拒否は耳がきこえないのでコミュニケーションの方が難しいそうです。差別しないように平等にしてほしい。	盲ろう	50～59歳	女
調査が膨大で回答が大変だった。	視覚障害	50～59歳	男
調査においても障がいの害の字は、ひらがなか、カナにして下さい。害虫、災害、文字にするときは感心しません。悪いイメージです。発音の時はしかた有りませんが。障がい者の場合は身障者とかして、何にか方法皆んなで考えて行来きたいですね	肢体不自由	60～69歳	女
調査に回答する時間（日数）をもう少し長くしてほしい。点字を読むだけでも時間がかかり、それに答えるにはさらに時間がかかる。もう少し、回答する人の立場に立ってほしい。返信用封筒が小さい。	盲ろう	60～69歳	女
調査のイメージがもちづらい気がしました。	肢体不自由	40～49歳	男
調査の項目にもう少し具体性が欲しい。	視覚障害	60～69歳	女
調査の趣旨はわかるのでしかたがないが、差別などに限定しているので、どうしてもあらさがしになってしまいますね。障害程度は、各個人ちがうし、そしてそれぞれの性格もふくめて、どう社会でまじわっていけるか、当事者がそれぞれの事例でどう感じるかは意識の問題でもあるとおもいます。たとえば、聴覚障害と視覚障害では、問題のありかたもちがってくる。それぞれのパターンでさぐってみてはどうでしょうか。私ごとでいえば、視覚障害で考えると、移動ができるかどうか、文字がよめるかどうかで、ほとんど問題はみえてくるとおもいます。つまり、情報バリアと、交通バリアに限定し、生活の具体的な事例がでてくれば、さまざまな福祉行政にやくだつものとおもわれます。より社会参加するために役立つ調査とおもいますので、ぜひ協力していきたいです。	視覚障害	30～39歳	男
調査を通してではないのですが1言、私は弱視、主人は全盲、子供ダウン症で知的がありますが、ガイドの時間弱視の場合は20時間どんな理由にしてもそれ以上はあけられない。でも、子供と一緒（学校関係）ではどうしてもヘルパーが使用で時間がたりません。状況をはいりょして、少しでも本人のニーズに答えてほしいです。	視覚障害	50～59歳	女
調査を毎年やってほしい。将来、差別がなくするために、理解する国民がふやしてほしいから。スウェーデン国、アメリカのようなADA法、フィーランド国など福祉が進んでいる国を情報を入れて参考して、日本も改善するようにしてほしい。	聴覚障害	40～49歳	女
調査結果はどのようにして公表するのですか？	難病	50～59歳	男
調査項目に関する意見：障害者である本人（私）が、肉親の介護、付き添い、保証人、保護者、後見人、財産管理者などになる場合、それらに関する質問事項が不十分である。例えば、父親が大手術を受けるのに、息子の私が保護者として担当医の説明を聞く場合、医師によっては視覚障害者を馬鹿にして、満足な『インフォームドコンセント』を行わず、そばに居る私の介助者（ヘルパーや施設の職員など）には、図面や模型を見せながら丁寧な説明をする。私が「保護者の私がよく解るように説明してもらわねばならない」と繰り返し主張しても、言を左右にして私の理解を得ようとしない医師が居る。近年、視覚障害者がかなり理解されてきているとはいえ、知識人や社会的に地位の高い人間の中には、しばしば視覚障害者を軽く扱う者がいる。障害者といえども、後見人や財産管理者になる資格が無い筈はあるまい。別の話になるが、料金支払い用にカードを作りたいと思っても、視覚障害者本人が自分で申込書に記入しなければならず、店員が「代筆は認められません。でも、郵送にしていただけばかまいません」などと、理屈に合わないことを言う。しかし、これは店員が悪いのではなく、カード発行の手続きや規則が悪いのである。以上のような私の意見は、医療制度やデパート利用の質問項目の中で解答すればよいのでしょうが、せっかくなので、簡単に〇を付けられるような質問書式にしてもらえるよう希望します。	視覚障害	70歳以上	男
調査内容が非常に抽象的で、質問の意図を手話で、さらにご本人に理解できるように伝える事が困難なものばかりでした。もっと分かりやすい設問にしていただきたいと思います。	盲ろう	50～59歳	男
調査内容の中で、総べていろいろ苦封や、それなりにその場で、お話やお願いすれば出来る事が多いと思います。私の場合年齢的にも余り出かける事もありませんが、時折買物に出かけても、係の方にお願いすれば、結構やってくれます。念のため一言—	重複障害	70歳以上	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
調査内容の特性上、仕方ないとは思うが、項目が多いため、回答するのに時間と労力が必要なので、簡略化できる余地があれば、した方がよいのではないか？	難病	20～29歳	男
長期入院の耳の障がい者への、心の安らぎを考えている。又施設入所の人にも…。例として、聴障団体（協会）や地域の手話サークル等と共同で…。このための事業費支給制度を考えてもらいたい。			
○○県庁障害福祉課及び税務課の職員に、障害者は排気量2500cc以下車両価格250万以下それ以外は、不必要の車両と言っている事。福祉の心が解らない、県職員でいいのだろうか？	肢体不自由	40～49歳	男
締切りまで期間が短かすぎます。返信用封筒が小さすぎます。	視覚障害	60～69歳	男
点字で解答する者には解答例などの書き方など細かい配慮をしてほしかった。また、この返信封筒には解答用紙を入れるのに、たぶん膨大な量になり、苦労すると思う。当事者団体の熟慮をお願いしたかった。メールでの投稿が認められて、良かった。	視覚障害	50～59歳	女
点字で回答するものには、それにあった文章にして欲しい（○をつけるのではなく、番号を書き出すなど）ネットでも自由に送信（アンケート参加をできるようにして欲しい）。アンケートの結果ができるだけ多くの一般社会に人に見ていただけるようにしてください。差別は今も隠れたところで起きています。言葉、暴力、情報をあたえない、社会と遮断された施設入所者や、民間企業に採用され、住み込みのような障害者たちを抜き打ちにチェックしてください。経営者と話をしてお茶を濁すようなことはしないでください。施設や作業所、小企業などの障害者の	視覚障害	40～49歳	女
点字ブロックが視覚障害者にとって大切なものだという認識がとくに若い世代には周知されていないように思われる。学校教育の場面で、もっと障害者への理解とバリアフリーについて教えていってほしい。	視覚障害	50～59歳	男
途中で利用者がいやになりました、協力拒否とのことです。	視覚障害	60～69歳	女
首都圏は、まだ制度、理解が進んでいるので、「差別」と感じて教えられるが、地方の友人等は、全く資源もなく、それが当り前なので、「差別」のがい念が分らない位だと思う。地方でも、制度や、資源、理解が進む事を望む。	精神障害	40～49歳	男
当事者で無いと、本当の事は分かりませんが…障害者だからと言って、あまえてはいけ無いと思います。アンケートに接して、大変勉強に成りました。全て○印にしたい気持ちです。以前と比べ改善されつゝあると思います。私は中途難聴、障害とは気付きませんでした。難者協会に入会して、生き方も＋思考。基準以下の国民年金で、食べる丈、「欲しがりません、死ぬ迄は」と生かされてます。	聴覚障害	70歳以上	女
透析者ですが、これまであまり差別をかんじませんで、ことがあった時は話して理解してもらえてる。	内部障害	60～69歳	女
同じようないでたいへんでした。	肢体不自由	30～39歳	女
同じような感じの所が何口かあったので○づけするのにちょっとまよいました	内部障害	60～69歳	女
同じような質問が2回繰り返すため、記入しずらい。もっと、記入しやすくして欲しい。	聴覚障害	50～59歳	男
同じような問いで疲れた。	精神障害	30～39歳	女
同じ内容をくどくど聞きすぎです。	視覚障害	60～69歳	女
同じ内容をくどくど聞きすぎです。利用者が途中でおこりだしました。	視覚障害	50～59歳	女
特に、外見では判断出来ない内部障害に対する配慮のなさを（差別を）感じます。障害者である当事者（外見で判断可能な人達）が内部障害者がいる事を、自覚して、対応してほしいと思います。	内部障害	60～69歳	女
特に重度障害者の親なき後の、入所・介護施設を充実してほしい。	肢体不自由	60～69歳	男
特に重要なものに◎をつけることは難しい。どれも同じくらい重要とおもいます。	視覚障害	40～49歳	女
ハローワークをふやしてほしい	知的障害	30～39歳	女
内部障害で外見上は分からないので特別差別を受けるようなことはないと思っている。お役にたつような答えができません。（自信の問題として）	内部障害	60～69歳	男
内部障害については質問が少くないように思いました。	内部障害	60～69歳	女
内部障害のため日常生活においてはあまり不自由は感じておりませんので…	内部障害	60～69歳	女
内部障害の欄が少なく配慮が少ない	内部障害	70歳以上	女
内部障害者についての質問がない　非常に残念に思います	内部障害	70歳以上	男
内部障害者についての設問が少ない事が見受けられる	内部障害	50～59歳	男
内部障害者は若干異なるとかんじた。	内部障害	60～69歳	男
内容が多すぎる。調査用紙が厚いのにくらべ、ふうとうが小さくて、ふうとうに入れるのに苦労した。	内部障害	40～49歳	女
内容が多すぎるので、回答意欲をそがれます。精選してまとめるとか分けるとか、回答しやすい工夫をしてほしいです。	聴覚障害	60～69歳	女
内容の分類が細かすぎるような気がしますのでカテゴリーをしぼりこんで筆記させるほうが良いのではないのかと思います。	視覚障害	40～49歳	男
内容的に文章が重複し選びにくかった。点字の場合、○◎は不向きなので、番号で選ぶようにして欲しい。不平不満の多い調査内容に気が重かった。点訳奉仕者が増えるのに、盲人は音声に頼る昨今にむなしさを覚える。	視覚障害	60～69歳	女
日頃より障害者へのご理解ご支援ありがとうございます。私達障害者はとかく不自由な体なのだから支援してもらってあたり前と思いがちな人が多いのですが、自立しよう、何かの役に立とうと思っている人も多いのです。これからもどうか多勢の人の話しに耳を傾けていただいて福祉の充実をよろしくお願いいたします。	内部障害	60～69歳	女
日頃心配なく安心して住やすい日々にしたい事を折願っております。	肢体不自由	60～69歳	男
日常、障害を理由として差別を受けた事はありません。自分が行動する範囲で、使い難い点が差別と言えば差別かもしれませんが。特に困った案件もありません。			
日本ではまだまだ障害者に対する見識が遅れている。	聴覚障害	60～69歳	男
日本は聴覚障害者を低く見ていることが多い。字幕のないものとか、ろう文化を理解しないとか多くあるのが現状である。	聴覚障害	40～49歳	男
日本全国、発達障害児者に、区別なく平等にくらす事ができる日を望みます。指さしされない！こわがってにげない！問題行動は苦情処理である。	重複障害	30～39歳	男
年令や障害や性別を理由に、雇用が拒否されないようにしてほしい。	盲ろう	50～59歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
配慮という言葉をはきちがえて「やってもらって当然」と考える障害者がおられ、同障者として、こういった姿勢は改めないといけないと思います。障害があるがゆえに配慮をするのは必要ですがそれに甘んじることなくその配慮をもって自身も努力する姿勢はもたねばならないと私は考えています。	聴覚障害	40～49歳	女
発達障害の子どもにこのアンケートに答えさせるのに3日かかりました。内容を理解させて、集中させるのに大変なのでこまりました。	発達障害	10～19歳	男
判断しにくい選択項目が多くありました。	視覚障害	50～59歳	男
非常に重要な障害者の性にかかわる問題をその他としたのはなぜでしょう？特に障害をもつ女性は二十の差別を受けています。次回はこのことを重視したアンケートにしてください。このような重要なアンケート調査に、もっと多くの視覚障害者が参加できるよう、配慮と工夫をお願いいたします。	視覚障害	50～59歳	女
不便と差別は別である。人工肛門、人工膀胱（内部障害4級）は、罹病するのは高令者が多く、職場では中途障害者になるので、差別はないと思う。外見も健常者と変わらない。私は差別を感じなかった。□に〇を入れることは、何も出来ませんでした。私の回答は、アンケートの返信から除外して欲しい。	内部障害	70歳以上	男
福祉は差別感のないよう工夫が必要	肢体不自由	50～59歳	女
福祉や保健・医療に関して差別があってはならないのは当り前と思いたい。しかし、人々が「知らないこと」で差別が行ると思うので、一般教育、啓発は大事なことと思う。障害者当事者も含め、周囲の理解を得るよう工夫、努力する必要もあるが。	難病	20～29歳	女
福祉課に必ず聴障者と話をするのを面倒と思っている人がなんと多いことか！自分もいずれ高齢になって耳が遠くなった時、その時に気づいても遅いんですよ。まずはご自分のご両親、ご近所で聴障者は沢山います。将来の自分とかさねて優しく接する事を望みます。耳に限らず、足腰もそうですが、聴障者は外見では理解されない故に一番おざなりになっているのではないでしょうか。	聴覚障害	40～49歳	女
福祉職員の人が安月給できつくて、できる人から辞めていく。	精神障害	40～49歳	男
福祉制度に競争げんりを導入したのがそもそも間違い、政府でもっと支援すべきだと思う。税金をもらっているのならもっと国民にかんげんすべき。	精神障害	40～49歳	男
複雑な設問で、まとめがむつかしいと思えました。是非報告書を公表して、社会へ問題提起をお願いします。			
文言の意図が難しく判断しにくい	盲ろう	40～49歳	男
文字が小さい、うすい	難病	30～39歳	女
文章が難しいのでもっと簡単な文章でやってもらえると良いです。似たような言いまわしもとても多いので困った。混乱してしまった。手話で伝えるのもあまり難しいことは伝えきれないので、もっと簡素化をした方が良いと思います。	盲ろう	60～69歳	女
偏見･差別は同和問題に見られる様に「生活全般に及ぶ」個々の場面設定も否定しないが、国や自治体が保証する「生命財産の保証」は各種省庁や議員の存在理由であると私は思う。日本国憲法3章に有る文言は、憲法98条･99条に関わって保障されている事を忘れないで欲しい。			
返信する封筒が小さくて、調査が多すぎて、ぶあつすぎて、封筒をやぶってしまいました。これからは配りょして欲いものです。私達は、健常者ではありません。	重複障害	40～49歳	女
返送の封筒が小さい！	肢体不自由	50～59歳	男
母代筆でしたが小6の長女には良くわからず･･･。すみません　問3以降は問9の(3)しか記入していません。	発達障害	10～19歳	女
〇〇県で起きた「健常者なのに、身体障害者手帳を･･･」で、本当に障害のある方も、怪しまれる（差別される）ので、こういうことがないようにして欲しい。	聴覚障害	30～39歳	男
本アンケートは、全ての障害者が対象である。障害の多様性が理解されておらず、アンケートそのものにあまり意味がない。行政側に立ったアンケートである。障害者の声が反映されるとは到底考えられない。「丸をつけよ」など、点字使用者に対する配慮がない。アンケート自体に配慮を欠いている。アンケートは各障害別に実施し、もっときめ細かな問いにすべきである。一般社会で暮らす上での設問が抜けている。もっと実態、現実に則したアンケートが望まれる。	視覚障害	60～69歳	男
本人が自分におかれた状況を理解して書くのは難しいのでこうであったらもっと住みやすい過ごしやすい社会になる、ということを書きました。	発達障害	10～19歳	男
本人が重度のためほとんど自分では何を問われているのか理解しがたい、この調査と同時に親の方への設問も欲しいと思いました	知的障害	50～59歳	0
本人が理解できない質問に、「本人に確認して（意志をきいて）書く」『代わりに記入』は、本人が「わからない」「理解できない人」には、本人、代わり記入する人も設問に答えられないということですよね。こういった質問のやり方は、知的障害者、本人には難しいと思います。保護者、家族向けのきっとアンケートもあるのでしょうね。そうあってほしいです。その時にはしっかりと記入できると思います。	重複障害	20～29歳	男
本人にとってはどれももっともなこと。本人にしかわからない苦しみ、なやみ色々と有ります。人の痛みが自分にはわからないのです。どうぞよろしくお願い致します。	肢体不自由	70歳以上	女
本人には質問が難かしい	知的障害	40～49歳	女
本人の持っている障害の種類により、回答にかたよりが出てくると思います。	知的障害	10～19歳	男
本人は、精一杯時間をかけて、印したつもりで、家族（母）にわたしてくれましたが、◎つけないし、自由文の記入もなく、もうちょっと丁寧にしっかり書いてほしいと思いつつ、数日が過ぎてしまいました。忙しさに、頼みそびれて、〆切日になりますので、そのまま送ります。	精神障害	30～39歳	男
本人以外の他の障害はわからないものもあり、あくまでそうぞうして書いた。	重複障害	20～29歳	男
問3-1の(1)のようなことがあったのでこのアンケートに答えるかどうか迷いました。今、「さようならCP」を見ながら書いています。	肢体不自由	60～69歳	男
問9まで障害者を理由に差別・差別とのアンケートですが、障害者は生まれつきの障害者が多くいます。障害年金のない、障害者、人生に夢も希望もなく、ただ強く生きている人達ばかりです。結婚しても生活費もなく困っている障害者が多くいます。夫婦が障害者でいる人達のことを考える時代に入ったと思います。障害者が障害者を差別に入った時代です	肢体不自由	70歳以上	男
問いかけがしつこい感じがするのでもう少しわかりやすくかんたんにしてほしい。	視覚障害	60～69歳	男
問の中に同じようなものがあった　私は精神障害ですが他の障害者の事も考えて〇印をつけたものもあります。	精神障害	50～59歳	男
問題の意味が抽象的であり、極端な事例もあったのでアンケートに答えにくく困惑した。	視覚障害	50～59歳	男

＜さいごに＞

記述内容	障害種別	年齢	性別
役場など、手話通訳者設置について要望に出しても　なかなか思う通りにいかない。もう何回も出してもなかななか。	重複障害	40～49歳	女
優先度の高いものに「◎」とあるが、順位をつけにくい（どれも重要）部分があった。	視覚障害	50～59歳	男
優先度の高いものに「◎」とあるが、順位をつけにくい（どれも重要）部分があった。	視覚障害	40～49歳	女
要望の内容に理想的な面もあります。一気にでなくて少しずつ1つずつ要望を実現することが良いかなと思います。現実的な問題として。	内部障害	60～69歳	男
欲を言えばきりがない。（ほどほど）	肢体不自由	70歳以上	男
良くわからず、質問に答えられない事が多くて申し訳ないがごかんめんして下さい。	知的障害	30～39歳	男
例としてとりあげたのに障害別が書いてあればもっと良かった。	肢体不自由	60～69歳	女
例を読んでいると、自分は特に問題（不満等）はないなと気づいた。	内部障害	20～29歳	男
例題に障害別を記した方が良かったと思う	視覚障害	60～69歳	女

資　　料

第一次調査票

障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査
ご協力をお願いします

この調査は、障害のある人が日ごろから障害を理由とする差別に当たると考え、人々に行ってほしくないと望んでいる行為や、人々に対し配慮や工夫を望んでいる行為などを調べ、明らかにすることによって、差別の防止を図るために活用するものです。

調査で得られた個人的な情報は、調査の集計と検討のためだけに使われ、公表されることはありません。

この調査は、障害者団体や学識経験者からなる調査委員会で計画され、各障害者団体を通じて、全国の障害のある人にご協力をお願いしています。

調査の結果については、調査の実施にご協力いただいた障害者団体に、調査結果の内容を盛り込んだ冊子をお送りするほか、内閣府のホームページで公表することを予定しています。

記入にあたっての注意点

1．この調査は障害のある本人への調査です。

2．次の２つのことについて質問します。

(1)障害を理由とする差別*に当たると考え、あなたが人々からしてほしくないこと

*（障害を理由とする区別、排除、制限などによる、悔しい思い、傷ついた思い、または納得できない扱いなどをいいます。）

(2)障害によって区別や排除や制限がされないように、配慮や工夫をしてほしいこと

3．質問に答えるときは、これまでご自身が体験したことや、今後あなた自身に起こるかもしれないこと、また、周囲の障害のある人が体験したことなどをもとにお書きください。

4．障害が原因で、あなた自身が記入できない場合は、あなたの意見や経験について、普段介助を頼んでいる人に「代筆」あるいは「代わりに記入」をお願いすることができます。

※ただし、代わりに書いてもらう場合には、同封した「『代筆』『代わりに記入』にあたってのお願い」をお読みいただき、十分なご配慮をお願いいたします。

5．書き終わったら、同封の返信用封筒で９月３０日までに送り返してください。

問い合わせ先

この調査についてのお問い合わせは、調査を受託した下記団体までお願いします。

財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　（担当：原田、松田）
電　　話　０３－５２９２－７６２８
ファックス　０３－５２９２－７６３０

＜この調査は、内閣府の委託により実施するものです＞

＜はじめに＞

あなたについて、あてはまるものに○をつけてください

■１．性別

１．男　　２．女

（どちらか選べない方は、○をつけなくて結構です）

■２．年齢　（2008年８月１日現在）

１．0歳～9歳　　２．10歳～19歳　　３．20歳～29歳　　４．30歳～39歳

５．40歳～49歳　　６．50歳～59歳　　７．60歳～69歳　　８．70歳以上

■３．障害種別

あなたの障害は何ですか。あてはまるものについて○をつけてください。

重複障害の場合は、主な障害に◎をつけ、その他の障害に○をつけてください。

１．視覚障害（全盲・弱視・その他）　２．聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）

３．言語障害　　４．盲ろう

５．肢体不自由　　６．内部障害

７．知的障害　　８．精神障害

９．発達障害＊　　10．難病

11．その他　１.から 10.までの選択肢にあてはまらない場合にはお書きください。

〔　　〕

＊発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD などをいいます

■４．居住地域

（１）お住まいの地域はどこですか。（都道府県名）

〔　　〕都・道・府・県

（２）（市・区・町・村の規模）

１．大都市（人口概ね 100万人以上）　　２．中都市（概ね 15万人以上～100万人未満）

３．小都市Ａ（概ね５万人以上～15万人未満）　４．小都市Ｂ（５万人未満）および町村

＊わからない場合は市区町村名をお書きください。〔　　〕市・区・町・村

■５．記入者

このアンケートを記入している方は誰ですか。

１．自分自身で記入（『代筆』を含む）

２．介助者（支援者）・家族・施設職員・障害者団体の職員・友人が代わりに記入

～以下の問いについて、記入欄にそれぞれ３つまで、おおむね50字以内でお書きください。
答えが思いつかない場合は、すべての記入欄に書く必要はありません。
記入欄に書きづらい場合は、別紙にお書きいただいて結構です。

※各問には、お聞きしたい場面の例が書かれています。
書かれている例にあてはまらなくても、あなたが考えたことを、自由にお書きください。

問１　福祉について

１　福祉に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜福祉に関する場面とは＞
例えば、
・障害福祉サービス（在宅福祉サービス、通所サービス、入所サービス等）を利用するとき
・保育所、児童館等の福祉サービスを利用するとき
・これらのサービスの利用の申し込みや手続をするとき　・相談機関を利用するとき
・入所施設から在宅生活に移行するとき　などです。

①	
②	
③	

２　福祉に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問２　保健・医療について

１　保健・医療に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜保健・医療に関する場面とは＞
例えば、
- 病院に入院するとき、入院中、退院するとき
- 病院に通院するとき
- 治療を受けるとき
- 薬を処方してもらうとき、薬を飲むとき
- 健康診断や検査を受けるとき（乳幼児健康診査なども含む）
- 病院を探すとき
- 訪問看護を受けるとき
- 救急車を利用するとき
- 医療相談を受けるとき

などです。

①	
②	
③	

２　保健・医療に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問３　雇用・就業について

１　雇用・就業に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜雇用・就業に関する場面とは＞
例えば、
・仕事を探すとき、応募するとき、職業訓練やカウンセリングを受けるとき
・試験や面接を受けるとき、採用されるとき　・仕事中に介助や情報保障が必要なとき
・職場の環境整備や、仕事の内容、分担、時間配分を決めるとき
・仕事内容を評価・査定するとき　・給料・工賃の決定や支払いのとき
・部署への配属、異動や転勤などを決めるとき　・解雇されるとき
・職場での人間関係や、懇親、職員旅行などのとき
・通勤するとき、職場の中で移動したり、外回りや出張をするとき　などです。
※ 民間の企業や官公庁に勤めているだけではなく、自営業、作業所・授産施設・福祉工場などで働く場合についても含みます。

①	
②	
③	

２　雇用・就業に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問４　教育・育成について

１　教育・育成に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜教育・育成に関する場面とは＞
例えば、
・学校を探すとき、選ぶとき、進路相談を受けるとき
・入学試験、面接を受けるとき
・授業を受けるとき
・席替えや、教室の模様替えをするとき
・パソコンなどの機器や、教科書・教材を利用するとき
・通学するとき、学校内を移動するとき
・授業やゼミにおいて、介助や情報保障（点訳、朗読、手話通訳、要約筆記、わかりやすい説明など）などが必要なとき
・クラブ活動や、遠足・修学旅行、行事・式典などに参加するとき
・市民講座、通信教育、その他生涯学習を受けるとき
・学校生活に必要な手続きをしたり、相談を受けるとき
などです。

①	
②	
③	

２　教育・育成に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問５　建物・公共交通機関等について

１　建物・公共交通機関等の利用に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜建物・公共交通機関等の利用に関する場面とは＞
例えば、
・ホテル、劇場、競技場、デパートなどの建物の施設や設備を利用するとき
・個人商店、売店、食堂などの建物の施設や設備を利用するとき
・図書館、公民館、役場、警察署などの建物の施設や設備を利用するとき
・バス、タクシー、鉄道、船、旅客機などを利用するとき
・駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港などを利用するとき
・公園、道路、歩道、横断歩道、駐車場、サービスエリアなどを利用するとき
などです。

①	
②	
③	

２　建物・公共交通機関等の利用に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問６　情報・コミュニケーションについて

１　情報・コミュニケーションに関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜情報・コミュニケーションに関する場面とは＞

例えば、

・講演会などに参加するとき
・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などのマスコミ・報道を利用するとき
・図書、映画、ビデオなどを鑑賞するとき
・インターネットなどの通信サービスおよび電子サービスを利用するとき
・情報通信機器を使用するとき
・行政や企業の広報を利用するとき

などです。

①	
②	
③	

２　情報・コミュニケーションに関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問７　商品サービス提供について

１　商品サービス提供に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜商品サービス提供に関する場面とは＞
例えば、
- デパートや商店で商品を買うとき
- ホテル、レストラン、床屋や美容院などでサービスを受けるとき
- 家電製品や、衣服、靴、道具を修理してもらうとき　・通信販売を利用するとき
- 不動産（住居や事務所・店舗など）の賃貸および売買の契約をするとき
- 住居や事務所・店舗などを改築、改造するとき　・引っ越しをするとき
- 銀行などのＡＴＭや自動販売機・自動券売機を使用するとき
- スポーツクラブやカルチャーセンターに入会、参加するとき
- 映画館や美術館、劇場、スポーツクラブ、ゲームセンターなどでサービスを受けるとき

などです。

①	
②	
③	

２　商品サービス提供に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問８　政治・行政・司法について

１　政治・行政・司法に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜政治・行政・司法に関する場面とは＞

例えば、

- 選挙のとき
- 投票、直接請求を行うとき
- 議会、審議会を傍聴するとき
- 政治活動を行うとき
- 役所の職員（消防士、警察官等を含む）と連絡や会話をするとき
- 防災や防犯に関しての連絡や調整をするとき
- 災害時に支援を受けるとき
- 裁判を傍聴したり、証人として参加するとき
- 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）と連絡や会話をするとき
- 訴訟に関する情報を集めたり、手続きをするとき

などです。

①	
②	
③	

２　政治・行政・司法に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

問９　その他について

１　次に示すような場面で、あなたが、障害を理由とする差別（不当な区別や排除や制限）に当たるものと考え、**してほしくないこと**は、なんですか。

＜この問でお聞きする場面は＞
例えば、
- 家庭・家族関係（婚姻、男女交際、生殖・家族関係、子どもの養育、介護等）
- 自治会活動（町内会、婦人会、老人会、子ども会等）
- 地域活動（スポーツ、文化芸術、娯楽、レクリエーション活動等）への参加
- その他、ほかの分野に当てはまらないことや、複数の分野にまたがること

などです。

①	
②	
③	

２　上に示したような場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないように、**配慮や工夫をしてほしいこと**は、なんですか。

①	
②	
③	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました！

第二次調査票

障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査〔第二次調査〕
ご協力をお願いします

この調査は、障害のある人が日ごろから障害を理由とする差別にあたると考え、人々にしてほしくないと望んでいる行為や、人々に対し配慮や工夫を望んでいる行為などを調べ、明らかにすることによって、差別の防止を図るために活用するものです。

この調査は、昨年９月に行われた調査（第一次調査）の結果を踏まえて実施するものです。

調査で得られた個人的な情報は、調査の集計と検討のためだけに使われ、公表されることはありません。

この調査は、障害者団体や学識経験者からなる調査委員会で計画され、各障害者団体を通じて、全国の障害のある人にご協力をお願いしています。

調査の結果については、調査の実施にご協力いただいた障害者団体に、調査結果の内容を盛り込んだ冊子をお送りするほか、内閣府のホームページで公表することを予定しています。

記入にあたっての注意点

１．この調査は障害のある本人への調査です。

２．次の２つのことについて質問します。

⑴各分野の項目のうち、あなたが重要だと思うものに、○印をつけてください。

⑵○をつけた項目について、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（※すべての記入欄に書く必要はありません。）

３．質問に答えるときは、これまでご自身が体験したことや、今後あなた自身に起こるかもしれないこと、また、周囲の障害のある人が体験したことなどをもとにお書きください。

４．障害が原因で、あなた自身が記入できない場合は、あなたの意見や経験について、普段介助を頼んでいる人に「代筆」あるいは「代わりに記入」をお願いすることができます。

※ただし、代わりに書いてもらう場合には、同封した「『代筆』『代わりに記入』にあたってのお願い」をお読みいただき、十分なご配慮をお願いいたします。

５．書き終わったら、同封の返信用封筒で２月２７日までに送り返してください。

問い合わせ先

この調査についてのお問い合わせは、調査を受託した下記団体までお願いします。

財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　（担当：原田、松田）

電　　話　０３－５２９２－７６２８

ファックス　０３－５２９２－７６３０

＜この調査は、内閣府の委託により実施するものです＞

＜はじめに＞

あなたについて、あてはまるものに○をつけてください

■１．性別

１．男　　２．女

（どちらか選べない方は、○をつけなくて結構です）

■２．年齢　（2009年１月１日現在）

１．0歳～9歳　　２．10歳～19歳　　３．20歳～29歳　　４．30歳～39歳

５．40歳～49歳　　６．50歳～59歳　　７．60歳～69歳　　８．70歳以上

■３．障害種別

あなたの障害は何ですか。あてはまるものについて○をつけてください。

重複障害の場合は、主な障害に◎をつけ、その他の障害に○をつけてください。

１．視覚障害（全盲・弱視・その他）　２．聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）

３．言語障害　　４．盲ろう

５．肢体不自由　　６．内部障害

７．知的障害　　８．精神障害

９．発達障害＊　　10．難病

11．その他　１.から 10.までの選択肢にあてはまらない場合にはお書きください。

〔　　〕

＊発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD などをいいます

■４．居住形態（１）

どんな家に住んでいますか。

１．個人の持ち家や分譲マンション　　２．賃貸のアパートやマンション、借家

３．公営住宅　　４．グループホーム

５．入所施設　　６．その他

■５．居住形態（２）

ひとりで住んでいますか、それとも誰かと住んでいますか。

１．ひとりで住んでいる　　２．配偶者・子と同居

３．親・兄弟・親族と同居　　４．グループホーム・入所施設で１人部屋

５．グループホーム・入所施設で相部屋　　６．その他

■６．居住地域

（１）お住まいの地域はどこですか。（都道府県名）

〔　　〕都・道・府・県

（２）（市・区・町・村の規模）

１．大都市（人口概ね 100万人以上）　　２．中都市（概ね 15万人以上～100万人未満）

３．小都市Ａ（概ね５万人以上～15万人未満）　４．小都市Ｂ（５万人未満）および町村

＊わからない場合は市区町村名をお書きください。〔　　〕市・区・町・村

■７．記入者

このアンケートを記入している方は誰ですか。

１．自分自身で記入（『代筆』を含む）

２．介助者（支援者）・家族・施設職員・障害者団体の職員・友人が代わりに記入

Ⅰ．福祉について

問１－１　**福祉に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別*にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

（*「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とする区別、排除、制限などによる、悔しい思い、傷ついた思い、または納得できない扱いなどをいいます。以下同じ。）

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。
（すべての記入欄に書く必要はありません。）

（１）福祉サービスの利用を拒否する　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○人工透析、人工肛門、人工呼吸器、インシュリン注射、重度の障害などを理由として障害害者本人のサービスの利用を拒否すること
○障害を理由として子どもの保育所利用を拒否すること　　など

この項目の事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）福祉サービスの利用を制限する　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害児について保護者の同伴を利用条件とすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）福祉サービスのなかで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○保育所などで、障害者が参加できないゲームや学習などを行うこと
○保育所などで、障害児だけ目立つ帽子をかぶせること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）福祉サービスのなかで差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○大人の障害者を子ども扱いし、赤ちゃん言葉を使ったり、「ちゃん」づけで呼ぶこと
○命令的な発言をすること・呼び捨てにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）福祉サービスの制度について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害の種類・等級によって利用できるサービス内容が異なること
○サービスの供給が少ないこと・地域によってサービス内容が異なること・利用負担が高額であること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問１－２　**福祉に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。
（すべての記入欄に書く必要はありません。）

（１）福祉サービスの情報提供について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○説明文書の点字版、拡大文字版、録音版を作ったり、音声コードを付けること
○手話、図解などによるやさしくわかりやすい説明を行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）福祉サービスの利用手続きについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○送付封筒の差出人を点字にしたり、点字・メールなどでの受け付けをすること
○手話、図解などによりやさしくわかりやすい説明を行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）福祉施設の建物について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○施設内の段差を解消すること・スロープを設置すること

○トイレをバリアフリー化すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）福祉施設の設備について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○入り口で靴を履きやすくするために椅子や柄の長い靴べらを設置すること

○車いすで利用しやすい高さにカウンターを改善すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）職員などとのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○福祉施設の館内放送を文字化すること・文字電光盤を設置すること

○やさしくわかりやすい説明をすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

Ⅱ．保健・医療について

問２－１ **保健・医療に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）治療・入院を拒否する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○精神科に通っていたことを理由に眼の手術を断ること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）治療・入院を制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○介助者と一緒でなければ受け入れられないと入院を断ること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）診療しているときなどに差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○赤ちゃん言葉で接すること

○車いすに乗っているだけで医師が「働いているの？」と聞くこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）診療しているときなどに差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○精神科の患者を救急車でなくパトカーで運ぶこと

○重度の自閉症者を料金の高い個室に入れること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）診療しているときなどに暴力や虐待を行う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○看護員が患者に暴力をふるったりいじめること

○時間がないとはいえ体を押さえ拘束して治療すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）制度について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○病院の人員、病室などに関する「精神科特例」があること

○制度利用に医師の診断書・意見書の作成が必要な場合に費用が自己負担であること

など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問２－２　**保健・医療に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○病室を車いすで利用しやすい広さにしたり、窓口のカウンターなどを車いすで使いやすい高さにすること。レントゲン車などの診察車を車いすで利用できるようにすること。
○補助犬が診察室まで入れるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○医師が筆談で対応すること・窓口などに筆談具を用意すること
○大学病院や専門病院の複雑な案内や情報を、わかりやすく伝えること
○いろいろな薬（の袋）を触覚で区別できるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）医療機関における介助や移動について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○入院中に重度障害者には洗濯・買い物・外部との通信に介護をすること

○冬は雪で通院がしにくいので送迎などを行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）本人の了解と同意を得るうえで配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○本人にわかるように医療情報を提供し、本人が納得して医療を受けられるようにすること

○家族や付添人の説明ではなく、本人が説明することを聞くこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○脳性まひは怒鳴られるとますます緊張して動いてしまうので、検査などで動くなと怒鳴らないこと

○障害のため待てない、落ち着かないなどの特性に配慮し対応すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）制度について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○知的障害者も身体障害者と同じように医療費を軽減すること

○入院中も自立支援法が使えるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

ＩＩＩ．雇用・就業について

問３－１　**雇用・就業に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）採用（募集）を拒否する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○車いすの利用、人工呼吸器の使用、難病、聴覚障害、視覚障害、精神障害、てんかんなどを理由として採用を拒否すること
○電話対応などの業務ができないことを理由に採用を拒否すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）採用（募集）を制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○公共交通機関での通勤、自力による通勤、介助者なしでの勤務、自動車免許の所持、「普通活字印刷に対応できること」などを採用の条件とすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）賃金について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること

○残業手当、通勤手当、交通費などを支払わないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）職場の配置など（仕事の配分や権限を与えることを含む）について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○嘱託、パートなどとしてしか働かせないこと

○窓口業務などに配属しないこと・清掃業務だけに従事させること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）昇進、降格などについて差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○昇進をさせないこと

○異動までの期間が長くなること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）仕事のなかで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○立ち上がりが困難な障害者に立ち上がることを強いること、体力的に負担のかかる労働を強いること

○会議への参加を認めないこと、回覧を回さないこと、ネットメールを接続しないこと

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（７）勤務時間、休憩時間などについて差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害を無視して長時間の残業をさせること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（８）教育や訓練などについて差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○研修、現場実習を受けさせないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（９）退職（解雇）について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害の進行、長期入院を理由として退職を強いること

○隠していた障害が明らかとなった場合に退職を強いること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１０）福利厚生などについて差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○親睦会、懇親旅行などに参加させないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１１）職場において差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○休息時間などに存在を無視すること

○上司や同僚が罵声をあびせること、中傷すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１２）求職活動で差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○職業紹介において、視覚障害者に対しマッサージや針灸といった限られた選択肢しか示さないこと

○就職相談などで本人の存在を無視して付き添いの者としか話さないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問３－２　**雇用・就業に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）採用のときに配慮や工夫をしてほしい　［　　］

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○書類だけでなく面接を実施すること、詳しい適性検査を行うこと
○問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）職場の施設や設備について配慮や工夫をしてほしい　［　　］

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○休憩できる部屋を設けること
○車いすでも動きやすい机、音声パソコン、拡大読書器などを設置すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）職場でのコミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、手話のできる職員を確保すること
○点字・拡大文字で書類を作れるようにすること
○口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）ほかの職員への教育について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○職員に対し障害・障害者への理解を促進すること
○職員に対し手話、介助方法の研修を行うこと・障害当事者による講話を行うこと

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）業績の評価について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○健常者とは別に障害者枠として評価すること
○仕事に直接必要な能力で評価すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）勤務時間について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○ＩＴを活用した在宅勤務によって勤務時間を短縮すること

○障害者同士が分担できる勤務時間とすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（７）通勤や出張について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○移動のための介助サービスを利用できるようにすること

○ガイドヘルパーを利用できるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（８）休暇を取ることについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害による通院を年次休暇とは別に取り扱うこと

○症状が悪化したときは有給休暇として認めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（９）仕事を理解するために配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○時間をかけて説明・指導すること・ゆっくりとわかりやすい説明をすること

○パソコンや資格のための講習会・研修会に参加する機会を作ること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１０）職場での相談について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○職場において相談できる場所を設けること・カウンセラーを置くこと

○雇用主との間で調整する相談員を置くこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１１）職場での介助について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○盲ろうのための介助者など、障害に応じた介助者を置くこと

○介助のための機器を設置すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１２）福利厚生などについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○職員旅行、忘年会、送別会などのときに車いすの利用に配慮すること・介助者を置いたり派遣したりすること

○職員旅行、忘年会、送別会などのときに声かけをすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１３）求職活動について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○職業紹介の窓口に障害当事者を相談員として置くこと

○就職後も引き続き相談や支援などをすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（１４）制度について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○公的機関で障害者雇用を進めること。雇用率を上げたり、障害種別・部位別に設定すること。障害者の失業率を把握し健常者のものに近づけること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

Ⅳ．教育・育成について

問４－１　**教育・育成に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）本人などの意向を無視して就学先や教育の内容を決める

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○本人や保護者の意見を聞くことなく、教育委員会や学校長、教員などの判断で就学先を決めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）教育・育成への受け入れを拒否する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○特別支援学校の定員がいっぱいということで入学を認めないこと
○点字受験などの対応が難しい、環境が整備されていない、障害者が入学した前例がないなどの理由で受験を認めないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）教育・育成への受け入れを制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○家族の同伴・付き添いを前提に入学を認めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）授業や学校生活のなかで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害があるので無理だから、危険だからということで、一方的に行事、クラブ活動、体育などの授業、実習などに参加させないこと

○カリキュラムなどを必要以上に特別扱いすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）授業や学校生活のなかで差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○「どうせ理解できないから」「聞こえないから」と、授業中に障害児を無視すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問４－２　**教育・育成に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○点字ブロックの設置や点字表示をすること
○段差の解消、スロープの設置、エレベーターの設置、車いす用トイレの設置をすること
など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）教材について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○点字や音声の資料を用意すること、音声で確認できるようにテキストデータを用意すること、工夫した入力装置を用意すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）介助について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○授業や行事参加については親が同伴しなくてもよいように介助サービスを提供すること
○呼吸器利用者の医療的ケアを、担当の介助者や教員などが行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）コミュニケーションや情報のやりとりについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○学校、大学、市民講座などにおいて手話通訳者、要約筆記者を配置すること、またはその同行を認めること
○点字資料、音声資料、拡大資料を用意すること、拡大読書器の利用を認めること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）手話の使用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○手話を理解できる教員を配置したり増やすこと
○手話による授業を行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）教員や児童、生徒が障害を理解するために配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査でせられた主な例＞

○教員や児童、生徒が自閉症、学習障害、精神疾患、てんかんなどの障害について研修し学習すること

○障害児と一般児童が交流できる時間を多くすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（７）そのほか障害の特性に応じてきめ細かく配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害の特性に応じた個別の支援計画、指導計画を作成し学習指導すること

○学校での試験や資格試験などは、障害に応じて時間を延長すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

Ⅴ．建物・公共交通機関などについて

問５－１　**建物・公共交通機関などの利用に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などの利用を拒否・制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○バス、タクシーなどで車いす利用者などの乗車を拒否すること
○混み合うときは利用を避けてほしいと言うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○タクシーで視覚障害者だとわかるとわざと遠回りすること
○ほかの乗客が嫌な表情や態度をしたり、邪魔者扱いすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）鉄道の駅、空港、バスターミナルなどの利用を拒否・制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○駅の構造上利用が大変なのでほかの駅から乗ってくれと言うこと

○介助を頼んだ障害者を男性なのに女性専用車両に乗せること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）市役所、ホテル、劇場などの施設の利用を拒否・制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○ほかのお客様に迷惑になるからと、外に出すこと

○障害者だけ最後列など特定の座席に案内すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問５－２　**建物・公共交通機関などの利用に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、<u>１つだけ</u>、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）鉄道、バス、タクシー、航空機、旅客船などを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○空港やバス、地下鉄、電車など、乗り換えの際の誘導ができるように、企業間の連携を密にすること
○タクシー券や障害者手帳を提示しても嫌な顔をしないで対応すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）鉄道の駅、空港、バスターミナルなどを利用するときに配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害者が介助者と一緒に休んだり、服薬などができる場所を作ること
○緊急時や、事故が起きたときのアナウンスを、音声だけでなく、電光掲示板などで表示すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）市役所、ホテル、劇場などの施設を利用するときに配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○内装や照明を、デザイン優先でなく弱視者などにも見やすくすること

○トイレやエレベータの使用時間に制限を設けずいつでも使えるようにすること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）公園、道路、歩道、駐車場などの利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○点字ブロックのうえに物や自転車を放置しないこと

○障害者専用駐車場に、雨に濡れないよう屋根をつけること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）制度について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害者専用駐車場を法制化すること

○精神障害者も鉄道運賃を割り引きすること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

Ⅵ．情報・コミュニケーションについて

問６－１　**情報・コミュニケーションに関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）対人のコミュニケーションで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○耳が聞こえない、口頭での会話ができない、相手が理解できないだろうという思いこみなどで、コミュニケーションを拒否すること、無視すること、情報を伝えないこと
○介助者などにだけ話しかけること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）講演会や大勢が利用する施設などで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○講演会や映画館などで、聴覚障害や精神障害などの障害をもっているという理由で参加や入館を拒否したり制限したりすること
○障害者だけ見えづらい・聞こえづらい・参加しにくい特別な座席に案内すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）文化活動・報道活動などのなかで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害について偏った・間違ったイメージ（暗い悲惨なイメージ、反社会的イメージ、かわいそうだというイメージ、半人前だというイメージなど）で描いたり報道すること

○犯罪報道などで障害名や通院歴を強調すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）制度について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○録音図書を貸し出さないなど、障害種別や手帳の有無によって情報支援を行わないことなど

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問６－２　**情報・コミュニケーションに関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、<u>１つだけ</u>、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）対人のコミュニケーションについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○わかるまできちんと話を聞くこと
○手話通訳・要約筆記・筆談・指点字・触手話などを使って会話すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）テレビ、出版などマスメディアの利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○テロップや外国語の翻訳字幕などの文字情報を読み上げること
○ニュースなどにはふりがなをつけること、難しい内容はわかりやすくすること
○印刷物は点字版や録音版を作る／音声コードを付ける／テキストデータを提供すること

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）情報通信や機器の利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○通信の内容や機器を音声読み上げ・点字表示対応にすること

○表示の文字や絵柄を見やすくしたり、利用者が自由に変えられるようにすること

○パソコンやインターネットの利用講座を充実すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）講演会や大勢が利用する施設などで配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○講演ではスライドで示すだけでなく言葉や音声で説明すること

○手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳を付けること・磁気ループを設置すること

○必要資料を点訳すること、視覚障害者にも墨字資料を渡すこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）文化活動・報道活動について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害者に関する情報（啓発情報やパラリンピックなどの番組）を増やすこと

○政治などの難しい内容をわかりやすくすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

ＶＩＩ．商品サービス提供について

問７－１　**商品サービス提供に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）不動産の賃貸や売買などについて差別的に取り扱う　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害を理由に、アパートなどの見学や賃貸契約を断ること
○火災を起こしやすいなどの誤解から住宅の賃貸・売買契約に制限を加えること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）金融や保険の利用について差別的に取り扱う　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○書類の記入ができないことを理由に申し込みを断ること
○ほかの人よりも高額の保険に加入させること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）デパートや商店で商品を買うときに差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○汚れた商品や古い商品を売ること

○値段を高くとること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○スポーツセンターやカルチャーセンターで、危険だからという理由で入会を拒否すること

○映画館で呼吸器の音がするからと、退室を求めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）接客するときに差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○本人ではなくて介助者に話しかけること

○聞こえる家族はいないのかと尋ねること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問７－２　**商品サービス提供に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）不動産の賃貸や売買などについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○家主が障害者にとって必要な改造を認めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）金融や保険の利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○金融機関で、見やすいようにゴシック文字や太線の伝票を用意すること
○本人が記入できない場合に代筆での申し込みや手続きを認めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）ＡＴＭ・自動券売機などの利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○車いすでも手が届く高さに設計すること

○画面の白黒反転、文字の拡大、ふりがなの表示、点字表示、音声案内など、利用者が選べるようにすること。

○タッチパネルだけでなくボタンでも操作できるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）デパートや商店で商品を買うときに配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○ショーケースを低くしたり、鏡をつけて車いすでも見えるように商品を展示すること

○電化製品など障害があっても使えるかどうか試用させること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）レストラン、レクリエーション施設などのサービスの利用について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○映画館や美術館などの案内表示に、ふりがなを付けたり、挿し絵を入れてわかりやすくすること。また音声ガイド・文字ガイドを併用すること

○スポーツクラブ・カルチャーセンターを障害者が使えるように設計すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）制度について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害者が重要な契約（住宅や店舗の賃貸・売買や高額の買い物）をするときの支援制度を設けること

○個人商店などのバリアフリー化を促進するために、改築の補助制度を設けること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

ＶＩＩＩ．政治・行政・司法について

問８－１　**政治・行政・司法に関する場面で、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○本人ではなく付き添いの者に話すこと
○言ってもわからないだろうと必要な説明をしないこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの対応を制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○家族や介助者、手話通訳者などの同伴を求めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などで差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○子どもに話しかけるような言葉づかいをすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問８－２　**政治・行政・司法に関する場面で、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）施設や設備について配慮や工夫をしてほしい　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○行政機関、議会、裁判所、投票所などに、スロープ、エレベーター、車いす用トイレを設置すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）窓口や議会・審議会・裁判の傍聴などでの情報の確保について配慮や工夫をしてほしい　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○筆談に応ずること、必要に応じて代筆を認めること
○手話通訳、パソコン要約筆記を行うこと、磁気誘導ループを設置すること
○点字資料などを用意すること　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）連絡通知、公報などについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○行政の連絡通知や公報、選挙公報の、点字版、録音版を作ること。音声コードを付けること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）手続きなどについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○行政への連絡や申請、裁判手続きを、電子メールでできるようにすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）選挙について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○テレビの政見放送に手話や字幕を入れること・政見放送の内容をわかりやすくすること

○必要な点字投票用紙や点字器を用意すること

○成年被後見人となっても選挙権を認めること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）災害対応などについて配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○聴覚障害者にはサイレンや音声に代わる伝達手段を用意すること
○防災訓練に各種別の障害者を参加させること
○避難所などで、障害者に配慮したスペースやトイレ、衛生用品を用意すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（７）関係者の障害への理解について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○一般公務員や警察官に対して、各障害の特性などを理解させるための講習を行うこと
○障害者世帯などへの民生委員や自治会長の訪問活動を強化すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

ＩＸ．その他について

問９－１　**次に示すような事柄のうち、あなたが、障害を理由とする差別にあたると考え、してほしくないこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）結婚、出産を禁じる、制限する

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害を理由として結婚を認めないこと・結婚や婚約を解消すること
○障害を理由として出産を禁じること・人工中絶すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）性について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害者は性ある存在と認めない行為や言動をすること
○性に関する情報から遠ざけたり隠したりすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）家族のなかで差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○親や家族が本人の意志に関わらず物事を決めること

○家族の障害を隠したり恥じるような言動をすること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）障害者の家族を差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○家族が障害者だから付き合うなどと言うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（５）団体組織、町内会の行事などへの参加について差別的に取り扱う

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害があるからと行事に欠席させること、活動に誘わないこと、回覧板などの情報を回さないこと

○障害者だけ別の行事やレクリエーションを行うこと、または障害者向け行事やサークルがあるからそちらへ参加してほしいと言うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（６）団体組織、町内会などにおいて差別的な言動をする

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○かわいそうなどと上からものを見る態度をとったり、子ども扱いの言葉づかいをすること
○本人でなく介助者・同伴者に話しかけること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

問９－２　**次に示すような事柄のうち、あなたが、障害によって区別や排除や制限がされないよう、配慮や工夫をしてほしいこととして、重要だと思うものは、どれですか。**

※重要だと思う項目の右側の欄に○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。
※また、なかでも特に重要だと思う項目には、１つだけ、◎印をつけてください。
※○や◎をつけた項目については、付け加えたい事例があれば、欄に記入してください。

（１）結婚、出産について配慮や工夫をしてほしい　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○結婚や出産に関する相談を行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（２）性について配慮や工夫をしてほしい　□

＜前回の調査で寄せられた主な例＞
○障害者の性や生殖に関する情報をオープンに提供すること
○性ある存在ということについての啓発・教育を行うこと　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（３）障害者の家族に対して配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○家族だけで介助・支援するのは限界があるので制度的にサポートすること

○家族を心理的にもサポートする親の会などの仕組みを充実させること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

（４）団体組織、町内会の行事などへの参加について配慮や工夫をしてほしい

＜前回の調査で寄せられた主な例＞

○障害者も参加しやすい活動を企画すること

○イベントなどで障害者の席を設けること、行列や待ち時間で優先すること　　など

事例として付け加えたいものがあれば、下の欄に記入してください

＜さいごに＞

※これまでお聞きした、問１から問９までの分野のなかで、今日、障害を理由とする差別を防止したり、人々が配慮や工夫をすることが重要と思うものに、○印をつけてください。○はいくつつけても結構です。

※また、なかでも特に重要だと思うものには、<u>１つだけ</u>、◎印をつけてください。

□ １．福祉

□ ２．保健・医療

□ ３．雇用・就業

□ ４．教育・育成

□ ５．建物・公共交通機関

□ ６．情報・コミュニケーション

□ ７．商品サービス提供

□ ８．政治・行政・司法

□ ９．その他

■ この調査を通してお気づきの点などがあれば、ご自由にお書きください

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成20年度　障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査研究 調査委員会

（五十音順・敬称略）

佐　藤　久　夫	日本社会事業大学　教授〔委員長〕
高　山　直　樹	東洋大学社会学部社会福祉学科　教授
若　林　康　子	人権擁護委員（法務省委嘱）
高　田　明　子	日本社会事業大学　社会事業研究所　研究員
平　井　　晃	日本身体障害者団体連合会　評議員
竹　下　義　樹	日本盲人会連合　副会長
松　本　正　志	全日本ろうあ連盟　福祉対策部長
太　田　修　平	日本障害者協議会　理事
金　　政　玉	DPI 日本会議　DPI 障害者権利擁護センター所長
照　山　成　信	全日本手をつなぐ育成会　理事
千　葉　　均	全国脊髄損傷者連合会　専務理事
山　本　眞　理	全国「精神病」者集団
庵　　悟	全国盲ろう者協会
新　谷　友　良	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会　常務理事・国際部長
良　田　かおり	全国精神保健福祉会連合会　事務局長
氏　田　照　子	日本発達障害ネットワーク　副代表

調査委託：内閣府

政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8970　東京都千代田区霞が関３－１－１
ＴＥＬ：０３－５２５３－２１１１（代表）
ＦＡＸ：０３－３５８１－０９９２
ホームページ　http://www8.cao.go.jp/shougai/

調査実施：財団法人　日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052　東京都新宿区戸山１－22－１
ＴＥＬ：０３－５２７３－０６０１（代表）
ＦＡＸ：０３－５２７３－１５２３
ホームページ　http://www.jsrpd.jp/